第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合の組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向：電通共闘の総連合オブザーバー参加／化学エネルギー労協とICEF・JAFの組織統合／全国化学関連労働組合協議会の結成／日本板硝子労組の合化労連脱退／保険共済関連労組懇談会の発足／労働戦線の再編・統一問題：総評大会での方針／同盟の方針／総連合の方針／「統一を進める会」の提唱／総連合の総評・同盟との協議／総評の新方針／統一労組懇の動き／同盟定期全国大会／総評臨時大会／統一労組懇「四・三中央総行動」をめぐる問題

概要

一、七六年いらい減少に転じた労働組合員数は、七九年にも減少をつづけ、七五年と比べると単一労働組合員数は約二八万二〇〇〇人減の約一二三〇万九〇〇〇人となり、推定組織率は三一・六%に低下した。

一、産業別にみると一年前に比べて農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業、分類不能産業で組合員が減少したが、建設業、卸売業・小売業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、公務ではなお増加している。

一、民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、対前年比では「その他」、三〇〇～九九九人規模、二九人以下規模での減少がいちじるしいが、対七五年比では一〇〇〇人以上規模での減少が大きい。

一、単一労働組合員数の増減を主要連合体別にみると、七九年には総評は前年よりも約二万八〇〇〇人増でその加盟組合員は約四五五万三〇〇〇人となり、同盟は約三万五〇〇〇人減で二一四万七〇〇〇人、新産別は約二〇〇〇人増で約六万三〇〇〇人、中立労連は約一万六〇〇〇人増の約一三万七〇〇〇人となった。その結果、組合員総数に占めるそれぞれの割合は総評三七・〇%、同盟一七・

四%、新産別〇・五%、中立労連一〇・九%となった。

一、都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、七九年には労働組合員がもっとも集中している東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、福岡をふくむ三〇都府県で減少し、その他の道府県で若干の増加をみた。

一、総評は七九年七月の第五九回定期大会で採択した運動方針のなかで、労働戦線の統一、職場での運動推進、中小未組織労働者の組織化の三つを組織活動の基本とした「組織強化・拡大」の組織方針を決めた。同盟は八〇年一月の第一六回定期全国大会で八〇～八一年の運動方針を採択し、そのなかで、「八〇年代のきびしい経済環境のなか」、雇用創出、インフレ抑制、労働者生活向上をめざし組織拡大強化をはかる方針を決めた。

一、産業別組織の動向で注目されるのは、①電通共闘の総連合へのオブザーバー参加、②化学エネルギー労協とICEF・JAFとの組織統合、③全国化学関連労働組合協議会の結成、④日本板硝子労組の合化労連脱退、⑤保険共済関連労組懇談会の発足などである。

一、労働戦線の再編・統一問題に関しては、総評、同盟とも八〇年代を展望して戦線統一の新しい方針を提起し、とくに総評が新しい統一体の国際自由労連加盟の検討を打ち出したこと、新しい民間結集体結成の動きが活発化したこと、総連合を間にした総評と同盟の話合いがつづけられたこと、総評の新しい方針に関連して統一労組懇の活動が積極的におこなわれたこと、同時にそのなかで統一労組懇と総評との対立が深まったことなどが注目される。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数　一九七六年に、日本の労働組合員数は一九五一年いらいはじめて減少をみせたが、七九年もこの傾向はつづいている。七九年六月末現在の労働組合員数（単一労働組合員数*）は、約一二三〇万九〇〇〇人で、前年同期よりも約七万四〇〇〇人（〇・六%）減、史上最高を数えた七五年に比べれば約二八万二〇〇〇人（二・二%）減であった(第71表)。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期を経て今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの

＊　ここに掲げた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱いの組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者すなわち本部の組合員数として集計されるからで、後者の場合には単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

強行、朝鮮戦争の勃発などを背景に占領

第71表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　　（単位・単一）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1969年	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	3,196	35.2
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,388	34.8
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,469	34.3
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	3,659	33.1
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	2,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△0.5)	3,796	32.6
1979	34,112 (71,780)	12,308,756 (12,173,913)	△ 51 (912)	△ 74,073 (△ 58,701)	△ 0.1 (1.3)	△ 0.6 (△ 0.5)	3,899	31.6

〔備考〕　1）　組合数，組合員数は単一労働組合である。（　）内は単位労働組合数および組合員数である。
2）　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年６月分による。
3）　推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）　△ 印は減少を示す。
5）　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期でようやく立ち直った労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを超えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間欠的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増に支えられて、組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのった。

だが、注目しなければならないのは、組合員の絶対数こそ七五年までなおも増加をつづけたものの、七一年以降は組合員数の増加が雇用労働者数の増加に追いつかず、第71表にみるとおり組合組織率が低下しはじめていることである。そして七三年以降雇用労働者数の年間増大幅がいちじるしくせばまり、ついで七四年に、構造不況が顕在化して、企業の雇用調整が進行するなかで、七六年以後の組合員数の減少という、組合員数変動における第五の時期をむかえているのである。

組織率　一九七八年には、前年に比べて組合員数が約七万四〇〇〇人減少したのにたいして、雇用労働者数が約一〇三万人増加したため、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は、前年を一・〇ポイント下回って、三一・六%となった(第71表)。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%からはじまり、四八～四九年には五〇%を超えたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年以降はふたたび低下傾向に転じて、七九年には三一・六%になり、一九五九年（三一・一%）の最低水準に近づいている。

国際比較　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七九年には一億二二八〇万人に達しているが、資本主義国で組合員数がわが国のそれを上回っているのはアメリカ合衆国（七八年二二八〇万人）だけであり、イギリス約一二〇〇万人（七八年）、西ドイツ八六二万二〇〇〇人（七五年）である。また組合組織率ではスウェーデンが最高で七〇%を超え、イギリス五一・五%（七四年）、西ドイツ四〇・三%（七

五年）であるが、アメリカ合衆国は総労働者数一億〇二五四万人のうち組合に組織されているのは二二・三％（七八年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九七九年の単一労働組合員数は、全産業でみると労働組合員数が最高を示した対七五年比で二・二％減、対七八年比で〇・六％減であったが、これを産業別にみると、対七五年比では、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業で減少しているほかは、他のすべての産業で増加している。対前年度比では、対七五年比で減少している産業に加えて、「分類不能産業」で減少がみられる。これらのうち、とりわけ減少がはなはだしいのは製造業で、対七五年比で約四八万七〇〇〇人（一〇・六％）、対前年比で約一一万五〇〇〇人（二・七％）の減となっている（第72表）。以上の増減の結果、七九年における労働組合員の産業別構成はつぎのようになった。最大の部分を占めてきた製造業はその比率が低下して三三・四％となり、運輸・通信業一六・七％、サービス業一三・三％、公務一二・一％、金融・保険・

第72表　産業別労働組合員数および推定組織率（1979年）

（単一）

産業	組合員数		対75年増減数	対75年増減率	対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	人	%	%
全産業	12,308,756	(100.0)	▲ 281,644	▲ 2.2	▲ 74,073	▲ 0.6	31.6
農林，漁業，水産養殖業	97,203	(0.8)	▲ 17,228	▲ 15.1	▲ 6,103	▲ 5.9	21.1
鉱業	54,588	(0.4)	▲ 10,929	▲ 16.7	▲ 4,294	▲ 7.3	45.5
建設業	688,959	(5.6)	11,300	1.7	10,934	1.6	16.8
製造業	4,115,834	(33.4)	▲ 487,120	▲ 10.6	▲ 114,772	▲ 2.7	36.0
卸売業，小売業	761,616	(6.2)	58,720	8.4	18,035	2.4	9.6
金融・保険，不動産業	996,880	(8.1)	35,498	3.7	8,916	0.9	60.8
運輸・通信業	2,050,120	(16.7)	▲ 33,259	▲ 1.6	▲ 18,089	▲ 0.9	61.0
電気・ガス・水道・熱供給業	234,004	(1.9)	5,648	2.5	569	0.2	73.1
サービス業	1,633,932	(13.3)	88,543	5.7	12,778	0.8	21.5
公務	1,484,890	(12.1)	64,843	4.6	22,252	1.5	73.1
分類不能の産業	190,730	(1.5)	1,047	0.6	▲ 4,299	▲ 2.2	—

〔備考〕 1）▲印は減少を示す。
2）労働省昭和50年および54年「労働組合基本調査報告」により作成。

不動産業八・一%、卸売業・小売業六・二%、建設業五・六%であった(第72表)。

産業別組織率

七九年における推定組織率を産業別にみると、最高は電気・ガス・水道・熱供給業および公務の二産業で、同率の七三・一%である。これらにつぎ以下運輸・通信業六一・〇%、金融・保険・不動産業六〇・八%、鉱業四五・五%、製造業三六・〇%、サービス業二一・五%、農林・漁業・水産養殖業二一・一%、建設業一六・八%、卸売業・小売業九・六%の順になっている(第72表)。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数

民間企業の単位労働組合員数は、一九七九年には七五年よりも約三六万人(四・〇%)減少して、約八五七万三〇〇〇人となった。これを企業規模別にみると、対七五年比では、従業員一〇〇人以上の企業での減少がいちじるしく、三八万六〇〇〇人(七・四%)減であった。対前年比では、三〇〇~九九人規模で約一〇〇人(〇・三%)増であったほかは、他のすべての規模で減少

第73表　企業規模別労働組合員数(民営企業)

(単位)

企業規模	組合員数					組合員数の構成比	
	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	組合員数の対1975年増減率	組合員数の対前年増減率	1975年	1979年
	人	人	人	人	人	%	%	%	%
合計	8,933,293	8,812,544	8,713,977	8,642,974	8,572,897	▲ 4.0	▲ 0.8	100.0	100.0
1,000人以上	5,226,693	5,088,102	4,986,914	4,863,074	4,841,050	▲ 7.4	▲ 0.5	58.5	56.5
300~999人	1,365,469	1,380,972	1,366,384	1,385,491	1,369,999	0.3	▲ 1.1	15.3	16.0
100~299人	1,023,031	1,031,368	1,033,899	1,022,861	1,014,758	▲ 0.8	▲ 0.8	11.5	11.8
30~99人	454,009	461,720	466,206	464,198	465,488	2.5	0.3	5.1	5.4
29人以下	69,225	72,088	70,907	70,339	69,537	0.5	▲ 1.1	0.8	0.8
その他	794,866	778,294	789,667	837,011	812,065	2.2	▲ 3.0	8.9	9.5

〔備考〕 1) その他とは，2企業以上の従業員で組織されるもの（1人1企業のものをふくむ）および規模不明のものである。
2) ▲印は減少を示す。
3) 労働省「労働組合基本調査報告」昭和50~54年各版により作成。

している(第73表)。

組合員数の企業規模別構成

右に示した変化の結果、七九年における民営企業労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになっていた。七一年に全体の五九・五%を占めていた一〇〇〇人以上規模の企業の組合員は、七九年には五六・五%に低下した。ただ対前年比では、七八年の五六・三%から七九年の五六・五%へと若干、高まっている。三〇〇～九九九人規模は七五年の一五・三%から七九年の一六・〇%へ、一〇〇～二九九人規模は七五年の一一・五%から七九年の一一・八%へ、三〇～九九人規模は七五年の五・一%から七九年の五・四%へと比率を高め、二九人以下の規模では七五年、七九年ともに〇・八%であった(第73表)。

4 組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因

第七71表(一九二頁)にみるように、一九約七万四〇〇〇人、単位労働組合員数は九年にはわが国の単一労働組合員数は た。こうした組合員数の変化は、既設組合(七八年六月末日までに設立されていた組合)における組合員数の増減と、七八年七月～七九年六月の時期における組合の新設・解散による組合員の増減の総合された結果である。七九年における組合員の減少は、その両者によってひき起こされたものである。

第74表　新設，解散労働組合数および組合員数　　(単位)

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数
		人		人		人		人	人
1973年	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501
1979	2,344	211,594	1,402	107,234	2,357	222,582	1,425	81,729	△ 10,988

〔備考〕 1) 新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等の「その他の理由による新設」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2) 解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および組合無用論による解散，組合内の紛争による解散等の「その他の理由による解散」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3) 労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

第75表　産業別にみた実質的新設・解散組合員数（1979年）　（単位）

	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）−（B）
	人	人	
全産業	107,234	81,729	25,505
農林漁業・水産養殖業	498	1,202	△ 704
鉱業	—	1,476	△ 1,476
建設業	22,727	17,495	5,232
製造業	33,269	31,850	1,419
卸売・小売業	15,687	6,174	9,513
金融・保険業	3,643	2,935	708
不動産業	175	50	125
運輸・通信業	14,369	7,861	6,508
電気・ガス・水道・熱供給業	318	167	151
サービス業	10,451	9,098	1,353
公務	5,348	2,035	3,313
分類不能の産業	749	1,386	△ 637

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」により作成。

第76表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散組合員数（1979年）　（単位）

企業規模	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）−（B）
	人	人	
合計	99,070	72,014	27,056
1,000人以上	34,930	23,062	11,868
500 ～ 999人	7,588	2,411	5,177
300 ～ 499人	7,648	5,085	2,563
100 ～ 299人	13,518	11,889	1,629
30 ～ 99人	11,217	9,936	1,281
29人以下	3,025	3,278	△ 253
その他	21,144	16,353	4,791

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」により作成。

すなわち、第74表で明らかなように、七八年までは新設組合員数が解散組合員数を上回っているが、七九年にはその関係が逆転し、新設組合員数は下回った。七九年における新設・解散による組合員の変化は、約一万一〇〇〇人の減であった。ただし、実質的新設・解散組合員数についてみると、新設組合員数が解散組合員数を二万六〇〇〇人上回っている。全体として解散組合員数が上回ったことは、組織の変更および分裂にともなう形式的解散組合員数の大きさ（約三万六〇〇〇人）による。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

前年に比べて一九七九年に組合員数が減少した産業は、第72表（一九四頁）にみるように農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業、分類不能の産業であり、その他の産業では組合員数の増加がみられたが、第74表にみるように、組合員数が減少した産業のうち、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を下回ったのは、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、分類不能の産業で、その他のすべての産業では実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回った。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

一九七九年の民営企業の組合員数は、第73表（一九五頁）にみるとおり約七万人減少したが、この減少が既設組合の組合員減、および形式的新設組合員数を上回ったことによるものであることは、七九年の民営企業における実質的新設組合員数が約九万九〇〇〇人であったのにたいして、実質的解散組合員数が約七万二〇〇〇人にとどまったことからして明らかである（第76表）。これを企業規模別にみると、従業員三〇人以上の企業規模ではすべて実質的新設組合員数が形式的解散組合員数を上回ったが、二九人以下の零細企業においては前者が後者を若干下回った。構造不況下でこの種の企業の倒産が多発したことによるものと思われる。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、一九七九年には全国的連合体は二八四（前年より四減）、地方的連合体は四六一（前年より二一減）、府県的連合体は一六五九（前年より三七増）、地区的連合体は三二八〇（前年より一〇七増）で、それらの合計は五六八四（前年より一一九増）であった（第77表）。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織のかたちをとっているものに全国労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、これらが通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち名実ともに労働組合のナショナル・センターとして機能してきたのは、総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい大会を開いて労連としての活動方針を

第77表　地域および組合の種類別連合団体数

地域的範囲	合計		連合組織		協議組織	
	1978年	1979年	1978年	1979年	1978年	1979年
	%	%	%	%	%	%
合計	5,565(100.0)	5,684(100.0)	1,116(20.1)	1,100(19.4)	4,449(79.9)	4,584(80.6)
全国的	288(100.0)	284(100.0)	175(60.8)	179(63.0)	113(39.2)	105(37.0)
地方的	482(100.0)	461(100.0)	191(39.6)	158(34.3)	291(60.4)	303(65.7)
府県的	1,622(100.0)	1,659(100.0)	479(29.5)	469(28.3)	1,143(70.5)	1,190(71.7)
地区的	3,173(100.0)	3,280(100.0)	271(8.5)	294(9.0)	2,902(91.5)	2,986(91.0)

〔備考〕 1)　連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2)　全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3)　地方的とは，2以上の都道府県に分布するもの。
4)　府県的とは，1都道府県内に分布するもの。
5)　地区的とは，1市町村内または隣接市町村に分布するもの。
6)　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

第78表　主要団体別労働組合員数の推移　　(単一)

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1973年	12,097,848 (100.0)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	3,316,517 (27.4)	1,103,040 (9.1)
1974	12,461,799 (100.0)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100.0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.8)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.7)	3,600,736 (28.7)	1,089,501 (8.7)
1977	12,437,012 (100.0)	4,556,567 (36.6)	2,210,240 (17.8)	64,519 (0.5)	1,330,089 (10.7)	3,574,575 (28.7)	1,085,069 (8.7)
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
1979	12,308,756 (100.0)	4,552,907 (37.0)	2,146,567 (17.4)	63,248 (0.5)	1,337,180 (10.9)	3,527,747 (28.7)	1,065,615 (8.7)
対前年増減数(人)	△ 74,073	27,670	△ 35,243	1,978	16,382	△ 79,743	△ 6,262
対前年増減率(%)	△ 0.6	0.6	△ 1.6	3.2	1.2	△ 2.2	△ 0.6

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　) 内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

決め、また組織整備と主体性確国的連絡機関の性格を脱していにも小さいので、これら二つはるとはいえない。なお中立労連なることをめざして七九年三月連合して全国労働組合総連合（が、第三のナショナル・センタる。

以上の総評、同盟、中立労連、新産別の四団体に所属する組合員数の合計は、七九年には、対七五年比で約一七万八〇〇〇人減少しているが、対前年比では約一万一〇〇〇人増加し、約八一〇万人となり、日本の労働組合員数に占める割合は六五・八％となった（第78表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評　総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい伸びなやみ、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下する傾向にあったが、七四年いらい流れが変わり、七四～七六年には組合員数を増加した。七九年の加盟組合員数は対七八年比で二万八〇〇〇人増で、組合員総数に占める割合は、前年より〇・五ポイント増加して三七・〇％であった（第78表）。

加盟組合のうち前年比で組合員数を増加したおもな組合は、全日本自治団体労働組合（自治労）約一万七〇〇〇人増、日本医療労働組合協議会（日本医労協）約八〇〇〇人増、全国自動車交運労働組合連合会（全自交労連）約六〇〇〇人増であった。また前年に比べて組合員が減少したおもな組合は、全国金属労働組合（全国金属）約九〇〇〇人減、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）約九〇〇〇人減、全逓信労働組合（全逓）約四〇〇〇人減であった。

同盟　同盟は六四年の発足いらい七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、組合員総数に占める割合を高めてきたが、七五年いらい組合員数は減少傾向に転じ、七七年は組合員数を約一〇〇〇人増加させたが、七八年にはふたたび減少を示した。七九年も対前年比で約三万五〇〇〇人減少し、組合員総数に占める割合でも〇・二ポイント低下した。

傘下組合のうち組合員数が増加したおもな組合は、ゼンセン同盟約四〇〇〇人増、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）約四〇〇〇人増、全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）約一〇〇〇人増等であり、組合員数が減少したおもな組合は、全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）約二万四〇〇〇人減、全日本海員組合（海員）一万一〇〇〇人減、全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）約七〇〇〇人減等であった。

新産別　新産別傘下ではその中心的組織である全国機械金属労働組合（全機金）が組合員数を前年より約二〇〇〇人増加した。

中立労連　七九年の傘下組合員数は、対前年比で約一万六〇〇〇人増の約一三三万七〇〇〇人で、傘下組合員数が増加したおもな組合は、全国建設労働組合総連合（全建総連）約九〇〇〇人増、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）約七〇〇〇人増であり、組合員数が減少したおもな組合は、全日本食品労働組合連合会（食品労連）約二〇〇〇人減、全国窯業労働組合連合会（全窯連）約一〇〇〇人減であった。

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）

このほか、同盟・総評・中立労連にまたがる組織であるIMF・JCの七九年の傘下組合員数は、約一八六万四〇〇〇人で、前年より約一万三〇〇〇人減、一九七五年の約一九二万六〇〇〇人よりも約六万二〇〇〇人減であった。

主要連合体の産業別組織状況

一九七九年の労働組合員数を産業別に分けると、第72表（一九四頁）でみたとおり製造業（三三・四%）、運輸・通信業（一六・七%）、サービス業（一三・三%）、公務（一二・一%）の四部門で全体の七五・五%を占めることになる。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組合員数を組織しているのは同盟（二九・四%）で、総評（一七・五%）、中立労連（一六・三%）がこれにつづいている。運輸・通信業とサービス業では総評がそれぞれ五八・四%と六〇・三%を占め、公務では総評が八九・三%とその圧倒的部分を組織している。

また、農業、漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業では、四団体のいずれにも加盟しない組合が過半数を占めている（第79表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九七九年に労働組合法適用組合員数は約八八三万四〇〇〇人でもっとも多く、ついで地公法適用組合員の約一九五万八〇〇〇人、公労法適用組合員約一〇〇万四〇〇〇人、国公法適用組合員約二九万人、地公労法適用組合員約二二万四〇〇〇人となっている（労働省「昭和五四年労働組合基本調査報告」による）。

第79表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位）（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年
全産業	100.0	36.8	37.2	17.7	17.6	0.5	0.5	10.7	10.9	37.6	37.2
農業	100.0	26.3	25.2	21.8	21.9	—	—	0.2	0.2	51.7	52.7
林業・狩猟業	100.0	77.5	77.4	14.1	13.8	—	—	—	—	8.4	8.7
漁業・水産養殖業	100.0	0.3	0.4	10.8	11.9	—	—	15.6	18.8	73.3	68.9
鉱業	100.0	54.0	52.2	16.5	17.0	0.1	—	3.1	3.2	26.4	27.6
建設業	100.0	17.7	17.0	4.4	5.1	—	—	37.3	37.8	41.2	40.7
製造業	100.0	17.8	17.5	29.5	29.4	1.2	1.3	15.8	16.3	40.9	41.1
卸売業・小売業	100.0	6.7	6.4	24.6	26.0	0.1	0.0	3.9	3.8	74.3	73.3
金融・保険業	100.0	2.1	2.0	1.2	1.2	—	—	32.3	32.7	64.9	64.5
不動産業	100.0	27.9	26.8	9.8	9.8	0.0	—	0.3	0.3	86.1	87.3
運輸・通信業	100.0	58.2	58.4	20.4	20.1	0.4	0.4	0.0	0.0	24.9	25.1
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	25.6	26.0	61.8	61.3	—	—	10.3	10.4	2.5	2.6
サービス業	100.0	57.7	60.3	4.1	4.2	0.0	0.0	0.8	0.8	38.0	35.4
公務	100.0	89.3	89.3	2.7	2.7	—	—	—	—	8.1	8.1
分類不能の産業	100.0	26.4	26.5	8.4	8.7	—	—	2.3	4.6	63.0	60.3

〔備考〕　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

第81表　都道府県別労働組合員数

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	主要団体別構成比 (%)					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,173,913	△ 58,701	△ 0.5	100.0	37.2	17.6	0.5	10.9	37.2
北海道	518,404	210	0.0	100.0	55.2	9.1	0.0	6.5	31.1
青森	91,794	365	0.4	100.0	56.4	16.3	0.1	4.3	25.0
岩手	123,650	△ 780	△ 0.6	100.0	55.4	13.0	0.0	6.9	27.4
宮城	185,398	1,380	0.7	100.0	41.4	12.1	0.1	11.9	37.4
秋田	117,841	△ 2,248	△ 1.9	100.0	50.0	9.6	0.0	4.9	37.3
山形	112,679	△ 632	△ 0.6	100.0	43.8	11.9	2.0	18.6	26.1
福島	177,019	△ 53	0.0	100.0	44.5	19.9	1.4	9.1	27.1
茨城	210,994	1,626	0.8	100.0	39.5	9.0	0.1	22.5	30.4
栃木	164,398	3,459	2.1	100.0	28.5	18.7	—	15.6	44.1
群馬	159,619	△ 842	△ 0.5	100.0	37.8	11.1	1.1	13.2	40.4
埼玉	329,632	1,317	0.4	100.0	30.5	21.7	0.3	15.7	38.4
千葉	283,628	7,556	2.7	100.0	43.7	15.8	0.2	11.5	33.2
東京	2,130,522	△ 1,977	△ 0.1	100.0	28.8	16.9	0.6	11.2	45.1
神奈川	761,360	△ 2,600	△ 0.3	100.0	29.6	20.9	1.2	17.6	41.2
新潟	238,682	△ 1,981	△ 0.8	100.0	42.0	22.6	0.7	4.7	33.2
富山	135,714	△ 399	△ 0.3	100.0	36.2	20.3	4.7	3.4	40.2
石川	104,539	△ 1,871	△ 1.8	100.0	48.5	25.0	—	5.0	23.5
福井	80,308	644	0.8	100.0	38.5	28.7	—	9.5	24.3
山梨	56,071	607	1.1	100.0	54.7	7.4	—	7.6	31.2
長野	229,562	△ 1,294	△ 0.6	100.0	39.6	13.2	0.1	14.0	34.8
岐阜	163,084	△ 2,044	△ 1.2	100.0	32.4	27.5	0.0	8.4	35.6
静岡	359,507	2,041	0.6	100.0	32.2	19.7	0.4	12.4	40.6
愛知	772,426	△ 5,092	△ 0.7	100.0	27.7	17.2	0.6	7.5	50.6
三重	180,062	△ 4,103	△ 2.2	100.0	36.6	14.5	0.1	15.6	34.7
滋賀	109,393	2,716	2.5	100.0	28.6	21.0	1.6	15.9	34.9
京都	250,151	△ 2,420	△ 1.0	100.0	44.0	16.0	4.2	9.8	30.4
大阪	1,060,589	△ 12,734	△ 1.2	100.0	35.4	21.5	0.2	11.0	35.2
兵庫	563,371	△ 11,043	△ 1.9	100.0	41.2	20.5	—	11.9	28.6
奈良	74,259	1,368	1.9	100.0	48.8	11.5	—	16.7	24.1
和歌山	92,317	△ 1,735	△ 1.8	100.0	53.2	14.6	—	7.1	27.1
鳥取	55,816	△ 178	△ 0.3	100.0	49.4	13.7	—	5.2	33.8
島根	70,696	△ 633	△ 0.9	100.0	43.7	22.9	—	4.3	30.6
岡山	196,584	△ 2,854	△ 1.4	100.0	36.8	26.2	—	11.0	30.7
広島	334,984	△ 8,464	△ 2.5	100.0	34.3	20.1	—	7.8	38.9
山口	162,142	△ 1,212	△ 0.7	100.0	42.8	17.1	1.6	12.6	31.3
徳島	70,852	1,310	1.9	100.0	41.9	15.9	—	13.1	31.2
香川	92,636	△ 2,373	△ 2.5	100.0	33.5	17.1	—	11.2	39.9
愛媛	112,916	△ 4,355	△ 3.7	100.0	37.9	22.7	—	8.3	32.2
高知	71,550	△ 300	△ 0.4	100.0	46.3	10.5	—	10.1	34.3
福岡	472,470	△ 4,764	△ 1.0	100.0	41.5	10.7	—	8.8	42.6
佐賀	78,879	△ 1,302	△ 1.6	100.0	34.6	13.3	—	13.7	39.7
長崎	123,703	△ 3,002	△ 2.4	100.0	37.3	29.2	0.2	9.1	25.7
熊本	121,547	△ 14	0.0	100.0	51.1	16.7	—	5.3	29.0
大分	101,913	△ 929	△ 0.9	100.0	52.9	11.7	—	8.4	28.5
宮崎	88,966	△ 929	△ 1.0	100.0	38.3	31.9	0.2	5.7	25.5
鹿児島	113,047	37	0.0	100.0	48.7	11.1	—	5.0	36.2
沖縄	68,239	1,820	2.7	100.0	67.2	12.4	—	6.6	14.4

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。

2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。

3)　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

これら適用法規別組合員数に占める一九七九年の四団体加盟別組合員数をみると、働組合法適用組合員数では同盟が二二・五%でもっとも多く、総評は一六・八%、中立労連は一五・一%、新産別〇・七%となっているが、四団体のいずれにも加盟していないものが全体の四九・二%を占めている(第80表)。

公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の各法適用組合の大部分は総評に加盟しているが、そのうち公労法と国公法の適用組合員のそれぞれ一二・〇%と一〇・〇%が同盟傘下にあり、また地公労法適用組合員の一二・七%、国公法適用組合員の一〇・五%、地公法適用組合員の九・一%は、四団体のいずれにも加盟していない(第80表)。

第80表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　(単一)(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.5	37.0	16.9	16.8	87.0	87.1	71.7	86.8	78.1	79.7	90.3	90.3
同盟	17.6	17.4	22.6	22.5	12.2	12.0	0.8	0.8	10.0	9.8	0.6	0.6
新産別	0.5	0.5	0.7	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	10.7	10.9	14.8	15.1	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.8	37.3	49.3	49.2	0.8	0.9	27.8	12.7	11.9	10.5	9.2	9.1

〔備考〕　労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、一九七九年には東京の約二一三万一〇〇〇人、愛知約七七万二〇〇〇人、神奈川約七六万一〇〇〇人、兵庫約五六万三〇〇〇人、北海道約五一万八〇〇〇人、福岡約四七万二〇〇〇人がつづいている。そして北海道をのぞくこれら六都府県に日本の労働組合員数の四六・九%(約五七一万一〇〇〇人)が集中している(第81表)。七九年には、これら六都府県をふくむ三〇都府県で組合員数が減少した。減少幅が大きかったのは愛媛(三・七%)で、増加幅が大きかったのは千葉・沖縄(二・七%)であった。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数ならびにそのいずれにも加盟しないものの比率をみると、総評は北海道、青森、岩手、秋田、山梨、和歌山、山形、福島、茨城、千葉、八県で五〇%以上を占めるほか、宮城、山口、熊本、大分、沖縄の一道新潟、石川、福井、長野、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎、鹿児島の二四府県で最大の比率を占め、合計して三三道府県で最大比率を占めている。

同盟は三〇%以上を組織しているのは宮崎のみで、どの都道府県

でも最大比率を占めておらず、また総評の占める比率を下回っている。

四団体のいずれにも加盟していない組合員が、最大の比率を占めているのは、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、滋賀、広島、香川、福岡、佐賀の一四都府県である(第81表)。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は一九七九年七月二四～二七日に東京・厚生年金会館で開催された第五九回定期大会で「一九七九年運動方針」を採択し、そのなかで、労働戦線の統一、職場での運動推進、中小未組織労働者の組織化の三つを組織活動の基本とした組織方針をつぎのようにきめた。

【総評一九七九年度運動方針／運動の重点課題・「組織強化・拡大」(要旨)】

(1) 組織活動の基本

ここ数年経済情勢の変化に対応した資本の人べらし合理化、労働条件引下げなどの諸政策に、日本の労働組合は、各産業分野において、総体としても十分対抗できずに、資本との関係では劣勢にあるといえる。現に、減量経営という資本の攻勢によって、組合員の減少を強制されているし、交渉力の低下を実証するようにストライキ件数も減少している。多くの失業者、不安定雇用労働者に対する制度的保障体制も不十分な状態である。そして多くの労働組合が活動家不足、財政逼迫という状況をかかえながら、現状を打開するために苦慮している。しかし、他方において困難な条件の中で産業、業種別レベルにおける組織統合、ナショナル・センターの相違を超えた共闘の拡大、勤労住民共通の要求課題を掲げた地域ストライキの経験など、各級レベルで現状を打開し、運動と組織の強化、拡大へむけての努力もなされている。

組織強化、拡大へむけて、各産業別組織、地評、地区労などの地方、地域組織で展開される組織活動の基本に据えられ意識的に追求されなければならない主要な課題の第一は、労働戦線の統一である。そのために各級レベルでの積極的共闘の推進と拡大が必要であり、賃金を中心とする労働諸条件と各組織の条件に見合った要求課題での共闘のよびかけと共同行動を展開することである。第二は、産業別を基軸とする運動の強化である。組合運動の出発点は職場であり組合員一人ひとりの要求を正確に集約した大衆参加の運動推進をはかることである。第三は、中小未組織労働者の組織化と加盟促進である。中小零細企業に働く労働者は、圧倒的多数が未組織状態にあり、劣悪な労働条件、無権利状態を解決する組織的手段をもっていない。このような労働者を放置していては、組織労働者の労働諸条件の維持、向上が困難であるばかりでなく、組織の強化・拡大をはかることもできない。産業別、業種別、地域別などで組織化対象を具体的に設定し、組織的活動をすすめること。組合づくりの要求に即応できる体制を整備、強化することである。

(2) 産別組織および地方・地域組織の強化策

組織強化・拡大のための活動は、単年度で区切れないばかりでなく、多岐にわたる。七九年度の具体的活動については、「年間活動計画の具体化」を明らかにするが、各単産、地評、地区労などの協力を得てとりくむ主要な活動は以下の通りとする。(1)産業別組織の強化・拡大をはかる上で

解明を要する課題として、①離職者（退職者）、臨時、パートなどの対策、②産業別組織の機能（団体交渉及び労使協議制、組合財政と共済制度など）、③職場活動の実態と職場機能、を設定し、研究集会、討論集会などを通して、具体的方策、活動指針などの確定をはかる。また、組織化が遅れている上に、今後、労働者数の増大が予測される産業分野、とくに、商業・サービス業を重視し、具体的対策を強化する。(2)中小未組織労働者を組織する活動と同時にその活動をより進展させるためにも中小政策の検討が重要になっている。前年から継続している「中小政策委員会」の作業をすすめ、中小政策の確立と中小対策方針の策定を行なう。(3)地評、地区労など地方、地域組織の強化と地域における運動の発展を期すため、「地域共闘強化全国交流集会」（仮称）を企画、実施する。

(3)　青年対策（省略）

(4)　労農共闘（省略）

(5)　主婦の会対策（省略）

(6)　高齢者、退職者の会の組織の強化と対策（省略）

同盟の組織方針

同盟は一九八〇年一月二三～二五日に東京・厚生年金会館で開催された第一六回定期全国大会で八〇、八一年の二年間にわたる運動方針を採択し、そのなかで組織活動方針をつぎのようにきめた。

【同盟八〇、八一年運動方針、第三部の1「組織の拡大と強化」（要旨）】

(1)　未組織の組織化

未組織労働者の組織化とともに、無所属・中立労組が、統一の成果をより大きなものとするために中立性から脱皮し、ともにゆるがざる統一の確立に努力することを期待しつつ組織活動を進める。

(2)　首都圏における組織の拡大

首都圏における同盟組織の拡大は、その必要性がいよいよ高まっている。このため、関係地方同盟および構成組織の協力のもとに、引き続き効果的な活動を展開する。

(3)　官公労組織の民主化と拡大

民間ではすでに多数派を形成した同盟が、わが国における民主主義労働運動を発展させるためには、官公労の民主化と組織の拡大強化することが、きわめて重要である。官公労の民主化と組織の拡大のために、関係組織の努力と呼応して、中央・地方一体となった活動を強化しなければならない。①競合関係にある関係組合の、組織拡大のための熾烈なる闘いに対する支援を強化する。②組合員が自信と誇りをもって行動に立ちあがるよう教育活動を徹底するとともに、オルグ、労働講座などの質と量を高めるよう指導・援助する。③世論対策を重視し、民主的労働運動を発展させる立場から、違法ストや破壊的行為に反対するとともに、当局の官僚的労働行政や無責任なる経営姿勢についても警告し、国民世論にアッピールする大衆行動と宣伝活動を強化する。④暴力行為等に対する法廷対策を強化し、民主化作業に係わる諸課題の解決につとめる。⑤同盟と全官公との一体的運営を強化する。⑥建設職組、税関労連等の同盟加盟を促進する。

(4)　組織体制の整備と地方同盟の強化

同盟組織は、産業別組織を基本としており、構成組織の組織体制の整備と拡充が、即同盟の強化であり、この連帯活動が地方同盟の活動力でもある。したがって、時代の要請する力量を充分に発揮するうえからも、また、来たるべき統一運動を成功させるためにも、構成組織と地方同盟を通じる組織体制を整備することが、当面の課題である。

(5)　部門別協議会の活動

部門別協議会は、各構成組織間にまたがる共通課題に共同で対処する場であり、政策課題等の取り組みや、これらの政策活動に友好関係にある中立・無所属組合の参加を求め、組織の拡大にも一定の成果をあげつつある。部門別協議会の活動をさらに活発に推進し、また、必要に応じて大産別区分の構成組織間の連絡会議を開催し、情報連絡、共同行動のための意志疎通をはかる。

(6)　有機的活動体制の確立（略）

2　産業別組織の動向

電通共闘の総連合オブザーバー参加

電通共闘は一九七九年七月一一日開催された定期大会で全国労働組合総連合にオブザーバー参加する方針を決定し、総連合も七月三〇日に参加を確認した。

化学エネルギー労協とICEF・JAFの組織統合

化学エネルギー労協と国際化学エネルギー一般労連ICEF・JAFは、両組織の一本化を方針として確認していたが（本年鑑八〇年版・第50集一八六頁参照）、七九年八月三〇日に開催した化学エネルギー労協第三回定期総会でICEF・JAFとの組織統合が承認され、国内・国際活動ともに化学エネルギー労協（JAF）がおこなうことになった。なお金属労協（JC）との連携強化が確認され、その後、一二月一四日、八〇年春闘にむけて金属労協との間に金属化学エネルギー共闘会議を設置した。

全国化学関連労働組合協議会の結成

七九年二月七日におこなわれた合化労連と化学一般との組織統一（本年鑑八〇年版一八四頁参照）をめぐって、化学一般で意見の対立が生じ、合化加盟に反対するグループは七九年六月一八日に集会を開催し、全国化学関連労働組合協議会の結成を呼びかけた。その後、発起人組合であるM・T・P化成労組、日輪ゴム労組、大日本塗料労組の三労組および日輪機工労組の計四労組（組合員数約三〇〇〇人）は、一二月九～一〇日に協議会の結成を開催した。

日本板硝子労組の合化労連脱退

合化労連の主力単組の一つである日本板硝子労組（組合員数約三六〇〇人）は六月二〇～二一日の中央執行委員会で合化労連の脱退をきめ、八月二二～二三日の定期大会で最終的に決定した。他方、合化労連は日本板硝子労組の合化労連脱退に関して会社側が不当労働行為をおこなったとして大阪地労委に救済を申し立てた。また、合化労連からの脱退に反対する組合員は、八月二二日に合化日板労組再建大会を開き、合化日板労組（組合員約一二〇人）を結成した。

保険共済関連労組懇談会の発足

生保労連は七八年いらい、全逓、損保労連、全農協労連などにたいし、各種保険の公正な競争関係の確立、税制対策などに関して懇談の場をもうけるよう提唱してきたが、七九年に入り保険共済関連労組懇談会を発足させることで各組合が合意に達した。一〇月二六日に生保労連、全逓、損保労連、全損保、全農協労連は保険共済関連労組懇談会を正式に発足させた。

3　労働戦線の再編・統一問題

総評大会での方針

総評は七九年七月二四～二七日の第五九回定期大会で採択した一九七九年運動方針のなかで労働戦線統一問題についてつぎのような方針をきめた。

【総評一九七九年度運動方針・運動の重点課題(3)「労働戦線統一への態

度」】

労働戦線統一のもつ重要性とこれを要求する労働者の期待と関心に応え、すでに〝基調〟でのべた意義にもとづいて総評は、その成功のため積極的に努力する。①総評としてはすべての労働組合をありのままで、共同行動に参加させ、一つの組織（ナショナルセンター）に参加させることを基本とし、当面する動向に対しては、より柔軟な態度で対応するが、いかなる選別主義も認めない。同時に国際労働運動とその組織の現状を考え、特定国際組織への加入を国内労働戦線の統一の条件にすべきではない。さらに、民間、官公労をふくむ全的統一を目指しつつ、具体化にあたっては民間先行を認め、その目標と過程を明らかにする。②民間先行にあたっては、民間単産会議が中心に意思統一し、総評として統一して対応する。③官公労は組織内における共同行動の強化と組織統一をよびかけこれを推進する。④地方・地域（地評、地区労）においても運動と共闘の充実をはかり、労働戦線統一に努力する。⑤統一についてのわれわれの基調は次の諸点を重視して対応する。(イ)（労働組合の独立）労働組合の資本と政党からの独立を大切にする。(ロ)（労働組合の社会的責任）企業主義を克服し、社会的責任を重視する。(ハ)（労働組合の主体性強化）労働組合の戦闘力、各級組織の団体交渉機能、政策立案能力を強化する。(ニ)（労働組合の相互信頼）職場労働者の参加を基礎にした共同行動の持続と拡大。

その後、総評は八月一六日に民間単産会議幹事会を開き、「壮大な『労働戦線の統一』をめざし、総評は全力を挙げて取り組む」ことを確認し、①総評民間は十分に討議をつくしていく、②統一促進のため、総連合を基軸に話合いをすすめていく、③話合いのすすめ方は当面三人委（私鉄、全日通、全金）を代表としておこなうことをきめた。なお、富塚事務局長は総評内の民間単産に統一行動を求め、出席した二〇単産代表者のうち鉄鋼労連をのぞく一九人が決意署名をおこなった。八月二一日に富塚事務局長は、民間先行を主張する中村鉄鋼労連委員長と協議し、「労戦統一問題は、ナショナルセンター、単産の各レベルで取り組みをすすめ、また相互に連携していく」旨を確認した。

同盟の方針　同盟は七九年八月一六日の執行評議会で戦線統一問題における同盟の態度として「労働戦線統一の今日的意義と同盟の方針について」を決定した（八〇年一月二三～二五日に開催された同盟第一六回定期大会の運動方針・戦線統一部分は、これと同文である）。

【同盟七九年八月一六日執行評議会「労働戦線統一の今日的意義と同盟の方針」（要旨）】

(1) 八〇年代の展望と課題（省略）。

(2) 労働戦線統一民間単産連絡会議が不首尾に終った反省と問題点—①労働戦線の全的統一が、現時点では不可能であることを承知しつつも、原則論が精算されないまま主張された。②この全的統一論は、上部団体を超越して進められた単産による統一運動に、多大の混迷を与えることになった。③決断すべきときには敢然と行うという姿勢が貫かれなかったことから、統一運動が挫折した。④単産相互間・単産内の信頼関係が未成熟であったことも影響した。今日、労働戦線の統一は実践的課題となっており、二度と失敗は許されない。

(3) 統一の基本原則—①路線を明確にし、労働組合主義を基調とする。②全的統一は、将来に向っての理想として、これを追求するが、現状ではその条件はきわめて未熟である。従って、当面は民間産業労働組合先行の統一をめざすものとし、民間労組統一後、一定期間を経て、全体的結集に発展させるよう努力する。③新しい統一体は、国際労働運動との提携を重視し、国際自由労連への加盟を明確にする。④新しい統一体は、労働組合としての政治路線、政党との協力関係を明確にする必要がある。

総連合の方針　中立労連と新産別の間で七九年三月に結成された総連合は、一〇月三一日の第二回総会で採択した運動方針のなかで、労働戦線統一問題についてつぎの「七項目提案」

を決定した。

【総連合第二回総会運動方針、「労働戦線の統一・七項目提案」（要旨）】

総連合結成以来の経過および運動をとりまく情勢と課題を踏まえ、本年度の運動のすすめ方を次のとおりとする。①総連合に参加する各組織は次の方針にもとづき、一致した行動をもって、それにあたることを確認する。②労働戦線の統一を八〇年代の労働運動の基本戦略として位置づけ、統一実現まで、あらゆる努力を継続する。③全体の統一を前提に、民間の先行結集をはかる。④統一についての運動の基調は最小限とし、運動の具体的位置づけは統一後の民主的決定にゆだねる。国際労働運動との提携をはかり、とくに、資本主義国の労働組合との関係を重視する。⑤民間先行後、一定期間内に全体の統一をはかる。⑥以上の方針にもとづき、具体的な統一を促進する。⑦そのため、官公労組自らの統一のための努力を期待し、これに協力する。

「統一を進める会」の提唱

鉄鋼労連とゼンセン同盟がそれぞれ七九年九月の大会方針案のなかで、統一準備会の年内発足を打ち出したことを契機に、新しい民間結集体結成の動きが活発化した。これにたいして、全金同盟の天池組合長は全金同盟の大会初日（八月二八日）のあいさつのなかで、「準備会が正式に発足する前に論議をつくして合意を得ておくことが大切だ。来年賃闘後をメドに発足をめざす」と述べ、また土居造船重機労連委員長も同労連定期大会（八月二八日）の冒頭に、「拙速はあくまで避け、いたずらに統一時期を事前に設定することなく、慎重な検討と対応が必要だ」と述べ、それぞれ年内準備会発足を批判した。

こうしたなかで、塩路自動車総連会長は同総連大会の初日（九月六日）のあいさつで、「統一準備会のおぜん立てをする必要がありそのために例えば『統一を進める会』というものをつくったらどうか、なるべく早い機会にこの集まりを発足できたらと願っている」と述べ、統一準備会の前段として「統一を進める会」を提唱した。この提唱に橋本電力労連会長や中村鉄鋼労連委員長などが賛意を表明した。その後、「統一を進める会」発足の動きは具体化しないままに推移し、六月二二日の衆参同時選挙の後、各組合大会の前になり、新たな動きが生じたが、なお発足するに至っていない。

総連合の総評・同盟との協議

労働戦線統一の触媒の役割を果たすとして結成された総連合は、八月一五日に同盟、二〇日に総評にそれぞれ懇談会を申し入れた。両組織とも申し入れを受け入れ、九月一〇日同盟、一二日総評とそれぞれ懇談会が開催された。同盟との懇談会において、総連合は「国際自由労連加盟は統一の前提条件とすべきではない」と意見を述べ、同盟は「統一の前提条件にしないと、二二単産会議のときのように論議がかみあわなくなる」と主張し、さらに同盟の考えを総評に伝えるよう要請した。総評との懇談会では、総評側は「労働組合主義についての同盟の考え方や、自由労連加盟の扱い方については合意形成へ向け話し合う考えであり、早い機会に三団体が席を同じくする場をつくってほしい」という意向が表明された。

第二回の会談は、一一月五日に同盟、一〇日には総評とそれぞれ開かれた。このなかで同盟は「現状では総評と話し合う条件はない」とし、「総連合の仲介も限界にきている」と述べ、総連合を間にした団体間の話し合いを打ち切りたい意向を示した。これにたいし総連合は「媒体役に限界があるとは考えていない」と反論し、会談の芽を残すため第三回の会議を提起した。同盟もこれに合意した。総評と総連合との第二回会談では、総評から総連合の労働戦線統一方針に賛意が表明され、総連合を媒体とした三者会談の続行が要請

された。しかしながら、一二月三日におこなわれた総同盟と同盟との第三回会談で、同盟が「現状では会談を一時中断したい」と表明したため、両者は、今後は必要に応じて話し合いの場をもつことを確認し、懇談は事実上の中断となった。一方、四日の総評との第三回会談では、総評が団体間の話合いの継続を希望し、総連合もこれに応じたため、総連合・総評の会談は続行することになった。一月一〇日に総評との第四次会談、二月一日に第五次会談が開かれ、総評側は総連合・同盟会談の再開を期待すると述べ、総連合も二月六日に同盟にたいして会談再会を申し入れた。そして、二月二〇日に総連合・同盟の再開第一回（通算四回）会談が開かれ、①今後も両者の主体的な話合いを継続する、②単産レベル間における話合いの場の設置についてと、団体間の合意形成について検討することで合意した。その後も、三月二一日に総評との第六回会談、二四日に同盟との再会第二回会談がそれぞれ開催された。

総評の新方針

総評は一一月一日に単産委員長・書記長・地評代表者合同会議を開き、総選挙闘争総括、労働戦線統一の当面の方針などを協議した。このうち戦線統一問題については、同盟の提起した二条件――①統一は労働組合主義を基調とする、②新しい統一体は国際自由労連への加盟を明確にする――に応える形で新しい方針が提起された。労働組合主義については、労働者の生存権、労働基本権が社会的に保障されることが前提との考えが明らかにされ、国際自由労連に関しては、同盟との合意の糸口をつかむため一一月一九日からの国際自由労連第一二回大会に出席し、ケルステン書記長と会談をおこなうことが明らかにされた。また、合同会議では「野党第一党の社会党と第二党の公明党との信頼・協力関係の確立を要請」するとの問題提起があり、いわゆる社公中軸の方向が示された。これらの新方針は、国際自由労連加盟の検討をふくめて、一二月三日の総評拡大評議員会で了承された。

なお、富塚総評事務局長は一一月一九日にケルステン国際自由労連書記長と会談し、①要求政策について原則的に両者の考えの違いが埋ってきていると思う、②官公労労働基本権問題については総評の闘いにたいする理解が完全に得られた、また、多国籍問題などでも合意が存在する、③したがって労働戦線統一の過程がすすみ、新たなナショナルセンターを展望する中で総評は、国際自由労連問題を前向きに検討することにしたい、との意見を表明した。

統一労組懇の動き

全日自労、運輸一般、民放労連、全農協労連、全損保、医労協、自交総連、国公労連、日高教、全動労など、総評傘下左派組合と一部の中立単産をふくむ二九単産が参加する統一戦線促進労働組合懇談会は、総評が戦線統一の新方針を打ち出すなかで、七九年一一月六日につぎの呼びかけを発表した。

【統一労組懇世話人組合「真に労働者の利益を守るナショナル センターのあり方について全国的討論を」（要旨）】

(1)　一一月四日、総評は、共産党と一線を画して社会党、公明党を中核にした政権づくりを目指すよう社会党にもとめるなど、社公中軸路線をいっそう公然と打ち出した。われわれ統一労組懇は、総評のわが国労働組合運動に与える影響からして、この総評の動向に無関心ではありえない。しかも、われわれが無視できないのは、こうした政治戦線での社公中軸路線の推進と結びつけて、総評が労働戦線統一問題についても、反共右翼的再編への追随傾向をつよめていることである。

(2)　総評の社公中軸路線にしめされる最近の動向は、「特定政党支持」

しめつけによる労組私物化の害悪をしめす典型であるが、このことは、同盟が反共を党是とする民社党支持を決定し、独占資本に追随し職場の自由と民主主義を破壊していることとも相まって、今日の日本におけるナショナルセンターのあり方があらためて問いなおされるべき段階に来たことをしめしている。われわれは、真に労働者、国民の利益を守るナショナルセンターのあり方をめぐっての広範で本格的な討論の開始を、すべての労働者と労働組合によびかけるものである。

また、統一労組懇は一一月二一～二三日に第五回秋の学習交流大集会を開き、集会後に「ナショナルセンターのあり方懇談会」準備会を発足させた。八〇年一月二二日、第一回ナショナルセンターのあり方懇談会」が正式に結成され、同日、第一回ナショナルセンターのあり方討論集会を開催した。「あり方懇」は、その性格・運営について、①ナショナルセンターのあり方について意見交換、討論、研究をすすめる、②労組役員、活動家、研究家、法曹人によって構成する、③財政は会費、有志の寄付でまかなう、と申し合わせた。同時に産業別の「あり方懇」の結成もすすめられ、一二月六日に「ナショナルセンター問題を考える自治体関係懇談会」が、一九日に「真の労働戦線の統一を考える全国教職員懇談会」がそれぞれ発足した。

同盟定期全国大会

同盟は八〇年一月二三～二五日まで第一六回定期全国大会を開催し、戦線統一では、①労働組合主義、②民間先行、③国際自由労連加盟、を柱にして条件整備のために事前調整を重視してすすめていくことが強調された。天池会長はあいさつのなかで労働戦線統一に関してつぎのように述べた。

――労働戦線の統一と革新政権の樹立は、新しい秩序をつくる戦略的意義をもつものであり、この成否は重要である。労働戦線統一は、労働組合主義を基本路線として、当面は民間先行による統一を実現し、一定の期間を経て、全的統一をおこなうという二段階統一論に立っている。二段階統一論のなかで、前段と後段で果たす組合の役割は同一ではない。総評は官公労を主体とし、また労働組合主義を批判する組合もあるところから、後段の全的統一において重要な役割を果たすものと考えている。

総評臨時大会

総評は二月六日、七日の両日、第六〇回臨時大会を開き、八〇年春闘方針を決定した。例年、冬に開催される臨時大会は春闘の意思統一の場の性格をもつが、八〇年は春闘方針に加えて、労働戦線統一の方針と社公政権構想が提起されたため、活発な議論がくりかえされ、方針案も臨時大会としては異例の採決によって決定された。単産採決では、運輸一般、国公労連、新聞労連、全日自労、医労協（以上統一労組懇参加単産）、自運労の六単産が反対した。大会が決定した労働戦線統一の方針はつぎのとおりである。

【総評第六〇回臨時大会方針・労働戦線統一について（要旨）】

(1) 労働戦線統一問題については、運動方針、団体間話し合いの経緯をふまえ、以下を基本に今後対応することとする。①総評内各単産は一致して対応する、②あくまで団体間の話し合いを基軸に統一をすすめる、③民間単産の話し合いと併行し、官公労も真剣に統一の話し合いをすすめることが重要である、④地方、地域でも積極的に共同行動を発展させる、⑤職場・地域での大衆討議を深める。

(2) 労働戦線の動向に関連して、最近「統一労組懇」なるものの活動が組織内で問題となっている。総評は、労戦統一のすすめ方や政党との関係など、その具体的対応については、定期大会をはじめ、正式機関の決定を

ふまえてすすめているわけで、総評として意志統一したことと異なる活動や行動を「統一労組懇」というものがすすめているとすれば、総評としては甚だ迷惑なことであり、その様な事実に対しては直ちに中止するよう要請するのが当然であろう。

また、政権構想については「社会党が自主的に選択しようとしている社公の政権構想路線を支持し、このための運動を大きく盛り上げていくことにしたい」という内容が採択された。

統一労組懇「四・三中央総行動」をめぐる問題

統一労組懇は四月三日に東京で春闘決起の「四・三中央総行動」を展開し、もに、日比谷野外音楽堂で総決起集会（主催者発表三万人）を開きデモ行進をおこなった。この統一労組懇の独自行動にたいして総評は三月三一日の幹事会で、「春闘共闘と総評の統一行動に水を差す分派・分裂行動といわなければならない」「総評に結集する各単産ならびに地評・県評においては、統一労組懇の名による諸行動に関し、規約上の組織的措置をはじめ、厳正な組織的対応を要請する」というきびしい態度を打ち出した。

一方、統一労組懇は引間代表委員の談話を発表し、「総評は、これまで鉄鋼労連などが参加している政策推進労組会議や金属労協が独自の集会や行動をとってきているが、これになんら批判していない」「自からの路線の右より変質にたいする労働者の批判をかわすものにすぎない」と反論した。

【参考資料】(1)労働省「昭和五四年度労働組合基本調査報告」、(2)総評第五九回定期大会資料、(3)総評第六〇回臨時大会資料、(4)同盟第一六回定期大会資料、(5)「総評新聞」、(6)「同盟新聞」、(7)日本労働協会「週刊労働ニュース」

II 主要な労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第五九回定期大会／総評第六〇回臨時大会／同盟第一六回定期全国大会――中立労連、新産別、IMF・JC（金属労協）第一八回定期大会／主要労組大会の特徴／電機労連第二七回定期大会／日教組第五三回定期大会／全逓第三二回定期大会／合化労連第六二回定期大会／国労第四一回定期大会／動労第三五回定期大会／全電通第三二回定期大会／造船重機労連第九回定期大会／鉄鋼労連第六一回定期大会／ゼンセン同盟第三五回定期大会

概要

一、一九七九年七月～八〇年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①七九年七月二四～二七日の総評第五九回定期大会と、八〇年二月一六・一七日の同第六〇回臨時大会、②八〇年一月二三～二五日の同盟第一六回定期全国大会、③七九年九月二〇日の中立労連第六回定期大会、④七九年一〇月二二～二四日の新産別第三二回定期大会、および⑤七九年一〇月三一日）の六つであった。

一、総評第五九回定期大会は、労組の参加をはじめて提起するとともに、婦人、市民運動の組織化をふくめて各種大衆運動に向けての「開かれた総評の確立」、社会党一党支持の見なおしなど柔軟な運動方針を決定した。こえて八〇年代戦略を柱にした七九年度これまで春闘を前にした決起集会的なものであったのに比べて、労働戦線統一のすすめ方、社公中軸路線支持をめぐってはげしい論議が展開され、八〇年国民春闘方針案が採決にもちこまれるという異例の大会となった。決定した同方針では、「八%の賃上げ要求基準」の完全獲得を前提にとりくみ、金属労協の集中回答日前後四月中旬

の民間集中決戦、ついで公労協、公務員共闘の総結集をヤマ場とする戦術配置が打ち出されている。

一、同盟第一六回定期大会は、①政策形成や企業の経営方針への労組参加、共同決定への前進、②完全雇用達成のため六%前後の経済成長の定着化、③「労働組合主義を基調とし、新組織は国際自由労連に加盟する」など同盟路線による労働戦線の再編統一をベースに革新政治勢力の結集をめざす一九八〇・八一両年度運動方針を決定した。

一、中立労連第六回定期大会では、総連合の強化をふくむ八〇年度運動方針および経済協力開発機構労組諮問委（OECD・TUAC）への加盟が決定された。一方、新産別第三二回定期大会で決定された方針では「あくまでも全体の統一を追求しての民間先行」による戦線統一を重点課題にすえ、共闘の積みかさねと総連合一体となってのとりくみが強調されており、また総連合第二回総会でも、戦線統一について電機労連の五項目提案を基本にした方向で「参加組織は一致した行動をとる」との七項目方針を決定し、同盟、総評との会談にのぞむことになった。

一、結成一五年を迎えた金属労協（IMF・JC）第一八回定期大会が決定した運動方針は、総合的生活闘争の推進、年間総労働時間の短縮などを内容としたもので、賃金闘争では化学エネルギー労協との連携を重視、賃上げ要求の段階から足なみをそろえるよう話合いをすすめてゆくことになった。

一、七九年の主要労組の大会では、労働戦線の統一問題が最大の焦点となる一方で、国民の理解を重視する公労協の柔軟路線、〝官民総がかり春闘〟構想、定年延長への精力的なとりくみが注目された。

1　総評の大会

1　総評第五九回定期大会

開会と槇枝議長のあいさつ　八〇年代の革新建てなおし戦略を中心課題とした日本労働組合総評議会（総評）第五九回定期大会は、一九七九年七月二四～二七日に東京・新宿の厚生年金会館で開催された。大会第一日目は三六単産、四五三名の代議員のほか、四六県評、オブザーバーとしての住宅労協代表が出席して、午前一〇時二七分開会。冒頭あいさつに立った槇枝議長は、八〇年代の情勢について「赤字財政と低成長のもとで、〝高度成長〟期のような〝パイの論理〟は通用しない。与えるべきもの、譲るべきものを失った政府・独占側は福祉切りすてなどの強行とそのための抑圧の政治体制、政治の反動化を強力にすすめるだろう」と指摘、そして「保守・中道」優位の情勢のなかで「この社会的矛盾はひとり労働者階級だけの苦しみではないし、八〇年代の社会改革は労組だけで担いきれるものでもない」とし、労働戦線統一、職

場・地域闘争の充実による労働側の力量強化とともに政党との新たな協力関係、未組織労働者をふくめた地域住民、知識人、婦人、民主諸団体などの市民運動と相互に自律性を尊重して連帯する「開かれた総評の確立」の必要性を強調した。とくに戦線統一については、〝労働組合主義〟国際自由労連加盟をかかげる同盟が「これに固執すれば戦線分裂再編に導き、労働側の力を弱める」と批判した。また、同議長はこれまで「組合を弱体化させる」とタブー視していた労働者の経営参加問題にふれて、「経営の権限を資本側だけにゆだねるべきではない」との基本見解を示すと同時に、「経営民主化が徹底していない現状に加え、企業別組合であるだけに経営主導となりやすい」とし、「経営参加は権力、資本から意見を述べる機会を与えられたり、諮問機関などへの参加を意味するものではなく、労働側が決定権をもつことが前提だ」と述べ、安易な参加を警戒するよう求めた。さらに、貿易不均衡問題をきっかけに、財界と同盟が「農業は過保護」として、〝農産物自由化〟論をとなえていることに反発して「日本は国内である程度の食糧自給率を維持する責任があり、〝安いものを食わせろ〟という発想で単純に農産物自由化を主張すべきではない」と述べて、食糧の一定の自給率確保をベースに労農提携をすすめる考えを示した。

大会ではこのあと、竪山中立労連議長、富田新産別書記長、純中立懇代表の後藤全農協労連委員長の三氏が労働団体代表としてあいさつ。つづいて飛鳥田社会党委員長、矢野公明党書記長、上田共産党幹部会副委員長や、はじめて招待をうけた河野新自由クラブ代表、田社民連代表、中山・田崎革自連両代表らがそれぞれ来賓としてのあいさつをおこなった。

運動方針の提案

大会第一日の午後、富塚事務局長が七九年度運動方針を提案した。そのなかで同事務局長は、来春闘の新しい戦術として、四月上旬の鉄鋼、電機、自動車など金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）の集中決戦の時期に私鉄・公労協のたたかいをあわせる〝官民総がかり闘争〟構想を正式に提案し、その骨格として、①ＪＣ決戦の時期に民間・公労協の闘争全体を集中してヤマ場をつくり、そこから産業別の解決を指向する、②来春闘は実質賃金維持を中心とする賃上げ要求の統一基準をつくる、の二点を示した。一方、八〇年代戦略の中心となる労働戦線統一について同事務局長は、労働組合総連合（中立労連、新産別で構成）を仲介役として「同盟との話しあいをしたい」と述べ、その話合いと並行して雇用、年金などの課題で同盟をふくめた共同行動を、秋季年末闘争から積みあげたいとの考え方を示し、同盟がかかげる、①反共主義に立つ労働組合主義、②国際自由労連への加盟という労働戦線統一への前提条件については「東西対立のわく組みで対応する時代ではない」と同盟の姿勢を批判した。しかし、同盟と歩調をあわせた先進国労組との交流実績から、話合いやく同盟を説得したい」との柔軟な態度をみせた。

注目されていた政党支持問題については、社会党一党支持の見なおしは「あくまでも八〇年代革新戦略の展望に立って、社会党を主軸に、中道勢力もこちらに入ってもらう新しい革新統一戦線をめざすものだ」と説明し、共産党系労組の主張する〝政党支持自由化〟論との相違を強調すると同時に、今後一年間の検討をへた上で「来年の大会までに検討課題を集約し一定の方向性を引きだす」との方針を明らかにした。

採択された同方針は、一、一九八〇年代を展望した運動の基調、二、闘いの総括、三、情勢について、四、労働の重点課題により構成されているが、そのうち一の(1)八〇年代運動の主体的課題はつぎのとおり。なお、四の(3)労働戦線統一への態度および同(二)組織の強化・拡大については、本年鑑のⅡ—Ⅰ・2組織運動を、また方針四の(四)国際連帯活動の積極化については、本年鑑Ⅱ—X国際労働組合運動と日本を参照されたい。

【総評・一九七九年運動方針】

一、一九八〇年代を展望した運動の基調

(1)・(2)各略

(3)　八〇年代運動の主体的課題

〈開かれた総評の構築〉

わが国の労働組合運動が、大企業の組織労働者の利益擁護にかたよっているという非難が根強くいわれてきており、保守体制側は意図的にこのことを強調することで、労働組合と国民大衆を分断しようと試みてきている。これに対して、われわれは、国民春闘を闘うことで、企業レベルの問題だけに目が向き勝ちな運動に社会的性格を帯びさせる努力を続けてきた。

八〇年代の国民春闘を本格的に発展させていくには、総評自らの主体性強化、労働組合間の共同行動と統一の追求、政党との新たな協力関係の樹立を目指していくことが肝要だが、さらに進んで、生活上の広範な問題を抱えた、大衆団体、市民運動などとの間に、相互の自律性を尊重し合う中で連帯関係を築き上げることが必要になっている。一方で、生活の価値観の多元化や生活課題の地域的な多様性が生れ、他方で、商業主義による生活の画一化や保守政権の中央集権的支配による管理社会化が強まっている。その結果、既存の組織の枠を越えたさまざまな団体や運動が発生してくるのだが、これも、労働者・国民の多様な生活の側面を反映したものである。保守体制の側は、こうした運動に対し、目先の利益に応えることや、運動の分断をはかりながら、こうした、国民の動きを上から掌握し自らの側に組織化しようとしている。われわれが、これに対抗して、生活上の真の必要性に根ざして連帯の輪を広げ、いわば下からの組織化によって、労働者・国民の多数派を結集し得るかどうかが、八〇年代の保守と革新のせめぎ合いの焦点である。われわれが、企業組合の枠をこえて、労働組合の統一、政党との協力関係、大衆団体、婦人団体や市民運動との間に、それぞれ自律性に基づいた新たな民主的関係を築き上げていくこと、それこそが、八〇年代に向ってわれわれの目ざす「開かれた総評」である。

〈職場・産別・地域組織の強化〉

総評は一貫して、主体性強化の原点が職場における組合活動の活発化にあることを強調してきた。これは、八〇年代に入っても、低成長下の減量経営に対抗して労働条件を改善し、職場の権利を確立するためにますます重要になっている。また、八〇年代の国民春闘を展開していくに当っても職場労働者の生々しい要求とエネルギーを結集することが絶対に必要である。職場での日常的な話し合いの中で地域や産別労働者の当面している問題や、社会全体の問題を討論し合い、行事的組合運営から、創意に満ちた活動にしていこう。こうした活動によってこそ、組合民主主義が貫かれるし、大衆路線が強化されるのである。産別強化、全単産の協力に支えられた地域闘争の前進、未組織労働者との連帯の強化、これらに対応したナショナル・センターとしての総評自身の強化策を含めて、組織強化方針を本大会に別途提案し、あらゆるレベルでの討議に付することにする。総評が自らの主体性を強化していくことが、八〇年代の重要課題である労働戦線の統一、連合時代への対応、大衆団体との関わりの内容や性格を決めていくのである。

〈連合の時代への対応と政党支持〉

戦後三〇年にも及んだ自民党の単独支配体制は崩れつつあるが、他方で野党勢力が、中道と革新へ多党化している政治状況下では、対応を誤れば、保守の復権や保守中道連合が日本の政治を支配し続けることを許してしまう危険性も大きい。こうした時代に、労働者・国民が国家に対する要求・政策課題を、具体化していこうとすれば、緊急の労働四団体間の共闘

や、それを基盤にした効果的な野党間の共闘を築いていくことが必要になる。この共闘体制が自民党に対して成果をあげうるかどうかは、共闘体制の結束の強さいかんにかかっており、それには、労働者・国民の生活上の必要性が強ければ強いほど結束を固めることが出来る。われわれの国民春闘の中期戦略は、独占資本本位の政治・経済・社会構造を労働者・国民本位のものに変革するという、反自民・反独占の立場に立っている。したがって、保守と革新の基本的対立を抜きにした、保革連合の路線を肯定することは出来ない。だが、われわれの中期的目標の実現のためには、現状の不安定な政治状況をふまえて、反自民の結集によって、一つ一つ具体的な成果をかちとることで、中期的な変革を展望していかなければならない。われわれが、自民党と独占資本の利益に対立する、労働者・国民の生活の必要性に忠実であればあるほど、この反自民の共闘体制の中でこの必要性に則した合意の幅を拡大していくことが出来るのである。(中略)。

八〇年代の国民春闘の展開、労働戦線の統一の追求、連合の時代への対応といった、われわれが背負っている客観的・主体的課題に対応していくには、こうした状況をふまえて、中期的展望の中で総評の社会党の支持問題をはじめ、相互の自律性にもとづく政党と労働組合の関係を真剣に見直すことが、必要になっている。この問題は今日の与野党接近の政治構造の下で保守側を利するような急激な変化を防ぐために、今年度は現行の社会党支持を強めつつ社会党・総評の間で中期的な革新のあり方の中で検討する。

運動方針案についての質疑討論

大会二日目からの運動方針案をめぐる討議では、まず〝開かれた総評〟などの柔軟路線にたいしては、「労働者の意識の多様化や中産階級意識などの現象面にとらわれすぎてはいないか。こんな対症療法では政治の反動化に反対する労働運動になるだろうか。組織が肥大化しても力がなければ要求は解決しない」(動労)や「独占資本と正面から対決する労働運動を」(医労協)に代表される「右傾化」への危惧が強く表明された。戦線統一問題では、執行部の「条件による組合の選別は許さない」との統一方針に反対意見はほとんどなかったが、「闘わない労組が一緒になっても意味がない」(都市交)など戦闘性をもつ統一を求める声が圧倒的であった。

合化労連からは政府の厚生年金、公務員共済年金の支給開始年齢引き上げの動きを批判し、「この引き上げ反対にはどの労組もこれに文句はないはずだ。総評はこれを軸に労働四団体共闘をつみあげ、戦線統一運動の主導権をとるべきだ」との意見が出された。これにたいし、富塚事務局長は「七五年末のスト権ストも市民層の支持など横の広がりをもたなかったところに一定の限界があった。相手の包囲網のなかで、〝左〟の看板さえ背負っていれば、どんなに少数派になってもいいのか。多少危険があっても多数派結集の道以外ない」と、柔軟路線による現状打開の必要性を重ねて強調した。年金問題では「定年制と年金支給開始年齢を接続させ、秋から来春闘にかけて労働者全体の闘いをくむ」と述べた。

〝官民総がかり闘争〟構想について、大会三日目公労協の有力単産である全電通は「戦略的には異論はない」としながらも、従来から目標にしてきた産業別統一闘争による自力解決方式との関係などいくつかの問題点があるとして「今大会では総がかり構想を具体化せず、時間をかけて論議すべきだ」とし、また全逓も「公労協内で公労協統一闘争と産別統一闘争との関係がまだ整理されていないので、検討する時間を与えてほしい」と慎重な配慮を求めた。さらに大会四日目鉄鋼労連の中村委員長は、①金属労協の春闘は相互信頼の上に成立しており、その前提なしに共闘の申し入れがあってもうけ入れられない、②八〇年代の春闘は大産別共闘でやるべきであり私鉄は交運共闘のなかで春闘の決着をはかるべきである、などをあ

げ、〝官民総がかり闘争〟構想を批判した。この中村発言は金属労協側が同構想を事実上拒否したものとうけとられた。

なお、政党支持問題で「社会党支持を一年後に見なおす」とした運動方針案については、大会二日目運輸一般など五単産から「総評は政党からの独立を名実ともに確立すべきだ」との特定政党支持廃止を求める修正案が提出された。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

大会最終日における富塚事務局長の総括答弁では、秋闘から春闘に向けてのたたかいの展望について、①雇用、定年、年金、医療などの福祉全般の改善を、八月上旬の各省への要求提出をはじめ来春闘の中心のひとつに位置づけてたたかう、②来春闘は産別自力体制を基礎とした〝官民総がかり闘争〟としてたたかうこと、また、③労働戦線統一問題については、総評としての基本理念をふまえて対応することが確認された。つづいて方針案の採択にはいり、運輸一般、全日自労、医療協、国公労連、新聞労連五単産が提案した方針案一部修正を、賛成少数（出席代議員五六六人中、賛成六二人）で否決、同方針を原案どおり承認したあと、「スモン被害者の早期全面救済と薬害根絶をめざす決議」、「北九州市・山田弾薬庫の再開反対、全面平和利用を求める決議」、「沖縄における一切の軍事演習と西銘知事の自衛官募集業務に反対する決議」など八決議を採択、大会宣言の発表によって四日間の日程を終了した。

2　総評第六〇回臨時大会

社公合意による政権構想の積極支持

八〇年春闘をどうたたかうかを課題とした総評第六〇回臨時大会が、八〇年二月六・七日の両日東京・九段会館で開催された。最初に大会二日目運輸一般など五単産から「総評は政党からの独立を名実ともに確立すべきだ」との特定政党支持廃止を求める修正案が提出された。

あいさつに立った槇枝議長は、八〇年代の国内政治を「大きな転換期」と予測、総評の役割について「政治と社会の変革を実現、発展させる展望を、現実にそくして具体的に切りひらいていくとき」と呼びかけた。そうした観点から社会、公明両党が合意した連合政権構想をとくにとりあげ「自民党を主体とする保守・中道連合を拒否し、〝よりましな政府〟づくりを追求するもの」としてこれを積極的に支持しながらも、労働者、勤労国民の「信頼をかちうる次善の道」であることを強調するなど、総評内での批判にたいする配慮もうかがわせた。このあとの来賓あいさつでは、北山社会党副委員長、竹入公明党委員長、市川共産党書記局次長が三党それぞれの立場から、社公政権構想にたいする見解を述べた。

国民春闘方針提案と質疑討論

大会第一日目の午後からは、富塚事務局長が八〇年国民春闘・参院選闘争方針を提案し、質疑討論に入った。国民春闘方針案は、①〝社公中軸〟路線支持の明確化、②最低基準八%の賃上げ要求満額確保、③中央団体間の話合いを基軸とした労働戦線の統一推進などを内容としたもので、同事務局長の提案要旨はつぎのとおり。

【総評・八〇年国民春闘方針提案（要旨）】

一、当面する政治路線の選択

まず現時点の主要な運動課題の第一は、社会党が自主的に選択しようとしている社公の政権構想路線を支持し、運動を大きく盛り上げたいという点である。先の第三五回総選挙後の政治状況は、自民党は大幅に後退したが、残念ながら社会党も長期低落に歯止めがかからず一〇七議席に後退した。社会党に対する国民の批判は、政権担当能力に疑問を持っていることに原因があるが、基本的には、五五年体制からの転換、体質改善が問われているとみなければならない。五五年体制の崩壊とは、自民党一党の政治体制が崩壊したとともに社会党・総評ブロックにも一定の限界がみえた。いま多党化分立状態の革新政党、あるいはばらばらな労働戦線の現状に対し、八〇年代に向けて新しい多数派の形成が求められているのである。われわれは、さしあたり参院選に勝たなければ、八〇年代の連合時代における政策展望を見出していくことはできない。また、多様な国民のニーズの中から要求を統一し、闘い方を統一して進めるには、総選挙の結果からみて、国民の総意からするなら、野党第一党の社会党、第二党の公明党の間で政策的な合意と、保革逆転を目指す参院選の協力体制をとるよう総評として社会党に要請した。この問題は難産であっていいと思う、多くの場で討議して良いと思うが、八〇年代の選択は、この道しかないのではないか。本大会で論議し確認を得たい。

一、賃金要求基準と戦術配置

われわれは、春闘共闘会議を結成し、八〇春闘を闘う方針を決定した。総評は全力を挙げて春闘共闘会議が決定した方針を支持して闘いたい。要求基準は、消費者物価上昇＋定昇＋向上分という考え方により最低八％のミニマムを設定した。一五歳七五、〇〇〇円、一八歳八五、〇〇〇円、三五歳二一五、〇〇〇円の年齢別標準賃金の目標を決定し、労働団体が足並みを揃えることに努力し、画期的に要求額がそろった。しかし、この要求額では低すぎるという意見もある。しからば掛値なしの正札要求、満額要求として位置付けてかちとることが極めて重要であることを春闘共闘も確認したところである。目下、要求は八～一二％、一三、〇〇〇円～二〇、〇〇〇円前後のゾーンになる。

闘いの進め方は、賃上げ要求の提出は、三月上旬から中旬とし直ちに交渉に入り、先行条件のある単産は三月下旬から四月上旬にかけ回答を引出す。三月段階では、労働基本権確立の行動、三・二三物価・年金メーデーなど制度政策課題の闘いと結合して闘う体制を盛り上げる。

大枠の戦術配置は、四月上、中旬に予想される金属労協の回答時にストライキを中心とした一週間のゾーンを設定し、民間の労働者が積極的に集中して満額回答を引出す闘争戦術を最大限に駆使する。そして四月中旬後半に官民総がかりの総結集した闘いを配置し公労協、公務員も積極的に闘い、四月下旬には、中小、地域産業労働者も決着をつける。そして地域闘争を一段と強化し、従来、長期に粘り強く闘う戦術配置を設定して来たが、今回は、民間労働者が総結集して闘うヤマ場、官民総結集して闘うヤマ場に中小、地域も集中決戦することとしたい。もたれ合いでなく、要求と闘いを一体のものとして、満額獲得するまで妥結しないという方向をお互いに確認して闘いに立ち上る、それがこの春闘に課せられた課題だと考える。

方針案にたいする質疑討論では、①社会、公明両党が合意した政権構想と労働戦線統一問題への対応、②最低八％とした賃上げ要求基準の是非、③執行部批判を強める統一戦線促進労組懇談会の活動などに論議が集中し、臨時大会としては異例のはげしい応酬がおこなわれた。執行部の〝社公中軸〟路線支持を「安保の事実上の存続自衛隊容認などを内容」としたものであり、「自民党や資本側に力をかす結果になる」との立場からは、「総評が迷路に入りこんだのは、春闘の再構築ができないため」（全日自労）、「参院選で社会党の低落に歯どめをかける意図が、総評右旋回の基本になっており、そのために労働者の利益を奪おうとしている」（国公労連）などの見解が示された。また最低八％の要求基準についても、〝統一〟の

名による賃上げ自粛路線や右翼的労働戦線再編への追随であり「総評はナショナル・センターとしてのあり方そのものが問われている」（新聞労連）と反発した。要求基準では「反対はしないが、あまり八％を強調するとやはり迷惑だ」（私鉄総連）などとの指摘があった。これにたいして中間答弁に立った富塚事務局長は、〝社公中軸〟路線の性格について「〔長期的な戦略なのか、当面の戦術なのかは〕いろいろな判断があっていい。参院選に勝たなければ、先の展望ができない」、いずれにしても当面は参院選の選挙協力問題に全力をあげるとの姿勢を示した。また統一労組懇の動きについても「分派行動は許容しない」と強い調子で答弁。要求基準についても「労働側の統一性を重視してきめた。要求を完全に勝ちとるまで闘う決意こそ重要だ」と述べた。

方針案の採決と諸決議

この大会では総評執行部の政治、運動路線をめぐってはげしい論議が展開されたのが大きな特徴だった。結局、八〇年国民春闘方針案は全体の合意になりえずに臨時大会としては異例の採決にもちこまれ、運輸一般、全日自労など六単産が反対、可決されるということになった。方針案承認のあと大会は、「ソ連軍のアフガニスタンからの即時撤退を要求し、朝鮮の南北対話の実現を支持し、環太平洋合同演習への自衛隊の参加を糾弾し、アジアの平和を求める決議」、「反合・権利闘争を強化し、佐世保重工業労働者の闘いを支援する決議」など六決議を採択し、大会宣言を発表して閉幕した。

2　同盟第一六回定期全国大会

開会と天池会長あいさつ

日本労働総同盟（同盟）の第一六回定期全国大会は、八〇年一月二三日午前一〇時から東京・新宿の厚生年金会館に代議員四八〇名、役員四〇名の出席によって三日間の日程で開催された。最終日の役員改選で辞任が内定していた天池会長は、その大会あいさつで労働戦線統一とともに革新政権樹立の重要性をとくに強調し、社公、公民の連合政権構想合意にふれて「社会党の全野党政権論の後退によって、マルクス・レーニン主義を除く革新政党の再編統一の可能性を強めている」と述べ、この傾向を確定的なものにするため、参院選挙での選挙協力に積極的にとりくむ姿勢を示した。また当面の課題である賃金闘争については、「今年の闘争の意義は、個人消費などに支えられた景気回復の現状を維持することにある」とし、八％賃上げ要求実現に全力をつくすとの決意を表明した。このほか、①老齢年金の支給開始年齢引き上げ案は現実を無視した暴論であり阻止する、②佐世保重工労組の闘争を支援したたかいぬく、③雇用安定などのためにも実質経済成長は六％程度とすべきだなどの考えを明らかにした。ひきつづき来賓として出席した藤波労相、佐々木民社党委員長、矢野公明党書記長、堅山中立労連議長、小方新産別委員長が、

また海外からはP・P・ナラヤナン国際自由労連会長、J・J・オドンネルAFL＝CIO副会長があいさつした。このあと午後には前川書記長の七九年度活動報告、浜財務局長の同会計報告などをそれぞれ審議に付し、各報告とも承認をえた。

運動方針提案と質疑討論

大会二日目、前川書記長が一九八〇・八一年度運動方針を提案し、質疑討論ののちこれを満場一致で可決決定した。同方針は第一部運動の基調と目標、第二部国民生活の安定をめざす政策課題と活動、第三部同盟活動の充実と行動の強化からなっており、八〇年代にたいし「労組主導で経済、社会、政治の分野で新しい秩序の建設をめざす」ことを基調に、①政策形成や企業の経営方針への労組の参加を強化し、共同決定へ前進させる、②完全雇用達成のため六%前後の経済成長を定着させる、③労働戦線の再編統一をベースに、政界再編成を通じて建設的革新政治勢力の結集をすすめるなどを骨子としたものでその提案要旨はつぎのとおり。

【同盟・一九八〇・八一年運動方針案（要旨）】

一、実質賃金引き上げの闘いを

賃金闘争については、賃金の実質購買力は相対的に低いとの認識のもとに、実質賃金水準の引き上げを、経済構造の望ましい姿への転換を展望しながら整合性ある要求を提起するという立場を貫き、内需の主役を担う実質個人消費を今後とも着実に増大させるため過年度の平均物価上昇率五%を補塡することを最低とした実質賃金三%の引き上げを目標とし、八〇年度における賃上げ要求基準を八%、一万三千円とする。これと表裏一体のものとして①六十歳定年②高齢者の雇用率六%達成③労働時間の短縮④週休二日制の実施などを雇用確保の視点から重視し、その実現をめざす。

一、八〇年代開拓へ参加体制の前進を期す

次に八〇年代を切り拓くために、参加体制の一層の前進を期し、労使協議制を充実強化して協議機関としての機能を高め、共同決定へと発展させ経営の民主化を促進する。また、行政改革と並行して審議会の抜本的見直しと権限の強化などを求め、政府の政策形成への参加を積極的に推進するとともに、〝地方の時代〟に対応するため、現行制度や法律、条令の住民参加規定の強化を求め、自治体における政策形成に向けても積極的に取り組む。

一、参院選での民社党完勝に全力を投入

八〇年代の戦略を政治の革新におき、五五年体制に対する国民的批判、民社党を中心とする中道勢力への国民の期待が高まっているなかで、新しい政治の流れの本質をみることができる。今年七月の参議院選挙で自民党が過半数を割った時は、政局の運営について基本的な転機が生まれ、連合政権問題がこの選挙を通して俎上に上ってくる。この連合政権は自由と民主主義をすべての前提に置き、これを発展させた形での福祉社会の創造が基本となる。このことは、民社党の政策路線に一致する内容のものであり、民社党が連合時代の大きな担い手となっていくであろうという意味からも、われわれは、今度の参議院選挙に全力を投入し、成果を上げなければならない。

またいかなる連合政権が生まれても、同盟の支持する民社党の政策路線が基盤とならなければならないが、連合政権には不安定要素があるのでおのずと限界が生まれてこよう。六四年以降の多党化現象が今後も強まれば、政界再編の胎動が、今後政局の変化とともに進んでいく。われわれの今後の課題は、建設的な革新政治勢力の大結集による安定政権の樹立である。このため当面は、民社党の組織強化、選挙闘争勝利への取り組み、政治教育の推進など政治活動の強化をはかっていく。

この質疑にたいする答弁のなかで天池会長は、焦点となっている労働戦線統一問題について「今年一年が成否をわける重要な年」と、八〇年度中にこの問題に決着をつけるよう予定されている宇佐美新体制に期待を表明した。さらに同会長は、総評の富塚事務局長

3　中立労連、新産別、IMF・JC の大会

1　中立労連第六回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）第六回定期大会は、七九年九月二〇日東京上野・池之端文化センターにおいて開催された。中立労連を代表してあいさつに立った竪山議長は、「中立労連としては総連合を通じ、直面する雇用物価など来年度予算にむけての政策・制度闘争を発展させるため労働四団体共闘の修復に努める」と述べ、労働戦線統一をめぐる総評、同盟など労働団体間の調整について「単産主体の動きもあるので、総選挙後には労働中央団体間で合意形成ができるのかどうか見極めをつけたい」として、早急に団体間の話合いをつめてゆく姿勢を示した。中立労連は戦線統一の触媒役・総連合の中核としてさきに同盟、総評と個別に第一回会談をもち、路線調整に入った。しかし鉄鋼労連などは単産主体の〝統一をすすめる会〟発足をめざす見切り発車論を主張し、同盟にたいしても「展望もないまま団体間の協議をだらだらつづけるべきではない」としていることから、精力的な話合いをすすめる意向を明らかにしたものである。同議長はまた、先進資本主義国の労組との提携を強化するため、経済協力開発機構・労組諮問委員会（OECD・TUAC）加盟への正式提案をおこなった。つづいて槇枝総評議長、天池同盟会長、小方新産別委員長がそれぞれ来賓としてのあいさつをおこなったが、そのなかで天池同盟会長は、戦線統一問題について「実現可能な統一の方向にはっきりふみきることが、官公労をふくめた全的統一に近づくことになる」と述べ、「労働組合主義を基調とし、新組織は国際自由労連に加盟する」などを柱とした同盟路線による統一の必要性を改めて強調し、これにそって、①総連合に、同盟の統一方針に賛成か反対かを問いかけている、②総評にも同盟方針による統一に理解を示すのかどうかを打診していること

が国際自由労連加盟問題などで同盟よりの姿勢を示していることについて、「そのことでただちに全的統一ができるというものではない」と語り、①民間先行による再編統一、②一定の期間をへた官公労もふくめた全的統一の実現との二段階方式をあくまで堅持するとの方針を明らかにした。

三決議の採択と新役員の選出

大会三日目、最終日をむかえて「参議院選挙必勝に関する決議」、「造船重機労連佐世保労愛会の闘いを支援する決議」、「民放の労使関係正常化促進に関する決議」を採択したあと、役員改選で新会長に宇佐美忠信ゼンセン同盟会長、新書記長に田中良一全化同盟会長を選出、大会宣言を発表して午前中に閉会した。役員改選では天池会長、前川書記長の同盟内〝世代交代〟などを配慮した辞任により八年ぶりの新体制発足となった。

を明らかにして、総連合、総評の選択をせまった。

午後に提案された一九七九年度運動方針案は、①雇用制度と労働条件の改善、経済社会の運営にたいする労働者参加の拡大、②実質賃金の維持向上を基本に労働側全体としての総合的生活闘争「統一基準」設定への努力、③解雇規制・六〇歳定年の法制化、厚生年金支給開始年齢六五歳への引上げ反対をふくむ政策・制度要求の強化、④官民一体の労働組合センター結成をめざし、当面は統一条件をより多くもっている民間労組の統一先行、⑤政党・資本から独立した労働組合運動を基本に社会党を中心とした各野党との交流提携などを骨子としている。この方針案討議のなかでの労働戦線統一問題について、岡村事務局長は「基本的な考え方としては、見切り発車をするということではなしに、むろんどうしてもいきたくないというところは別としても、あくまで大多数の民間組合がそこに結集できるよう最大限の努力をしていくこと」を強調した。

大会は、同方針およびOECD・TUAC加盟議案を原案どおり決定したあと、竪山議長、岡村事務局長の再選をふくむ新役員を選出し、大会宣言、スローガンを発表して閉会した。

2　新産別第三二回定期大会

全国産業別労働組合連合（新産別）第三二回定期大会は、七九年一〇月二二～二四日東京上野・池之端文化センターで開催され、八〇年度運動方針を決定した。大会冒頭あいさつにたった小方委員長は、労働戦線の統一について、「これまでの労働組合のあり方を根本から見直すことを基本にすべきで、とくに労働団体間の共闘のつみかさねが統一の前提になるべきだ」と述べ、また「相互に条件をつきつけあう中からは、再編成はありえても、本当の意味の統一は生れてこない。自分たちだけがよければという方式ではリーダーシップとはいえない」として、同盟などが統一に条件をもち出していることを批判した。さらに同委員長は、総評の国民春闘共闘会議への参加要請について「これまでの経過もありただちに共闘に参加することはできない。しかし全体の歩調をそろえるよう努力したい」との態度を明らかにした。富田書記長提案による八〇年度運動方針案討議のなかでは、中連との統合でスッキリした形を望む声を背景にした質問、意見が出されたが、これにたいして富田書記長は「新産別と中連だけの時は将来統合の確認事項もあり、結成準備会の過程では〝二～三年後をメドに〟との議論もあった。しかし総連合として正式に決定していない」との経過を説明、同時に結成後、触媒機能に賛同した電通共闘の参加など他組織が入ってきた状況の変化もあるため、中連と新産別だけで求められない情勢もあると述べ、「統一運動の動向をみて対応することが必要だ」との答弁をおこなった。

大会は、それらの質疑討論のあと同方針を原案どおり決定、「生活向上をめざす闘いに関する決議」など三決議の採択および小方委員長、富田書記長ら新役員の再選にひきつづき大会宣言を発表してその日程を終了した。

3　IMF・JC（金属労協）第一八回定期大会

結成一五年を迎えた全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC＝金属労協）第一八回定期大会は、七九年九月一一日東京上野・池之端文化センターで開催された。宮田金属労協議長はその大会あいさつで、八〇年春の賃金闘争をめぐり総評系の私鉄総連や全交運から申し入れのある共闘について「金属労協としては直接的な共闘に応じるわけにはいかない。賃闘対策民間労組会議にまず加盟し、そこで対応していくということである」との考えを明らかにした。これは私鉄総連が総評方針をうけ来春闘で金属労協などとの総がかり体制をめざしているのにたいし、それに否定的な考えを公式の場で表明したものであり、逆に年内に発足が予定されている八〇年賃闘対策民間労組会議に私鉄総連が参加するよう求めたものである。

八〇年度運動方針案によると、①鉄鋼、電機、自動車、造船重機などの金属六単産は、賃金の名目的な国際水準よりはるかに低い国内購買力を問題とし、㈠土地政策の見直し、㈡流通機構の近代化・合理化、㈢農畜産物の完全自由化、㈣農業政策の抜本的改善の四大要求を基調に、日経連などとも共同行動をする、②国際金属労連が確立した労働時間短縮要求の実現をめざし、八五年までに完全週休二日制と有給休暇の拡大・連続取得方式を確立、超過労働の規制をきびしくおこない、当面は一人月最高三〇時間に規制するよう労使協定を結び、労働時間の短縮によって仕事の分かち合いをはかる、また、③定年延長では年金受給資格年齢との完全一致を基本に、当面六〇歳定年の早期実現をはかるが、その際賃金体系や退職金のあり方については柔軟に対応するとしている。この方針案討議のなかでは、支持の立場からの意見、要望が相つぎ、電機労連からは労働側の賃上げ要求基準をそろえるようJCは積極的にとりくんでほしいとの要望が出されたが、宮田議長はその答弁で、賃金闘争では八月に運動体として衣がえした化学エネルギー労協（ICEF・JAF）との連携を重視し、賃上げ要求の段階から足なみをそろえるよう話合いをすすめていく、また広い範囲で賃上げ要求基準をそろえるよう努力するとの方針を示した。

大会は運動方針案を満場一致で承認、決定したあと、補充選挙をおこない副議長に長岡房男氏（全金同盟組合長）、常任幹事に笠井稔氏（同副書記長）を選出、つづいてそれぞれ採択して閉会した。大会終了後、大会宣言、スローガンをそれぞれ採択して閉会した。大会終了後、同じ池之端文化センターで催されたJC結成一五周年記念祝賀会には、栗原労相、海外からはJC結成に尽力したレスター・ソーントン前全米鉄鋼労組地区議長ほか四四〇人が出席した。

4　主要労組の大会

主要労組大会の特徴

一九七九年の主要労組の大会では、八〇年代を前に「劣勢の労働陣営を何とかしなければ」との危機感が強く、労働戦線の統一問題が最大の焦点となる一方で、国民の理解を重視する〝公労協の柔軟路線、〝官民総がかり春闘〟構想、定年延長への精力的なとりくみが注目された。労働戦線統一問題については、電機労連が他の単産に先だって七月初めに開催した大会で統一をすすめるきっかけに、その後開催された五項目の条件提案をおこなったのを各労組の大会においてそれぞれの立場から同提案についての賛否と意見表明がおこなわれ論議がかわされたが、同盟が労働組合主義と国際自由労連加盟を統一の条件とするのにたいし、総評の選別主義は認めないとの主張を反映してかなりの相違がみられ、また統一のすすめ方についてもくい違いが目立った。おりしも総選挙をひかえた政治情勢を背景に革新勢力の結集についても論議された。

各労組とも総合的な生活の維持、向上をはかるため賃上げと同時に、重点的に政策・制度要求闘争にとりくむとしており、とくに六〇歳定年制の実現、年金制の充実のほか、労働時間短縮、週休二日制実施要求が多くの単産でとりあげられている。

電機労連第二七回定期大会

八〇年代社会の主体者としての闘体制強化、主任制阻止・撤回、学級規模縮小などを内容とする運と共闘をめざすなどの運動方針を決定した。冒頭あいさつに立った竪山議長は、労働戦線統一問題について五項目からなる提案をおこなった。その内容は、①統一実現のためあらゆる努力をし、これを主導権争いの道具にしない、②民間労組の結集を先行し、その後一定期間内に全的統一をはかる、③統一の基調は、㈠労組は政党、資本から独立し、要求実現のため力と政策をもつ主体的組織が原則、㈡議会制民主主義を尊重し反自民・革新政党と協力するが、政党支持は各単産の自主性にゆだねる、共通課題の多い資本主義国の労組との提携関係を重視する、④賛成する民間労組でまず統一準備会を発足、⑤戦線統一へむけて大衆討議や教宣の徹底、共同行動の積上げをはかるというもので、この竪山提案にたいし来賓の労組代表の間では労働組合主義と国際自由労連との関係を焦点に活発な意見がかわされた。すなわち、総評の富塚事務局長が「基本的に賛成」と述べたのをはじめ、岡村中立労連事務局長、小方新産別委員長も支持を表明した。しかし同盟の天池会長は運動路線で共産主義労働運動と対決する労働組合主義と国際自由労連加盟を改めて主張、また同盟内の有力単産、ゼンセン同盟の宇佐美会長は「労働運動が社会主義革命のための運動であってはならない」としながらも、「難しいことはいわない。労組は労働者の生活の維持改善が目標という基本をふまえる必要がある」と述べ、微妙なくい違いをみせるなど、総評と同盟の対立点や同盟内での意見の違いをうきぼりにさせた。

日教組第五三回定期大会

七九年七月四～七日福岡市・都久志会館で開催され、公務員共（つくし）闘体制強化、主任制阻止・撤回、学級規模縮小などを内容とする運動方針を決定した。また七五年以降継続討議してきた国際自由教職員組合連盟（ＩＦＴＵ）加盟について、次年度大会で決定するよう組合員の共通理解をうるための討議を強化することになった。今大会最大の対決点と目された政党支持問題で、社会党支持の方針にたいし反主流派から「政党支持自由」の修正案が出されたが、同修正

案は賛成一八〇票（賛成率三六・一%）で否決された。賛成率は過去最高であった。なお、春闘、参院選にむけての態勢固めのため、八〇年三月三・四日東京・日本教育会館で開かれた第五四回臨時大会提案の方針では、社公連合政権構想の積極評価、統一労組懇活動にたいする批判がもりこまれていたことではげしい論議となったが、その削除・修正案を反対多数で否決、原案を一部修正のうえ可決した。

全逓第三二回定期大会　七九年七月一〇～一三日札幌市・北海道厚生年金会館で開催され、〝反マル生闘争〟の中間総括と運動方針補強議案を採択した。執行部原案にたいしきびしい批判が出されたものの最終的に承認、石井執行部は信任されることになった。だが全逓本部と郵政当局が大綱で妥結していた〝実験時短〟実施についての提案は否決された。決定した反マル生闘争の補強方針は、団交権確立を中心課題として年末繁忙期の前の段階で決着をせまる。戦術は柔軟性をもってのぞみ交渉を重視していくというものであり、また大きな争点の一つとなった被処分者の実損回復とからむ特別昇給制度導入問題については、議長団の、①差別の拡大再生産にならない歯止めの努力、②職場討議、機関承認を条件に交渉のテーブルにつくとのまとめが了承された。しかし「土曜日を休日とするかわりに一日の勤務時間を現行の七時間二〇分から八時間に延長することを一年間実験的におこなう」とする〝実験時短〟については、採決の結果本部提案に反対二三四人、賛成二〇四人で否決となった。

合化労連第六二回定期大会　七九年七月一二～一四日東京・区立中央会館で開催され、雇用確保、実質賃金の維持向上をめざし、八〇年代に全労働者、化学労働者の統一に積極的にとりくむなどを内容とする運動方針を決定した。注目されていた委員長に立花委員長代行（副委員長）が選任され、結成以来約三〇年つづいた太田体制をひきつぐことになった。なお、八〇年一月二四日東京・社会文化会館での第六三回臨時大会では、①賃上げ統一要求を定昇込み一万六〇〇〇円（八・九%程度）とする、②前段闘争として六〇歳への定年延長と労働時間短縮にとりくむなどを柱とする春闘方針を決定した。賃上げ要求は過去二年、不況による業績格差から二本立て、三本立てとなっていたが、三年ぶりの統一要求となった。

国労第四一回定期大会　七九年七月一七～二一日鹿児島市・文化センターで開催された同大会では、「賃金闘争は官民一体の統一要求、同時結着の方針で春闘共闘、交運、公労協の中核になって闘う」とし、運動の推進にあたっては「働く、要求する、闘う」という労働者の規律とともに「誠意、親切」を仕事のなかで具体的に生かすとの国民に理解を訴える運動方針を決定した。役員改選では森影委員長、酒井、谷合両副委員長らを選出した。なお、方針原案のうち「鉄鋼労連は不当労働行為を甘受しており組合とはいえない」、「闘う労働組合を非難し、これに干渉さえする」など鉄鋼労連を批判した部分の全文は、提案にあたって総評の「団結と労働運動の発展のため」削除された。

鉄鋼労連との賃金闘争をめぐる論争では、国労が鉄の一発回答は受諾を前提にし、使用者側がそれ以上の譲歩の姿勢がないのだから団交拒否と同じで「不当労働行為」、「闘わない鉄鋼労連」などと名指しで批判していたため、鉄鋼労連側は来春の国民春闘共闘参加を

留保するとの公式発言にまで発展していたが、富塚総評事務局長が総評団結のために国労に削除を要請していた。国労執行部は、内容では譲らない考えを示しながらも最終的にはそれをうけ入れ、村上委員長も大会冒頭のあいさつで削除することを明らかにしていた。

私鉄総連第四三回定期大会

七九年七月一九～二一日松江市・県民会館で開かれ、①来春闘では金属労協をふくめた総がらみ闘争を実現させる、②秋闘は定年延長要求にしぼる、を柱とする運動方針を決定した。田村書記長は同方針提案にあたって、①賃金闘争での鉄鋼、自動車の先頭役は国際的な慣行となっており私鉄にはその力もないし公共産業の性格からもまずい、しかし②現在の金属労協には長期ストに耐えられる力量はない、そこで、③金属労協と全交運を軸に時期を集中するとのねらいを説明した。富塚総評事務局長もこの席のあいさつで、私鉄のこの官民総がかり構想よびかけにこたえて、総評翼下の組合は来春闘で金属労協の回答にあわせて闘争態勢を配置、統一回答日を求めるという新しい春闘パターンで臨む考えを明らかにした。しかし私鉄総連執行部は方針作成の段階で、構想実現の場として民間二二単産でつくる予定の八〇年賃闘対策民間労組会議への無条件参加にふみきろうとしたが、私鉄大手委員長から「労働戦線統一問題に誤解を与える」とストップをくったいきさつもあり、見とおしをきかれた田村書記長は「交運は一致できるが、公労協は論議が必要だ。問題の金属労協は足の部隊にアレルギーをもっているので、総評や国民春闘共闘も実現に努力してほしい」と訴えた。

動労第三五回定期大会

七九年八月七～一一日熊本市・市民会館において開かれ、合理化反対闘争の今後のすすめ方について、これまでの絶対反対路線から政策要求も積極的に出してたたかうという柔軟路線への変更、千葉地本の組織再建などを柱とする運動方針を決定した。またスト権回復の立法化についてもこれまでの消極的態度に変えてそのとりくみを強めることになった。役員改選では八鍬委員長、佐藤副委員長など新役員を選出したが、反主流(労働運動研究会)派が組織運営に「組合民主主義」が欠けていると反発して役員を出さない態度をとったため、副委員長一人をふくむ四人が欠員となり、動労はじまっていらいの変則状態となった。

全電通第三二回定期大会

七九年八月二一～二五日神戸市・文化ホールで開催され、定年制導入条件の検討をふくむ「社会的に価値ある労働運動づくり」を柱とした第四次長期運動方針および総選挙闘争、生活制度要求等を内容とする七九年度運動方針を決定した。同運動方針のうち注目される点は、①総評系官公労が定年制導入に反対しているなかで、六〇歳定年制実現にとりくむ姿勢を示したこと、②労働戦線統一について総連合の方針を支持するとともに、八二・八三年頃民間先行、八五年全的統一を目標に、当面総評が提起した〝官民総がかり〟構想には反発したこと、③社会党支持の見なおしについて、単産、単組レベルでの支持に切りかえるべきだとしたことなどである。

造船重機労連第九回定期大会

七九年八月二八～三〇日伊東市・観光会館で開かれ、産業政策の積極的推進および賃上げ、労働諸条件闘争のとりくみによる生活向上のほかを内容とする運動方針を決定し、とくに構造不況で切り下げられた労働条件についてその復元に要求をしぼりつつ、佐世保重工の

〝近代化闘争〟を全面支援することになった。労働戦線統一問題について、土居委員長は大会あいさつで、さきにゼンセン同盟と鉄鋼労連が「年内に統一準備会を発足させ、来年秋には新組織に結集する」との方針案をきめたことにたいし、「見とおしもないのに先ばしっては過去と同じ失敗をくりかえしかねない」との懸念を表明、両労組に慎重な態度を求めた。

鉄鋼労連第六一回定期大会

七九年九月一三～一五日別府市・国際観光会館で開催、①労働組合主義と国際自由労連加盟を基調に、条件の整ったところから統一にふみきり、年内に準備会の発足をめざす段階方式による労働戦線の統一、②労働条件見なおしを引きかえとした六〇歳定年の実現を柱とする運動方針を決定した。同方針によると、統一の最終目標は全労組としているが、当面まずゼンセン同盟、造船重機労連、電力労連（以上同盟）、鉄鋼労連、合化労連（以上総評）、電機労連、自動車総連などの民間有力単産による再編をめざし、ついで官民をふくめた全体的統一スケジュールが示されている。また定年問題については、①賃金の五〇歳頭打ち、②延長後の退職金凍結、③延長後の配置転換うけいれを交換条件に、八〇年度に満五五歳に達するものについては定年を五八歳に、五四歳になるものは五九歳に、五三歳以下のものは六〇歳にするという三段階方式がとりあげられ、七九年秋の産業別労働協約闘争としてとりくみその実施時期を明らかにさせることが主眼とされている。なお、中村委員長はその大会あいさつで塩路自動車総連会長が提唱した「統一を進める会」は、その趣旨において鉄鋼労連のいう準備会と軌を一にするものであり積極的に参加するとの意向を表明した。

ゼンセン同盟第三五回定期大会

七九年九月一九～二〇日名古屋市・市民会館で開催、「力と政策で八〇年代へ挑戦しよう。定年六〇歳の実現、労働戦線の統一」をスローガンとする運動方針を決定し、最重点課題として六〇歳までの定年延長統一闘争にとりくむことになった。労働戦線統一問題については「民間先行による統一準備会を年内に発足させ、明年賃闘総括時期には新組織発足についての合意がえられるよう最大限の努力をする」との〝見切り発車〟方針が明確化され、宇佐美会長は「政策推進労組会議、金属労協、化学エネルギー労協など五〇〇万人をこえる組織労働者により統一の核をつくり、段階をおって大きくさせ全的統一に結びつける方法しかない」と強調した。

【参考資料】(1)総評「総評新聞」、同盟「同盟新聞」、中立労連「中立労連」、新産別「新産別」、総連合「総連合ニュース」、金属労協「IMF・JC金属」各機関紙および大会議案書・付属資料、(2)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(3)「特集・第五九回総評定期大会」（「月刊総評」二六一、七九年九月号）、(4)「特集・〝開かれた総評〟と多数派形成」（同二六二、七九年一〇月号）、(5)「特集・第六〇回総評臨時大会」（同二六七、八〇年三月号）、(6)「七九年同盟諸活動の回顧と課題」（「同盟」二五七、七九年一二月号）、(7)「一九八〇年度賃金・政策闘争白書—同盟資料シリーズ三一」（同盟、八〇年一月刊）、(8)「特集・労組定期大会と八〇年代の展望」（『労働運動』一六五・一六七、七九年九・一〇月号）、(9)永瀬庸一「主要労組の運動方針を評す」（『月刊労働問題』二六八、七九年一二月号）、(10)芦村庸介「同盟・宇佐美、田中ラインの意味するもの」（『官公労働』三四—二、八〇年二月号）

III 労働争議

概要□一九七九年の労働争議――争議の概況／月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別・規模別にみた争議／主要要求別争議とその解決状況／主要連合団体別にみた争議／七九年春闘時における中小企業の争議

概要

一、一九七九年におけるわが国の労働争議は、年間における争議行為をともなった争議件数で三四九二件、その行為参加人員一四七万四〇〇〇人、前年に比べるとそれぞれ一三六〇件（二八・〇%）、六〇万七〇〇〇人（二九・一%）の減少となり、七五年以降五年連続前年を下回る減少を示した。これを「半日以上の同盟罷業」によってる労働損失日数九一万九〇〇〇日でみると、一九四六年調査開始以来の最低を記録した。とくに春闘時における減少が目立ったが、従業者三〇〇人未満規模民間中小企業での春闘時争議行為参加人員は七五年以降の減少傾向から増加に転じ、労働損失日数では前年にひきつづき二年連続の増加となっている。

一、産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員ともほとんどの産業で減少しており、労働損失日数では製造業一五万二〇〇〇日（三〇・一%）、サービス業一二万一〇〇〇日（六三・〇%）、運輸・通信業七万日（一三・九%）の各減少が大きい。

これを労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数でみると、全産業ではそれぞれ一二〇人（対前年比二八・六%減）、七六日（同三〇・九%減）となっているが、行為参加人員の減少はとりわけ鉱業、建設業で大きく、労働損失日数では鉱業、

サービス業の減少が目立ったのにたいして、金融・保険・不動産業および公務では増加となった。

一、主要要求事項別には「賃金および手当」要求が三八八九件（要求事項総数の六四・六%）、前年に比べて二四・一%（一二三六件）減となったほか、総じて減少しているなかで定年延長、世帯手当の新設等「労働協約の締結および改定」と福利厚生、安全衛生等をふくむ「その他労働条件」要求でそれぞれ九三・〇%（四〇件）、六四・九%（一一三件）増加している。

一、主要連合団体別の争議行為をともなう争議の参加人員は、総評が一二六万六〇〇〇人で全体の八五・八%を占めてもっとも多く、ついで中立労連三万七〇〇〇人（同二・五%）、同盟二万四〇〇〇人（同一・七%）であり、また「半日以上の同盟罷業」の労働損失日数でも、総評は六一万七〇〇〇日と全体の六七・二%を占め、以下同盟四万六〇〇〇日（同四・九%）、新産別二万八〇〇〇日（同三・〇%）、中立労連二万七〇〇〇日（同二・九%）の順となっている。

1　一九七九年の労働争議

1　争議の概況

労働争議統計

わが国における労働争議にかんする統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものである。それは各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査年報告」として公表されている。この場合、調査の対象として集計にふくまれるのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項にかんして労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、それにたいする対抗手段としての使用者側の作業所閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づける）、半日未満の同盟罷業、いわゆる順法闘争をふくむ怠業および業務管理等の争議行為をともなったもの、もしくは争議行為をともなわないが解決のために第三者が関与したものなどである。またこの統計での争議の単位は労働組合（争議団をふくむ）であり、原則として単位労働組合がおこ

なう争議を一件として扱っているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件として扱われている。したがって一件の争議が数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。さらに「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖がおこなわれた期間に、実際に同盟罷業に参加した労働者、もしくは作業所閉鎖の対象となった労働者の延べ人員数に対応する所定労働日数をいう。なお一九七五年までは毎月の「労働争議統計調査報告」もあわせて公表されていたが、現在は中止されている。以下、「昭和五四年、労働争議 統計年報告」（一九八〇年五月刊）によってみると、つぎのごとくである。

争議の概況

一九七九年のわが国における総争議件数は四〇二六件、総参加人員四五四万人、そのうち争議行為をともなう争議についてみると、その件数三四九二件、行為参加人員一四七万六〇〇〇人は前年に比べて件数で二八・〇%（一三六〇件）、行為参加人員で二九・一%（六〇万七〇〇〇人）の減少となり、七五年以降五年連続前年を下回った。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」は一一五一件、行為参加人員四四万九〇〇〇人、また「半日未満の同盟罷業」は一七四三件、行為参加人員一〇二万三〇〇〇人で、前年に比べて前者は件数で二三・九%（三六一件）、行為参加人員で三一・九%（二一万人）、後者は件数で二九・四%（一一四四件）、行為参加人員で三〇・九%（四五万七〇〇〇人）それぞれ減少している（第82・83表）。

第82表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1970年	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,915	2,356	1,294	101	34
1971	6,861	10,829	6,082	3,623	2,527	1,896	6,029	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,657	2,498	1,544	5,147	3,531	1,553	91	81
1973	9,459	14,549	8,720	4,929	3,326	2,236	4,604	6,667	3,227	117	253
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,663	6,378	2,724	77	37
1975	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5
1978	5,416	5,351	4,852	2,083	1,517	660	1,358	3,887	1,480	50	96
1979	4,026	4,540	3,492	1,476	1,153	450	930	2,743	1,023	58	103

〔備考〕 1） 1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2） 総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。

3） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第83表　月別・争議形態別争議件数，参加人員および労働損失日数

年月	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	人	件	人	件	人	日	件	人	件	人
1979年1月	123	334,892	39	106,679	23	3,629	23,669	24	42,549	2	62,343
2月	109	33,720	36	14,279	20	3,507	6,546	20	7,377	1	3,402
3月	249	540,946	160	49,611	62	9,484	14,581	114	40,529	3	1,599
4月	2,491	2,740,788	2,334	974,059	528	303,528	442,532	1,987	717,250	27	3,234
5月	804	1,604,434	364	78,699	223	43,488	131,334	178	41,101	22	1,820
6月	447	381,174	194	30,712	120	15,595	44,453	93	16,828	7	973
7月	335	126,944	104	19,592	73	8,744	20,635	50	12,655	2	655
8月	244	103.369	81	28,351	24	694	9,383	62	27,651	3	66
9月	145	44,490	36	2,446	14	604	7,428	23	1,761	3	58
10月	169	83,262	65	26,193	19	998	5,256	50	25,428	1	18
11月	500	314,390	392	148,378	134	40,248	75,228	303	122,030	3	864
12月	482	526,495	256	77,496	178	55,252	149,259	132	33,125	5	1,023

〔備考〕 1)　2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計で同一争議である限り年計として集計するため年の数字と月別の累計とは一致しない。

2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第84表　「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当り労働損失日数の推移

年	行為参加人員1人当り労働損失日数		
	年　計	うち春闘	春闘以外
1975年	2.92日	2.59日	3.29日
1976	2.38	2.39	2.37
1977	2.17	2.01	2.58
1978	2.05	2.00	2.16
1979	2.04	1.66	3.11

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

「半日以上の同盟罷業」による労働損失日数は九一万九〇〇〇日で、これまでの最低であった前年の一三五万三〇〇〇日に比べさらに四三万五〇〇〇日（三二・一%）減少して、一九四六年調査開始以来の最低を記録した。

また、これを行為参加人員一人当たり労働損失日数でみると（第84表）、年計では二・〇四日で前年の二・〇五日をわずかながら下回っており、春闘時に一・六六日と前年の二・〇〇日より〇・三四日短くなっているのにたいして、春闘時以外では三・一一日で前年の二・一六日に比べて〇・九五日長くなっている。これは春闘が比較的短期間で終息した反面、春闘時以外では一一～一二月におこなわれた政労協の七九年賃金早期確定および一時金切下げ反対等にかんする争議や各産別、単組による年末一時金要求争議の解決が長びいたことによっている。

月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向

七九年の労働争議行為参加人員を月別にみると（第11図）、春闘と秋闘時にかけて多いのは例年のとおりであるが、とくに春闘時での減少が目立っている。

七九年春闘は、企業の収益面で大量国債発行による政府の景気浮揚策と〝減量経営〟をテコに改善のきざしがみられたとはいうものの、なお構造不況業種の一部造船などでは人員整理があいつぐとい

第11図　月間行為参加人員の推移（1978・79年）

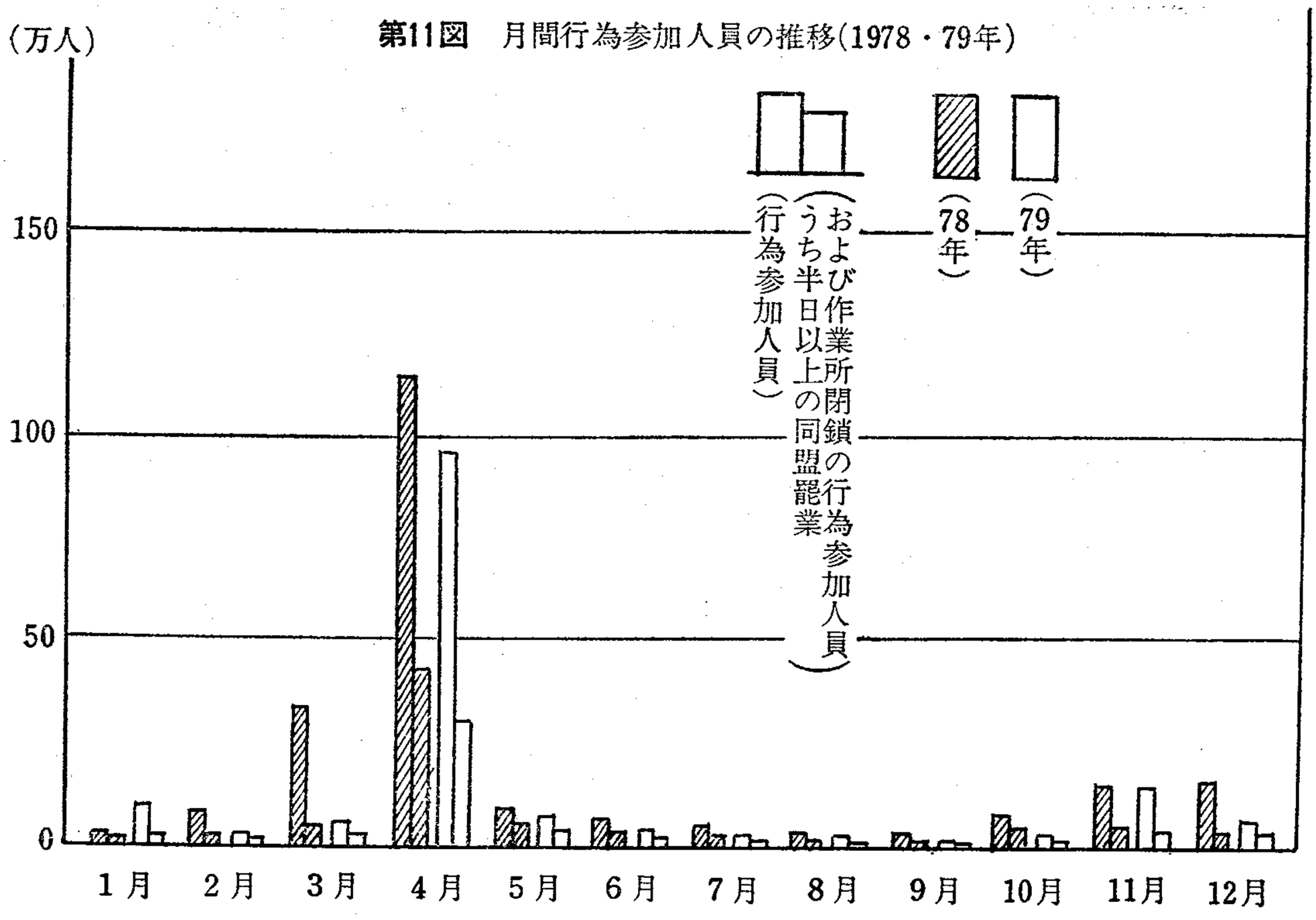

第85表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1975年	3,998	4,048	3,772	2,201	1,440	1,122	8	3,725
1976	4,089	3,702	4,000	1,839	901	1,270	6	2,149
1977	3,055	3,034	2,997	1,327	504	971	2	1,014
1978	3,218	3,377	3,149	1,311	449	968	3	898
1979	2,617	2,772	2,518	1,019	331	749	4	551
年間争議に占める割合								
1975年	47.4	39.4	49.8	47.7	52.7	45.8	70.9	46.7
1976	51.3	51.6	55.2	54.1	66.5	51.6	66.8	66.7
1977	50.4	49.2	54.2	55.0	72.8	50.5	41.8	67.7
1978	59.4	63.1	64.9	62.9	68.1	65.4	3.3	66.4
1979	65.0	61.0	72.1	69.1	73.7	73.3	4.3	60.0

〔備考〕 1) 本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2) 労働損失日数は半日以上の同盟罷業の日数である。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

う経済環境を背景に、四月の統一地方選挙を間にはさんでおこなわれた。四月段階で闘争のヤマ場をむかえ、中旬に春闘共闘傘下の各労組による統一スト（四月一八～二〇日）、また下旬には私鉄、公労協（全電通をのぞく）、公務員共闘等の統一スト（四月二五日）がとりくまれたが、以後大きな動きがなく比較的短期間に終息した。これを反映して、春季賃上げ争議（二～五月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議、以下同じ）は、前年を下回った。

年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると（第85表）、総争議は件数で六五%、総参加人員で六一・〇%、また争議行為をともなう争議では件数で七二・一%、行為参加人員で六九・一%となっている。争議行為をともなう争議の形態別では、「半日以上の同盟罷業が件数で五七・七%、行為参加人員で七三・七%、労働損失日数で六〇・〇%であり、「半日未満の同盟罷業」は件数で七六・八%、行為参加人員で七三・三%と「半日未満の同盟罷業」件数が高い割合を占めていた。

2　産業別・規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第86～88表）、前年に比べて件数、行為参加人員ともほとんどの産業で減少しており、まず件数で製造業二七・〇%（三七一件）、運輸・通信業一一・一%（四七件）、サービス業二五・九%（一七四件）、公務三三・二%（六五八件）の各減、行為参加人員でも製造業三七・四%（一三万七〇

第 86 表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
全産業	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)
鉱業	53(0.2)	44(4.6)	52(0.9)	42(0.9(	18(0.5)
建設業	106(1.4)	70(1.0)	48(0.9)	43(0.9)	27(0.8)
製造業	2,634(34.8)	2,195(30.3)	1,531(27.7)	1,375(28.3)	1,004(28.8)
卸売・小売業	140(1.8)	121(1.7)	98(1.8)	75(1.5)	66(1.9)
金融・保険・不動産業	60(0.8)	73(1.0)	64(1.2)	40(0.8)	35(1.0)
運輸・通信業	896(11.8)	696(9.6)	498(9.0)	422(8.7)	375(10.7)
電気・ガス・水道業	275(3.6)	284(3.9)	231(4.2)	176(3.6)	134(3.8)
サービス業	746(9.8)	899(12.4)	803(14.5)	672(13.8)	498(14.3)
公務	2,645(34.9)	2,838(39.2)	2,195(39.7)	1,984(40.9)	1,326(38.0)
その他	19(0.3)	20(0.3)	13(0.2)	23(0.5)	9(0.3)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第 87 表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	4,614(100.0)	3,400(100.0)	2,413(100.0)	2,083(100.0)	1,476(100.0)
	鉱業	29(0.6)	18(0.5)	35(1.5)	33(1.6)	10(0.7)
	建設業	58(1.3)	30(0.9)	16(0.7)	15(0.7)	7(0.5)
	製造業	1,688(36.6)	836(24.6)	472(19.6)	365(17.5)	228(15.5)
	卸売・小売業	43(0.9)	38(1.1)	20(0.8)	11(0.5)	10(0.6)
	金融・保険・不動産業	11(0.2)	13(0.4)	16(0.7)	15(0.7)	10(0.7)
	運輸・通信業	1,038(22.5)	534(15.7)	400(16.6)	486(23.3)	403(27.3)
	電気・ガス・水道業	47(1.0)	51(1.5)	36(1.5)	27(1.3)	27(1.9)
	サービス業	475(10.3)	542(15.9)	501(20.8)	386(18.5)	266(18.0)
	公務	1,140(24.7)	1,279(37.6)	884(36.7)	693(33.3)	507(34.3)
	その他	85(1.9)	60(1.8)	32(1.3)	52(2.5)	9(0.6)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	8,016(100.0)	3,254(100.0)	1,518(100.0)	1,358(100.0)	930(100.0)
	鉱業	146(1.8)	45(1.4)	53(3.5)	62(4.6)	16(1.7)
	建設業	92(1.1)	55(1.7)	9(0.6)	22(1.7)	14(1.5)
	製造業	4,582(57.2)	1,426(43.8)	691(45.5)	507(37.3)	354(38.1)
	卸売・小売業	57(0.7)	62(1.9)	23(1.5)	11(0.8)	8(0.9)
	金融・保険・不動産業	10(0.1)	11(0.3)	4(0.2)	9(0.7)	20(2.2)
	運輸・通信業	2,441(30.4)	1,274(39.2)	523(34.4)	505(37.2)	435(46.8)
	電気・ガス・水道業	24(0.3)	7(0.2)	5(0.3)	5(0.3)	3(0.3)
	サービス業	375(4.2)	261(8.0)	163(10.8)	192(14.1)	71(7.6)
	公務	96(1.2)	31(1.0)	29(1.9)	3(0.2)	7(0.7)
	その他	197(2.4)	82(2.5)	18(1.2)	41(3.0)	2(0.3)

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第88表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数（1979年）

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
	件	人	日	件	人	日	件	人	日
全産業	1,153	449,504	930,304	1,151	449,357	918,500	11	715	12,364
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業・狩猟業	2	1,368	1,368	2	1,368	1,368	—	—	—
漁業・水産養殖業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	17	9,753	15,788	17	9,753	15,788	—	—	—
建設業	19	6,266	14,322	19	6,266	14,322	—	—	—
製造業	598	131,692	354,128	596	131,551	345,286	5	499	9,103
卸売業・小売業	37	4,011	8,124	37	4,011	8,092	1	4	32
金融・保険業	10	702	892	10	702	892	—	—	—
不動産業	1	3,897	19,485	1	3,897	19,485	—	—	—
運輸・通信業	251	253,883	434,959	251	253,877	432,127	4	198	3,131
電気・ガス・水道・熱供給業	9	724	2,651	9	724	2,651	—	—	—
サービス業	197	33,997	71,003	197	33,997	70,905	1	14	98
公務	10	2,834	6,565	10	2,834	6,565	—	—	—
分類不能の産業	2	377	1,019	2	377	1,019	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第89表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1978年	1979年	対前年比	1978年	1979年	対前年比
			%	千人		%
計	3,292 (100.0)	2,463 (100,0)	△ 25.2	722 (100.0)	598 (100.0)	△ 17.3
1,000人以上	470 (14.3)	319 (13.0)	△ 32.1	375 (51.9)	319 (53.4)	△ 14.9
300～999人	678 (20.6)	495 (20.1)	△ 27.0	185 (25.6)	146 (24.4)	△ 21.2
100～299人	960 (29.2)	746 (30.3)	△ 22.3	97 (13.4)	80 (13.4)	△ 17.5
99人以下	1,118 (34.0)	845 (34.3)	△ 24.4	36 (5.0)	28 (4.6)	△ 22.7

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) （ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

〇〇人）、運輸・通信業一七・〇％（八万三〇〇〇人）、サービス業三一・二％（一二〇万一〇〇〇人）、公務二六・九％（一八万六〇〇〇人）をいずれも減少している。また労働損失日数では、製造業一五万二〇〇〇日（三〇・一％）、サービス業一二万一〇〇〇日（六三・〇％）、運輸・通信業七万日（一三・九％）の減少が大きい。労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数をみると、全産業ではそれぞれ一二〇人（対前年比二八・六％減）、七六日（同三〇・九％減）となっている。このうち産業別の行為参加人員は公務が三四一人で最も多く、以下運輸・通信業一九七人、鉱業一八五人、サービス業一六三人の順で、前年に比べて総じて減少しているが、とりわけ鉱業、建設業での減少が大きい。また労働損失日数では鉱業が二八九日で最も多く、以下運輸・通信業二一二日、製造業八六日とつづき、前年に比べては鉱業、サービス業での減少が目立つのにたいして、金融・保険・不動産業および公務では増加となっている。

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は二四六三企業、その行為参加人員は五九万八〇〇〇人であり、前年にたいしてそれぞれ二五・二％（八二九企業）、一七・三％（一二万五〇〇〇人）の減少を示していた。これを企業規模別にみると、一〇〇〇人以上では三一九企業（対前年比三二・一％減）、三一万九〇〇〇人（同一四・九％減）、三〇〇～九九九人規模四九五企業（同二七・〇％減）、一四万六〇〇〇人（同二一・二％減）、一〇～二九九人規模七四六企業（同二二・三％減）、八万人（同一七・五％減）、また九九人以下では八四五企業（同二四・四％減）、二万八〇〇〇人（同二二・七％減）とすべての規模で減少している（第89表）。

3　主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」一分類集計してある。そこで、その主要要求事項別総争議の発生件数をみると（第90表）、「賃金および手当」にかんする要求が三八八九件で要求事項総数の六四・六％を占め、以下労働時間・休日休暇等「給与以外の労働条件」要求三八三件（同六・四％）、「経営および人事」要求二八二件（同四・七％）、「組合保障および労働協約」二一八件（同三・六％）とつづき、政治スト、支援ストをふくむ「その他」要求が一二四七（同二〇・七％）となっている。これを前年の要求件数に比べると、総じて件数が減少しているなかで定年延長、世帯手当の新設等をふくむ「労働協約の締結および改定」と福利厚生、安全衛生等「その他の労働条件」要求ではそれぞれ九三・〇％（四〇件）、六四・九％（一一三件）の増加となっている。

また、第91・92表によると、七九年の総争議件数四〇二六件のうち解決もしくは解決扱い（争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政治ストおよび支援スト等がふくまれる）となった件数は三九一二件（全体の九七・二％）で、残り一一四件は解決を翌年以降にもちこした。解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決したもの一九六三件（解決件数の五〇・二％）、六～一〇日四四六件（同一一・四％）、一一～三〇日九〇〇件

第90表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

要求事項	1978年	1979年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	8,018 (100.0)	6,019 (100.0)	▲ 24.9
組合保障及び労働協約	179 (2.2)	218 (3.6)	21.8
賃金及び手当	5,125 (63.9)	3,889 (64.6)	▲ 24.1
賃金増額	3,697 (46.1)	2,923 (48.6)	▲ 20.9
臨時給与金	1,158 (14.4)	721 (12.0)	▲ 37.7
給与以外の労働条件	299 (3.7)	383 (6.4)	28.1
休日・休暇	83 (1.0)	55 (0.9)	▲ 33.7
経営及び人事	306 (3.8)	282 (4.7)	▲ 7.8
解雇反対・被解雇者の復職	128 (1.6)	91 (1.5)	▲ 28.9
その他	2,109 (26.3)	1,247 (20.7)	▲ 40.9

〔備考〕 1)　(　) 内は構成比。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

(同二三・〇%)、三一日以上六〇三件（同一五・四%）となっている。争議の要求事項のうち要求数の多い項目の継続期間別構成比においては、「賃金増額」要求で五日以下で解決したものが五割以上を占めて多く、「臨時給与金」要求では五日以下および一一～三〇日で解決したものがそれぞれ三割以上を占めている。また「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」要求は他の要求に比べて比較的継続期間が長く、三一日以上がいずれも五割以上におよんでいた。

さらに、解決方法別には労使直接交渉により解決したものが一八八九件（解決件数の四八・三%）、第三者関与によるもの二八四件（同七・三%）、その他解決扱いは一七三九件（同四四・五%）であった。第三者関与により解決したものの内容をみると、労働委員会のあっ旋によるものが最も多く二四六件で、第三者関与解決件数の八六・六%を占めている。

4　主要連合団体別にみた争議

一九七九年の争議行為をともなう争議について主要連合団体別にみると（第93・94表）、行為参加人員では総評が一二六万六〇〇〇人で全体の八五・八%を占めてもっとも多く、ついで中立労連三万七〇〇〇人（同二・五%）、同盟二万四〇〇〇人（同一・七%）となっている。また「半日以上の同盟罷業」の労働損失日数でも総評は六一万七〇〇〇日と全体の六七・二%を占めており、以下同盟四万

第91表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　（単位：件）

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	3,912 (100.0)	1,963 (50.2)	446 (11.4)	900 (23.0)	603 (15.4)
解決要求事項総数	5,854 (100.0)	3,225 (55.1)	624 (10.7)	1,170 (20.0)	835 (14.3)
組合保障及び組合活動	112 (100.0)	10 (8.9)	17 (15.2)	26 (23.2)	59 (52.7)
労働協約の締結及び改訂	77 (100.0)	21 (27.3)	16 (20.8)	31 (40.3)	9 (11.7)
労働協約の効力	6 (100.0)	1 (16.7)	— (—)	1 (16.7)	4 (66.7)
賃金及び手当	3,799 (100.0)	1.917 (50.5)	432 (11.4)	913 (24.0)	537 (14.1)
賃金増額	2,902 (100.0)	1,642 (56.6)	277 (9.5)	604 (20.8)	379 (13.1)
臨時給与金	668 (100.0)	211 (31.6)	134 (20.1)	229 (34.3)	94 (14.1)
退職手当	38 (100.0)	11 (28.9)	4 (10.5)	13 (34.2)	10 (26.3)
その他の賃金・手当	191 (100.0)	53 (27.7)	17 (8.9)	67 (35.1)	54 (28.3)
賃金以外の労働条件	371 (100.0)	213 (57.4)	31 (8.4)	47 (12.7)	80 (21.6)
労働時間の変更	41 (100.0)	4 (9.8)	8 (19.5)	14 (34.1)	15 (36.6)
休日・休暇	54 (100.0)	28 (51.9)	5 (9.3)	8 (14.8)	13 (24.1)
その他の労働条件	276 (100.0)	181 (65.6)	18 (6.5)	25 (9.1)	52 (18.8)
経営及び人事	250 (100.0)	52 (20.8)	44 (17.6)	48 (19.2)	106 (42.4)
解雇反対・被解雇者の復職	77 (100.0)	4 (5.2)	12 (15.6)	15 (19.5)	46 (59.7)
事業の休廃止・操業短縮	28 (100.0)	6 (21.4)	4 (14.3)	7 (25.0)	11 (39.3)
その他の経営及び人事	145 (100.0)	42 (29.0)	28 (19.3)	26 (17.9)	49 (33.8)
その他	1,239 (100.0)	1,011 (81.6)	84 (6.8)	104 (8.4)	40 (3.2)

〔備考〕 1）（ ）は構成比。
2） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第92表　労働争議の解決状況　　（単位：件）

年	総争議件数	当年中解決または解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	労使直接交渉		第三者関与					その他（解決扱）	
				うち第三者関与有り	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1978	5,416	5,324 (100.0)	2,421 (45.5)	173 (3.2)	333 (6.3)	283 (5.3)	268	3	12	2,570 (48.3)	92
1979	4,026	3,912 (100.0)	1,889 (48.3)	185 (4.7)	284 (7.3)	266 (6.8)	246	5	15	1,739 (44.5)	114

〔備考〕 1）（ ）内は構成比。
2） その他（解決扱）には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援スト等がここに区分される。
3） 労使直接交渉のうち「うち第三者関与有り」とは解決にいたる過程において第三者関与があった場合をいう。
4） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第93表　主要団体別労働争議件数の推移　　（単位：件）

主要団体		1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
総争議	合計	8,435(100.0)	7,974(100.0)	6,060(100.0)	5,416(100.0)	4,026(100.0)
	総評	5,511(65.3)	5,631(70.6)	4,576(75.5)	3,988(73.6)	2,890(71.8)
	同盟	679(8.0)	557(7.0)	203(3.3)	192(3.5)	184(4.6)
	新産別	76(0.9)	62(0.8)	38(0.6)	26(0.5)	26(0.6)
	中立労連	326(3.9)	227(2.8)	145(2.4)	109(2.0)	97(2.4)
	その他	1,843(21.8)	1,497(18.8)	1,098(18.1)	1,101(20.3)	829(20.6)
争議行為をともなう争議	合計	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)
	総評	5,200(68.7)	5,323(73.5)	4,309(77.9)	3,705(76.4)	2,635(75.5)
	同盟	446(5.9)	344(4.8)	125(2.3)	103(2.1)	89(2.5)
	新産別	71(0.9)	61(0.8)	38(0.7)	25(0.5)	26(0.7)
	中立労連	292(3.9)	209(2.9)	136(2.5)	104(2.1)	92(2.6)
	その他	1,565(20.7)	1,303(18.0)	925(16.7)	915(18.9)	650(18.6)

〔備考〕 1)（ ）内の数字は構成比を示す。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第94表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別
行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員			半日以上の同盟罷業						半日未満の同盟罷業		
				行為参加人員			労働損失日数			行為参加人員		
	1978年	1979年	対前年比	1978年	1979年	対前年比	1978年	1979年	対前年比	1978年	1979年	対前年比
	千人	千人	%	千人	千人	%	千日	千日	%	千人	千人	%
計	2,083 (100.0)	1,476 (100.0)	△ 29.1	660 (100.0)	449 (100.0)	△ 31.9	1,353 (100.0)	919 (100.0)	△ 32.1	1,480 (100.0)	1,023 (100.0)	△ 30.9
総評	1,834 (88.1)	1,266 (85.8)	△ 31.0	505 (76.6)	317 (70.5)	△ 37.3	957 (70.7)	617 (67.2)	△ 35.5	1,330 (89.8)	916 (89.6)	△ 31.1
同盟	32 (1.5)	24 (1.7)	△ 23.9	20 (3.0)	18 (3.9)	△ 11.8	38 (2.8)	45 (4.9)	17.8	15 (1.0)	9 (0.9)	△ 38.9
新産別	16 (0.8)	8 (0.5)	△ 51.3	12 (1.8)	6 (1.4)	△ 46.5	21 (1.6)	28 (3.0)	31.2	11 (0.7)	6 (0.6)	△ 42.4
中立労連	59 (2.8)	37 (2.5)	△ 37.2	35 (5.3)	19 (4.3)	△ 45.0	93 (6.9)	27 (2.9)	△ 71.2	42 (2.9)	20 (2.0)	△ 51.6
その他	142 (6.8)	141 (9.5)	△ 0.7	88 (13.3)	90 (20.0)	2.0	244 (18.0)	201 (21.9)	△ 17.5	83 (5.6)	71 (6.9)	△ 14.2

〔備考〕 1)（ ）内は構成比。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第95表　民間企業春季賃上げ時争議発生状況

区　分	労働争議発生企業数		争議行為参加人員		労働損失日数		組合員1人当り労働損失日数	
	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業
1975年	2,324 〔△ 36.0〕 (62.1)	3,745 〔△ 32.2〕	170,274 〔△33.4〕 (11.7)	1,456,592 〔△ 29.3〕	403,284 〔△ 41.7〕 (12.0)	3,351,817 〔△ 51.9〕	0.261 〔△ 25.9〕 (69.6)	0.375 〔△ 32.9〕
1976	2,106 〔△ 9.4〕 (56.2)	3,355 〔△ 10.4〕	142,741 〔△ 16.2〕 (14.8)	963,452 〔△ 33.9〕	263,447 〔△ 34.7〕 (13.4)	1,964,907 〔△ 41.4〕	0.168 〔△ 35.6〕 (75.3)	0.223 〔△ 40.5〕
1977	1,539 〔△ 26.9〕 (66.4)	2,318 〔△ 30.9〕	104,589 〔△ 26.7〕 (18.9)	552,990 〔△ 42.6〕	129,304 〔△ 50.9〕 (15.6)	826,556 〔△ 57.9〕	0.061 〔△ 63.7〕 (64.2)	0.095 〔△ 57.4〕
1978	1,402 〔△ 8.9〕 (64.7)	2,167 〔△ 6.5〕	93,344 〔△ 10.8〕 (19.8)	472,200 〔△ 14.6〕	130,922 〔 1.3〕 (18.4)	712,578 〔△ 13.8〕	0.084 〔 37.7〕 (102.4)	0.082 〔△ 13.7〕
1979	1,119 〔△ 20.3〕 (68.1)	1,642 〔△ 24.2〕	96,987 〔 3.9〕 (23.4)	414,122 〔△ 12.3〕	142,445 〔 8.8〕 (27.1)	526,423 〔△ 26.1〕	0.092 〔 9.5〕 (150.8)	0.061 〔△ 25.6〕

〔備考〕 1)〔 〕内は対前年増減率，単位%，△は減。
2)（ ）内は全企業にたいする中小企業の比率，単位%。
3)「春季賃上げ争議」とは2～5月に発生した争議のうち，要求事項に「賃金増額」をふくむもの。
4)「労働争議統計調査年報告」および「労働組合基本調査報告」による。

六〇〇〇日（同四・九%）、新産別二万八〇〇〇日（同三・〇%）の順となっており、これを前年に比べると、行為参加人員ではすべての団体で減少し、労働損失日数では新産別、同盟が増加となったのにたいし、とくに中立労連では七割を上回る減少を示している。

5　七九年春闘時における中小企業の争議

従業者三〇〇人未満規模民間中小企業での七九年春闘賃上げ時における争議発生企業数は一一一八企業で、前年と比べ二〇・三%減となったが、その争議行為参加人員および労働損失日数はそれぞれ九万六九八七人（対前年比三・九%増）、労働損失日数でも一四万二四四五日（同八・八%増）と、争議行為参加人員では七五年以降の減少傾向から増加に転じ、労働損失日数では二年連続の増加となった。また組合員一人当たり労働損失日数も〇・〇九二日と前年の〇・〇八四日に比べ〇・〇〇八ポイント上回り二年連続増加となっている。なお、三〇〇人以上規模をふくめた全企業での春闘時争議発生企業数は一六四二企業で、前年と比べ二四・二%減、また争議行為参加人員および労働損失日数もそれぞれ同一二・三%減、二六・一%減と七五年以降減少傾向がつづいている（第95表）。

【参考資料】 (1)労働大臣統計情報部「労働争議統計年報告」、(2)労働省『労働白書』および同「労働運動の回顧」、(3)東京都労働経済局『東京の労働』、(4)日本労働協会『年報日本の労使関係』、(5)労働省労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」、内外資料第二九集

IV 賃金闘争

概要□七九年秋季年末闘争――闘争をとりまく情勢／総評・秋季年末闘争方針／高齢者大集会／定年延長が秋闘の重要課題に／一〇・二減税反対集会／秋季年末闘争の具体的展開方針／予算要求、政策・制度要求で諸行動／秋年闘争ヤマ場へ／年末一時金妥結状況／八〇年春季闘争――八〇年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金・政策闘争白書／ＪＣの賃金白書／日経連・労働問題研究委員会報告と春闘共闘の反論／八〇年春闘諸要求とその特徴／八〇年春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の八〇年賃金闘争／八〇年春闘妥結状況／八〇年春闘総括

概要

一、七九年年末一時金妥結額は、労働省調べで、四六万五七九三円となり、対前年同期四二万二八八二円を一〇・三％上回った。七八年の場合は、対前年五・五％の伸びであったから、対前年伸び率の比較では、七九年の場合、四・八％とかなり上回った。

一、八〇年春闘は、七九年総選挙による〝与野党伯仲〟、中道勢力の結集、社会党のそれへの接近を背景に、労働戦線再編問題、総評などナショナル・センターのあり方問題をふくみ、共産党の影響力の強い統一労組懇活動の活発化などいくつかの新たな事態のもとで展開された。

一、労働団体の賃金要求基準は、一八％、一万三〇〇〇円で足並みがそろったが、同時に、八％要求が自粛的で低すぎるという声も強かった。

一、春闘は、一～三月の諸行動を経て、四月九日の金属労協大手への集中回答、四月一六日の私鉄、官公労の官民総がかり戦術を中心に展開された。

一、金属労協大手への一斉回答は、昨年を上回り、鉄鋼六・一五％、造船五％台、自動車（トヨタ、日産）七・二％であったが、電機大手が七・〇％で歯止め基準に〇・二％達せず、電機では五年ぶ

りのストがおこなわれた。

一、他方、私鉄は、一万二二〇〇円と世間の予想より高目の回答で、比較的早い決着となった。だが公労委の場では、〝私鉄連動〟を主張する組合側にたいし、私鉄よりは低目の公益委員側案が示されたため、総評系の労働者側委員は辞表を提出、調停不調という異例の事態に陥った。そして、五月に入り、ようやく事態は正常化し恒例の調停委員長見解提示、仲裁移行でひとまず決着がついた。だが、国鉄、郵政の裁定実施問題がその後に重大問題化した。

一、八〇年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、一万一九五三円、六・八七%であり、前年を金額で約二〇〇〇円、率で〇・八七%上回る結果となった。だが三月の消費者物価（全国）、対前年同月比八〇%にはおよばなかった。なお、賃上げ分散係数は〇・〇六と大幅に縮小し、大幅賃金上昇期に匹敵する数字となり注目された。

一、春闘総括では、総評が格差縮小を強調したのにたいし、同盟、鉄鋼労連はむしろ賃上げ水準自体をも相対的に高く評価している。

なお要求基準がそろったことについては、それぞれが評価している。ただ同盟総括では、公労協批判がきわめて強かった。なお日経連は、今次春闘について、民間労使の「良識」を高く評価する一方、公労協についてはいっそうきびしい批判を浴びせた。

一、春闘後、衆参同時選挙がおこなわれ、自民党が圧勝した。公明、共産の大幅議席減をはじめ野党は伸び悩んだ。そのなかで、労働戦線再編・統一問題、政策・制度闘争のあり方が問われている。

1　七九年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

七九年秋季年末闘争にあたって、特筆すべきは政治状況の変動である。すなわち、まず第三五回衆議院総選挙が、九月一七日公示、一〇月七日投票でおこなわれた。この結果、〝与野党伯仲〟の状態がいっそう強まった。だが同時に、野党内の勢力分野も、社会党の後退、公明・民社の若干の伸び、共産党の失地回復により総選挙前と変化が生じた。さらに、この選挙をつうじて公明、民社など「中道」選挙協力が目立っただけでなく、公明と総評系単産の組織内候補の一部との選挙協力もおこなわれた。この結果は、選挙後の社公合意路線の形成とそれにたいする総評のバックアップの重要な要素となった。それに相対応するかたちで、一方で、〝選別〟的色彩の強い労働戦線の再編の動きが活発になったが、他方、その動向にたいする批判はもちろん、ナショナルセンターのあり方をめぐって、共産党およびその影響力の強い統一労組懇の運動も活発化した。

ところで、経済基調は、一定の景気上昇局面のもと、企業利益もひきつづいて高水準を保ち、物価動向も、卸売物価の上昇に比べ、消費者物価の上昇はいまだ小幅にとどまっていた。ただ雇用・失業情勢は、いぜんとしてきびしく、完全失業率は相変わらず二%台の

水準にあり、有効求人倍率の改善もわずかであった。

そうした情勢のもと、秋季年末闘争が展開されたが、選挙と相並行して、鉄建公団などの不正経理問題、それもやがてKDD（国際電電）事件におよんだが、公的部門における諸問題が表面化し、情勢をいっそう複雑にしていたことも特徴的であった。

総評・秋季年末闘争方針

七月末の総評定期大会後、八月三日、総評は、来年度予算ならびに制度改善に関する要求を政府に提出し、秋闘は事実としては例年より大幅に早く火ぶたがきられたかにみえた。この行動のあと、予算要求をふくむ秋季年末闘争全体の行動方針については、九月一二日に第一回拡大評議員会を開き、具体化する予定であった。

解散、総選挙が切迫する事態をうけて、九月六日、第一回拡大評議員会が開かれた。そこでは、反インフレ、増税反対など緊急の政策課題を前面にかかげ、総選挙闘争を組織の総力をあげてたたかうことが決定された。かくして、秋季年末闘争としては、総選挙闘争が最重点の課題となり、とくに選挙期間中は、日常業務を停止し、全力を投入した。そして秋年闘争の他の諸課題については、一一月はじめに具体的方針が確認された。この点はあとでふれる（なお選挙結果は本年鑑第Ⅱ部XIV「政党」参照）。

高齢者大集会

総選挙公示を目前にした九月一四日、今年で九回目をむかえる「高齢者大集会」が、東京（都体育館）で開かれ、全国から一万人が参加した。

集会はまず福田実行委員会事務局長の開会宣言につづき、社会、公明、共産、新自クの各党代表があいさつに立ち、政府の年金、医療などの福祉後退を批判し政党としての決意を表明した。つづいて実行委代表委員の槇枝総評議長が基調報告をおこない、「政府・自民党は赤字を理由に福祉を切り捨てようとしている。人間がモノ・カネの犠牲になっている仕組みの根本的変革なくして明るい生活は期待できない。高齢化社会とは、高齢者が力をもつ社会である。すべての年金受給者を組織し、生きがいのある社会にむけ八〇年代の社会変革をともに闘おう」と訴え、①社会保障の充実、②雇用保障と年金支給開始年齢延長阻止、③福祉年金、遺族年金の引上げ、婦人の年金権確立――を柱とする二一項目の要求を提起した。そのあとアトラクションをはさんで、全電通退職者の会、福岡県高齢者協議会、退職婦人教職員連絡協議会などから活動報告がおこなわれ、最後に「健康で安心できる老後をつくるために、新しい革新の日本を生みだすために、いまこそ空高くたかいの灯をかかげましょう」とのアピールを採択して閉会した。

定年延長が秋闘の重要課題に

総選挙のあと各単産は秋闘を本格化させたが、そのなかで定年延長要求が大きくクローズアップされた。すでに鉄鋼労連は八月中に要求を提出、九月の大会後から交渉に入ったが、会社側は「当面その準備はない」といったん拒否。しかし組合側の強い要求で再検討することになり、一〇月中旬に改めて回答することになった。鉄鋼の場合、大手は軒並み五五歳定年制（川鉄は五六歳）のままであり、同労連ではこれを六〇歳まで延長することを要求していたが、その際、五五歳以前にさかのぼって年功賃金カーブを修正するなど「六〇歳定年制下の新しい人事・賃金制度の確立をめざして、現行諸制度の抜本的な改革・再編成をすすめる」ことをとりくみの基本としていることが特徴点であった。

また私鉄総連は、秋の労働協約闘争の統一目標を定年延長一本にしぼってたたかう方針をうちだし、七九春闘の中央集団交渉で交わした確認（定年延長を含む雇用問題を前向きに検討する）にもとづく回答が九月二八日に示されたが、その内容には具体的な前進がなく、同総連ではひきつづき各企業ごとの交渉に移して前進をはかった。全日通も労働協約改定の柱を定年延長におき、作業職についてをうちだした。その他、全国金属（定年六〇歳をめざし最低でも五八歳以上に）、食品労連（六〇歳までの定年延長と六五歳までの雇用確保）、紙パ労連（今後三年間に全組合で六〇歳延長を実現）、全日塗（中小も大手なみの六〇歳定年へ）などの組合が秋闘で定年延長を中心的な要求とし、いずれも総選挙後に本格的な交渉に入った（なお「定年制」については本年鑑　特集「定年制・年金問題」参照）。

一〇・二増税反対集会

段の日本武道館に二万人を集めて開かれた。一般消費税は総選挙の最大の争点となり、世論に押されるなかで、大平首相も〝来年度の導入断念〟を表明せざるをえなくなったが、集会では「選挙めあての逃口上で信用できない。増税の息の根をとめるまで闘いぬこう」と決議した。この集会に参加したのは消費者や婦人団体、中小企業や商店の団体、労働組合や民主団体など中央一二七組織と地方共闘四三組織にのぼり、文字どおり国民諸階層が総決起した。

開会のあいさつをした日本商店連盟の三浦正義専務理事も、この行動がイデオロギーと組織の枠をこえた国民的な大結集であることを強調、運動の輪をさらに広げて一般消費税を葬り去ろうと訴えた。つづいて名東孝二日大教授が実行委員会を代表して基調報告。一般消費税は物価を押し上げ、貧しい者ほど重い負担となる天下の「悪税」であることを改めて指摘したあと、「大企業に奉仕するため自民党政府がつくり出した財政破綻のつけを国民に転嫁するなど断じて許せない。選挙後、もし政府がふたたびこの悪税をもち出すなら、消費税とともに政府も葬り去る全国民的な倒閣運動も辞さない」と不退転のたたかいを呼びかけた。

秋季年末闘争の具体的展開方針

総評傘下の単産委員長・書記長、地評代表者の合同会議が一一月一日、東京・丸の内の国労会館で開かれ、三四単産、三〇地評の代表が出席して、労戦統一、八〇春闘、参院選への対応などを中心に討議をおこなった。この合同会議は「戦略的重要課題について意思統一するため」（槇枝議長あいさつ）評議員会に代わるものとして招集され、まず富塚事務局長が、総選挙総括と今後の政局へのとりくみ、八〇年春闘構想、行政の民主的改革、高齢化社会への対応、公害・原発反対闘争の強化、労働戦線統一のすすめ方、秋年闘争の方針について問題提起した。そのうち、秋年闘争の具体的展開方針をかかげておこう。

【秋年闘争の具体的展開について（要旨）】

統一要求の重点――①インフレ・物価値上げ反対、②一般消費税創設反対、不公平税制の是正、③年金、医療の制度改善で雇用と生活を守る、④首切り合理化・失業反対、雇用確保、定年延長、労働災害・職業病絶滅、労働時間短縮・週休二日制の完全実施、⑥最低賃金の改定と周知徹底、⑦定年延長など労働諸条件改善要求、年末一時金の引上げ、公務員賃金の確定の七項目を再確認する。

税金闘争――一般消費税反対運動は自民党を二分し大きな成果をおさめてきている。これまでの運動を持続させ、さらに勤労者への増税反対、不公平税制の是正、税の使い方監視の方向へ運動を発展させる。確定申告闘争については、一一月一五日、一六日、税金闘争全国代表者会議（於・熱海）を開催し、すすめ方など意志統一をはかり強化する。

社会保障闘争――一二月上旬までに年金・医療ブロック討論集会を開き、情勢と運動展開について意志統一をはかり、予算要求運動として発展させる。被爆者援護法制定と予算化にむけて、七九原水禁世界大会を成功させた諸勢力と共に、一二月中旬に全国動員による「被爆者援護法制定要求国民大会」を成功させる。

労働基準法・労働関係諸立法の見直し問題――当面、労働時間、休日、休暇にかかわる事項を中心に積極的な要求をもって対応するが、労働立法全体に関わる問題については早急に組織内での討議と意志統一をはかる。

雇用保障――以下の事項を重点目標とし、継続的に追求することとする。①「年齢による雇用差別禁止法」の制定、②雇用保険失業給付水準の改善、③雇用創出制度の確立・拡充

年末一時金――前期を上まわる水準の獲得をめざし、民間単産を中心に他の諸課題の闘争とも結合させ、一一月中旬から一二月初旬を集中時期とし、要求獲得につとめる。当面の重要課題である定年延長問題については労働時間短縮要求などとも合わせ、対企業要求闘争を強力にすすめる。

予算要求、政策・制度要求で諸行動

政府の予算編成にたいして制度・政策要求の実現を迫る春闘共闘や各単産は、一二月上中旬に波状的な交渉や大衆行動をくり広げた。

まず春闘共闘は一二月六日、東京・永田町の社会文化会館で社会保障予算要求中央集会を開き、「国民生活を破壊する福祉切り捨ての予算を許さない」と決議したあと、厚生、大蔵、労働、建設などの各省庁と交渉。これと並行して全鉱も同日、鉱業政策中央行動を展開。ひきつづき全自交が交通政策要求中央集会（七日）、炭労がエネルギー・石炭政策確立中央行動（一〇～一一日）、国労と全交運が交通政策確立中央行動（一一日）、全国金属が対政府要求全国行動（一二日）、全日自労が雇用政策確立中央行動（一二日）、地公労が予算要求行動（中旬）をくり広げた。

なお、こうした諸行動と相前後して、総評は一一月二六日、①物価対策、②行財政の民主的改革、③社会保障制度の改善等一八項目にわたる「一九八〇年度予算ならびに制度改善に関する要求」を政府に提出した。また同盟も一一月二六日、①経済運営と予算編成、②物価対策、③雇用対策等一〇項目にわたる「昭和五四年～五五年度政策制度要求と提言」の文書を提出した。さらに、一二月一二日春闘共闘は年内最大の行動として、各単産の協力を得て都内の主要駅頭三二カ所で二〇万枚のビラまき活動をくり広げた。高齢者集会実行委員会もこの日、予算要求行動をもち、全国から代表を集めて決起集会を開いたあと、厚生省、大蔵省などと交渉をおこなった。

これら諸行動を背景に、一七日には総評はじめ各労働団体代表と大平首相とのトップ会談が実現。総評は首相との会談で、①労働時間短縮・週休二日制の促進、②定年の六〇歳への延長、③行財政の民主的改革、④一般消費税反対、不公平税制の是正、⑤年金制度の改善――を迫った。かくして制度・政策要求のたたかいは八〇春闘へとひき継がれ、予算審議が衆院でヤマ場を迎える二月下旬から三月上旬にかけて集中行動が予定された。

秋年闘争ヤマ場へ

一一月に入り、上旬にはほぼ提出され、中旬から下旬にかけて、多くが解決していった。ただ、例外は、政労協関係と航空関係であった。特殊法人については、〝ヤミ賞与〟キャンペーンがきびしく、

第96表　1979年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況

（1979年12月24日）

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年上昇率	78年年末一時金	
								妥結額	対前年上昇率
	社	歳	社	円	社	円	%	円	%
平均	283	34.8	(100)183	534,120	283	465,793	10.3	422.882	5.5
鉱山	8	40.4	8	431,250	8	343,000	13.2	249,700	△ 2.1
水産・食料	19	35.3	(12) 7	721,159	19	597,014	4.0	574,045	7.6
繊維製品	23	31.6	(2)21	360,793	23	320,068	19.3	270,071	19.7
パルプ・紙	13	36.7	(1)12	463,900	13	413,231	21.4	340,316	2.8
印刷	3	32.5	(1) 2	434,262	3	388,234	5.7	367,420	3.4
化学品	48	35.2	(5)43	560,617	48	494,841	18.2	423,014	4.0
石油製品	8	34.0	(8)	年間臨給	8	533,530	5.5	505,975	2.8
ゴム製品	4	33.8	4	458,103	4	417,000	9.2	382,000	1.2
セメント	5	37.7	(1) 4	481,750	5	452,400	7.1	422,400	22.6
鉄鋼	14	36.1	(12) 2	462,000	14	392,152	10.4	348,970	△ 5.8
電機	6	34.5	6	444,629	6	374,070	4.8	357,044	16.5
造船	29	35.2	(10)19	524,020	29	444,250	11.2	408,199	5.3
車両	28	33.3	(2)26	486,602	28	452,910	12.8	403,643	6.3
自動車	7	35.9	(7)	年間臨給	7	279,755	△ 14.1	325,556	△ 16.5
卸売	2	38.2	2	450,000	2	430,000	6.2	405,000	3.8
証券	9	34.4	(9)	年間臨給	9	470,473	6.8	440,425	6.1
陸運	6	29.6	(8) 8	955,175	16	651,612	11.2	587,097	9.0
新聞・放送	14	27.8	4	532,500	4	510,500	0.7	506,750	11.8
電力	18	38.5	(17) 1	524,000	18	488,871	5.3	464,243	6.7
ガス	6	37.5	(1) 5	1,065,738	6	738,595	3.5	713,712	5.9
	9	36.5	9	516,000	9	457,444	2.8	445,000	6.0
	4	33.7	(4)	年間臨給	4	428,750	2.5	418,333	2.3

〔備考〕 1） 調査対象企業は，原則として東証または大証１部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業283社である。

2） 平均年齢，要求額，妥結額は，すべて１社当たりの数値（単純平均）である。

3） 要求額欄の（ ）内は，年間臨給「夏冬型」により，79年夏季一時金とあわせ要求がおこなわれたところ，または月数要求（要求額不明）のところで，多数である。

4） 本年年末一時金の対前年上昇率については，調査対象企業が一部前年と異なるため，同一企業比較による対前年上昇率を算出した。

5） 労働省労政局労働組合課調べ。

政府・大蔵省の抑制のカベは厚かった。ために、政労協は一〇月一八日に第一波統一ストをおこない、一二月二一日まで六波のストを決行したが、けっきょく、決着はつかず、異例の越年闘争となった。航空関係も、日航が一一月一八日に妥結したが、全日空は一一月末～一二月はじめにまで解決がもつれこみ、この間、一一月二一日、全日空労組、全日空乗員組合のストがおこなわれた。このほか、特異な争議として、佐世保重工の争議（SSK争議）が目立った（本年鑑第Ⅱ部Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。

年末一時金妥結状況

まず労働省調べによる民間主要企業の年末一時金要求、妥結状況をかかげておこう（第96表）。

要求額平均は、五三万四一二〇円と前年（四八万五六八六円）を五万円近く上回った。妥結額は、四六万五七九三円と、前年（四二万二八八二円）を四万円以上、上回り、対前年伸び率は一〇・三％と二ケタ台にのった。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送（七三万八五九五円）、卸・小売（六五万一六一二円）、水産・食料品（五九万七〇一四円）と前年と順位が変わらず、反対に最も低いのは前年の繊維から造船（二七万九七五五円）に変わっている。また対前年伸び率で高いのは、パルプ・紙二一・四％、繊維一九・三％、化学一八・二％が目立ち、造船の一四・一％減が唯一の減少例として特筆される。

なお同じく労働省調べで、年間臨給実施状況をみると、実施率五一・六％（一四六社）で前年を三・九％（一二社）上回り、なかでも夏冬型五九・六％となっている。

さらに、東京都労働経済局調べにより、企業規模別に妥結額平均をみると、一〇〇〇人以上四九万四七五六円、三〇〇～九九九人四七万五八八一円、二九九人以下四二万八四〇三円と開いている。いずれにしても、妥結額、伸び率とも前年を上回る結果となった。

2　八〇年春季闘争

八〇年春闘の背景

八〇年春闘は、春闘共闘を中心としてみれば第二六回目の春闘である。そして七四年にうちだされた国民春闘、その七年目の年であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金など諸闘争をおこなった。この八〇年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、政治的には、七九年秋の総選挙の結果、〝与野党伯仲〟状況に入っただけでなく、公明、民社など中道勢力の結集の強まり、そして社公合意路線の形成など、野党間の関係にも重大な変化が生じた。

第二に、そうした政治状況の変化は、直接、労働戦線にも連動した。社公合意路線にたいする総評の積極的バックアップ、〝選別〟的色彩の濃厚な労働戦線再編動向の強まり、賃金要求基準をめぐる

労働四団体の接近（八%）などが目立った。いわば共産党をのぞく中道野党勢力、社会党の接近で、協力関係の強まりに呼応するかたちで、労働戦線も連動していた。また、それだけに、共産党およびその影響力の強い統一労組懇の動きにたいする批判と活動の活発化も顕著であった。労働戦線は、流動的要素を大いに残しつつも、一つの質的変化のきざしをみせはじめている。

第三に、経済基調の点では、前年以来、一定の景気回復局面に入り、企業収益も一部をのぞき、高水準の増益を維持していた。ただ雇用・失業情勢は相変わらずひきつづき、有効求人倍率の改善傾向も僅少にとどまっていた。物価は、七九年から八〇年前半、卸売物価の急上昇にもかかわらず、七九年後半、消費者物価は比較的落ちついていた。だが、八〇年に入るとともに、消費者物価も上昇傾向を強め、たとえば八〇年一月の消費者物価（東京都区部）は前年同月比六・二%、三月は七・二%となり、卸売物価の動向、公共料金の引上げ予定などと合わせ、物価の先行き不安が感じられた。

こうして、政治状況の変動のもと、労働戦線の新たな動向、企業高収益と物価不安、それと要求基準との関係など、いくつかの重要争点をはらみつつ八〇年春闘が展開された。

1　国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足

八〇年春闘をスタートさせる国民春闘共闘会議は、総評、中立労連、一部純中立をふくめ、一〇一単産に地方共闘も加え、八七六万人を結集、その第一回総会を七九年一〇月一一日、東京電機労連会館で開いた（参加単産、人数は一二月三日の第二回総会で発表された）。総会は、議長に槇枝総評議長、事務局長に富塚総評事務局長など役員を選出し、春闘基本構想の問題提起、機構と運営などをきめた。

春闘共闘・八〇年国民春闘基本構想

春闘共闘は一二月三日、第二回総会を開き、「国民春闘白書」の報告をうけ、八〇年春闘の基本構想と賃上げ要求基準を確認した。

そのうち、基本構想はまず、「八〇国民春闘の統一要求」としてつぎの七点をうちだした。①賃金抑制を打破し、実質生活を守り向上させる賃金の引上げ。産業別最賃の引上げと協定化、地域包括最賃の早期改訂、全国一律最賃制の確立。②首切り合理化・失業反対、雇用・失業補償制度の改善と確立。週三五時間・完全週休二日制による労働時間短縮、週四〇時間制へ労基法の改正。定年延長、中高年者・身障者の雇用保障、性と年齢による雇用差別の禁止。労災補償の拡充。③生活できる年金へ制度の改善。定年と年金受給開始年齢の統一。健保・医療制度の抜本改善、生活保護基準の大幅引上げなど社会保障制度の拡充。④スト権はじめ労働基本権の確立、

労働組合の自由確保、労働関係法規の改悪反対、未批准ＩＬＯ条約の批准促進。⑤福祉、教育、生活関係予算の充実。公共料金値上げ反対、物価の安定。公害追放。住宅政策、総合交通政策、エネルギー政策の確立・改善。⑥一般消費税はじめ大衆課税反対、不公平税制の是正、行政の民主化と効率化。⑦政治・司法の反動化と軍国主義反対。安保条約廃棄。民主教育、地方自治確立。

そして、とくに賃金要求については、「われわれの賃金要求は生活実態に即し、大衆討議によってきめることは当然だが、総労働の態勢を築きあげるため、可能な限り広範な労働組合の間で要求の統一がすすむよう努力する。八〇春闘の賃上げは実質生活の維持のみならず、積極的な改善と向上をはかるものでなければならず、それには消費者物価上昇分、定期昇給分、生活向上分の三要素が含まれる。物価上昇率がどうなるかはなお不確定だが、八％を下回る賃上げでは生活の改善は不可能であり、したがって各単産は八％を最低限とし、これに各組合の実態を加え、大衆討議を通じて要求を決定していくこととする」と述べていた。

さらに、「闘いのすすめ方」では、「地域共闘の強化」などの前提として、つぎのように述べている点が注目される。「八〇春闘を闘うに当たって、広範な労働組合と労働者の総結集・総行動を重視し、春闘共闘の限られた枠組みをこえる共同行動の発展に努めなければならない。とりわけ賃金闘争の成功のためには広範な民間労組の共同行動がナショナルセンターの枠をこえて前進していくことが重要であり、それと官公労働組合の闘いが有機的に結びついてこそこれまでのパターンを打ち破る新しい闘争形態が生まれる」。

ベ・ア八％要求基準について

ところで、八〇年春闘では、春闘共闘、同盟、新産別、金属労協がともに、八％、一万三〇〇〇円で足並みがそろったことが注目を集め、論議をよんだ。八％要求の根拠について、各団体とも、七九年度の物価上昇率を五％台と踏み、それに生活向上分三％を上乗せする考え方をとっていた。

その背景には、七九年春闘で、業種間、企業間の業績格差が大きかったため、春闘共闘は要求についての「考え方」を出しただけで同盟は「六・五％、一万五〇〇〇円」、ＪＣは「物価上昇率プラス二％」と、要求段階からバラバラであったこと、八〇年春闘では、その反省とともに、折からの労働戦線統一の機運を背景に、ナショナルセンター間で非公式に調整がおこなわれた結果、春闘共闘、新産別は「八％を最低に」、同盟、ＪＣは「八％を基準」と表現上の差異は残しつつ一本化したものである。

ちなみに、最近一〇年間の春闘要求と実績を表で示すと第97表のようになる。なお、ベ・ア要求基準八％になたいし、春闘共闘内でもかなりの強い異論も出された。たとえば、先の第二回総会でも、「消費者物価上昇率が今後二ケタになるような情勢がくるなら要求基準は考えなおすべきだ」（全水道）、「独自の物価指数を使って一二・五％の要求にする。政府の物価指数作成に労働者の参画を要求すべきだ」（私鉄）、「八％とは低いところでまとまったものだ。われわれは二ケタ要求をするので、前に出て闘う組合を包む態勢をとってほしい」（マスコミ共闘）、「情勢からすれば要求は当然一〇％以上となる。最低は八％でも全体として一〇％を満たすよう確認すべきだ」（民放労連）などの発言があり、富塚事務局長はこれにた

第97表　最近10年間の春闘要求と実績

各団体の要求基準				実績	
J　C	同盟	春闘共闘	年	要求額 円(率%)	妥結額 円(率%)
20%程度	17%(9,000円)	10,000円以上	1970	11,795(23.8)	9,166(18.5)
20%以上	18%(11,000円)	15,000円前後	71	13,991(24.3)	9,727(16.9)
20%	18%(13,000円)	15,000～20,000円	72	15,432(23.3)	10,138(15.3)
20%	22%(15,000円)	20,000円前後	73	18,897(25,0)	15,159(20.1)
30歳25,000円(25%)	定昇込み25,000円 30%程度	30,000円以上30%以上	74	35,177(39.9)	28,981(32.9)
30歳30,000円(25%)	定昇込み　27% (30,000円)	30%以上40,000円以上	75	37,447(32.1)	15,279(13.1)
13%程度	定昇別　13%	20%30,000円前後	76	23,793(18.1)	11,596(8.8)
30歳18,000円(13%)	定昇別　13% (18,000円)	最低15%程度	77	22,181(15.5)	12,536(8.8)
30歳15,000円(10%)	定昇別　10% (15,000円)	最低12%以上	78	19,621(12.5)	9,218(5.9)
消費者物価上昇率＋2%	定昇別　6.5% (10,500円)	実質賃金の維持向上	79	14,668(8.9)	9,959(6.0)
8%（13,000円）	定昇別　8% (13,000円)	8%をミニマム	80	—	—

〔備考〕 1)　実績は労働省調べ（主要民間企業約260社の集計）。
2)　「読売新聞」1979年12月4日付。

いし、「要望としてうけとめたい」と答弁するとともに、満額獲得の決意を固めようと応酬した。

2　春闘共闘会議の春闘白書

八〇年春闘白書の発表　春闘共闘会議の八〇年春闘白書は、一二月三日の第二回総会で報告された。まず同白書の目次をかかげておこう。

【国民春闘共闘会議・八〇年春闘白書目次】

総論
一、一九八〇年春闘をめぐる経済動向とわれわれの態度
二、春闘の中期目標Ⅰ――福祉型社会への転換
三、春闘の中期目標Ⅱ――全労働者・国民に公正と安定を
四、春闘を全労働者のものに！　国民との連帯を！

各論
第一章　不確定性の時代と雇用・生活の保障
第一節　当面の経済動向と急騰する物価
第二節　国際経済に規定される日本経済
第三節　政府・大資本の八〇年代戦略の問題点
第四節　福祉型経済社会のもつ意味
第五節　財政再建、行政改革、公的部門の民主化
第二章　雇用の安定性と公平性をめざして
はじめに
第一節　低成長下の雇用動向の特徴
第二節　終身雇用慣行の変質
第三節　高齢化社会と雇用

第四節　女子労働者の問題
第五節　労働時間短縮
第三章　生活の構造変化と安定性をめざして
第一節　消費性向の停滞と不安定なくらし
第二節　家計構造の変化と労働者生活
第三節　社会生活の安定性と公平性
第四章　社会的公平性をめざす賃金闘争
第一節　賃金水準と物価上昇
第二節　「年功賃金」の問題点
第三節　賃金構造の実態
第四節　今日における賃金闘争の課題
第五章　全面後退下の社会保障
第一節　政府・財界の「福祉後退」八〇年代戦略
第二節　健保改悪阻止と医療保障確立の闘い
第三節　年金制度をめぐる動向とわれわれの運動
第四節　社会保険料問題の新段階

八〇年春闘白書の要点

八〇年春闘白書は、八〇年代の運動を展望した中・長期の政策をうちだしているところに大きな特徴がある。白書はまず、国内経済について、七九年は経常利益が大幅に増えるなど景気回復の年であったが、設備投資の減退、物価上昇と来年度の低成長を思わせるものがあり、世界的にもスタグフレーションがいっそう強まると分析。八〇春闘では当面予想される物価高における実質賃金の維持向上のみならず、中長期的に労働者の生活を守っていくことが課題だとしている。

中期的目標としては、第一に福祉型社会への転換をかかげ、国内外の政治経済の不安定化と、海外進出による国内産業の空洞化と弱者切り捨ての危険が予想されるなかで、内需型の安定的な成長体質への転換をめざして、実質賃金と福祉・社会的不公正・格差の是正が必要だとしている。

また、労働者構成や労働市場の構造的な変化に対応した八〇年代の戦略目標として、①年金制度確立などの高齢化社会対策、②解雇規制強化、失業保険政策改善など雇用の安定、③年功賃金体系への攻撃にたいするとりくみ、④「仕事をわけ合う」という考え方にもとづく労働時間短縮、⑤労基法改悪反対、パートの権利保護などの女子労働問題へのとりくみ、⑥社会保障のミニマムや失対賃金ともに連動した最低賃金のとりくみ強化などをあげている。

最後に、日本社会の枠組みを変え、格差の是正と全労働者の条件の標準化をめざすため「自らの労働条件は自らの力で決める」という考え方に立ち、未組織をふくめた労働戦線の拡大と統一の必要性を強調している。

以下、同白書のうち、「総論」の要旨をかかげておこう。

【八〇年国民春闘白書・総論(要旨)】

八〇年春闘に向けての労働組合の賃金に対する態度の第一は、業績向上下で今後急速に上昇すると思われる消費者物価高騰の中で、いかにして実質賃金を維持向上させることができるかということである。第二には、今後とも中長期に持続する石油危機と世界的インフレ下で、いかにして中長期に労働者の生活を守っていくかということにある。

春闘の中期的目標Ⅰ——福祉型社会への転換

国際、国内の政治経済環境は今日不確定性に満ちたものとなっており、その不安定性は当分さけられない。真に労働者の生活を防衛していくためには、われわれは中期的に二つの大きな改革を実現していくしかみちはない。第一は日本の経済社会を高成長型から福祉型社会に性格を転換させてインフレ、エネルギー危機などの不確実な変動にたえて安定的な成長体質にかえていくことである。第二には労働者・国民の中の不公正や社会的な

差別や格差をできるだけ縮小して、誰でも一定の労働時間や雇用保障や年金などのミニマムの基礎の上に安心して生活できるようにしていくことである。高成長と大企業に依存した終身雇用、年功賃金から、労働者全体の底の厚い労働条件や福祉の充実という底支えのある社会体制をつくっていくことに、日本の労働組合は積極的に取り組んでいかなければならない。

春闘の中期目標Ⅱ――全労働者・国民に公正と安定を

(1)労働者構成・労働市場の構造的変化

①労働市場の変化―八〇年代には、組織の拡大（団体交渉によって自らの労働条件を決める権利をもつ労働者の増大）とあわせて、全社会的な労働条件の標準化とその中での労働条件の向上が戦略的な課題となる。②産業構造の変化―産業構造が重化学工業中心の高成長から次第に転換するにつれて、すでに中小規模労働者のウェイトや第三次産業労働者のウェイトが急速に増大してきている。中小企業労働者の比重がますます増大する八〇年代には、中小企業労働者の労働条件の近代化、規模別格差の縮小が一層重要な戦略目標になる。③雇用構造の変化―規模別格差の問題ばかりでなく、大企業の内外に終身雇用、年功賃金型でない労働者層が急激に増大してきている。先進国の経験からみても働く女子労働者はこれからもなお増加するが、雇用量ばかり増大して権利や労働条件はほとんど改善されていない。そのことはパート労働者だけではなく、常用女子労働者そのものについてもいえる。「男女別カテゴリー（区分）の廃止と婦人の職域の拡大」が今後のわれわれの課題である。

(2)八〇年代の労働者の戦略目標

①高齢化社会対策―高齢化社会への接近の中で、年金制度の確立が急がれなければならない。このことは企業内的運動の視点では実現できるものではない。労働組合の連帯と共闘という社会的な力によってのみ達成されるものである。第二には定年年齢を少なくとも六〇歳に延長し、年金権とドッキングすることが緊急の課題になっている。けれども、より中期の目標としては、定年年齢を年金支給年齢よりも数年先まで延長し、労働者が年金（退職）を選ぶか就業を続けるかを自由に選ぶ権利をもたなければならない。また、第二の課題としては、定年の延長だけではなく、職場の条件をもっと中高年労働者がらくに働けるようにしなければならない。②雇用の安定―経済の激しい変動、産業構造の変化や不況の到来は八〇年代にはさけて通れない。特定の企業に依存する終身雇用慣行だけでは今後の雇用安定は保障されない。(1)同意権などの協定獲得、経営への介入、団交、ストライキ力の強化など解雇規制の闘争力をつよめることは当然のことながら、(2)つぎはぎだらけの失業者に対するトータルな政策を根本的に体系化し改善させ再就職に耐えうるだけの十分な技能を養成できる職業訓練制度を要求すべきである。④年功賃金―定年制の延長に伴い、年功賃金体系に対する攻撃が強まっている。延長されるものについてどこまでも年功ということは必ずしも合理的とはいえない。中高年労働者の既得権と生計費上の要求や、そのもっている労働能力を十分評価し、さらに能力が発揮できるように職場を再組織することを先行させなければならない。その上で全労働者の参加のもとに体系についての合意を確立する必要がある。また産業ごとの労働の特性を配慮することだ。年功賃金カーブをねかせていくためには、高等教育の負担軽減や老人医療、住宅、年金など社会サービス面での改善が重要である。また、賃上げなしの年齢別賃金カーブの水平化は中高年層の生活ダウンをもたらすものであるから、中長期にわたる賃上げが伴わなければならない。賃金体系問題をとりあげる時には必ず賃金水準のあり方もあわせて考える必要がある。⑤労働時間（略）―⑥女子労働―女子労働者一二八〇万人は、賃金、雇用面ともに今なお社会的差別が濃厚である。労働省の労働基準法改悪の動きは、たてまえは男女の法律上の差をなくするということであるが、実態は女子にも長時間労働や深夜労働、危険業務、交替制などを導入しようという内容である。母体の安全も共稼ぎもピンチになる。それゆえ法の改悪反対とならんでまず男子労働者のこのような苛酷な労働を払しょくすることが緊急課題である。⑦最低賃金制―地域包括最低賃金は各地で社会的影響力を拡大している。また、資本家の抵抗も一段と厳しくなっている。労働条件の公平の見地からみて、パートや未組織労働者を含む賃金の社会的ミニマムを設定することの制度は、また、社会保障のミニマムや失対賃金とも連動しており八〇年代の労働運動にとって、より戦略的意義を増大させている。ところが最近は組織

労働者が団体交渉できめる産業別最低賃金や企業内最低賃金の水準と地域包括最低賃金や業種別最低賃金（最低賃金法一六条による）の水準が接近し、一部に逆転現象が発生している。組織労働者の自らの最低賃金の取り組みの一層の強化をもとめるとともに、全国一律最賃制の法制化を実現させていく時期にきている。

3　同盟の賃金・政策闘争白書

同盟・八〇年度賃金・政策闘争白書の発表

同盟は、前年より、賃金白書を「賃金・政策闘争白書」と改題した。そして「賃上げ、定年延長、時短、政策活動で、生活・経済の安定を」と題し、七九年一二月二〇日に発表した。まず白書の目次をかかげておこう。

【同盟八〇年度賃金・政策闘争目次】

第1部　賃金を中心とする労働諸条件の改善闘争
一、八〇年度の闘争方針
一、賃金闘争の課題とわれわれの要求
二、最低賃金制闘争のいっそうの推進
三、労働時間短縮の目標と闘争の強化
四、定年延長への全組織的な取り組み
二、八〇年度賃闘の要求とその考え方
一、労働者生活と経済の動き
①実質賃金は七九年度前半にやや上昇、②比較的堅調な実質消費の伸び、③前期は小康、後半上昇の七九年度消費者物価、④高騰に転じた卸売物価、⑤拡大基調を辿った生産活動、⑥回復基調の設備投資、⑦高水準の企業収益、⑧依然きびしい雇用情勢
二、経済の現局面と八〇年度賃闘の意義
①内需主導の景気回復とその問題点、②「第二次石油危機」と当面する困難、③八〇年度賃闘の意義
三、賃金要求基準とその根拠
①要求基準について、②八%要求基準の根拠について
四、雇用機会拡大をめざす時間短縮
五、六〇歳以下の定年をなくす闘い
第2部　完全雇用をめざす諸政策
一、当面の経済政策目標
二、完全雇用のための諸施策
三、エネルギー対策の推進
四、行政改革の断行
五、農業および住宅・土地政策
六、産業政策の確立
七、労働基本権の確立と労働関係法令の改正
八、多国籍企業対策
第3部　福祉社会をめざす政策
一、社会保障の充実と向上のために
二、年金制度の改革
三、医療保険制度の抜本改正
四、雇用保険・船員保険の改善
五、労働者災害補償保険の改善
六、住宅・土地政策
七、不公正税制の是正と福祉税制の促進

八〇年度賃金・政策闘争白書の要点

同盟の白書の考え方の特徴は、その冒頭の文によく表現されている。「われわれは賃上げ要求にあたって、労働者の実質賃金水準を着実に引き上げるとともに、それを通じてわが国経済の望ましい整合性の確立を図るという基本姿勢を一貫して堅持してきたが、当面の

労働者生活、経済の実態は、八〇年度賃闘においてよりいっそうこの基本姿勢を明確にする必要があることを示している。同時に、重大化する中高年層の雇用不安を緩和・解消するための定年延長、余暇の拡大とともに、ワーク・シェアリング（仕事の分け合い）による雇用機会の拡大をめざす時間短縮、さらに底辺労働者の賃金を下支えし賃金格差縮小を進めるための最低賃金制の推進は、今日きわめて緊急な課題となっている。われわれは、従来にもまして、賃上げ、最賃、定年延長、時間短縮を一体のものとして強力な闘争を展開しなければならない」。

そうした考え方に立ち、八〇年度賃闘にあたっての同盟の賃上げ要求基準は、八%、一万三〇〇〇円とし、わが国の経済を輸出依存型から国内需要の拡大による経済へ転換し、そのためにも個人消費支出の拡大、つまり労働者の賃金をはじめ、働く国民諸階層の所得水準を引き上げること以外にはないと強調している。

要求基準は、消費者物価プラスアルファという、ここ数年とってきた考え方を踏襲しているが、物価が五%を中心に若干変動しても要求基準八%は固定的に扱うことにしている点は、昨年と変わっている。これは昨年の白書で、物価が予想より低くなった場合、要求額を下げることもあるとし、各単産が苦慮したことから、今年は要求基準を固定化することにした。また、従来、実質賃上げ分を二%としてきたが、国民経済的な整合性のためにも三%程度の実質賃金の引上げをめざしている。

以下、同白書のうち、賃上げ要求の基準とその根拠を中心に、要旨をかかげておこう。

【同盟・八〇年度賃金・政策闘争白書（要旨）】

賃金要求基準とその根拠

(1)要求基準について

要求基準＝八%、一万三〇〇〇円――八〇年度賃闘にあたっての同盟としての賃上げ要求基準は、八%、一万三〇〇〇円である。われわれはこれまでの数年間、いわゆる減速経済の時代における賃上げ要求の基本的な考え方として、名目賃金の引き上げ率を「消費者物価上昇分プラス・アルファ」とし、そのアルファ（実質賃金向上分）を、実現すべき実質経済成長率を下回る数値とするという立場をとってきた。今年度の要求基準も、この考え方を踏襲して決定した。まず、消費者物価上昇分について、同盟はこれまで賃金引き上げ要求にあたっての物価のとり方として、過年度平均上昇率（見込み）をとることが最も合理的であると考え、一貫してこの方法を採用してきた。七九年度中の平均上昇率は五%プラス・マイナス〇・三%程度の範囲におさまると考えられるので、要求基準のうち消費者物価上昇分としては五%前後を見込むことにした。次に実質賃金の向上分について、これまで二年間の賃闘にあたって同盟は実質賃上げ分を二%に設定してきた。これは長期化する不況、悪化する雇用情勢のなかで、労働者の生活を守りながら、同時にわが国経済の不況からの脱却と、深刻な雇用情勢の速やかな解決を同時的に進める条件を整える、という国民経済的な課題にも応えることを基本としながらそれぞれの時点において現実に即して決定したものであった。今年度は、これまでよりもやや高目の実質賃金引き上げをめざすことが、国民経済的な整合性のために必要となっており、今賃闘では、三%程度の実質賃上げをめざすこととした。

以上の考え方に立って、八〇年度賃闘の要求基準を、賃上げ率で八%に決定した。要求基準八%は固定的に扱い、今後の物価動向によって変えることはしない。このことは物価の変動する分は実質賃金向上分によって調整することを含意している。この八%という引き上げ率は、金額で示せば一万三〇〇〇円である。

(2)八%要求基準の根拠について

われわれは先に八〇賃闘の課題が、われわれ労働者の生活を守るとともに

に、わが国経済を安定と均衡ある成長軌道へ導くための基礎条件をつくり出すことにあるとのべた。八%＝一万三〇〇〇円という今年度の要求基準は、主としてこの課題に応えるものとして決定された。その根拠は、次の三点にわたる。①労働者生活の維持向上をはかる(略)、②実質六%程度の安定成長条件を整える(略)、③八%賃上げと八〇年度消費者物価(略)。

4　JC（金属労協）の賃金白書

JC・白書の発表と要点

金属労協は、七九年一二月二四日、八〇年度運動方針を決定した。それによると、八〇年闘争の基調は、以下の四点におかれている。①「雇用・賃金・物価・福祉」を一体とする総合的生活要求を、賃金闘争を基盤としつつ組織する。②さらに、社会的消費領域の拡充のための政策・制度要求の重要性を強調し、この領域ではナショナルセンター、政策推進労組会議の活動を支持し、各産別を通じて積極的に参加していく。③経済成長率が鈍化するなかで、雇用の安定確保、高齢化社会に対応するための対企業要求の強化が緊急かつ重要となってきた。④八〇年賃闘の要求に当たって、JCはわが国の賃金決定を主導するパターン・セッターとしての任務と責任を自覚し、賃金の社会性を強調するとともに、情勢分析の面で指摘したような中期的動向をも重視しつつとりくむ。

そうした基調のもと、以下、金属労協の要求と主張(抜粋)をかかげておこう。

【金属労協（IMF・JC）の要求と主張(抜粋)】

(1)総合的物価対策の要求

JCは円の購買力パリティー問題を柱とする総合的物価対策について、他団体との共同行動を含め幅広い取り組みを推進していくが、その基調は次の四大要求とする。①土地政策の見直し、②流通機構の近代化、合理化、③農畜産物の自由化の促進、④農業政策の抜本的改善。

(2)実質賃金を維持・向上させるための賃上げ要求

金属労働者に共通する要求基準は次の通りとする。①平均賃上げの要求基準は、消費者物価指数の上昇率（七九年度の対前年度比）プラス生活向上分を基調とし、八%、一万三〇〇〇円とする。②三〇歳標準労働者（高卒一二年勤続、中卒一五年勤続）の要求額は①に準じ決定する。③金属労働者の最低賃金として次の要求を行なう。一八歳の最低賃金を九万円以上、二五歳（二人世帯）の最低賃金を一一万五〇〇〇円以上。

(3)労働時間短縮に対する五つの主張

①完全週休二日制の早期実現、②有給休暇三〇日の実現をめざし、当面、最低でも二〇日の早期実現、③連続休日制の確立を含めた有給休暇の連続取得方式の早期確立、④交替労働、および特殊な環境にある職場の時短の実現、⑤超過労働の規制および超過労働割増給の引き上げ、当面一人当たり月最高三〇時間規制を実現し、さらに年間で一人最高二〇〇時間以内の規制に努める。

(4)定年延長要求に対する三つの主張

①定年年齢と老齢年金（厚生年金）の受給年齢とを一致させることを基本に、全労働者に定年六〇歳の早期実現、②終身雇用を前提とし、選択定年制の導入反対、③中高齢者に対し働きがいのある職場の確保。

(5)賃金以外の諸要求

①一時金要求―一時金は臨時給として支給されるが、すでに社会通念としては賃金の一部であるという位置づけが行なわれている。当面一時金水準は社会的相場から、通常賃金の五カ月分程度を基準とする。②退職金の増額要求―本来、老後の生活保障については、社会保障制度の中で見るべきであるが、現在のわが国においては、それらの保障は十分ではない。J

Cは生涯保障の思想から、老後の生活保障については、社会保障制度の不足分を企業に見させるべきであるとの考え方に基づいて、退職一時金の増額、企業年金拡大のための要求を行なっていく。その場合、要求は生涯生活ビジョンに基づく老後の生活保障を基準に算出する。③労災補償の要求―労災保険の改善要求を行なうとともに、企業に対する付加補償の増額要求を行なう。金属労働者の要求として死亡弔慰金を一八〇〇万円以上に引き上げる。④全国一律最低賃金制の確立の要求―全労働者の賃金を引き上げていくためには、最低賃金制の内容充実を図る必要がある。その基盤となる全国一律最低賃金制の確立のため、労働四団体が要求する制度の獲得を目指すこととにする。⑤公的職業訓練の充実要求―構造不況の進行、エネルギー不足時代として産業構造の転換は避けられない。そのため職種転換に必要な公的職業訓練機関の果たす役割は極めて重要となってきた。中・高年齢者の雇用確保の運動と並行し、公的職業訓練機関の充実を要求していく。また、公的職業訓練所の権威を高め、内容を質的に充実させるため修了者に対する企業側の処遇について、改めて日経連の考え方に反対することを表明するとともに、原油の大幅値上げによって海外依存度の高い原材料の値上がりは避けられず、八〇年度の消費者物価上昇率はかなり高いものと予想される、この情勢を踏まえ、八%の要求は全額かちとる決意でたたかいをすすめなければならないと述べ、満額獲得する方針で運動をすすめる考えを強調した。

一方、春闘共闘は八〇年一月一〇日、日経連報告にたいし、正式に反論の見解を表明した。その要旨はつぎのとおり。

【春闘共闘・日経連「労働問題研究委員会報告」に対する見解(要旨)】

一、八〇年代に突入して、急速に迫る高齢化社会への対応、内需型経済への転換をはじめとして、その解決を求められている。ここ数年の日本経

5　日経連・労働問題研究委員会報告と春闘共闘の反論

日経連・労働問題研究委員会報告発表

日経連の「労働問題研究委員会報告」(従来の賃金問題研究委員会を今回、改称)が、七九年一二月五日に発表された。報告は、わが国経済は一九七三年の第一次オイル・ショックを民間企業労使の努力によって克服し、いまや西独とならんで世界のトップ・クラスにあるとしながらも、一九八〇年代には続騰する石油価格、赤字財政等々、幾多の苦難、試練に直面していることを指摘するとともに、第二次石油値上げのもとで迎える八〇年春季賃金交渉にあたっては、海外要因にもとづく消費者物価上昇分を賃上げで補填するという考え方を排し、生産性基準原理、企業の支払能力重視の姿勢を貫くことを強調。結論として、万難を排してインフレの再燃を防止し、あわせて中高年齢層雇用問題の解決をはかるべきである、としている。さらに、とくに中高年労働者の自助努力を強調し、三公社五現業関係の〝民間準拠〟のあり方の問い直し、官民生涯格差論を展開した(本年鑑第Ⅲ部Ⅵ「経営者団体の労働政策」参照)。

労働側の反発と見解

これにたいし、労働側の反発は強く、たとえば宮田金属労協議長は、一二月一四日、日経連が原油価格の急騰など海外要因による物価上昇分は賃上げにハネ返させない、と主張していることについて、改めて日経連の考え方に反対することを表明するとともに、原油の大幅値上げによって海外依存度の高い原材料の値上がりは避けられず、八〇年度の消費者物価上昇率はかなり高いものと予想される、この情勢を踏まえ、八%の要求は全額かちとる決意でたたかいをすすめなければならないと述べ、満額獲得する方針で運動をすすめる考えを強調した。

一方、春闘共闘は八〇年一月一〇日、日経連報告にたいし、正式に反論の見解を表明した。その要旨はつぎのとおり。

【春闘共闘・日経連「労働問題研究委員会報告」に対する見解(要旨)】

一、八〇年代に突入して、急速に迫る高齢化社会への対応、内需型経済への転換をはじめとして、その解決を求められている。ここ数年の日本経

済社会の推移は、「国際競争力強化＝高生産性＝企業の成長」という一本の経済原理だけでは国内の高失業や生活不安は決して解決されず、エネルギー問題、貿易問題を含む国際経済への適応も不可能であることを示している。したがって、八〇年代の新たな困難な課題にいかにして立ち向っていくのか、ということが経営者団体を含む日本社会全体の任務である。しかるに、日経連が今回、これまでの「賃金問題研究委員会報告」を労働問題研究委員会として領域を拡げて公表した「報告」は、今日要請されている社会的課題へのまともな姿勢、態度などまったく見うけられず、およそ経営者団体としての社会的責任を放棄したものである。

二、日経連は賃上げはコストプッシュをもたらすので「海外要因にもとづく、消費者物価上昇分は賃上げで補てんすべきでない」と主張している。しかし、これは第一に、企業、経営側は、すでに、海外要因を物価に転化しており、また通産省も「価格放任」政策をすすめている実態に対してみると、あまりにも一方的である。企業は海外要因によるコスト負担を価格に転化し、利潤の低下を防ごうとしているとき、労働者のみがその生計費の減価に甘んぜねばならないというのは、御都合主義にすぎる。第二に、八〇年代世界インフレ時代に日本でもしも日経連のいうように、海外物価要因に対して、法人所得などさまざまの所得のなかで賃金のみが減価補てんを拒否されていくとするならば、国民経済における賃金や雇用者所得の比重は急激に低下することになろう。それはますます内需型経済への転換という日本経済安定への要請と逆行するものとなると同時に、欧米労働者がエスカレーター条項などで賃金へのしわ寄せを拒否している実態からみても、国際均衡の攪乱、緊張激化をもたらすばかりである。第三に、日経連は当面の海外物価上昇要因の最大のものは、円安である点を故意に見逃し、石油問題に焦点をすりかえている。海外物価要因としてみれば、円安は物価上昇、円高は物価下落であり、実際、ここ数年の日本の物価動向は為替レート変動によるところが大きかった。しかるに、賃金を議論する時、円安時の問題だけをとりあげるというのは、これまた御都合主義そのものにほかならない。

三、八〇年代の低成長と不確定性の時代のなかで、日本は高成長時代の積み残した福祉課題に加えて、高齢社会化という課題をかかえている。すなわち、第一に低成長下の高失業をいかにして解消し、第二に、遅れた福祉諸制度をいかに改革向上するか、という点であり、その双方から労働時間短縮、定年延長、公共社会サービスの拡充、雇用や所得の社会的保障、安定性などが求められている。このような社会的課題は、憲法遵守のように、一定の規範性をもって、企業を拘束するものとなっていかねば実効性をもちえない実態にある。日経連が、たとえば「高齢者や身障者を雇うかどうかはあくまで経営権」の問題とするなら、こうした課題を解決してゆく別の筋道と自らの役割を明示すべきであろう。

四、日経連は、労働時間短縮の現代的意義をまったく理解していない。「土曜、日曜を休むという固定観念をはなれろ」というのは、生活の質の向上のために時間短縮が求められている点を見失った議論である。しかも、その時間短縮部分を賃金から差引けという主張は、時短分の保障が一般化している国際動向に逆行するものである。

五、日経連の「国際社会における日本の位置」の自覚というのは、諸外国からの社会的進歩性の導入ではなく、「バイタリティー」という名の下での長時間労働や小さい社会福祉部門などの文化的後進性のひらきなおり的な擁護にほかならない。

六、日本の社会経済の将来展望も、進歩への確信をも喪失した日経連にかわって、国民春闘共闘会議は八〇年代の全労働者の社会課題に真正面から取り組んでいく責務を担っている。

6　八〇年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協などの白書、方針発表ののち、各単産

もまた、春闘諸要求、方針の設定へとむかった。

賃上げ要求基準――二つのヤマ、八%と一〇%

賃上げ要求は、一律八%、一万三〇〇〇円でそろったことはすでに述べた。これを単産レベルでみると、八%を下限に、最高一三%と散らばっている。最低は、造船重機七・三%、一万三〇〇〇円、最高は、動労一三%、二万四五〇〇円以上、それにつぐのが私鉄一二・五%、二万一〇〇〇円である。全体として、前年より二%ほど高目となっているが、おおむね八%と一〇%という二つのヤマが見られる。

八%要求の例は、鉄鋼、電機、自動車の金属労協グループ、食品、ゴム、生保などである。一〇%およびそれに近いのは、全日通、全機金、一般同盟が一〇%、海員、電力の九・五%、全石油の九・七%などである。

ポイント賃金要求方式

平均賃上げ要求とともに、年齢ポイント賃金要求方式を併用する単産も、いままでに増して目立っている。とくに公労協が、「三五歳、一七年勤続の高卒男子」で基準内一八万五〇〇〇円～一九万円の統一要求ゾーンを設定したことが目をひいた。もちろん、標準労働者賃金や年齢別最低保障要求も、今回にはじまったわけではないが、多くの単産で採用している。たとえば、標準労働者のポイント賃金では、ゼンセン、鉄鋼、自動車、全金同盟、紙パ労連、造船重機、食品同盟など。年齢別最低保障は、鉄鋼、電機、自動車、造船、全金同盟、全鉱、全国セメントなど、主要単産のほとんどにわたっている。全国金属は大手だけでなく、中小をふくむ全国基準として「大手の九割以上」との最低保障を設定している。

その他諸要求

賃上げ以外の諸要求で、とくに目立つのは、「定年六〇歳」要求である。七九年秋の鉄鋼、私鉄につづき、八〇年秋の大会を集約期限とするゼンセン同盟をはじめ、電労連、運輸労連、商業労連、一般同盟、全機金、全金同盟、合化労連、全化同盟、全石油、全国セメントなどの単産が統一要求としている。あわせて、退職金引上げ要求を出しているところ（要求額は勤続三〇年で一〇〇〇～一五〇〇万円）もきわめて多い。

その他、定年延長ならび、労働時間に関する要求も多い。要求内容は、完全週休二日制とし、年間総労働時間で一九〇〇時間台をめざすというものがほとんどである。とくに、電機労連は、年間総労働時間が二〇〇九時間と、鉄鋼（一九八六時間）、造船（一九六八時間）、自動車（一九九一時間）より多いため、この点とくに力を入れている。なお労災補償（死亡一五〇〇万円～三〇〇〇万円）、時間外割増の引上げ、家族手当、社会保険料の労使負担割合など、例年どおり要求は多岐にわたっている。

7　春闘前段のとりくみ

春闘共闘第一回戦術委員会――「八〇春闘の大綱」決定

春闘共闘は一月一六日、東京・芝の共闘事務局で第一回戦術委員会を開き、「八〇春闘戦術の大綱」をきめた。そこでは春闘前段では予算案の国会審議にあわせて生活・制度要求のたたかいをくり広げ、賃金闘争については四月上旬に集中的

な決戦を挑むとした。具体的には、①民間労働者の決戦・決着の時期を四月中旬に予想される金属労協の回答日を中心に設定し、すべての民間労組は満額獲得をめざしてストライキを含む最大限の闘争戦術を駆使する。②従来、大手のあとにたたかいを組んできた中小企業や地場産業労組もこの集中決戦の一翼をにない、その立場から地域統一ストライキの検討をすすめる。③民間労組のたたかいと並行して官公労の総結集・総行動の態勢を強め、民間の集中決戦態勢の推移を重視しつつ官民一体となった闘争戦術を考慮するというものであった。また、四月中旬は年金、医療、雇用などの法案が国会で審議される時期なので、これら制度要求での〝全国民統一行動日〟を設定し、中央・地方で広範な勤労諸階層をまきこんだ大デモンストレーションを組織するとの方針をうちだした。

国民生活要求をめぐる地区対話集会

二月一三日からはじまった「国民生活要求地区対話集会」は、京都、滋賀、三重、岡山、鳥取、香川、長崎、鹿児島の各府県で第一次の対話を終えたが、住民各層から出された意見は物価問題をはじめ年金、医療、教育、交通、農業問題など多岐にわたった。全体を通じて最も大きな話題は、電気、ガスをはじめとする公共料金、物価問題、とくに家計を預かる主婦の反応は敏感で、「賃上げ要求が八%では物足りない」との声が強く出された。また高齢者、退職者の参加が多かったことを反映して、年金問題も各地で共通のテーマになった。水準の引上げ要求とともに、「支給は毎月にしてほしい」などきめ細かい対策を求める声もだされた。また「現役の指導者は年金問題への関心が低い」とのきびしい指摘もあった。

地域性を反映した問題としては、国鉄ローカル線の廃止(鹿児島、長崎、鳥取、滋賀)や原子力発電所問題(鹿児島、三重)などがクローズアップされた。ローカル線問題では「いまはダイヤが不便すぎる。通勤、通学ダイヤをきちんとすれば利用客は増えるはず。利用を増やすことが国鉄再建への道だ」(長崎・大学教授)など、切り捨てにたいする具体的な提案が目立った。また原発問題では反対派住民から総評の基本方針をただす意見が出される一方で、「危険な原発を歓迎する人などいない。しかし住民の意見が二分される背景には地方財政の貧困化がある。過疎化がすすむなかで、原発一基につき二四〇億円のカネがころがりこむならと、心ならずも賛成に回るのだ」(鹿児島県川内市議)と、原発反対とあわせて地方財政の確立をはかるよう求めた提言が注目された。合成洗剤追放の運動も「びわ湖につづけ」と各地に広がっており、岡山や佐世保で対話会。まず学習会からはじまるが、洗剤だけでなく食用廃油も同様の汚染を生んでいるとの指摘(佐世保)もあって、生活のあり方を見直す運動へと発展しつつあることをうかがわせた。また減反問題をかかえる農民は、政府の農業政策への不満をぶっつけた。食糧問題は八〇年代の世界的な課題だといわれているだけに、「農業問題は農民の生活問題であるばかりか、国民共通の政治問題でもあり、労農提携によって政策転換を求めていくこと」が強く訴えられた。

消費者団体が決起集会

電気、ガスはじめ予定される公共料金の値上げラッシュに抗して、「狂乱物価阻止・福祉の後退に反対する全国消費者決起集会」が三月一九日、東京・日比谷公会堂で開かれた。全国各地から集まった消費者、婦人団体の代表は約三〇〇〇人。一年足らずの間に七回も値上げされ、

すでに二倍をこえる価格となった灯油、電気、ガスの大幅値上げにたいし、「いまや物価問題は一刻もゆるがせにできない重大な事態」と〝物価非常宣言〟を決議し、「政府と大企業が一体となって物価値上げをおしすすめる一方で福祉切り捨てをはかる現状のもとで、これ以上消費者は黙っておれない」と、値上げの中止、国民本位への予算の組みかえを求めた基調報告を受けて、各団体の代表が課題ごとにとりくみの報告。「電気、ガスだけで家計は年間五万円以上の負担増。さらに三%近く消費者物価をおしあげる」「国鉄は値上げの機関車」「灯油の値段は一年前の倍」など値上げの実態が明らかにされるとともに、「街頭署名では寒空に長い列ができた」と国民的な運動基盤のもり上がりも強調された。

集会は〝物価は非常事態〟との認識のもとに、①狂乱物価の阻止、②公共料金の値上げ中止、③福祉を後退させるな、④公費天国の是正――などを満場一致で決議。大蔵、通産など各省庁や電力、ガス会社に抗議、要請団を送り、他は国会へむけてデモ行進、「消費者の声を聞け」と訴えた。

内職、パートの春闘決起

回内職パート大会」（国民春闘共闘会議、総評主婦の会主催）が二月二三、二四の両日、東京・品川の南部労政会館で、全国から主婦労働者三〇〇人を集めて開かれた。大会は冒頭、主催者を代表して田中総評幹事が「不況に名をかりた合理化攻撃の中で不安定な雇用が増加している。八〇年代は全体的な課題としてとりあげる時代だ」とあいさつ。つづいて山野総評婦人局長が「婦人の権利について」と題して講演。「賃金七万円以下の八〇%は女性、資本側はそれを利用し、低成長時代の労働力再編成をすすめている」と指摘し「労働者階級全体の問題だ、社会的に歯止めを」と訴えた。

第二日目は午前中、四分科会に分かれて討論、午後から全体集会がおこなわれた。分科会では「年間で七〇万円働いて、二〇万円を天引きされた。課税限度額の引上げを」（千葉）、「一〇年働いても賃金は六万円」「本工と分断されて、トイレでしか話ができない」（宮城）、「家内労働手帳をもたずに契約、二度目から賃金が減った。内職者も全国的に基準局交渉を」（茨城）、「内職者でグループをつくり、賃上げをかけあったが、委託者から〝やめろ〟の圧力。自治体の中に婦人労働相談員を」（秋田）などの意見がでて、婦人も〝一人の労働者〟としてたたかうことを確認した。また翌二五日には大会の討議をふまえて山野総評婦人局長ら代表五〇人が労働省交渉をおこない、①家内労働手帳の完全実施、②「家内労働審議会」の設置、③課税限度額の引上げ、④欧米のパートと同じに労働基準と身分の保障、⑤健保、厚生年金等への加入の制度化などを要請した。

春闘共闘、第一次中央集会

八〇国民春闘の勝利をめざす第一次中央決起集会が二月一九日夜、東京・明治公園で開かれた。この日の統一行動は反合理化・権利確立を中心スローガンにかかげ、背景資本追及の〝東京総行動〟に参加した全国の争議組合代表も合流。一万八〇〇〇人が集まった。槇枝春闘共闘議長は、「八〇国民春闘では、賃上げと同時に、大企業優先の社会制度を国民生活擁護の方向へ変えることが課題」と指摘、制度要求のなかでは、「なんとしても公共料金の値上げを阻止し、物価安定の仕組みをつくらなければならない」と強調した。さらに同議長は、「今日の行動を皮切りに三・二三物価メーデーから四月

中旬の決戦へ春闘を大きくもり上げ、その成果を参院選にひきついで与野党逆転を実現しよう」と訴えた。つづいて社会党、公明党、共産党の各代表が労働者のたたかいを激励。国民生活を守るためのたたかいに全力をあげると約束した。集会は予算修正など、国会でのたたかいに全力をあげると約束した。集会はこのあと、「八〇年代最初の春闘を成功させるため、政府・総資本の春闘抑えこみ攻撃を断固はね返す」との決議を採択、渋谷、四谷、新宿の三コースにわかれてデモ行進した。

三・二三物価メーデー

春闘共闘は三月二三日に開いた第三次中央総決起集会をとくに〝物価メーデー〟と名づけ、「広範な国民運動との連帯を強め、組織の総力をあげて闘いぬく」との決意を内外に表明した。この日の統一行動は全国的にくり広げられたが、東京・代々木公園で開かれた中央集会には一〇万人以上の労働者が参加した。富塚事務局長は「物価を抑え、賃上げ満額獲得を」と訴え、集会議長団を代表して竪山春闘共闘議長代理も、「物価問題では政府の責任を追及し、その動向いかんによっては物価調整減税を要求する」との春闘共闘の方針を説明。つづいてあいさつに立った槇枝議長は物価を引き上げる一方で賃金抑制をはかる政府・資本の態度をきびしく批判し、「今日の闘いを出発点に物価春闘、満額春闘の勝利のため闘おう」と呼びかけた。このあと社会、公明、共産の各党代表と全国高退連、消団連、総評主婦の会の代表が連帯のあいさつ。さらに民間（塚田合化労連書記長）、公労協（森影国労委員長）、公務員共闘（丸山自治労委員長）の各代表が「こうなれば闘いぬくしかない」「四月中旬には官民一体の決戦を」「断乎ストライキで闘いぬく」と決意表明。春闘勝利を誓う決議を採択したあと、都内を三コースにわかれてデモ行進した。

8　春闘の本格的展開

先行組合、好調な出足

マスコミや単産では三月二四日以降、月末にかけていっせいに第一次回答を引き出したが、出版労連モーターファン労組が早くも満額回答を得るなど、八〇春闘の出足は好調であった。各単産の回答状況をみると、まず新聞労連では地方紙ですでに第三次、第四次の回答を引き出している組合があり、全体的な水準は昨年同時期と比べて一〇〇〇円～二〇〇〇円アップ。これに比べて中央紙はやや遅れた。広告労協では電通の二万五〇三〇円（手当込み）高額回答を筆頭に第一次回答（五組合）で昨年妥結実績を上回った。全国一般では、三月二四日の回答指定日に昨年を二〇組合上回る一一五組合に回答が示され、その平均額は八四四四円。回答分布も昨年と比べて二〇〇〇円程度上方にシフトしており、一万円以上が三一組合。業種としては自動車教習所、機械金属、サービス関係に一万円以上の回答が集中した。またホテル労連では七・五%を大手の第一次回答の歯止めとし、それ以下では二八日から三〇日にかけてストに入る態勢で迫った結果、ほぼそれに近い回答が出揃った。全金、合化などでは三一日以降に本格的な回答が予定された。

春闘共闘ではこれを受けて四月一日に、戦術委員会を開き、先行組合ではただちに追いこみに入るとともに、第二週には民間組合が総結集してたたかう方針を再確認した。

八〇賃闘対策民間労組会議と七単産ブリッジ共闘の成立

労働団体の枠をこえた民間組合の賃金闘争連絡組織として「八〇賃闘対策民間労組会議」が三月二〇日、発足した（本年鑑二六八頁参照）。昨年と比べて約三カ月近く遅い発足だったが、これは総評民間の主力組合である私鉄総連、全日通、全国金属の三単産の加盟をめぐって調整に手間どったためである。同日、東京・三田の電機労連会館で開かれた第一回総会では、同会議の構成を昨年と同様二〇単産とするとともに、総評三単産についてはブリッジ方式で連携をはかり、鉄鋼労連、自動車総連、電機労連、電力労連の四単産が連携の場に出て、ここに七単産ブリッジ共闘が成立した。

総評三単産の加盟問題はこれまで同会議幹事組合（鉄鋼、合化、食品、造船、全金同盟、ゼンセン、電機、自動車、さらに今年から電力が入る）で論議されてきたが、三単産のうちとくに全国金属の加盟について、競合組合である全金同盟が強く反対したため、なかなか結論が出なかった経過がある。しかし、労働戦線再編への流れのなかで、同盟系組合も三単産の加盟を最後まで拒めず、妥協案としてブリッジ方式での連携を提案した。同盟系をのぞくほとんどの組合はブリッジ方式には不満で、同会議の内容を充実するため正式加盟を求めたが、最終的には来年度加盟を展望することで妥協案におちついた。

春闘共闘第二回戦術委員会
――春闘決戦戦術を確認

協回答を中心に民間組合が集中的な決戦態勢をとる、②第三週は一六日から一九日を戦術ゾーンに交運・公労協を中心とする七二時間ストを構えるとの戦術大綱を確認した。

八〇春闘の前段の情勢は、マスコミ、商業サービス、金属中小など先行組合に示された第一次回答からみると、全体的には昨年より金額にして一〇〇〇円増、七％水準といったところで、一部ですでに昨年妥結額を上回る回答も出て、出足はまずまず好調といえた。一方、消費者物価は二月の対前年上昇率八％（全国）と急上昇を示しており、槇枝議長もこれを重視して「八％ミニマム要求の満額獲得」を強調。また富塚事務局長は方針提案に当たって、電気・ガス料金値上げ査定のなかで政府が賃金抑制を図ろうとしている事実を指摘し、「この線で政府が賃上げ率を五・五％としている」と分析。さらに「鉄鋼回答を低く抑えるための圧力を強めており、これをどうはね返すかが当面の課題」として、金属労協や民間七単産ブリッジ共闘、さらに春闘共闘全体のバックアップ態勢を強めたいと述べた。そして、金属回答に前後する民間の集中決戦にひきつづく〝官民総がかり決戦〟については、一六日から一九日の戦術ゾーンをきめ、公労協の七二時間ストをいつから配置するかについては調停の取り扱いもふくめて六日に再度戦術委員会を開いて確定することを明らかにした。なお、このような決戦戦術に呼応して各地方では地域統一ストを計画、第二週に二七県、第三週にも二二県がストに突入するとの方針をうちだした。

統一労組懇、四・三中央行動とその反響

共産党の影響力の強い統一労組懇は、かねて〝社公合意と総評の右傾化〟批判、〝八％自粛要求批判〟、ナショナルセンターのあり方を問うとして、その活動を強めてきた。そして四月三日、東

京で「春闘勝利、生活危機打開、平和と民主主義擁護、労働戦線の階級的統一、真のナショナルセンターの確立をめざす四・三中央総行動」を開いた。国会請願デモや政府、経団連、日経連への申し入れにつづいて、午後六時半すぎから日比谷野外音楽堂で動員規模三万人の総決起集会を開き、アピールを採択、デモ行進した。

また総決起集会の席上では、共産党の上田副委員長が総評、社会党の右傾化を批判し、「真のナショナルセンターの必要性が高まっている」とあいさつ。決意表明に立った金子日高教委員長、増田都教組委員長らも、この日の行動が春闘をもり上げるだけでなく、労働戦線の〝右寄り再編〟に抗して真のナショナルセンターをめざすものとして画期的な意義をもつと強調した。

この四・三中央総行動・総決起集会アピールの一部はつぎのとおりである。

【統一労組懇、四・三集会アピール（要旨）】

統一労組懇に結集し、本日の中央総行動・総決起集会に参加した私たちは、つぎのことを全国の働く仲間に心からよびかけます。

①賃金の大幅引き上げ、労働条件改善など、春闘勝利のために奮闘すること。②公共料金など物価値上げや、健保法・年金制度の改悪などに反対し、国民生活擁護のたたかいを発展させること。③未組織労働者の要求組織とその組織化に全力をあげること。④政・財・官の金権、汚職、腐敗の構造にメスをいれ、政治と行政を民主化するために奮闘すること。⑤小選挙区制導入の策動や軍国主義の復活に反対してたたかうこと。⑥革新勢力の統一と、労働戦線の階級的統一、真のナショナルセンターの確立にむけてのとりくみを強化すること。

こうした統一労組懇の動きにたいし、総評はすでに三月三一日、臨時に持ち回り幹事会を開いて「組織的混乱を来たさないため」と

してつぎのようにその態度をきめた。

①春闘勝利を掲げて開催される統一労組懇による「四・三中央総行動、総決起集会」は春闘共闘・総評の統一行動とはまったく無縁のものであるだけでなく、八〇春闘を労働組合の統一行動と団結で成功させようと努力している春闘共闘と総評の統一行動に水を差す分派・分裂的行動といわなければならない。②八〇春闘の労働組合の要求や闘争を前進させ、これを勝利させるためには、すべての労働組合が労働組合の組織原則を守り、中央・地方の春闘共闘に結集し、その共同行動の発展につくすことである。労働組合の組織原則は、産業別統一闘争を基本におき、賃金・労働条件決定事情に対応した共闘を基盤に、総労働態勢を確立することにある。八〇春闘本番を目前にして、特定の政治路線・方針にもとづく行動がこの組織原則を無視して行なわれるならば、産業別組織体制に混乱を来たすことは明白であり、この混乱の責任はあげて統一労組懇が負わなければならない。③総評に結集する各単産ならびに地評・県評においては、以下の観点から、統一労組懇の名による諸行動に関し、規約上の組織的措置をはじめ、厳正な組織的対応を要請する。なお、総評ならびに地評、県評の役員が分派・分裂行動とみなされる統一労組懇の行動に公式の役職名で参加することは許されない。

かくして、野党間の勢力再編ともからみつつ、労働戦線にも新たな潮流の抬頭と、それにたいする批判、対抗関係の強まりなど、七九年春闘ではみられなかった動きが八〇年春闘では現われた（なお詳しくは本年鑑第Ⅱ部Ⅰ参照）。

四・八春闘共闘、総決起集会

春闘決戦をストライキでたたかおうと国民春闘共闘会議は四月八日、東京・明治公園で「八〇国民春闘勝利・ストライキ宣言中央総決起集会」を開いた。八〇春闘は〝ストなし〟などともうわされたが、全交運、公労協は交通ストを柱とする戦術をきめ、一六日から私鉄が四八時間、国労、動労が七二時間ストを配置していた。こ

れにあわせて他の公労協、公務員共闘や民間未解決組合もストを集中、要求の満額獲得をめざした集会には全交運、公労協をはじめ一万八〇〇〇人の組合員が参加した。まず槇枝議長が「物価は七三年当時の狂乱的な状況を再現している。八%要求は何としてでも獲得しなければならない」と述べ、「賃金は力関係できまるという原則を明らかにし、強力なストでたたかい抜こう」と闘争の強化を訴えた。つづいて各代表がそれぞれ決意を表明。「鉄鋼回答を乗りこえるため、断固ストでたたかう」（東京春闘共闘）、「マスコミのいうストなし春闘を払拭して、八〇年代にむけた悔いのないたたかいを展開する」（公労協代表）、「公務員労働者に対するあらゆる攻撃をはね返し、統一ストに決起する」（公務員共闘代表）、「鉄鋼回答が六%台の低いものでは納得できない。未組織労働者と一体でたたかう」（民間組合代表）などと発言した。集会は最後に「組織の総力を結集して、決戦ストライキでたたかい抜く決意を固めた」との宣言を採択、都内をデモ行進した。

JC傘下、金属四単産に回答

八〇春闘の賃上げ闘争に大きな影響をおよぼす金属労協（IMF・JC）傘下の金属四単産に四月九日、いっせいに賃金回答が示された。鉄鋼大手五社の回答は一万一〇〇〇円（六・一%）で、昨年の妥結額より二四〇〇円（一・一%）上回った。また電機には関西三社で一万二〇〇〇円以上（七・六%以上）、関東一一社は七・〇%の回答が示された。

この回答を受けJCは、「要求は当然の内容であったにもかかわらず、いま一歩期待にこたえたものといえない。しかしJC共闘の相乗効果を高めたことを評価する」との態度を表明、今後は各単産の自主的な対応にゆだねることとした。また同日、春闘共闘は富塚事務局長名で「政府や財界筋が低額押えこみにやっきとなっていた事情をふまえるとき、相乗効果を発揮したものとして評価する。われわれは総資本の低位平準化攻勢をはねのけ、要求の満額獲得へむけて最大の努力を重ねてゆく」との談話を発表した。

鉄鋼五社への回答の内容は三五歳・勤続一二年の標準労働者を基準としたもので、賃上げ分が七五〇〇円、定昇分三五〇〇円、これに交替手当一〇〇〇円増などが示されている。鉄鋼労連では「組合員の期待の強さ、JC共闘の相乗効果のあらわれであり、かなりの回答である」（中村委員長）とし、最終的な判断は一七日の中闘できめることにした。

一方、電機の回答は日立で一万一七三円（七・〇%）、松下で一万二三四〇円（七・六%）などで、七・〇%に抑えられた関東一一組合は、回答を不満足として一〇日正午から一二時間ストに入った。この間、電機労連は回答引き出しに当たり、集約に要する統一行動基準（歯止め）をきめており、賃上げ七・二%以上、産別最賃、時短のセットでこれに満たない場合は一〇日、一二時間ストを決行することにしていた。このため、日立、東芝など大手一一組合と中小の一部、計二八万五〇〇〇人が統一ストに突入したわけである。結果は、賃上げでは上積み成果はなかったが、それにしても、電機労連のJC共闘参加以来、初のストであり、電機としては七五年以来五年ぶりのストとして注目された。

かくして、八〇年春闘は、四月九日の金属労協にたいする賃上げ回答でひとつのヤマ場をこえ、第三週には交運のたたかいを軸とする〝総がかり決戦〟をむかえることになった。

四月末——民間組合の大半決着
中小の一部は五月もちこしへ

四月第三週の〝総がかり〟決戦をうけて、第四週の二四～二五日には未解決組合を中心とする統一行動がもたれ、月末までには民間組合の大半が決着にむかった。賃上げの相場も大勢がきまり、四月二三日時点での春闘共闘集計では妥結六八五組合の平均値は単純平均で一万二九二三円（七・一%）、加重平均で一万一九四二円（七・二%）。各単産とも、例年に比べて決着が早まったが、それでも中小組合を中心とする全国一般、合化労連、全造船、運輸労連、全自交、医労協、全鉱、繊維労連や、広告、映演などマスコミの一部でも約半数の組合が五月連休あけにたたかいをもちこした。金融関係の諸組合も例年どおり五月がたたかいのヤマ場となった。たたかいを五月にもちこす場合でも、合理化がらみで長期争議化するという困難な事例はあまりみられなかった。「景気は回復しているので、相手の早期解決路線に乗らずねばれるだけねばる」（全造船）、「一万三〇〇〇円を下回らないように」（合化労連）、「いいかげんな線で妥結しないよう指導している」（医労協）など、むしろ組合側の積極的姿勢から五月にもちこしたのが特徴であった。

私鉄早期決着、公労委の調停不調

八〇春闘の賃上げ相場を確定する私鉄総連、公労協、公務員共闘のたたかいは、四月一六日からの交通ストを軸として総がかりですすめられ、私鉄大手が一万二二〇〇円（一三社の組合員平均で七・一%）の回答を得ていち早く収拾したものの、公労協の〝私鉄賃金連動〟要求にたいし、公益委員側はこれに応じなかったため、労働側委員が辞任するという異常な事態となった。

私鉄大手の中央集団交渉は、京成が抜けたが、一六日から四八時間スト突入という緊迫した情勢のなかで、同日未明になって急ピッチで進展し、経営者側が、①四月以降の賃金を平均一万二二〇〇円（組合試算で七・一%）引き上げる、②年間臨時給は昨年同月数（一三社平均五・三カ月）とすると回答。これは昨年妥結額を二五〇〇円上回り〝JC相場〟をも突破したものであるため、同総連は「不十分だがギリギリの回答」と判断し、午前六時一〇分にストを中止した。ただし京成は会社側が一万〇七〇〇円の回答しか示さなかったため、ストを続行した。

一方、公労委に舞台を移していた公労協（なお全電通は昨年につづき自主交渉路線）の賃金交渉は、従来の私鉄準拠の慣例から調停作業が一時中断、私鉄賃金が決定した時点で再開されたが、私鉄賃金に連動するかどうかで難航。公労委が「今年の私鉄賃金は民間相場をこえており、代表するものではない」との態度をとったため、労働者側委員が辞任し（同盟すいせん委員一名を除く）、調停は不調に終わった。その背景には、政府・自民党による強い政治的介入があったとみられている。このため公労協は「重大な決意」をもって公労委に抗議する声明を発表、今後、賃金決定のあり方について根本的再検討を要求してたたかいぬく方針を明らかにして、一六日夕方、続行中であったスト中止指令を出した。

また公務員共闘も一五日夜半から一六日にかけて人事院総裁、総理府総務長官との交渉をつづけ、有額回答と早期支給へむけて前進的回答を得たため、第二波以降のストライキを中止した。

こうして八〇春闘は最大のヤマ場をこしたが、春闘共闘は一六日三役会議を開いて今後のたたかい方を協議。公労協賃上げについて

公労委の「慣行無視」と政府・自民党の介入に強く抗議するとともに、地場中小を中心とする未解決組合の早期解決のため四月二四～二五日に再度統一行動を組む方針をきめた。

公労委調停再開、結局、仲裁移行へ

公労協の賃金闘争を調停していた公労委は、労働側委員の辞任で中断状態になっていたが、五月六日には総評、公労協と藤波労働大臣とのあいだで事態打開のための交渉がもたれた。この結果、公労協は労働大臣に「前向き」の発言があったとし、労働側委員の辞任の撤回を確認、調停作業は一三日から再開されることになった。労働大臣の要請によっておこなわれた政労交渉の席上、労働側委員は政府にたいし、①賃上げは民間に準拠させる、②四月一六日に公益委員が示した六・六%の賃上げ案はあくまで「骨格」であり、最終決定ではない、③民間賃上げ動向はその後変化している、④政府は事態解決に努力すべきだ、とただした。これにたいし労働大臣は、「労働側委員の見解、意見は公労委に十分伝える」と回答、重ねて労働側委員の復帰を要請した。

公労協はこの交渉の結果を「政府が事態の打開にむけ前向きの姿勢を示した」と判断、とくに、①「骨格」は調停委として固まったものでないこと、②民間準拠の基本が不変であることを確認しえたことは、民間準拠基準を後退させようとする意図を阻止した、③政府が使用者であることを認めたこと、紛争解決への努力を約束したことで、今後、公労委の制度改善と民間準拠のあり方などの問題で政労間で協議できるなどを前進面として評価した。このため、労働側委員は辞任の撤回を確認するとともに、同夜に開かれた公労委定例総会に出席した。ここで合同調停委員会は一三日に開かれることがきまった。

かくして、公労委の合同調停委員会は、労働側委員が復帰して一三日夕刻から再開され、徹宵の調停作業がすすめられた結果、一四日早朝、三公社五現業労働者の加重平均で六・六三%、一万一五四六円の賃上げが調停委員長見解として示された。公労協はこの内容を極めて不満とし、調停受入れを拒否することをきめたが、公労委はこのあと総会を開いて例年どおり仲裁移行を決定した。

なお電電はけっきょく、自主交渉から調停に移り、五月二〇日、調停委員長見解、そして仲裁移行となった。

七%台で決着――春闘賃上げ大勢きまる

春闘共闘は五月八日、賃上げ回答・妥結状況の第五回目のコンピュータ集計をおこなった。それによると、メーデーをはさんで激しい追い込みがはかられ、妥結組合数は対象組合の約七〇%に達し、残る組合も急ピッチに妥結方向にすすんだ。しかし地方の地場中小組合の一部は合理化がらみのところもあり、五月下旬までたたかいつづける組合もあった。この時点での妥結水準は、単純平均で一万二六六七円（七・五%）加重平均で一万一九九六円（七・〇%）。これを前年同時期と比較すると加重平均で額は二〇〇〇円弱、率は〇・八%上昇、さらに、日放労、全石油、医労協などの押し上げで、八〇春闘の相場は七%台、前年比二〇〇〇円強、率で約一%アップとなる見通しが強くなった。

国鉄、郵政にスト処分

公労協、とくに国鉄、郵政関係について、八〇年春闘での政府側の追撃はきびしかった。まず、国鉄は国労、動労など五組合にたいするスト処分の凍結という当初方針をあえて解除し、五月三一日午前、八〇年と

昨年の春闘ストなど二年分のストにたいする処分を通告した。公労法にもとづく解雇はなかったが、国鉄法による停職、減給、戒告はあわせて七一九四人。また指令に従ってストに参加した一般組合員九万一〇六一人に訓告、厳重注意を言い渡し、これらをふくめた処分者は合計九万八二五五人にのぼった。組合別の戒告以上の処分対象者は国労が停職一八三人、減給九〇〇人、戒告四〇七八人、動労が停職一一五人、減給五三五人、戒告一二〇〇人、全勤労が停職五人、減給四四人、戒告九六人、全施労が減給一人、戒告六人、千葉動労が停職一人、減給一人、戒告一九人となっている。

ついで六月二八日、今春闘四月一六日の全逓スト（時間内二九分ストに戦術ダウン）にたいしても、減給一～三カ月一五名、戒告一名、訓告四三四名の処分が発表された。

こうした処分とあわせ、さらに仲裁裁定の完全実施問題が重大化した。この点つぎにふれる。

国鉄、郵政の仲裁裁定実施問題

公労委賃金決定が難航したあとをうけて、新たに問題化したのが国鉄、郵政の仲裁裁定実施問題である。衆・参同時選挙前の五月一七日の閣議で、仲裁実施に当たっては、国鉄再建法、郵便料金値上げ法案の成立が前提である旨、確認された。同時選挙後、自民圧勝のあとの六月三〇日の閣議でも再確認され、加えてこれを「議決案件」（この場合完全実施の意向も示されず国会に付議）とするか、「承認案件」（政府の実施の意思表示をふくむ）とするかが、重要な論点となった。ついで七月一八日、鈴木善幸新内閣下の閣議では、〝議決案件〟とする意向が、事実上、確認された。野党、組合の反発は強く、特別国会での一つの争点となった。だが特別国会では〝継続審議〟となり、八〇年秋の臨時国会にもちこされた。もっとも、仲裁裁定の配分についての当局と組合の交渉をすすめることは、是とされており、事実、交渉はおこなわれている。なお、国・動労は九月下旬、一〇月ダイヤ改正反対と裁定完全実施をかかげて、ストを予定した。だが、前者についてダイヤの一部復活など修正の成果があったこと、後者については、政府より〝裁定実施〟についての感触を得たとしてストを中止した。

9　同盟の八〇年賃金闘争

同盟の八〇年賃闘方針

同盟の八〇年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金・政策闘争白書」に述べられている。すなわち、同盟は八〇年の賃金要求基準を八%、一万三〇〇〇円と設定した。そして、八〇年一月の第一六回年次全国大会を経て、三月七日、第一回中闘戦術会議、一三日、第三回中央闘争委員会を開き、つぎのような当面の戦術方針を確認した。

【第三回中央闘争委員会、戦術方針確認事項】

①各産別は相次いで要求基準を決定し、各単組は三月中旬をめざして要求書提出の準備を進めており、八〇賃闘は、いよいよ本格的な段階に突入しようとしている。②われわれの賃上げ要求基準は、今日の状況のもとで労働者・国民の生活にとって、望ましい整合性を確立することを目標に設定されたものであり、われわれは、他の友好的な民間組織との連携を強化しつつ、要求貫徹を期して、総力戦体制をもって今賃闘にのぞむ。③波及力ある先行相場の形成は、とくに重要である。条件のある組合は、三月下旬から可能なかぎり高い有額回答を引き出す。④八〇賃闘最大のヤマ場を

四月第二週とし、傘下各組合はこのヤマ場をめざして集中的かつ精力的な団体交渉を積み重ね、高額相場を形成する。

そして、八〇賃闘が本格的な交渉局面に入るなかで、三月二七日第四回中央闘争委員会を開催、四月第二週を最大のヤマ場として精力的な交渉により高額相場を形成するとの第三回中闘での確認を踏まえて、「八〇賃闘宣言」を発表し、同盟要求基準の完全達成へむけたたかいをすすめるとの決意を明らかにした。

八〇賃闘対策民間労組会議

七七年に発足した同会議も、今年で四年目を迎えた。その構成産別は、前年と同じ二〇産別組織であった。ゼンセン同盟、電機労連、自動車総連、鉄鋼労連、造船重機、食品労連、合化労連、電力労連、全金同盟、海員組合、紙パ総連合、ゴム労連、商業労連、新化学、全化同盟、全機金、全国ガス、全食品同盟、全石油、交通労連。

なお今年から新たに、私鉄総連、全日通、全国金属と七単産ブリッジ共闘を組むことになり注目された（本年鑑二六二頁参照）。

先行組合、好調な出足

各産別で、それぞれ先行的組合の回答引出しがすすみ、三月末、一部は早くも妥結にいたった。四月一日、同盟中闘事務局に報告のあった組合のうち、回答・妥結額が金額で表示されているものについて集計した結果は、単純平均一万〇九一九円（七・一%）、加重平均一万一六一六円（七・三%）となった。これは昨年の妥結水準を上回るものであった。

さらに、四月三日、同盟中闘事務局には一一六組合の回答・妥結が報告された。この時点で中闘事務局がおこなったコンピュータ集計によれば、このうちアップ率の計算できる八九組合についてみると、単純平均一万〇四四六円（六・七%）、加重平均では一万一六八円（七・〇%）となっている。各産別ではさらに週末へかけて先行的組合の回答引き出しを精力的にすすめ、第二週最大のヤマ場を迎えることになった。

八〇賃闘最大のヤマ場へ——第四回中闘戦術会議確認

同盟は、四月七日、第四回中闘戦術会議を開催し、昨年妥結額を上回る回答を引き出した先行組合の成果、集中決戦組合の強力な団交等によって、経営側の壁を打破しうる展望が開けつつあるとの情勢を確認。さらに、八〇賃闘最大のヤマ場にのぞむ各産別の闘争体制を報告、確認した後、組織の総力を結集して高額相場の形成を期して、つぎの三点を確認した。

【第四回中闘戦術会議確認】

一、八〇賃闘はいよいよ最大のヤマ場をむかえた。先行組合の高額回答引き出し、集中決戦組合の強力な団体交渉の積みあげ等を中心とする八〇賃闘態勢の盛上げによって、低額回答を押しつけようとする経営側の厚い壁は次第に後退し、今日、展望は次第に開けつつある。

二、しかし、情勢はなお楽観を許さない。四月第二週は八〇賃闘の成否をかけた決戦場である。われわれは要求貫徹に対する全組合員の熱い願望を背景に組織の総力を結集し、より高い回答を集中的に引き出して高額相場を形成し、八〇賃闘の大勢を決する。

四、四月第三週は、それまでの成果を全組織に波及させ、八〇賃闘の早期高額結着に向けて全力を傾注する。誠意のない経営者に対しては断固たる実力行使をもって臨み、社会的な賃上げ水準の確保を目指す。

金属労協の大手へ一斉回答

八〇賃闘最大のヤマ場である四月九日、造船重機労連、自動車労連をはじめ金属労協大手産別各組合にいっせいに回答が出された。また八日から九日にかけて全金同盟、電力労連、全化同盟がそれぞれ闘争

委員会を開いてヤマ場の戦術設定を最終的に確定し、またゼンセン同盟は一〇日の回答指定日を前に九日午後、中闘事務局を大阪へ移動し、大手の集団交渉、連合交渉に万全の体制を敷くなど、八〇賃闘情勢は急ピッチで展開した（なお、金属労協回答については、本年鑑二六四頁参照）。

ゼンセン同盟、交渉決裂スト体制へ

ゼンセン同盟は四月一〇日を集中決着日に設定し、業種別部会ごとに集交・連交をもったが、企業側はいずれも組合要求以下の低額な回答に終始した。各交渉グループはいずれも回答を拒否し、同日夜大阪で開かれたゼンセン同盟第三回中闘委は、八日の第二回中闘決定をふまえて一六、一八、一二日の各グループごとの第一波二四時間スト体制確立の方針を確定した。

一〇日のゼンセン同盟各組合にたいする回答内容はつぎのとおり。〈綿紡〉集交八組合＝賃上げ平均七三〇〇円（六・〇二%）一五歳初任給七万円、交代手当据え置き、実施期日五五年一一月。賃上げのうち六一〇〇円（五・〇三%）は四月実施。中京・愛三岐の集・連交は、数字回答ないまま決裂。〈化繊〉連交七組合＝七三二〇～一万〇〇五〇円（五・三二%）、四月実施。〈生糸〉連交五組合＝二二九八～七六六九円（二・〇～六・三%）。〈羊・麻・資〉羊毛大手集交一〇組合＝賃上げ平均七〇〇〇円（五・一二%）、一五歳初任給七万円、実施期日五五年一一月以降。賃上げのうち五〇〇円（四・〇二六%）は四月実施。黄麻三組合＝賃上げ平均七〇〇〇円、うち五五〇〇円は四月実施。亜麻苧麻三組合＝賃上げ平均七〇〇〇円（五・五九%）、うち五五〇〇円は四月実施、染色七組合＝賃上げ平均七九〇〇円（五・〇〇七%）、うち五五〇〇円は四月実施、以上三グループとも一五歳初任給はいずれも七万円。

第一波ストライキ参加組合は、一六日〔Aグループ（大手中心）〕＝綿紡二七組合、化繊八組合、羊麻資三六組合、衣料三〇組合、流通一〇組合、地繊二四〇ほか。一八日〔Bグループ〕＝綿紡六組合、羊麻資三四組合、衣料八〇組合、流通一七組合、および地繊の大勢。二二日〔Cグループ〕＝衣料の地方組合および一部地繊組合。各グループともストライキ実施日の午前零時まで最終解決にむけて努力するとの方針をとった。なおゼンセン綿紡、化繊大手は、ストの前日にいたり、相ついで妥結した。

四月第三週、電力労連海員外航など妥結へ

四月第三週は、ゼンセン同盟主力組合、電力労連各電労はじめ各産別で多くの組合が大詰めの交渉をむかえ、あいついで妥結にいたった。四月二一日の集計では、妥結が報告された組合の数は、五〇六組合に達し、その平均妥結額は、単純平均一万〇六一七円（七・三%）、加重平均一万〇九五六円（六・六%）となった。この内容を規模別にみると、三〇〇人未満の小規模組合、一〇〇〇人未満三〇〇人以上の中規模組合の妥結水準が、単純・加重いずれにおいても七・四%となっていることに示されるように、小～中規模組合の健闘ぶりが目立った。

電力労連各組合は、一四～一五日に提示された一万一〇〇〇円（原子力発電は八九〇〇円）の回答のあと、さらに上積みを要求していったせいに追い込みの交渉にはいったが、一八日、まず東京電労に、一万一八〇〇円（五・九二%）の新回答が示され、妥結方向を決定した。東電労につづき一八日夕刻から一九日にかけ、北海道・四国両電労をのぞく各組合にも同額（原電労組は一万一〇〇〇円

〔六・九五%〕）の回答が出され、さらに、残る北海道・四国両電労も、二〇日から二一日にかけて、同額一万一八〇〇円でそれぞれ妥結をきめた。

賃金要求以外の労働協約関係統一要求に関しては、時短について北海道・東北・東京・中部・北陸・中国・四国・九州・沖縄の各電労が一二月二九日の休日化（関西電労は昨年度獲得済み、電発・原電両組合は継続協議）を獲得したほか、定年延長では関西電労が六〇歳への定年延長（現行五五歳）の回答を得て、実施時期をめぐる詰めの協議にはいった。

なお、海員組合の外航部門では、四月二一日の交渉で、五四五二円（二・八二%）、定昇込み一万〇六六八円（五・五一%）の賃上げ回答を引き出して妥結した。つづいて二三日、漁船四部門合同交渉が、定昇込み平均一万〇一二六円（六・一九%）で、さらに二五日には全内航が定昇込み九三九〇円（五・二%）で、それぞれ妥結にいたった。大型カーフェリーは二五日にトップ交渉をおこない、また近海は二六日午後に交渉をもつなど、海員組合の賃金交渉も大詰めを迎えた。そして、四月二六日大型カーフェリー、四月二九日近海、五月一日に内航がそれぞれ妥結して、全部門で解決をみた。

上記三部門の妥結内容は、大型カーフェリー、ベ・ア三八六〇円（二・二二%）、定昇込み八〇〇五円（四・六%）、近海労務協会（五四社）、ベ・ア五三七円（二・九二%）、定昇込み九五〇一円（五・二%）、ベ・ア五九六三円（三・二四%）、定昇込み九九〇四円（五・三八%）。他の交渉団体の妥結内容は、外航二団体は定昇込み一万〇六六八円（五・五一%）、漁船四部門平均定昇込み一万〇一二六円（六・一九%）、全内航は定昇込み九三九〇円（六・九五%）となっており、全体として実質的に一万円台の水準を確保して解決をみた。

終盤、五月の追い込み——賃闘終結へ

八〇賃闘は五月半ばに入って、さらに四三〇組合が妥結し、五月一三日の中闘事務局の集計では、妥結組合は二〇〇〇組合をこえた。同じ比較で昨年妥結組合が二〇〇〇組合に達したのは五月二〇日頃だったので、それより約一週間早い展開であった。前回集計（五月七日）以降の約一週間で妥結組合がふえたのは全金同盟、全化同盟、交通労連、一般同盟傘下の各組合で、これらの組合の多くが、ほぼ七・三%前後で妥結したため、全体集計の結果は単純、加重とも〇・一%上昇し、単純で一万〇六六六円（七・三%）、加重で一万〇九一六円（六・七%）の結果となった。また規模別集計をみても、前回三〇〇人～九九九人（中規模）の加重平均が七・三%だったのをのぞけば、中規模の単純平均、および三〇〇人未満（小規模）の単純、加重とも七・二%であったが、今回集計ではこれらの規模ではすべて七・三%に上昇している。終盤にいたって、これら中小規模の組合が健闘し、全体集計を押し上げたことは、なお四四九にのぼる未解決組合（有額回答を引き出し、なお妥結にいたらない組合）にも影響大であった。これら未解決組合のなかには、交通労連の関西生コン労連四七組合のように経営側の姿勢、態度を追及して全面無期限ストでなおたたかっている組合もあった。五月一五日段階で賃上げ率の算定しうる一八五六組合の単純平均は一万〇七九五円（六・七%）で四七七円（七・二%）、加重平均は一万〇六六八円（六・七%）であり、とくに加重平均では回答組合をふくめても六・七%に達した。かくして、同盟賃闘は、全体として終結にむかった。

第98表　労働省調査による1980年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産業	調査企業数	平均年齢	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考(79年賃上げ状況) 社数	金額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
平均	288	34.9	173,996	16,198	11,953	6.87	287	9,959	6.0
鉱山	10	41.8	169,813	14,200	10,399	6.12	10	7,222	4.5
水産・食料品	19	35.4	186,089	13,726	11,029	5.93	19	10,332	5.8
繊維	23	31.3	142,924	11,971	8,881	6.21	23	6,245	4.6
パルプ・紙	12	36.9	169,505	15,982	11,272	6.65	13	8,827	5,4
印刷	3	32.8	150,939	14,440	11,572	7.67	3	9,640	6.8
化学	49	35.4	179,794	17,819	12,851	7.15	49	10,499	6.2
石油製品	8	34.5	188,186	17,225	12,351	6.56	8	12,346	6.5
ゴム製品	4	34.3	169,074	14,271	11,208	6.63	4	8,713	5.5
セメント	5	38.1	175,109	14,460	10,986	6.27	5	10,600	6.4
鉄鋼	15	36.1	175,461	13,424	11,098	6.33	15	8,479	5.1
電線	6	34.7	162,154	14,952	10,599	6.54	6	9,108	5.9
機械金属	29	35.1	174,388	16,989	12,071	6.92	28	10,096	6.1
電気機器	28	33.3	165,700	15,054	12,126	7.32	28	10,182	6.5
造船	7	36.3	175,482	13,000	9,629	5.49	7	5,600	3.3
車両	2	38.8	171,927	15,000	11,800	6.86	2	9,500	5.7
自動車	9	34.7	163,760	13,207	11,887	7.26	9	10,455	6.7
卸・小売業	19	29.3	180,562	18,758	15,422	8.54	18	15,201	8.2
証券	4	28.2	148,750	13,700	11,068	7.44	4	9,200	6.8
陸運	18	38.0	178,203	20,911	12,217	6.86	18	9,728	5.7
新聞・放送	6	37.8	219,846	31,258	18,463	8.40	6	16,082	7.9
電力	9	36.7	199,122	16,800	11,800	5.93	9	9,900	5.2
ガス	3	34.6	181,125	13,367	11,533	6.37	3	9,433	5.5

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として東証または大証１部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。
2) 数値は，特記のない限り，１社当たり単純平均で，要求額および妥結額は定昇込みの数値である。
3) 労働省労政局労働組合課調べ。

第99表　日経連労政部調査による賃上げ妥結状況（主要企業・最終集計）

（単純平均）（80年6月10日現在）

業種	1980年					
	社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率	妥結率
	社	円	円	円	%	%
総平均	315	176,645	16,770	12,023	6.81	71.7
鉱山	5	156,352	15,220	10,960	7.01	72.0
食品	21	183,783	13,618	11,126	6.05	81.7
生糸	5	122,802	11,389	7,724	6.29	67.8
紡績	10	123,206	12,679	8,311	6.75	65.5
化繊	7	169,481	13,875	10,712	6.32	77.2
紙・パルプ	18	168,277	16,347	11,216	6.67	68.6
印刷	3	150,934	14,440	11,572	7.67	80.1
新聞	12	219,269	38,596	19,646	8.96	50.9
硫安	11	162,248	15,499	11,538	7.11	74.4
化学	42	184,811	18,420	12,898	6.98	70.0
ゴム	7	168,739	14,125	11,233	6.66	79.5
石油	11	209,254	19,015	15,238	7.28	80.1
セメント	11	173,535	17,922	11,245	6.48	62.7
鉄鋼	16	185,849	13,585	11,063	5.95	81.4
			（大手5社平均11,000円，6.1%）			
電線	7	161,789	15,004	10,585	6.54	70.5
機械金属	22	176,039	18,761	12,070	6.86	64.3
重電機	13	161,346	13,657	11,297	7.00	82.7
通信・家電	14	156,201	13,421	11,501	7.36	85.7
自動車	18	166,225	14,104	11,444	6.88	81.1
車輌	4	181,573	14,975	11,600	6.39	77.5
造船	17	163,773	14,681	8,511	5.20	58.0
商業	5	180,716	13,136	11,841	6,55	90.1
私鉄	13	181,314	21,154	12,269	6.77	58.0
			（集団交渉大手8社平均12,200円，6.72%）			
通運	1	174,228	17,400	11,600	6.66	66.7
電力	9	199,122	16,800	11,800	5.93	70.2
ホテル	4	166,705	19,967	13,755	8.25	68.9
民放	9	250,924	（年齢別要求）	19,770	7.88	—

〔備考〕 1） 調査対象は主要27業種大手325社。上記の妥結315社以外に9社が未解決，1社が平均金額不明のため集計より除外。

2） 要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均，要求額，妥結額とも定昇込み。基準内賃金は賃上げ前のもの。

3） 2段階賃上げは年間にならして集計。

4） 解決金等の一時金は集計より除外。

5） 妥結率とは，要求額に占める妥結額の割合である。

10　八〇年春闘妥結状況

賃上げ妥結状況

八〇年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査機関（労働省、国民春闘共闘、同盟、日経連）別にかかげ、労働省調査（第98表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘しておこう。

まず労働省調べによれば、民間主要企業二八八社の単純平均は、妥結額一万一九五三円、六・八七％となっている。これは前年の二八七社九九五九円、六・〇％にたいし、それぞれ一九九四円、〇・八七％上回っている。この点、日経連調査でも妥結額一万二〇二三円、六・八一％と、いずれも前年（九七七八円、五・八二％）を上回った。

賃上げ状況を産業別にみると（労働省調べ）、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万八四六三円、卸・小売一万五四二二円であり、低いのは繊維八八一円、造船九六二九円である。賃上げ率で高い産業は、卸・小売八・五四％、新聞・放送八・四〇％、低いのは造船五・四九％、電力、水産・食料品五・九三％である。

なお労働省調べによる賃上げ額分散係数は〇・〇六となり、七八年〇・二〇、七九年〇・一〇と比べ急速に低下してきている。ちょうど七〇年と同水準であり、七三年の〇・〇五につぐものである。この点、大幅賃金上昇期と分散係数が同水準だということは、別に注目してよい。つまり、低べ・ア下での額の集中化である。

つぎに、規模別妥結状況を春闘共闘、同盟調べについてみると、妥結率では小企業ほど高いという従来の傾向は大いに薄らぎ、額でも有意な差はみられなくなっている。分散係数の大幅な縮小と合わせ、この点も注目に値する。つまり、賃上げがきわめて小幅に押しとどめられているもとでの分散係数の縮小、規模別妥結差の希薄さをどう理解すべきかにかかわっている。

春闘諸要求獲得状況

八〇年春闘においては、賃金以外の諸要求へのとりくみが目立った。とりわけ定年延長およびそれに関連して、再雇用制度拡充のとりくみに各単産、単組が力を入れた。もちろん、六〇歳定年延長の実施時期、その場合の高年者賃金と退職金との関連など、多くの問題が残された（本年鑑特集「定年制・年金問題」参照）。

また労災補償、通勤災害も、定年延長、退職金についでとりくみが目立った。労災補償については、死亡一五〇〇～一六〇〇万円はもはや普通の水準になっている。

このほか、産別最賃、時短などのほか、福利厚生関係（住宅融資、通勤費、作業衣）の要求が、大企業労組で目立ってとりあげられ、一定の成果をあげている。この点は、説明できることだけではなく、いわゆる企業別要求の多様化からたんに要求の多様化とよばれる傾向との関係にも留意する必要があろう。

別賃上げ妥結状況（6月26日最終集計）

単産名	全体計 妥結 組合数	全体計 妥結 金額	全体計 妥結 率	全体計 回答 組合数	全体計 回答 金額	全体計 回答 率	1,000人以上 組合数	1,000人以上 妥結額	1,000人以上 率	300～999人 組合数	300～999人 妥結額	300～999人 率	299人以下 組合数	299人以下 妥結額	299人以下 率
民放労連	74	19,621 20,051	9.0 8.5	—	— —	— —	—	— —	— —	6	20,404 20,287	8.4 8.2	68	19,552 19,926	9.1 8.7
全印総連	18	11,882 11,802	7.4 7.7	—	— —	— —	4	11,813 11,759	7.7 7.8	6	12,608 12,243	7.7 7.7	8	11,372 11,352	7.0 7.0
出版労連	165	17,577 18,630	8.4 8.1	2	11,545 11,618	5.4 5.4	1	14,038 14,038	8.0 8.0	6	19,025 21,296	7.6 7.9	158	17,545 19,050	8.4 8.2
映演共闘	27	12,438 12,692	8.0 7.6	2	11,097 10,374	8.3 7.8	2	12,957 12,767	7.8 7.7	3	12,798 12,771	7.4 7.4	22	12,342 12,499	8.1 7.9
広告労協	32	15,784 18,586	9.0 9.1	—	— —	— —	1	25,030 25,030	9.7 9.7	5	16,731 16,911	8.8 8.9	26	15,246 15,384	9.0 8.7
炭労	1	10,694 10,694	6.2 6.2	—	— —	— —	1	10,694 10,694	6.2 6.2	—	— —	— —	—	— —	— —
全鉱	5	12,096 12,363	7.5 7.5	—	— —	— —	4	12,513 12,411	7.6 7.5	—	— —	— —	1	10,430 10,430	6.8 6.8
全農協労連	32	11,122 11,039	7.9 7.7	1	13,140 13,140	7.5 7.5	3	10,919 10,826	7.4 7.3	21	11,171 11,103	8.0 7.9	8	11,069 11,400	7.9 8.2
全窯連	35	10,136 11,165	7.0 7.0	—	— —	— —	5	11,422 11,833	6.7 6.9	11	10,379 10,570	7.2 7.3	19	9,656 9,595	6.9 7.0
電通共闘	62	10,321 10,713	6.8 6.5	—	— —	— —	8	10,658 10,971	6.4 6.5	18	10,407 10,384	6.4 6.4	36	10,203 10,343	7.2 7.3
ホテル労連	17	12,852 13,176	8.2 8.3	—	— —	— —	1	14,000 14,000	8.1 8.1	5	12,331 12,748	8.7 8.8	11	12,985 13,106	8.1 8.0
全損保	9	13,643 13,618	6.0 5.7	3	13,457 14,434	6.3 6.7	6	13,532 13,588	5.6 5.6	2	14,303 14,252	7.0 7.1	1	12,988 12,988	6.9 6.9
日建協	39	14,645 16,838	8.7 9.1	—	— —	— —	22	16,347 17,398	9.1 9.2	9	12,592 12,909	8.1 8.3	8	12,276 12,377	8.2 8.3
全電力	3	11,800 11,800	6.0 5.8	—	— —	— —	1	11,800 11,800	5.6 5.6	1	11,800 11,800	6.1 6.1	1	11,800 11,800	6.4 6.4
全国一般	83	11,836 12,750	7.6 7.2	—	— —	— —	4	13,154 13,493	7.0 7.0	4	13,961 13,681	8.3 8.2	75	11,653 11,305	7.6 7.3
政労協	21	14,596 13,169	7.0 7.0	3	12,137 12,266	6.6 7.1	1	12,754 12,754	6.8 6.8	2	12,520 12,982	7.0 7.1	18	14,929 14,760	7.0 7.1
医労協	122	12,149 11,829	8.7 8.5	21	9,719 10,508	7.1 7.3	5	11,816 11,407	8.5 8.4	19	11,974 11,890	8.8 8.7	98	12,200 12,163	8.7 8.5
生保労連	5	12,140 12,929	6.2 6.4	—	— —	— —	4	13,125 13,451	6.6 6.6	1	8,200 8,200	4.5 4.5	—	— —	— —

参考：昨年最終集計との比較

	全体 79年 組合数	全体 79年 金額	全体 79年 率	全体 80年 組合数	全体 80年 金額	全体 80年 率	1,000名以上 79年 結合数	1,000名以上 79年 金額	1,000名以上 79年 率	1,000名以上 80年 組合数	1,000名以上 80年 金額	1,000名以上 80年 率
妥結	1,829	10,795 10,076	6.8 6.2	1,879	12,674 12,081	7.5 7.0	327	10,254 10,001	6.2 6.1	324	12,455 12,020	7.1 6.9

	999～300名 79年 組合数	999～300名 79年 金額	999～300名 79年 率	999～300名 80年 組合数	999～300名 80年 金額	999～300名 80年 率	299名以下 79年 組合数	299名以下 79年 金額	299名以下 79年 率	299名以下 80年 組合数	299名以下 80年 金額	299名以下 80年 率
妥結	411	10,187 10,192	6.5 6.5	429	12,118 12,111	7.3 7.3	1,091	11,186 10,828	7.2 6.9	1,126	12,949 12,770	7.7 7.6

第100表　国民春闘共闘傘下単産

単産名	全体計 妥結 組合数	全体計 妥結 金額	全体計 妥結 率	全体計 回答 組合数	全体計 回答 金額	全体計 回答 率	1,000人以上 組合数	1,000人以上 妥結額	1,000人以上 率	300～999人 組合数	300～999人 妥結額	300～999人 率	299人以下 組合数	299人以下 妥結額	299人以下 率
全体計	1,879	12,674 12,081	7.5 7.0	38	10,689 12,554	6.9 7.0	324	12,455 12,020	7.1 6.9	429	12,118 12,111	7.3 7.3	1,126	12,949 12,770	7.7 7.6
全体計（回答＋妥結）		1,917		12,635 12,085		7.5 7.0	328	12,462 12,028	7.1 6.9	435	12,142 12,126	7.3 7.3	1,154	12,869 12,688	7.7 7.6
電機労連	135	10,404 11,239	7.3 7.2	1	23,714 23,714	17.4 17.4	51	11,040 11,320	7.2 7.2	50	10,024 10,153	7.2 7.2	34	10,011 10,074	7.4 7.4
鉄鋼労連	47	10,636 10,981	6.1 5.7	—	— —	— —	17	10,941 10,995	6.0 5.7	20	10,835 10,890	6.2 6.2	10	9,720 9,999	6.2 6.4
全国金属	165	11,942 12,525	6.7 7.0	—	— —	— —	23	12,838 12,935	7.2 7.2	63	12,180 12,321	7.0 7.1	79	11,491 11,502	6.3 6.4
全電線	38	9,951 10,402	6.5 6.5	—	— —	— —	7	10,253 10,484	6.5 6.5	10	10,039 10,005	6.4 6.4	21	9,809 10,101	6.6 6.6
全造船機械	37	9,228 8,876	6.1 5.7	—	— —	— —	6	9,210 8,439	5.4 5.1	5	8,753 8,741	5.6 5.6	26	9,323 9,490	6.3 6.4
合化労連	116	12,816 13,106	7.5 7.2	2	8,779 5,141	5.0 3.2	31	13,471 13,219	7.3 7.1	35	12,620 12,742	7.3 7.3	50	12,548 12,934	7.7 7.8
食品労連	132	9,406 10,028	6.4 5.7	2	9,050 12,901	6.9 7.3	17	10,389 10,075	5.7 5.5	14	9,982 9,824	6.0 5.9	101	9,161 9,904	6.6 6.6
紙パ労連	54	10,610 11,137	6.8 6.7	—	— —	— —	5	11,448 11,476	6.6 6.5	12	10,955 10,921	7.0 7.0	37	10,385 10,402	6.8 6.8
全国セメント	37	11,328 11,772	6.8 6.7	—	— —	— —	8	11,788 12,001	6.5 6.7	8	11,320 11,329	6.8 6.7	21	11,137 11,165	6.8 6.8
全石油	30	12,307 13,136	7.3 7.1	—	— —	— —	11	13,514 13,289	7.1 7.1	7	12,403 12,654	7.4 7.5	12	11,144 11,244	7.5 7.1
化学一般	71	13,231 13,308	7.5 7.4	—	— —	— —	1	15,000 15,000	7.5 7.5	11	13,438 13,676	7.2 7.3	59	13,162 13,040	7.5 7.4
全国ゴム共闘	21	10,209 11,506	6.6 6.9	—	— —	— —	5	11,541 11,854	6.8 6.9	7	10,380 10,507	6.8 6.8	9	9,336 9,231	6.4 6.2
全国ガス	20	11,369 11,519	6.7 6.3	—	— —	— —	3	11,533 11,573	6.4 6.2	8	11,313 11,323	6.7 6.8	9	11,365 11,400	6.9 6.9
私鉄総連	44	12,133 12,161	7.2 7.1	—	— —	— —	30	12,136 12,165	7.1 7.1	14	12,126 12,112	7.3 7.3	—	— —	— —
全日通	1	11,600 11,600	6.7 6.7	—	— —	— —	1	11,600 11,600	6.7 6.7	—	— —	— —	—	— —	— —
運輸労連	13	11,314 11,561	7.2 7.1	—	— —	— —	10	11,503 11,622	7.2 7.1	3	10,684 10,677	7.3 7.3	—	— —	— —
全港湾	46	12,553 13,097	7.4 7.1	—	— —	— —	7	13,470 13,446	6.9 6.8	15	13,113 13,200	7.7 7.5	24	11,935 11,717	7.3 7.3
全倉運	26	12,751 12,567	7.5 7.2	1	7,513 7,513	4.0 4.0	1	12,618 12,618	7.2 7.2	8	12,429 12,507	7.1 7.1	17	12,911 12,656	7.7 7.5
鉄弘労	1	11,621 11,621	8.1 8.1	—	— —	— —	1	11,621 11,621	8.1 8.1	—	— —	— —	—	— —	— —
観光労連	7	13,344 14,399	7.7 7.6	—	— —	— —	5	13,728 14,515	7.6 7.6	2	12,383 12,372	7.8 7.8	—	— —	— —
新聞労連	76	16,830 19,155	9.5 9.3	—	— —	— —	8	19,566 19,667	9.2 9.2	17	19,415 19,409	9.2 9.0	51	15,539 16,883	9.7 9.9
日放労	1	13,410 13,410	6.6 6.6	—	— —	— —	1	13,410 13,410	6.6 6.6	—	— —	— —	—	— —	— —

〔備考〕　上段；単純平均，下段；加重平均。

第101表　同盟傘下単産妥結状況（最終集計）

（80年5月26日現在）

産別名	組合数	組合員数	単純平均		加重平均		全報告組合	
			妥結額	率	妥結額	率	組合数	平均額
民間計	1,829	1,215,499	10,609	7.3	10,896	6.7	2,404	10,624
ゼンセン同盟	307	276,117	9,517	7.3	10,254	7.2	357	9,445
全金同盟	724	204,241	10,821	7.2	11,369	7.2	922	10,711
造船重機労連	41	191,418	8,774	5.7	9,426	5.4	42	8,755
自動車労連	26	86,322	10,640	7.6	11,502	7.5	26	10,640
電力労連	12	125,542	11,733	6.1	11,795	5.9	12	11,733
海員組合	1	38,056	10,085	5.5	10,085	5.5	1	10,085
全化同盟	285	78,589	11.146	7.5	12,278	7.5	293	11,115
交通労連	93	50,980	11,616	7.3	11,155	6.9	303	11,673
一般同盟	224	41,127	10,433	7.7	10,869	7.8	317	10,383
紙パ総連合	18	25,736	11,225	7.0	11,452	6.8	20	11,201
三菱自工	1	21,990	9,760	5.8	9,760	5,8	1	9,760
全食品同盟	50	35,484	9,547	6.6	10,160	6.9	59	9,438
航空同盟	9	14,895	9,851	6.4	11,400	6.1	9	9,851
資源労連	11	2,629	10,697	6.9	10,642	6.8	11	10,697
全炭鉱	2	5,432	10,694	6.1	10,694	6.1	2	10,694
凸版労組	1	6,000	11,597	7.6	11,597	7.6	1	11,597
石油同盟	4	1,898	17,211	7.8	17,754	7.8	4	17,211
日本港湾	11	2,189	12,635	6.8	12,579	7.0	15	12,349
建設同盟	9	6,854	14,391	8.0	13,209	7.4	9	14,391

〔備考〕 1）平均賃金および組合員数の明らかな組合について，単純平均，加重平均の妥結額・率を算定した。
2）妥結が率のみで表示された組合は集計から除外した。
3）ゼンセン同盟の2段階賃上げ組合は賃上げ実施月日にかかわらず，組合獲得金額を合計して集計に加えた。
4）海員組合は汽船（外航，内航，近海，全内航），漁船4部門，大型カーフェリーの妥結額の加重平均。

11　八〇年春闘総括

八〇年春闘総括は、労働戦線再編問題、ひきつづく衆・参同時選挙をにらみつつおこなわれた。以下、総評、同盟、鉄鋼労連、日経連の春闘総括ないし評価をかかげておこう。

総評――格差縮小で一定の前進　総評は、五月二二日の幹事会で、八〇年度運動方針の骨格を発表したが、そのなかの「闘いの総括」部分で、事実上の春闘総括をおこなっている。それによると、①賃上げ結果としては決して満足できるものではないが、これまで低額に押えられていた産業や業種、中小零細企業が相対的に高い賃上げを獲得し、格差を縮小した点では一定の前進がみられる。②政府・独占はしきりに〝ストなし春闘〟への引きこみをはかった。団体交渉を通じての解決はもちろん望むところであるが、それが不可能なときストライキをおこなうことは当然の対応である。この立場は意図的な宣伝にたいする反撃もふくめて今春闘では守られた。③民間労働組合の共闘と集中決戦体制の強化は新たに七単産ブリッジ共闘を生んだ。その具体的成果を十分に論ずる段階ではないが、その積極的側面を今後に生かす。④公労委が政府の介入によって公正な第三者機関としての機能をそう失するなかで賃金決定における官民分断の攻撃は顕著となり、これにたいする反撃も不十分なものにとどまった。官公労統一闘争と産業別統一闘争とのかかわりあいを検討し、官民のたたかいの結合

を新たにはかる段階に入っている、などの点を強調している。

以下、その要旨をかかげておこう。

【総評・八〇年春闘総括(要旨)】

(1)　賃金闘争の評価・問題点

①八〇春闘では労働四団体が話しあって、賃上げ率・産業別最賃と地域包括最賃・三五歳男子労働者のポイント賃金の三つについて統一要求基準をつくりあげた。この積極的側面を評価し、今後さらにこの体制を強化する必要がある。②しかし、最低八%要求をめぐって多くの意見が出された。物価動向が大きく変化する情勢のもとで組合員の生活実感を統一要求に反映するために要求時期の設定、ナショナルセンターの基準と単産要求との関連、要求の内容などについてさらに検討を加えねばならない。③統一要求基準が三つの柱で打ち出されたのは、低成長下で格差が増大するもとでは、平均賃上げ（ベース・アップ）では限界があり、最低規制と個別要求を重視しなければならないからであった。④五月八日現在、妥結水準は算術平均で一万二六六七円（七・五%）、加重平均で一万一九九六円（七・〇%）であり、最低八%の基準には到達していない。賃上げ結果としては決して満足できるものではないが、これまで低額に押えられていた産業や業種、中小零細企業が相対的に高い賃上げを獲得し、格差を縮小した点では一定の前進がみられる。この賃上げで実質生活の維持・向上をはかるためには八〇年度の消費者物価上昇を六・四%以内に押える闘争は引きつづき強化されねばならない。もし、それが不可能になったときはインフレ手当などの要求、あるいは物価減税の要求は当然組織されねばならない。⑤政府・独占はしきりに〝ストなし春闘〟への引きこみをはかった。団体交渉を通じての解決はもちろん、望むところではあるが、それが不可能なときはストライキをおこなうことは当然の対応である。この立場は意図的な宣伝に対する反撃もふくめて今春闘では守られた。⑥しかし、要求とそれを実現する闘争体制がすべての組合で一体化しておらず、多くの弱点を露呈した。そのことが最低八%満額獲得のかけ声にもかかわらず七%前後の妥結を許した最大の原因である。⑦民間労働組合の共闘と集中決戦体制の強化は新たに七単産ブリッジ共闘を生んだ。その具体的成果を十分に論ずる段階ではないが、その積極的側面を今後に生かすこと、そして、官民分断の攻撃にはまりこまず、官と民の統一闘争体制の新しい展望を切りひらくよう前向きに取り組む必要がある。⑧公労委が政府の介入によって公正な第三者機関としての機能をそう失するなかで賃金決定における官民分断の攻撃は顕著となり、これに対する反撃も不十分なものにとどまった。このなかで定年法、退職金切下げ法なども上程された。官公労統一闘争と産業別統一闘争との関りあいを検討し、官民の闘いの結合を新たにはかる段階に入っている。

(2)　諸要求について

秋年闘争における鉄鋼、私鉄の六〇歳定年の段階的実現は、中高年労働者の雇用不安が依然解消されないなかで多大の波及効果をもたらし、多くの単産・単組が定年延長要求を組織した。また時短、週休二日制の要求も電機労連の賃金とセットした要求にみられるように、かなりの組合が今春闘で取り組んだ。

(3)　制度・政策要求について

①七八年秋からの一般消費税導入反対闘争は七九年にもひきつづき、遂に政府をして断念させるところまで追いこんだ。この闘争は七九年秋の総選挙で自民党を敗北させる上でも大きな役割を果した。②厚生年金の支給開始年齢六五歳繰りのべは、財政負担の増大を理由に福祉、社会保障を後退させようとする政策の最も典型的なあらわれであった。政府は訓示規程に盛りこんで国会に上程した。この闘争は七九年秋のこの部分も含めて改悪部分の撤回を求めて闘争は継続したが、政府は健保とだき合わせで対応をはかってきた。④定年延長、中高年雇用確保を制度的に促進する「年齢による雇用差別禁止法」、時短・週休二日を制度的に支える「銀行法一八条改正」や公務員の四週五休制など雇用・時短に関る法案が今国会ではあい次いで上程された。これらも国会解散によって廃案となったが、健保、年金もふくめて、これまでは二義的にとらえられがちであった制度・政策要求が大衆的に理解され、産別や地域でそれぞれの独自要求もふくめて数多くの大衆行動が組織されたことは新しい前進として評価されよう。(以下略)

同盟――物価分を確保、一応の成果

同盟は五月八日の第七回中央闘争委員会において、八〇年賃金交渉を総括した。このなかで「要求即獲得」という目標からみればなお不十分ではあるが、物価上昇を上回っていることでもあり、一応の成果と評価できるとした。

そして、運動的には「同盟路線が労働運動全体に一層浸透、定着した」ことを示す賃闘であったと総括、その有力な例証として、同盟が「安定成長の持続を可能とするうえで、もっとも整合性あるもの」としてうちだした賃上げ要求基準八%が、労働四団体の統一的要求になった点をあげている。また、賃闘全体を見渡し、公労委における公労協系労働者委員の辞表提出劇を取り上げて「総評、公労協が事実上分解するにいたった」と断定、この点から「国民春闘共闘会議も闘争全体に、なんらの役割を果たすことなく終わった」と結論づけている。

以下、「賃闘総括・要旨」をかかげておこう。

【同盟・八〇賃金・政策闘争総括(要旨)】

一、八〇賃闘において、実質生活水準をたえず引上げるとともに、賃金の面から、八〇年代最大の経済的課題であるインフレの抑制、および安定成長の持続を可能とするうえでもっとも整合性あるものとして、賃上げ要求基準を八%とした。八〇年度春季賃上げ闘争の特徴の一つは、このわれわれの要求基準を軸として労働四団体の要求が基本的に一致したことである。このことは、いたずらに戦闘的姿勢を装って空疎な高額要求を掲げてきた一部の労働路線が行き詰まり、われわれの路線がわが国の労働運動全体により一層浸透し、定着したことを端的に示すものである。

一、五月七日現在の中間集計によれば、妥結一一六二組合の賃上げ率は単純平均で七・二%、組合員加重平均で六・六%である。一組合平均七・二%の賃上げは、政府物価見通し六・四%のいずれをも上回るものであり、また、平均賃上げ要求率九・六%に対する獲得率が、七六年度以来最高の七四・二%であること等からみて、一応の成果であったということができる。しかし、同盟の要求基準は即獲得目標であり、その完遂なくしては安定成長路線の定着化をはじめとする所期の目標を達成しえない性格のものである。その意味から八〇賃闘の結果は、なお不十分であった。

一、八〇賃闘は同盟においては、中闘、中闘戦術会議を軸として進められ、さらに八〇賃闘対策民間労組会議、JC、JAF等を通じて、同盟産別を中心とするより幅広い戦線が形成された。同盟中闘は四月第二週を民間賃闘の最大のヤマ場、それに先立つ四月第一週を高額先行相場の形成、第三週を高額相場の定着、四月末に大勢決着という戦術配置を設定し、八〇賃闘はほぼこの路線に沿って展開された。先行組合は総じて八%近い回答を引き出して前段の雰囲気を盛り上げ、それを受けて第二週に結集した産別は互いに相乗効果をあげ、第三、四週に入ってもそれまでの賃上げ率をほぼ推移しながら四月末にはおおむね決着してメーデーを迎えるにいたった。しかし、同盟賃闘に残された課題は、要求の妥当性とともに、それを完遂するために同盟全体としてより一層戦術配置を明確化し、それに対して各産別がより強く結集、全体として闘う体制を強化することである。

一、今年度春季賃上げ闘争における特徴の一つは、公労協が事実上分解するにいたったことである。公労委における総評系労働側委員の辞表提出という一幕も公労協運動の完全な行き詰まりを示す以外の何物でもない。かくして、所詮公労協を中核とする国民春闘共闘会議もまた形骸化し、闘争全体にほとんど何等の役割も果すことなく終った。今や、同盟主導、民間主導を運動の面において名実ともに確立すべき時である。

一、賃上げと並ぶ最重要課題である定年延長、時間短縮については、いくつかの産別、単組が取り組み、一定の成果をあげた。しかし、それがまだ同盟全体に大きく広がる闘いになっていないことも事実である。

一、政策闘争については、雇用政策において雇用開発委員会の五県増設福祉政策において政府から出された年金支給開始年齢の六五歳への引き上

げ案の撤回など、いくつかの成果をあげることができた。これら政策闘争を通じて同盟の政策を中心とした政策推進労組会議をはじめ、労働団体の政府申し入れを従来より一層活発に展開し、それが成果の獲得に大きく結びついた。年齢差別禁止法をはじめ残された課題について可能なかぎり労働四団体の共同行動、共産党を除く野党共闘を軸として今後成立を期していかなければならない。当面もっとも重要なのは景気停滞を避けながらインフレを抑制することであり、それは今や政府・経営者の共同責任である。インフレ抑制についてはすでに同盟案を中心として再三、四団体による共同申し入れを行ってきているが、今後も引き続きこの活動を展開していく。

鉄鋼労連の総括

ＪＣ（金属労協）の主軸単産である鉄鋼労連は、五月二七日からの春闘総括討論集会で、八〇春闘の中間総括をまとめた。そこでは「ミクロでの企業業績からみると、なお不満」ながらも「戦略的に成功した数少ない闘いの展開だった」とした。他方、ＪＣ共闘については、①同額はできなかったが、この主張は有利に作用した、②自動車、電機の配慮もあり「調和した賃上げ」の立場で整合性に立っての解決は今後の一定の方向を示した、③妥結基準のとりまとめは、きわめて適切であったと評価、しかし、来春闘では支払い能力抜群のところは先行することを強く主張する、と問題点を提起した。また、回答表示をめぐる「回答カサ上げ」については、当面、暫定的に「三五歳・一二年」までの要求設定を検討するなどの配慮を示しながらも、個別賃金方式は譲らず「賃金の哲学にかかわる問題まで変更する意思はまったくない」との態度を示した。

以下、要旨をかかげておく。

【鉄鋼労連・討論テーマ（要旨）】

回答についての判断と評価――職場組合員の家族を含めた実感は、今後の物価動向を展望したとき〝満額、正札〟との強い期待とはほど遠いものだとは十分に承知している。しかし率直にいって、今次春闘は戦略的に成功した数少ない闘いの展開であった。当初の相手側の姿勢に対して、ここまで回答内容を引き上げ、春闘全体の底上げに一定の役割を果たしてきたことも事実だ。

ＪＣ共闘における相乗効果――われわれはＪＣ内での〝同額決着〟を主張してきた。結果的には必ずしも十分なものを獲得できないままに終わった。しかし、この主張が今次春闘の展開にあたって、われわれの闘いに有利に作用したとみることができる。

八〇年代の闘いへの展望――七単産ブリッジ共闘が成立し、ＪＣ－ＪＡＦの連絡会議が定着するなど「民間主導」の強まったことも、今後の労働運動を展望する新しい芽として注目される。ＪＣ共闘を基軸として、こうした民間共闘の発展を大事に育てていくことに全力を注ぐ。

ＪＣを中心とした今後の課題――今次春闘では、とくに自動車総連、電機労連に特段の配慮をいただいた。〝調和ある賃上げ〟との立場で、労働組合の社会的責任を自覚した、経済との整合性にたっての解決は、八〇年代の春闘を展望したとき民間共闘のあり方を含めて、一定の方向性を示唆したものとして評価される。また来春闘では支払い能力抜群のところは、先行することをＪＣ内で強く主張していくことを明らかにしておく。好況業種の組合が具体的回答を先行して、引き出していくこともＪＣ共闘の一形態といえる。そして全体的にもそれぞれがそうした態度で最大の努力をはらうことが〝相乗効果〟をめざす本来のＪＣ共闘のあり方だ。ＪＣ以外の共闘関係では、要求での統一が最も重要な問題点だと認識している。労働側が「八％要求基準」に足なみをそろえたことが、内外から高く評価されているが、実態は私鉄、国労の一二・五％要求にみられるとおりで、少なくとも基本的な考え方での統一は必要である。

回答表示をめぐる問題点――われわれは各単産における労務構成の違いのなかで、ポイント賃金－個別賃金方式を指向してきた。それがＪＣの基

本的な方針でもある。物価のとり方での妥協はしたが、賃金の哲学にかかわる問題まで変更する意思はまったくない。ただ「三〇歳・一二年」での要求設定は、われわれ自身の事情で改善する時期にきている。当面暫定的には、「三五歳・一二年」にすることも含めて検討していく。定昇表示に関連した、資格昇格財源などを包含したカサ上げは、造船重機労連の表示とも関連して問題指摘があり〝込み込み表示〟の単産が多いことも事実だが、要求もしていないものを回答表示することの疑問をも含めて、鉄のあり方がむしろ正しい方途だと信じている。一方、今春闘では「家族手当て」が注目された。われわれも企業内福祉の面で何らかの生活プレミアムの再導入を検討する時期にあるといえる。

日程配置上の取り組み――〝回答指定日〟を最終的につめるにあたって、JC戦術委における〝集中回答日〟の決定を前提にしながらも、四月第二週に力点をかけるまでには、徹底した議論をつくしてきた。日程配置はとくに私鉄、公労協との関連性で春闘共闘委でも結局は四月六日までずれこんだように、今次春闘では全体にわたって、今後の展望をも含めて重要な点になった。私鉄が〝民間共闘〟を重視し、公労協とのしがらみを脱し、産業間賃金格差問題については、年間を通じて別途の取り組みをはかり、あくまでも〝自主路線〟をつらぬくことを期待している。

日経連――民間労使の「良識」を評価

日経連の大槻会長は、五月九日の第三三回定時総会における労働情勢報告にかわるあいさつで、八〇年賃上げ交渉について所見を述べた。これは、例年の定時総会での労働情勢報告にかわるもので、経営側の「事実上の春闘総括」に当たるものである。あいさつのなかで大槻会長は「六%台の賃上げは、民間労組の賃金と物価の悪循環を避ける基本認識が実ったもの」と民間の「良識」を称賛したが、国労・動労等の公労協関係組合のストライキにたいしては、「汚点を残した」として非難した。また、「資源小国」の日本が八〇年代においても生きのびる唯一の資産は「良好な労使関係」であるとして「健全な労使関係の維持」と、賃上げ一本から広く労働条件全般に目をむけることを労使共通の目標とすべきであることをよびかけている（なお本年鑑第Ⅲ部Ⅵ「経営者団体の労働政策」参照）。

【参考資料】 (1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金・政策闘争白書」、金属労協「白書」、(2)総評「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘 情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、『労務事情』、(4)日本労働協会編『昭和五五年版・労働運動白書』

V 合理化反対闘争

概要□総評・同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要組合の「合理化」反対闘争――造船重機労連・佐世保重工の「近代化」闘争／全造船機械／全国金属／繊維労連／食品労連／私鉄総連／国労／全林野／労働時間短縮闘争――春闘共闘の時短闘争年次方針／労働基準審議会労働者側委員の法制改善要求／交替制労働の改善／金融機関と公務員の週休二日制の闘い／八〇春闘における各単産・県春闘共闘の時短闘争／週休二日制を考える会の活動

概要

一、総評、同盟の「合理化」対処方針は、を中心にすえ、それぞれの視点、立場から、なかに組みこまれている。

一、この一年、世間的注目を集めた闘争として、佐世保重工（SK）争議がある。同争議は、同盟、造船重機労連傘下の争議ではあったが、総評系の積極的支援をも受け、全体として組合側勝利のうちに終わった。

一、他方、玉島、浦賀をはじめ全造船機械傘下の「合理化」反対闘争は、長期にねばり強くたたかわれ、中央反合共闘の結成をもみている。その意味で長期、反合闘争としての帰すうが注目される。

一、この間、倒産反対などの長期争議で、うちに解決をみた争議も少なくない。全金浜おおむね組合側勝利のラ、繊維労連ニチモウキグナスなどが特筆田精機、ペトリカメされるが、もちろんそれにつきるものではない。

一、また私鉄では、地方私鉄の長期争議のうち、宮城交通争議が解決をみたことが特筆される。他の地方私鉄に与える影響も小さくないと考えられる。

一、国鉄では、新たな再建計画と八〇年一〇月に予定されている

大幅ダイヤ改定が注目される。増発よりも間引きへ、拡大よりも縮小均衡へという当局側の考え方にたいし、国労の住民、利用者のくみあげをふくむ、積極的対応が注目される。

一、林野における「合理化」問題も、いわば構造的、政策的要因に根ざし、すでに長期にわたっている。七九年秋から八〇年春にかけても、全林野の反合理化闘争が展開された。

一、労働時間短縮闘争も、政策・制度闘争として、また各単産、単組、地域の個別闘争として、ひきつづきたたかわれている。ただ闘争の成果としては、とくに前者の場合、かんばしくない。

一、この点、週休二日制問題も、世論づくりのキャンペーンとしては前進しているが、実際の成果とのあいだには開きがみられる。とくに金融機関、公務員の週休二日制問題は、その場合の代表例でもある。

1 総評・同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、七九年七月の第五九回定期大会で、七九年度運動方針を決めた。特徴的なことは、前年の運動方針で、「反合・雇用・失業保障・労働時間短縮・労災・職業病闘争の強化」として一括されていた項目が、七九年度方針では、個別に独立化したこと、そのなかで「反合」の項目は姿を消し、「雇用闘争」、「労働時間短縮闘争」、「労働災害・職業病対策の強化」などの諸項目のなかに、事実上、〝生かされる〟かたちとなった。「権利闘争」も、そうした関連での一環をなす。ここでは、そのうちの重点課題である「雇用闘争」の項を紹介しておこう。

【総評の雇用闘争方針】

景気回復と企業収益増大に伴なって、たしかに雇用合理化攻撃の緩和、求人倍率などのわずかな改善傾向はあるが、他方では失業者の滞留と増加傾向、常用雇用の減少と臨時、パート、下請関連など不安定雇用層の増加が顕著である。このように雇用失業状況は根本的な改善に向っていないばかりか、質的には一層悪化し、このまま中長期に定着する傾向さえみせている。そして、この雇用失業状況は景気、経済成長のみによっては解決されず、構造的対策によるほかないことを示している。したがって、われわれは課題については、雇用確保（解雇制限）、失業時の生活保障、雇用創出の三つを、活動領域面では国の制度・行政、自治体の制度・行政、企業・産別の労資関係、さらには離職者対策の四分野での、一層の政策形成と運動強化をひきつづきはかっていかなければならない。

(1) いままでの運動が雇用合理化反対と国の制度の改善・確立に片寄りがちであったことを克服し、また痛苦に満ちた大量雇用合理化の経験にまなび再びそうしたことをくり返さないために、総合的でかつ職場に根ざした運動の構築をはかることである。とりわけ労資関係における雇用保障協定（協約）、定年延長、時間短縮の課題への本格的な取り組みが重要である。

(2) 当面する雇用問題の重点課題は、中高年労働者の問題と臨時、パート、下請関連などの不安定雇用労働者問題の二つである。中高年労働者問題は一方では、急速に進行する高齢者社会への適応であり、他方では労働権の保障であり拡大である。それには前通常国会に提出された〝年齢差別禁止法〟の制定とともに定年延長、選択的定年制の歯止めに向けた運動が結合され、さらに強化されなければならない。不安定雇用労働者問題はいままでの組織化対策に加えて新たな政策面からの対応が行われる必要があ

る。そして政策対応、労働条件改善、本工組合側からの組織化対策といった総合的な取り組みが新たな観点から追求されるべきである。

(3) 雇用課題が一国レベルの社会的経済的問題になっているにもかかわらず、産別組織の交渉力が、特定不況業種における意見聴取、審議機関への参加にとどまり、総体としてほとんど働いていないことである。むろんわが国の産別労資は、欧米的な意味での労資関係、当事者能力を欠いてはいるが、少くとも産別労資の「努力目標」としての合意は可能であり、また運動形態としてもこの産別労資の合意を企業内労資関係で確定していくことはできるはずである。雇用課題について産別組織の交渉力をいかに拡大していくかが緊急で重要な問題になっている。これはまた地域雇用闘争の領域でいままでの運動が地方自治体だけを交渉対象とし、地域経営者団体への対応が比較的弱いことへの改善、克服にも通じる。

(4) 地域雇用闘争の地域・全国の連動性を一層強めていくことである。そのためには全国的な共通目標の設定と地域独自目標の上積み、地区、県、ブロック、中央への運動系路の明確化と統一的な取り組みがはかられなければならない。また地域雇用闘争が一定の成果をあげ、同時にいくつかの困難性（たとえば離職者対策など）をかかえているだけにその一層の強化と、産別雇用闘争との結合が特に重視される必要がある。

(5) 労働省は、五五年度失対事業制度の検討に入り、失対事業の廃止をめざしているが、中高年失業者、地域住民のために役立つ就労事業制度として再確立するため、中央・地方で共闘態勢による闘いを強化する。

同　盟

同盟は、八〇年一月の年次大会で、すでに発表した「賃金・政策闘争白書」における詳細な分析・展開を理論的背景に、一九八〇、八一年度運動方針を決めた。その「基調」のなかでは、雇用確保、賃上げ、参加体制の前進が、いわばセットになっており、事実上の「合理化」対処方針となっている。以下、運動方針より、当該部分をかかげておこう。

【同盟・八〇、八一年度運動方針より】

一、完全雇用の達成をめざす経済政策実現を

完全雇用の達成をめざすことが当面の目標であるが、その基盤を確立するためには、中期的に六%前後の経済成長を定着させるとともに、物価の安定を前提とした内需に支えられた景気回復を強力に推進していかなければならない。

財政運営については、雇用安定、社会保障の充実、エネルギー対策を重点に見直す必要があるが、行政改革と不公正税制の是正をさけては一切の増税を見送るべきである。また、安定的経済発展をはかるため、資源エネルギーの確保が重要課題であり、エネルギー国民会議の設置を通じて国民合意の形成が必要である。

雇用に関しては、①雇用開発委員会の全国的設置、②本格的雇用創出機構の法制化、③雇用情報システムの確立、④年齢による雇用差別禁止の法制化――など雇用政策体系を整備するとともに、地場産業の振興、産業の地域分散など八〇年代を〝地方の時代〟として、地域経済の開発と雇用政策を見直し、定住社会の構築の実現をめざす。

さらに、①六〇歳定年、②高齢者の雇用率六%達成、③労働時間の短縮、④週休二日制の実施などを雇用確保の視点から重視し、その実現をめざす。また、産業構造の転換政策、地域に密着した産業政策の確立、中小企業政策の推進など、産業政策活動を八〇年代における労組の重要課題とし、さらに国民生活、消費者保護の立場から農業政策についても積極的に提言していく。

一、八〇年代開拓へ参加体制の前進期す

次に八〇年代を切り拓くために、参加体制の一層の前進を期し、労使協議制を充実強化して協議機関としての機能を高め、共同決定へと発展させ、経営の民主化を促進する。また、行政改革と並行して審議会の抜本的見直しと権限の強化などを求め、政府の政策形成への参加を積極的に推進するとともに、〝地方の時代〟に対応するため、現行制度や法律、条令の住民参加規定の強化を求め、自治体における政策形成に向けても積極的に取り組む。

2　主要組合の「合理化」反対闘争

造船重機労連・佐世保重工の「近代化」闘争

造船重機労連関係では、佐世保重工における「近代化闘争」が特筆される。以下その概要を記すことにしよう。

〔闘争の発端〕　造船不況による佐世保重工（略称、ＳＳＫ）の経営危機は、一連の「救済劇」のあげく、〝四国の大将〟といわれた立志伝中の人物・来島どっく社長坪内寿夫氏の経営引き受けによって、一応の収拾をみた。七八年六月末のことである。ＳＳＫの新社長に就任するに際して、坪内氏は、政財界に数々の注文を出し、約束をとりつけたが、従業員・労働組合にたいしてもつぎのような要求をした。それは、「合理化五項目」と呼ばれるもので、①基準賃金の一五％カット、②定昇・ベースアップ・一時金の三年間ストップ、③週休二日制廃止、④坪内式教育訓練（Ｄ２Ｐ訓練）、⑤看板方式の導入であった。佐世保重工労愛会（略称、労愛会）は右のうち④と⑤については一応これに同意したが、①～③の点（「合理化三項目」と称された）については、これが労働条件の明白な低下となるだけに、難色を示した。労使交渉は、七九年七月二五日の会社側右提案以降、翌年二月までつづく。しかし、会社の要求姿勢は強硬であり、坪内新社長の辞任の動きなどもあって、七九年二月一日から一四日までの職場討議を経て、同一五日の代議員会において、賛成七二票、反対三二票で「受諾」が決定された。こうして、翌一六日に「合理化三項目」をめぐる労使協定が成立した。労愛会の上部団体・造船重機労連も「遺憾の意」を表明するというきびしい選択であった。

右協定以降も会社側の労務攻勢、「合理化」攻勢がつづく。会社の前途を悲観した自己都合退職者があいつぎ、職場における労働災害が急増する。さらに、教育訓練において、組合否定的な教育がおこなわれる。こうした状況と、「合理化三項目」による生活の苦しさが重なって、坪内式の強引な会社再建策への不満が組合員の間にうっ積していった。

〔闘争の展開〕　労愛会は、会社のあまりの労働者無視の姿勢にたいして、七九年六月二四日の臨時大会で「近代化闘争委員会」の設置を決めた。ところが、会社はその設置反対を呼びかけ、また、仕事があるにもかかわらず、残業廃止という〝兵糧攻め〟に出た。基準賃金が一五％カットされ、定昇・ベア・一時金がなくなったうえに最後のよりどころであった残業手当まで失なわれたことで、組合員の生活は困窮した。

七九年八月末、上部団体の造船重機労連が佐世保支援を決定し、「佐世保近代化闘争対策委員会」（中央近闘委）を設置し、労愛会の本格的バックアップに乗り出した。労愛会は、生活の苦しさにたいして、七九年一一月一五日、「越年生活救済金」を要求する。しかし、会社は、前記「合理化三項目」協定をタテにこれに応じなかった。

かくして、労愛会は坪内体制との全面的な対決へとむかっていっ

た。一二月一二日、総決起集会、翌一三日、スト権投票。九三・六％の高率でスト権が確立された。年内から年あけにかけて、三波計二八四時間の全面ストライキが打たれた。さらに組合は、一月八日に要求と方針を変更し、会社側の不当労働行為の批判、「生活救済金」要求、「合理化三項目」協定の改定要求で新たにスト権投票を同一七日におこなった。今度は、九五・三％のさらに高率の賛成票が投ぜられた。第四波の全面ストライキが四四時間、そして、繁忙部門重点の第五波スト（七五％）が連続して二六四時間にわたって決行された。

労愛会の闘争にたいしては、上部団体の造船重機労連、同盟のみならず、全逓や近江絹糸の人権闘争以来という総評のカンパ、金属労協（ＪＣ）、政策推進労組会議などからも支援の手が差しのべられた。たたかいが、近代的な労使関係を否定し去ろうとする坪内方式対総労働といった様相を呈し、マスコミに代表される世論も組合に同情的であった。

〔闘争の終結〕　闘争の長期化と高揚に直面して、会社側の対応が変化する。八〇年二月五日、不当労働行為事件の審問の日に、地労委の要望にこたえて、会社は不当労働行為の事実を認め、問題解決に努力するとの見解を表明し、組合はこれを評価した。労使交渉はようやく大詰めを迎えるにいたった。

その後、会社は、交渉メンバーを変更して本格的な交渉にのぞみ、急速に譲歩を重ねていき、二月一三日にはほぼ全面的に組合側要求を受け容れた。賃金カットの段階的復元、定昇復元、隔週週休二日制導入、生活救済金支給、不当労働行為の陳謝、残業復活などの回答をおこない、これが組合側により受諾されたのである。こうして五波五九二時間におよぶストライキをともなったＳＳＫ争議は組合側の勝利で終結した。

【造船重機労連・佐世保労愛会の佐世保からのアピール（五原則）】

▽佐世保の闘いは、人間性を無視した低賃金政策によって、人間を「モノ」扱いにする極めて悪辣な非人道的坪内労務政策と対決した社会正義の闘いであった。

▽この闘いに対し造船重機労連を中心に同盟、金属労協、政策推進労組会議など、広く全国の組織から暖かい支援が寄せられた。また、地元佐世保市民はもとより、全国民からも支援の輪が広がり、マスコミや世論は、「非人間的坪内経営」に対する怒りの声となって、この闘いを支えてくれた。心から、これらの人々に感謝するものである。

▽闘いは組合の全面的勝利に終ったが、坪内経営に対する不信感が大きかっただけに経営側が今後どう応えてくれるか、闘いはまさにこれからである。二度とこのような事態を引き起こさないためにも、労使の信頼を取り戻すことが大切である。さらに、組合員が働きがいと生きがいを取り戻し職場のなかに明るい人間関係を一日も早く確立することが必要である。

この闘争を終結するにあたり、次のアピールを内外に表明するものである。①働くすべての労働者は基本的人権が尊重され、民主主義の原則を踏まえて個人の思想、信条、政治的社会的活動の自由と権利が平等に保障されなければならない。②労働組合は、いかなる団体からも支配介入を受けず、個々の組合員の自由と統一と団結を図り、自主的、民主的に運営されるものである。③労働組合は、多くの労働者と連帯し、経営からの圧力や権利侵害、生活破壊に反対し、労働者の経済的地位と人間としての文化的地位の向上を目指し、平和と民主主義を守るために闘うものである。④近代社会における労使は真に労使対等の原則を守り、相互信頼の基礎の上に協力し合い、同時に地域社会に貢献することを目指さなければならない。⑤民主的労働運動は、いかなる困難なときにも労働者の権利を守り、労働者の生活向上を目指して闘うものである。そのためには、常に労働者の主体性を強化し、自信と誇りをもって、人間性を永久に尊重し、産業民主主

義を徹底して近代的労使関係を確立するために闘うものである。

一九八〇年二月二〇日

全国造船重機械労働組合連合会
労働組合佐世保労愛会

全造船機械

全造船機械労組を中心とする造船反合闘争は、ここ数年、玉島、浦賀をはじめ、たんに企業内における たたかいだけではなく、広く地域反合共闘、造船反合中央共闘会議を結成するなかで展開されてきた。七九年春闘の前段においても、雇用大行動との結合をはじめ、八〇年一月に横須賀で、六月には玉島にて一万人集会が開催され、反「合理化」と地域春闘とを結合。こうしたなかで北海道、静岡、大分、長崎、各県評、単産関係で、全金、全造船、総評を軸とした造船反合中央共闘会議を結成した。

こうして、七九年春闘における造船反合闘争のうえに立って、その後、佐伯造船、玉島、石川島、佐の安、日本鋼管などで、指名解雇撤回、工場再建などの諸闘争がくり広げられた。以下、「造船反合中央共闘会議」の闘争経過報告をかかげておく（総評第六一回定期大会、「各局報告書」による）。

【造船反「合理化」中央共闘会議・闘争経過報告】

(1) 今日、全造船機械労組にかけられている不当労働行為、組織破壊、指名解雇攻撃は佐伯、玉島をはじめ石川島、佐の安、日本鋼管など大手造船資本の支配権、解雇権の再確立をめざしたものであり、しかも政府独占資本が一体となって闘う労働組合つぶしをねらった攻撃であるといえる。こうした攻撃を社会的、政治的に糾弾するために総評造船反合中央共闘会議は、郵政マル生粉砕共闘とともに七九年五・一八中央行動をはじめとする数次の中央行動を組織するなかで対政府、行政さらに住友重工、石播本社など背景資本抗議行動を展開してきた、こうした闘いのなかで、㋑組合つぶしを目的とした指名解雇の不当性は労働委員会、裁判所などでも明らかになり独占資本を包囲できる条件ができつつあること、㋺また郵政マル生粉砕共闘と共催ですすめてきた「不当労働行為救済制度改善のための署名活動」は全国一般吉野石膏緊急命令却下取消しの運動とも結合して全国的規模にとりくみが広まったことなど、一定の運動の前進をみているといえる（三〇単産二一県評、六九万二五九〇名）。

(2) 佐伯闘争勝利をめざす現地総行動について、現地行動は七八年八月第一次行動を皮切りに、さらに八〇年三月一万人九州ブロック集会に引き続く五月二五日第二次総行動が展開された。とくに第二次総行動は佐伯造船再建と五八名の指名解雇撤回を要求して一万五〇〇〇人規模の決起集会や管財人、県当局交渉などを行なった。

こうしたなかで、五月二四日の小野、和田両管財人との交渉の結果二点で合意し文書で確認した。合意書の要旨は、①臼杵鉄工再建を不動のものにするため第二、第三の建造船受注に労使双方が努力する。②更生計画策定の過程で労使関係の正常化が行なわれるよう双方誠意をもって協議するの二点である。こうした合意事項をふまえて、今後、さらに現地共闘会議を中心とした地域共闘を軸に管財人との交渉をはじめ、不当指名解雇撤回と工場再建、闘争勝利にむけて全国的な規模へ闘争領域を拡大し、背景資本である石川島播磨重工業を社会的、政治的に糾弾していくことが重要である。

(3) 造船政策と当面の対策について――政府、造船独占は、これまでの長期不況のなかで、大幅な設備削減、大量の首切りを強行してきたが、昨年初頭からの引続く受注量の増大は要員不足を惹起している。しかし造船労働者の雇用保障、中小造船対策等についての根本的な課題は依然として放置されており、造船独占による産業支配体制が強化されている。こうした中で海運、造船プロジェクトは一九七九年一一月「これからの造船政策と当面の対策」について提言をまとめ、これをうけて一九八〇年二月四日造船反合共闘中央共闘会議と社会党造船対策特別委員会との共催によるシンポジウムを開催した。プロジェクトチームから提起された政策的課題の具体的な実現にむけて取組みを強めていく方針。

なお、話は前後するが、全造船機械労組は七九年九月三日から三日間、高松市で第四四回定期大会を開催した。全造船は四年来つづいた造船不況のなかで、約一二万人にものぼる人べらしと労働条件の切り下げ、さらには企業倒産四九件、幹部活動家への指名解雇など、相つぐ「合理化」とのきびしいたたかいの連続であった。このたたかいを中間総括するとともに、八〇年春闘の主要な目標を「奪われたものをとり返すたたかい」と位置づけ、雇用の確保と反インフレ、政治の革新を運動の基調として確認した。大会では、各代議員がなまなましい報告と決意をこめた発言をした。全員解雇を撤回させ組合主導型の再建をかちとった旭洋造船(下関)や倒産後自前の生活態勢で耐えぬき、一一カ月目に更生開始にこぎつけた市川造船(三重)、工場閉鎖と全員解雇を撤回させ企業再開をかちとった徳島造船など、職場の小さな団結が地域共闘によって大きなたたかいにもり上がりつつある経過が訴えられた。指名解雇とたたかった六・一〇住友・玉島現地行動、さらに八・二五佐伯現地の総行動など、分裂に始まり人べらしに終わろうとした七〇年代の最後の時期に、総行動が力づよく組織され、八〇年代への大きな展望を開いたことを共通の認識として運動方針が決定された。

全国金属

〔浜田精機〕　全金関係では、会社倒産、工場閉鎖、全員解雇にたいし、反対闘争を展開してきた浜田精機支部が、七九年一一月ついに決着をみた(なお浜田精機のこれまでの闘争については、本年鑑第47集第Ⅱ部Ⅴ「合理化反対闘争」参照)。

浜田精機は、日本で最初にオフセット印刷機を製作した印刷機メーカーの老舗。七〇年頃まで業界トップの座を保ってきたが、三菱重工が印刷機生産に乗り出したのにともない、七一年会社更生法申請、七四年には工場閉鎖・全員解雇が強行された。そのねらいは、三菱による市場独占と組合つぶしであった。組合は、自主生産態勢を維持しながら、全金や地域の支援をバックに背景資本＝三菱にたいする抗議行動を展開してきた。

そして、ようやく七九年一一月二日、浜田精機労組と管財人とのあいだで協定書がかわされた。その内容は、組合側が退職を認め、工場から退去する代わりに、管財人は解決金、工場建設資金、退職金合わせて三五億円を支払うというもの。倒産から八年、工場閉鎖から五年の共闘を経てようやくにしてかちとられたものである。この後、組合は千葉県柏工場の一部を買戻し、八〇年五月には組合員だけで新会社を再建した。

石油ショック前後から吹き荒れた減量経営の嵐。中小は軒並み倒産し、不況に便乗した組合破壊が相ついだ。そのなかで自主生産をつづけ、背景資本追及というたたかいに先鞭をつけた全金浜田の闘争は七〇年代後半の倒産争議の象徴的存在の一つとされた。「更生法適用下でもストを打ち、賃金・労働条件や政治課題でも原則的にたたかい、解雇後は全金や千代田区労協の全面的支援を受けて、背景資本＝三菱資本を徹底的に攻めぬき、自主生産・自活態勢を堅持できた」――浜田精機支部吉田書記長は勝因をこう分析している。

組合では、新工場再建にむけて「どういう態勢で何を作っていくか」の検討に入った。全金浜田のたたかいは〝ほんとうの勝利〟へ向けて新たな一歩を踏み出したといえる。

【協定本文】

組合は、本件破産は企業が違法不当に工場を閉鎖し組合の団結権と組合員の生活を破壊するものであると主張して、企業再開を前提とする労働債

権と職場の確保を要求し、管財人は、その職務上破産事務の迅速な進行を主張してきたが、ここに双方はその主張を前提とした紛争を全面的に解決するため、以下のとおり協定する。

一、組合員は、組合全員が更生管財人金子吉五郎が昭和四九年七月二四日付をもって各組合員にたいし発した予告解雇通知が各人に到達した日から三〇日を経過した日をもって退職したことを認める。

二、管財人は、本協定の日から四〇日以内に各前項の退職日を基準とした規定退職金及び別紙記載の組合員らに対し、各金額記載の金員（合計金五億九千二百二拾万円）を組合宛一括して支払う。

三、管財人は、組合に対し本協定の日から四〇日以内に次の金員を支払う。(イ)解決金――金八億七百八拾万円　(ロ)工場管理費用、立退料及び工場建設資金――金拾億円。

但、(ロ)のうち金六億八千二百万円は第四項の明渡と引換えに支払う。

四、組合は、組合が第二項及び第三項（但書部分の金額を除く）の金員を受領したときは、昭和五五年八月末日限り全組合員と共に別紙目録記載の建物から退去して管財人に対して別紙目録記載の土地を明渡す。

昭和五四年二月二一日

〔ペトリカメラ〕　七七年一〇月、カメラ業界の草わけ的存在として輸出産業の一翼をになってきたペトリカメラが倒産した。前月の賃金も未払いのまま社長は行方をくらまし、管理職も去っていった。だが組合員は工場使用、譲渡協定にもとづき生産を再開。倒産時に三〇〇人いた労働者もその後半数になってしまったが、そのなかで自力で新機種（ポケットズームカメラ）の開発に成功し、七九年五月からは一眼レフ（MF1）の生産にのり出した。輸出検査にも合格したが、労働組合による輸出というのは史上初めてのケースであった。必要経費を引いた売上げは組合員に分配され、「生活資金」は平均七万六七〇〇円（倒産以前の六割）。もうけを競う社会で生きのびていくのは容易ではなかった。勢が、もうけを競う社会で生きのびていくのは容易ではなかった。下請けの企業は現金取引を要求し、足を棒にして小売り店を回ってもなかなか置いてもらえない。それでも自主販売の全国オルグ、総行動における沖電気や造船・玉島の労働者との交流と、支援の輪は着実に拡大した。

主力の取引先であった東京銀行にたいする抗議、ペトリ・ブランド確保の行動、破産清算をさせないための裁判所（破産部）との折衝などのたたかいがつづけられたが、八〇年三月二五日、東京地裁民事三一部で和解が成立した。その内容は、①企業再建について、別会社発足を認める。労働債権、未払い賃金の全額を労働組合に支払う、②新会社に埼玉県杉戸工場を売却し、東京本社工場は破産財団に入れて財団が売却する。しかし本社工場の一部を営業所として組合に譲渡する、③解決金、再建資金、運転資金を支払う、というものである。

かくして、新聞報道でも、〝労組主導でペトリ再建〟、〝委員長が新社長〟と報道され、「新生ペトリ」が発足することになった。

繊維労連

繊維労連・ニチモウキグナス労組の闘争については、本年鑑第四九集において、七八年四月二七日の「労使関係正常化協定」にいたるまでごく簡単に叙述した。だが、キグナス石油KKとニチモウ株式会社とニチモウキグナス労組の「労使関係正常化協定」の和解協定調印（七九年三月一日）までは、四九集では叙述していない。以下、補足をかねニチモウキグナス労組の総括を記しておく（繊維労連の歩み・第二三集より抜すい）。

【ニチモウキグナス労組不当差別反対・反合闘争について】

ニチモウキグナス労組争議は、一方の当事者であるニチモウKKとは七八年四月二七日に、そしてまたもう一方の当事者であるキグナス石油KKとは七九年三月一日に和解協定調印をおこない、七二年以来の争議を七年ぶりにほぼ全面的に解決した。この争議は、ニチモウの石油部門分離にからむ合理化に端を発し、首切りこそなかったが、ありとあらゆる組合間差別、組合弾圧、組合破壊、第二組合分裂攻撃に対して公然と組合と組合員の権利を擁護し、闘い抜き、組合間差別を是正し、労働組合の権利を認め正常な労使関係を確立させていった闘いである。

(1)　本争議の意義と特徴

①首切りこそなかったが、その他あらゆる不当差別、賃金、昇進、昇格の組合間差別について、七年間まさに果敢に闘った。日常、ともすれば見落されがちのこの種の問題をこまかくとりあげ、組合と組合員の権利を守った。とくに同労組はニチモウとキグナス石油という異企業を横断した組織でありながら団結して闘い、資本と同盟からの分裂攻撃の中でゼンセン同盟から総評繊維労連に加盟し、北は北海道から南は九州まで全国一六支部で組織を守り抜き、解雇者はもとより処分者さえ出さなかった。

②企業内の少数組合――ジリ貧、ごく少数の思想集団、またはセクトへの転落、消滅の路線をたどることとなく、企業内では少数でも組合の大衆性を保持し、地域に出ることによって多数派になり、少数組合でも闘えば勝利する確信と運動実績をつくり出した。

③特定の政党、政治色を色づけることを避け、広汎な共闘体制をつくり出した。各県評、地区労と地域における支援共闘会議の組織化と運動をつくり出していった。また、中央共闘会議も総評、繊維労連、東京地評、千代田・中央地区労と当該組合の各段階における十分なる討議による意志疎通によってズレをなくし、共闘のスムーズな運営が相互信頼のうえでなされた（共闘会議の組織については後掲参照―引用者注）。

④背景資本の社会的包囲作戦として二〇〇回にもおよび、勧銀攻め（全国各地の支援共闘の力と当該組合のバイタリティ）をおこない、闘いの社会化を図った。とくにこの点で付言するならば、最近の倒産争議で背景資本攻撃が定着化しつつある反面、形式だけまねても効果はあがらない。系統性がまず第一に必要であり、例えば当該組合の毎週木曜日の定例ビラキ、第二には一定の労働者的節度が必要である（例えばチラシの街頭まきっぱなし、掃除もしない）。このことは背景資本攻撃が七〇年代の中期頃は散発的、ゲリラ的であったことから、それなりの一定の効果をあげたが最近は相手のナレ、とくに銀行担当者間の相互連絡の強化、警察権力の介入なども一部にあらわれてきており、それらに対するわれわれ側の対応がなされなければならない。第三に、銀行、大手資本に対する有効な闘い方として、従来の産別または地域の共闘単位のくみ方から銀行、大手商社の関連争議組合間のいわば資本別共闘をつくり出し、発展させることがきわめて重要な課題となった。

⑤さらに地方・中央労働委員会、裁判所など第三者機関を活用して闘い、組合の主張の正当性を社会的に認めさせるなど各種法廷闘争を重視して闘った。しかもこれにのめり込み、依存することなくあくまでも大衆路線にもとづく大衆闘争を展開していった。

⑥会社は全面争議解決にからんで合理化問題の同時解決を主張してきたが、われわれはこの合理化攻撃を単なる観念的な絶対反対の線におくことなく、むしろ積極的に政府、業界に対する政策、個別経営に対する政策をつくり出すことによって政策的な優位性をもった。

⑦ニチモウ争議解決後の釧路、函館、長門の三工場の閉鎖問題では交渉が誠実に続行され、労働組合の合意なしには実行されていない――同意約款が貫かれている。

この交渉過程で会社側は、希望退職の条件として、①規定退職金プラス一八〇%または勤続一年～五年は六〇万円加算、五年以上は一年につき一律六〇万円加算、三六〇万円が限度で、どちらか多い方を選択。②四〇歳以上は一八万円加算。③配偶者を有し扶養家族を有する世帯主は、一律一八〇万円加算。④予告手当一カ月分。⑤厚生年金支給までの未達保険料の残余年数分の保障の労・使負担分の合計額第一。⑥ほかに一時金三カ月分、という線まで出してきている。

この計算によれば該当者二六名が総額一億九千五百万円で、勤続二三年

の女子で一一〇〇万円、一二年の女子で六〇七万円になる。しかしながら組合は、単に金額の問題だけではなく、再就職の場合の下請移転の場合の雇用保障、下請に対する仕事量の保障と資金援助、下請単価の引きあげ、配転問題なども含めて「雇用と生活を守る立場」での交渉を続けている。

【参考】 共闘会議一覧

中央・ニチモウキグナス労働組合支援共闘会議／根室・ニチモウキグナス労働組合支援共闘会議／釧路・ニチモウキグナス労働組合支援共闘会議／札幌・ニチモウキグナス労働組合札幌地区支援共闘会議／函館・ニチモウキグナス労働組合支援共闘会議／八戸・青森県労、東青地方、三八地方労と共闘／仙台・ニチモウキグナス労働組合塩釜地区支援共闘会議／名古屋・ニチモウキグナス労働組合支援行動会議／大阪・ニチモウキグナス労働組合大阪支援共闘会議／広島・ニチモウキグナス労働組合広島地区共闘会議／下関・ニチモウキグナス労働組合山口県支援共闘会議／長門・長門地区労と共闘／戸畑・ニチモウキグナス労働組合戸畑地区支援共闘会議／福岡・福岡県評、地区労と共闘／長崎・ニチモウキグナス労働組合長崎県支援共闘会議

食品労連

食品労連関係では、大手の森永製菓で「合理化」問題が発生した。すなわち、会社側は七九年一一月五日、森永製菓労組にたいし、㈠工場統廃合として栃木・小山工場（キャラメル主体、二七〇名）を閉鎖して新会社を設立、福岡工場（アイスクリーム主体、一九〇名）を別会社へ移行させる。岡崎工場（キャラメル主体、二七八名）と安城工場（ビスケット主体、三〇七名）を統合し、中京工場とする、㈡全組合員を対象とし、二五〇名の希望退職者を募集する、㈢七九年年末一時金を一律五%カットする、㈣現行の再雇用制度（五六歳定年後男四年、女二年）を当分の間中断する等の提案をおこなった。

この会社提案の評価、および提案にたいする組合の対応と見解づくり、交渉結果等をふくみ、労組は八〇年七月一日、「製菓・合理化問題中間総括」を発表している。中間総括は、多岐の点にわたっているが、紙数の関係で、ここでは、「会社提案の特徴について」および「交渉結果について」をかかげておこう。

【森永製菓労組・合理化問題中間総括(抜粋)】

会社提案の特徴について

①昭和五四年一一月五日提案された内容は、組合員の解雇を含むものであり、全森永にとってもかつて経験したことのないきびしい合理化であったといえます。

②提案してきた製菓会社の状態は、長年にわたるノレンにあぐらをかいた同族経営が企業体質を弱体化させたのに加えて、低成長経済への対応が遅れたことにより昭和五〇年頃から業績のかげりが目立ち、さらに提案直前の五四年三月決算期と五四年九月中間決算期には、実質的な欠損が早急に拡大し最悪事態に陥っていたと見ることができます。

③五四年三月に、それまでの経営不振の責任をとって森永社長、松崎副社長が経営の第一線を退かざるを得ない事態に追いこまれましたが、その後経営の実権をゆだねられた稲生体制も、菓子の需要が低迷するなかで売上げの拡大策が思うにまかせず、まさに背水の陣で会社再建のために打出したのが、「三カ年事業計画」（五四年九月一七日提案）であり、今回の合理化案は固定費削減策として三カ年事業計画の基本的政策のひとつになっていました。

④提案は、一二月一時金（一二月一〇日支給）の五%削減をはじめ一二月中に実施しようとする内容が多く含まれており、その内容の重大性や深刻さにくらべてけっして十分な協議検討期間が用意されたものとはいえませんでした。

⑤また、提案された合理化は、直接は製菓企業区の組合員にかけられたものでしたが、その影響は、製菓会社と関係の深い関係会社・関連会社はもちろん、森永グループ全体の働く者に及ぶことが懸念されるものでした。そのことは、キャンデー会社・醸造会社の労働条件の切下げ提案に見

られるように、製菓会社に対する指導と、各企業の持つ個有の経営事情を合わせての提案内容になっていることからも明白です。

⑥さらに、業績不振にあえいでいる菓子業界では、森永製菓の労使の間で一定の整理をしてきた合理化提案も材料としながら経営合理化と銘打って、工場閉鎖や人員削減を実施してくるものと思います。また、これら全森永が受けた合理化提案の影響は、食品労働者に広く及ぶものと思われます。

交渉結果について

①これまでの合理化問題で全森永が受け入れたことのないといっても過言ではない結果がでています。(1)希望退職の募集を実施した。(2)定年後雇用制度の中断によって解雇者を出した。(3)稼動が順調な基幹工場の一つを閉鎖することにした。(4)既存の事業所を別会社化した。(5)定年後再雇用制度、変則勤務手当、慶弔贈与金、慰安会補助費など制度的労働条件の時限的な中断切下げをした。(6)春闘で妥結・協定した一二月一時金支給額を一率五%削減した。(7)合理化に起因する退職者の退職条件で、特別退職金が従来の水準（基準内賃金の一二カ月分以上）を大幅に下回った。

これらの結果については、これまでに類似の前例があったものも含まれていますが、組合員にとって重大な犠牲であることは間違いなく、また今後のとりくみに大きな影響をあたえるでしょう。

②今回のとりくみについて、「合理化の一方的しわよせをはねかえす」という合理化に対する全森永の基本方針にそったものであったかという点で、多くの意見がだされました。そうした中で端的な表現をもちいるならば、「企業倒産ないし、それと同じような状態に陥りかねない事態」に直面するなかで、「犠牲をできるだけ小さくする」ということを念頭においたとりくみであったといえます。しかも、その結果は「小さな犠牲」といえ得ません。

③その評価をするうえで、「企業倒産ないし、それと同じような状態」になればもっと大きな犠牲を強いられることが目にみえていますから、ポイントは「製菓会社が企業倒産ないしそれと同じような状態に陥りかねない事態にあった」とする組合の判断が正しかったかということと、労働組合のとりくみ方によって「会社の最悪事態を回避すること」と「交渉の結果よりも犠牲を小さくすること」を両立させられたかということの二点であるといえます。見解、要求、到達点を導きだした労働組合の判断が正しかったかどうか組織的な討論をへて評価をくだしておくことが今後にむけて必要です。

④希望退職者の人数が、会社提案の人数を大きく超えたこと、交渉の結果獲得した希望退職募集の面談への組合役員の立合いを希望する人が少なかったこと、さらには職場を確保したにもかかわらず工場閉鎖にともなう退職者の発生をふせげないことなど、そうならざるを得なかった実態があったとはいえ、反省点のひとつです。

⑤合理化のとりくみで到達点が、労働組合にとって問題の解決でないことは、すべての合理化に通じることですが、今回の合理化は当初から、「去るも地獄、残るも地獄」といわれたように、交渉の結果、会社を退職した人にとっても、職場に残った組合員にとってもたいへんきびしい将来が待ちうけています。やめた人に対して労働組合のできることとはいってもほとんどありませんが、残った組合員を守る役割はいっそう重大になったといえます。当該の支部・職場を中心に、多角的なフォローの活動が必要です。

⑥一方、会社にとって到達点の結果は、建て直しの条件整備として貴重な内容といえます。しかし、ひき続き悪化している企業環境からすると、まさに追いかけっこの観を呈しており、いまだに建て直しの展望が持てる状況にはなっていません。

⑦そうしたなかで、経営責任を明確にせよという労働組合の主張に対して、経営陣は副社長他、取締役の退陣、開発会社社長の更迭によって過去の責任について一定の姿勢を示したといえますが、残った経営陣にとって会社を建て直す責任がいっそう重くなったといえます。今後とも経営責任を明確にし、経営陣が一体となって建て直しの陣頭に立ち、汗まみれ、泥まみれの努力をつづけることが大切です。

私鉄総連　私鉄では、長年、会社再建「合理化」をめぐる争議が再発していた宮城交通の事例をとりあげよう。

宮城交通は一九七〇年一〇月、運輸省の地方バス企業集約化のモデル・ケースとして全国に先がけて県下一円の民間バス会社を統合し発足したもの（資本金五億五〇〇〇万円、従業員三五〇〇名）。しかし企業をとりまく情勢は深刻で、過疎化とモータリゼーションの影響を受け旅客輸送量は年々低下、加えて運営資金の増大もあって経営は悪化の一途をたどった。七四年には資金調達難から賃金の遅欠配が発生。こうしたなかで、経営陣が退陣し、宮城県の指導のもと宮城交通の再建が取り組まれ、県から新社長を派遣するとともに、知事の諮問機関として「県交通再建問題懇談会」の設置をみた。懇談会は「バス事業の縮小均衡、関連事業の均衡拡大」、名鉄資本の経営参加問題等の会社再建策を検討。七五年二月、名鉄は宮城交通への経営参加を決定、同時に、人べらし、赤字路線の切捨て、関連事業の拡大などの再建構想を発表した。この間労働組合は「県民・利用者が耐えられる限度と私たち労働組合として耐えしのぶギリギリの線まで合理化問題に協力」、また、会社再建、県民の足の確保をはかるとの立場から、①県の宮城交通への出資、②再建資金の確保、③名鉄の経営参加の役割明確化、④県・地方事務所単位での交通対策委員会の設置などを対県・会社に要求してきた。一方会社は、七八年に経営改革計画を立て、人員削減、ワンマン化、営業所の統廃合、路線の休廃止、労働時間延長等の合理化措置を重ねた。しかし、企業環境は好転せず、七七年度決算では単年度三億七〇〇〇万円の赤字となり、累積赤字三九億円、名鉄保証の借入金八五億円をかかえるにいたった。

こうしたなかで宮城交通の労組は七九春闘を迎えたのだが、会社側は赤字体質の克服を主張し賃上げ抑制（賃上げゼロ）をねらい、このため労使の対立はきびしいものとなった。

以下、この後の争議の展開を宮城交通労組の総括から要約し、かかげておこう。

【争議経過】

組合は、七九春闘の中で、組合結成以来はじめての全面ストライキ五日間を含む長期闘争を組織、この結果、五月一一日宮城県地方労働委員会の〝職権あっせん〟によって私鉄総連東北地連水準の「賃上げ九四〇〇円、年間臨時給四・八一カ月（前年同率）」が提示され、労使双方がこれを受諾し決定した。

その後、あっせん案に基づき賃上げ原資ねん出のため労使協議の結果、①四週六日の休日を一日返上し五日、②中休回数の増（月五回を六回に）など賃上げ原資の五〇％に相当する合理化一二項目が五月一五日付で確認され「確認書」を取交した。しかし春闘解決後名鉄資本は「役員会の決定に反する」とし、春闘の解決内容に極度の不満を表明、春闘に当った現地経営陣の責任追及の型で、名鉄派遣役員の引上げと併せ、宮城県側の責任を求めた。その結果、昭和五四年六月二九日の定時株主総会において県派遣の大泉社長の代表権の剝奪と会長への押し上げを始め地元出身役員の大幅退陣などを決め、新経営体制として、名鉄より西武交通（タクシー）社長経歴の堀秀雄氏を社長に据え、従前の県、名鉄、地場の連合経営体制から名鉄主導の経営体制の切換えを行なった。

これらの経過のもとに堀社長以下新経営陣との間で賃金臨時給の配分協議が進められた結果、労使が合意に達し七九年度の賃上げと年間臨時給の〝協定書〟が交換された。夏期臨時給の支給日は協定書上「昭和五四年七月一五日を目途とする」となっていたが、従来の慣行で七月中、遅れても八月上旬に支給されているという実績から組合は早期支給を求めて七月始めから中旬にかけて対会社交渉を進めた。その結果、融資団からの資金調達はきびしい情勢にあったが、合理化一二項目のうち未実施項目の実施を

前提に「①月遅れお盆前（八月一一日）前に一カ月分支給する。②残りについては八月末まで支給するよう努力する」との労使合意に達した。しかし、会社側は、その後突如として、①労働時間三〇分延長、②四週通算制の導入の新たな合理化案を示し、「組合がこれを受け入れない限り夏期臨時給は支給できないし、冬期臨時給の支給もあり得ない」という態度に出た。

会社が臨時給の支給を協定し、支給期日を約束したにもかかわらず約束を破り、臨時給を未払いし、かつ経営が悪化している、協調融資がむずかしいとし、さらに九月分賃金三六%（一〇月九日支払い）、一〇月分五〇%（三七・五%一一月五日、一二・五%一一月七日支払い）の賃金の遅欠配を提案してきた。これにたいし組合は、第九回定期大会（七九・九・二七～二八）において「賃金（臨時給）遅欠配攻撃に対する闘争方針」を決定し、長期強じんな闘いを進めることを確認した。同時に、八〇年春闘準備のなかで〝全国的支援〟の体制も強められた。

これらの支援を背景に、組合は、三月決戦に向けその前段闘争としての時間外拒否闘争を二月二七日・三月三日・四日・六日・七日と決行し、三月一〇日～一一日全面四八時間ストライキ、三月一四日以降無期限ストライキを設定して闘いを進めた。闘争決戦を前にした三月九日から一〇日早朝にかけて、宮城県・労・使の「三者会談」あるいは労使交渉を徹夜で行なった結果、合意に達し、三月一〇日、ストライキは中止され、緊急中央委員会で事態収拾について満場一致承認された。

ところで、右三者会談での合意の内容は、①会社は昨年のボーナスを今月三一日までに支払う、②組合は会社から要求された合理化二項目を受け入れる、③会社は組合から提案された会社再建案を検討する、の三点が中心。とくに会社再建案では将来の増資問題が論議され、今後三年以内に増資できるよう条件整備に努めることによる、労使双方とも本格的に再建をめざすことになった。「会社再建への七項目合意内容」はつぎのとおり。

①労使の代表で再建委員会を組織する。②今後三年以内をメドに増資を実施し、それに必要な条件を整備する。③労使から県にたいし増資に必要な出資を要請する。④学識経験者、利用者代表、県、労使からなる宮交対策委員会を設置するよう県に要請する。⑤自治体バスの運事業以外の新規関連事業を積極的に推進するよう県に要請する。⑥県、自治体の助成強化や借入金利行、交通混雑緩和のためマイカー規制などをおこなうよう県に要請し、バス利用の推進をはかる。⑦県、自治体の助成強化や借入金利の軽減をはかるよう関係方面に働きかける。

国労　国労では、八〇年三月、地方ごとに反「合理化」のたたかいを展開した。その「目標」はつぎのとおり。①地域における制度、政策要求の実現、②地場産業労働者、中小未組織労働者の労働条件引き上げ、③地方反「合理化」、④ローカル線廃止反対、⑤要員確保、⑥公共料金値上げ反対。

同時に、一〇月におこなわれる大幅なダイヤ改正にたいし、つぎのような認識のもと、要求書を提出した。「『五三・一〇』以後の見直し要求を含めた地方からのダイヤ改善求要は、旅客・貨物あわせて百数十項目におよび、地域住民や利用者と一体となったわれわれの運動のひろがりを明らかにしている。これらの要求を基礎としたあらたな国鉄当局のダイヤカットに対する修正の闘いはダイヤ改正闘争におけるひとつのパターンとして定着しつつある。利用者・勤労国民の求めるダイヤへの改善要求は、引き続き当局の計画する三月のダイヤ策定会議へと中央・地方の闘いを継続、発展させなければならないが、ダイヤ策定作業こそは管理運営事項の背骨であるとする当局の壁を実質的にのりこえ、一部ではあるが改善への道を開きつつある」（国労第一二七回中央委員会）。

【国鉄再建と五五・一〇に関する要求について（一九七九・一二・四）】

(1) 国鉄の真の再建に関するわれわれの提言について、具体的な回答を行うこと。

(2) 昭和五五年度予算編成にあたり、次のことを明確にすること。
①昭和五五年度に予定される運賃値上げ（実収四・九％）を行わないこと。②新幹線特急料金を半額に、一〇〇キロメートル未満の鉄道運賃・料金を二〇％引下げるなど積極的な増送策を講ずること。③新幹線短距離区間、在来線特急、急行列車に対する定期乗車券制度の導入と拡大、車両設備などの改善をはかること。

(3) 東北・上越新幹線開業にあたっては、経営上の問題及び要員問題などを明確にすること。これができない場合は開業を延期すること。

(4) ＡＢ線の建設は再建の目途がつくまで中止すること。

(5) 総合交通特別会計制度を新設すること。

(6) 管理機構の縮小についての具体的な計画をあきらかにすること。

(7) 国鉄労働者のストライキ権を回復すること。

(8) スト権ストに対する二〇二億円の損害賠償請求をただちに撤回すること。

(9) 国鉄労働者の労働条件に関し、別に要求する要員（新規採用職員）の確保、労働時間の短縮、昇職、昇格基準の協定化、特退年齢の引き上げ及び、高齢者対策などの確立をはかること。なお、労働条件に関する具体的な要求は別に申し入れるが、抜本的改善をはかること。

(10) 共済組合財政の再建に必要な特別の財源措置を講ずること。

(11) 国鉄関連企業労働者の雇用の安定・労働条件の向上などについて責任をもって対処すること。

【五五・一〇ダイヤ改正に関する要求について（一九八〇・二・六）】

一、旅客輸送について

(1) 具体的要求

①特定特急区間を拡大し、この区間における割引制度を拡大すること。②定期乗車券による新幹線乗車を拡大するとともにこの場合の特急料金を五〇％とすること。③寝台特急列車における特急料金を廃止すること。④急行料金制度を廃止すること。⑤他輸送機関と比較して割高となっている区間の運賃を調整すること。⑥往復割引、グループ割引など各種割引制度の拡大をはかること。

(2) 地域別、線区別運賃の導入は行わないこと。

(3) 定期乗車券の割引率引き下げは行わないこと。

(4) 地方における労使協議にもとづく増発、編成増強等ダイヤ改善や具体的増送施策が推進できうるよう地方局への権限の委譲を行うこと。

(5) 車両運用及び車両改造、改善について労使協議事項とすること。

(6) ダイヤ設定について

①すでに具体的線区について要求しているとおり在来線の輸送力設定にあたっては生活交通を確保する観点からローカル輸送力の増強を行うこと。②新幹線は積極的増送策を実施することが先決であって、この成果が確認できるまでの輸送力削減は原則として行わないこと。

二、貨物輸送について

(1) 共同一貫輸送体制を強化する具体的な施策を実施すること。とくに貨物駅における中小通運事業者及びトラック事業者の国鉄利用を促進するための具体策を講ずるとともに通運事業法の必要な改正を行うこと。

(2) 等級制運賃制度を廃止すること。廃止にあたっては生活必需物資、小量貨物輸送に対する十分な措置を講ずるとともに運賃・料金の弾力的運用をはかること。

(3) 最低トン数の引き下げを行うこと。

(4) 石油情勢、省エネルギーの観点、トラック労働者の労働条件に関する一二・二七通達などの動向に伴なって鉄道輸送に対する見直し論の高まりは社会的すう勢であり、現に荷主・通運業者からの具体的要求も多い。したがって、これらに対応できる積極的かつ弾力的な輸送力の設定を行うこと。

(5) 「今後の貨物輸送について」に明記された〝五五年以降〟の展望にたって、今後輸送力の削減は行わないこと。また、あらたな貨物駅廃止、ヤード廃止は原則として行わないこと。

三、労働条件について

(1)　週三五時間、週休二日を基本とし、当面週四〇時間をこえる勤務種別について週四〇時間に労働時間を短縮すること。
(2)　勤務諸問題について次の改善をはかること。
①深夜の時間帯を二二時から六時の間とすること。②一交勤務における夜間睡眠時間は六時間以上とし、深夜の時間帯を四時間以上含むものとすること。また、婦人の夜間勤務の回数制限について改善をはかること。③三交代（夜番）における二時間以上の仮眠時間を設けること。④食事時間を確保することと関連した休憩時間の扱いを明確にすること。⑤動力車乗務員の勤務について「勤務の取扱い等に関する了解事項」（五三年九月二二日）をふまえて抜本的な改善をはかること。⑥列車乗務員（列車掛を含む）の勤務についてすみやかに改善をはかること。（以下略）

全林野

全林野の「合理化」反対闘争も、長い歴史を有している（本年鑑第43～45集参照）。七九年秋闘でも、国有林の赤字克服を旗印にした政府・林野庁の人べらし・機構縮小・請負化の長期「合理化」計画に反対し、要員確保、季節雇用労働者の早期常勤化要求などでストライキを配置し、事実、一二月一四日、半日ストを実施した。

さらに、八〇年三月にも二波のストを配置、〝行政改革〟、営林局の統廃合反対を中心に、闘争を展開した（前日の交渉の結果、ストは中止）。

だが、その後、政府は四月二五日の閣議で、営林局廃止を法案化することを決め、二六日に国会に提出した。また八〇年度業務計画によると、事業所の統廃合一一七カ所といった内容になり、がぜん緊迫した情勢となった。全林野中央本部は五月八日、五月闘争についての指令を発出した。それによると、闘争の課題は、①要員問題を中心とする合理化反対、②営林局廃止阻止、③新賃金・退職手当改悪・定年法粉砕、週休二日制早期実現の三項目となっていた。そして、その展開は、①五月一九日から三一日までを全国統一集中行動期間として、三月闘争で引き出した当局見解を八一年度予算に組み込ませ、「五五業計」の中で前進させるために闘う。これは㋑基職の八一年度立目ワクの拡大（東北の自局内任用と早期任用完了をふくむ）㋺定員内退職者の後補充と新採の増㋩定期の後補充㋥定期の九カ月雇用確保など求め、それぞれ分会・地本・中央と一体となった行動を展開して大衆諸行動、場合によっては拠点ストも構えて闘うこと。②第九一国会での法案成立阻止と、参院選後の国会での「局統廃合部分の法案からの削除修正」を求めて㋑地域などへの情勢の徹底㋺チラシ配布㋩闘争態勢の整備をはかること。③退職手当法改悪・定年法制化の阻止と週休二日制早期実現にむけて、共闘組織の行動要請に積極的に応えていく、などであった。

だが、折から〝国会解散・衆参同時選挙〟となった。加えて、営林局廃止法案も廃案となった。このため、この五月闘争については①全国統一集中行動は五月二四日までに精力的におこない、二六日以降は選挙闘争に集中、②「五五業計」などの継続事案は、選挙闘争と結合してとりくみを強化していくが、青森・秋田など自局内常勤任用の全体展望と、具体的計画を明らかにさせるとりくみについては、中央とも連携をとりながらすすめていくことにした。

かくして、全林野の反合闘争も、事実上、仕切り直しというかたちとなり、八〇年秋以降に問題はもちこされている。

3　労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘・時短共闘会議は、七九年一〇月一七日・一八日に熱海において、時短闘争年次方針と労働基準法改正要綱を討議決定するとともに、時短共闘会議の指導体制について確認した。方針は、八〇年代から二一世紀にかけて追求される課題は労働者生活の質の改善、生涯生活のあり方であり、豊かなゆとりのある人間らしい生活をめざす自由時間、余暇時間の拡大をはかること、高齢化社会に対応する労働時間短縮の必要性を強調し、労働者の生命と健康を守り、雇用の確保をはかるために、週四〇時間労働、週休二日制の定着をはかること、欧米先進工業国なみの労働時間水準に到達すること、中小企業労働者の水準を引き上げて格差是正をはかること、これらの目標を達成するために、産業別統一基準を軸とした職場での時短闘争を重点に組織するとともに、地域共闘を強化することを提起した。

労働基準審議会労働者側委員の法制改善要求

一九七七年に労働基準審議会の労働者側委員は、時短統一要求として基準法改正が出された。通達の内容は、①過長な時間外労働の規制、②年次有給休暇の完全取得、③週休二日制の促進を重点として中央・地方の労使会議を設置してこれらの促進をはかるというものであった。また三六協定の締結手続きの改定も七九年一月一日より実施された。

時短共闘会議は、これらの行政指導に対応する労働組合側の対策を講ずるとともに、労働基準審議会において法改正要綱が棚上げされていることと、その後の情勢の変化が著しいこと、このため法制度要求を重視する観点であらためてとりくみを強化することとし、法制度要求の充実のため内部に交替制労働部会も設置し、労働基準審議委員・学者・専門家を委員に加えて検討を開始した。

そして七九年六月五日に春闘共闘案をつくりあげた。この春闘共闘案を春闘共闘各加盟組合に送付して討議を要請するとともに、同盟との合意をはかるべく、八月八日を皮切りに九月八日、一〇月一六日の三回にわたって総評・同盟・中連の基準審議委員、担当責任者による討議をおこない、一〇月一六日には新産別の代表も加わって労働四団体の合意が成立した。これにもとづき一二月一〇日を期限に四団体それぞれの修正意見を出し合い、調整をはかったうえ、最終合意が成立し、四団体の労基法改正要綱が完成した。

総評、同盟、中連の労働基準審議委員は、一二月七日中央労働基準審議会総会に、労働者側委員の統一意見として「労働時間・休日・休暇に関する労働基準法改正要綱」を建議した。労働側委員を代表して酒井委員（総評）が逐条説明をおこない、使用者側委員から時期尚早の意見表明があり、総会は労働時間部会に付託することを前提に、会長、部会長、労、使委員代表に取扱いを一任した。その

後、労働時間部会は、春闘中開催されなかったので衆・参議院選挙後に実質審議が送られた。

労働側委員が右要綱提出に踏み切ったのは、労基法制定当時には画期的とされた労働者の諸権利も、産業技術や生産様式の変化にともなう交替制労働などの導入によって形骸化されている部分も少なくないという認識にもとづいている。また、わが国において労働時間が相当程度に短縮され、休日、休暇が増えており、現行労働時間の最低基準は法改正によって底上げしてもいい潮時が、すでにきているのではないか、という判断も提出の大きな理由であった。

具体的にはつぎの点が要求のポイントである。

①労働時間は一日八時間、一週四〇時間を超えないものにする。②深夜労働は午後一〇時から午前六時とし、特定の者以外は禁止する。③休日は毎週少なくとも二暦日を連続して与える。④時間外労働は一日二時間、一週一〇時間、一年一五〇時間を超えないものとする。⑤時間外割増率は五割以上、深夜、休日労働は一〇割以上。⑥六カ月以上勤務者には年次有給休暇を二〇労働日以上与える。⑦変形労働時間制は労使協定によっておこなう。

交替制労働の改善

春闘共闘・時短共闘会議は、労働時間制のなかでもっとも早期に改善する必要のある交替制労働の改善について、交替制労働部会を設置して検討をおこなってきた。労働基準局長との交渉のなかで労働省内部に夜勤、交替制労働のプロジェクトチームを設置させ、こうして政府も遅ればせながら検討を開始した。時短共闘交替制労働部会は、七九年七月三一日、各大産業別担当者を決め、資料の集収と実態の把握、統一要求とりまとめの作業をおこない、交替制労働を組織内にもつ各単産に資料提出を求めた。こうして交替制労働の実態調査をおこなうとともに、労働省「夜勤・交替制プロジェクトチーム」との交渉など、対労働省交渉もおこなわれた。

金融機関と公務員の週休二日制の闘い

金融機関の週休二日制については、七九年二月末の予算修正折衝のなかで「関係委員会で協議する」との大筋合意が国会で成立した。これをうけて野党側は、三月四日の衆議院大蔵委員会に「金融機関の週休二日制実施のための銀行法等の一部を改正する法律案要綱」を提示し、超党派で成立させたいと提案した。しかし、自民党が即答をしぶったため、各党の国対・政審副会長クラスと大蔵委員会理事二～三名による「実務者会議」が設置され、大筋合意の内容を詰めることになった。また、自民党は倉成正氏を委員長とする「金融機関の週休二日制問題小委員会」を設置し、検討をはじめた。

その後、数回の実務者会議がもたれたが前進しないため、三月四日に提示した法案を野党四党の共同法案として提案することについての話合いがすすめられた。公明・共産両党は賛成したが、民社党が保留したため、七九年四月一五日に社会党単独で提案された。この間に開かれた実務者会議も、自民党の小委員会待ちであったため、その結論を待ってツメの実務者会議が五月一四日にもたれた。

このなかで、最終的にはつぎの三点が全党一致で確認された。①「金融機関の週休二日制実施のための銀行法の一部改正に関する法律」は継続審議とする。②金融機関の週休二日制のための法改正は可及的すみやかに成立するよう各党は誠心誠意努力する。③右法案成立後、完全週休二日制に移行するまでに相当の準備期間を要することを各党確認し、慎重に検討する。

このうち、「可及的すみやかに」ということについては、「次の国会に銀行法全体の改正案が提案された場合でも、社・党提案の単独立法案が先であり、銀行法全体とは切り離し先議成立させる主旨である」と野党側が主張、自民党も異論を唱えていない。このように法改正問題は自民党全体での正式な討議を経た小委員会で確認されたうえ、さらに政策審議会レベルをふくめた五党の合意事項になった。一方、公務員の週休二日制については、退職金と定年制法案をセットにし、政府は国会にも提案せずじまいとなった。

八〇春闘における各単産県春闘共闘の時短闘争

七九年秋闘から八〇春闘における時短闘争は、電機労連が完全週休二日制要求（祝日のある週の土曜日も休日とする）を産業別統一要求として歯止めを設定したたかった結果、八〇組合が休日一日～二日増をかちとるという成果をあげた。

〔電機労連〕八〇春闘で時短要求提出組合は一〇一組合、成果をあげた組合は八〇組合、内容は年間休日二日増が四一組合、一日当たりの時短三〇組合、その他九組合（半日とか四時間とかのもの）。この結果、関東の主要組合は年間所定労働二〇〇〇時間を若干下回ることになった。

〔全林野〕時短、週休二日制は団交の議題にのったが、専門委員会に付託されて交渉継続中。国有林の赤字問題もあり、公務員待ちとなっている。逆に夏期休暇五日のもぎとり攻撃が強まった。

〔紙パ労連〕成果は点検中。現状としては紙パ全体として年間所定労働一九〇〇時間を達成した。今後は一八〇〇時間をめざす方針をうちだす方向。八〇春闘では合理化攻撃によって四―三制を三―三制に逆編成された職場について、四―三制への複元を中心に闘争。

〔合化労連〕八〇春闘で時短要求提出組合は約四〇組合、成果をあげたのは七組合で一日～二日の休日増となっている。合化労連全体として年間所定労働一九六八時間以内が一九六八時間以上の組合が時短にむけて標一六八六時間および当面の到達諸要求時間を設け、八一春闘で産業別統一闘争としてとりくむ。

〔ホテル労連〕二〇〇〇時間を目標に産業別統一要求として春闘および秋年末闘争時にとりくんでいる。成果も上げているが点検中。最近時短・深夜手当にたいする経営側のまき返しも出ている。

〔全日通〕現行は一日七時間二五分、隔週週休二日、年間労働日二三七日、年間所定労働二二四〇時間四五分である。これを二〇〇〇時間以下にするためのたたかいをどうとりくむか論議。とくに中産別として時間外労働規制の指導について論議中。

〔全農協労連〕現状は、八〇春闘前で組織の五分の一がなんらかの週休二日制実施中。八〇春闘では一日当たりの時間短縮獲得がいくつかあったが、週休二日制は前進なし。八〇年秋の権利闘争の重点課題として時短・週休二日制要求をとりあげる。

〔都市交〕現状は、四週五休試行中の組合が新規に始めた二単組をふくめて二五単組となった。未実施は一五単組である。

〔全国セメント〕現状は、製造部門が年間所定労働一八九〇時間、製品部門は一九〇〇～二〇〇〇時間台となっている。八〇春闘では製造部門で夏期休暇を実現。

〔国　労〕八〇春闘では一昼夜交替勤務の週二時間短縮を要求。この対象となる一三万人を二時間短縮するためには五〇〇〇人の増員が必要であり、当局の三五万人体制「合理化」と真っ向からぶつか

り前進をみていない。

〔民放労連〕八〇春闘で完全週休二日制実施を要求し、三組合が回答を引き出した。うち一組合は実施に入った。勤務改善要求は春から六月にかけて協定化がすすみ、健康問題と時間外労働規制を重点にとりくんで三六協定の改善が前進。なお、現在、勤務に関しての統一要求づくりにとりくんでいる。民放の場合、月間時間外労働一〇〇時間以上がごく一部にあるが、ここにたいしては監督署がきびしく指導している状況にある。

〔生保労連〕就業規則のうえでは事務職は週三三時間労働となっているが、実態は残業が多いので残業規制に力を入れている。残業対策として各社の窓口時間統一(国内二一社)、九時半～三時半をすすめ、五社が統一した(一〇社はすでに実施)。

〔全　逓〕年間通して時短闘争にとりくんだが前進せず。公務員と銀行と直接関係するので、①郵政省にたいして郵便部門の週休二日制実施の決断を早めさせること、②銀行と同時に貯金部門を閉店させることで、交渉を継続、年内解決がめざされている。

〔各県共闘〕各県春闘共闘会議は八〇国民春闘のなかで時短要求(週三五～四五時間、週休二日制、残業規制、年休消化、年間労働二〇〇〇時間以内など)の対県、基準局、経営者団体との交渉をおこなった。多くの県共闘が大衆行動を背景にした交渉を数回にわたって組織し、秋田、千葉、愛知、大阪、和歌山、福井などで具体的な回答を引き出した。

週休二日制を考える会の活動

「週休二日制を考える会」は、七九年六月一五日に提言「週休二日制を早期に実現するために」をまとめ、その理論的根拠を明確にすると同時に、官房長官、労働・通産大臣にこれを手交し、マスコミに発表した。さらに同会は週休二日制に関するアンケートを学者、評論家、文学・美術・音楽などの芸術家、スポーツ・趣味などの各分野、市民団体、労使団体などに二〇〇〇通送付し、九〇%の賛成の意思表示があった。東京、大阪、名古屋、福岡、札幌で大河内一男氏をはじめ、会員によるシンポジウムを開催し、各地域で広範な参加があり、大きな影響を与えた。また、政府(岩崎労働基準局長)、人事院(金井職員局長)、中小企業団体中央会(錦織専務理事)日経連(松崎専務理事)、総評(槇枝議長)、同盟(高浜書記次長)より見解を聴取した。

こうした活動の一方、考える会は週休二日制を具体的にすすめるために、第二次提言について審議をおこない、週休二日制の阻害要因となる諸点(コスト論、サービス低下、第三次産業、中小企業問題、営業時間など)および実現の方法についての見解をまとめる作業に入った。また、金融機関と公務員の週休二日制法案が第九一国会で重要段階にいたるや、政府、国会にたいする要望書をまとめ、四月一五日に官房長官、大蔵大臣、自民党小委員会に手交した。

【参考資料】(1)総評第五九回、第六一回定期大会運動方針および各局報告書、同盟第一六回年次全国大会運動方針、(2)総評教宣局『労働ニュース』、同盟機関誌『同盟』、民社党『革新』、(3)造船重機労連第一〇回大会資料および機関誌『造船重機』、全造船機械第四四回定期大会資料、神奈川造船反合闘争支援共闘会議資料、(4)全金『金属労働資料』、『全国金属』、(5)繊維労連ニチモウキグナス労組第一五、一六回定期大会、第五七回臨時大会資料および闘争関連資料、(6)食品労連森永製菓労組「製菓・合理化問題中間総括」、(7)私鉄総連『調査月報』NO一三三、(8)国労第一二七回中央委員会資料、(9)『全林野新聞』、(10)『月刊労働問題』

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――新しい闘争方法の模索／各関係団体の立法構想／闘争の国際連帯化への動き／東京地裁・槇枝判決／スト処分の再燃／郵政反マル生闘争――戦術の柔軟化／中央交渉大綱妥結と年末闘争の年内終決／運動の新方向／小括／日本航空における不当労働行為にたいする闘争――闘争の背景／日航労組などの闘争／総評の不当労働行為にたいする闘争／不当労働行為やり得粉砕討論集会／象徴としての吉野石膏事件

概要

一、公務員・公企体労働者のスト権回復問題をめぐっては、公企体等基本問題会議報告書を盾にとった政府・与党の固い態度の前に労働側は新しい対応を迫られたが、前々年度から出ている条件つきスト権付与の立法化闘争を、より広い国民一般の理解のもとに、長期かつ地道にすすめる方向がでる。

一、立法化闘争の中身となる立法構想が関係各団体、政党で練られ、国会上程のための最終案がかなりのところまでまとめられたが、九一国会には提案されるに至らなかった。

一、闘争を国際的連帯関係のなかですすめようとする動きが労働側にみられ、二つの国際会議が開かれる。

一、七四年春闘時における日教組四・一スト弾圧事件にたいする東京地裁「槇枝判決」は労働側にまたひとつの打撃を加えた。

一、全逓反マル生闘争は七九年一〇月二八日に当局との団交により大綱妥結し、七九年は年末闘争が年内に終結して例年の年末始の業務の混乱はなかった。

一、全逓の七九年後半期の執行方針と行動計画では、ストライキに固執せず、組織拡大にマトを絞ってゆくという新方向が提起された。

一、日航労組などは、多年会社の不当労働行為にたいする闘争をつづけ、労働委員会の場で多くの成果をえてきたが、本年度は、組合員の昇給、昇格の差別待遇について六七年以来争っていた事件について東京地労委から救済命令を得た。

一、吉野石膏事件に象徴される裁判所の労働委員会命令にたいする姿勢の変化は、労働側に不当労働行為制度への危機感を生み出した。七九年七月、総評では「不当労働行為やり得粉砕討論集会」が開かれ、このたたかいを強化してゆく方向がとられた。

1　スト権奪還闘争

新しい闘争方法の模索

七八年六月一九日の公共企業体等基本問題会議が「現時点では争議権を認めることは適当でない」とする意見書を出したこと、そして、同意見書の提起した三公社五現業の経営形態変更の問題は残されているもの の、右意見書によって、一貫してスト権否認の態度をとりつづける政府の前に、労働側は大きな困難に直面し、新たな闘争方法の模索を迫られることとなった。

総評は、七九年七月二四日からの第五九回定期大会で、「〝立法構想〟をあらゆる場で討議し、意思統一をおこない、横に広げてゆく」こととともに、「全面一律スト禁止法制の撤廃を要求し、そのうえで、国民生活との対応で『必要最小限制約』を原則とする『立法構想』を国民の前に提示し、国民の支持の環を広げてゆく」との方針を決定した。「必要最小限制約」を受忍した立法闘争と国民の理解の獲得への運動方向が出されているわけだが、スト権スト当時の力によるスト権回復を主軸とした運動基調からのこのような変化は、七月一七日からの定期大会にむけて出されたつぎのような国労の七九年度運動方針にも示されている。

【国労・七九年度方針】

政治の右翼化・反動化、ネオ・ファシズムの台頭の危険、保守補完勢力の動向などからみれば、スト権奪還闘争は長期の闘いとなる可能性がある。このため「スト権」を理解する国内世論を強めるとともに、公労協・公務員共闘と連合した共闘組織を総評の中につくり、総評は現在の「スト権委員会」を発展的に改組し、専門分野の人とカネを準備する。公労協はその指導のもとで闘う。このため、スト権奪還のための「立法要求」の定着化と公務員労働者のスト権も公労協労働者と並列化した要求に統一する。とくに「立法要求」を国民各層にひろげるとともに、「世界人権規約」批准のさいの「要望決議」の実現をせまる運動をひろげる。

さらに、国際的な運動も根本的に洗い直し、ＩＬＯだけの闘いではなく、国際労働組合組織や国際産業別労働組合からの支援連帯行動が起こるようにする。このため、それぞれの産別組織との国際連帯活動を強める。

ここにあらわれたスト権闘争の長期化とその展望について、一〇月二三日の公労協の第一回共闘委員会では八〇年代において決着をはかるとの方針が立てられているが、ともかくも国民一般のスト権についての理解の獲得などの地道な教宣活動の必要性が認識されるにいたっている。

各関係団体の立法構想

こうして、各団体においてこの運動の軸となる立法構想の検討・提起が相ついで

なされた。

九月二八日、公務員共闘は第一五回共闘委員会で、その権利対策委員会でまとめたつぎのような「立法構想の要綱（骨子）」を示した。

①争議行為の全面一律禁止規定の排除。
②労働協約締結権を含む団交権の確立。
③原則として民間なみ（労組法・労調法の適用）を要求する。
④職務の性質等によっては、スト権の行使にあたって一定の制約を課することはありうる。

このうちとくに④は、一昨年からあらわれ、すでに定着化している「条件つきスト権付与論」で、具体的にいかなる譲歩をなすかが注目されるところである。

また、総評は七九年一二月一日、骨子つぎのような「スト権立法構想」要綱を発表した。

①公労法・公務員法を改正し、スト禁止規定を撤廃する。
②ストに伴う国民生活上の不利益との調整は緊急調整制度を含んだ労調法を準用する。
③公務員の団結権、団体交渉権の確立と公務員ストに対する刑事罰の排除。

この案は、総評として「条件つきスト権付与」の具体化に大きくふみ出したものであるが、総評内のスト権対策委員会で、スト規制措置を緩和させる方向へ歯止めを設けるべきだなどの議論も出され、細部については今後内部で検討をつづけることとなった。

一方、社会党はこのような組合側の動きに対応して、野党間で調整のうえ、国会の場にスト権回復問題を提起し、立法化措置をはかるべく、一二月二四日、総評案を土台としながら独自の「スト権立法構想」の要綱案をまとめ、総評スト権対策委員会に提示した。内容はつぎのようである。

【社会党・スト権立法構想の要綱（案）】

一、憲法に保障された労働基本権を回復し健全な労働運動の発展と近代的な労使関係の確立のため法改正を行う。
一、三公社五現業のストが国民生活に重大な影響を及ぼす場合、一定の制限（必要最小限度）を認め、法制化する。
一、その制限はストに至るまでの民主的な手続きと緊急調整制度を骨格として立案する。
一、（公企体当局などの）当事者能力の拡大を図るが、国会の審議機能は承認する。
一、以上の点から法体系としては①労働組合法、労働関係調整法に基礎を置く。②公共企業体等労働関係法は公共企業体の特殊性をいかす立場とする。③公労法を充実して存置し、関係法規整備など所要の改正をする。
一、地方公営企業はこれらに準じ、国家公務員、地方公務員関係は引き続き審議し、団結権、団体交渉権の付与、不当労働行為、民事刑事罰条項の撤廃規定の整備を基本に検討する。

社会党はこれと並行して民社党と協議に入り、この結果、条件つき付与をめざす「労働基本権確立のための基本要綱案（第一次メモ）」について両党間で合意が成立した。主な内容は、①三公社五現業職員のストが国民生活に重大な影響を及ぼす場合の一定の制限（必要最小限）の法制化、②①の制限はストに至るまでの民主的な手続きと緊急調整制度を骨格として立案する、などである。

これにたいし、公労協（権利弾圧対策委員会）は一月一一日、緊急調整制度発動の具体的歯止め案をつけたスト権立法要求の大綱をまとめた。その歯止めは、①発動の要件を「国民の身体、生命を危うくする場合や致命的障害を生じるおそれのある場合」とする、②発動には労働委員会の同意（全委員の三分の二以上の賛成）を要す

ることとする、の二点である。

総評はこの公労協案、さきの公務員共闘会議の考え方などを検討して基本方針を固めて社会党と協議に入ることとし、他方、もとから「条件付き付与論」をとる同盟は民社党と協議、もしこの四者の協議が整えば、国会においてその立法化が日程に上りうる状況が大きくつくりだされた。

こうした情勢のもと八〇年一月一八日、総評（スト権対策委員会）はつぎのような「立法要求大綱」を決定し、これを二月の臨時大会で承認の上、世論もり上げ運動に入ることとした。

【総評・スト権立法要求大綱】

①ストライキを禁止している公労法第17条、18条、地公労法第11条、12条、国公法第98条、地公法第37条、および刑事罰の適用を定めた条項を削除。

②ストについては現行労調法の適用を受ける準用規定を置く。

③公労委の公益委員の選任は、労使双方の同意を必要とするように改める。

④国家公務員、地方公務員の団交権は、公労法、地公労法と同一の効力を持つものに改め、全面回復をはかる。

⑤同じく団結権は、規定を全面的に改正し、労組法上の団結権を保障させる。

⑥政治活動を禁止した国公法第一〇二条一項、地公法第36条を削除、懲戒処分については、七七年五月の総評、公労協、公務員共闘の政府要求に従い改正させる。

⑦消防、警察、海上保安庁等の職員については、団結権を認めるのは国際的常識でもあり、協約締結権を含む団交権保障の法整備をすべきこと。

そして三月一三日から一五日にかけ総評、公労協、公務員共闘は「生きる権利・労働基本権確立・スト権奪還・八〇国民春闘勝利全国総行動」を展開した。全国からの東京へむけてのバスパレード（二〇〇〇人）、首都圏労働者三万人の中央集会、駅頭ビラまき、対政府交渉、政党要請行動とさらに日教組判決（八〇・三・一四、後述）にたいする抗議をあわせた総括集会などをくり広げた。

闘争の国際連帯化への動き

スト権奪還闘争を国際的舞台で展開するという行動は、ILO闘争を中心にすでにパターン化されてきたが、本年度の動きとして、労働側の国際的連帯強化への新しい試みがはじめられたことが注目される。一つはPTTI（国際郵便電信電話労組連盟）が主催した「官公労働者の権利に関する太平洋労組会議」であり、もう一つは総評主催による「労働基本権に関する国際円卓会議」である。

前者は、最近におけるアメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなど太平洋沿岸の先進工業国に共通にみられる労働者の権利抑圧的傾向を背景として労働基本権擁護のための国際連帯強化のために、八〇年三月一七、一八の両日、石井全逓委員長を議長として、東京・帝国ホテルで開かれた。PTTI本部書記長ほか各国労組関係代表、わが国では国労など公労協代表、自治労など公務員組合代表が参加した。二日間にわたる各国の労働基本権侵害の実情とそれぞれの国におけるたたかいが報告され、国際連帯強化の確認をしたうえ、要旨つぎのような決議を採択した。

【太平洋労組会議の決議】

官公部門におけるすべての労働者が完全な労働組合の権利を保持するべきであり、政府は①権利制限法規を撤廃すること②組合との自由な団体交渉を促進すること③通常の組合活動を対象とする民法ならびに刑法上の免責を与えること④組合員であることや組合活動を理由とする雇用上の一切の差別から保護することを要求する。

先進工業国で行われている官公部門の労働基本権に対する攻撃の激化を遺憾とするとともに、通常の組合活動に参加した故をもって活動家への刑事罰もしくは行政処分を課すことに全面的な反対を表明する。

一方の「労働基本権に関する国際円卓会議」は、総評のはじめての試みで、三月一五日、東京で開かれた。外国代表としては四労働団体一三人、日本側からは総評、公労協、公務員共闘の代表一九人が参加。わが国代表からは日本の実情の説明、それにたいし外国代表からは日本政府にたいする批判がなされた。そして最後に、①日本のたたかいを全面的に支持する、②労働者は労働基本権をもつ、③槇枝有罪判決に断固反対する、などのコミュニケが発表された。

東京地裁・槇枝判決

労働側の動きは以上のようであったが、これにたいし、八〇年三月一四日、七四年の春闘ゼネストで日教組がおこなった「四・一一統一スト」を企画、指導したとして地方公務員法違反（争議あおり罪）で起訴された日教組委員長槇枝氏他一名にたいし東京地裁は有罪の判決を下した。判決は、七三年四月二五日の最高裁判決（全農林警職法等三事件）以来の最高裁の「あおり行為」処罰規定は合憲とする流れをくむものであるが、被告人が労働側の代表者的存在である人物にかかわるものとして大規模な弁護団を組み、また捜査当局の「労働運動史上類をみない」大規模な摘発によって労働側を憤激させていた事件であっただけに、労働側にとっては深刻な判決であった。

この判決にたいし、総評、日教組、都教組、弁護団は「憲法を無視した最高裁判所に迎合し、政府の刑事裁判復活の政策に加担した政治的判決であって、憲法擁護の司法の任務を完全に放棄したものである」との声明を発表。折から日比谷公会堂で開かれていたスト権奪還のための中央集会に報告するとともに、一四日昼、総評富塚事務局長、公労協、公務員共闘代表は国会内で藤波労働大臣と会い①官公労働者のスト権一律全面禁止を定めた公労法、国家公務員法などの法律の改正、②ＩＬＯ未批准条約の即時批准、などを要求した。しかしながら、これにたいし労働大臣は、「現状ではスト権は認められない」とする七八年六月一九日の公共企業体等基本問題会議の意見書をふまえ、「スト権問題については既に決着がついている」との態度をくずさなかった。

スト処分の再燃

七九春闘における公労協関係のストにたいしては、林野庁（七月一三日）、専売公社（七月二〇日）、郵政省（八月一一日）とあいついでスト処分がおこなわれた。一方、この間、国鉄に関しては、①組合側は国鉄再建に協力すること、②違法なストをおこなわないことを条件として、処分は凍結することとされていた。しかしその処分凍結もわずかの期間でしかなかった。

八〇春闘において、国労・動労をはじめとして公労協各組合はストを実行、そこで国鉄は右の第二の条件が破られたとして八〇年五月三一日、七九、八〇両春闘ストについて処分凍結を解除し解雇処分はなかったものの、停職三〇四人、減給一四九一人、戒告五三九九人、訓告三万〇八六九人、厳重注意六万〇一九二人、計九万八二五五人の処分をおこなった。この国鉄の処分にたいして公労協は、同日、「選挙を前にした不当な政治的報復であり、厳重に抗議する」との抗議声明を出し、動労千葉労組は六月二日減速闘争を実施した（なお公労協各組合別処分の内訳は、本年鑑第Ⅱ部Ⅳ参照）。

2　郵政反マル生闘争

戦術の柔軟化

七八年末から年賀郵便配達拒否を中心とする反マル生越年闘争の不成功、その闘争による疲労と組合員数の減少、財政状況の悪化、さらに七九年四月二八日の当局による大量処分の追い打ちなど、本年度の全逓は困難な局面からスタートした。

七月一〇日から札幌で開かれた三二回定期大会では、「反マル生闘争の評価と総括」で激論がたたかわされ、①要求解決はできなかったものの、闘争は正しかった、②精一杯たたかった、の二点では一致したが、越年闘争をめぐり、執行部の情勢判断、機関運営のあり方、決断ある指導性、未解決要求の問題、大衆迎合的な方針の変転などの点について激論がかわされ、主として本部の指導性を求める声が強く出された。

越年闘争不成功後の七九年一月一七日の中闘委によって、すでに長期闘争化への転換がおこなわれているが、この大会で執行部の提案した闘争方針は、つぎのごとく、従来の実力行使を中心としたそれから団交中心主義へと移り、柔軟な方向が選択された。

【年間の闘いの大綱と戦術・全逓三二回大会】

一、反マル生闘争における当面の要求解決に全力を傾注しますが、このたたかいの最大のヤマ場は年末始繁忙期前におくこととします。しかし、現在の政治情勢は、九月解散・一〇月総選挙の動向を中心に、この秋、総選挙は必至とみられます。

二、これらの動向を見極めた場合、全国大会以降ただちに精力的に中央交渉にとりくみ、諸要求・諸懸案事項について急ピッチに煮つめ、年末繁忙期前までに焦点を十二分にしぼりこめる状態にまでしておく必要があり懸案事項について一定の決断をしなければならない場合には、定期中央委員会にはかることとします。

三、この間、職場におけるたたかいは、組織の点検・整備にウェイトをおき、新人職員の組織化に全精力を傾けます。また、支部団交権確立を展望し、職場における労働条件にかかわる要求や、マル生がらみの要求を整理し、裏づけ資料などを万全にするとりくみをおこないます。この態勢の確立次第、要求を提出し、団交を求め、要求解決を迫ることとします。これに当局側が応じないときは、これまでの方針により、多面的にたたかいます。

四、しかし、私たちの柔軟かつ現実的対応にもかかわらず、なお郵政省が誠意を示さない場合は、やむを得ず年末闘争を展開することにいたします。

五、年末の段階で反マル生を軸とする私たちの要求に一定の目途をつけた場合、年明け以降できる限り速やかに臨時決議機関を招集し、以降のたたかい方を決定します。

六、この間のたたかいの戦術は、①すでに委譲している36締結判断権によって地方毎に対処することとします。②総選挙必至という情勢になった場合には、中央指令によって全国いっせいの時間外労働協定を締結し、総選挙闘争に全力を傾注することにいたします。③年末闘争突入という場合の戦術配置は、別途全国戦術委員会等の会議を招集し、たたかい方を提起することとします。

中央交渉大綱妥結と年末闘争の年内終結

八月一一日、当局は七九春闘での短時間ストにたいし減給、戒告、訓告、計九〇〇人の処分を発表し、全逓本部は同日、八月一

五日までの時間外労働拒否その他の抗議行動の指令を出すなどの事件もあったが、マル生問題については上述の大会決定をうけて、八月二七日、事務次官交渉がおこなわれた。この交渉では、組合からの交渉重視による年末繁忙期前の懸案事項早期解決要望にたいし、次官側からは誠意をもってのぞむ旨の態度が表明された。

翌二八日には四・二八処分にたいする「八・二八抗議行動」が、本省・東京郵政局前に三〇〇〇人が参加しておこなわれる一方、全逓本部では三三回地方戦術委員長会議が開かれた。この会議では、一〇月七日の衆議院選挙が確定的な情勢であることを前提に、年末闘争までの中央・地方の交渉の意思統一、その時点で各地方本部に委譲している三六協定締結の判断権を九月一〇日まで延長し、九月一一日以降は全国統一して三六協定を結ぶこと、選挙終了後は中央交渉を再開して最大限要求解決をめざし、一〇月三〇、三一日に中央委員会を開き、そこで具体的な年末闘争の方針を立てることなどがきめられた。

この間、たとえば札幌・琴似局での当局者による全逓組合員にたいする全逓脱退強要などの行為がつづけられ、琴似支部で抗議集会が開かれるなどの事件が起こっていたが、中央では一〇月中旬頃から精力的な労使交渉がおこなわれた。そして一〇月二六日から二八日にかけ徹夜団交の結果、二八日午前五時、重要課題について大綱的に妥結した。その要旨はつぎのようである。

【郵政労使の労使関係改善に関する合意内容(要旨)】

一、反マル生諸要求の柱である「労使関係の改善・不当労働行為の根絶」については、最終的に人事局長の態度表明(回答)と、「団交ルール」をふくめ、中央・地方での労使間の意志疎通のための委員会・懇話会など、パイプを多く、太くすることを確認した。今後は、この確認や諸ルール・制度を、省が誠実に実践するかどうかにかかっている。

①紛争未然防止・問題解決処理のための地方六人委員会の機能を充実させる。個別事案の調査段階で地区本部役員を参加させる。支部長等が局長等と接触を求めた場合は応ずることを確認。

②不当労働行為を行なった場合は処分を含む厳正な措置をとる。

③いわゆる七千件問題はつぎにより処理する。(1)具体的扱いは中央・地方の六人委で、(2)組合側が分類整理し中央・地方の窓口で整理、(3)支部段階では事案によって窓口で整理の上、要求準交で扱える。(4)緊急問題以外は年繁期終了後に速やかに処理を終る。

④主任任用など昇任をめぐる要求、自動昇格などの要求、組合活動による免職・解雇者の復職・再採用要求は、対立のまま継続。

二、団体交渉等コミュニケーションルールについての基本的考え方(省回答要旨)

①ルールを定着させ円滑なコミュニケーションを行なうためには、ルールそのものもさることながら、その運営姿勢の如何が極めて大きな意義をもつ。今後コミュニケーションの実践に当っては、ルールの趣旨を正しく理解認識し、労使対等の立場に立って双方がそれぞれの立場を十分理解尊重しつつ運営に当るべきである。また労使のコミュニケーションは、その結果のみでなく円滑な運営それ自体が、相互理解を深め信頼関係を確立する上で大きな意義を有することに十分留意する。

②労使双方は、このルールの円滑な運営とその定着に最大限努力を払うとともに今後とも引続き郵政労使にふさわしいコミュニケーションルールの模索と、そのための問題点と諸条件―即ち公労法など関係法令や6・3判決など判例の法理論的側面における労使共通認識の確立、労使双方の組織や権限のあり方、現場の労使関係の改善、双方の体制と対応能力の充実定着―の整備についても根気よく真剣な努力を重ねていくこととする。

この妥結内容は一〇月三〇日から開かれた第七四回中央委員会に提案された。ここでは承認に反対の意見も強く出されるところとな

ったが、けっきょく承認された。労使間のこう着した事態の局面打開をはかるため早期妥結にふみきったものとみられるが、今後は支部交渉を軌道にのせ、諸要求の解決を通じて支部・分会組織の活力を回復し、組織拡大のステップとしてゆく方向があわせて確認された。このあと一一月一五日、郵政マル生粉砕中央共闘会議はつぎのような決定をしたのち、郵政省人事局長と会見し、妥結した中央交渉の結果を省側は誠意をもって実践せよとの申入れをおこなった。

① 当面の対応の焦点は、中央交渉の結果を郵政省当局に誠実に実践させ、マル生を軸とする労務政策を転換させることである。今日の局面はこのスタートラインに立ったにすぎない。したがって全逓の闘いを中心に共闘態勢を堅持していくことが重要であり、中央、地方における共闘会議はこのまま継続していく。

② 「郵政民主化」の闘いはきわめて重要であり、マル生共闘も郵政民主化共闘会議と連携して対応をはかってゆく。また「国民の足を守る運動」をはじめ、各課題別共闘組織との連携を深めていく。

さきの中央委員会で出された方針にそって、郵政部門の年末諸要求の交渉は各地方本部、各支部段階にうつされ、一一月二四日を目途に交渉が煮つめられた。そして同月末日ではほとんどの支部で三六協定が締結されるに至った。闘争が遅れていた日通部門、簡保事業団部門も、それぞれ一二月二四日、二七日に中央交渉が妥結点に達し、本部は闘争を解除した。これによって、毎年度つづいた年末始の業務の混乱は、七九年度は回避されることとなった。

運動の新方向

七九年一二月一九、二〇の両日、全逓は熱海において第五三回全国戦術委員会を開き、「七九年度後半期（一～八月）の執行方針と行動計画」を討議した。この案は同月二八日の中央執行委員会で決定されたが、その「まえがき」には、①さきの当局との「10・28確認」について、永年の労使間の紛争に転機をつくり、組合自体も運動態様の見直しの決断をしたものと評価していること、②それによって反マル生運動は一つの区切りをつけ、「新たな展開」に移行したこと、また、③「基本的態度」のなかで、七九年度後半は「組織拡大」一点に焦点を絞ること、ストライキ戦術には柔軟に対応することがあげられている。要するにストライキの実行に固執せず、組織拡大にマトを絞った方針を確立したわけである。

そして同日、郵政労使は公労委にたいし、七八年暮に申し立てた五四件の不当労働行為の申立の凍結を通告し（実質的には取下げ）、これを同年の反マル生闘争のなかの全国摘発運動で集められた七〇〇件の不当労働行為案件とともに地方協議に移すこととした。一年前と比し、全逓の運動態様はきわめて重要な変化をとげたとみられている。

一二月二〇日の全国戦術委員会で決定された「執行方針の大綱」はつぎのとおり。

【全逓・執行方針の大綱】

①年末闘争での妥結と中央委承認で、昨年末以来の越年して闘った反マル生長期闘争に一つの区切りをつけ、反マル生闘争は〝新たな展開〟に移行した。今後は、労使関係改善の中央確認を生かし、支部交渉の充実・要求解決機能の強化をはかりながら、「組織拡大」を本格化する。

②組織拡大は戦略的にも戦術的にも最大の課題である。反マル生越年闘争の真の結実は、団結の拡大・組織の拡大にある。したがって79年度後半の第一義的な運動課題を〝拡大〟におき、九月の全国大会までフル稼動する。

③当面の三月反合理化闘争は、大衆行動を軸に交渉結着をめざす。80国民春闘においては、スト戦術には柔軟に対応する。参院選についても組織拡大行動と結合してとりくむ。

④80年代の前段が、全逓運動にとっての重大な〝転換点〟となる。懸案の「30年総括」と「反マル生闘争の総括」をし、定期全国大会に提起していく。

⑤そのため基本路線に関連する「労働戦線統一」「スト権奪還」「団交権確立」「反合理化と職場闘争、働きかたの追求、業対能力向上」「事業の民主的改革・制度政策要求」「保革逆転・政権構想」など、予備討論や全逓新聞・全逓時報の紙上討論などでとりくんでいく。

小　括

本年度の全逓反マル生闘争の経過は以上のようであった。七八年の越年闘争による疲労、組合員減少、財政難など多難な局面を迎えた全逓が一〇・二八大綱妥結にみられるような団交中心闘争に転換し、同時に組織拡大への新展開をはかったことが本年度の大きな特色といえる。

3　日本航空における不当労働行為にたいする闘争

闘争の背景

日本航空には、もともと一九五一年に結成された日本航空労働組合（日航労組）と、五三年に結成された日本航空整備労働組合（日整労組）の二つの組合があった。一九五四年には前者から日本航空乗員組合（乗員組合）が分離独立するが、それぞれ六一年頃までは会社と密着した関係を保っていた。しかし同年頃から次第に会社に対抗的な性格を帯びることとなり、日航労組においては六二年に初のストライキを実施するようになった。日航労組の主張によれば、これによって六五年には、日航労組から分裂した第二組合たる日本航空民主労働組合（民労）と日本航空客室乗務員組合（客乗組合）が、日整労組から分裂した日本航空新労働組合（新労）がそれぞれ結成され、また乗員組合からも分裂して六五年には機長会が、六六年には日本航空運航乗員組合が結成される。

その後六六年には日整労組が日航労組に統一され、また六九年には民労と新労が統合され、全日本航空労働組合（全労）となる。ところでさきの客乗組合は結成以後次第に戦闘的となり、七三年にはストライキを実施するにおよんでふたたび会社が組織介入をすることとなり、七五年全労に設けられた客乗支部に分裂を余儀なくされる。

大筋として以上のような経過をたどりながら、七九年現在、日本航空には全労（一万一二〇〇名）、日航労組（三六〇名）、客乗組合（二八〇〇名）、乗員組合（一一五〇名）、機長会の五つの組合が存在することとなった。

さて日航労組側の主張によれば、以上の過程における、六〇年頃からの会社側の日航労組、客乗組合、乗員組合にたいする態度はつぎのようであった（同労組の申立による東京都労委昭和四九年（不）一六号、同五〇年（不）三五号、同五一年（不）三二号、同五二年（不）一七号併合事件最終陳述書（一）、二一五頁「第六節おわりに」から）。

【会社側の組織介入・不当労働行為（日航労組の主張から）】

昭和四〇年の組合分裂は会社のイニシアチブにより、丸がかえ抱き込み

策にかわる次善の策として推進されたものであり、その後今日までの労務政策はその延長であって、その特徴は一方で億単位の経費援助を含む差別的便宜供与によって全労の組織を維持・育成するとともに、全労幹部と会社とが癒着して労働者に対する支配を行なう点にあり、他方で日航労組に対する徹底的な攻撃をあらゆる手段で推進している点にあること、そして日航労組攻撃の基本は個々の組合員に対する差別攻撃にあり、これは昇給・昇格差別、資格差別、教育差別、業務差別、職場八分等々の多様な形態をとっており、その一つ一つが、それだけでも十分に組合に苦痛を与え、脱退を工作する武器となりうるとともに、資格差別、教育差別、業務差別、職場八分等々の事実が、本件の争点である昇給・昇格差別を合理化する手段として機能していること、および この種の攻撃は日航労組に限らず、会社から自立しようとする組合すべてに対し、普遍的に加えられるものである。

日航労組などの闘争

日航労組の指摘による右のような会社の組合攻撃にたいしては、組合側は早くから闘争にとりくみ、労働委員会や裁判所へ不当労働行為事件として提起された件数も一三件で、そのほとんどのケースでおおむね組合側の主張が認められている。本年度においては、まず七九年九月四日の東京地労委の命令が、新人スチュワーデスの養成にあたる客室訓練所の教官を申立人客乗組合よりも全労客室乗務員支部所属者のなからより多く任用していた事実について、会社が客乗組合の弱体化を意図した不当労働行為と判断、また八〇年三月二八日の沖縄地労委の命令は、日航沖縄支店において、会社が申立人組合である日航労組沖縄支部にたいし組合事務所を貸与しないことは不当労働行為であると判断した。

しかし本年度もっとも一般の注目をひいたのは八〇年一月二二日の東京地労委の命令である。この事件は、日航労組員二四七名につ

4　総評の不当労働行為にたいする闘争

不当労働行為やり得粉砕討論集会

最近における企業や当局の不当労働行為に抗議して、七九年七月一三日、総評主催の「不当労働行為やり得粉砕討論集会」が開かれ、

労組法改正をふくむ不当労働行為救済制度改善にむけ、一〇〇〇万署名活動などを展開していくことが決議された。会場の日本女子会館（東京・芝）には、一七単産、三県評などから一二〇人が参加。終日熱心な討論がおこなわれた。

まず蛯谷総評常任幹事が基調報告。「この二〇年余の間に新規申立て件数が倍増する一方、処理日数は一〇倍になっている。最近は地労委命令が出されても行政訴訟にもちこまれるなど、労働委員会制度は救済実効性確保に有効に機能していない。吉野石膏では緊急命令却下という暴挙がなされており、不当労働行為は〝やり得〟というのが実情だ」として、①不当労働行為にたいする科罰制裁の強化、②命令の迅速化とその実効性の確保、③緊急命令の即時決定、④再審査と行政訴訟の改善、⑤労働委員会事務局の強化、⑥公労委、国公・地公労制度の改善等、不当労働行為救済制度改善の具体的提案をおこなった。つづいて、原中労委委員が「審査手続の基本的なあり方」に関する労委労協の検討事項について、上条弁護士が吉野石膏を中心とする緊急命令制度の問題点について報告した。

各単産・職場からの報告では、不当労働行為の実態とたたかいの問題点が明らかにされ、「地労委命令が出されても、全部地裁か中労委にもっていかれている」（全造船）、「緊急命令却下にたいし組合の存在意義をかけて闘いぬく」（吉野石膏）、「都労委命令がでても職場の荒廃はすすむ一方。法改正も必要だが〝やり得〟を許さぬ態勢を作ることが問題」（北辰電機）、「都労委命令にたいし、会社側は逆に組織活動破壊の実効確保申立てをおこなってきた。こんな経営者には刑罰が科されるべきだ」（C&S）、「職場・地域の闘いが結果としていい命令を出させる。〝やり損〟を思い知らせる闘いを」（ニチモウキグナス）などの意見が出され、「権利センター」設置の必要性も強調された。

集会は、労組法改正をふくむ不当労働行為救済制度改善の運動を強化し、一〇〇〇万署名活動を全国的に展開することを決議して散会した。

象徴としての吉野石膏事件

この集会の背景となっているのは、労働者側の不当労働行為制度にたいする危機感であるが、これをもっとも強くもり上げたのが吉野石膏事件である。これは、労働委員会が不当労働行為と認定した事案が裁判所に提訴され、その際労働委員会が緊急命令の申立をしたのにたいし、これを裁判所が却下するという異例の事件であるが、この事件に象徴されるいわゆる「司法反動」、労働者側の裁判所不信感がこの集会の根底にあるとみられる（なお詳しくはⅢ―Ⅶ「労働判例の動向」参照）。

【参考資料】 (1)総評『調査月報』、同『労働ニュース』、(2)『労働経済旬報』、(3)全逓新聞その他の組合機関紙

VII 公害反対闘争

概要□概況――環境破壊・公害の深化・拡大／財界の対応と環境・公害行政／行政後退下の公害反対運動／労働組合の公害反対闘争／**合成洗剤追放運動**――琵琶湖富栄養化防止条例制定／条例制定へむけての労働組合の活動／**環境アセスメント条例制定直接請求運動**――鈴木知事による美濃部案の撤回／アセス直接請求をすすめる会の結成／直接請求と労働組合の活動／直接請求アセス条例案の強行否決／**スモン闘争**――全面解決要求大行動の展開／薬事二法の成立と確認書の調印／**原発反対闘争**――**その他の公害問題への組合のとりくみ**――日教組／全施労／自治労／**全国公害連の全国交流集会**

概要

一、昭和五五年版『環境白書』は、「環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」と述べている。しかし、同じ白書自身によっても、自然破壊は進行し、都市における中小河川の汚濁、二酸化窒素などは改善されず、自動車・鉄道・航空機などによる公害は逆に増大している。

一、財界は、公害健康被害補償法をはじめとり、環境公害行政の後退がみられた。

一、公害の被害者らは、弁護士、学者・研究者、労働組合などとの協力関係を強化するなかで、環境・公害行政の後退にたいする反対闘争を展開し、地域指定解除阻止などにとりくんでいる。

一、滋賀県は、一九七九年一〇月に「琵琶湖富栄養化防止条例」を制定したが、条例を制定するうえで、一〇年前より合成洗剤追放運動にとりくんでいた滋賀地評など労働組合の果たした役割は大きい。

一、東京都環境アセスメント条例直接請求運動では、必要数を大幅に上まわる三六万人の署名が集められたが、条例案は一般傍聴人

を制限するなど異例の事態のなかで強行否決された。

一、一九七九年四月に結成された「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」は、五月から一〇月にかけて、一〇次にわたる「スモン全面解決要求大行動」を展開し、九月に、スモン全面解決への新たな道を開くものとなった「確認書」と「確認事項」の調印をかちとり、また国会では薬事二法が成立した。

一、一九七九年三月のスリーマイル島原発事故以降、地域住民、労働組合などの原発反対闘争が強化された。一九八〇年には新規操業開始が全くない状況となっている。

一、日教組は、NO_2環境基準大幅緩和に反対し、全国的規模でNO_2簡易測定を実施し、一万個以上のカプセルを回収した。

一、六年間にわたってすすめられている全施労の黄害訴訟裁判は鑑定書の提出、証人尋問などがおこなわれ、核心的部面に入っている。

一、自治労の自治研究全国集会、公害弁連の全国交流集会が開催されたが、その特徴の一つは、環境・公害行政の後退にたいする闘争が報告されたことであり、原発反対に関する報告が増大したことである。

1 概況

環境破壊・公害の深化・拡大

昭和五五年版『環境白書』は、第一章「環境の現状」の冒頭で、一九六〇年代の高度経済成長の過程で加速度的な環境汚染が進行した、しかし、「一九七〇年に入り公害対策が急速に進展し、環境汚染はその深刻な状況を脱するとともに、経済が高度成長から安定成長へと移行する中で省資源・省エネルギーも進み、環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」（昭和五五年版『環境白書』一頁）としている。しかし、白書にそってみても、①第二回自然環境保全基礎調査によれば、ヒグマ、ツキノワグマ、シカなどの絶滅地域が拡大し、自然破壊がすすんでいる。②海域の生活環境にかかわる環境基準達成率は昭和五一年以降低下しており、「都市内中小河川、都市を貫流する大河川などにおける水質汚濁状況は、依然として汚濁の程度が高く、また五三年の結果をみると、都市内中小河川のように、前年度に比べて汚濁が進行したものもあり」、海洋汚染の発生確認件数は、昭和五四年には一七三件で、前年に比べ二九六件増大している。③二酸化窒素は、大都市地域においては、一九七八年に大幅に緩和した環境基準〇・〇四～〇・〇六ppmの上限値である「〇・〇ppmを超える高濃度測定局が多くなって」おり、浮遊粒子状物質

の「環境基準を達成している一般環境大気測定局の全有効測定局に対する割合は、五一年度二八・三%、五二年度二四・三%、五三年度二二・四%と低い水準」にあり、しかも年々低下している。④自動車騒音の環境基準適合率は五三年にわずかに一七・〇%であり、騒音規制法による要請基準を超えている地点は二二・五%にのぼっており、自動車、航空機、鉄道などによる騒音にたいする苦情は五二年に比べて五三年は増大している。環境モニターの調査では、何らかのかたちで自動車公害による被害を受けていると考えている人は八二・〇%にのぼっている。これら「都市、生活型公害」は「増大」しているのである。さらに、悪臭にたいする苦情も、ここ数年増加している。

これらの事実からすれば、白書が「環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」ということは困難である。硫黄酸化物にみられるように、一部汚染因子の減少はみられるものの、自然破壊、自動車公害、ゴミ公害あるいは公害対策基本法では公害概念にふくまれていない放射能汚染、食品・薬品・化粧品公害などは増大しており、自動車公害に典型的にみられるように被害者も著増している。その意味では、公害は全般的には深化・拡大しているというべきであろう。

財界の対応と環境・公害行政

ここ数年、財界の環境・公害行政の見直し要求、いわゆる「まき返し」がおこなわれてきたが、一九七九年に入りそれがいっそう強化された。その最大のものが、公害健康被害補償法の見直し要求である。すなわち、七九年二月、経団連首脳は自民党三役との懇談の際、同法の見直しを要求し、六月には『公害健康被害補償制度を考える』というパンフレットを発行し、「大気汚染の影響がなくなった地域については、すみやかに指定を解除していくこと」（指定地域の解除）などを主張し、宣伝活動を展開した。

環境庁は、財界のこれら「見直し」要求に対応し、NO_2環境基準大幅緩和（一九七八年七月）以降強まった環境・公害行政後退の傾向をいっそう強めていった。すなわち、一九七九年に入り、環境庁は、指定地域解除の方向での公害健康被害補償法見直し作業に入り、一二月には六歳以上の患者の補償打切りの方向を明らかにしたこと、財界よりの環境アセスメント法案の作成と、その四度にわたる流産などがその一端である。

行政後退下の公害反対運動

この間、環境保全・公害反対運動は強化・発展していった。すなわち、全国の公害患者らはただちに署名運動や環境庁、財界との直接交渉などを重ね、一九八〇年七月時点では、それを阻止している。また、それらの運動のなかで、被害者住民、弁護士、学者・研究者およびその他の団体との連帯と協力関係も前進している。その一つのあらわれが、一九八〇年五月の第二回日本環境会議と七月の第五回環境週間・全国公害被害者総行動デー総決起集会の開催である。第二回日本環境会議には、学者・研究者のほかに多数の公害被害者らも参加し、「日本都市環境宣言」と「公害健康被害補償法についての決議」「環境アセスメントに関する決議」を採択した。

労働組合の公害反対闘争

労働組合の公害反対闘争としては、つぎの点が指摘できる。

第一に、一九七九年一〇月制定の「琵琶湖富栄養化防止条例」の

制定には、早くから合成洗剤追放運動にとりくんでいた滋賀地評などの労働組合の果たした役割が大きい。第二に、東京都環境アセスメント条例制定直接請求運動に、東京地評などの労働組合が中心的な役割を演じた。第三に、NO_2環境基準緩和に反対して、日教組が全国的規模でNO_2測定を実施した。第四に、六年間にわたってすすめられている全施労の黄害訴訟裁判が核心部分に入っている。第五に、自治労の自治研全国集会、日教組の教育全国集会および公害弁連の全国交流集会で、各地の労働組合の公害反対闘争が報告された。第六に、一九七九年三月のスリーマイル島原発事故以後、原発にたいする労働組合のとりくみが強化された。

2 合成洗剤追放運動

琵琶湖富栄養化防止条例の制定

一九七九年一〇月一六日、滋賀県議会は「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」、いわゆる〝合成洗剤追放条例〟を全会一致で可決成立させた（翌日公布、施行は一九八〇年七月一日）。同条例は前文と六章三二条および付則よりなっており、その目的は、「琵琶湖の富栄養化の防止に関し、県、市町村、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、排出水の排出規制その他の措置を講じることにより、琵琶湖の環境の保全を図ること」（第一条）である。具体的には、工場等の排水の規制（第二章）および肥料の適正利用と家畜ふん尿の適正処理等による窒素等の排出の抑制（第四章）により、琵琶湖の富栄養化を防止しようとするものである。本条例の制定は、全国的に注目されるものであった。

条例制定の意義は、第一に、本条例が、環境汚染・公害の原因物質である商品そのものの使用、販売等を禁止していることである。従来、PCBにみられるような、公害原因物質の生産禁止あるいはその生産過程での使用禁止という例はあるが、販売・使用禁止というかたちでの、商品の流通・消費過程での規制措置はほとんどなかったからである。第二に、国が実施していない商品の販売・使用禁止規制を地方公共団体が実施したことである。従来政府は、国が法律で禁止していないことを、地方公共団体が条例で禁止することはできないと解釈してきたが、この点がうちやぶられた。第三に、本条例制定においては、一〇年におよぶ消費者・住民・労働者などの合成洗剤追放運動の力によるところが大きい。

条例制定へむけての労働組合の活動

合成洗剤追放運動は、一九七〇年の滋賀県地域婦人団体連合会（地婦連）の活動を出発点とし、一九七二年には総評滋賀地評主婦の会の石けん共同購入運動によって本格化していった。運動は当初合成洗剤の人体被害を訴えることに力点がおかれていったが、急速に水質の悪化がすすむ琵琶湖への危惧とあいまって、一九七五年には「琵琶湖の水といのちを守る合成洗剤追放滋賀連絡会」を結成するにいたった。こうして運動が強化されるなかで、滋賀県は同年、県水質審議会に「窒素とリンの規制」について諮問するとともに、各市町

村に「洗剤から石けん使用推進要請」という通達を出した。一九七七年の琵琶湖における大規模な赤潮の発生を重要な契機として、翌七八年には「琵琶湖を守る粉せっけん使用推進県民運動県連絡会」が結成された。翌七九年九月、県水質審議会の最終答申を受けて、県議会に「琵琶湖富栄養化防止条例」案が提案された。しかし、条例案がリンをふくむ合成洗剤のみの禁止を規定し、無リン洗剤、複合せっけんなどを禁止してないため、あるいは工場排水の規制は濃度規制であるため、滋賀地評は九月一一日、条例を強化するよう、つぎのような要求書を県知事に提出した。

【「琵琶湖富栄養化防止条例」を強化するための要求書（前文省略）】

一、今回の窒素、リン含有の合成洗剤の販売・使用規制から、さらに総ての有害物質についてメスを入れ、速やかに条例の補完、整備をはかること。

二、びわ湖汚染の原因、汚染源について、総合的な見地で解明し、対策を構ずる必要があり、そのための研究機関の設置を速やかにおこなうこと。

三、工業用排水等について、濃度規制からさらに総量規制に発展させるよう努力すること。

四、今回の条例を足がかりとして「びわ湖」を県民の手で守り、育てて行くために、将来に向けた総合環境保全条例を制定するための方向を明らかにすること。

五、ひきつづき、環境保全の県民意識を高めるための行政指導と、市民運動を更に助長するための施策を強化すること。

条例制定後の労働組合の活動

琵琶湖富栄養化防止条例の制定とりわけ合成洗剤追放にとりくんできた運動団体・組織に大きな力を与えた。総評、自治労、全水道、日教組生活局、東京地評主婦の会、三重県評主婦の会、大阪総評主婦の会、滋賀県評主婦の会、岐阜県評主婦の会などが参加している「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」は、七九年一一月一七、一八日、神戸市において、七十数団体、延べ一五〇〇名の参加のもとに〝びわ湖につづけ〟をスローガンにかかげて全国集会を開催した。集会は、「自治体の行政を変革し、ひいては国の施策をかえるまで、すべての合成洗剤を追放する運動をねばり強く発展させることを誓う」との宣言を採択するとともに、内閣総理大臣には「合成洗剤の製造・販売・使用の禁止とその具体策を求める要請書」を、日本石鹸洗剤工業会には「合成洗剤の即時製造・販売中止等の申し入れ書」をそれぞれ提出した。

また、八〇年四月五、六日、全国連絡会は、全国活動者集会を開催し、そのなかで、「無リン化を進める県が三十余県となり、環境行政の後退がさけばれ環境庁も『有リン合成洗剤の使用規制』を打ち出す程、広がりをみせている。生態系、環境破壊の面から見て、無リン化は評価するが、しかし、その対応を無リン合成洗剤ですべきでなく、せっけんですべきである。また、無リン化に対し、企業・政府は、新洗剤の開発や合成洗剤の延命をはかろうとしたり、警戒を強めなくてはならない」（全水道「第二九回定期大会、報告資料集」）と確認・意思統一した。

他方、総評も加盟している公害対策連絡会議は、七九年一二月一〇日、環境行政の後退に抗議し環境庁本来の任務に立ちかえることを要望する「申入書」を環境庁長官に提出したが、そのなかで、滋賀県の条例は画期的な条例として評価すべきであるとしたうえで、「環境庁は、当面すみやかに霞ケ浦、諏訪湖、瀬戸内海等の関係自

治体にたいし、『富栄養化防止条例』を制定するよう行政指導すべきである」と要望した。

前記全国連絡会などのなかで、労働組合としては中心的に活動してきた全水道は、八〇年四月、「有リン合成洗剤の追放に関する要請書」を建設大臣と自治大臣に提出した。そのなかで、自治省にたいしては、「地方自治体のすべての機関・公共施設・学校給食の場から『有リン』合成洗剤が早急かつ完全に追放されるよう行政指導を強められること」を要請した。

3 環境アセスメント条例制定直接請求運動

鈴木都知事による美濃部案の撤回

七九年一〇月一八日、鈴木東京都知事は、都議会都市計画公害委員会で、美濃部前知事が提案していた東京都環境影響評価（アセスメント）条例案を撤回し、新条例案を提案する意向を表明した。提案されていた条例案は、七八年九月に美濃部前知事が「環境行政の集大成」として都議会に提案していたもので、①手続きの各段階で住民参加を保障していること、②事前評価書の作成を第三者機関＝評価委員会にゆだね、大幅な権限をもたせていること、③対象事業を広く指定していることなどの特徴を有していた。しかし、都議会第一党の自民党が、〝公共事業の遅れをもたらす。国や近隣県との整合性がとれない〟と反対し、公明党、新自由クラブは慎重審議を主張し、四回にわたり継続審議となっていた。

この条例案の撤回にたいして、都知事の付属機関である都公害監視委員会（会長、清水義汎明大教授）は、一一月二八日、「鈴木知事の判断によって都環境影響条例案が撤回されたことは、多くの都民に失望と不信の念を抱かせた」とし、「監視委員会は、条例案の撤回を白紙に戻すことを希望するが、それが不可能な場合は、撤回した原案の精神をそこなうことなく再提案にいたる過程で改正点の重要事項について諮問するよう求める」という異例の緊急要請書を知事に提出した。しかし、翌三〇日、都知事は、条例案の検討は東京都アセスメント制度検討委員会に諮問してあることなどを理由に、監視委員会の要請を拒否した。

アセス直接請求をすすめる会の結成

アセスメント条例美濃部案の撤回後、公害反対住民組織などの間に、それをそのまま直接請求でよみがえらそうという動きが出ていたが、八〇年一月二五日、反公害、自然保護団体、婦人団体、学者、文化人などが集まり、「環境破壊をストップさせるアセスメント条例直接請求運動をすすめる会」（略称・アセス直接請求をすすめる会）を結成し、三月一日より署名運動を開始し、二カ月間で条例制定請求に必要な有権者の五〇分の一（約一七万人）の署名を集めることを決めた。同日、同会を代表するかたちで、青地震、淡路剛久、沢地久枝、寺田かつ子、野村カツ、丸岡秀子、吉武輝子など学者・文化人二八名が連名で、都民へのアピールを発表した。

直接請求と労働組合の活動

【実施要綱(要旨)】

労働者・労働組合はつねに、その時々の民主主義運動のにない手でなければなりませんが、この直接請求運動でも、もっとも積極的な推進力になっていく役割りを課されています。東京地評はこの運動への参加にあたって、①国民春闘路線にたっての組合員の企業外要求にもとづく闘いであり、都市問題・生活環境改善の要求運動である。②住民参加の自治・民主主義を確立する運動である。③都民各層との連帯にたって開かれた労働組合運動である——と規定し、その役割の重要性を訴えています。

八〇国民春闘での各労働組合固有の要求や運動と併行して、この運動の成功を期することが必要となってきます。八〇春闘を地域春闘として、東京独自のたたかいを進める、いわば天王山として、このアセス直接請求運動が展開されることを組合員の討議の中で、理解を深めていただきたいと存じます。

直接請求アセス条例案の強行否決

六〇日の署名期間中に、直接請求に必要な一七万名を大幅に上回る三六万六五八二名の署名が集められ、五月七日都選管に提出された独自の鈴木条例案の提出』の図式を描き、政府、自民党に同法案の早期国会提出を働きかけてきた」(朝日新聞八〇年五月一七日付)鈴木都知事は、国の法案がいまだまとまらず提出されていない段階で、自らが一度撤回した法案をふたたび都議会に上程しなければならないという「苦境」に立たされた。そうした事態に対応して五月二〇日、土屋環境庁長官は、関係閣僚会議でまとめた環境アセスメント法案を閣議に提示し、「政府としての法案のとりまとめは終わった」と発言し、それが了承され、「この閣議了承で『政府案』として〝認知〟されたことになり、今後、地方自治体を指導する場合のモデルとして活用される」(朝日新聞八〇年五月二〇日夕刊)こととなった。

通常、法案は、与党である自民党の了承を得たあと、閣議決定して国会に提出されるという手順をふんでおり、「閣議了承」という形式をとるのはきわめて異例なことであった。この土屋環境庁長官の措置にたいして、直接請求運動をすすめる会は、翌五月二一日、「三重の意味での民主主義への裏切り行為であり、古今に例をみない暴挙」であるとし抗議文を提出した。

署名簿は、六月一三日鈴木都知事に手渡され(有効署名数三二万二〇〇〇)、七月四日より都議会都市計画公害委員会で審議され

た。しかし、一年余にわたり審議したうえで都知事が撤回したものと一字一句同じ条例案を審議する必要はないとし、早期採決を主張する自民党、公明党、新自由クラブと、慎重審議を主張する社会党、共産党とが激しく対立した。翌七月五日、社会党委員の直接請求の代表者を参考人として呼び事情を聴くべきであるという動議にたいし、自民党委員は質疑打ち切り動議を提出し、強行しようとした。その直後、委員会室の外にいた傍聴希望者らが室内に入り、そのため審議不能となり、審議は一時中断、休憩に入った。ところが、その後、一般傍聴人の入室を禁止したまま、社会、共産両委員の退席のなかで審議が再開され、条例案は、「強行否決」された。そして七月八日、条例案は、一般傍聴を議員の紹介ある者だけに制限した本会議で否決された（賛成は共産党の一〇名、反対は自民、公明、民社、新自由クラブの八八名、社会党は退席）。

なお、東京アセスメント制度検討委員会は、七月二三日、鈴木都知事に条例案を答申した。条例案は、第三者機関である評価委員会に住民代表を参加させない、予測を事業者自身がおこなうなど、否決された条例案に比べ、いちじるしく〝後退〟した内容になっているが、直接請求運動をすすめてきた、公害反対・自然保護団体・労働組合などのこれにたいする対応が注目されている。

4　スモン闘争

全面解決要求大行動の展開

七九年四月に「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」が、「スモンの会全国連絡協議会」を中心にして弁護団、労働組合、消費者団体などによって結成され、五月から一〇月にかけて、第一次から第一〇次におよぶ「スモン全面解決要求大行動」が延べ四〇日間にわたって展開された。勝訴判決をテコにしながら、厚生省前を中心にして、厚生省・法務省・大蔵省および製薬三社にむけての抗議行動、国会にむけての政党・議員への要請などがおこなわれた。一〇次にわたる厚生省前座り込み、泊り込み行動に参加した人数は延べ二万人を超え、大行動期間中に都内各駅頭でまかれたビラは、約五〇種類一二〇万枚以上におよんだ。この「大行動」を通じて、患者らは大きな成果を獲得していった。

まず、六月五日には、衆議院で、いわゆる薬事二法（医薬品副作用被害救済基金法、薬事法の一部を改正する法律）が修正可決された。会期切れで同二法は廃案になったが、後の成立の基盤を築いた。さらに六月一四日には、物価スライド付の終身年金である「健康管理手当」を製薬会社が毎月一人当たり三万円を支払うと回答。七月二六日には、製薬三社が、早期認定の実施と年内解決を約束す

る「提訴ずみ原告の年内解決の実現をめざす協議に関する議事録確認」に調印。八月二二日には、重症の介護手当月額三万円の要求にたいして、厚生大臣が、「その実現に真剣にとりくむ」と約束した。

薬事二法の成立と「確認書」の調印

こうしたなかで、九月七日、第八八臨時国会で、前国会において会期切れのため廃案となった薬事二法が成立した。また、九月一五日には、厚生省・製薬三社とスモン被害者の会などとの「確認書」と「確認事項」二通が調印された。「確認書」は、因果関係・責任・謝罪・薬害防止対策などを明確にし、製薬三社は、既判決者については判決主文どおりの金員の支払いを認め、また、健康管理手当毎月三万円、遺族弔慰金一〇〇万円の支払いを認めた（調印者は、スモンの会全国連絡協議会などの被害者の会・弁護団、厚生省、製薬三社および立会人として総評）。「投薬証明書のない患者の取扱い及び未提訴患者の救済についての確認事項」では、国は、投薬証明のない患者については、その救済について他の原告と金額・時期ともに差別なく平等に救済をおこない、未提訴患者についても提訴されれば既提訴者と同様に救済することを約束し、「恒久対策の協議についての確認事項」では、恒久対策の措置を講ずることについて、スモンの会全国連絡協議会と協議することが約束された。

5　原発反対闘争

一九七九年三月のスリーマイル島原子力発電所の事故以降、原発の安全性・原発建設等をめぐる国民的関心がかつてない規模で高まり、原発反対闘争が強化されたために、一九八〇年には新規運転開始が全くない状況が生じた。以下、労働組合の主な原発反対闘争にかぎって、簡単にまとめると以下のとおりである。

原子力船むつ廃船要求運動

七九年一〇月一六日、佐世保市で「むつ」の廃船を要求する総決起大会が三〇〇〇名の参加のもとに、むつ廃船要求闘争全国指導委員会（議長・吉岡総評副議長）、長崎県共闘会議（議長・田口長崎県議長）の共催で開催された。大会は、「原子力発電所反対について」の決議と「むつ廃船の闘いを全国各地で、さらには世界各地で闘われている反原発、核兵器廃絶の運動と固く連帯することを確認、ねばり強く闘おう」との大会宣言を採択し、大会終了後市内をデモ行進した。

政労協の原子力利用問題を考える討論集会

政労協は、七九年一一月九～一〇日開催の政労協中央討論集会の分科会として、「原子力利用問題を考える討論集会」を開き、同協議会加盟の動燃労組、原研労組および理研労組が基調報告

をおこない、約七〇名参加のもとに活発な討論が展開された。三労組は、スリーマイル島原発事故について対照的な見解を表明してきたが（本年鑑第50集三〇六頁以下参照）、基調報告もほぼそれと同じ内容のものであった。

なお、これとは別に、原研労組は、同年一一月一七日に「原子力自主開発のためのシンポジウム」を開催し、軽水炉の安全性研究の問題と核融合問題をとりあげた。

総評による、反原発関係県評・地区労代表者会議

総評は、七九年一一月三〇～一二月一日、「原発の街」福島県富岡町で、原発関係県評・地区労代表者会議を九〇名の参加のもとに開催した。富塚事務局長は、①安全性確認までは一切の原発の稼働停止または建設中、計画中のものの中止を求める原発モラトリアム（一時停止）の運動をおこす。②国民総抵抗の態勢づくりとして、五〇〇〇万署名を二カ年で達成させる。③労組の立場から産別の運動として発展させるとともに、関係地区労に「労災相談所」を開設し、センターを総評本部内におき、労働基準監督署への摘発および点検調査を実施させる、などの諸点を強調した。

総評、社会党、原水禁国民会議および沖縄をふくむ九州全県代表は、二月二五日に徳之島（鹿児島）、三月三〇日に西表島（沖縄県）、それぞれ「核燃料再処理工場建設」候補地の現地調査をおこない、現地労働者、農民との対話を通じ、建設阻止を意思統一した。

核燃料再処理工場建設阻止の闘い

スリーマイル島事故一周年全国集会

スリーマイル島原発事故一周年にあたる八〇年三月二八日、原発モラトリアムを求める会、日本消費者連盟、原水禁、総評、社会党をよびかけ団体とする実行委員会は、東京の清水谷公園で、約一〇〇〇名の参加のもとに「スリーマイル島事故一周年全国集会」を開催した。集会は、国民の生命と健康を守るため、ただちに、すべての原発の運転・建設・計画を一時停止させるため、①原子力開発に関するすべての資料を無条件に公開すること、②既設原発の「安全審査」を公開でやり直すこと、③原発・再処理工場開発の是非を問う国民的公開の討論を保証すること、などを内容とする「原発一時停止宣言」を採択し、集会終了後デモ行進をおこなった（なお、福島原発・高浜原発ヒアリング反対運動についてはⅡ―Ⅺ「農民運動」を参照されたい）。

6　その他の公害問題への労働組合のとりくみ

日教組のNO_2測定運動

日教組は、七九年六月開催の第五三回定期大会で、前年七月になされた「政府の環境基準緩和政策へ対決し、子ども、住民の健康を守るため全国いっせいにNO_2（二酸化チッソ）の定期測量」を実施することを決定した（本年鑑第50集三〇二頁参照）。この大会決定にもとづき日教組公害対策委員会は、八〇年四月、『NO_2測定運動のてびき＝日教組全国一斉大気汚染測定実施要綱』を作成し、六月と一二月に

全国いっせいに測定を実施することを決めた（測定方法は天谷式簡易測定）。また、これと併行して問診による大気汚染健康被害調査を実施することを決めた。『NO_2測定運動のてびき』は、「なぜNO_2測定運動にとりくむのか」のなかで、測定運動を実施する意義について、つぎのように述べている。

【測定運動の意味するもの（要旨）】

(1)　二酸化窒素の濃度と子どもの健康状況との相関性を、全国規模で調査し、子どもの健全な発育にどのような影響があるかを明らかにすること、それによって全組合員・地域住民と共に、環境保全は国民としての生存にかかわる重要な権利であるという意志の統一をはかること。

(2)　環境庁の測定局による測定値とその公表資料の欠落している部分を全国調査で明らかにし、日本の子どもの生活環境の実態を明らかにすること、さらには規制緩和によって公害認定患者を切りすてようとする行政に強力に反対していく足がかりを作りあげること。

(3)　この運動を通じて教育労働者だけでなく、地域住民や父母、労働者とともに生活環境を国民の手にとりもどす大きな運動体の基盤づくりを実現させること。

(4)　各地方の運動の中から各県条例の制定促進と改悪反対や環境基準の改善への取組みを強化し、政府・自民党・独占の国民を見殺しにしている環境行政の実態を国民の前に明らかにさせて、その転換を求める国民運動へ発展させていく。

(5)　今回の測定は、だれでも簡単に取組めることを重点に、さらには多くの地域で現実に取組まれた経験のある天谷式二酸化窒素簡易測定法を採用し、同一カプセル・試薬・比色計を採用して統一的に実施する。

測定は、衆参同時選挙の影響で一部地域では七月に入ってから実施されたが、全国で一万個以上のカプセルが回収された。測定結果は、八月定期大会までに一応の集計がなされ、その後一二月の第二回測定結果と合わせて、「白書」としてまとめられる予定である。

全施労の黄害訴訟裁判　七四年四月に列車のトイレから排出されるし尿公害＝黄害にたいして、国鉄総裁を相手に、列車し尿流出等の差し止めを求め提訴し、六年間におよび裁判闘争をつづけている全施労は、七九年一二月、国鉄当局にたいして申入書を提出、つぎの点について国鉄当局の回答を求めた。

【全施労の国鉄当局にたいする申入れ事項】

㈠　労使間に「労働環境対策委員会」を設置し、屋外に働く施設関係労働者の環境改善を推進するための具体的な取組みを明確にすること。

㈡　筑波大学藤原教授が法廷に提出した「黄害鑑定書」にもとづく黄害解消施策を明らかにすること。

㈢　現在の施設関係職場における黄害被害の実態について、沿線住民に対し、どのような処置をしているのか明らかにすること。

㈣　国鉄当局が主張する「黄害は職員として採用のときに承知しているはずである。ガマンすべきだ」という、いわゆる「受忍の限度」を撤回すること。

㈤　過去における黄害の解消施策を、年度別、施策別に明らかにすること。

㈥　今後の黄害解消施策をローカル線の三〇基地を含め基地別に明確にすること。

㈦　現在のタレ流し便所付緩急車両数及び使用線区を明らかにするとともに、同便所を廃止する措置を早急に講ずること。

㈧　列車便所タレ流しについては、列車黄害解消が実施されるまで進行中の使用禁止間を抜本的に拡大すること。

㈨　中電及びローカル列車についても現在試行中の「車上処理方式」の実績を明らかにすること。

㈩　身体洗浄に必要な浴場の未設置職場に対し、早急に完備すること。

㈠　身体洗浄時間を設定すること。

㈡ 作業中汚染を受けた衣服については、新品と交換ができるよう措置すること。
㈢ 黄害汚染のある施設関係職員に作業衣を増貸与すること。
㈣ 列車の黄害を浴びて働く施設関係労働者の労働条件改善について、具体的な施策を明らかにすること。
㈤ 施設関係労働者に対し、黄害手当の新設及び基本給の上積みを実施すること。

その一方、公害裁判は、七九年四月の第二四回公判で原告側の鑑定書が提出され、八〇年五月の第三〇回公判では、この鑑定書にたいする被告側の証人による反論尋問がおこなわれ、裁判は核心部分に入っている。裁判における原告側の主張の特徴は、職場での労働衛生・労働環境・人権の問題と地域における公害問題を意識的に結合していることであり、この点が注目されている。

自治労の地方自治研究全国集会

七九年一一月六～七日、宮崎市で開かれた第一八回地方自治研究全国集会の環境破壊分科会においては二三のレポートが発表された（同分科会参加者は一五二人）。

自治研全国集会では、一九六六年以降公害（環境破壊）分科会が常設されてきたが、第一八回集会での環境破壊分科会の特徴は、まず第一に、政府および自治体の環境・公害行政の後退にたいする闘いが報告されていることである。千葉県職労は、国のNO_2環境基準緩和に追随しようとする県にたいして、NO_2全県七〇〇〇カ所いっせい調査と健康アンケート調査をおこない、新基準の不当性を明らかにし、そのなかで「いのちとくらしを守り公害の根絶をめざす」要求署名を、わずか一カ月間で五万人以上集めたこと、県職労は、約七〇名の組合員が川崎製鉄の六号炉建設（操業）差し止め、損害賠償等を請求する千葉川鉄公害裁判の原告に参加し、活動を展開していることなどを報告した。倉敷市職労は、倉敷加特定気道疾ぺい医療費給付条例の廃止に反対する闘争について報告した。そのなかで、市職労も参加して支援共闘会議を結成し、二万七三六五名の条例廃止反対請願署名を集めるなどの活動によって、世論を大きく高めたこと、しかしそれまで公害反対闘争の中心的役割を果たしてきた川崎製鉄労組や三菱自工労組などコンビナートの主要労組が、「公然と公害を是認する方針に変わった」こと、そして、七九年六月議会で、患者らの反対を無視して条例廃止が可決されたことが報告された。都職労首都公害支部は、NO_2環境基準告示取消訴訟について報告し、「NO_2訴訟を共に闘う会」に団体加盟していること、大阪府本部府職労は、NO_2環境基準緩和に反対して、簡易測定運動に参加し、また独自の小冊子を作成し職場討議がなされたことなどを報告した。

第二には、今回はじめて反原発分散会が設けられ、三労組から報告がおこなわれた。京都府府職労丹後支部は、一九七五年に熊野郡地区労協、社会党、共産党などで「久美浜原発建設反対連絡会議」を結成して今日まで建設を阻止していること、七九年三月のスリーマイル島の事件発生後、熊野地労協は原発反対署名運動にとりくみ、有権者の三分の二を超す署名を集め町議会へ提出したなどの活動を報告した。また、三重県熊野市職労、山口県豊北町職労も、地域住民との共闘のなかで原発の建設を阻止していることを報告した。

第三は、地域開発・工場立地にかんする報告が多くされたことである。すなわち、青森県本部の「むつ小川原開発に伴う移転者の生

活実態意識調査」、酒田市職労の「酒田北港開発と黒松林の伐採」、鳥取・岸本町職の「藤本製薬株式会社山陰工場建設阻止について」、牛深市職の「国営羊角湾総合開拓パイロット事業の破綻」、広島・大崎町職労の「大崎火力発電所建設反対の闘い」、八号地阻止大分県民共闘会議の「大分新産業都市八号地阻止裁判闘争について」などがそれである。

7　全国公害連の全国交流集会

一九八〇年三月一三～一四日、全国公害弁連は、広島県三原市において八〇〇名の参加のもとに全国交流集会を開催した。全国公害弁連小林事務局長（自治労本部中執）、広島県労会議後藤事務局次長を議長団に選出し、主催者を代表して新村猛代表委員が、巨大火力発電集中立地の芸南地域で開催する意義を訴えた。その後地元を代表して広島県労会議今田議長が歓迎挨拶し、日本社会党、公明党、日本共産党の各代表が決意表明をした。つぎに福田勝代表委員（総評本部生活局長）が基調報告をおこない、①失敗と練り直しの繰り返しであった旧全総、新全総はすでに破綻し、当然、三全総は根底から見直しをさせなければならない、②環境アセスメント法は住民参加と公開の原則を保障しなければならないのに、環境庁の案は後退に後退をかさね、法の名に値しないものになっている、④環境問題は多くの住民運動の課題と関連づけて総合的な問題として提起していく必要があるなどを訴えた。

つづいて、①広島県芸南地域火電集中立地阻止の闘い（広島県労会議・竹島、豊田地区労働組合大崎労協議長・藤解公司）、②きれいな空と健康なからだを（新日本婦人の会中央常任委員・伊藤弥栄子）、③新大隅開発計画反対の闘い――その歴史と現況・課題について（鹿児島県評・曽於地区労働組合評議会事務局長・柿並三郎）、④大分新産都市闘争（大分新産都市八号地阻止県民共闘会議事務局長・稲生享）、⑤スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざすスモン闘争（スモン広島弁護団副団長・西本克命）の五つの報告がおこなわれた。そして第一日目の夜は、三原市、竹原市、安芸津町、大崎町の四カ所で住民との「芸南火力を考える交流の夕べ」を開き、全国からの参加と熱心な討議がおこなわれた。そして第二日目に入り、⑥瀬戸内海の環境保全と赤潮について（自治労広島県本部・広島県職員組合副委員長・蒲原敏博）、⑦きれいな水といのちを守るために――合成洗剤の追放めざして（日本婦人会議中央常任委員・滝野嘉津子）、⑧むつ小川原開発の現状と問題点（むつ小川原開発反対闘争本部対策委員・馬場明雄）、⑨広島県海田湾埋立反対の闘い（広島県労会議・広島地区労働組合安芸地区協議会事務局長・坂本孝三）、⑩環境アセスメントの民主的役割と今後の課題（日本科学者会議共同活動部長・本間慎）、⑪環境破壊をストップさせる東京アセスメント制定直接請求運動（東京地方労働組合評議会常任幹事・村上寿三）の六つの報告と、福田代表委員のまとめがおこなわれ、最後に「巨大な芸南火力発電計画を阻止し、瀬戸内海の環境保全をはかる特別決議」と「集会宣言」を採択した。

翌三月一五日、全国公害弁連は「特別決議」にそって広島県知事にたいして、①芸南火力発電所建設を強行させず、建設を再検討させること、②海田湾の埋立は裁判の結論が出るまで工事を中止し、住民と話し合いに入ること、③瀬戸内海にたいして窒素およびリンの水質環境基準を定め、総量規制を強化すること、ＣＯＤでしかおこなわれていない総量規制を栄養塩基にも適用することなどを申し入れた。なお、全国公害連は、全国交流集会に先立ち三月四日、環境庁長官にたいして、広島県知事宛と同じ内容をふくむ申入書を提出した。

【参考資料】 (1)全国公害弁連『公害弁連第九回総会議案書』一九八〇年三月、②環境週間・第五回全国公害被害者総行動デー実行委員会『連帯して公害の根絶を』一九八〇年七月、(2)①「びわ湖につづけ！合成洗剤追放運動」『環境破壊』一九七九年一二月、②井上甲「合成洗剤追放運動の成果と今後の課題」『社会主義』一九八〇年三月、③井上甲「合成洗剤追放県条例を生んだ滋賀の運動」『月刊地域闘争』一九八〇年四月、④「無リン洗剤の有毒性を問う＝合成洗剤追放全国活動者集会開催」『環境破壊』一九八〇年五月、⑤きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会『びわ湖につづけ合成洗剤追放運動』一九七九年一一月、⑥全水道『第二九回定期大会報告資料集』、(3)①東京地評『直接請求運動〈実施要綱〉』一九八〇年二月、②東京地評『直接請求運動討議資料』、③アセス直接請求をすすめる会『アセスニュース』一九八〇年六月二〇日付、④村上寿三「環境破壊をストップさせる東京アセスメント条例制定直接請求運動」『環境行政の後退と大企業の横暴を許さず住民のいのちと健康を守る全国交流集会・報告資料集』公害対策全国連絡会議一九八〇年三月、(4)日教組公害対策委員会『NO_2測定運動のてびき――日教組全国一斉大気汚染測定実施要綱』一九八〇年四月、(5)『全施労新聞』一九八〇年七月一五日付、(6)①『月刊自治研』一九七九年一二月、②自治労『第一八回地方自治研究全国集会・自治研報告書集』、(7)①公害対策全国連絡会『環境行政の後退と大企業の横暴を許さず住民のいのちと健康を守る全国交流集会、報告・資料集』、②『第六一回総評定期大会各局報告書』、(8)①『第六一回総評定期大会各局報告書』、(9)①『公害弁連第九回総会議案書』、②全国公害連『環境行政の後退と大企業の横暴を許さず住民のいのちと健康を守る全国交流集会・報告・資料集』

VIII 社会保障闘争

概要□医療保障闘争――健保改革法案廃案へ／総評・中立労連のとりくみ／医団連、保団連、患者団体の健保改悪反対運動／同盟の医療保障へのとりくみ／**老齢保障闘争**――厚生年金改悪反対闘争／共済年金改善闘争／九・一五高齢者大集会／全国高齢者・退職者の会の活動／同盟のゆたかな老後をつくる運動／老地連の福祉後退抵抗運動／**その他の社会保障闘争**――社会保障予算削減に反対する運動／老人ホーム有料化反対運動／障害者の生活保障を要求する会の活動／堀木訴訟闘争／社会保障学校

概要

一、七九年後半から八〇年前半にかけて、わが国の社会保障制度は、社会保険、福祉の分野全般に抜本的改革がすすめられた時期で、運動もこれらの動きに対応してすすめられた。

一、医療保障の分野では、七九年前半にひきつづいて、被用者の健康保険制度の抜本的改革を内容とする法案審議にあわせて闘争がすすめられ、八〇年春以降には自民、社会、公明、民社四党合意による修正案が提示されるなど新たな動きに対応してたたかいがとりくまれた。

一、老齢保障の分野では、七九年四月に年金制度基本構想懇談会の最終報告が発表され、一〇月には社会保障制度審議会から、七七年一二月の建議の続編がまとめられた。総評は独自の年金改革案中間報告を発表し、共済年金、厚生年金改正法反対闘争にとりくんだ。同盟は、厚生年金受給年齢引き上げに反対し、ゆたかな老後をつくる運動をすすめた。

一、国家財政逼迫を理由に、八〇年度国家予算における社会保障予算大幅削減の動きにたいして予算反対闘争がとりくまれた。老人ホーム費用徴収問題連絡会議は、老人ホーム費用徴収反対運動をすすめた。

一、児童扶養手当と障害福祉年金の併給制限の違法性を争い最高裁に係属中の堀木訴訟は大詰めを迎え、堀木訴訟中央対策協議会を中心とした運動がすすめられた。

1　医療保障闘争

健保改革法案廃案へ

七九年八月の第八八臨時国会に提出された健保法改革案は、衆院解散により自動的に廃案となったが、同年一二月の第九〇臨時国会にふたたび提出され、継続となり、第九一通常国会にもちこされた。八〇年二月に衆院社労委で厚相の提案理由説明がおこなわれ、八〇年度予算の成立した四月上旬以降、重点的に審議がすすめられた。

自民党は、政府案を大幅修正してでも今国会で成立をはかるとの方針を確認し、四月一七日には第一次修正案を提示した。その後自民党は、社会、公明、民社三党と個別折衝をおこない、四月二三日に第二次修正案、四月二五日に第三次修正案を提示した。これにたいし、社会、公明、民社三党案が示され、四党間で話し合いがおこなわれた結果、同日午後一〇時に四党合意が成立し、五月七日衆院社労委可決の見通しとなった（合意の内容は第Ⅲ部Ⅴ「社会保障」参照）。

ところが、連休明けの五月七日、日本医師会が、健保法修正案がたとえ継続審議になっても、自民党地方区での選挙協力は一切おこなわない、という全面反対の声明を発表したため、参院選挙をひかえた自民党内の事情により、議がストップするという事態が生じた。これにたいし野党三党から抗議があり、五月八日以降ふたたび四党の社会労働委員による健保法案のツメがおこなわれたが、①政管健保保険料弾力条項発動の条件、②それにともなう国庫負担の連動、③借入れの条件、④累積赤字の処理の四項目について、与野党双方に歩みよりがないまま、五月一六日内閣不信任案可決、衆議院解散により、法案は審議未了廃案となった。こうした国会内での動きを背景に、この時期の医療保障闘争は展開された。

総評・中立労連のとりくみ

総評は、七九年七月の定期大会で、健保改悪阻止闘争を社会保障闘争の重点課題としてとりくむことを確認し、八月一〇日には、①制度間財政調整法案反対、②保険外負担の解消、③本人・家族の一〇割給付、④薬価基準算定方式の改善などの要求をふくむ社会保障制度改善に関する要求書を予算要求書とともに厚相へ提出した。九月五日には、総評全国社会保障担当部長会議を開き、秋から八〇年春闘へむけて、健保改悪阻止、年金改善の全国的な運動の展開を確認し、一一月二一・二二日の関東ブロックを皮切りに一二月一四・一五日の北信越ブロックにいたる七ブロックで、それぞれ一五〇～二〇〇名の単組、地区労代表の参加で、ブロック討論集会をおこなった。

七九年一二月二一日、総評は東京・社会文化会館で全国単産・単組代表による「八〇年春闘共闘全国健保組合対策会議」を開き、八〇年代を展望する運動の重点の一つとして、①各健保組合・共済組合で健保改悪反対の機関決定をおこなう、②健保・共済組合の民主化を通じた医療制度の不備・矛盾の是正、③民主的な組合づくりの

政策・方針の確立、④三・七闘争の強化、を確認した。

年が明けて、一月一六日、春闘共闘会議社会保障対策委員会は総会を開き、健保改悪阻止、年金改悪反対、低所得者の生活危機・福祉充実を求めるたたかいを軸とする、八〇年春闘の社会保障闘争方針を確認し、健保・年金改悪反対の全国的な署名運動を実施することを確認した。三月一八日、中央社保協は、「健保・年金の全面改悪に反対し、国民年金、福祉を改善する中央集会」を約八〇〇名の参加で開いた。

八〇年度予算が成立し、健保法改革案の審議がすすめられ、自民党第一次修正案が提示されると、総評は、四月二一日幹事会で、自民党修正案は政府案と本質において変わらないものであり、その廃案をめざし強力にたたかう、という態度を決定し社会党はじめ野党各党に協力を要請した。

さらに自民、社会、公明、民社四党合意成立後には、四月三〇日社会保障部長対策会議を開き各単産と意見を交換したのち、五月六日に、総評・中立労連社会保障対策委員会で「健康保険法案・厚生年金法案の四党合意事項について」を発表した。健保に関する四党合意については、給付率の引き上げという評価できる点もあるが、まだ多くの問題がある、以下の点について国会で修正または言質をとるよう社会党はじめ各党に強く要請する、①高額療養費自己負担限度額を二万円（低所得者一万円）とする、②保険料率の弾力条項の上限を引き下げ国庫負担との連動をおこなう、今年中一〇〇〇分の八〇は変更しない、③附加給付・財政調整については現行どおりとする、④医療供給体制の改善、保険外負担の解消、薬価基準の改善について具体的に確認する、⑤国保はじめ他の健保との関連を明確にする、という内容だった。

国会内で健保法案の審議がすすむさなか、春闘共闘会議は数次にわたる国会請願行動をおこない、一〇〇万人をこえる健保・年金改悪反対署名を集約した。

医団連、保団連、患者団体の健保改悪反対運動

八〇年四月七日、自民党が、政府案にたいする修正(案)を発表したのち、四月九日 医労協常任 幹事会は、「健保改悪粉砕のため全力で闘おう——重大な国会情勢にあたっての緊急アピール」を発表し、四月一〇日保団連は、自民党案に示された入院一〇割・外来七割給付、医療機関の指導・監査の強化を批判し、自民党の健保修正案に反対する声明を発表した。

自民党の第二次修正案が提示された翌日の四月二四日、医団連は健保改悪反対の決起集会を開き国会・厚生省へ抗議のデモ行進をおこなった。

四党合意の成立した後、四月二六日には保団連が、入院と外来で給付格差をつけたことは、早期発見・早期治療の原則を忘れたものであり、本人の外来九割給付は受診抑制を招くとともに、医療機関の窓口事務の繁雑さをいっそう増加し、老人医療有料化に先鞭をつけるものだとして、健保法改正原案そのものの廃案を強く要請した。四月二七日保団連中四国ブロック会議が四党修正案にたいして反対決議をおこなった。四月三〇日医労協は、四党合意にたいし、健保本人の一〇割給付を崩すことは、①健保制度の根幹を破壊する、②老人医療の有料化、結核・精神病・難病などの公費医療制度の改悪に途を開き、③わが国の社会保障制度の大幅な後退に連動していくという見地から、第一一回常任幹事会で「医療後退生み出す四党合

意に反対し、健保改悪法案の廃案めざし奮闘しよう」を発表した。

患者団体も反対を表明し、五月一日全国腎臓病患者連絡会議は、「健保法四党合意案に関する見解」を発表、腎臓病患者――透析患者の立場から同案を批判した。五月六日には、日患同盟が四党修正案について、①長い間かかって築いてきた被保険者本人の外来給付を九割に下げた、②給食費相当額一日一〇〇〇円の患者負担、③保険料の引き上げ、を批判し、とりわけ外来九割負担は結核、肝臓病などの長期慢性疾患患者の治療を中断に追いこむものである、として反対を表明、将来の医療保障制度に禍根を残すことのないよう善処を強く求めた。また、同日、全国患者団体協議会も、四党修正案が、①健保本人の入院で一カ月二万円、外来で一割負担、②保険料の大幅値上げ、③高額療養費患者負担限度額が政府案より高い一万五〇〇〇円であることなどを批判し、修正案の成立は、各種公費負担医療のいっそうの保険優先、公費患者の締め出し、所得による一部負担の導入など全面的改悪に途を開くもの、として廃棄を求めた。

五月七日、九日、一二日～一五日に、医団連は終日国会行動をおこない、医労協は五月九日に、当面の健保改悪反対宣伝のポイントとして「自社公民四党修正は健保大改悪の本質をなんら変えるものではない」を発表した。

同盟の医療保障へのとりくみ

健保法改正案については、審議を通じて同盟の改正要求の実現をはかるという方針を確認するとともに民社党と協議しつつ対処してきた。七九年一二月四日には、厚生大臣にたいし当面の重点課題となっている医療保障・年金制度の改正について申入れをおこなった。この申入れの医療保障に関する部分は、①医療保険の内容の改正、②医療保険の体系整備、③診療報酬、支払制度の改善、④医療供給体制の整備・充実、⑤健康対策の確立からなっている。また、被保険者に健保制度にたいする理解と協力を得ることを目的に、医療費通知運動の実施を健保組合と連携して実施していくことを確認し、現在実施中である。

七九年八月六日～八日、岡山県で約九〇人の参加で、医療問題に焦点をしぼった全国福祉研究集会を開いた。①医療保険の周辺問題、②医療保険と支払制度の二つをテーマに、シンポジウム「医療保障のあり方を求めて」をおこない、江見康一一橋大学教授、水野肇医事評論家、吉村仁社会保険庁参事官が講師として参加した。

2 老齢保障闘争

厚生年金改悪反対闘争

七九年四月年金基本構想問題懇談会はぼう大な最終答申をまとめ、九月三日には社会保険審議会が厚生大臣に「厚生年金制度改正に関する意見書」を提出した。さらに一〇月には社会保障制度審議会が「高齢者の就業と社会保険年金」と題する七七年一二月の建議の続編をまとめた(Ⅲ―Ⅴ「社会保障」参照)。こうした動きのなかで、わが国の公的年金制度は、その抜本的改革へむけての作業が具体的に開始された。

厚生省は、八〇年一月一九日社会保障制度審議会と社会保険審議

会に、厚生年金法等の一部改正案を諮問した。

この諮問案は、給付水準、遺族年金および加給年金の引上げという改善面はあったものの、①老齢年金支給開始年齢の六五歳への引上げ、②保険料の大幅値上げ、③遺族年金の支給について四〇歳未満の子なし寡婦には支給しないという改悪をもり込んだものであった。このような案にたいし総評・労働団体・民主団体は、健保改悪反対闘争とあわせて反対運動にとりくんだ。国民春闘共闘会議は、一月一九日社会保険審議会総会に先立ち、会長らに支給開始年齢引上げについて、①五五歳定年制が民間企業の四割をこえる、②昨年の社保険審意見書では、三者構成のうち労使が反対しており今回の諮問は意見書に逆行する、③共済年金との官民格差をふたたびもちこんで将来の一元化にブレーキをかけている、としたうえ、支給開始年齢の引上げは年金制度全般におよぶ不当かつ重大な攻撃であるとして、これに反対し年金改正案の修正をおこなうよう要請した。

同盟は、七九年一二月四日、厚生大臣にたいし当面の重点課題となっている医療保障・年金制度の改正について申入れをおこない、年金制度の改革について、①ナショナルミニマム年金の確立、②妻の年金権の確保、③老齢年金の支給条件について官民格差の是正をはかる、④労使による保険料負担は労三対使七とする、⑤スライドは賃金スライドとするなどの考え方を示した。また、政府の厚生年金改正のための諮問案にたいして、①老齢年金の支給開始年齢の引上げについては、定年制および雇用の現況、年金財政の現況、共済年金の支給開始年齢との格差是正の観点から強く反対し、②保険料率の改正については、財政見直しに関連して保険料率の引上げはやむを得ないものの一挙に大幅な引上げをすることは、被保険者の生計を圧迫することになるから段階的引上げをすることを調整するよう求めた。

このような反対運動の成果として、始年齢引上げを訓示規定として付則にされた。国会での審議がすすむなかで〇年春闘における社会保障闘争の主軸動を健保改悪反対運動とあわせてとり

四月二五日には、自民、社会、公明年齢に関する訓示規定の削除、②四〇対象から外すことを削除、③保険料を下げる、という合意が成立した。これ労連社会保障対策委員会は、①保険料こと、②年金積立金の管理運営を被保面共済組合なみとすること、という要生年金改正法案を健保と切り離して成民党は同時決着をゆずらず内閣不信任

総評厚生年金対策委員会は、厚生年政策討議をおこない八〇年二月の臨時報告の内容は、①支給開始年齢を六〇女子五五歳とする、②拠出期間二〇年号条約の示す水準に適合するよう拠出与総額の四五%以上とする、④老後のと、を目的として各制度に共通した同る、⑤標準報酬月額は下限を六万円とする、⑥賃金自動スライドとする、などである。また未検討事項とし

て①婦人の年金権、②遺族年金、障害年金の支給条件と給付率、③年金財政計画と基金の管理運営、④経過年金の給付水準のあり方と財源措置、⑤国民年金における所得比例年金の導入の是非と方法、⑥業務処理体制の改善と一元化に関する措置六項目をあげている。

総評は五月一二日、東京・日本女子会館で厚生年金対策委員会を開き厚生年金改革について協議した。午前中は総評がまとめた「厚生年金制度改革のための提案」を説明し、午後、同提案をめぐってパネルディスカッションを開いた。午後のパネルディスカッションでは、地主重美千葉大教授、久保まち子日本女子大教授らが同改革案についての意見を述べた。

共済年金改善闘争

共済年金改正法案は、大蔵省が七九年度の国家予算編成時にとつじょとして公表し、二月二一日衆参両院に提出されたものである。これにたいし社会・民社・公明・共産の四党は、支給開始年齢延長の問題で反対の態度をとり、この部分を削除した法案を対案として提出し、総評は共済組合対策委員会を中心として七八年一二月からこれに反対し阻止する闘争を組織し、七九年春闘における社会保障闘争の主軸としてとりくんできたが、結局、政府原案とあまり時間切れで廃案となった。

七九年七月二三日総評共済組合対策委員会は、今後の対策を協議するため総会を開き、既裁定年金のスライド等の改善と共済年金の支給開始年齢の引上げ等の二つの部分は分離して、スライド等の改善はすみやかに実施すべきであることを基本に今後追求する六項目の課題を確認した。

法案通過の最終段階で、総評共済組合対策委員会は、①法案は分離はほとんど不可能な情勢となった。したがって雇用や支給開始年齢等の諸項目について最大限の条件をとらねばならない、②公労協と公務員共闘については、法案取扱いについてたとえば法案成立の時期について若干の差異がある、という情勢判断をおこない、総評五役に態度を一任することにし、総評五役会議として協議し態度をとりまとめることを確認した。一二月六日開かれた、総評と社会党の協議の結果、最終的に社会党側から出された党としての法案は年内に処理する、具体的にはさらに総評と協議するとの見解を確認した。

第九一通常国会は一二月二一日開会され、この日、本法案は可決成立した。この共済組合年金法案には、野党や総評などの反対、修正要求を反映して、異例の付帯決議がつけられた。総評は大蔵省共済課と法案の具体的条件について詰めてきたが、一二月二二日総評生活局長と大蔵省共済課長の間で、共済組合法等の改正案成立に伴う附帯決議の処理等について口頭確認をとりまとめた。①国公共済の退職年金支給開始年齢を段階的に引き上げて六〇歳支給を原則とすることになったが、各省における退職勧奨年齢もそれに応じて段階的に引き上げていくよう努める、②減額退職年金については、一般的には退職年金支給開始年齢の五歳前からとするが、勧奨等による退職の場合はさらに五年前から選択できる、③国庫負担割合については検討をつづける、④懲戒処分者等にたいする共済年金の制限のあり方については、緩和の方向で再検討する、⑤共済制度全般と通ずる基本問題に関し調査審議するための機関の設置についてとりくむ。

九・一五高齢者大集会

七九年九月一四日、東京で第九回目の九・一五高齢者大集会が、高齢退職者を

中心に約一万人の参加で開催された。九・一五大集会の中心スローガンは、医療保険改悪、年金保険制度の再編成、地方自治体での福祉後退などの動きを背景に、①福祉の後退を阻止し今こそ社会保障の充実を、②労働者の雇用保障、労働の実情を無視した年金開始年齢の延長をゆるすな、③福祉年金、遺族年金の大幅引上げ、婦人の年金権を早急に確立させようという内容で、この三本の柱にそった二一項目の統一要求をかかげた。

全国高齢者・退職者の会の活動

結成以来九年を経過した全国高齢者・退職者の会連絡会議（略称・全国高退連）はきびしい情勢のもとでたゆみない運動をおこなってきた。七九年度中に、この組織に加盟したのは、NHK退職者全国協議会で、七九年一〇月現在で一九単産二一万二六四一名（うち民間一万二九八名）の組織となった。ただ民間単産退職協は、まだ四単産にすぎず、定年退職者の把握の困難な民間企業労組の一面がある。また県退職協は、沖縄をのぞく四六都道府県に結成され、県評や地区労の協力を得ながら、七九年度二三万八八九名となり、うち民間組織は四万三六四名である。運動課題は、①医療保障、②年金と老齢保障、③高齢者雇用の三つである。

同盟のゆたかな老後をつくる運動

同盟は、国民運動の一環として「ゆたかな老後をつくる運動」を軸とする高齢者の福祉の向上をめざす活動を、七九年の下半期の活動の中心とした。敬老の日を中心に九月を運動月間として、昨年より五地方多い二五地方を重点地方に指定し、運動を展開した。中央では、これまでの運動の成果、今後の政策要求をアピールしたリーフレットを二種（各二〇万枚）と、政策要求の解説資料五〇〇〇部を作成配布し、七九年一〇月二六日東京で、〝ゆたかな老後をつくる運動高齢者代表者会議〟を九〇人の参加で開催し、会議後、労働大臣にたいする雇用保障に関する申入れとあわせて、厚生大臣にたいする高齢者福祉の推進に関する申入れをおこなった。

老地連の福祉後退抵抗運動

老後保障地域団体全国連絡会（略称・老地連）は七九年から八〇年にかけての主要な活動として、例年どおり国会予算編成時にあわせて、七九年一二月下旬の約一週間、厚生省前で、「軽老政治をやめろ、老人医療有料化反対」などの横断幕をかかげ座りこみをおこなった。とくに東京都が八〇年一月一八日に、敬老パスを廃止し、所得制限を導入して老人パスとしたことに抗議するため、都老協が老地連の協力のもとに、早期から都庁前でのビラ配布、知事、都の各政党への要請行動をおこない、午後からは、集会にひきつづき正門前で座り込みをおこなった。東京、神奈川、埼玉、千葉の老地連は、地方自治体への要求行動をつづけてきたが、その結果、千高連・習志野では医療無料化の年齢引下げ（七〇歳を六八歳）、神高連・横浜では在宅ねたきり老人へ一日一組のおしめ支給に成功した。

3　その他の社会保障闘争

社会保障予算削減に反対する運動

国家財政逼迫を理由に八〇年度予算編成において福祉予算削減の方針がうちだされたのにたいし、社会保障予算削減に反対し大幅増額を要求する運動がとりくまれた。

七九年一一月一三日には九・一五実行委員会が総会を開き、「福祉切りすて、弱い者いじめの社会保障予算大削減方針に反対する」声明を発表し、一一月二七日には、総評・春闘共闘会議の後援で全日自労、全生連、老地連、民医連、日社労組などが、東京で「暮らしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会」を約四〇〇〇人の参加で開いた。

一二月六日には、春闘共闘会議が、東京・社会文化会館で「国民生活を破壊する福祉切りすての予算をゆるさない――一九八〇年度社会保障予算要求中央集会」を開き、①福祉切りすて社会保障全面後退・国民生活破壊の大削減予算の撤回、②国民春闘会議の社会保障統一要求実現の二項目を決議し、集会と並行して決議の実現のために、大蔵省・厚生省と交渉した。さらに、一二月一二日には、春闘共闘会議の後援で、九・一五実行委員会が東京において「社会保障・福祉の全面後退を阻止し高齢者、年金生活者の生活改善をもとめる予算要求中央集会」を開き、あわせて対政府交渉をおこなった。

一二月一七日には、東京・九段会館で福祉三団体（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、民間社会福祉労働組合全国連絡会、全国保育要求統一実行委員会）が、全国各地の福祉諸分野から約一五〇〇名の参加で、〝実現させよう、子ども、障害者、老人のねがいを〟を中心スローガンに、予算獲得決起集会を開き、並行して対政府交渉をおこない、集会後、国会へのデモ、請願をおこなった。

老人ホーム有料化反対運動

七九年一一月二〇日に発表された「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準の当面改善について」と題する老人福祉専門分科会の意見書から二カ月後に、厚生省は費用徴収基準案を発表し、八〇年四月一日から実施するという計画をうちだした。こうした状況のなかで、老人ホーム費用徴収に反対する運動がとりくまれた。

八〇年二月八日、中央社会保障推進協議会、「低所得者・失業者・高齢者・障害者のくらしと福祉、地方財政の危機を打開する国民大集会」運営会議、老後保障地域団体全国連絡会が中心となって、老人ホーム費用徴収問題全国連絡会議が結成された。二月二〇日には、老人ホーム費用徴収問題に関するアピール――高齢者総貧困化への地ならしは許せない――を発表し、厚生省との交渉をおこない、並行して老人ホーム費用徴収反対署名運動をおこなった。八〇年六月末現在、アピールにたいして、約三五〇名の学者・文化人が賛同し、反対署名は九五〇〇をこえた。このような運動の成果として、当初の四月一日実施予定が延期され八月一日実施となり、さらに東京、京都では、一一月一日からとなった。

障害者の生活保障を要求する会の活動

障害者の生活保障を要求する連絡会議（略称・障害連）は、障害者実態調査について厚生省と八カ月にわたる交渉をおこない、調査方法、項目などを改めさせ、実施予定を八〇年二月まで遅らせた。また、この交渉をきっかけに厚生省が設置した「脳性マヒ者等全身性障害者の自立促進研究会」にも、障害連代表として二名の委

員を参加させることになった。

さらに、八一年は国連の決議にもとづく障害者年であり、障害者の社会への「完全参加と平等」をテーマに、そのための施策が各国に求められている。障害連は、八〇年五月総理府に発足した「国際障害者年特別委員会」に、障全協、日身連とならんで委員を送り、障害者の事業、国内行動計画の策定にあたる企画部会のメンバーとなった。

七九年一二月四日には、東京で、総評、全障連、全脊損共催の年金シンポジウムが開かれ、車イスをふくむ多数の障害者が参加した。組織的にも団体加盟参加だけでなく個人加盟を認め、新しい門戸が開かれた。

堀木訴訟闘争

児童扶養手当と障害福祉年金の併給制限を適法とし、堀木さんの訴えをしりぞけた大阪高裁判決の破棄を求め最高裁第一小法廷に係属中の堀木訴訟は大詰めを迎え、堀木訴訟中央対策協議会を中心とした運動がすすめられた。七九年一〇月二〇日には、東京・社会文化会館で、「堀木訴訟勝利をめざす中央総決起集会」が開かれ、最高裁への要請行動がおこなわれた。中央対策協議会は、一一月二一日、東京で拡大三役会議を開き、最終段階の行動方針を決定、一一月二七日のくらしと福祉を守る大集会、一一月二五日の障全協全国集会などで裁判情勢を訴えた。

社会保障研究者や活動家からなる社会保障研究会は、一一月一〇日（控訴審敗訴の日）に臨時総会を開催し、「堀木訴訟最高裁判決を迎えるにあたって――人間の尊厳にふさわしい判決を切望する」という声明文を発表、賛同者名を付して最高裁へ提出した。堀木訴訟対策協議会は、八〇年一月一五日に、東京で全国活動者会議を開き、毎月五日、二〇日を全国統一行動日に設定し、街頭行動、学習会などの運動にとりくむことを確認した。二月二一日には、春闘共闘会議にたいして、堀木訴訟を春闘課題としてとりあげ、「公正裁判要請署名」への支援・協力おこなうよう要請した。また五月五日には、東京・障害者福祉会館で「堀木訴訟勝利をめざす憲法集会」を開くほか、毎月二、三回の最高裁要請行動、傍聴行動を継続的におこない、持続的な運動をすすめた。

社会保障学校

第九回社会保障学校（八〇国民春闘共闘会議、中央社会保障推進協議会共催）は、〝八〇年代の社会保障の思想〟をメインテーマに、七月九日から四日間仙台市郊外で約四〇〇名の参加で開催された。講演テーマと講師はつぎのとおり。一日目「八〇年代の社会保障の思想」坂寄俊雄立命館大教授、二日目「八〇年代の労災職業病」藤本武労研客員所員、「社会保障の国際動向」上村政彦名古屋市立大教授、三日目「老人医療を中心とした医療保障の動向と課題」西三郎国立公衆衛生院、「国際障害者年と八〇年代の福祉」真田是立命館大教授、「高齢化社会と所得保障」河野正輝岡山大助教授、「質問に答える社会保障の現実」佐藤進日本女子大教授、四日目「国民春闘と社会保障闘争」福田勝春闘社保対策委事務局長。

【参考資料】(1)総評第六一回定期大会報告、(2)同盟第一六回年次全国大会資料、(3)『週刊社会保障』、(4)『週刊社会保険旬報』、(4)老地連・都老協の機関誌『老後のくらし』、(5)『堀木訴訟中央対策協ニュース』、(6)医労協機関誌『医療労働』

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――ひきつづく経営の基盤震動、預金増加率さらに低下／全国統一オンライン化への基礎としての統一システムの開発着手／組織基盤の強化・拡大／「財形シンポジウム」開催／全国労金中期計画の策定／労働者共済運動――長期計画案の策定／自動車共済および単産共済との「任意結合」問題／迫られる制度の見直し／生活協同組合運動――組合員のくらしと生協運動をめぐる情勢／組合員の生活密着型の商品活動強化で前年を上回る供給／中期計画のとりくみをとおし全国連帯／労働者住宅運動――着工戸数は停滞／勤住協・中期計画は順調スタート、年金住宅は減少／制度改善面で前進／年金転貸融資の条件緩和と転貸資金の逼迫／すすまぬ公務員財形／地方自治体の住宅生協助成調査と住宅生協の新動向

概要

一、預金伸張率のいっそうの鈍化、年度間公定歩合で五度、預金利子で四度もの引上げのもとで収支利鞘の縮小など、業況に困難さを加えた労働金庫運動では、労金法改正の目途がつき、全国オンライン化への基礎としての統一システムの開発着手、八〇年代初頭の中期計画の立案など展望をきりひらくべく模索がつづいた。

一、八〇年代の長期計画とその第一期中期計画の検討をつうじて、展望開拓を求めてきた全労済の運動は、単産共済と地域共済の競合という懸案の問題で、自動車共済で両者の「任意結合」をはじめ部分的に協同をつくりあげることに成功したが、一方で、社会的ステイタスの拡大した条件のもとでの制度政策の発想の転換を迫られつつある。

一、生協運動は、組合員のくらしが実質賃金の低下に脅やかされ、加えて流通業界の競合下の生協規制の強まりのなかで、商品活動への組合員参加、CO－OP商品の開発・結集を軸に、大衆的基盤に支えられて前進をつづけ、取扱い事業高は一兆円目前にまできた。そしてなお、中期計画をつうじて連帯活動を広げつつある。

一、基本的構造的な弱点をかかえ久しく低迷をつづけた労住運動は、ほぼ懸案の在庫問題を解消し、七九年度は、勤住協について若

干の制度面の改善も獲得した。また勤住協が策定した中期計画にもとづく建設計画は順調なすべり出しをみせ、用地取得も前進したほか、いくつかの前向きのとりくみ事例があらわれた。

1　労働金庫運動

ひきつづく経営の基盤震動　預金増加率さらに低下

一九七九年度は、前年末の第二次石油危機を契機とした石油製品価格の暴騰や、アメリカを中心とした国際的な高金利環境の進展、それに伴う円安の進行等を通じ、物価の上昇圧力が加わり、卸売物価は前年比二二・八％（三月末）、消費者物価は七・二％（同）上昇した。一方、全体として景気回復基調が伝えられるなかで、賃金のアップは抑制され、企業倒産も一万六五〇〇件と史上三位の件数を記録するなど、国民生活の不安要因を増大させた。公定歩合は、このわずか一年の間に五度にわたり引上げ改定され、戦後最低といわれた三・五％から、最高時と並ぶ九％まで、一気に引き上げられてきた。

労働金庫の会員基盤は、こうした状況のなかで、七七年度来の間接構成員数の減少をようやくくいとめ約九万五〇〇〇人の増加へと転じたが、実質賃金の低下があらわれるとともに個人預金の伸びは弱まり、全国労金の預金増加率は一四・二八％と、史上最低といわれた前年度増加率よりさらに一・六七％下回り、期末、二兆六一五五億円の預金残高にとどまった。年度間増加額では三二六九億円とかろうじて前年度増加額を一二〇億円上回ったが、預金運動月の増加額累計三五九六億円と比べても大きく下回り、勤労者の家計が、平常月において預金の引出しにより月々の収支のつじつまをあわせている実態をますます強く反映するようになった。

公定歩合に連動し、預金金利も四次にわたり引き上げられたが、これに伴う貸出金利の引上げ改定のなかでは、住宅ローン金利が政策的に引上げ幅を低く抑えられ、貸出の中心が住宅ローンである労働金庫にとっては、預・貸金利鞘の縮小と回転期間差損の増大によって、経営面では先行き深刻な影響が見込まれることになった。一方、貸出面でも、中心をなす住宅ローンが地価の高騰、建設条件の悪化と、公的住宅融資制度の拡充による資金需要シフトにより、労働金庫への需要としては伸び悩み（六・七五％増）、預貸率は六八％を割る水準に低下した。

労金法の改正、次年度へもちこす

労働金庫法の改正は、監督官庁である大蔵・労働両省と全国労働金庫協会の三者間での合意により、金融制度調査会の審議を経た後、銀行法改正にひきつづき政府提案として国会に提出されることになっていた。六月二〇日「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」答申をおこなった金融制度調査会は、一〇月からは全国労金協会理事長今井一男氏を臨時委員として加え、相互銀行、信用金庫、信用組合など中小金融機関のあり方とあわせて労金法改正についても審議を開始した。

しかし、政局の変動がつづくなかで銀行法改正の国会提出が見送

られたそのあおりを受けて、労金法改正についても七九年度内提出は実現をみずもちこされ、他の金融機関の法制度見直しと事実上一括されるかたちで八〇年度に国会に上程される見通しとなった。

なお労金法改正の主な要点は以下のとおりである。①会員・間接構成員以外の者（国・地方公共団体その他非営利法人をのぞく）からの一定限度内における預金の受入れ。②個人会員または間接構成員の家族ならびに国・地方公共団体その他非営利法人にたいする貸付。③内国為替業務の取扱いを定する者の業務の代理。⑤地等共済組合法および私立学校および同連合会の会員資格の明記。

全国統一オンライン システムの開発に着手

金ンチですすみつつあるが、労働てきた。こうしたなかで、七分の四金庫が単独オンライン庫が首都圏のオンライン網に金庫のセミ・オンラインが稼化した。またセンター未設置委員会の発足をみた。

しかし、こうしたバラバラなオンライン開発は、メーカー・機種の差もふくめ、開発投資の重複や、将来の全国労金のネットワーク構築にも支障をきたすため、かねてから統一システムの開発を求められていた。七九年五月、労働金庫連合会の総会で「全国労金機械化に関する当面のすすめ方」（機械化委員会中間答申）が採択され、首都圏センターのシステムを基礎として全国統一システムを開発していくことを軸とした統一化の方針がうちだされた。しかし、既発のオンライン化金庫や計画進行中の地域センターとの調整に難航し、同年一二月の全国理事長会議でようやく合意が成立し、五ブロック二九金庫の当初参加による全国統一システムの開発に着手した。このため連合会に開発本部を設置、プロジェクトチームを結成し、八〇年三月には提携メーカーである富士通との正式契約もおこない、八一年三月（普通預金・共通）、八二年三月（定期・積立定期・手形貸付・証書貸付・ＣＩＦ）の完成を目標に、以後順調に開発作業をすすめてきている。

組織基盤の強化・拡大をはかる活動

第五回推進機構代表者集会は、延べ八七四名（うち会員代表六二八名）の前年を上回る参加をえて、経験の交流と活動推進上の問題点の討議がおこなわれた。また二年目を迎えた労金運動連絡懇談会は、中央労働四団体による代表世話人会七回、単産代表を加えた世話人会三回、全体集会を一回、それぞれ開催し、公的年金の労働金庫での取扱い問題と高齢者・退職者対策、全国労金中期計画（後掲）について討議をおこなった。

サラ金対策の面では、全国消費者大会に参加して問題提起をおこない、「サラ金問題を解決するための懇談会」（総評・マスコミ共闘など四団体で構成、六月発足）と共同し、法規制確立をめざして教宣活動をおこなったが、なお立法化にいたらず、国会審議は継続となった。

財形推進活動を幅広く展開

「財形シンポジウム」開催

七九年度末の全国労金の財形貯蓄契約者数は一二二万人、同貯蓄残高は二九四七億円となり、前年度大きな成功をみた国鉄財形の実績寄与により全取扱機関中に占める残高シェアーも八・三%へと前進を示し、労金預金全体の増加の約四分の一を財形貯蓄増で占めるなどその位置づけはさらに高まった。

しかし一方、民間では財形制度導入とセットにした給振制度の対応要求、企業指定からの排除やシェアー割の押しつけなど、企業内福祉移行型財形のきびしさは増大した。このため七九年七月、財形「虹の貸付」の弾力的運用項目の追加、利子補給付財形虹の貸付システムの完成、財形虹の預金システムの手直し、MT交換対応の改善、財形類似商品ファイルの新設（八〇年三月）など、業務施策面でも一連の対策を強化してきた。

しかしより根本的な観点から、財形制度全体の点検や抜本改革にとりくむために、中央労福協と共同して、七九年八月、伊東市で財形シンポジウムを開催、労働者のための財形制度確立をめざし、その理念の明確化と統一要求の策定にむけて討議をおこなった。

全国労金中期計画の策定

金融新効率化行政のもとで各種金融機関の個人預金メイン化をめざす競争とともに、きびしい経営環境はいっそうきびしさを加えているが、こうした事態に対処していくために「金融機能拡充、労金メイン化確立三カ年計画」と銘うった中期計画の策定作業がすすめられ、八〇年五月の全国労金協会総会で採択された。同計画は八〇年度から八三年度までを対象期間とし、以下の基本的政策方向において重点課題をしぼっている。

① 給振・自振への対応など金融機能の拡充をはかり、労金（取引き）のメイン化にこたえる体制を確立する。

② きびしい経営環境に耐え得る経営体質をつくりあげる。

③ 会員の期待にこたえる労金マンの育成と役職員の協力体制を強化する。

④ 組織活動の強化で協同の輪を拡大し、一〇〇〇万人の労金づくりをめざす。

⑤ 労働組合や労働者福祉団体と連携し、労金の社会的役割を高める。

2　労働者共済運動

長期計画ならびに第一期中期計画案の策定

全労済は一九七八年の通常総会で長期計画策定委員会の設定を決定し、同年一〇月理事会で委員を選任決定し、以後、八〇年六月まで一三回の委員会を開催し、八〇年代の長期計画と八〇年から八二年までの三カ年間の第一期中期計画の案をまとめ、最終的な全国討議を経て最終的には八〇年度通常総会で決定される予定である。

長期計画案は、過去二五年間の労済運動を、創業期（一九五四年～五七年労済連創立まで）、基盤確立期（～六〇年代中葉まで）、転

第102表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度(末)	1978年	対前期増加	1979年	対前期増加
団体会員計	49,923	1,044	50,855	932
民間労組	29,036	510	29,496	460
官公労組	15,404	291	15,594	190
生協	1,004	5	975	△ 29
その他団体	4,479	238	4,790	311
個人会員(人)	256,489	2,014	253,146	△ 3,343
間接構成員計(千人)	9,385	△ 1	9,493	108
民間労組	6,193	△ 52	6,242	49
官公労組	2,994	51	3,040	46
その他	198	—	211	13

第103表　労働金庫の主要事業勘定

(単位：億円，%)

科目＼年度(末)	1978年	対前期増加率	1979年	対前期増加率
出資金	300	18.78	341	13.71
預金	22,886	15.95	26,155	14.28
貸出金	16,002	10.50	17,778	11.10
総資産	25,775	16.36	29,579	14.76

第104表　労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳

(単位：億円，%)

使途区分＼年度	1978年	1979年	対前期増加率	1979期末残高
生活資金	3,643	4,010	10.09	5,325
賃金手当資金	284	255	△ 9.98	89
住宅資金	4,650	4,964	6.75	11,746
福利共済資金	493	529	7.36	332
生協資金	515	599	16.29	286
合計	9,584	10,358	8.07	17,778

第105表　財形貯蓄実施状況

（1980年5月末）（単位：千人，百万円，千カ所，%）

機関＼項目	契約者数	前年比	シェアー	貯蓄残高	前年比	シェアー	事業所数
		%	%		%	%	
都市銀行	2,687	14.0	25.2	757,525	39.6	21.1	340
地方銀行	1,417	28 8	13.3	272,475	45.4	7.6	176
信託銀行	1,847	0.2	17.3	1,140,371	24.7	31.7	70
長期信用銀行	327	4.0	3.1	247,279	31.6	6.9	4
相互銀行	631	20.6	5.9	87,699	44.5	2.4	120
信用金庫	202	29.6	1.9	35,990	65.2	1.0	48
商中	238	15.9	2.2	47,253	30.4	1.3	19
信用組合	48	37.3	0.5	22,493	58.2	0.6	4
労働金庫	1,243	7.8	11.7	299,143	36.3	8.3	13
農中	32	5.3	0.3	15,173	34.8	0.4	2
農協貯金	23	7.0	0.2	7,306	49.0	0.2	*
農協共済	1	2.0	0.0	353	50.8	0.0	0
生命保険会社	304	36.1	2.9	66,100	83.0	1.8	51
証券会社	1,162	△ 8.6	10.9	530,295	11.8	14.7	106
郵便局	503	33.0	4.7	69,104	45.3	1.9	86
貯金	496	33.3	4.7	67,254	45.0	1.9	84
簡易保険	7	13.5	0.1	1,850	57.0	0.1	2
その他	0	55.6	0.0	47	63.8	0.0	*
合計	10,665	10.9	100.0	3,598,606	30.2	100.0	1,039
参 対前月増減(△)数	119			29,913			15

参考
1. 信用金庫、信用組合は、1980年3月末現在
2. 農協貯金，その他は，1979年9月末現在

前月比（契約者数 1.1%／貯蓄残高 0.8%／事業所数 1.5%）

〔備考〕 1) 信託銀行には、都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事行所数は延数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) * 印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

換期（～七〇年代中葉まで）、全労済時代（七六年以後）の四つの時代に区分して、その運動の軌跡をたどり、今日までの発展の要因は、制度の良さと労働組合の協力、全国組織統合を実現したことにあるとする一方、①保険との按分調整問題などに適時自主的に対応できなかったため、行政からの規制を受けざるをえなかったこと、②組合員一人ひとりの運営参加が不十分であったこと、③全国統合が不完全であるため、全体の意思統一に欠けることなど反省すべき点もあると総括している。そして八〇年代の基本的課題として、制度政策面では、風水害や地震などの災害にも対応しうるような総合住宅災害共済や、高齢化社会に即応した長期の生命共済、年金制度の開発をおこなうこと、保障機能をいっそう高め、経費率を三割以下におさえること、そのための制度の簡素化、統合化をすすめる、としている。また、組織政策としては、対象を組織労働者だけでなく勤労者全体に広げ、保障設計運動によって組合員個々の必要額加入を推進する。そのために職場・居住地に推進委員を配置するとともに、生活圏ごとに地区組織をつくり、地域の活動の拠点となる支所をつくるとしている。

なお、第一期中期計画では、事業目標として三年間で件数は二三・八%、口数で五二・一%（全種目合計）の増加をかかげている。

自動車共済および単産共済との「任意結合」問題

全労済では損保の自動車保険に対抗するためにも、労働者を対象とする自動車共済は一つの事業主体でおこなうことが望ましいとの考え方に立って、すでに自動車共済を実施している単産共済連合会、自治労共済、日教済の三者に呼びかけ、四者によって「全国労働者共済連合会」の結成に努めてきたが、四者による合意が成立した。これによって、すべての労働者が加入できる自動車共済事業主体が成立し、全労済の主な構成団体であるいわゆる地域労済も業務受託者となって、自動車共済の取扱いをすることになった。

また、全労済に加盟している七つの単産共済が実施している任意共済の、全労済の共済制度との結合（いわゆる単産任意結合）問題では、単産任意結合特別委員会がつくりあげた「まとめ」および「実施基準」にもとづいて、日教済とは七九年一〇月から火災共済を、電通共済とは同年一二月から火災共済と団体生命共済を、自治労共済とは八〇年四月から火災共済を、それぞれ全労済の制度利用のかたちで協同が開始された。

迫られる制度の見直し

全労済は一九七九年度運動方針において「制度・料率等について見直しによる必要な改訂、懸案事項の検討実施をおこなうとともに、保険のあり方や按分調整問題等の討議を深め」るとしていたが、この課題は、今後の労働者共済運動に大きな変化を与える内容をふくんでいる。

制度の見直しが提起される背景には、大別して三つの問題がある。その第一は、現在の諸制度が、保険との対応やその時々の改善要求に対症療法的にこたえてきたために、それぞれの制度の本来の目的や特徴があいまいになったり、相互に競合し合うような現象がみられることである。たとえば組織共済は、労働組合の組織的団結に寄与する趣旨で創設されたものであったが、この共済の最高限度額が前記事情で過大とみられるところまで引き上げられてきた結果、組織（全員）加入の原則が集団（任意）加入に拡散し、団体生命共済と希望共済（個人任意加入）の競合を招くといった事情がみ

られ、あらためて組織共済の最高限度額引下げや集団加入の位置づけの明確化など制度の見直し、整理が求められている。

第二は、労済の制度が、初期の素朴な助け合いの段階をこえて、共済限度額を引上げてきた結果、その機能が保険と同質になってきていることである。労済の制度は、すべての労働者に掛金と保障内容を同一にし、加入条件についてもあまりきびしい制限をつけないことを理想とし、その建前をつらぬいていたが、たとえば団体生命共済の限度額引上げの結果、健康逆選択（健康でない人が健康な人より加入率が高く、口数も多い）や年齢逆選択（高齢者の加入率、口数が多い）の傾向が強まり、最近、この制度の収支悪化が目立ってきている。

また、火災共済では、保険と共済の双方に重複して建物の価値以上の契約がされていても、共済事故（火災）発生の際、按分給付（実損と契約高に応じて保険と共済が按分する）は、運用上、できるだけ空洞化する方針がとられてきたが、この結果、現実にモラルリスクも発生し、民間保険や行政当局の労済にたいする監視の眼もきびしくなり、運動にたいする行政規制強化の口実を与えることにもなった。それだけに、共済は保険とは異質だというこれまでの考え方から、協同組合が保険事業をやるのだという発想に転換し、給付・反対給付均等の原則や、按分給付といった保険技術を導入していかざるをえない状況に迫られている。

第三に、高齢化社会に移ろうとする今後の情勢変化にともない、老後生活保障に役立つ制度への要求が高まってきたことである。このことは、従来の「加入者にインフレによる貨幣価値下落の損害を与えないために、短期・掛け捨ての制度を基本にする」という方針の転換を迫るものであり、また住宅災害についても、地震による損害担保という面から、長期で満期共済金のある制度の創設が求められている。

以上のように、制度政策の基本にかかわる方針の見直し、転換であるだけに、七九年度中には全体の合意が形成されるまでにはいたらず、本格的論議は八〇年度にもちこされた。

3　生活協同組合運動

組合員のくらしと生協運動をめぐる情勢

一方で、円安、原油値上げを口実とした独占価格の引上げや政府主導の公共料金引上げによる消費者物価の騰勢激化、他方では、賃金抑制や実質増税（所得減税見送り）の挟撃を受け、七九年度の勤労国民大衆の生活は、実質収入のマイナス転化を記録し、この影響は、生協の経営にも反映されると同時に、生協運動への期待と関心を高めた。

流通業界では、いっそう熾烈な競合、つぶし合いがくり広げられ、寡占化の進行がみられ、生協とその組合員の危機意識をつのらせている。大手チェーンストアは、大店法施行下における大型店出店確保のために、地元商調協の懐柔や消費者の組織化、誇張申請などあらゆる手段を駆使して出店をすすめる一方、大店法規制の網の

第106表　全労済加入・給付状況

〔加入状況〕

（単位：千件，億円）

共済種類 ＼ 事業年度			1978年度	1979年度	増加率(%)
火災共済		件数	6,787	7,153	5.4
		契約高	245,354	280,107	14.2
生命共済	積立金付	件数	46	36	△ 22.6
		契約高	123	96	△ 22.3
	団体定期(特約含)	件数	3,646	4,315	18.3
		契約高	122,632	166,470	35.7
	個人長期(特約含)	件数	160	180	12.5
		契約高	7,777	9,884	27.1
総合共済		件数	3,615	3,428	△ 5.2
		契約高	3,824	3,699	△ 3.3
交通災害共済		件数	3,783	4,088	8.1
		契約高	51,347	56,091	9.2
合計		件数	18,037	19,200	6.4
		契約高	431,057	516,348	19.8

〔給付状況〕

（単位：千円）

共済種類 ＼ 事業年度	1978年度	1979年度	前年比増加率(%)
火災共済	7,734,536	8,487,584	9.7
生命共済			
積立金付	821,304	502,702	△ 38.8
団体定期（特約含）	14,309,426	18,455,001	29.0
個人長期（特約含）	1,040,263	1,507,557	44.9
総合共済	1,238,207	1,349,180	9.0
交通災害共済	1,363,711	1,647,651	20.8
合計	26,507,447	31,949,675	20.5

目をくぐって、コンビニエンスストアを、この一年の間に全国的に展開した。さらに新たなディスカウント政策として、ノーブランド商品の取扱いや、ボックスストアの展開をすすめ、地域商業や生協に影響を与えるとともに、地域の消費購買力を丸々奪うかたちの戦略をいっそう明確にしてきた。その一方で、生協にたいしては、生協の出店規制や活動規制などがさまざまなかたちで強められ、生協を地域住民から切り離し、誹謗中傷によって孤立化させようとする動きも強まった。こうした動きを、生協陣営では独占による地域支配、消費者支配の進行とみて強い警戒心をいだいている。

組合員の生活密着型の商品活動強化で前年を上回る供給活動

一九七九年度における全国生協の組合員は二七万人、対前年比四・四%の増となった。医療生協は一四・五%と大きく伸びたが、購買生協では三・七%の伸びにとどまった。しかし購買生協では、二・七%と低く、出資金総額としてはかつてない低い伸び率にとどまり、一人当たりの出資金額でも、購買生協では前年比九九・一%と下回った。

出資金は、医療生協で二三・三%と大きく伸びたが購買生協では高い。

七九年年度の供給高は、八一〇億円となり、対前年伸長率は九・二%と前年度同様一ケタ台にとどまったが、率としては前年度を上回り、また各月の生協統計に加わる主要百数十生協の調査数値では一〇%をこす伸張率がみられる。また総事業高（供給高＋利用事業高）では、九一三五億円と一兆円目前となった。

購買生協における供給活動は、店舗、共同購入とも組合員の積極的参加のもとにすすめられた。とれ、産直活動が強められるなかでが深められてきた。

さらに蓄産振興事業団のチルド肉特別販売事業への参加を拡大したるなかで、組合員の生活に密着品の開発や改善も積極的にすすめ

また、国際協同組合間提携といープ商品の輸入や生鮮品、繊維製品

組合員参加の活動は多面的に前進

七九年度の生協運動は四つの重点課題を柱としてとりくまれた。

第一の課題は、「組合員の活動強め、資本の地域進出にゆるがない生協をきずきあげる」ことにおかれた。この活動は、多くの生協においてとりくまれ、組合員の生活の場からの要求の組織化がすすみ、ブロック別組合員活動研修会（一〇会場）には一一六生協一一八三人（前年七会場、八六生協・七六五人）が参加し、さらに全国組合員活動交流集会は全員泊りこみで六〇〇人が参加、大きなもり上がりをみせた。また組合員を住民数対比で拡大すること、班組織率の向上という一般的活動とともに、商品の学習、テスト活動やその経験を経た商品開発、コープ商品の拡充など、商品をテーマとしたとりくみも前進し、七九年度中、全国で六五品種、一〇五品目、支所合計で三〇四品種四三六品目の商品開発がおこなわれ、日生協CO-OP商品は全体で一四四五品種、二八一六品目となり、共同仕入高は七七一億円（うちCO-OP商品供給五七六億円）となった。

第二の課題は「くらしと健康を守り、平和と民主主義を発展させる地域社会に貢献する生協運動を活発に展開し、生協規制をはねかえす」ことにおかれたが、「一般消費税導入阻止の活動」では、全国生協で一七八万の署名を遂行し、一〇・二国民総決起集会（日本武道館、二万人）には二一県、一五九単協、五〇〇〇名をこえる組合員・役職員が参加、地域の中心的団体として大きな役割を果たした。また灯油をめぐって価格の安定、民生優先の供給体制確立を求める活動は全国に広がり、ある地方では「福祉灯油」を実現させた（北海道・青森）、その他、多くの生協が前年実績なみあるいはそれ以上の供給量確保をはかり、共同購入運動の陣地を守り、政府、石油業界には民生用灯油の値上げ圧縮、苦情処理等について指導通達を出させた。また、滋賀県の「びわ湖富栄養化防止条令」制定にも地元生協が大きな役割を果たした。

このほか、国際児童年のとりくみとして「私の願い運動」「バケツ一杯の水を送るキャンペーン」「子供向けテレビコマーシャル規制運動」が多くの生協でとりくまれ、バケツキャンペーンでは一八一単協から一八九四万円が寄せられ、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）も高い評価を与えた。

中期計画のとりくみを
とおし全国連帯で前進

第三の課題は「総力をあげて連帯を強化し、地域ごとの中期計画を完成させ、全国連帯を強化する」であったが、七九年度は、全国中期計画の第二年度として、連帯の必要性の認識も高まり、県連段階における中期計画の作成や、その内容を深めていくための活動がすすめられた。共同購入の商品アイテム、チラシ・配送システムなどのシステムの統一（群馬・神奈川・静岡）や共同配送施設の設置、コンピュータの共同利用、さらにすすんで商品部の統一や業務提携から組織合同（神奈川・宮城など）の例などもみられた。組織面や運動面でも合同の「生協まつり」の開催や、文化・スポーツ行事のとりくみもみられた。またこのなかで山梨県連の法人化・日生協加入、滋賀県での協議会結成、奈良県での結成準備がすすんだ。

第四の課題は、「専従役職員の力量の向上と意思統一、団結を前進させる」であるが、全国生協役職員教育月間（六～七月）などの活動によって、全国的に教育についての認識も高まるとともに、多くの県連・単協でも学習・教育へのとりくみが系統的に強められ、日生協主催の各種研修会、研究会への参加、通信教育「初級コース」（五七〇〇名）への受講がすすみ「中級コース」開設への足がかりがつくられた。

4　労働者住宅運動

公的融資拡大のなか
で着工戸数は停滞

一九七九年度の住宅金融公庫予算は、前年と同じ五五万戸であるが、土地建物の融資額のアップや、マンション融資の拡大、ステップ償還方式の導入など購入者により有利な貸付条件改訂がはかられ、五七万六〇〇〇戸と当初計画を上回る実績で、公的融資利用

第107表　1979年度全国生協総合概況

項目	単位	1977年度		1978年度		1979年度	
		数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
単位生協数	生協	661	101.4	651	98.5	671	103.1
組合員数	千人	5,863	107.8	6,080	104.7	6,350	104.4
出資金	百万円	41,607	127.7	47,925	115.2	49,980	104.3
組合員1人当り出資金	円	7,097	118.5	7,882	111.1	7,871	99.9
組合員借入金	百万円	45,520	132.5	49,702	109.2	50,450	101.5
供給高	百万円	694,069	112.5	743,725	107.1	812,000	109.2
利用高	百万円	83,859	133.0	88,167	105.1	101,500	115.1
総事業高	百万円	777,928	114.3	831,829	106.9	913,500	109.8
組合員1人当り月利用高	円	11,168	107.1	11,402	102.1	11,988	105.1
日生協共同仕入高	百万円	56,645	119.9	65,759	116.3	77,068	117.2
結集率	%	9.6		10.4		11.2	
CO-OP商品仕入高	百万円	42,669	120.8	49,225	115.4	57,576	116.9
店舗数	店	1,832	102.3	1,724	94.1	1,760	102.1
売場面積	3.3m²	197,764	108.8	216,644	109.6	224,644	103.7
正規役職員数	人	32,851	103.6	33,200	101.1	33,290	100.3

〔備考〕　結集率は共同仕入高を85%とみて計算している。

率の高まりを示した。一方建設省のまとめた新設住宅の着工戸数は七七、七八年とつづいた一五〇万戸台を割りこみ、七九年度は一四九万三〇〇〇戸と前年比三・六%の減を示した。この原因には、建設資材の高騰、住宅ローン金利の引上げ、宅地供給不足による地価の高騰がある。建設資材中木材価格の値上がりは前年比三三%と激しく、他の関連資材についても一〇～二〇%の値上がりを示した。住宅ローン金利も公定歩合に連動し、ふたたび高金利時代を迎えた。また国土庁発表の地価公示価格（八〇年一月一日現在）の上昇率は全国平均で九%、大都市圏で一五%、東京圏では一八%の上昇になったとしている。この二ケタの値上がりは地価狂乱を引き起こした一九七三年以来の高騰である。

勤住協・中期計画は順調にスタート、年金住宅は減少

日本勤労者住宅協会と全国の住宅生協が七九年度に着手した自主建設事業は六八六〇戸、うち公庫住宅六〇四九戸、年金住宅五三五戸、財形住宅七七二八戸となり、中計初年度は順調なスタートをみせた。年度末の実績戸数でも六三二五戸と計画比八二七六戸となっている。

勤住協の中期事業計画にもとづく七九年度事業計画目標は、前年比一四%増の一〇〇〇戸の単年度計画にたいして、四七委託団体の七九年度事業計画目標は、前年比一四%増のスタートをみせた。年度末公庫・財形の割合ではなお圧倒的に公庫住宅の比重は高いが、財形住宅を手がけた団体も一八団体になり、年々とりくみが増えている。ただ住宅生協の独自事業である年金住宅は、取扱い単協が二一から一三に減少し、建設戸数でも七八年にひきつづき大幅な減少（前年比五二・六%減）を示した。

年金住宅が減り、公庫住宅が増えた背景には、①勤住協の扱う公

庫住宅の土地取得にかかる税制面で優遇措置がとられており、年金住宅ではその措置のないこと、②年金では分譲後の融資金が住宅生協の債務になる関係から、年金福祉事業団等の事務に長期にわたり煩わされること、③分譲事務経費が、年金では公庫なみに補償されないこと等があげられる。

七九年度末の勤住協の在庫住宅は六三戸まで減少し、在庫にかかわる負担をほぼ解消した結果、新規事業へのとりくみも活発化し、七九年度には一五五ha・約八三〇〇戸分の用地取得をみ、次年度事業以降への繰り越し用地も確保しえた。

制度改善面で前進

勤労者のための住宅供給により有利な条件を確保するため、建設省はじめ関係諸官庁にたいしての要請行動がおこなわれ、つぎの三点で前進をみた。

①勤住協事業にかかわる不動産取得税の軽減措置――勤住協は日本住宅公団、地方住宅供給公社と法的には同等の位置にありながら、政府出資を受けていないところから、税制面、法制面で異なった扱いを受けてきた。不動産取得税についても協会創立以来非課税要望を提出していたが、今回自治省折衝の結果、七九年税制改正で非課税までいたらなかったものの、前記公共団体と民法法人との中間に位置する二分の一課税標準額控除が認められることとなった。

②都市再開発法の一部改正がおこなわれ、勤住協が公団・公社とならんで特定建築者として位置づけられることになった。この結果、各地方自治体のすすめる再開発事業に、勤住協が積極的に参加し、住宅建設をすすめる道が開かれた。

③住宅金融公庫の定める分譲住宅原価計算規程の一部改正により間接経費の増額がみられた。これは最近の住宅供給においては、従来の既成画一型の大量供給から、需要者の意向をくみ入れたきめ細かな設計と小規模団地開発に移ってきたその実情を反映したものである。

年金転貸融資の条件緩和と転貸資金の逼迫

一九七九年度において、年金転貸資金の融資条件が大きく緩和され、厚生年金の被保険者の加入期間一五年以上は五〇〇万円から五五〇万円へとそれぞれ五〇万円融資限度額が引き上げられ、償還期間も耐火構造の場合は三〇年から三五年に延長された。こうした条件緩和にあわせて民間ローン金利の上昇とひきかえ、公的融資金利の低位据置きがあったため住宅資金需要は公的融資にいっそう集中した。

予算では三六〇〇億円が予定された年金住宅資金の申込みは、例年なら四月下旬から翌年一月まで受けつけられていたのが、資金需要の増大のため一〇月一八日で締切られることになった。これにたいし、住宅生協関係にもちこまれた借入希望の額は、一〇月一八日以後だけで約四〇億円にも達し、転貸資金をふくめていた供給分譲計画に大きな打撃を与えることとなった。この事態にたいし、勤住協・全住連は中央労福協を軸に要請行動を展開し、①貸付資金の増額を講じ、申込み受付を再開すること、②一〇月一九日以後年度内の希望分について特別措置を講じること、③八〇年度予算について大幅増額をはかること、の三点を厚生省、年金事業団に申し入れた。この結果、年度中の増額は無理とされたが、閉鎖期間中の扱いは特別扱いとすること、八〇年度予算を対前年比七〇%以上の増とすることなど大きな成果をおさめた。

財形シンポジウム開催
すすまぬ公務員財形

福協主催、勤住協、労金連合会共催による財形シンポジウムが静岡県伊東市で開催され、労働組合を中心に九〇名が参加し討議した。

このシンポジウムは、本来目的からみた現行制度の財形政策の抜本的な見直しと、勤労者の制度としてこれを改革充実させていくこと、そのための運動基盤の強化を目的として、①わが国財形制度の経緯、②財形とりくみの経験、③現行制度の問題点、④財形住宅制度の現状と問題点、⑤財形制度の展望と改善要求、⑥今後の運動のすすめ方、の六つのテーマによって討議をおこなった。④の財形住宅に関しては①貯蓄残高の三分の一還元が約束された制度が、二・六%しか還元活用されていない、②還元内容が勤労者の利益に合致していない、③勤住協・住宅生協が労働金庫と提携してきたとりくみ内容、④制度改善などについて問題提起がおこなわれ、なかでも当面の問題として公務員への財形住宅適用に解決すべき隘路があることが指摘された。

七八年法改正により公務員への財形住宅分譲の道は法的には開かれたが、調達と貸付の利鞘補填のための財政措置がともなわず、実施上の隘路となって残されている。このため勤住協は、中央労福協を中心に、労働省、自治省、雇用促進事業団などへの折衝をつづけ、国家公務員・三公社職員については一定の解決措置をみたものの、地方公務員については解決せず、いぜん、財形住宅の分譲が事実上不可能な事態を残している。

地方自治体の住宅生協助成
調査と住宅生協の新動向

全国住宅生協連合会（全住連）は七九年度地方自治体の住宅生協にたいする助成の実態について調査し、その結果をまとめた。

地方自治体による助成形態としては、①労働金庫への資金預託による住宅生協への低利貸付、②住宅生協への直接貸付、③住宅生協への利子補給、の三方式がみられ、①の預託金方式は一都、二四県、二〇市、三〇町、二村の計七七自治体、貸出金総額六五億七四〇〇万円、金利三～六%となっている。調査対象四七単協中四四単協の回答、うち二五単協がこの助成を受けている。これは七四年の調査時の一五単協、三四億円から大きく増加している。

また、②の住宅生協への直接貸付は、四県、一三市、一五町の計三二団体、とくに土地の先行取得、建設事業資金として利用され、一五億五七〇〇万円、無担保三～五%の金利で、八単協が助成を受けている。七四年調査時の一六自治体から倍増をみている。③の利子補給方式は、千葉、神奈川、和歌山の三県でみられるが補給の仕方はそれぞれに異なっている。

一九八〇年三月、北海道住宅生協は、直営のプレカット工場を建設した。これは近年の技能労働者の不足による住宅の質の低下を防ぎ、省力化、コスト低減をはかることを目的としたもので、住宅建設に必要な窓枠、間仕切、階段、台輪、幅木等々カンナかけを要するすべてを供給し、住宅生協以外の一般への供給もおこなうとしている。資材工場の建設は全国の住宅生協では初の試みであり、発展が期待されている。

一九七九年八月、首都圏における八つの事業団体（含勤住協直轄

事業部）の営業担当者会議が発足し、首都圏の住宅需要者を対象にした共通ＰＲ誌の発行、住宅希望者のコンピューター登録、需要者の組織化にむけ、業務提携をおこなっていくことになった。

大阪労住協は、大阪の勤労者一〇万人を対象に住宅計画実態調査を実施した。この調査は、大阪労住協が、①一九八五年を目標に住宅問題について一定の解決をはかる、②住宅床面積を八五㎡とする。③住宅ローン返済限度を年間八五万円になるよう努力するという「ハウス八五計画」目標の達成のための基礎調査としておこなったものである。調査結果によると、労働者の七割強が住宅計画を考えているが、現実との大きなギャップを感じていること、土地付一戸建住宅への執着が強いこと、現在の住いでは狭さに根強い不満があること、住宅計画資金の上昇により家計に占めるウェイトが高まっていること、住いにたいするニーズが多様化していることなどがまとめられ、「ハウス八五計画」に反映された。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第41回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第25回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労災関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第30回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』（月刊）、(4)中央労災『労災だより』（月刊）
〈生協関係〉(1)「日本生活共同組合連合会第30回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）
〈住宅関係〉(1)『日本勤労者住宅協会第25回評議員会資料』、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和55年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X

国際労働組合運動と日本の労働組合

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／日本の労働組合の加盟／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の会議／国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／その他の国際労働組合会議

概要

一、一九七九年七月～一九八〇年六月の時期には、新たに自動車総連が国際自由労連に加盟し、日教組が国際自由教員労連に、全専売が国際食品労連に、自治労が国際公務員労連に、全印刷が国際製版印刷労連に、商業労連が国際自由労連に加盟する方向で検討をはじめている。また、日高教は世界教員組合連盟に準加盟し、医労協は公共業務関連産業インタナショナルへの加盟の方向をうちだしている。

一、総評は従来のいわゆる積極的中立政策をとりつつも、先進資本主義国労組との交流に力を注ぎ、ＡＦＬ＝ＣＩＯ大会、ＴＵＣ大会への出席、ＣＧＩＬ代表団との交流、アメリカ・西ドイツ・ヨーロッパ四カ国への調査団の派遣、ＩＣＦＴＵ世界大会への参加ならびにケルステン書記長との会談など新たな動きを示した。また再建された中華全国総工会とも活発な交流をおこなった。全ソ労評と総評・中立労連のあいだでは例年どおり交流協定が締結された。

一、同盟は、国際自由労連の基調を支持し、構成組織のＩＴＳへの加盟の促進、西欧諸国労組との交流、アジアにおける同盟の行動の強化、国際広報活動の強化などの方針をとり、カンボジア難民救済問題やイスラエル労働総同盟との会談、ＡＦＬ＝ＣＩＯやＴＵＣ

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも所属せず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、アフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（八〇年六月、ローマ）などがあった。イスラエル労働総同盟との会談では、アジア・アメリカ自由労働協会との協力、国際自由労連アジア地域組織の強化における両国労組の協力等について合意した。

一、世界労連系の主要な国際労組会議には、第八回国際化学労働者会議（七九年九月、ワルシャワ）、世界婦人労働者会議（七九年一〇月、ニコシア）、世界労連第一二回執行局会議（七九年一一月、ベルリン）、南ア労働者との連帯国際労働組合会議（八〇年四月、アディス・アベバ）、開発にかんする世界労組会議（八〇年四月、ベオグラード）などがあった。

一、国際自由労連ならびにＩＴＳ系の主要な国際会議としては、国際自由労連第七二回執行委員会（七九年五月、ブリュッセル）、国際自由労連アジア地域組織企画・教育局会議および検討委員会（七九年九月、シンガポール）、国際金属労連世界時短会議（七九年八月、ジュネーブ）、国際自由労連特別開発基金調整会議、国際自由労連第七三回執行委員会（七九年一一月、マドリッド）、国際労連第一二回世界大会（七九年一一月、マドリッド）、国際自由労連アジア地域組織企画・教育局会議（八〇年一月、シンガポール）、第一三回国際自由労連・ＩＴＳ多国籍企業合同作業部会（八〇年二月、ジュネーブ）、国際自由労連アジア地域組織プランナー会議（八〇年三月、ニューデリー）、国際労連アジア地域組織第一二回地域会議（八〇年五月、バンコク）などがあった。

一、その他の国際労働組合会議としては、ベネチア・サミットに要求を反映することをねらって開催されたローマ労組指導者会議（八〇年六月、ローマ）があった。

議（以上、世界労連と友好関係）、および■一九七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

（注）　欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合によってまず結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織とはならず、結成後、国際労連ならびに世界労連傘下の一部の組合を参加させている。

日本の労働組合の加盟　以上の国際労働組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連と国際自由労連、およびこれら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、それに中立の国際産業別組織である。一九八〇年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組織にたいする加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労、全電通、自動車総連

【世界労連傘下の産業別労働組合インターナショナル】　①建築木材建築資材労働組合インタナショナル――全建労、全日自労、全国建設、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、全日通、都市交、海員、交通公社、全日航、日航乗務、観光労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――化学エネルギー労協ＩＣＥＦ・ＪＡＦ、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ（キリンビール、食品労連、全食品同盟、明乳、ホテル労連、一般同盟ホテルレストラン協議会）

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

一九七九～八〇年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きについて述べるならば、自動車総連は七九年九月六日～七日に開かれた第八回定期大会で国際自由労連への正式加盟を決定し、一一月の国際自由労連第一二回世界大会で加盟が承認された。

総評は「七九年度運動方針」のなかで、「産業別国際組織への総評加盟各単産の加盟を促進し、また、これら組織との協力関係を強化する」との方向をうちだしている。一九七九～八〇年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きにおいても、この総評の方針を反映して、一般的傾向として国際自由労連傘下の産業別組織への加盟あるいは協力関係の強化の傾向が強まった。

日教組は七九年七月の定期大会で、ＩＦＴＵ（国際自由教員労連）に来年の大会で加盟を決定するとの方針をうちだし、自治労は七九年八月の第三六回定期大会で、ＰＳＩ（国際公務員労連）への加盟についてむこう一年間検討し、来年の大会で加盟を決めるという方針を採択した。また、全専売もＩＵＦへの正式加盟方針をうちだし、全印刷もＩＧＦ（国際製版印刷労連）への加盟方向を模索しはじめた。さらに、商業労連も国際自由労連加盟について組織討議を起こしている。

このような動きを反映して、八〇年五月に開かれた総評の第一回国際連帯委員会では、総評ＩＴＳ加盟協議会の設置が討議された。

他方、日高教は七九年六月の定期大会で世界教員連盟への準加盟を決定し、医労協は七九年の大会で、世界労連傘下の公共業務関連産業インタナショナルへの加盟を一年間組織討議して来年の大会で決定する方向をうちだしている。

また、七九年八月に開催された化学エネルギー労協の第三回定期総会は、規約改正をおこなって、これまで表裏一体の関係にあったＩＣＥＦ・ＪＡＦ（国際化学エネルギー一般労連日本加盟組合協議会）と名実ともに一体化することを決定した。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動方針

総評は一九七九年七月二四～二七日開催の第五九回定期大会で七九年度の国際連帯活動方針をつぎのように決めた。

【総評七九年度運動方針、4「国際連帯活動の積極化」（要旨）】

われわれの国際方針の基軸は、積極的な連帯活動を展開する中で、国際組織に対して積極的中立を維持していく点にある。世界経済の相互交流の拡大と、多極化した政治状況の下で、かつての東西体制と表裏一体の関係で存在していた国際労働運動の枠組みは揺ぎつつある。したがって、われわれの堅持してきた積極的な中立路線は、その現実的基盤が強まりつつあるといえる。

われわれは国際連帯に対する基本的態度として次の三点を引き続き堅持していく。(1)組織的に中立の立場を堅持しながら共通する課題について積極的な連帯活動をすすめる。その際相互に自主性を尊重しあい、内部介入はしない。(2)国内外の資本の搾取と収奪と闘い、労働者の利益を守る。発展途上国の労働運動の強化に積極的に協力する。また、あらゆる国の労働者の権利擁護のために闘う。(3)戦争に反対し、平和を守る。帝国主義的経済侵略に反対し、民族の独立を尊重し、民主主義勢力と協力して闘う。

以上の原則に立っての具体的活動の重点は次のとおりである。

㈠欧米主要国の労働組合との二国間交流を継続発展させるとともに、定期協議の可能性を検討する。本年は、ＡＦＬ＝ＣＩＯ、ＤＧＢ、ＴＵＣに加えて、北欧労組協議会、とくに、スウェーデンＬＯとの公式交流の開始を検討する。

ＯＥＣＤ―ＴＵＡＣ諸会議を通して、経済問題にかんする多国間の意見交換を行なう。また、ヨーロッパの労働・経済・政治に関する情報の収集、さらにはＩＬＯやＴＵＡＣなどとの接触を強化するため、ヨーロッパ事務所の機能をいっそう充実させる。

㈡アジアの労働組合との二国間交流をすすめ、相互理解をふかめつつ共同行動の発展をはかる。アジア地域の労働運動の強化と統一をめざして、あらゆる具体的な可能性を検討する。アジア地域の発展途上国労組への資金援助を継続し、これら労組からの技術研修生の受入れをひきつづきすすめる。また、アジア労働研究所の活動を拡大強化する。

アジア地域その他における多国籍企業の活動や政府の対外援助などに関連して、労働者や労働組合の意見や要望が国の政策に反映されるよう、他のナショナルセンターとも協力して、努力する。

㈢社会主義諸国の労働組合との関係では、現存する社会主義諸国間の対立抗争にかかわりなく総評の主体性と自主性を堅持して交流をすすめる。

㈣従来同様にＩＬＯの活動を重視する。とくにＩＬＯ条約批准の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討、世界の開発途上国労組との接触、また、先進国間および先進国と開発途上国との間の労働経済問題の論議などの観点から、ＩＬＯ対策をつよめる。

㈤民族自決を支持し、主権を尊重し、人種差別反対運動への支持をつよめる。朝鮮の自主的平和的統一をめざす運動を強化し、アジア諸国間の軍事行動に反対し、パレスチナ解放運動を支持し、チリ労働者との連帯を強化し、アパルトヘイトに反対する。

㈥全世界の平和と軍縮のためにたたかう。とくに、核兵器廃絶のための国際労働組合会議の開催のために努力する。

㈦とくに、資本主義国における産業別の労使関係については共通課題が多く、ＩＬＯの場においても産業別国際組織は大きな役割を果している。この意味で、産業別国際組織への総評加盟、各単産の加盟を促進し、またこれら組織との協力関係を強化する。

中華全国総工会代表団の来日

七九年一〇月二九日～一一月八日、総評の招待で中華全国総工会代表団が一六年ぶりに来日した。代表団は、陳宇副主席を団長、章瑞英副主席を副団長に、王継鈺国際部副部長、孫盛泉同部部員、王振基同部員の五人で構成された。このうち章副団長は女性である。代表団一行は、一〇月三〇日に総評を表敬訪問して富塚事務局長、土岐国際部長らと会談した。その後、三一日に日教組、自治労、一一月一日に合化労連、全鉱、鉄鋼労連、全国金属、二日に国労、全交運の各労働組合を訪問した。また一一月二日には総評各単産代表と懇談し、五日には槇枝総評議長、六日には中立労連竪山議長、岡村事務局長らとそれぞれ懇談して交流を深めた。

総評・地評代表団の中国訪問

七九年一一月二六日～一二月七日、中華全国総工会の招待によって、五十嵐山形県労働組合評議会議長を団長とする総勢一〇名の総評・地評代表団が中国を訪問した。

中国省市総工会代表団の来日

八〇年五月六日～二〇日、宋侃夫総工会副主席を団長とする総勢一〇名の中国省市総工会代表団が総評の招待で来日した。代表団は、総評・中立労連の幹部らと意見交換をおこなうとともに、各地評を訪問して組合員との懇談や工場見学などの多面的な活動をおこなった。

AFL＝CIO大会への出席

一一月一五日～二〇日、ワシントンで開催されたAFL＝CIO第一三回大会に、総評から及川副議長、土岐国際局長、大西全電通政治部書記、中立労連から竪山議長、岡村副議長が来賓として招かれ、出席した。このAFL＝CIO大会への総評の招待は、昨年の総評大会へのAFL＝CIO代表の出席への返礼としてなされたものであり、初めてのことである。

総評代表団のアメリカ視察

アメリカ文化交流センターの招待をうけて三島常任幹事、谷企画部長、豊田全電通中執の三名は、七九年九月七日から三週間にわたって視察のために訪来した。総評代表団は、アメリカにおける労働組合の役割等についてAFL＝CIO幹部との意見交換をおこない、各地を視察した。

チリCUT代表との交流

チリCUT代表で、FISE書記長のアルベルト・テクシェル氏は、八〇年四月二四日、総評を訪問して槇枝議長、土岐国際局長と懇談した。同氏は懇談のなかで、①八〇年一〇月来日予定のピノチェト大統領訪日中止を日本政府に申し入れること、②チリ問題の重要性を日本国内でキャンペーンすること、③八〇年九月にCUT代表を日本に招待すること、を要請し、総評との間でメッセージの交換をおこなった。

CGIL代表団の来日

七九年一〇月二一日～二七日、ルチアーノ・ラーマ書記長を団長とし、デアテンド・ミリテーロ全国書記、エンソ・チェレミーニア全国書記を団員とするCGIL代表団が総評の招待で来日した。代表団は、槇枝議長、富塚事務局長と、①両国の労働運動の現状と将来、②労働戦線の統一、③政党と労組の関係、などの共通する課題について意見交換をおこない、つぎのようなコミュニケを発表した。

【コミュニケ(要旨)】

一、総評は日本の労働者が雇用・失業不安と生活悪化に脅かされている

現実を説明、代表団は、インフレの昂進と多数の失業者の存在、部門間、地域間の不均衡が改善されていない現状を指摘した。

一、双方は、生活と経済の危機を打開するためには、一国の社会・経済の枠組みを民主的に変革することの必要性、労組が変革を望むすべての社会勢力の中で主導的な役割を担って行くことの重要性について一致した。

一、両国共通の課題となっている戦線統一問題について、双方は、戦線統一が特定の理念を基準にした排除や選別的なものであってはならず、大衆的な参加と合意を基盤にして、労働者の具体的な要求と政策の前進に寄与するものでなければならないことを確認した。

一、代表団は、労組が政党から自立することは、労働戦線統一を促進するだけでなく、労組の社会的影響力を強めることになると強調した。

一、双方は、イデオロギーによる分割とブロック化が時代遅れになっているという共通認識に立ち、各国労働者の相互利益と世界平和を守るためにすべての労組が連帯と統一を強めることの重要性を確認し、この方向でそれぞれのイニシアチブを発揮する。

西ドイツ共同決定調査団の派遣

総評大会の確認とDGBの招待により、七九年一一月三日～一〇日、宝田総評経済局長を団長とする総勢七名の調査団が西ドイツに派遣された。調査団は、①共同決定法（一九七六）および改正経営組織法（一九七二）成立の歴史的な経過、②DGBの基本的構造、③共同決定法の実施状況と問題点、④フォルクスワーゲン本社工場における労働組合と参加問題との関係、⑤同工場における経営協議会の実情、⑥マンネスマン製鉄所にみられる労組選出労働重役の実情、について調査活動をおこなった。

総評ヨーロッパ調査団の派遣

総評は、西欧労働運動の概況の調査のために、八〇年一月一九日～二月三日の一六日間、はじめての試みとして民間単産の幹部クラスで構成するヨーロッパ調査団を派遣した。調査団は、低成長、石油問題、インフレなどの共通課題について先進資本主義国労組との率直な意見交換をおこなうことを目的とし、中川副議長（全日通委員長）を団長に、松本合化労連副委員長、青山紙パ労連書記長、梅田全日通書記長ら七人で編成され、これに現地で本山ヨーロッパ事務所員が加わった。一行は西ドイツ、イギリス、イタリア、フランスを歴訪し、CGILなど各国の労組の調査や交流をおこなった。

TUC大会への参加

七九年九月三日～七日、ブラックプールで開催されたTUC第一一一回大会に招待されて、総評から内山副事務局長、山田国際対策部長、本山ヨーロッパ事務所員が出席した。

第一四回日ソ労働組合交流委員会

総評・中立労連と全ソ労働組合中央評議会は、八〇年一月一五日～一九日、東京・千代田区のホテル・ニューオータニで第一四回日ソ交流委員会を開催した。会議には、日本側から総評・槇枝議長、富塚事務局長をはじめ九名、中立労連・竪山議長、岡村事務局長ら四名、ソ連側からシバエフ全ソ労評議長ら六名、計一九名が参加した、会議では、①アフガニスタン問題、②国際緊張の現状、③世界労働組合会議、④インドシナ問題、⑤アジアでの労働組合の活動、⑥日ソ労働組合集会、⑦北方領土問題等が議題としてとりあげられた。交流委員会は以下のような共同声明をまとめ、全国労働組合センター、単産および地方労働組合評議会の交流に関する具体的なとりきめをおこなった議定書を発表した。

【共同声明（要旨）】

日・ソ労働組合は、国連が世界軍縮会議を開催し、武力不行使、内政不

干渉についての世界条約を締結するための効果的措置をとることを期待する。また、双方は軍縮の社会・経済的側面に関する世界労働組合会議を幅広い基礎において開催することに努力する。

双方はインドシナ情勢の激化に関連して憂慮をあらわし、この地域における諸国の主権を犯す外部勢力のいかなる試みにも反対する。朝鮮の自主的・平和的統一をめざす朝鮮人民の闘争を支持する。

双方は、中東に爆発の危険をはらむ情勢が依然として存在していることに不安を表わし、アラブ諸国人民への全面的な連帯が表明された。

双方は、現在懸案になっているアフガニスタンの事件について、率直な意見交換を行なった。その結果、意見の一致をみるに至らなかった。

双方は、所属と政治的傾向にかかわりなく、世界労働組合運動のすべてが統一を固めることが必要であることを指摘した。

双方は、第一五回日ソ労働組合交流委員会を一九八〇年の終りにモスクワにおいて開くことに合意した。

日ソ労働組合友好集会

「第一二回日ソ友好と平和のための労働組合集会」は、九月二八日～三〇日の三日間、ベルロシア共和国のミンスク市で開かれた。集会には、日本側から内山総評副事務局長、田口中立労連副議長、隈元総評国民運動局長など代表団約一〇〇名、ソ連側から全ソ労働組合中央評議会のK・マツキアビッチ書記をはじめ労働組合代表二五〇名以上が参加し交流を深めた。

ユーゴスラビア労働総同盟代表団の来日

八〇年一月三〇日～二月五日、総評の招待で、ミカ・スピルヤック議長を団長とし、ラボ・ミハルイェビッククロアチア州労評議長を団員とする代表団が来日し、総評槇枝議長、富塚事務局長、日放労奥田書記次長ら幹部と会談した。

ICFTUケルステン書記長と総評富塚事務局長との会談

七九年一一月一九日夜、ICFTU第一二回世界大会出席のためスペインのマドリッドを訪問していた富塚総評事務局長は、市内のパレス・ホテルでケルステンICFTU書記長と会談した。この会談には、総評側から及川全電通委員長（総評副議長）、保坂全逓書記長、山田国際対策部長、初岡PTTI東京事務所長、ICFTU側からバンデルベルケン書記次長、ニジンスキーITS議長（PTTI書記長）が同席した。この会談で、富塚事務局長は、①経済的・社会的な諸問題で両者の間に基本的な相違が存在するのか、②労働基本権問題にたいする要求、政策は一致しうるか、③これらの問題で原則的に合意しうる場合、国際自由労連の加盟について総評は新たなナショナルセンターが自由労連加盟を前向きに検討することに応じる用意があることを表明した。これにたいしてケルステン書記長は、双方の政策的一致が生まれていること、総評の加盟については何の支障もないこと、官公労のスト権問題については大会決議を採択する考え（二三日採択）であることを表明し、ILOの場などでも支援することを約束した。

ICFTU世界大会への参加

七九年一一月一九日～二三日、マドリッドで開催されたICFTU第一二回世界大会には、今回はじめて総評・中立労連の代表が来賓として招かれ、総評からは富塚事務局長、山田国際部長、本山ヨーロッパ事務所員、中立労連からは竪山議長を団長とし、岡田副議長が出席した。大会にはこのほか、総評系からICFTU加盟単産の正式代議員として全逓加藤副委員長、全電通及川委員長、都市交久保書記長、炭労太田調査共闘部長、全鉱佐々木事務局次長、日放労奥田書記次長ら八

人、顧問が四人、オブザーバー九人が出席した。

富塚総評事務局長は大会二日目の一一月二〇日にあいさつし、そのなかで自由労連加盟に前向きの姿勢を示して注目を集めた。これは一部で総評として自由労連加盟を検討するものと受けとられたが、帰国後の記者会見で富塚事務局長は、新しいナショナルセンターが加盟することについて総評として前向きに検討する意味だと真意を説明した。また、中立労連の竪山議長も大会三日目の一一月二一日にあいさつに立ち、中立労連としても自由労連との組織的な提携・交流を強化していく考えを明らかにした。

【富塚事務局長のあいさつ（要旨）】

総評は日本最大のナショナルセンターであり、長年にわたって自由労連の活動と関係をもち、ここ数年来、ＩＴＳへの加盟を促進する方針をとっている。総評は今後、国際的分野での労働組合運動の発展のために、第一に失業問題、第二に国際貿易、第三に南北問題、第四に世界で唯一の被爆国民として軍備縮小、特に核兵器の廃絶による世界平和の推進の運動、を強力に展開していく。このため、国内でも労働組合の統一を実現するために最大限の努力を傾けている。また今後、国際活動を積極化し、自由労連及びその加盟組合、ＩＴＳとの友好関係を一層発展させていく。総評代表は、要求や政策活動が原則的に違わないことを確認し合ったケルステン書記長との会談を歴史的なものだと評価する。この一致点に基づいて、総評はわが国で進みつつある労働戦線の統一の過程で、新たなナショナルセンターを展望するなかで、自由労連加盟を前向きに検討する用意がある。

3　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動方針

同盟は八〇年一月二三日～二五日開催の第一六回定期全国大会で採択された一九八〇・八一年運動方針のなかで、国際活動の方針をつぎのように決定した。

【国際活動の強化、一九八〇・八一年度運動方針、第三部の十（要旨）】

一、国際自由労連の基調を支持し、同労連が進める三つの重点的国際活動、すなわち、①経済と社会政策に関する国際的な行動についての政策展開と調整を行い、関係各国首脳および国連、ＩＬＯ、ＯＥＣＤ等の各国際機関に民主的労働組合の政策を反映させる。②民主的労働運動の強化発展のための連帯活動、組合教育、共済事業等の諸活動に対して援助を行なう。③自由な労働組合主義の推進、人権と労働組合権を守り、圧政に苦しむ労働者や恵まれない人々に援助の手をさしのべる活動を強化する。

二、国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織への関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら共通課題に取り組む。

三、ＡＦＬ＝ＣＩＯの国際自由労連への復帰を期待するとともに、友好関係を強める。このため定期会談を充実し、相互理解を増進し、共通課題についての取り組みを強化する。とくにアジアにおける連帯活動について協力を促進する。

四、民主主義勢力の一翼を担う西欧諸国労組との友好関係を強化し、交流を深める。

五、経済の国際化に対応して、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、同労組諮問委員会（ＴＵＡＣ）の活動に積極的に参加し、経済政策に関する国際的調整・協力と相互理解の増進をはかる。

六、アジアにおいて、同盟の果すべき役割は一層大きくなっており、次により行動を強化する。①韓国ＥＫＴＵ、台湾ＣＦＬ、香港ＨＫＴＵＣとの連携を密にし、定期会談を通じて共通の問題解決に取り組む。②国際自由労連アジア地域の活動を充実するため、事務局の国際化、運営の改善をはかりつつ、その体質を強化する。③ＡＲＯ企画・教育局の企画と運営を充実するため協力する。④アジア地域組織の連帯基金に協力するとともも

に、アジア各国労組の活動を支援し、交流を促進する。⑤アジア各国の恵まれない人々への救援活動を推進する。⑥アジア各国労組組織を拡大強化するために、教育・調査にたいする人的・経済的協力を推進する。⑦アジア各国労組の行っている協同組合、共済活動などの労組事業活動について援助・協力する。⑧経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力について労働組合の立場から援助・協力する。⑨進出企業の実態把握につとめ、経済進出、経済協力をめぐる諸問題についての対策を進める。

七、ＩＬＯが本来の目的を達成するようＩＬＯの諸活動を支持し、積極的な取り組みを行う。このため、①ＩＬＯの本来の目的にそった活動を行うための必要な機構改正、諸手続きの改正のために努力する。②アメリカがＩＬＯに復帰するようその条件づくりに努力する。このため西欧労組との協力連携を行う。③ＩＬＯを単なる提訴機関だけの機能としかうけとらない取り組みを排し、先進国労組にふさわしい援助・協力活動を行い、ＩＬＯのめざす社会正義の確立に努力する。④ＩＬＯの指定する重要基本条約の批准促進を行う。

八、わが国労働運動についての正しい理解を広めるために、国際広報活動を強化する。

九、国際化時代に対応する労働組合の国際担当活動家の育成を行う。

カンボジア難民救済問題

ケルステンＩＣＦＴＵ書記長およびデバン・ナイアＡＲＯ会長からのアピールにこたえて、同盟は、七九年一二月一九日、一万ドルを、総評加盟六単産（全逓、都市交、炭労、全鉱、日放労、全電通）は、八〇年一月二九日、五〇〇〇ドルを、それぞれ「ＡＲＯアジア連帯基金のカンボジア救援基金」に送金した。

ＡＦＬ＝ＣＩＯ大会への出席

七九年一一月一五日～二三日、ワシントンで開かれたＡＦＬ＝ＣＩＯ第一三回定期大会に、同盟から天池会長、相原国際局長が招かれて出席した。

同盟代表団のイスラエル訪問

天池会長を団長とする同盟代表団（上西副書記長、相原国際局長）は、一〇月二二日～二五日の四日間にわたってイスラエルを訪問し、イスラエル労働総同盟（ＨＩＳＴＡＤＲＵＴ）との会談、アジア・アフリカ労働大学での講演、ＨＩＳＴＡＤＲＵＴ共同組合事業所、共同農村の代表者との懇談および大統領との会見をおこなった。同盟とＨＩＳＴＡＤＲＵＴとの会談は一〇月二五日におこなわれ、①ＡＲＯの強化、②アジア・アメリカ自由労働協会（ＡＡＦＬＩ）との協力、③タイ特別支援プログラム等について意見交換をおこない、つぎのコミュニケを発表した。

【同盟・ＨＩＳＴＡＤＲＵＴコミュニケ（要旨）】

両代表団は協議を通じて、下記事項を確認した。①東南アジアにおける自由な人々や、その労働運動が危機に瀕している深刻な政治・労働情勢に懸念をあらわし、②ＡＲＯの強化のため、アジア各労組のより密接な協力をよびかけ、③タイにおける労働者の生活福祉、社会的地位の向上の諸計画を立案して、タイ労働組合会議（ＴＬＣＴ）への共同の援助を決定した。④アジア労働運動の緊急に解決を要する諸問題について、すべての自由な労働組合に対して、アジア労働組合の発展のために協力して共通の努力を行なうことを要請する。⑤インドシナ半島における平和の回復と、この地域におけるすべての難民に対して、人道的援助を行なうよう世界の各国政府、諸機関、諸団体に要請する。⑥同盟とＨＩＳＴＡＤＲＵＴは、八〇年一月東京において、協力に関する討議を継続することに合意した。

イスラエル労働総同盟との会談

七九年一〇月の共同コミュニケで一月に予定されていた同盟とＨＩＳＴＡＤＲＵＴとの会談はその後延期され、八〇年五月一七日、東京で開催された。会談の議題は、①ＡＲＯの強化、②ＡＡＦＬＩのアジアにおける役割と協力、③アジアにおける協力プログラム、④ＡＲＯ

地域会議にむけて同盟とHISTADRUTとの意見調整、などであった。

（注）アジア・アメリカ自由労働協会は、国際自由労連を脱退したアメリカのAFL＝CIOがアジア対策のためにつくっている組織。

TUC大会への参加

七九年九月三日～七日、ブラックプールで開催されたTUC第一一一回大会に、同盟から前川書記長、相原国際局長が派遣され、大会に出席した。

2 国際労働組合の諸会議

1 世界労連系の会議

第八回国際化学労働者会議

七九年五月二二日～二六日、化学石油インタナショナル第八回大会がブルガリアのソフィアで開催された。この大会には五五カ国から五二の加盟組織、四三の非加盟組織、あわせて九五の組織を代表する二一七名の代議員が参加し、日本からは神谷紙パ労連副委員長、四之宮巴川製紙労組委員長が出席した。大会は「それぞれの国の経済社会体制にかかわりなく、また労働組合の国際的加盟や労働組合運動についての考え方にかかわりなく、化学産業の労働組合の間で必要な協力と行動の統一を実現するには、どのようにして、どのような条件のもとで、何を目標にすれば可能であるか」を中心テーマとした「行動の統一の達成および統一行動綱領の提案」を主要議題とし、「化学産業の婦人労働者の要求と願い」「化学産業の技師・管理職員・技術者の状態」を特別議題とした。

第八回国際建築労働者会議

七九年九月三日～八日、建築・木材・建築資材産業労働組合インタナショナル第八回大会がポーランドのワルシャワで開催された。大会には六三カ国から二二五人が参加し、日本からは団長湯浅全日自労中執、副団長松寺全日自労福島県支部書記長、事務局長木佐貫全建労中執、団員元野範久（全国建設）、同皆川袈裟雄（全建労）、同小松洋一（日住労）の六名が出席した。大会では、経済危機の深化にともなう建設産業における失業問題の重大化、軍縮と住宅建設の推進による雇用の創出、独占の海外進出と多国籍企業をめぐる矛盾の激化、技術・管理労働者の組織化の重要性、などが重点的に討議された。会議は終了にあたって、①大会決議、②建設労働者の要求憲章、③軍縮・住宅・国際児童年連帯決議、④中東・中南米・アフリカ・東南アジア・オセアニア連帯決議、⑤ベトナム・チリ人民支援決議、を採択した。

世界婦人労働者会議

第九回世界労働組合大会（一九七八年四月）が一九七九年秋に開催することを決めていた婦人労働者の諸問題に関する第四回世界労働組合会議は、七九年一〇月一五日～一九日、キプロスの首都ニコシアで、「世界婦人労働者会議」として開催された。会議は「社会と職場、労働組合における婦人の役割と地位」をテーマに、八五カ国の一〇六労働組合中

央組織、二〇の地域・国際組織の代表三八一名が参加して開催され、日本からは全日自労の山室ミエ北海道地本婦人部長をはじめ、国公労連の金井東海、医労協の田辺登紀子の三名が出席した。会議は、①社会・職場における婦人の役割と地位、②労働組合における婦人の役割と地位、③婦人と平和闘争、を議題とし、㈠働く権利――雇用の保障、雇用上の権利、㈡教育、職業訓練、昇進、㈢報酬、㈣労働時間と労働条件、㈤家族政策、母性の権利と子供の保護、㈥文化、余暇、体育、スポーツの権利、㈦労働組合の権利――労働組合活動と責任ある任務への参加、を内容とする「婦人労働者の経済的・社会的・文化的諸権利および労働組合権に関する憲章」を採択した。同時に、会議は①最終文書、②婦人労働者への平和と軍縮のよびかけ、③地域・国際労働組織へのよびかけ、④国際児童年に当たっての訴え、の各文書を採択した。

世界労連第二一回執行局会議

七九年一一月二〇日～二二日、世界労連第二一回執行局会議がベルリンで開催された。議題は、①新規加盟、②各インターの三〇年、その経験と展望（報告者、エンリケ・パストリーノ書記長）、③資本主義的危機と失業に反対する闘争における当面の任務（報告者、イブラヒム・ザカリア副書記長）、④会計報告、⑤一九八〇年度の活動計画と予算、であったが、とくに今年三〇周年を祝う各インターに関連する活動および危機と失業に反対する行動の諸問題が重点的に討議された。会議は、「労働組合の権利を擁護する効果的連帯活動をよびかけ、すべての国の労働者と労働組合に、一九八〇年を『労働組合の諸権利のための活動強化の年』としてとりくみ、第九回大会で採択された世界宣言を普及し実行するよう訴え」、「国際労働組合運動全体の中で建設的対話を推進するよう」書記局に指示を出した。

南ア労働者との連帯国際労働組合会議

八〇年四月一四日～一六日、アディス・アベバで、アフリカ労働組合統一機構（OATUU）、全エチオピア労働組合（AETUC）、スウェーデン労働総同盟（LO）、ナミビア全国労働組合（NUNW）、南アフリカ労働組合会議（SACTU）、ジンバブエ労働組合会議（ZACU）を主催組織とする南ア労働者との連帯国際労働組合会議が開催された。この会議には世界労連、OATUU、アラブ労連などの加盟組合を中心に四五組織の代表が参加し、全エチオピア労働組合からの招待で、日本から総評ヨーロッパ事務所の田中光雄氏が出席した。会議はつぎのような大会宣言を採択して終了した。

【南部アフリカ労働者との連帯のための国際労働組合大会宣言(要旨)】

大会はジンバブエ人民の勝利を祝福する。これにより南部アフリカにおける闘争は新しい局面に入った。人種隔離政策と弾圧、植民地化を進めてきた帝国主義者や多国籍企業は同様の敗北を心配し、新しい装いをこらそうとしている。

本大会は、世界のすべての労働者と労働組合に対して、次のことをよびかける。①ナミビア労働組合（NUNW）と南ア労働組合会議（SACTU）に対する物心両面の援助を行うこと。②南アフリカと関係を続けている政府に対し、投資を止めさせ、すべての国際機関から南アを閉め出すよう圧力を加えること。③南アを往来する船舶、航空機へのサービスを完全に止めること、④南アでの就職を拒否すること。⑤人種差別と非人間的政策に反対し、圧倒的多数のアフリカ人を弾圧し、投票権を与えていないことに反対する集会やデモ等を組織すること。⑥ナミビアを不法に占拠している軍隊の即時撤退を要求すること。⑦南アとナミビアにおける政治犯と拘禁者の解放と、追放、拘束、拷問、暗殺の停止を要求すること。⑧南アとナミビアで投降した戦士に対して捕虜としての身分を認めるよう求めること。⑨隣国に対する南アによるすべての侵略と拡張の行為を強力に非難すること。

開発に関する世界労組会議

ユーゴスラビア労働組合主催で、CGDT、CGT、CGIL、CISL、UIL、アルジェリア労働総同盟を加えた七組織を準備委員会とする「開発に関する世界労組会議」が八〇年四月二二日～二五日、ベオグラードで開催された。会議には、全世界から八三カ国、三国際組織をふくめ一二組織、二〇一名が参加し、日本からは総評の高山副議長、小川国際局書記、田中ヨーロッパ事務所員が出席した。会議では、一部先進資本主義国労組の欠席があったとはいえ、南北、東西の労組が一堂に会し、現在の国際経済の最も根幹的な課題である開発問題について、労働者の立場に立って討議が深められた。

2　国際自由労連・国際産業別組織ITS系の会議

国際自由労連第七二回執行委員会

七九年五月八日～一一日、ブリュッセルで第七二回ICFTU執行委員会ならびに財政・一般目的委員会が開催された。執行委員会には日本から同盟の塩路副会長、貝原国際対策委員が出席した。主な議題は、①第一二回世界大会（規約改正問題をふくむ）、②国連、専門機関、政府間組織、③経済および社会問題、④チュニジア問題、⑤アジア労働首脳会議およびARO執行委員会、⑥インドシナ、イラン問題等であった。

ARO企画・教育局会議および検討委員会

七九年九月五日～六日、シンガポールでARO企画・教育局の会議と検討委員会が開かれた。この会議には日本から同盟の上西副委員長、相原国際局長が出席した。会議では、①ARO調査機関の充実、②タイでのカシューナッツ栽培計画、③スリランカ職業訓練所設立計画、④フィージー共済共同組合援助、⑤インド・ガジプール計画、⑥バンドン病院設立計画など、各計画の実施状況が報告された。会議で提出されたAROの七九年～八〇年企画・教育局計画案は、つぎのとおりである。

①インドネシアへの援助（ARO代表・コンサルタントを派遣）、②インドネシア農業共同組合への援助、③香港調査センター設置、④フィージー農業労働者の組織化のための援助、⑤ガジプール農業青年労働者労働大学への援助、⑥ガジプール住宅計画への援助、⑦INTUC教育活動にたいする援助。

国際金属労連世界時短会議

IMFは、七九年八月二一日～二三日、ジュネーブのILO本部で世界時短会議を開催した。この会議には日本から、佐々木IMF・JC事務局長、小野田電気労連賃金対策部長、加藤自動車総連第二調査局長、清原鉄鋼労連副委員長、永井造船重機労連調査局長、今泉全金同盟調査部長の六人が参加した。会議は、加盟組合の時短闘争のとりくみ状況、時短によるコスト・福利面への影響などを討議し、つぎのような宣言を採択した。

【IMF世界時短会議宣言(要旨)】

労働時間の短縮は常に労働運動の基本目標であった。各IMF加盟組合は時短の実現に向けてあらゆる方法で実践するなかで、とりわけ次の項目に力点をおく。①週五日、一日八時間労働を内容とする週最高四〇時間労働の世界的な導入、②週三〇時間制の要求を提出している国では早急にこれの実現、③交替労働者に対する特別な考慮の必要性、④超過労働を規制する労働協約上、法制上の規則の改善、⑤有給休憩、休息時間の拡大、⑥年次有給休暇最低四週間、さらに六週間の実現、⑦連続操業の不可避な交替労働での雇用の極大化、⑧定年退職制度の導入と改善、⑨完全な給付条件をともなう早期定年退職の導入と改善、⑩有給労働時間中の組合活動の承認、⑪職業訓練のための有給休暇、一般的教育の拡充と育児休暇取得の改善。このような各種の方法による時短は、所得の喪失なく実現せねばならない。

ICFTU特別開発基金調整会議

七九年九月一二日、ICFTU特別開発基金調整会議がブリュッセルで開催され、日本からは同盟の相原国際局長が出席した。会議では、アジアにおける各国労組・財団の援助協力の問題、本部、ARO および各拠出者間の協力調整の問題等について意見交換がおこなわれ、オランダNVV、北欧関係労組、DGB およびエーベルト財団から活動報告と活動計画の説明があった。

ICFTU第七三回執行委員会

七九年一一月一六日～一七日、マドリッドでICFTU第七三回執行委員会ならびに財政・一般目的委員会が開催され、日本からは同盟の塩路副会長と貝原国際対策委員が参加した。主な議題は、①第一二回世界大会の議題の確認、②各地域組織報告、③自動車総連（日本）のICFTU加盟の承認、④世界青年集会第二回実行委員会報告のICFTU加盟の承認、などであった。また、同委員会は世界大会にたいし、①エルサルバドル労働総同盟、グァテマラ中央労働連盟、パラグアイ労働組合連盟、三組織の除名、②加盟費増額、などに関する勧告をおこなうことを決定した。

ICFTU第一二回世界大会

ICFTU第一二回世界大会は、七九年一一月一九日～二三日、スペインのマドリッドで開催された。大会には、七〇カ国六一〇〇万人を代表する九二組織から、二二四名の代議員、六三名の顧問、一〇二名のオブザーバー、一一国際産業別組織から、二四名の代議員、七名の顧問、七名のオブザーバー、その他二六未加盟組織から、四五名のオブザーバーが出席した。日本からは、同盟五〇名、総評加盟六単産二二名、自動車総連一三名の代議員・顧問が参加した。さらに

このほか、日本から、ＩＣＦＴＵ結成三〇周年記念式典参列のため同盟の滝田顧問が来賓として招待され、総評（富塚事務局長ら三名）、中立労連（堅山議長ら三名）、鉄鋼労連（三名）も招待され、オブザーバーとして参加した。

大会では、本会議の開会に先立ち、スペイン労働総同盟（ＵＧＴ）レドンド書記長とマドリッド市長ガルバン氏が歓迎の辞を述べ、Ｐ・Ｐ・ナラヤナンＩＣＦＴＵ会長が「八〇年代を展望しての重要な課題は、人権と労働組合権の確立の闘いである」とする開会のあいさつをおこない、その後、ＩＣＦＴＵ結成三〇周年の記念式典がおこなわれた。本会議は一九日午後から開始されたが、その主な議題は、①活動報告、②財政報告、③八〇年代の優先課題――ＩＣＦＴＵの目標と活動計画、④就労権――変化する世界と労働組合の政策、⑤ＩＣＦＴＵの将来の活動に関する提案、⑥規約改正の提案、であった。

会議ではまず活動報告が承認され、財政報告は企画・財政委員会で検討・承認後、委員会報告として本会議で承認された。その後、中心議題である「八〇年代の優先課題」と「就労権」についての討論がなされた。とくに雇用問題については、「就労権――変化する世界と労働組合」が独立議題として提案され、①雇用の維持・創出は経済改革の主要目標とすること、②所得の再分配、③雇用の推進と社会サービス改善のための公共支出の増大、④投資決定におけるよりいっそうの民主的コントロールと労働組合の関与、⑤エネルギー政策の策定、⑥労働市場政策の改善、などが強調された。そしてこの活動報告と方針の討議をふまえて以下のような決議を採択した。

【ＩＣＦＴＵ第一二回大会決議事項】

①各国の加盟推進とアメリカの復帰、労働問題に関する提訴の迅速な処理を要求した「国際労働機関に関する決議」。②貸付対策の再検討を要求した「国際通貨基金に関する決議」。③多国籍企業に関する総合的情報システムの設置と各国政府への行動規範の効果的な実施の保障の要求をもりこんだ「多国籍企業に関する決議」。④先進工業七カ国が毎年開催している経済サミットの諸決定についての効果的な政治的対策と労働組合側提案への検討並びに実践的措置を要請した「経済サミットに関する声明」。⑤国連の平和維持機能の強化と近い将来における国連軍縮会議の開催を要求した「平和と軍縮に関する決議」。⑥キャンプ・デービッド協定に基づいて全てのイスラエル近隣諸国が交渉のテーブルにつくことと国連安保理事会決議二四二号に基づく問題の解決を要請した「中東問題に関する決議」。⑦イランにおける人質の釈放を要求し、この人質事件に対するイラン政府の容認と放置を非難した「イラン情勢に関する決議」。⑧独裁や全体主義政権との闘争、全政治犯と労働組合問題で投獄されている者の釈放、東欧諸国で自由な労働組合を結成しようとしている者との連帯を表明した「世界における労働組合権の擁護に関する決議」。⑨労働組合権への政府による法制上の束縛への憂慮を表明した「労働組合権への政府の干渉に関する決議」。⑩ＩＬＯ第一五一号条約の批准・完全実施を要求し、公務員の通常の労働組合活動への政府の干渉と制限に対して遺憾の意を表明した「公務員の労働組合権に関する決議」。⑪エチオピア労働総同盟前会長の釈放を要求した「ベイネ・ソロモンに関する決議」。⑫チュニジア労働総同盟役員の組合復帰と投獄者の釈放を要求した「チュニジアにおける労働組合の状況に関する決議」。⑬アパルトヘイトのごまかしの修正に反対し、国連の強制的な制裁を要求した「南アフリカに関する決議」。⑭休戦のための話し合いが早急に終結するよう希望を表明した「ジンバブエに関する決議」。⑮西欧の五大強国がナミビアの独立と真の多数派支配の実現に努力するよう要請した「ナミビアに関する決議」。⑯アルゼンチン、チリ、エル・サルバドル、グァテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、ウルグアイ等の軍事独裁政権への非難とラテン・アメリカ諸国での人権と労働組合権の擁護、民主主義の確立、生活向上を訴え、ＯＲＩＴへの支援を要

請した「ラテン・アメリカにおける労働組合と政治情勢に関する決議」。⑰労働組合の権利を侵害する一連の新法律を非難し、労働組合活動家の即時釈放を要求した「アルゼンチンに関する決議」。⑱ピノチエト独裁政権を非難し、民主主義の回復に寄与しうる措置に全力をつくす旨表明した「チリに関する決議」。⑲ソモサ政権の打倒を歓迎し、ニカラグアへの経済的・人道的援助を要請した「ニカラグアに関する決議」。⑳ギリシア系住民とトルコ系住民の対話の再開を求めた「キプロスに関する声明」。㉑ポル・ポト、ヘン・サムリン両政権の主張を共に否定し、迅速かつ十分な救済の実現と難民の定住援助を求めた「インドシナに関する声明」。㉒発展途上国における失業と不完全雇用克服のためのＩＣＦＴＵの各種プロジェクトについて述べた「ＩＣＦＴＵのプロジェクト志向型の活動に関する声明」。㉓第七〇回執行委員会で採択された婦人労働者の組織に関する行動綱領の遂行を再確認した「労働組合組織への婦人の参加に関する決議」。㉔最低年齢に関するＩＬＯ諸条約の順守と児童労働の廃止を要請した「国際児童年に関する決議」。㉕ＩＣＦＴＵと各労働組合の教育活動の意義と重要性について述べた「ＩＣＦＴＵの教育活動に関する声明」。㉖自然災害に対処する国連機関の強化と国際的救済機構の設立を訴えた「自然災害の国際救援サービスに関する声明」。（以下略）

また大会は大会宣言「八〇年代の優先課題―ＩＣＦＴＵの宣言」を採択し、ケルステン書記長を再選するとともに、地域ごとに選挙をおこなって総数三〇名の執行委員を選出した。ＩＣＦＴＵ会長には、大会後初の第七四回執行委員会で、マレーシアのＰ・Ｐ・ナラヤナン氏が満場一致で再選された。

ＡＲＯ企画・教育局会議

八〇年一月一五日～一六日、シンガポールでＡＲＯ企画・教育局会議が開催され、日本からは同盟の相原国際局長が出席した。会議では、①八〇年度教育計画、②経済・社会計画等について協議がなされた。

第一三回ＩＣＦＴＵ／ＩＴＳ多国籍企業合同作業部会

八〇年二月二二日、ジュネーブのＩＬＯ本部で第一三回ＩＣＦＴＵ／ＩＴＳ多国籍企業合同作業部会が開かれ、日本からは同盟調査局の桝本部員が参加した。会議は、国連の行動基準、ＩＬＯの三者宣言の実施、などを討議した。また、加盟各組織を通じて各国担当大臣に国連の行動基準の草案に関して申し入れをおこなうことが確認され、同盟は四月一一日、大来外務大臣にたいして申し入れをおこなった。

ＡＲＯプランナー会議

八〇年三月二八日～三〇日、ニューデリーでＡＲＯプランナー会議が開催され、日本からは同盟の相原国際局長が出席した。会議ではＡＲＯの諸企画について検討され、①目的、②プロジェクト提案検討の際の前提条件、③プロジェクト選別基準、などの企画局の活動指針が策定された。

ＡＲＯ第一二回地域会議

八〇年五月一九日～二三日、バンコックで、ＡＲＯの企画・教育委員会（五月一九日午前中）、財政・アジア連帯基金委員会（五月一九日午後）、執行委員会（五月二〇日）、地域会議本会議（五月二一日～二三日）がそれぞれ開催された。会議にはアジア地域の一九カ国三二加盟組織の代表が出席し、日本からは、代議員として同盟の宇佐美会長、塩路副会長、橋本副会長、辻本副会長、相原国際局長、顧問として、和泉ゼンセン同盟国際部長、貝原自動車労連国際局次長、オブザーバーとして、矢野ゼンセン同盟副会長、井上同盟国際担当、阿部国際局員がそれぞれ参加した。また、総評にも招待が寄せられ、中川副議長、藤本国際局書記の二人が出席した。会議での主な議題

は、①七六年一月～七九年一二月の活動報告、②財政報告、③八〇年代の優先課題――アジアにおける行動計画、④将来の活動にたいする提案、⑤書記長、執行委員、会計監査の選出、であった。

3　その他の国際労働組合会議

労組指導者会議

六月二二日～二三日におこなわれたベネチア・サミット（先進国首脳会議）に先立って、六月一七日、先進資本主義国労組と国際労働組織の代表による「労組指導者会議」がローマで開催された。会議には、カナダ労働会議CLC、ドイツ労働総同盟DGB、フランス民主労働総同盟CFDT、イギリス労働組合会議TUC、イタリア労働総同盟CGIL、イタリア労働同盟UILが参加し、国際組織からは、国際自由労連ICFTU、国際労連WCL、ヨーロッパ労連ETUC、OECD・TUACの各代表が出席した。日本からは、総評の内山副議長、土岐国際局長、中立労連の岡田副議長らが参加した。

今回の会議には、過去三回にわたって参加してきたアメリカ労働総同盟・産別会議AFL＝CIO、フランス労働総同盟・労働者の力CGT・FO、日本労働総同盟がCGILとの同席をきらって欠席することになった。このため、TUAC加盟の先進七カ国労組は、五月二九日～三〇日に開かれたOECD・TUAC総会の際に、ベネチア・サミットに反映させるための労組の見解をまとめた「声明」を採択した。これまで「声明」はOECD・TUACの総会席上で原案が作られ、労組指導者会議で採択されてきたが、これでは効果がうすいということで、今回はOECD・TUAC総会以前の四月末に「労組の見解（案）」をまとめ、この段階で各国労組がそれぞれの政府首脳に申し入れて見解をひき出し、それを持ちよって総会で「声明」を採択し、さらに労組首脳会議でふたたびこれを採択するというかたちになった。日本では、五月一六日、総評、同盟、中立労連の代表が大平首相ら政府代表に会い、ベネチア・サミットに関する申し入れをおこなった。

労組指導者会議では、声明案文が提案されたあと、雇用問題、軍縮などを中心に意見が交換され、満場一致で声明が採択された。このあと代表はイタリア・コシガ首相との会見に臨み、労組側見解のサミットへの反映を申し入れるとともに、サミットの実効があがらないことへの不満を伝え、サミット後に再度労組の国際会議を持ち、ベネチア・サミットの結果が実行されるかどうか協議するとの労働側の意向を伝えた。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』(2)WFTU, Flashes From Trade Unions, (3) WFTU, Asian Workers, (4) ICFTU日本加盟組織連絡協議会『自由労連通信』(5) ICFTU, International Trade Union News, (6) ICFTU, Free Labour World, (7) Resolutions and Statement adopted by The 12th World Congress of The ICFTU, (8) ICFTU日本加盟組織連絡協議会『ICFTU第一二回世界大会』(9)総評第六一回定期大会報告、(10)同盟第一六回定期大会報告、(11)同盟第四四・第四六回中央評議会報告書、(12)日本労働協会編『昭和五五年版労働運動白書』、(13)『週刊労働ニュース』、(14)『総評新聞』、(15)『同盟新聞』、(16)『月刊紙パ』、(17)『じかたび』

XI 農民運動

概要□農民運動の動向＝主要な農民運動――農産物価格と食管制度をめぐる運動：米・麦価闘争／米生産調整反対運動・エサ米作り運動／葉たばこ価格・乳価その他の運動／農地課税反対運動／三里塚(成田)空港廃港闘争／土地をめぐる闘争と原発反対闘争／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／農民団体その他――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼ぎ組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、一九七九年後半期から八〇年前半期にかけての農民運動は、外国産農産物の大量輸入と各種農産物の過剰生産という悪条件のもとでたたかわれた。運動は、農民春闘はじめ米価運動などの分野で全日農系と農協系の二系統分裂のなかでおこなわれた。

一、農産物価格運動では、全日農と全国農協中央会の二系統で、それぞれの立場で展開された。地方では、日農新潟県連合会その他の数県連主催の農民大会が開かれ、一九八〇年七月末の米価審議会にむけて中央集結闘争が前年にまして激しく展開され、その結果、生産者米価三年据え置きを阻止し、小幅（二・二九％）ながら米価引きあげをかちとった。

一、全日農の米減反（生産調整）反対運動は、地方自治体にたいする反対運動の積みあげ戦術をとって展開されたが、予期の成果を上げることはできなかった。

一、水田による自給飼料の増産、外国産飼料輸入削減をねらいとする「エサ米作り」運動は、全日農その他の団体によって開始された。そして鳥取や秋田などで実験的なエサ米作りがおこなわれ、その将来の展開が注目されるにいたった。

一、葉たばこ価格要求運動は前年にひきつづき、全国葉たばこ対

策共闘会議を中心に展開された。その結果、政府の葉たばこ耕作審議会にたいする諮問価格を上回る三・七四%アップをかちとったほか、葉たばこ買入れ制限案の撤廃などの要求を実現した。

一、全国乳価共闘会議は全日農・全農総連・開拓連など農民諸団体とともに乳価運動を展開したが、政府原案（加工原料乳保証価格の据え置き）を撤回させることはできなかった。しかし加工原料乳の価格保証限度数量については政府の原案を撤回させ、一定の増量を承認させることができた。

一、農地の宅地並み課税反対運動は、全日農大阪府連合会などを重点にたたかわれた。政府が国会に提案した「農住組合法案」にたいしても農民団体の反対運動がおこなわれたが、突然の衆議院解散によってこの法案は廃案となった。

一、成田国際空港反対運動は開始いらい一四年間にわたってつづけられ、三里塚・芝山反対同盟を中心に多数の支援団体により数次の大集会が開かれ、参加者が二期工事阻止・廃港実現を叫んで公団・機動隊側と衝突する激しい運動が起こった。全日農がはじめて成田闘争支援を正式に大会決定したことは今期中の注目すべき事件であった。

一、電線下被害補償要求運動は京都・新潟などで全日農を中心にたたかわれ、電力会社にたいして一定の譲歩をかちとることができた。

一、原子力発電所設置反対運動は、一九七九年の山口県豊北原発阻止闘争の勝利につづき、福井県高浜、福島県（三・四号機）などで激しくたたかわれた。アメリカ・スリーマイル島原発事故に刺激されて、この運動はさらに広がる傾向をみせている。

一、出稼ぎ農民と農村労働者の運動も、それぞれの団体によって例年のとおりおこなわれ、災害補償・労働条件改善などの分野で一定の成果をあげることができた。

1　農民運動の動向

農民団体二系統の分立

一九七九年後半から八〇年前半にかけての農民運動は、旧に倍する困難な諸条件のもとでたたかわれた。海外からの農産物輸入圧力がいっそう強まるなかで、国内農畜産物の過剰生産はますます増加し構造化するという客観情勢に加えて、前期にひきつぎ財界・一部労組からのイデオロギー攻勢（「過保護農政」攻撃・農産物完全自由化提案）がかけられた。これにたいして全中（全国農協中央会）はみずから八〇万ヘクタール米減反（生産制限）を認容するのみならず、「行政と一体になって」米減反を積極的に推進すると表明した。また全農林労働組合も米作生産性向上のために米価据え置きもやむをえずと述べるなど、農業関係団体みずから政府の生産制限政策に同調してしまったことが今期の第一の特徴点である。また政府の企画する農業再編成のための農地三法改正案にたいしても、ただひとり全日農だけが反対してたたかったにすぎない。

農業団体が一段と農政の下請機関化するなかで、農協系農民三団

体（全農総連・全国農民同盟・開拓連）は、農民団体共闘会議の七八年末解体後急速に農協に接近し、農協要求米価と同額の要求米価をかかげて独自の大会を開催した。ただし全農総連内部には農民五団体共闘を復活させるべきだとか、全農総連だけの独自の大会を持つべきだという意見があった。このように、社会党系農民春闘委員会（全日農・出稼連・乳価共闘・葉たばこ共闘・中央労農会議）と農協系農民三団体との二つの農民組織の分立が常態化したのが、今期の第二の特徴である。

第三の特徴は一九八〇年一月、全日農広島・福岡・島根県連などに属する活動家有志が「農業の民主的再建運動第一回全国経験交流集会」を開催したことである。これは日本共産党第一五回大会決議にもとづいて、「民主的農民組織の新たな発展」を構築していくための初会合であるとみられるが、農民組織再編に一石を投じたことだけはまちがいない。

以上のような客観的情勢と主体的条件の変化のなかで、今期の農民運動はたたかわれた。

農民春闘

八〇年農民春闘はまず畜産審議会中央集結闘争からはじまった。この闘争では全国乳価共闘会議を中心に全日農・全農総連・農民九団体一〇〇〇人が畜産局長・審議会長と青空大衆交渉をおこなって、据え置き乳価諮問撤回を迫った。その結果、乳価は据え置かれたが、原料乳不足払い適用限度数量削減案の撤回に成功した。麦価闘争では全日農は全農総連・農民同盟・開拓連・出稼連・乳価共闘・食管連・労農会議とともに、畜審会場で農相・食糧庁次長と団交し、麦作振興に反する諮問案をきびしく追及したが、算定方式の改悪と諮問通りの麦価決定を許した。

春闘にひきつづき、全日農など農民団体は衆・参両院議員選挙にそれぞれ推薦候補をきめて運動し、そのあと米価要求運動に突入した。全日農は五月二一日の第四回中央常任委員会で要求米価六〇キロ当たり三万七五六〇円を決定、新潟その他の地方運動をつみあげ七月三一日から東京で開かれる米価審議会にむけて中央集結闘争を展開した。しかし米審の答申は政府諮問案（生産者米価二・二九%引き上げ、六〇キロ当たり一万七六七四円とする）を「やむをえない」として容認、けっきょく、諮問案通り八月二日、閣議決定した。二年つづきの米価据え置きは阻止されたものの、上げ幅は生産費上昇分にもおよばず、実質的引き下げに終わった。

つぎに農民春闘委のメンバーである葉たばこ対策共闘会議は、たばこ耕作審にむけていっせいに行動を起こし、専売公社で泉総裁と大衆団交をおこない収納価格引き上げ等を要求、ついに耕作審は据え置き同然の諮問価格をしりぞけ三・七四%の引き上げ答申をせざるをえなかった。これは今期農民運動の数少ない成果のひとつである。また農民春闘委構成団体である出稼連は雇用保険法改正問題で「季節労働者の冬期就労臨時措置」の三年延長要求を認めさせた。また柳井問題（本年鑑第50集三七九頁参照）については大阪府知事の解決意向回答を引き出す成果を納めた。このように農産物価格闘争をはじめ出稼者の事故・労災闘争、林政共闘会議の林業労働者の労働条件をめぐる闘争等、農民春闘委は困難な諸条件のもとで多彩な運動にとりくんだ。これらの運動は価格闘争をはじめとしてわずかな成果しかあげえなかったとはいえ、たんなる陳情運動の域を超える運動を展開した。

これにたいして農協系統三農民団体の運動は陳情・要請活動に主

力が注がれ、農協や農業委員会等の農業団体と運動方法においてはさして異なるところがなかった。

農業団体の農政運動　農業団体の運動という場合、普通、農協中央会系統の農政運動をいい、その運動形態は主として大会・国会議員への陳情・要請方式である。全中（全国農協中央会）の米価運動は基本米価の引き上げにマトをしぼり、政府の米価審議会への諮問段階で要請行動をおこなった。そして七月二四日、東京に農協代表者を集め、第二回の「米価据え置き打破・要求米価実現全国農協代表者大会」を開き、米審開催中はとくに要請行動を強化した。しかし結果は前述のとおり、二・二九%アップという低い引き上げ幅に終わった。

地方における農民運動　農畜産物価格運動にかんするかぎり中央組織の運動形態とほとんど変わらず、地方自治体にたいする要請運動が普通である。ただし電線下の被害補償要求闘争の相手は半官半民的な電力会社であり、農民側に有利に展開する可能性が大きい。全日農京都線下補償組合連合会はその要求のほとんどを関西電力側に認めさせ、また新潟の下越高圧線下農民組合連合協議会もかなりの補償額をかちとった。

三里塚国際空港廃港闘争は今期でじつに一四年間の長期にわたっている。今期半ばにして反対同盟の戸村一作委員長は死去したが、同盟は労組・住民・学生の支援をうけ二期工事阻止・パイプライン阻止・ジェット燃料貨車輸送阻止に実力闘争をつづけ、いぜんとして空港を「片肺空港」の状態に凍結している。燃料輸送パイプラインの敷設も地域住民の反対で予定期日内完成は不可能になった。全日農は三里塚闘争を支援することを決議して、反対運動に参加することになった。

また山梨県・北富士新屋農民の演習地内に永小作権を山梨県に認めさせるたたかいも、忍草入会組合・母の会の反基地闘争と連帯して果敢にたたかわれた。

原子力発電所建設反対運動は、アメリカのスリーマイル島の原発事故発生以来もり上がりをみせているが、公開ヒアリングの開催を阻止しえなかった等、十分な成果をあげるにいたっていない。また沖縄における反基地闘争・石油備蓄基地建設反対闘争が各地で村ぐるみ・町ぐるみで展開されている。

2　主要な農民運動

1　農産物価格と食管制度をめぐる運動

(1)　米・麦価闘争

全日農等の米闘　全日農は一九八〇年四月二二日、第三回常任委員会で八〇年度の米闘方針を決定した。それに

よると、米闘の目標を、①政府買入米価の据え置き、引き下げを打破し、要求・米麦価を実現する、②農畜産物の過剰輸入の削減と食糧自給率の大幅引き上げを実現する。そのため、食管制度の破壊をいっそう拡大する自主流通米制度の拡大再編成をやめさせ、主要穀類（飼料穀物、大豆をふくむ）の貿易国家管理を前提とした価格保障もふくむ食管制度の建て直しを実現する、③米の減反の拡大と生産の単一化を基本とする強権的地域農業の再編成に反対し、日本の土地、気象条件と自然循環にみあった米麦作と日本農業を発展させる見地から、エサ米生産をはじめ耕種農業と畜産の結合を基本とした複合的自立農業を発展させる諸条件の整備で、農民が農業で働き所得が確保できるようにする、の三点とする。闘争方針として、地域における学習活動と要求づくりを基礎に自治体闘争を強め、それを米審期に中央集結闘争に集約していくこと、を決定した。なお八〇年米闘の特徴として米価引き上げを要請する自治体決議の実現を重視し、またこの決議獲得に際して食糧自給強化に関する国会決議を利用するという戦術を採用した。

【食糧自給力強化に関する決議】

農林水産委員会が四月三日まとめた「食糧自給力強化に関する決議」は四月八日衆院本会議、同月二三日参院本会議でそれぞれ全会一致で採択された。決議文は衆・参両院で若干異なるが、ほぼ同様なので衆院での決議文をつぎに掲げる。

「現下、わが国の農業・漁業は極めて厳しい情勢にある。即ち、国民食生活の多様化等により食糧の需給に不均衡を生じ、政府はその対応のため水田転作を実施中であるが、生産農家は重大な試練に立たされている。一方、海外からの農畜産物の輸入増加に伴い、食糧自給度は年毎に低下し、国民食糧の供給体制を先き行き不安定にしている。また、漁業においても二〇〇海里時代に入り、水産物の生産と供給の確保について厳しい対応を迫られている。八〇年代における世界の食糧需給の動向は、人口の増加、生活水準の向上、さらには食糧が外交手段に用いられる等、一段と不安要因が増大し、わが国の食糧需給に強く影響することが憂慮される。かかる困難な情勢の下にあって、先進諸国に較べ低位にあるわが国の食糧自給力の向上を図り、国民食糧を安定的に供給することは、将に国政上の基本的且つ緊急の課題である。よって政府は、国民生活の安全保障体制として食糧自給力の強化を図り、わが国農業・漁業の発展と生産力の増強に万全の施策を講ずるべきである。右決議する」

全日農はついで五月二一日第四回中央常任委員会を開き、前年と同じ「生産費・所得補償方式、八〇%パルクライン」によって八〇年度要求米価六〇キロ当たり三万七五六〇円、対前年要求四五・五八%アップ、一時間当たり家族労働費一七〇二円、を決定するとともに、政策要求として、①外麦依存体制を改め水田裏作麦の振興を要求する「昭和五五年産麦価格等に関する要請」、②正当な一人前の労賃を補償する米価と食管制度の再建等を要求する「昭和五五年産米政府買入れ価格と食管制度等に関する要請」、③「減反と外国農畜産物過剰輸入に対し食糧自給度引上げに関する要請」を決定した。

翌五月二二日全日農は東京で「米闘推進全国代表者会議」を、食管連・中央労農会議と共催で開催、全日農米闘方針・要求米価・政策要求等を協議するとともに、①麦米審開催時の全国いっせい行動、②麦米審、予備米審、本米審期の中央集結行動を決定した。

さて、七月一二日、日農新潟県連は三市中蒲米対協と共催で新津市民会館に県内各地から四〇〇〇人余の農民を集め「米価要求新潟県農民総決起大会」を開いた。そして「生産者米価一俵二万七二二三円（新潟県独自要求米価）をかちとろう」「食管制度の再建を推

進し、自主流通米の拡大に反対しよう」などの要求をかかげ、中央集結闘争へむけての運動展開を決定した。千葉県労農会議と食管制度を守る千葉県連絡会議は七月一日「農業と食糧を守る千葉県行動」に一二〇名の農民・労働者を結集して集会を開いた。集会後、全員は四班にわかれ県・農協中央会・食糧事務所等におもむき要請行動に入った。また全日農青年対策部も七月七日、宮城県小牛田町で「米闘推進青年交流集会」を開き、昨年の農林省座りこみ抗議闘争にひきつづき、七月三〇日に青年の独自行動として米審会場前で集会・座りこみ行動をとることを決定した。

七月三一日から八月一日にかけて、全日農・食管連・労農会議等に結集した農民は米審会場前に集結し、生産者米価三年据え置き反対を叫び、亀岡農相と青空団交をするなど精力的に活動した。鈴木新内閣のもとで政府は財政事情と過剰米を理由に米価据え置きを事前にPRしていたが、総選挙で米価値上げを公約した自民党議員の突き上げや野党各党の激しい引き上げ要求によって政府諮問米価を前年比二・二九%引上げると決定し、これを米審に提出した。その結果、生産者代表と一部中立委員の引き上げ要求にかかわらず米審は政府案を「やむをえない」と承認、これを答申した。この上げ幅は、生産費・物価上昇率に比べきわめて低いものであるが、ともかく米価三年据え置きを阻止したという意味で米価運動のひとつの成果であった。

農業団体の米価要求運動　全中（全国農協中央会）理事会は五月二二日、八〇年産要求基本米価を昨年と同じ「平均生産費方式」により六〇キロ当たり一万九七六九円（前年要求価格比二%アップ）、政策要求として「食糧自給力の向上ならびに米穀政策の確立に関する要請」をきめた。また全国農業会議所も同日開催の都道府県農業会議会長会議で農協と同じ要求米価を決定した。

六月四日、全中は東京・日本武道館に全国の農協代表者八五〇〇人を集めて「食糧自給力向上・要求米価実現全国農協代表者大会」を開催し要求米価を確認した。集会後、米大使館にむけて三年ぶりのデモ行進を敢行し、大会代表団は米大使館に農畜産物の輸入削減を要請、また大蔵省には要求米価の実現を要請した。

全中は七月二四日第二回米価大会「米価据え置き打破・要求米価実現全国農協代表者大会」を東京・九段会館ホールで開催し（一三〇〇人）、また二五日から東京・全共連ビルに前線本部を設置し、要請活動を展開した。また全国農業会議所も七月二三日東京・九段会館で「全国農業委員会会長代表者大会」（一五〇〇人）を開催し、要求米価の実現、農業の基本政策と米穀政策の確立に関する要請をきめ、大会後陳情活動をおこなった。

八月二日、政府は米審の答申をうけて生産者米価二・二九%アップ（ただし、政治加算は前年決定の三八七億円から一六七億円に圧縮）を正式決定した。

麦価要求運動　八〇年産生産者麦価を審議する米審は八〇年六月二七日、東京・九段の農水省分庁舎で開かれ、政府は小麦一万八〇四円（六〇キロ当たり、対前年七・七八%アップ）、大麦八〇八三円（五〇キロ当たり、対前年七・五八%アップ）、裸麦一万一〇三六円（六〇キロ当たり、対前年七・九四%アップ）の政府案を諮問した。これにたいし農業・農民団体は、政府案は七七年から基本麦価に組み入れられていた生産振興奨励金をパリティ

算式から除外した算式「改悪」だとしていっせいに反発した。

全日農・全農総連・農民同盟・開拓連・出稼連・乳価共闘・食管連・労農会議は同日中央集結行動を展開し、農相や食糧庁次長と団体交渉をおこない、低麦価諮問・算定方式改悪反対を申し入れ、①輸入麦削減の年次計画の樹立、②麦価算定に「生産費・所得補償方式」を採用することなど要請書を手渡した。また全中・農協米穀対策中央本部は米審を前に、一二五日から連日「麦・なたね対策全国農協代表者集会」を開催、算定方式改悪反対、水田裏作麦付奨励金の打ち切り反対を決議して、自民党などに要請をおこなった。

しかし米審は六月二八日「諮問の算定方式によって決定することはやむを得ない」と答申、政府は同日諮問どおりに麦価を決定した。なおナタネ基準価格は六月三〇日、六〇キロ当たり一万三七三二円（対前年七・九%アップ、ただし奨励金は現行より七二一円引き下げて二五〇〇円）となった。また農相は麦価決定後記者会見し、現行のパリティ方式を改め、生産性向上を反映する価格決定方式にすると述べた。

(2)　米生産調整反対運動・エサ米作り運動

全日農は一九七九年一二月五・六日、東京・自治労会館で「第一九回定期全国大会」を開催し、八〇年度の運動方針を決定したが、このなかで第二次米減反反対実力闘争が「産米の政府買入制限という強権行政が発動されるもとで、米の販売が食管崩壊に拍車をかけかねない点」があったこと、また自力で米を販売しうる力と条件のある地域とない地域とでは、現行食管にたいする評価や対応の違いから、地域的矛盾や対立が生じかねず、反対運動は思うにまかせぬまま終わったと総括した。

このような状況認識に立って、米減反反対闘争は全国的規模のたたかいとしては自治体にむけて減反反対要求を主軸とした行動戦術を採用した。そして「米をつくる実力行使のたたかいは、実益確保の観点から、買い入れ制限等のペナルティー行政や『超過米』の販売等の検討もふくむ地域的力関係をふまえ」てとりくむという戦術をとることを決定した。

これをうけて全日農新潟県連は、八〇年二月二八日、新津市民会館で「米価要求・生産調整反対・減反農政糾弾県下農民総決起大会」（二〇〇〇人）を開催し、①減反農政糾弾決議、②食管制度建て直しに関する決議、③適正米価獲得に関する決議などを採択し、当面の運動として、①現行食管制度破壊の責任追及と食管制度建て直し要求の具体化、②市町村、県にたいして減反の強制割当て、未達成市町村・農家にたいする差別行政反対などの方針を確認した。大会終了後、参加者はデモ行進ののちに、対県交渉をおこなった。この主な要求は、①新潟県農業の展望の明示、②ペナルティー行政廃止、③食管建て直し、④米以外農産物の価格保障の確立、であった。

全日農のエサ米作り運動

減反反対闘争とのかかわりで注目すべき動きは、エサ米作り（飼料用稲作）にたいする全日農の組織的とりくみである。ただし全日農は「エサ米作りは、飼料輸入削減要求」（八〇年度運動方針）と規定しており、かならずしも減反反対闘争の一環として明確に位置づけているわけではない。

一九八〇年三月九日、全日農鳥取県連はエサ米の栽培・普及をはかる「鳥取県飼料穀物協同組合」設立総会を開催し、本年はアルボリオ系四種の試験栽培、来年度本格的普及を決定した。これは日本ではじめてのエサ米専門農協であり各界で注目された。三月三〇日には群馬県連も第一七回定期大会で闘争方針のなかにエサ米作りをとり入れ、また全日農岩手県農民団体連合会は四月一〇日盛岡市で「岩手県エサ米研究会」の設立総会を開いた。日農新潟県連北蒲原協議会は、聖籠町内にエサ米実験田を設けることになったし、また秋田県労働組合会議は労農提携事業の一環として三〇アールのエサ米実験田に転作奨励金を交付して実験田事業を援助している。

2　葉たばこ価格・乳価その他の運動

葉たばこ対策共闘会議の運動

一九七九年度葉たばこ収納価格と八〇年度の耕作面積をきめる「たばこ耕作審議会」は七九年八月二七日から東京・港区の葵会館で開かれた。専売公社は三年連続減反諮問六万二七〇ha(前年比三・七%減)、収納価格前年比〇・二七%アップの全種類平均キロ当たり一五二三円六六銭の諮問案を提示した。

全国葉たばこ対策共闘会議は、この前日、東京・千代田区の日本教育会館ホールに八八〇人の葉たばこ耕作者と支援労働者を結集して「専売制度を守り、葉たばこ価格引上げを要求する全国農民大会」を開催し、足鹿議長の「政府は専売民営化をたくらんでいる。価格、面積要求の闘いを基礎に、全量買入制度廃止反対などを闘うことが、専売制度を守る道だ」というあいさつの後、①一〇アール当たり六〇万円以上とする「葉たばこ価格引上げと面積確保に関する決議」、②専売制度民営化と価格算定方式改悪に反対する「たばこ専売制度維持と買入方式の合理化反対に関する決議」等を採択した。大会終了後、交渉団は専売公社総裁と大衆団交をする一方、大蔵省そのほかに要請をおこなった。泉総裁との大衆団交で共闘会議は、①価格引き上げ、等級間格差拡大反対、②外葉輸入削減、③専売公社のなし崩し民営化反対、④共闘会議代表も耕作審に入れよ、③一〇年先きの見通し、④第二次生産対策の条件の変更・緩和などを要求した。翌二七日から開催された葉たばこ耕作審議会にたいしては、連日二〇～五〇人の代表を結集して、傍聴行動、総裁や耕作審会長らとの交渉をおこなった。

耕作審は会期を一日延長し、八月三〇日、①収納価格全種類平均前年比三・七%アップ、キロ当たり一五七六円三七銭、②三等以上に品質改善奨励金キロ当たり六円加算(〇・三一%アップ)、③八〇年度耕作面積前年比二・七五%減の六万八二〇haを答申した。これについて共闘会議は、①〇・二七%アップの公社諮問価格を撤回させ、三・七四%の引き上げをかちとった。②五等葉の二分の一廃棄方針を撤回させ、買入制限はしないという言質をとった。③減反面積を自然廃作の四分の三にとどめ(諮問案は自然廃作の全面積が減反対象)、④「出血減反がでる場合は次年度の面積で配慮する」という言質をとったことなど、運動成果を評価した。しかし、①三年連続の減反をのまざるをえなかったこと、②「特等」の導入と等級間格差拡大を認めざるをえなかったこと等、今後に問題を残した。

共闘会議第一九回定期総会は八〇年二月一九・二〇日、栃木県鬼怒川のパークホテルで開かれ、①葉たばこ価格引き上げと面積確保を実現するたたかい、②専売制度を維持し、公社経営の民主化をはかるたたかい、③第二次生産対策、新中期計画（品質向上、過剰在庫解消、価格抑制）にたいするたたかい、④自主申告による税金闘争、⑤組織強化と拡大のため要求の多面的発展、⑥自治体・専売当局交渉重視、⑦参院全国区候補者鈴木和美の当選に全力傾注、⑧労農提携を強化し、全日農への加盟をすすめる等をふくむ八〇年度の運動方針を決定した。

農業団体の葉たばこ価格運動

全国たばこ耕作組合中央会は、耕作審の開催当日の二七日、東京・久保講堂で「全国たばこ耕作者大会」（一二〇〇人）を開催した後、大蔵省・耕作審議会・地元選出議員にたいし要請をおこなった。また二九日には、東京・麹町会館で全国組合長会議を開き、①前年の答申方式に戻す、②労働評価は一〇〇%都市労賃、③生産指導の誤りによる減収分に減収加算金をつけるという要請事項を決定した。同中央会は八月三〇日、全般に据え置き基調できた農畜産物価格のなかでは、きわめて高い引き上げ率を達成したと評価した。

農民団体の畜産物価格運動

全国乳価共闘会議は八〇年一月二九日、東京で代表者会議を開いて、当面の酪農・乳価闘争のとりくみについて協議したあと、農水省の犬伏畜産局長等にたいし酪農振興政策について交渉した。その要求内容は、①牛乳の生産需給計画は輸入乳製品をふくめて策定し、発生した加工原料乳の全量を補給金の対象とする、②現行用途別乳価決定をやめ全生乳対象の価格保障とする、③乳製品輸入削減に直接つながる施策を講ずるとともに、擬装乳製品の輸入規制、不正流通規則の強化、④純粋な牛乳・乳製品の消費拡大、⑤低乳価による農家負債軽減対策、⑥アジアの難民にたいする国産乳製品の無償現物援助、⑦飼料価格高騰にたいする対策、などであった。また共闘会議は三月四日、今年の要求乳価をキロ当たり一二六円以上と決定し、全中と共闘するため全中と意見交換をおこなった。その結果、乳製品輸入削減施策確立要求では意見の一致をみたが、要求乳価では物わかれに終わった。

農水省は三月二八日、畜産振興審議会食肉部会、翌二九日、同酪農部会を東京・農水省分庁舎で開催し、豚肉安定基準価格引き下げ（前年比二・一%引き下げ、キロ五八八円四一銭）、去勢和牛肉安定基準価格引き上げ（一三五七円三七銭前年比四・一七%引き上げ、中心価格一五六〇円一九銭二・八五%引き上げ）と加工原料乳保証価格の三年連続据え置き（八八円八七銭）、限度数量一八六万五〇〇〇トン（対前年六万五〇〇〇トン減）を諮問した。これにたいして共闘会議は諮問前日の三月二七日東京・霞ケ関の全日通会館で「畜産物輸入削減・乳価要求実現全国酪農民大会」を、一道一五県（参加県最高）から三〇〇人を結集して開催し、昭和五五年産乳価要求実現に関する決議等を採択したあと、武藤農林大臣と大衆団交をおこなった。翌二八日の畜審当日は、全国乳価共闘会議をはじめとして全日農・全農総連・開拓連・労農会議・畜団協・酪政連など農民九団体を中心に約一〇〇〇人が農水省分庁舎前に結集し、犬伏畜産局長・片柳審議会長・昌谷酪農部会長と青空大衆交渉をおこない、据え置き乳価・限度数量削減撤回などを要求した。しかし畜審食肉部会は二七日、「試算に示された考え方で決めることは止むを得ない」

という答申を、畜審酪農部会は二八日、実質的に乳価据え置きを認める答申をおこない、一二九日、価格は政府試算通り正式に決定された。ただし加工原料乳の限度数量は昨年と同じ一九三万トンとなり、政府試案の一八六万五〇〇〇トンは撤回され、また昨年同様牛乳需給調整対策費三三億円を認めさせた。豚肉関係では、農業団体の自主的生産調整にたいして食肉の計画生産対策費二億円、負債軽減のための低利融資「養豚経営安定対策費」総融資わく一五〇億円、従来の子牛基金にかわる基金造成として「子牛生産奨励対策費」一五五億円をそれぞれ認めさせた。

今年の畜産物価格運動は、過剰在庫乳製品を八〇万トン余をかかえ、また豚肉では七九年秋からの二一万頭自主調整保管、畜安法にもとづく三〇万頭調整保管、八万頭の母豚の淘汰など畜産物のいっそう強まった過剰基調と畜産農民の危機意識の高まりを背景にたたかわれたが、前年にひきつづき乳価据え置き・豚肉基準価格引き下げ攻勢をはねかえすほどの力量を発揮できなかった。

農業団体の畜産物価格要請運動

農協全中は、二月二七日東京のコープビルで畜産・酪農対策中央本部常任委員会を開き、八〇年度畜産物要求価格算定方法を、①加工原料乳保証価格の算定基礎地域を従来の一道六県から北海道だけにする、②豚肉価格安定帯幅の拡大などをきめ、また三月五日、つぎの要求価格をきめた。加工原料乳保証価格キロ当たり九四円六銭、豚肉中心価格キロ当たり七一一円等。三月一九日全中は、東京・東條会館で「五五年度畜産物政策・価格要求全国農協代表者大会」(六〇〇人)を開催し、さきの要求価格等を採択したのち、これを国会議員・自民党農林部会・総合農政調査会等に要請した。

一方、日本酪農政治連盟は、二月二五日東京・衆院議員会館で全国酪農民代表者大会(一五〇人)を開き、①価格は酪農が後退しないように決めるなどの要請事項を決定した。また畜産四団体(全国畜産農協連合会・全国開拓農協連合会・全国畜産政治連盟・全日本開拓者連盟)は三月二五日東京・農林年金会館で「畜産政策確立要求緊急全国代表者大会」(四〇〇人)を開催し、畜産物輸入抑制、要求価格など決議したあと、政府その他に要請した。

畑作物価格要請運動

全中は一九七九年九月二七日、甘味資源等畑作物要求価格について協議し、要請事項などを決定した。一〇月一五日には東京・平河町の都道府県会館で「甘味資源作物のダイズ政策・価格対策農協代表者集会」(一五〇人)を開き、さきの要請事項を確認したあと、代表者らは自民党農林部会・国会議員に要請した。政府は一〇月一七日、パリティ方式により甘藷・馬鈴薯・大豆・テンサイ等の生産者価格・基準価格を前年比三・三%アップで決定した。なおテンサイとサトウキビに交付されていた作付け奨励補助金および生産合理化緊急対策事業は廃止され、かわりに「衝撃緩和」策が講じられることになった。

農業団体の糸価運動

一九七九年の糸価相場は輸入絹織物・絹製品の増加と不況による消費の停滞あるいは業団による買い入れ措置と輸入生糸の実需者むけ売り渡し停止などの価格安定措置を発動した。しかし相場は八〇年にはいっても輸入織物産地の不振などで六月以降急落したが、これにたいし政府は事操作の基準価格一万四七〇〇円スレスレで推移した。

全国養蚕連合会(全養連)は八〇年三月五日、全国都道府県養蚕連会長会議を開き、①八〇年生糸年度基準価格一万五五〇〇円(七・

六%アップ）、②繭糸価格安定制度の運用強化、など要請事項を決定した。また全国養蚕農協連合会など七団体は、三月一八日東京・九段会館で「基準糸価引上げ 要求全国蚕糸生産者大会」（一五〇〇人）を開催し、①八〇年度基準糸価の大幅引き上げその他を決定し、代表団は国会ほか各機関に要請活動をおこなった。

農水省は三月二九日、蚕糸業振興審議会に、①基準糸価キロ当たり一万四七〇〇円（二・一%アップ）、安定帯下位価格一万三二〇〇円（二・三%アップ）、上位価格一万七一〇〇円（二・三%アップ）の案を諮問し、審議会はこれをそのまま認めて答申した。政府はこれを同日正式決定、二〇億円の蚕糸振興対策費を計上するとともに、「矢野暴言」(注)にふれ、異例の蚕糸業振興に関する大臣談話を発表した。

この基準糸価等が決定された後、全養連など関係団体は四月二五日、東京・日比谷野外音楽堂で全国の養蚕農家・絹業者など七〇〇〇余人を動員して「絹織物輸入規制立法要求全国蚕糸絹業大会」を開催し、絹織物等輸入規制立法の即時成立などを決議したあと、大会を「全国蚕糸生産者大会」にきりかえ「矢野暴言」に抗議し、通産省に抗議デモをおこなった。

注・〔矢野暴言〕

矢野俊比古通産事務次官は、八〇年三月一四日京都経済界との懇談会での席上で、「二年間生産を全面的にストップさせる。そうすれば養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する。そのうえで国際相場の中国生糸など使って生産を再開したらどうか」と発言したため、全養連など関係八団体は「全蚕糸業者の生存権を奪い、国家の制度として確立している蚕糸業体制を否認する暴言」だとして抗議した。

3　農地課税反対運動

全日農の農住組合法案反対運動

本年鑑第50集（三七五頁）でみたように、自民党税制調査会が七九年一二月二六日、宅地なみ課税の三年間凍結を決定したあと、農業団体の運動は急速に退潮したが、全日農大阪府連は八〇年二月二四日に一〇〇〇人規模の宅地なみ課税反対・都市農業確立の集会をもつなどして逆に反対運動を強化してきた。それは七九年一二月末、税制調査会が「昭和五七年度には三大都市圏のAB農地の減免措置のみなし、C農地への課税拡大」を答申し、また国土庁が三大都市圏の市街化区域農地を宅地化するため、二ヘクタールを単位にして少なくともその半分を宅地化する「農住組合法案」を国会に提出したからであった。

三月二二日、全日農大阪府連は大阪府労働センターで第二二回定期大会を開催し、八〇年度の運動方針を決定した。これは、宅地なみ課税を撤廃させるため、①農住組合法案や税制調査会答申に断固反対し、その実現を阻止する、②政党および国会議員に「議員立法でも宅地なみ課税撤廃を」と働きかける、③地方議会にたいして宅地なみ課税撤廃・都市農業確立の要請決議のための署名運動等をおこなう、というものである。

全日農も三月二七日農住組合法案撤回のための協力を社会・共産両党に申し入れたあと、二八日には大阪府連代表二六人、静岡県農

民会議代表二人とともに国土庁山岡土地局長等と面会し、農住組合法案の撤回を迫った。

このように農住組合法案にたいして全日農は「宅地なみ課税を農地に拡大する布石」であるとして反対運動をすすめたが、この法案は衆議院の突然の解散のため廃案になった。

4　三里塚（成田）空港廃港闘争

成田空港廃港連月連日闘争

千葉県成田市の成田空港建設反対闘争は三里塚・芝山連合空港反対同盟に結集する農民とそれを支援する千葉動労などの労働組合・全学連中核派や第四インターなどの学生団体・市民団体・住民組織によって一四年にわたってたたかいつづけられている。一方政府は七九年八月に、「第四次空港整備六カ年計画」を発表したが、これは成田二期工事を中心に、関西新空港の建設、羽田空港の拡張、全国一七空港のジェット空港化などに三兆二〇〇〇億円の巨費を投ずる計画であり、成田空港二期工事強行の意図を明白に内外に宣言したものであった。

これにたいして反対同盟は九月一六日、成田市・第一公園に反対派農民をはじめ、全国より支援住民団体・労組員・全学連学生など一万九四六五人（県警調べ六六五〇人）を結集し、「三里塚空港廃港、二期工事阻止全国総決起集会」を開催した。反対同盟はこの集会で前年同様政府の対話路線を拒否するとともに、二期工事実力阻止態勢を固めるべく従来の「百日闘争」にかえて、「連月連日闘争」方針および二期工事強行に反対する一〇〇万人署名運動を実施する方針を採択し、徹底抗戦の構えを再確認した。集会後参加者は、八〇〇〇人の機動隊の厳重な警戒体制のなかでデモ行進をおこなった。この行進中近くの山林から妨害気球七個が打ち上げられたり、岩山地区で燃えるゴムタイヤの黒煙がまい上がったり、夕刻には花火・照明弾などが三〇発以上断続的に打ち上げられた。このため空港は滑走路南側が使用できなくなり、同夜いっぱい北側に飛び立つ変則的な「対面運航」となった。

二期工事粉砕全国総決起集会

国際反戦デーの一〇月二一日、反対同盟は二期工区・B滑走路北端の十余三の反対派農民所有地と三里塚第一公園との二カ所で「二期工事粉砕全国総決起集会」を開催した。集会には反対派農民をはじめとして、動労千葉・関西新空港建設反対期成同盟・北富士忍草母の会・日本原農民・部落解放同盟ならびに支援労働者・学生など二万八六四人（県警調べ六三八〇人）が結集した。集会では、病床にある戸村一作反対同盟委員長にかわって石橋政治副委員長が「鉄路を武器に備畜ゼロ化の闘いをいどむ動労千葉と、農民の真髄を発揮し、農地を武器に闘うわれわれが共闘し、いかなる苦難ものりこえ二期工事を阻止し、軍事空港をこの地から葬る」と決意表明をおこなった。ついで北原鉱治事務局長は戸村委員長のメッセージを読み上げ、「反対同盟は基本どおり対話路線を拒否し、さらに廃港まで闘い抜く」と表明するとともに、ジェット燃料輸送を阻止すべく、近く燃料輸送鹿島ルート沿線でデモ行進すると述べた。集会後参加者は十余三―天神峰―東峰を旗やノボリを立ててデモ行進した。途中

三里塚闘争会館付近で古タイヤ数十本が燃やされたり、妨害気球やタコが十数個上げられた。また第二・第三ゲート間の第七監視塔に火炎ビン十数本が投げられ、第三ゲート近くの国道二九六号で機動隊に火炎ビン三〇数本が投げつけられた。夕刻には空港ガードマン詰め所とポンプ小屋が火炎ビンによって全焼、また県警前線指揮所にまで進出してきたデモ隊に機動隊が投石するなど、三里塚は一日中騒然とした雰囲気につつまれた。

戸村反対同盟委員長の死

三里塚・芝山連合空港反対同盟の委員長戸村一作氏は七九年一一月二日死去した。反対同盟は一一月一三日、三里塚第一公園で戸村氏の追悼集会を開催したが、同盟員・支援労組など三〇〇〇人が集まった。石橋政治副委員長は「戸村氏の意志をひきつぎ二期工事阻止・廃港にむけて闘い抜く」と決意表明した。

事業認定切れ・二期工事阻止全国総決起集会

事業認定が切れた一二月一六日の翌日一七日、成田空港の「事業認定切れ・二期工事阻止」をメインスローガンとする全国総決起集会が反対同盟主催で開催され、反対派農民をふくめ一万六五二三人（県警調べ五三〇〇人）が参集した。集会後参加者はパトカーに火炎ビンを投げつけたり（火炎ビン処罰法違反で六人逮捕）、また岩山付近では活動家約七〇人が火炎ビンを満載したトラック三台に分乗し空港公団用地に突入をはかった。これにたいして機動隊はガス銃を発射して応戦した。

全日農の三里塚闘争支援決定

全日農は一二月五・六日の第一九回定期全国大会において、農地取り上げにたいするたたかいのひとつとしてはじめて三里塚闘争支援問題を討議し、千葉県農民組合のとりくみを支援して、つぎにかかげる支援決議を採択するとともに、たたかいの具体化の検討にはいることを決定した。

【三里塚空港反対闘争支援に関する決議】

自民党政府は今回行われた総選挙で敗北し混乱と動揺をくりかえしているが、一方においては米の生産調整地域農業政策等にみられるように、強権にしてファッショ的な農業政策をおしすすめてきている。このような独占資本の工業化政策に従属する農業政策のために外国農産物がわが国の市場を支配し、日本農業は根底から破壊しつくされ、食糧の自給率は低下の一途をたどり農民の生活はなおいっそう困難になってきている。このなかにあって、三里塚空港反対同盟に結集する農民は十四年のながきにわたって政府の空港建設に反対し、強権による土地収奪実力阻止の厳しい戦いをつづけ「飛行阻止・二期工事着工阻止・三里塚空港廃港」の闘争方針を断乎堅持し全国の広汎な諸階層の人々を結集し大衆的実力闘争を果敢に展開している。三里塚空港反対同盟は戸村委員長の死の悲しみを闘いの力にかえて決意も新たに当面の闘争目標を現地三里塚で飛行阻止行動を毎月実施し政府をおいつめる。成田用水事業・地域農業振興計画については戦う農業建設委員会をつくり、騒音問題については騒音対策班をつくりこれに対処する。中央行動として運輸省をはじめとする政府各関係機関に連続抗議闘争を行う。それと平行して二期工事着工阻止百万人署名・不当弾圧反対救援活動十万人署名の全国運動を展開する。さらに事業認定の期限が切れる十二月十六日には全国総決起行動を行うことをすでに決定している。全日本農民組合連合会は地元千葉県農民組合のたたかいを支援するために次の活動を全力をあげてとりくむ。

一、全日農中央常任委員会は、二期工事を中止せよとの声明をだすこと。

一、全日農中央常任委員会、および全日農国会議員団は内閣総理大臣に会談を求め二期工事中止を申し入れること。

一、全日農国会議員団は、事業認定期限切れ問題について国会において政府を追及すること。

一、全日農は三里塚空港反対同盟及び千葉県農民組合連合会が全国に協力を呼びかけている二期工事阻止百万人署名をとりくむこと。

右決議する

一九七九年十二月六日

全日本農民組合連合会第十九回定期全国大会

反対同盟の「連日闘争」は八〇年にはいっても果敢に展開された。三月三〇日の集会（七九年三月二六日の管制塔乱入二周年記念）には全国から一万八五三七人（県警調べ四四七〇人）が結集。五月二五日の集会（空港開港二周年記念）には八六五五人（県警調べ五八〇〇人）が結集。また六月一五日には「パイプライン阻止・ジェット燃料貨車輸送阻止闘争」（主催東京実行委員会、協賛反対同盟）、七月一三日には「関西新空港粉砕・八〇年閣議決定阻止・三里塚二期工事粉砕・七・一三中央闘争」（主催・淡路国際空港淡路町反対期成同盟・三里塚芝山連合空港反対同盟、協賛国鉄千葉動力車労組）のための集会が開催された。この後者には関西地方から反対期成同盟員を中心に六〇〇人が参加し、東京・明治公園で開催された（四三〇〇人）。この集会には前都知事の美濃部亮吉参院議員が激励にかけつけ注目されたが、参加者は散会後デモ行進に移り、運輸省前で両空港粉砕のシュプレヒコールをくりかえした。また翌一四日代表団は運輸省にたいして抗議行動を展開した。

また七九年一一月三〇日に閣議決定された「立川基地跡地利用計画大綱」（全長一二〇〇mの新滑走路建設をふくむ）に端を発する五月一一日砂川現地闘争集会（主催・砂川基地拡張反対同盟）にも三里塚から支援参加がおこなわれた。

なお八〇版本年鑑（三七七頁）で記述した灌漑用「風車塔付き井戸」について空港公団は土地収用法をたてに工事を中止するよう警告していたが、七九年七月二八日北原鉱治同盟事務局長および木の根地区農民八名は連名でつぎのような確認書を提出した。①この灌漑施設は営農に必要な用水を目的としたものである、②二期工事に支障ある場合は自主的に撤去する、③当該地域に同種の施設を設置しない。

5　土地をめぐる闘争と原発反対闘争

二線引き畦畔問題の登場

不動産登記法第一七条の公図に定める地図（土地台帳属図）上にあるが地番が付されていなく、登記簿や土地台帳等にも登録されていない畦畔（二線引き畦畔）は全国に多数存在しているが、政府がこれを国有地であると宣言（一九六〇年八月二五日関東財務局長の東京法務局長宛通達「二線引き畦畔地〔無番地〕について」）して以来、とくに二線引き畦畔地の多い京都府（二〇市町村・約三万八〇〇〇筆・一八一haといわれる）で問題になっていたが、全日農と全国二線引き畦畔対策協議会は全国的に農民を啓蒙すべく八〇年三月一二日、東京・私学振興財団会館で「二線引き畦畔問題全国シンポジウム」（六〇人参加）を開催した。このシンポジウムでは二線引き畦畔問題の実態と全日農京都線下連の運動の経過報告のあと、二線引き畦畔を名実ともに農民のものとする闘争方針が採決された。これによれば、①各地で実態調査をすすめ、それにもとづき各級議会で追及、②国段階では国政調

査権を発動し国有畦畔を確定させる、③地籍調査で問題があるときは抵抗、④関東財務局長通達は無効、⑤地域で問題が生じ、抵抗農民の組織化がなされれば全日農本部が中心になって対策をすすめるという。

線下補償運動

全日農京都線下補償組合連合会は、一九八〇年一月一九日綴喜郡田辺町・中央公民館ホールで組合員六〇〇余人を結集して「全日農京都線下連総決起大会」を開催し、関西電力会社にたいする基本要求を決定した。その基本要求は、①団交権を認めるとともに窓口を線下連一本にする、②改定期間を従来の五カ年から三カ年に短縮、③今回決定する値上げ幅は改定期に達していない地域にも適用、④電線架設にたいする補償料に課せられる税金は関西電力で負担するなどであった。そして大会後同ホールで関西電力側と契約改定交渉をおこなった。関西電力は線下連の要求にたいし、③には合意したが、その他はすべて拒否するとともに、補償額坪当たり一六二〇円（三五%アップ）という低額回答をしたので交渉は物別れに終わった。

全日農京都線下連は、その後組合員を延べ一四〇〇人結集して、関西電力と五回にわたる大衆団交と役員団交をおこない、ついに三月二四日妥結するにいたった。妥結内容は、①関電は京都線下連の団結権・団交権を認める、②契約改定期間は五年、ただし三年を目途に改定の是非を協議する、③補償額は坪当たり二〇〇〇円（六七%アップ）、鉄塔補償は倍額、④改定期に達していない地域には今回の値上げ幅をベースとする、⑤関電は税務署にたいし補償料は「土地から発生する対価」でなく、被害補償であると報告する、などであった。京都線下連は「京都線下連農民春闘第一弾の補償金改定交渉で勝利した」という宣言を発して闘争態勢を解いた。

全日農京都線下連は、四月二七日田辺町・中心山荘で一九八〇年度定期大会を開催し、①今回の関電との統一交渉の成果を未改定地域に拡大、②公共事業による被害補償は免税、③二線引き畦畔などの農民の権利を侵害するものすべてとたたかう、などの運動方針を採択した。

他方、新潟県下越高圧線下農民組合連合協議会と新南線対策連合会は、三年目の更新期をむかえた新南線下補償につき、八〇年二月四日、東北電力との第一回団交以後、四月一八日までに五回団交した。今回の要求は、補償根拠を現行の地価評価方式から京都の利益還元方式にかえることであったが、けっきょく農地一平方メートル当たり三六八円（五〇%アップ）、山林六〇円（五〇%アップ）、協力費七〇〇万円の交付、で妥結するにいたった。

北富士農民の土地闘争

山梨県は国から県に払い下げられた北富士演習場地二一四ヘクタール内で三カ年計画の植林事業を実施しているが、計画最終年度の期限である八〇年六月三〇日を目前にひかえて一月一四日新屋地区農民に和解に応じないならば強制執行もありうるという最終通告を発した。これにたいして新屋開墾永小作権者連盟（佐藤昌吉会長以下二〇人）は同日県が植林を予定している富士吉田市丸尾において「望月県政糾弾集会」を開き、県が新屋開拓協組に支払う和解金が、同連盟にも通行権がある農道をも対象にしていることに抗議するとともに、土丸尾七ヘクタールの地元民への払下げ要求を確認した。しかしながら山梨県は地元民との円満解決のための第二回協議を二月三日に打ち切り、二日後の二月五日、甲府地裁に「土地明渡等仮処分」を申

請した。これにたいして新屋農民は二月二〇日甲府駅頭に宣伝カーをくり出し、「麦畑ふみつぶす用途指定は百姓の首切り」「粒々辛苦ああ三十九年」と大書したノボリが翻るなかで「そ菜畑を林地にする県・大蔵省の非道を訴える」というビラを道ゆく人に手渡し、「新屋開墾永小作権者のそ菜畑七ヘクタールは、我々の全耕作地の五〇%を占めており、取り上げられれば、我々の生活は根底から破壊される」と訴えた。

豊北原発阻止闘争

一九七一年、山口県豊北町に中国電力が原子力発電所を建設しようと計画したのにたいし、漁民の反対が強く見合わせとなった。七七年に二度目の建設計画が表面化し、県当局もこの計画を推進する姿勢をとった。同年一〇月二三日に開かれた安保破棄山口県共闘会議主催の「米軍機墜落事件糾弾・豊北原発建設反対・安保破棄一〇・二三山口県民集会」をきっかけに県内の世論が動きだした。電産山口県支部は原発反対の一日指名ストを打った。豊北町の漁民は建設絶対反対の態度を崩さず、町長ら賛成派と対立した。翌七八年二月一二日、第二回県民集会が開かれ、その後、農漁民・労働者・市民を広く結集して一二月二五日原発阻止県民共闘会議が結成され、全県的運動に発展した。

七九年にはいると、豊北町の漁協婦人部に集結した主婦が運動に積極的に参加して闘争の推進力となった。二月六日の総決起集会には漁民ほか一六〇〇人が集まり、出席した町長は「環境調査は認めない」との誓約書を書いた。五月七日、町長選挙告示の当日、山口市で「豊北原発阻止・中電資本のファッショ的弾圧粉砕・山口県民集会」が開かれた。町長選の結果は原発反対派の候補が当選し、豊北原発建設は地元の推進勢力を失って建設計画は挫折した（この項、宇野順二「原発と闘う労働者・農民・漁民」『農民運動研究』第五号、一九七九年一一月刊による）。

高浜原発反対運動

すでに九基の原発が集中している福井県・若狭湾岸に関西電力は高浜原発三・四号機を設置する計画をすすめてきたが、原子力安全委員会は八〇年一月一七日福井県・高浜町の町立中央センターで初の「公開ヒアリング」を開催した。これにたいして「原発に反対する福井県民会議」を中心とする反対派五〇〇人は「形式だけ整えて増設する」ことをねらうヒアリングをボイコットし、早朝から高浜町内で抗議集会と抗議デモを敢行し、会場の中央センター前で福井県警機動隊とにらみ合う一幕もあった。

福島原発反対運動

東京電力第二原発三・四号機設置のための公開ヒアリングが八〇年二月一四日福島市の卸町総合センターで一二〇〇人の機動隊厳戒下で開催された。この日は早朝から「公開ヒアリング開催阻止」を叫ぶ社会党・総評・原水禁・地元団体など反対派一二〇〇人（県警調べ）が会場周辺に集結しデモ行進をした。また反原発共闘会議は公開ヒアリング中止を求める地元住民一万五五七五人の署名簿を科学技術庁・堀内原子力安全調査室長につきつけた。

沖縄・読谷村の米軍基地反対運動

一九七九年一一月六日、沖縄駐留米軍のパラシュート降下演習中に、重さ七キロの鉛塊（テストパラシュート）が読谷（よみたん）村楚辺の民家からわずか一三メートルの地点に落下するという事件がおきた。今回は犠牲者は出なかったが、六五年には同種の事件で小学四年女子生徒が死亡している。このため村民は事件翌日の七日、楚

辺区民抗議集会（三〇〇人）を開き、八日には役場職員と楚辺区民は大挙して那覇防衛施設局に抗議した。一三日には、山内村長以下農協・漁協・婦人会・青年団・沖教組分会など一六団体をふくむ村民一〇〇〇人が集まって「村民総決起大会」を開催し、「読谷飛行場内における米軍の一切の演習を廃止し、即時軍事基地を撤去せよ」との抗議文を採択した。また沖縄県議会「米軍基地特別委員会」も現地調査をおこなった。

なお同村の村有地の四八%弱は軍用地に使われており、事件の起きた楚辺地区は宅地以外はすべて軍用地であり、農家は軍用地内の「黙認耕作地」で細々とサトウキビなどを栽培している。

沖縄・与那国島の石油備蓄基地反対運動

沖縄・与那国島で大規模な石油備蓄基地（CTS）新設計画に反対する町ぐるみの闘争がおこなわれている。当地の住民生活は農漁業が中心であるため、CTSによる自然破壊はそのまま住民生活の破壊につながる。

当初、自然発生的にはじまったCTS反対署名運動は、七九年六月中旬同町有権者の約八割にのぼる一五〇〇人の署名を集め、六月一七日には「CTS誘致に反対する与那国住民の会」が結成され、野党各党や「CTS反対県民会議」等の連携行動をえて反対運動は広がっている。また「CTS阻止闘争を拡げる会」（代表・新崎盛暉）は、その結成以来三カ年にわたり機関誌『琉球弧の住民運動』を発行しつづけており、この間、CTS阻止運動や与那国島および西表島の核燃料再処理工場問題その他について反対運動の世論を喚起し運動をつづけている。

6　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

出稼連の運動

全国出稼組合連合会（出稼連）はこの一年間第九回定期大会（七九年三月三日）で決定された運動方針の重点課題を中心に運動をすすめてきた。重点課題の第一「出稼ぎしないでもすむよう農林漁業政策をはじめとする諸政策の確立」については、「農村地域定住促進対策事業」を市町村が積極的に受け入れるよう働きかけ、農水省にたいしてはこの事業を出稼ぎ解消に資するよう拡充・改善すべきことを要求した。重点課題の第二「不況等による出稼者の労働条件の切下げ反対、出稼者問題の基本的対策を確立し、出稼者の雇用安定と違法宿舎の一掃」については、七九年一二月七日に対労働省交渉をおこなった。また雇用保険法改正問題では、雇用保険と一時金の受給選択ができるよう労働省に交渉した。そして当面の措置として「季節労働者の冬期就労臨時措置」の三年延長要求を認めさせた。労災事故損害賠償問題では、柳井建設宿舎焼失事故について、大阪府・岸知事と交渉（七九年八月一日）し、「総合的な影響力を行使し、道義的な責任に訴えて解決したい」という回答を得たほか、大清水トンネル事故（出稼者一六人死亡）では二回の事故調査（七九年三月二三日、五月八日）をおこない、トンネル内作業の安全対策につき国会闘争を通じてその確立に努めてきた。

一九八〇年二月一六日、出稼連は東京・社会文化会館で第一〇回

定期大会を開催し、八〇年度運動方針などを決定した。運動方針の重点課題は、①出稼ぎしないで食える諸政策の確立、その具体策として農村地域定住促進事業にたいするとりくみ、②出稼者問題の基本対策を確立し、出稼者の雇用の安定、労働条件の向上と違法宿舎の一掃、③全日農など業態別労農組織との共闘、などであった。また最低賃金を内外に宣言する「賃金宣言」をしたのち対政府交渉をおこなった。

翌一七日出稼連は、同会館で北海道・東北・北陸等からの出稼者約五〇〇人を集め、「第一六回全国出稼者大会」（東日本大会）を開催した。大会は、①出稼者の諸条件に関する決議（出稼問題審議会の設置、就労保障、職安体制強化、雇入通知書発行、雇用保険法改正、違法宿舎使用中止、賃確法改正ほか二項目）を採択、また、前日おこなわれた対政府および東京都への要請行動の報告ののち、第一〇回定期大会で決定された「賃金宣言の実行に関する決議」および大会宣言を確認した。

三月二日、出稼連は大阪市・ＰＬＰ会館で第一六回全国出稼者西日本大会を開催、参加県数ではこれまで最高の一七県より出稼者・労組代表など一五〇人が参加した。大会は東日本大会で採択された三決議を採択したほか、特別決議として「柴田久雄脳出血死亡事故の労災業務上認定をかちとる決議」、「柳井建設宿舎焼火一二名殉職者の遺族補償問題の全面解決をかちとる決議」を採択した。翌二日、大会代表による大阪府・市・大阪労働基準局にたいする交渉をおこない、「柳井問題」について大阪市も府とともに大阪建設業協会にたいする交渉をおこなう旨約束させた。

農村労連の活動

農村労働組合連合会（農村労連）は七九年一〇月二一日第一七回中央委員会を開き、先におこなわれた第一五回定期大会以降の運動を総括し、重点闘争として、①三省協定なみ賃金の要求、②山林・石材・鉱山労働者の振動病対策、などの中央委員会方針を決定した。また第一三回職業病全国交流集会（一〇月二七～二九日東京・読売ランド学生ホール）にも参加し、全国労災・職業病対策実行委員会主催の労働省交渉によって、振動病へのハリ・キュウの併用治療を認めさせた。ついで八〇年一月一六日、農村労連は奈良労働基準局交渉をおこない、七九年七月一六日付局長通達を全面撤回させた。その通達の内容は、①振動病の「温熱負荷」による検査、②大淀病院以外を主治医とすることを事実上認めないというものであった。

八〇年二月一六日、「第一五回出稼ぎ者が力をあわせて要求を獲得する大集会」が同実行委員会主催・農村労連協力で開かれ、集会後出稼者の交流会と対政府交渉をおこなった。

農村労連は三月二三・二四日、静岡県伊豆長岡町で「第一六回定期大会」（六五人）を開催し、八〇年度運動方針を決定した。これによれば前年同様、①三省協定なみの賃金、②振動病対策、③民有林労働者の賃金・労働条件の改善、林業および関連地域産業の振興対策を重点課題とし、組織拡大については八〇年度を「五カ年計画」第三年度と規定し、「一人が一人を」獲得目標にすることを決定した。

なお、高知県農村労組は、七九年一一月二一日高岡郡東津野村での五者協会議（県・村・村議会・農村労組・土建業者）において、三省協定より三〇〇〇円低くなっている土建労働者賃金の当面引上

げを要求し、これを土建業者に認めさせた。

山村労働者の運動　林政民主化共闘会議は七九年一一月一六日神戸市・ろっこうスカイヴィラで第五回全国総会（各県代表など八五人参加）を開催した。大会は八〇年度の運動方針を討議し、つぎの三点を重点課題にして運動をすすめることを決定した。①林業振興決議の即時具体的実施、②未組織林業労働者の組織化、③組織拡大。また振動病については活動方針を確認しとりくんでいくとともに、松枯問題については全国規模のシンポジウムを開催することにした。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　金野茂、鈴木清、宮腰誠、石川重一郎、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、横田健男、八百板正、渡部行雄、高橋勇、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、早川定一、村上康也、鶴巻辰次郎、石塚光雄、末松隆、山中高吉、小池昭吾、宮尾重信、野坂浩賢、湯山勇、岡田厚美、小川洵、高重啓吾、三浦光雄

【機関誌】　『全農総連情報』（週刊）

代議員総会で選任）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　永松重教、紺野富夫、外岡佐近、森文雄、西谷語、中村吉次郎、書記長　梶原壮監査委員　山口頼男、佐藤善七、重田亀一　（一九八〇年、第一八回原七郎、吉野正太郎、黒瀬彰義、尾田美供、志田健夫、青柳喜好、大森節、上田誠和、武蔵誠作、監事　沢田仁雄、松原輝治（一九八〇年五月一四日、第三五回通常総会で改選）

【機関誌】　『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】 会長 栗原三郎、副会長 野坂浩賢、対島孝且、細谷昭雄、事務局長 坂口建夫、事務局次長 御地合二郎（一九八〇年二月一六日、第一〇回定期大会で選任）

【機関紙】 『出稼通信』

(5) 農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】 中央執行委員長 藤ノ木利一、副中央執行委員長 森田幸彦、書記長 丸山富治（一九八〇年三月二三・二四日、第一六回定期大会で選任）

【機関紙】 『農村労働者』（月二回刊）

(6) 中央労農会議

【役員】 議長 江田虎臣、副議長 栗林三郎、蛯谷武弘、木村武雄、後藤英雄、大河原照太郎、事務局長 高野啓吾、事務局次長 金敷孝之（一九八〇年一〇月より）

【参考資料】 (1)全日本農民組合連合会機関誌『農民運動資料』、(2)同『農民新聞』、(3)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(4)全日本開拓者連盟機関誌『開拓情報』、(5)全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、(6)農村労働組合連合会機関誌『農村労働者』、(7)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(8)新日本出版社『あすの農村』、(9)全国農業会議所『全国農業新聞』、(10)日本共産党機関紙『赤旗』、(11)日本社会党機関紙『社会新報』、(12)農民運動史研究会『農民運動研究』、(13)ＣＴＳ阻止闘争を拡げる会『琉球弧の住民運動』

XII 人権擁護運動

概要□再審裁判の新しい展開──免田事件／松山事件／その他／日産厚木事件──事件の概要／「明厚会」とその活動／神奈川地労委の命令／企業ぐるみ選挙と除名・解雇／職場の自由と民主主義を守る運動──選挙運動の自由化を要求する運動──日本国民救援会

概要

一、在獄中の死刑囚について、再審開始をきめた一九七九年六月七日の高松地裁の決定(財田川事件)は、裁判史上はじめてのことして注目されたが、これにひきつづき免田事件について福岡高裁が一九七九年九月二七日に、松山事件について仙台地裁が同年一二月六日に同じく再審開始決定をおこなった。いずれも在獄中の死刑囚に関するものであった。これらの決定は検察官の上訴によってまだ確定をみるにいたっていないが、しかし一九七五年五月の白鳥事件に関する最高裁の決定をきっかけにして動きだした再審裁判の新しい展開は、ここにきてほぼ定着しはじめた、といってよいであろう。

一、日産厚木事件は、労組の除名決議により、ユニオン・ショップ協定にもとづいて厚木自動車部品株式会社が七名の労働者を解雇した事件として、注目をひいたのである。とくに、中労委においてこれらの労働者について差別是正の和解がおこなわれた直後に、民社党の選挙運動をおしすすめていた日産自動車労組の手によって総選挙直前に除名がおこなわれた点に特徴がある。裁判所は、ただちにこれらの労働者を救済する決定をおこなったが、争議は労組や企業の体質からみて、長期化するみとおしがつよい。

一、職場の自由と民主主義を守る全国交流集会は第四回目を迎え

た。新しいナショナルセンターの確立を求める運動との関係について言及する発言の多かったのがこととしの特色である。この運動が日産厚木事件の労働者を支援していることはいうまでもない。

一、主として国民救援会と自由法曹団の手により、選挙運動の自由、とくに戸別訪問の自由化と文書規制の廃止を要求する運動がとりくみはじめられている。選挙のたびに、これらの形式犯によって起訴され、裁判闘争を余儀なくされてきた多数の人たちの運動がその背後にある。それは政治上の人権の確立を求める運動でもある。これらの運動を反映して、戸別訪問禁止や文書規制について、違憲無罪の判決が相ついだこともこととしの特徴である。

一、国民救援会は一九七九年七月に第三四回全国大会を開いた。

1　再審裁判の新しい展開

免田事件

一九七九年六月七日、死刑確定事件であった財田川事件について、高松地裁が再審開始決定をおこなったのにひきつづき、一九七九年九月二七日、福岡高裁は同じく死刑確定事件であった免田事件について、再審開始の決定をおこなった。そしてさらに、一九七九年一二月六日、同じく死刑確定事件であった松山事件について、仙台高裁は再審開始決定をおこない、ここに再審裁判は無辜の救済にむけて新しい展開をみせはじめた。なおこれらについて、いずれも検察官が争って上訴したために、再審開始決定はまだ確定していない。

まず免田事件は、一九四八年一二月二九日、熊本県人吉市でおこった一家四人の惨殺事件である。この事件の犯人として起訴された免田栄について、一九五一年一二月二五日に、最高裁で死刑判決が確定した。しかし、免田栄は無実を主張して再審請求をかさね、今回の再審開始決定は六度目の請求にもとづくものであった。その間、一九五六年八月一〇日には、熊本地裁八代支部がいったんは再審開始決定をおこなったが、検察官の抗告によって福岡高裁が取消すという経過があった。免田栄は一九四九年一一月一三日に逮捕されていたから、このとき以来三十年余にして、ようやくその無実の主張が再審の狭い扉を開かせようとしたのである。

再審開始の理由としては、第一に兇器とされた鉈に付着していたという血痕の問題である。

警察では、微量の血液について六時間で血液型検査をおこなったとして、鑑定書が提出されていたのであるが、このような短時間で結論を出した警察の鑑定は信用できない、とされたのである。さらに殺害の方法として、自白では鉈と包丁が使われたとされているが、現場の状況はこれと符合しない、犯行後の足どりにも疑問があり、着衣を洗ったという早朝の時刻では、血痕を識別することは困難であり、また自白に登場する六江川という川は実在しない疑いがつよい、などの理由があげられていた。

松山事件

この事件は一九五五年一〇月一八日、宮城県松山町でおこった殺人・放火事件で一家四人が殺害され、一九六〇年一一月に斎藤幸夫が逮捕され、一九六〇年一二月二日に斎藤幸夫が逮捕され、一九六〇年一一月

一日に最高裁で死刑判決が確定していた。

それ以後、二〇年近く、再審を求めて、被告人の無実の主張がくりかえされてきた。第一次の再審請求は一九六一年から六九年にかけておこなわれたが、請求棄却となり、さらに一九六九年六月七日に第二次の再審請求がおこなわれた。仙台地裁古川支部はこの第二次請求を棄却したが、仙台高裁は弁護人の抗告を容れて一九七三年九月一八日に原決定を破棄して仙台地裁本庁に差し戻した。このときの破棄の理由は、仙台地裁古川支部の審理手続の違法性をついたもので、再審制度の目的として無辜の救済の理念をとき、請求人の意見をきかないで請求棄却したことは「再審制度の存在理由ないし目的に反する手続違反であり、原裁判所はその審理を尽さず決定をなした」違法がある、とするものであった。

この差戻審として、今回の再審開始決定がおこなわれたのである。その理由として、被害者の返り血をあびた被告人が帰宅後、布団の襟当てに付着させたという血痕については、三木敏行、古畑種基の両鑑定を排斥し、これら両鑑定の方法を批判した木村康、須山弘文の両鑑定を支持した。さらに被告人の着衣であるジャンバー、ズボンについては、返り血は当初から付着していなかった可能性が高いとし、自白調書の信用性についても重大な疑念を表明した。

その他

徳島ラジオ商殺人事件で再審開始を求めて努力してきた富士茂子は、一九七九年一一月一五日、じん臓がんのために、徳島市内で死去した。富士は五度目の再審請求が徳島地裁で審理され、その審理もほぼ終結に近い段階に達していたのである。富士の死期の近いことを知った実妹らは一九七九年一一月八日に独自に富士について再審請求をおこない、一一月一五日に徳島地裁はこの親族らの新請求と富士の請求とを事実上並行して審理し、富士の請求によって取調べた証拠はすべて新請求の審理にひきつぐ旨の態度を明らかにしていた。

狭山事件については、東京高裁は一九八〇年二月に石川一雄の再審請求を棄却した。また、梅田事件については、梅田義光は一九八〇年一二月一七日、釧路地裁網走支部にたいして、第二次の再審請求をおこなった。

2　日産厚木事件

事件の概要

一九七九年一一月二五日、日産自動車労組は、蝦名鑒一ほか六名の労働者を除名した。同日午後八時、厚木自動車部品株式会社は、組合とのユニオン・ショップ協定にもとづいて、これら七名の労働者を解雇した。それ以来、これら七名の労働者は組合による除名と、会社による解雇の無効を主張してたたかっている。

組合による除名の理由はつぎのとおりであった。「被除名者らは全日産自動車労組厚木支部のなかに『労働問題研究会』、『明るい厚木部品をつくる会』等の組織をつくり、そのメンバーとして『ぶひん』その他のビラを配布、宣伝、アンケート調査等を通じて組織拡大活動の分派行為を行ない、組合の統制を乱した。『ぶひん』その

他のビラの内容は、その多くが組合（自動車労連、日産労組並びに厚木支部）に対する誹謗と中傷にもとづく煽動であり、これにより組合の名誉を汚した」。

「明厚会」とその活動

日産労組は、日産自動車、日産ディーゼル、日産車体、厚木自動車部品の各社の労働者で組織された組合員七万二〇〇〇名の労組で、同盟・自動車労連（二三万名）のなかの有力な組合である。

七名の勤務していた厚木自動車部品は、一九五六年六月、日産自動車厚木工場が分離、独立してできた会社で、その後急成長をとげて、いまでは従業員四二〇〇名、年間売上高七七一億円に達する大手の自動車部品メーカーである。

この会社における労働条件の改善、組合民主化の運動は、一九六六年頃から本社工場設計部を中心にすすめられ、蝦名瑩一らもこれに加わっていた。やがて運動は労災認定要求や、寮自治会の民主化、寮生活改善要求の運動とむすびついて発展し、一九七〇年二月には各職場の有志が集まって「労働問題研究会」が結成され、さらに一九七三年九月には「明るい厚木部品をつくる会」（略称・「明厚会」）の結成に発展した。これらの会は職場新聞「じゅんかつ油」、「ぶひん」などを発行し、また「厚木部品に憲法を」と題するシリーズのビラを配布し、労働条件の改善や、労組の民主化の要求を宣伝した。

会社と組合はこれらの活動にたいして、職場における集団的つるしあげ、暴行、賃金、仕事での差別などをもってこたえた。工場内におけるつるしあげは、リンチに発展し、明厚会の会員が民社党参院議員田淵哲也の後援会加入を断わった、という理由で一時間半におよぶリンチを加えられた。そのために警察のパトカーが工場内に出動することも再三であった。明厚会員による本厚木駅頭でのビラ配布や宣伝カーによる宣伝活動にたいしては、数百名の組合員が動員され、職制や組合役員の指揮のもとにおそいかかる、という状況であった。

神奈川地労委の命令

明厚会の会員たちは、一九七三年一〇月には会社を被告にして、人権侵害、差別廃止を求める訴訟を横浜地裁小田原支部に提起し、また差別待遇を労基法違反として労基署に申告するなどの活動をもってこれに対抗し、一九七五年四月には「日産労組厚木支部は明厚会が行うビラ配布を妨害してはならない」旨の裁判所による仮処分決定を得たのであった。そして、かろうじて工場門前でのビラ配布が可能になったのである。一九七六年三月には神奈川地労委へ賃金などの差別是正を求める不当労働行為の申立てをおこない、一九七八年一月三一日には、勝利の地労委命令をえた。この命令はつぎのようにのべていた。

【神奈川地労委命令（要旨）】

「労働組合とは、いうまでもなく労働者の権益を擁護し、その経済的地位の向上をはかるため、会社との対等の立場において交渉することを目的として結集された個人の集合体であり、この目的にかなった集合体維持のためには対外的な自主性と対内的民主制とがそれぞれ要求される。そしてこの二つの要請が充足されたとき、はじめて完全かつ健全なる労働組合たり得るものであってこの意味では上記二つの要請を充足させるために行われる活動もまた労働組合法第七条第一号にいう『労働組合の正当な行為』として把握されてしかるべきものと解する。これを本件について言えば、申立人等のなした『学習会』の設置行為は、労働者に与えられた労働者と

しての権利への覚醒、および これによって得た権利意識の高揚活動であり、また『労研』、『明厚会』を通じての行為は上記目的のほかに数多くの組合員の素直なる意見、希望を厚木支部執行部に伝え、同支部執行部をしてこれら組合員の内面にかくされた要求をも充分に汲み取り、もってこれを組合活動方針の中に採り入れて貫わんがための活動であって、これら活動は前記指摘の健全なる労働組合存立のための両輪の一つである組合の内部的民主制の実現を目指したものというべきであり、労働組合法第七条第一号にいうところの『労働組合の正当な行為』に該当する」。

会社はこれにたいして中労委への再審査申立をおこなったが、一九七九年五月一〇日には、労働者側の要求をほぼ全面的にとりいれた和解が成立し、労働者六名の賃金、資格、職能段階の是正、和解金二〇〇〇万円の支払い、労働者五名の配置転換などをとりきめた。

企業ぐるみ選挙と除名・解雇

このように、労働者側の勝利のうちに終わったのであるが、除名、解雇にかいに急にはげしい展開をみせるようになった。組合は会社が明厚会員と和解協定を結んだことに、あきらかに不満の意思を表明しはじめた。

明厚会と組合、会社との対立にいっそうの拍車をかけたのが、一九七九年七月二二日投票の厚木市議会議員の選挙であった。明厚会は、この年六月から「企業ぐるみ選挙」を批判する活動をつよめ、あわせて「企業ぐるみ選挙」の実態や、労働条件の劣悪さを市民にたいして訴えつづけた。これらの批判によって会社と組合のすすめる「企業ぐるみ選挙」への組合員の動員は、いちじるしく弱められていった。市議選の結果は、会社、組合の読んでいた票の半分しか集票できず、民社党市議二名の当選をはたしたものの、他方では共産党市議が二名から三名に増加した。九月一七日公示の総選挙の準備がすすめられていた時期であった。組合と会社の抱く危機感は強まったのである。

一九七九年九月一四日、総選挙公示の直前に、組合臨時代議員会は七名の除名を決議した。七名は組合規約にもとづく抗告の申立をおこなったが、一〇月二五日に開かれた組合大会は七名の除名を正式に決定した。この除名騒ぎのすすむさなかに、総選挙における「企業ぐるみ選挙」は強められていったのである。

横浜地裁は七名の申立てにこたえて、除名決議のおこなわれた翌一〇月二六日には、除名を無効とする「組合員たる地位保全」の仮処分決定をおこなった。この決定によって除名から解雇にいたるみちゆきは一応はとまったようにみえたのであるが、会社側ではすでに手回しよく、除名決議のおこなわれた一〇月二五日夜八時前に、七名にたいして、ユニオン・ショップ協定による解雇の通知を発送していた。この日の夜、組合は会社にたいして「七名を解雇しなければ残業を拒否し、ストライキも辞さない」として、解雇の強行を迫ったのであった。

横浜地裁は、一一月一〇日に解雇は無効である、として、「従業員たる地位保全」の仮処分決定をおこない、さらに一二月一七日には年末一時金支払いの仮処分決定をおこなった。

しかし、会社は七名の就労を拒否し、対立はいっそうはげしくなっている。前記「従業員たる地位」保全の仮処分決定は除名の不当性について、つぎのようにのべていた。

【横浜地裁・仮処分決定(要旨)】

「これによれば、申請人らが申請外組合の執行部と異なった見解を持ち

これを批判する立場で行動していたものであることが認められるけれども、右は、思想、信条、支持政党等の相違に由来するもので、民主的組織であるべき労働組合における組合員の表現の自由、結社の自由のもつ意味の重要性に鑑みるとき、申請人らの前記の言動が分派活動であって組合の統制を乱しあるいは組合の名誉を汚したとまで断定するには多大の疑問があるものといわざるをえない。仮に、申請人らの前記の言動が申請外組合の統制を乱しあるいは名誉を汚して制裁の対象となるとしても、その程度は比較的軽微なものと認めざるをえないので、除名が労働組合の制裁処分としては最も重いうえに、前記のようにユニオン・ショップ協定によって従業員としての地位をも喪失することとなる状況のもとにおいては、申請人らを前記の理由により除名することは、著しく苛酷であって、社会通念上到底これを容認することができない。

以上のとおり、本件除名処分は、前記規約所定の除名理由がないか、もしくは制裁権を濫用したものであって、いずれにしても無効といわなければならない」。

3　職場の自由と民主主義を守る運動

職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議の主催する第四回「職場の自由と民主主義を守る全国交流集会」は、一九八〇年三月八日から一〇日まで、静岡県伊東市で開催された。

この集会では、「大企業職場における資本のファッショ的支配と民主主義の圧殺を許さない」、「企業ぐるみ選挙にたいするたたかいの前進」などを課題して、二三都道府県から一五五名が参加して、経験交流をおこなった。

まず、日本共産党常任幹部会委員、市川正一が「職場に自由と民主的権利の擁護・拡大を」と題してあいさつをおこない、ついで金子毅事務局長が基調報告「職場の自由と民主主義を守るたたかいの現段階と運動の発展方向」をおこなった。特別報告としては、「日産厚木部品のたたかい」（岩村将幸）、「大企業における組合民主主義をめざすたたかいの内容と成果」（内田勝彦）、「独占資本の思想攻撃の特徴」（山科三郎）、「労基法改悪に反対するたたかい」（上条貞夫）、「企業ぐるみ選挙とのたたかい」（菊地紘）、「ナショナルセンター問題と職場の自由」（引間博愛）の六つの課題がとりあげられた。

職場からの報告としては、日産厚木部品、東洋工業、雪印食品、本州製紙、名村造船などからの報告があいついだ。

金子事務局長の基調報告は、「直面するたたかいの重点課題」、「当面する活動の基本方向」についてつぎのようにのべている。「(1)いま私たちが直面している情勢と、私たちの運動の到達点をふまえ、次の五つの課題を重点に、たたかいの発展をはかっていきます。①労資一体化した抑圧・弾圧と差別の攻撃を打ち破ろう――人間の尊厳と労働者の権利の確立をめざして、たたかいの階級的国民的発展を。②人べらし『合理化』、低賃金と対決するたたかいと、職場の自由と民主主義の課題を結合して、運動の高揚と拡大をはかろう――労働者・労働組合の切実な要求で、右翼的潮流の支配と右寄り再編策動の粉砕を。③政府・独占の海外進出、防衛力増強、軍事同盟強化と職場の抑圧、国民生活破壊の関連をあきらかにし、運動の国民

的な発展をはかろう——生活向上、平和と民主主義をもとめるすべての人びとの結集を。④企業ぐるみ選挙と特定政党支持のしめつけを打ち破り、参院選における真の革新勢力の勝利と前進をかちとろう——八〇年代における運動の発展と革新統一戦線への結集の展望を。⑤労働組合運動の階級的民主的強化、ナショナルセンターの階級的確立と未組織労働者の組織化をすすめる統一労組懇活動と固く連帯してたたかう——職場の自由と民主主義のたたかいを全労働者のものに。

(2)つぎの諸活動を基本に、いま各産業の職場、地域でたたかわれている諸闘争の連帯をつよめ、運動をさらに発展させましょう。①日産厚木部品をはじめ、労資一体化した右翼的潮流の狂暴な攻撃を重視し、反共右寄り再編を打ち破るたたかいと結合して、闘争の全国的発展をはかる。また、沖電気の大量指名解雇をはじめ、労働者の生活権を破壊する首切り、人べらし『合理化』と対決して、労働者の切実な要求に基づく諸闘争の高揚をはかり、日本経済の民主的再建をめざして、〝労働者の権利〟を確保するたたかいを発展させる。②八〇年代最初の国政選挙である第一二回参院選にむけて、企業ぐるみ選挙と特定政党支持のしめつけを打ち破るたたかいを急速に発展させる。③日米共同作戦体制、有事立法、小選挙区制など、憲法の平和的民主的条項をふみにじる軍国主義化、日本型ファシズムに反対し、安保廃棄、民主主義擁護のたたかいを発展させるなかで、運動を平和と民主主義をもとめるすべての人のものとしていく。④統一労組懇活動、地域共闘・総行動を、すべての地方・地域で発展させるなかで、職場における抑圧・弾圧と差別を打ち破る諸闘争を大衆的に位置づけ、大企業と右翼的幹部の横暴を社会的に糾弾して、要求の前進をかちとる。⑤企業、職場における具体的闘争を核に、中央連絡会議の活動強化と参加拡大および地方・地域的段階における組織の強化と拡大をはかる」。

従前の全国交流集会と比べて、「職場の自由と民主主義を守る運動」と、「ナショナルセンターの階級的民主的確立」の課題との関連について言及する発言の多かったことが特徴的であった。

4　選挙運動の自由化を要求する運動

戸別訪問や文書違反などの、公職選挙法上の形式犯に関する裁判闘争を通じて、これらの選挙運動に関する取締法規を改正して、その自由化を求める運動が強化されてきた。それらは、当初は憲法二一条の言論、表現の自由などを根拠とするものであったが、次第に、これらの基本権をひろく政治活動の自由、国民の政治参加の自由としてとらえ、選挙における政治的自由として主張するようになってきた。一九七九年九月二〇日、自由法曹団と国民救援会はつぎのような訴えを発表した。

【公職選挙法の改正を訴える——戸別訪問の自由化、文書制限の撤廃を】

わが国の公職選挙法は、選挙にあたり、政治を語りあうため、あるいは演説会などの周知のために戸別訪問をすることおよび限られた枚数、種類の法定はがき、ビラ以外の選挙運動用文書を配布することを、罰則で禁止しています。この戸別訪問の禁止と文書規制は警察当局による選挙取締り

の主要な眼目の一つとされ、選挙運動への監視と介入の口実となり、現に選挙のたびごとに、多くの人びとがこの違反を理由に逮捕され裁判にかけられています。このような戸別訪問の禁止と文書規制が、憲法の保障する言論・表現の自由に対する重大な制約であることは明らかです。また選挙において自由濶達（かったつ）な言論が展開され、そのなかで国民一人ひとりが主体的に政治に参加することによって、議会制民主主義を守り育てていくという国民主権にそむくものです。

すでに選挙制度審議会は、昭和四三年一一月の答申の中で、戸別訪問の自由化・文書制限の撤廃という方針を打ち出し、マスコミの論調などを通じて、この要求は広範な国民のものとなりつつあります。最高裁判所が古い「公共の福祉論」に固執して、「違憲ではない」との見解を維持し続けているにもかかわらず、最近の下級審では被告人の戸別訪問が「政策宣伝を中心とする礼節をわきまえたものであり、その政治参加への意義は一面において充分認められる」とか、文書制限は「有権者の自主的な選挙運動の途を閉ざすにひとしいとの主張は傾聴に値する」などという見解がつづいています。そして昭和五三年三月松山地裁西条支部で、五四年一月松江地裁出雲支部で、同年九月福岡地裁柳川支部において現行公選法の戸別訪問禁止規定が、議会制民主主義をとる憲法に違反することを明らかにして無罪判決が出されました。

とくにこの中で、禁止制限の理由として従来、「戸別訪問を自由化すると買収供応が行われ易くなる」とか、「被訪問先の私生活の平穏が害される」、また文書を自由化すると「過当競争が生じ、経済力による差が生ずる弊害も生れる」などのことについて、これらは全く合理的な根拠がなく、むしろ戸別訪問や文書活動の自由化による国民の政治意識の高まりのなかでこそ、買収や供応などの入りこむ余地がなくなるといっていることは、公職選挙法の不法な制限を撤廃させ、民主主義を発展させる大きな流れを看取させるものです。

欧米諸国では戸別訪問は、古くから選挙運動の主要な形態とされ、全く自由に行われているのが実情です。文書図画も原則として自由です。

私たちは以上のような立場から、公職選挙法の戸別訪問禁止・文書頒布規制条項の撤廃を要求し、そのための運動をひろくよびかけるものです。

憲法が保障する表現の自由と、議会制民主主義の発展をねがっている国民のみなさんのご協力を心から訴えます。

一九七九年九月二〇日

自由法曹団
日本国民救援会

同時に自由法曹団と国民救援会は一九七九年一〇月の総選挙に立候補した八九〇名の候補者全員にたいし、戸別訪問の自由化の是非についてアンケート調査をおこない、その結果を一〇月四日に発表しました。それによると三〇二名の回答者のうち、二七〇名が賛成の回答をよせ、反対は二一名であった。賛成者は八九パーセントにおよび、すべての党派にわたっていた。

一九八〇年二月一二日には弁護士上田誠吉ら六名のよびかけにより、東京で「戸別訪問の自由化は是か非か」というテーマでシンポジウムがおこなわれた。学者、弁護士、ジャーナリストなど約一〇〇人が参集して、戸別訪問禁止の沿革と論点、戸別訪問規制の実態と判例の動向、自由化論の系譜と世論について報告をうけたのちに、活発な討論をおこなった。

裁判例のうえでも、戸別訪問禁止、文書規制などを憲法違反として、無罪の判決をおこなう例が増加した。一九七九年九月七日、福岡地裁柳川支部が戸別訪問禁止につき、一九八〇年三月二五日、盛岡地裁遠野支部が戸別訪問禁止につき(文書規制については合憲)、同年四月二八日には広島高裁松江支部が戸別訪問禁止につき、同年五月三〇日には岐阜地裁が文書規制につき、それぞれ違憲判決をおこなった。検察官はこれらの判決のすべてについて上訴した。最高裁がいぜんとして、戸別訪問禁止、文書規制について合憲の判断を

くだしつづけているなかで、下級審のなかに新しい流れが生じてきたことが注目される。

5　日本国民救援会

日本国民救援会の第三四回全国大会は、一九七九年七月二〇日から二二日まで、静岡県熱海市で開催された。大会には三八都道府県から二七一名の代議員、役員、事件関係者らが参加し、第一号議案「一年間の闘いの総括」、第二号議案「運動方針」、第三号議案「決算報告と予算案、会計監査報告」、第四号議案「規約の一部改正」を可決し、新役員を選出した。大会は、中央本部金川三郎事務局長の「報告と提案」をうけたあと、選挙弾圧裁判、労働裁判、再審・冤罪、諸事件、三・一八運動の五つの分科会にわかれて討議をおこなった。第一号議案「一年間の闘いの総括」はつぎの項目にわかれていた。「一、大須、芦別事件の最高裁闘争について、二、七八年度年末統一カンパ運動について、三、第三二回三・一八合葬追悼会について、四、いっせい地方選挙における弾圧干渉との闘い、五、創立五〇周年記念事業について」。

第二号議案「運動方針」はつぎの項目にわかれていた。「一、救援運動をめぐる情勢の特徴、二、闘いの課題と方針、1、大須事件、福岡・尾場瀬事件、東京と埼玉の電報事件）については、救援会が提唱して、「選挙弾圧最高裁五事件連絡会」をつくり、共同アピールを出日常的な弾圧を許さぬ闘い、4、労働裁判の闘い、5、集団暴力との闘い、6、再審・冤罪事件の闘い、7、司法の反動化阻止、諸法規の改悪に反対する闘い、8、治安維持法の復活を許さぬ闘い、9、国際連帯の運動、10、松川事件三〇周年記念、三、組織の拡大強化を実現するために、1、組織拡大第二次三カ年計画第一年度の総括、2、第二年度の拡大目標とそれを達成するために、四、財政活動の強化と改善のために」。

このうち「選挙弾圧裁判の闘い」に関する部分はつぎのとおり。

【選挙弾圧裁判の闘い】

選挙・政治活動の自由を守るためにたたかわれている選挙弾圧裁判は、この一年間に、北海道一、秋田二、岩手一、埼玉二、東京四、千葉一、神奈川二、長野二、富山一、福井一、愛知一、岐阜一、京都七、滋賀二、大阪七、兵庫一、広島一、島根三、愛媛一、香川一、福岡六、熊本一の二十二都道府県四十九件、六十四人で、いずれもねばりづよく大衆的にたたかわれました。

また今回のいっせい地方選挙では東京二件二名、滋賀一件一名、大阪一件一名が起訴され、裁判が始まろうとしています。

このうち十八件について判決が出され、大阪の岩崎事件、島根の矢田・植田事件が、昨年三月の愛媛・高田事件につづいて無罪判決をかちとったことは大きな成果です。岩崎事件では文書活動の自由を拡大したこと。矢田・植田事件では「戸別訪問禁止は憲法違反」という明快な判決がだされました。両事件とも検事控訴によって高裁で争われることになりましたが、両事件の判決および裁判闘争の経験を、全国の公選法裁判で学び活用し、勝利をつみ重ねていくことが重要です。

ところで最高裁に上告した五事件（滋賀・大野事件、香川・国公法大坪事件、福岡・尾場瀬事件、東京と埼玉の電報事件）については、救援会が「公選法の戸別訪問禁止規定を廃止すべし」という世論をいっそう高めました。

し、六月上旬には全被告が上京して統一オルグをおこないました。この五事件の闘いは今後も共同して運動を進めることにしており、救援会の全組織が、全国的課題としてうけとめとりくまなければなりません。

一月下旬に開いた第七回選挙弾圧事件全国交流会には、二十五都道府県から百四十二名が出席し、公選法裁判と運動について経験と教訓を交流しました。とくに、無罪をかちとった岩崎事件と矢田・植田事件の報告に確信を深めるとともに、公選法の戸別訪問禁止規定や文書制限を撤廃させる運動をおこすことを申合わせました。救援会は自由法曹団と共同アピールを出して、世論に訴えるなど、宣伝と行動を全国によびかけていきます。

また公選法高津裁判において、東京地裁八王子支部の杉山修裁判官は、発言禁止、退廷命令を乱発して弁護権や被告の防御権を不当に侵害して有罪判決をするという、ファッショ的な訴訟指揮をおこないました。第二審はこれらの点をバクロ、攻撃して必ず勝利をかちとるために、また被告・弁護団が国会に申立てた訴追を、訴追委員会がとりあげるよう全国から要請を集中しましょう。

公選法裁判の大衆化については、福岡、大阪、京都および東北ブロックで交流会がもたれ、北九州は総決起集会、千葉では全県的な運動にする努力など創意的な運動が、この一年間におこなわれてきました。救援会はこの闘いが、選挙・政治活動の自由を守り広げるうえで大きな意義があることをつかみ、地方または県ごとの交流をひらく、真に大衆的な守る会をつくるなど努力し、一つひとつの裁判に勝利していくようにしましょう。

なお、大会宣言はつぎのとおりであった。

【国民救援会第三四回大会・宣言】

日本国民救援会第三四回全国大会は、一九七九年七月二十日から三日間、静岡県熱海において開催しました。

大会には、この一年間に三十名以上の拡大をなしとげた十支部と二十名の活動家をはじめ、全国三十八都道府県から二百七十一名の代議員、役員および事件関係者が参加しました。

大会は、大会前日に釈放をかちとった大須事件の芝野一三団長をむかえ、熱烈なあいさつをうけ、残る人びとの早期釈放をかちとることを誓いあいました。

大会は、中央常任委員会から提案された活動報告および運動方針を満場一致で採択しました。なかでも、きたるべき国会解散・総選挙での選挙・政治活動にたいする弾圧、干渉をはねかえす活動、選挙弾圧最高裁四事件をはじめ選挙弾圧諸事件の勝利のため尽力することを決定しました。

また、無実を訴えて最高裁で争っている大森勧銀近田事件、松山事件をはじめとする再審諸事件および帝銀事件の平沢貞通氏の特別恩赦などの支援強化を決定しました。さらに水俣、スモンなどの公害犠牲者の救援について代議員から提案され、救援会の任務としてとりくむことを確認しました。そして大会は、最近の政治反動の弾圧と司法の反動化および三・一八合葬追悼会運動や年末救援カンパ運動におこっている逆流等について検討し、逆流を克服して託された任務を達成するためにも、組織拡大三カ年計画を早期に達成することを決意しました。

大会決定と諸決議の実現にとりくむ日本国民救援会の事業にたいし、全国の正義と真実を愛する各階各層の皆さんに心からの支援を訴えます。右、宣言します。

一九七九年七月二二日

日本国民救援会第三四回全国大会

新しく選出された役員は、会長岡崎一夫、副会長青柳盛雄、岡本光雄、栗山嘉明、斎藤喜作、村上国治、事務局長金岡川三郎らであった。

【参考資料】 (1)労働法律旬報九九一・九九二号、伊藤幹郎「こんな労働組合であってよいのか――日産厚木事件の動態とその意味するもの」、(2)「労働運動に新たな流れを」学習の友社刊、職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議編、(3)救援新聞（日本国民救援会発行）、(4)「戸別訪問自由化は是か非か」シンポジウム記録（発行人上田誠吉）、(5)「公選法事件第二回全国弁護団会議」自由法曹団発行、(6)「選挙弾圧と闘う第八回全国交流会・報告と討論集」自由法曹団・日本国民救援会発行

XIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□第五一回メーデー――原水爆禁止運動――原水爆禁止一九七九年世界大会／被爆三四周年原水爆禁止大会／被爆者援護法をめざす国民集会／一九八〇年三・一ビキニデー集会／原水爆禁止運動の統一問題／一〇・二一全国統一行動――**リムパック反対、基地撤去**の運動――リムパック反対闘争／反安保・反自衛隊・反基地全国集会／**スパイ防止法案・公選法改悪阻止の運動**――スパイ防止法反対運動／公選法改悪阻止闘争／**第二六回日本母親大会**

概要

一、ここ数年にわたるアメリカ・カーター戦略のもとで、日米軍事同盟は質量ともに強化され、インドシナ紛争、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入など中近東情勢の緊迫化のなかで、わが国が戦域核戦争態勢の公然とした拠点と化すという重大な段階に入った。

七八年末の日米共同作戦指針の策定以来、沖縄の緊急投入軍発進基地化、日米共同作戦態勢の本格的強化、環太平洋合同演習への自衛隊の参加、非核三原則の空洞化が急速に進展している。

一、こうした日米共同作戦態勢の本格的な強化と歩調をあわせて、八〇年代に入って、財界から徴兵制、軍事予算の倍増、武器輸出、「日・韓・台合邦制」論など露骨な発言が相つぎ、また、政府閣僚の靖国神社公式参拝や戦犯記念碑建立、機密保護法や有事立法の策定、公選法改悪や小選挙区制導入など、危険な動きが急速にすすみはじめている。

一、こうした情勢のなかで、政治的大衆運動、平和運動は国民各階層の要求を結集した運動が広がりつつある反面で、非常に困難な事態に直面している。ことに、七九年一〇月の総選挙後、公・民政権構想、社・公政権構想をはじめとするいわゆる野党間の連合政権構想と選挙協力、労働四団体による労働戦線統一と統一労組懇問題

を契機に、大衆運動は困難な事態に直面し、八〇年代に入ると統一行動が組織されなくなった。

一、八〇年の第五一回メーデーは六月の参議院選挙の勝利をめざす決起の日であったが、山形、茨城、千葉、愛媛の各県集会では例年おこなわれてきた共産党の来賓あいさつやメーデーへの参加が排除されるという事態が生みだされている。

一、七九年原水爆禁止世界大会は、国民的規模での組織統一と七つの課題を明確にした「五・一六文書」にもとづいて、統一大会として組織され、討議のなかで、SALTⅡ、原発問題などで意見の対立があったとはいえ、①核兵器全面禁止国際条約、同使用禁止国際協定の締結、②非核武装地帯の設定・拡大、日本における非核三原則の法制化の実現、③国家補償にもとづく被爆者援護法の制定、これに加えて、八二年に予定されている第二次国連軍縮特別総会にむけての運動の強化など、国際的、国内的な統一課題を決議するなど大きな成果をあげ、また、八〇年三・一ビキニデーは、「非核三原則の立法化と厳守」を決議し、全国各地の核基地撤去、日米合同演習反対の運動と結合して、運動を前進させる方向を明らかにしたことなど、前進と成果をあげた。

一、しかし、課題の実現については、「被爆者援護法をめざす国民集会」をのぞいて、統一行動は展開されなかった。また、一九七七年以来、三回にわたって統一世界大会が開かれたが、原水爆禁止運動の国民的な規模での組織統一は、〝統一行動のつみかさね論〟〝分裂状態の固定化論〟が執ようにくりかえされ、いまだに実現されていない。

一、日米共同作戦態勢の本格的な強化のもとで「リムパック」への自衛隊の参加あるいは基地撤去をめぐるたたかいは、緊急の課題にもかかわらず、運動が統一して展開されるという段階には達しなかった。

一、八〇年に入って、国家機密保護法、公選法改悪など危険な動きが急速にすすめはじめるが、これにたいするたたかいは、各野党間の共闘関係を反映して困難な局面をむかえつつある。

一、一九六六年の第一二回大会をのぞきこれまで統一して開かれてきた日本母親大会は、八〇年の第二六回大会を前に、総評、日教組、自治労が参加しないという事態をむかえた。

1　第五一回メーデー

八〇年代最初のメーデー・第五一回メーデーは、「働くものの団結で、生活と権利、平和を守ろう」とのメイン・スローガンのもとに、中央統一メーデーの四〇万人をはじめ、全国一一二会場に五八〇万人（実行委員会発表）が参加して開かれた。

中央メーデーでは、賃金抑制、物価・公共料金の値上げをはじめ激動する内外情勢、ことに、六月の参議院選挙をひかえて〝物価・公共料金値上げ反対〟〝賃金抑制を許すな〟〝参院選勝利〟〝革新統一戦線の推進〟のスローガンが目立ち、また、七八年秋から進展している労働戦線統一問題をめぐるスローガンも目をひいた。各県に

おける集会では、参議院選挙をめぐる社・公・民、社民連共闘と労働戦線統一問題をめぐって、山形、茨城、千葉、愛媛の各県集会で例年おこなわれていた共産党の来賓あいさつやメーデーへの参加が実行委員会によって禁止された。また、中央メーデーでは、造船重機労連傘下の組合がことしも「君が代行進曲」をかけた宣伝カーと大きな「日の丸」の旗を先頭に、「日の丸」の小旗をふってデモ行進をおこなった。

中央メーデーでは、宇佐美同盟会長が「労働組合は政策形成能力を強めるため、労働戦線の再編統一をしなければならない」と開会のあいさつをおこない、議長団を代表して、槇枝総評議長が「労働戦線の統一は八〇年代の労働運動の最大課題だ。この変革の時代に自民党一党支配に終止符を打ち、参院選で与野党逆転を実現しよう」とあいさつ、主催者団体を代表して竪山中立労連議長は、「参院選で自民党の過半数体制にくさびを打ちこめるか否かが、八〇年代の政治動向を左右する」と述べ、「歴史的な労働戦線の統一を実現しよう」と呼びかけた。つづいて、飛鳥田社会党委員長、竹入公明党委員長、宮本共産党委員長、佐々木民社党委員長、田社民連代表がそれぞれ祝辞を述べ、最後に、集会は「メーデー宣言」を採択、六コースにわかれてデモ行進をおこなった。

【第五一回メーデー宣言(一部省略)】

われわれは、激動と混迷の世界情勢のなかで、第五一回メーデーを迎えている。

メーデー実行委員会は、今後の運動路線を示すスローガンと一五本、四四課題からなる要求と行動目標を満場一致で決定した。これらは労働運動がこれから反転攻勢に移るための全労働団体・労働組合の総意であり、総力をあげて前進するための闘いの目標である。

その視点は、インフレ、低成長のもとで、働くものの生活と権利を、中・長期的に守ってゆくには「自らの労働条件は、自らの力で決める」、「社会的な課題に対しては、社会的な強い力をもたなくては達成できない」という原則の上に立っており、まず何よりも労働組合側の最大限結集を大前提とし、労働戦線の統一を八〇年代最大の戦略課題と位置づけたことである。

そして、当面二つの大きな改革を目指している。第一には、日本の経済・社会を高成長型から福祉優先型に転換させ、インフレ、エネルギー危機などの不確実な変動に耐える安定的な成長体質に変えてゆくことであり、第二には、現存する不公正や、社会的な差別・格差をできるだけ縮小し、誰でも一定の労働時間や雇用保障や年金などのミニマムの基礎の上に、安心して生活できる底の厚い社会的体制をつくってゆくことである。特にいまなお社会的差別をうけている婦人労働者の地位向上、男女差別廃止などは極めて重要な課題であり、全体が努力してゆかなくてはならない。とりわけ政策・制度改善にかかわる課題は、その頂点に立つ政治の分野における革新という視点を欠いては、着実な前進はありえないし、特に日本においては、いまや最大の急務といわなければならない。ロッキード事件はじめ、KDDや賭博事件など、底知れない腐敗の構造は、自民党政治の打破以外に根治の途はなく、遅れれば遅れるほど、日本の民主主義の危機が深まってゆくとさえいえよう。いまや「公正で清潔な政治の実現」は国民の悲願となっている。

このメーデーにおける巨大な団結を基軸として、メーデー・スローガンと行動目標をすべての労働組合が高く掲げ、まず職場、とくに地域という日常生活の場での団結と運動の創造につとめなければならない。そして労働者・国民の生活と権利、平和と民主主義を守り抜くため、新たな社会秩序を必ず創りあげるという決意で力強く前進してゆこう。

【サブ・スローガン】

低成長・インフレのきびしい八〇年代、高齢化社会の到来に対応するため労働戦線の統一を実現し、公平な社会の確立と、福祉を優先する経済への転換をめざし、国民諸階層との提携を強化しつつ、保守政治体制を打破し政治の革新をかちとろう。

【要求と行動目標】

・インフレ、公共料金等の物価値上げ反対、独禁法の強化。
・生活向上をめざす賃金引上げ、最低賃金制度の拡充。
・中高年労働者の雇用確保、失業対策の強化、完全雇用の実現。
・定年延長、労働時間短縮、週休二日制の実現。
・首切り合理化と労働強化反対。パート・臨時工の労働条件改善、労働災害絶滅。
・労働基本権回復、ストスト規制法の撤廃、ILO条約の批准促進。
・婦人の労働権確立、雇用平等、働く婦人の地位向上。
・健保改悪反対、年金・医療保障の抜本改善、社会保障制度の大幅拡充、公共住宅の大量建設。
・不公平税制の是正、勤労所得税の大幅軽減、一般消費税の導入反対。
・環境保護行政の確立、公害絶滅。
・教育制度の改善、地方自治と財政の確立、地域住民の福祉向上。
・国民の知る権利の確立、言論・出版の統制反対。
・憲法改悪反対、核兵器の完全禁止、非核三原則の立法化、被爆者援護法の制定。
・労働戦線統一の実現、未組織労働者との連帯、国民諸階層との提携強化。
・参議院選挙勝利、保守政治体制の打破、政治の革新。

2 原水爆禁止運動

原水爆禁止一九七九年世界大会

原水爆禁止一九七九年世界大会は、五月一六日に各界著名二一氏によって発表された「原水爆禁止運動の前進のために」（本年鑑第50集四〇三頁参照）にもとづき、日本原水協、原水禁国民会議、総評、中立労連、同盟、新産別、日本平和委員会、日青協、地婦連、主婦連、生協連など六十数団体が結集した「原水爆禁止一九七九年世界大会実行委員会」（六月二〇日結成）によって開かれた。

大会は、①核兵器廃絶、核兵器完全禁止国際条約および核兵器使用禁止国際協定の締結、②「持たず、造らず、持ち込ませず」の非核三原則の実現および非核武装地帯の設定、③被爆の実相と後遺の実情を世界に普及、④広島・長崎・ビキニの被爆者および核実験による世界各地の被爆者の援護の実現、日本における国家補償にもとづく被爆者援護法の制定、⑤原子力開発をめぐる諸問題、⑥核軍縮をめぐる政治、社会、経済などの国際的諸問題、⑦核兵器廃絶・被爆者援護、人類生存のための国内および国際連帯活動、の七項目の課題をかかげ、七月三一日から三日間にわたる国際会議につづいて、八月五、六日の広島大会、八、九日の長崎大会が開かれた。

国際会議は、一四国際組織二二カ国八四人の海外代表をはじめ一二〇〇人の参加のもと、①「核軍拡競争の停止、核戦争阻止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するために」、②「広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被爆者との連帯強化のために――被爆の実相と後遺の普及、援護法の実現のために」、③「平和・軍縮の教育と世論喚起のために」と題する三分科会と「核および通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序と軍縮との関連をふくむ）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討議集会にわかれて討議をおこなった。国際会議の討議においては、SALTII問題、原子力発電所問題、核実験にたいする対応の仕方などについて意見の対立は克服されなかったが、八月二日の閉会総会にお

いて、「国際会議・東京宣言」を採択した。宣言は「人類絶滅か、われわれおよびわれわれの子孫が核戦争の脅威のない社会で平和に生活できるかの重大な岐路にわれわれは立たされている」との一致した認識のうえに、核軍縮を第一とする全面軍縮の達成、一九八二年の国連軍縮特別総会において「包括的かつ有効な協定」の締結をめざして、①核兵器の実験・製造・貯蔵および使用禁止国際条約と核兵器使用禁止協定締結をめざす運動の強化、②非核武装地帯の設定、日本での非核三原則の実現のための国際連帯行動の強化、③国際間における武力の脅威、使用をすべての国に放棄させるための運動の強化、とあわせて、被爆の実相とその後遺の解明と日本における国家補償の精神にもとづく被爆者援護法の実現をめざす運動の強化、核兵器廃絶にむけての平和教育と世論喚起のための行動の強化、軍事支出の凍結、削減をめざす運動の強化――などの行動を決定した。

一九七九年世界大会・広島は核禁会議も参加した実行委員会によって、五、六の両日、六国際組織二〇カ国六五人の海外代表をはじめ、一万二〇〇〇名の全国各地の代表の参加のもとに開かれた。五日、市内四コースでおこなわれた「折り鶴平和行進」と「折り鶴平和行進集結集会」で開幕した大会では、(1)核兵器廃絶をめざして（①核兵器完全禁止、使用禁止の実現のために〔四会場〕、②非核三原則、非核武装地帯の実現のために〔三会場〕）、(2)被爆者援護連帯をめざして（①被爆者援護法実現のために〔三会場〕、②被爆の実相の普及と被爆者援護のために〔三会場〕）、(3)国内外の連帯活動を強めるために（①核兵器廃絶と核軍縮をめざして〔一会場〕、②平和・軍縮と世論喚起〔二会場〕）、(4)八〇年代にむけて原水禁運動前進のために（①原水禁運動を婦人はどう発展させるか〔一会場〕、②若い世代は被爆体験をどう受け継ぎ発展させるか〔一会場〕、③原水禁運動前進のために〔二会場〕）の二〇会場での課題別集会がおこなわれ、関連行事として「平和を語る青年のつどい（被爆者と青年のコーヒーショップ）」と「8・6全国高校生集会」が開かれた。一九七九年世界大会・広島と前後して、日本原水協などの各団体は、四日の市内四カ所からの国民平和大行進につづいて、「一九七九ヒロシマ・平和と文化の夕べ」、五日には被爆者家庭訪問、岩国基地行動、「少年少女の集い」にとりくんだ。

この大会中、八月三日にアメリカが、四日にはソ連が相ついで地下核実験を強行するという事態がおこり、五日に大会運営委員会が「米・ソの核実験に抗議する声明」を発表、翌日には平和公園慰霊碑前で抗議の座り込みがおこなわれ、六日の一九七九年世界大会・広島閉会集会では「ヒロシマからの訴え」が採択された。

原水爆禁止一九七九年世界大会・長崎は八月八、九の両日、一四国際組織一八カ国六二名の海外代表をはじめ、全国各地からの代表、九〇〇〇人の参加のもとに開かれ、八日の「被爆の実相の普及・被爆者援護法実現のための集会」につづいて、九日には課題別集会、分散会が開かれ、全体集会では「この世界大会の成功によって示された統一した力をいっそう踏み固め、さまざまな立場の違いをのりこえて前進しようではありませんか。核軍拡競争を終結させ、平和と安全と正義が保障される新しい国際秩序を実現するために、手をたずさえようではありませんか」との「長崎からのアピール」が採択された。また、八日の「被爆の実相の普及・被爆者援護法実現のための集会」は、①ふたたび被爆者をつくらぬ決意を趣旨とす

る、②被爆者の健康管理と治療・療養の全額国庫負担、③被爆者全員に被爆者年金の支給、障害をもつ者に障害年金の支給、④原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金の支給、を中心とする被爆者援護法の制定のために、全国民的な大運動をくり広げようと訴えた「国民への訴え――被爆者援護法実現のために」を採択している。

大会が採択した文書のなかで、「ヒロシマからの訴え」は、「すべての人びとが核兵器をなくし、ヒバクシャを援護し、私たちおよび私たちの子孫の生存を確保するための大運動に参加されるよう」つぎのように訴えている。

【ヒロシマからの訴え（一部省略）】

人間のあるかぎり、世界のあるかぎり、私たちは平和を求めつづけなければなりません。原水爆禁止一九七九年世界大会国際会議のみのりを、より確かなものとするために、私たちはここヒロシマに結集しました。

一九四五年のこの月のこの日、人間はその同胞を、ここヒロシマで大量に殺りくしたのです。戦争のおそれをとりのぞき、核兵器をこの世からなくすことは、現代に生きる私たちの至上の責任であり、ヒロシマはその原点なのであります。それゆえ、ヒロシマを世界の人びとに伝え、のちの世代に継承することは、平和のとりでを築くための巨大な人類史的事業に貢献する崇高な任務と言うべきでしょう。

皆さん。今世界大会・東京宣言は、核兵器の開発がますます激化し、核兵器使用の危険性がいっそう増大しつつあることを指摘しています。そして諸国の平和と安全は、軍拡競争によって保障されるものではないことをはっきりと述べています。

私たちは、核兵器全面禁止国際条約を実現し、核兵器使用禁止協定の締結を促進するとともに、〝持たず、造らず、持ち込ませず〟の非核三原則を実現する日本の運動をつよめ、非核武装地帯設定の国際的な運動と結合して進めなければなりません。英知を発揮し、創意を集め、生き生きとした運動を私たちの生活のなかに燃え上らせようではありませんか。

皆さん。私たちは、原爆の爪あとに苦しみつづける被爆者たちの「わたしを返せ、わたしにつながる人間を返せ」という叫びを、核兵器の非人道性を告発する生き証人の声として世界に伝えつづけなければなりません。被爆者たちの三十四年前の体験を、忘却のかなたにおいやるのではなく、被爆の実相とその後遺をさらに解明するとともに、被爆者の援護を緊急に確立するための努力を払わねばなりません。三十四年前に被爆した内外のヒバクシャはもとより、太平洋諸島や米国での核実験によるヒバクシャとも手をとりあって、運動を大きく広げようではありませんか。国家補償の精神にもとづく被爆者援護法の実現を求める運動は、ヒバクシャの怒りと悲しみを共有するすべての人びとの、平和を希求し、核兵器廃絶を求める運動にほかならないことを訴えようではありませか。

皆さん。被爆者援護・核兵器廃絶・人類生存のための運動の成否は、いまや、私たちが世界の世論をどれほど私たちの側にひきつけ、大きな流れとなることができるかどうかにかかっています。あどけない子供たちの未来に悔いを残さぬためにも、平和教育の場はもとより、あらゆる機会をとらえて世論を喚起しつづけようではありませか。

私たちは、すべての人びとが、核兵器をなくし、ヒバクシャを援護し、私たちおよび私たちの子孫の生存を確保するための大運動に参加されるよう心から訴えます。

被爆三四周年原水爆禁止大会

原水禁国民会議が主催した被爆三四周年原水爆禁止大会は、世界大会とならんで独自に開かれた。大会は、①核のない未来のため、核の全面廃棄を実現しよう、②国家補償の原則にもとづく「被爆者援護」を即時制定させよう、③核実験および核開発にともなう環境破壊と被ばく者の実態を究明しよう、④「日本非核武装宣告」を実現し、アジア太平洋を非核地帯にしよう、⑤放射能公害と核拡散につながる原発、再処理工場計画を中止させよう、⑥原爆体験の風化を許さず、平和教育を徹底しよう、⑦反核運動の国際連帯を強め、非核未

来のための太平洋国際会議を成功させよう、⑧原水禁の組織と主体的運動を強め、共同行動をさらに前進させよう、との八項目のスローガンをかかげ、六月二三日の沖縄大会につづいて、八月四～六日の広島大会、七、八日の長崎大会、一〇、一一日の「生存のための国際連帯集会」と開かれた。

八月四日の開会総会で「『いかなる』国の核実験にも反対し、『いかなる』国の核兵器にも反対し、『いかなる』かたちの核エネルギー利用にも反対して闘いましょう」との「広島アピール」を採択した大会は、八〇〇〇名の参加のもとに、五日に分科会階層別集会を開いて討論をおこない、八日の長崎大会での分散会討論ののち、九日の閉会総会において、①核の拡散・反原発のたたかいは一体である。②国家補償による被爆者援護法の制定、③被爆二世に原爆被害の体験を伝える運動をすすめる、④統一については原水禁国民会議の主体性を強めるなかで統一テーゼにもとづいて世界大会の統一に全力をつくす、などを確認し、「原爆被爆者援護法の即時制定を要求する決議」「すべての核を廃棄させる決議」「原発停止を求める決議」「国際連帯強化に関する決議」「大会宣言」を採択して閉会した。

「生存のための国際連帯会議」は、一〇カ国三四名の海外代表をはじめ一五〇名の代表の参加のもとに開かれた。

【大会宣言（一部省略）】

あの日から三四年の歳月がすぎました。あの瞬間を放射線におかされながら生きのびた被爆者は、すでに多く老境に入り、ひとより早く世を去る宿命を負った加齢現象のゆえに、これからのち幾年生きのびられるかわかりません。私たちは原爆被爆都市広島・長崎の悲惨きわまりない体験を核時代の原点として正しく認識し的確に継承することの大切さをひしひしと感ぜずにいられません。

しかし、広島・長崎の原爆は、ただ体験を継承するだけで足りるのではありません。私たちは、原爆被爆体験を原点として、核をめぐるあらゆる問題を、多年にわたり真剣にそして多角的に追求してきました。その結果、核は、人類を破滅させるのみならず、五〇億年の長年月をかけ営々として地球がつくりあげてきた生態系を破壊しつくす最大の元凶にほかならないことを、ますます明確な証拠をもって認識し、かくて、核廃棄の運動以外、私たちの生きる道はないとの結論を年毎に実証し、確信しているのです。

核のないほんとうの未来をつくるために私たちは全力をあげてきましたが、私たちのちからは、まだ小さく、地球上のすべてのひとびとが、核の恐怖の深刻さと核絶対否定の運動の正しさを十分に理解するまでにはいたっていないことを直ちに認めざるをえません。しかし私たちは、被爆二世を含む若い世代が、核のない未来を建設するための私たちの努力に陸続として参加している頼もしい姿に、私たちは明るい希望と期待をつないでいます。

しかしながら、核の恐怖は、年毎に深刻の度を加えています。地上、海中、および上空にあって臨戦態勢をとりつづけている核兵器体系は、日々その大量殺戮能力を強化し、宇宙軌道を飛びまわる人工衛星は、地上のあらゆる動きを精細迅速にチェックして先制核攻撃の機会をねらい、さらに核原料採掘から濃縮、原子力発電、核燃料再処理にいたる一環した核エネルギー・サイクル工程は世界の多くの国々で建設され充実されて、核兵器の拡散と放射能汚染を強めています。

こうして、現在、私たちは、破滅か生かの重大な岐路にたっています。核は、私たち人類にたいして、ぬきさしならない最後の重大な選択を迫っているのです。

権力に奉仕する科学技術と工業生産力の高さを誇るいわゆる先進国は、太平洋の島々、あるいは極北や砂漠地帯に住む少数民族の最大の犠牲のうえに、地球の生態系と平和で平等な人間関係を破壊する高慢な政治的・軍事的・経済的・法律的さらには文化的政策をとりつづけ、とどまるところを知りません。私たちは、来年五月、「非核未来のための太平洋国際会議」

を開催し、先進諸国によって犠牲を強いられている太平洋の少数民族の諸問題を徹底的に討議、検討し、非核未来実現のための強力な一歩をふみだそうと計画し、すでに今年五月、太平洋の核被害調査、現地のひとびととの交流をおこない、さらに予備会議を開催し多大の成果をおさめました。

三四年前、広島・長崎に進駐してきたアメリカ占領軍兵士が、原爆の廃墟の整理作業に従事し、原爆症にかかって、あるいは死亡し、あるいはいまなお苦しんでいることが、今年はじめて明るみに出ました。これは、日本政府がつくりあげてきた「被爆者」の概念が、いかにずさんで非科学的であるかを実証する証拠です。三四年間も放置されてきた日本人ならびに外国人被爆者とその二世を加害者責任を負う日本政府の誠意をもって完全に補償させるとともに、核基地、原子力船「むつ」、そして原発による被害者をこれ以上つくらせぬために、核を廃棄させる運動をよりいっそう強化しなければなりません。

被爆者援護法をめざす国民集会

七七年の統一世界大会以来、国家補償の精神にもとづく被爆者援護法制定をめざす運動があらたな段階に入った。ことに、七三年一二月、日本被団協の大規模な国会請願行動をはじめとして、七四年には国家補償の精神にもとづく援護法の野党四党共同法案が国会に上程され、七七年にこの共同提案に新自由クラブも加わった。が、七八年に入ると、国会内では、野党五党案が取り下げられるとともに、現行二法（被爆者医療法と特別措置法）の一本化によって援護法とする動きも強まってきた。こうしたなかで、七九年六月には厚生大臣の諮問機関として「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が発足し、広島、長崎の現地調査をはじめ、八〇年五、六月を目途にその検討に入った。

一九七九年世界大会後、日本被団協が提唱する援護法制定二〇〇〇万請願署名運動が各団体によっておこなわれ、七九年一二月一九日、原水爆禁止七九年世界大会実行委員会が主催する「被爆者援護法制定をめざす国民集会」が、被爆者代表をはじめとして五〇〇名の参加のもとに開かれた。統一実行委員会として被爆者援護法制定要請行動がとりくまれたのははじめてのことであるが、この国民集会には野呂厚生大臣もはじめて出席し、〝現在、「基本懇」において被爆者援護の基本理念を検討中であり、この結論をうけて被爆者援護の施策を確立したい〟と発言した。

この国民集会の前日には、総評被爆連、社会党、原水禁国民会議が被爆者援護法制定要求第一次中央行動として「被爆者援護法制定要求総決起大会」を開き、八〇年三月に第二次中央行動をおこない関係各省に要請行動をおこなった。

日本被団協のよびかけにより被爆者援護法制定二〇〇〇万署名運動をすすめている被爆問題市民団体懇談会は二月一八日、国会請願大会を開き、三〇九万二三四四人分の国会請願署名を提出するとともに関係各省に要請行動をおこない、また、日本被団協は五月二二、二三日に被爆者援護法制定全国行脚と同集結中央行動にとりくんだ。

一九八〇年（被災三六周年）三・一ビキニデー集会

被爆者援護法制定二〇〇〇万署名の達成、日本での非核三原則法の実現、核兵器持ち込み反対、核基地撤去、アジア・太平洋・インド洋をはじめとする世界諸地域の非核武装地帯化などの課題がますます緊急となっているなかで、一九八〇年三・一ビキニデーは「原水爆禁止運動の統一をめざす静岡県民準備会」の主催によって開かれた。

原水爆禁止七九年世界大会・長崎が採択した「長崎からのアピー

ル」は「太平洋地域の非核化の運動と連帯して、三・一ビキニデーの活動を展開しようではありませんか」と決議した。その後、「七九年世界大会実行委員会」が休会になるなかで、二月一五日、大友よふ地婦連会長ら五氏によって、「当面、三・一ビキニデーは、七九世界大会の決定にもとづき、七九世界大会を主催した実行委員会の構成団体がその成功のために協力する」旨の「提案」がなされ、二七日には新村猛氏を加えた六氏によって「すでに原水爆禁止運動の統一をめざす静岡県民準備会が準備をすすめている集会とその呼びかけを支持し、一九八〇年三・一ビキニデー集会に各界、各層の団体、諸個人が積極的に参加されるよう」とのアピールが発表されました。

こうした支持のもとに、三・一ビキニデーは、被爆者援護法の制定、非核三原則の厳守・立法化、核兵器全面禁止国際協定の締結のスローガンをかかげ、二月二九日、三月一日の両日、静岡で開かれた。集会には全国各地からの代表一八〇〇人が参加し、二九日の全体集会につづいて、三月一日には、①核兵器をなくす道、②核戦争の脅威をのぞくために、③被爆者は訴える、④〝ビキニ〟の今日的意義、⑤原発問題、⑥核時代の世界と日本人、の六つのテーマによる課題別学習講演会を開き、「核兵器のない平和な二一世紀を！八〇年代をきりひらく若者平和行進」がおこなわれた。全体集会では、「八〇年三・一アピール」を採択するとともに三・一ビキニデーの歴史的意義と集会の基調、原水爆禁止運動をめぐる情勢、原水爆禁止運動や「県民準備会」の一致点や課題を明らかにした「八〇年三・一ビキニデー集会のアピール」を提案するにあたっての報告」が提案・確認された。アピールは、原水爆禁止運動の当面する緊急課題にもとづく運動の方向を後記のように述べている。

また、三・一ビキニデーに呼応して、広島では著名二四氏のよびかけによる「被災二六周年三・一ビキニデー広島集会」が開かれ、日本原水協は、三・一ビキニデーの各行動を中心に、現地で三月一日に全国代表者討論・交流集会を開き、二日には、「富士基地抗議・調査緊急行動」「浜岡原発調査行動」をおこなった。

【八〇年三・一アピール（一部省略）】

久保山愛吉さんの遺言がひときわきびしく胸に響く緊迫した情勢のもとで、八〇年代最初の三・一ビキニデーを迎え、私たちは、ここに参集しました。

戦後最大の経済危機が進行するなかで、核軍拡、核兵器開発競争と力の対決は激化の一途をたどり、いっそう憂慮すべき新たな段階に入りつつあります。この危険な温床のうえにソ連のアフガニスタンへの軍事介入がひき起こされました。アメリカのカーター政権は、いちはやくこれを口実にして、中東をはじめ全世界で戦域核戦争態勢をいっそう強化し、実際に核兵器を使用する準備をすすめています。核軍拡・核兵器開発競争は、核先制使用態勢の確立にむかい、核戦争の危機をはらみながら激化しています。

富士演習場で原子砲の訓練をつづけてきた米第三海兵師団は、中東への緊急投入部隊として沖縄からいつでも出撃できる態勢を固めています。いまおこなわれている環太平洋合同演習（リムパック）に続き、来年は、この核戦闘態勢をととのえた米第三海兵隊と陸上自衛隊が富士山麓で陸上の日米合同演習をおこなう準備がすすんでいます。

さらに日本では、スリーマイル島事故のおそろしさ、わが国の原発の相次ぐ事故などかえりみることなく、原子力平和利用三原則をじゅうりんし、安全性を無視した原発の操業・増設がおこなわれています。

みなさん　久保山愛吉さんの遺言を守りぬくという私たちの誓いと決意が真実のものであるとするならば、今こそ、行動によって示さなければなりません。

・非核三原則の立法化・厳守の実現をはかり、核兵器の持ち込み・通過・貯蔵・核演習を禁止させ、核基地撤去、核部隊の撤退を実現させましょう。核戦争の準備につながる一切の日米合同演習に反対しましょう。
・新しい被爆者をつくらせないために、非核三原則を国際的に拡げ、核兵器使用を防止する世論を高め、アジア・太平洋・インド洋を核非武装地帯にする国際連帯活動をくりひろげましょう。
・二千万人をこえる署名を集めるなど国会と政府に働きかけ、国家補償の立場に立った被爆者援護法を制定させましょう。
・徴兵制、軍国主義復活に反対し、平和軍縮教育を拡充しましょう。
・原発はじめ原子力の開発・利用の現状に対し、自主・民主・公開の平和利用三原則と安全優先の立場で、監視と規制を強めましょう。原子力行政の抜本的転換を要求するなかで、安全性の立場から既存の施設の運転の一時停止や出力削減、新・増設計画の全面的再検討・中止を要求しましょう。

みなさん。二年先の八二年二月には、第二回国連軍縮特別総会が開催されます。同総会が、核兵器全面禁止国家協定の締結をはじめ核兵器全面禁止、核軍事同盟解消、全般的軍縮実現のための具体的な諸措置を実現するよう、被爆国民の国際的責務として全力をつくしましょう。

原水爆禁止運動の統一問題

原水爆禁止一九七九年世界大会は七七年、七八年の統一世界大会とさまざまな統一運動の発展をふまえて、「五・一六文書」にもとづいて開かれ、一九八二年に予定されている国連軍縮特別総会にむけての核兵器完全禁止国際条約と核兵器使用禁止協定の締結をめざす運動の強化、被爆者援護法制定二〇〇〇万署名運動の推進などを確認した。

一九七九年世界大会後、わが国における原水爆禁止運動の統一をめぐる問題は、わが国の政治動向、労働戦線の統一をめぐる動向と関連して、ゆきづまりの状態になっていた。こうした事態を打開するために、一二月一〇日に開かれた七九年世界大会実行委員会代表委員懇談会は、①全員で確認した五・一六文書および七九年世界大会の決議を前進させる、②七九年世界大会の成果を発展させ八〇年世界大会を成功させる、③世界大会の主催だけでなく、原水爆禁止運動を前進させることなどの必要性をまとめ、一二月一七日の七九年世界大会実行委員会運営委員会に報告、これが確認された。そして、八〇年一月二一日に、七九年世界大会実行委員会総会が開かれたが、席上、〝七九年世界大会実行委員会は即時解散すべきである〟との意見が対立し、財政〝八〇年世界大会を主催する実行委員会の結成あるいはその準備会の発足などと連動して解散すべきである〟との意見が対立し、財政をふくむ経過が報告されたのみで総会は休会に入った。

こうしたなかで、大友よふ、中林貞男、西井勇、行宗一、関屋綾子五氏による つぎのような「提案」がおこなわれ、二月一九日に「七九年世界大会実行委員会」が開かれ、五氏の「提案」を承認するとともに、この「提案」にもとづき「五・一六文書」をふまえ、七九年世界大会の成果と決議を発展させ、八〇年世界大会を開催する「新たな委員会」の準備会を五氏が世話役となって開くことを確認した。しかしこの実行委員会には、総評、同盟、中立労連、新産別、原水禁国民会議が、①一月二一日の実行委員会総会によって七九年世界大会実行委員会は事実上解散した、②この実行委員会は二一日の実行委員会の議長団によって強引に招集されたものである、③五氏の一方的呼びかけは最初から同盟などの団体を排除していくやり方は許すことはできない、④五氏「提案」の白紙撤回、を理由に出席しなかった。

【五氏の提案(全文)】

(1)「五・一六文書」をふまえ、七九世界大会の成果と決議を発展させ

る方向で新たな委員会を設ける。この委員会の名称、運営等の準備には「五・一六文書」に責任をもつ人々があたり、広島、長崎の意向を十分反映させる。

(2)　この委員会の任務と構成はつぎのとおりとする。①七九世界大会にいたる統一的運動をより発展させ八〇年世界大会を準備する。②「五・一六文書」の一、二項を実現するため誠実に努力する。③委員会の構成は、当面七九世界大会参加団体・個人をもって構成する。

(3)　当面、三・一ビキニデーは、七九世界大会を主催した実行委員会の構成団体が、その成功のために協力する。その際の対外的名称は、それにふさわしいものとする。

こうした対立のなかで、五月に入って、両者の間で「懇談会形式」による意見の交換がおこなわれ、六月二八日、これまで原水爆禁止運動にたずさわってきた市民団体、平和、労働団体、個人の各界代表一六氏は懇談会で確認されたつぎのような「原水爆禁止一九八〇年世界大会準備委員会を発足させて」と題する連名の文書を発表し、世界大会準備委員会を発足させた。

【原水爆禁止一九八〇年世界大会開催にあたって】

私たちは、一九七八年、史上初の国連軍縮特別総会に核兵器廃絶を世界に訴える二〇〇二万四五九五人の署名と五〇二名の国民代表団を送りました。それは、被爆国日本の国民が核兵器廃絶の先頭に立たなければ、到底国際世論を高めることはできないとの危機感にかられたからです。

しかし、世界の情勢は日増しに軍縮どころか軍拡へと悪化の一途をたどっています。いまこそ、七七年被爆問題シンポジウム以来、原水爆禁止七九年世界大会にいたる大同団結を大切にし、原水爆禁止運動の一層の発展をはかり、一九八〇年の第二回軍縮特別総会にむけて、世界諸国民の声を大きく結集しなければなりません。一方、国内的には被爆三五周年を迎えながらいまだに国家補償にもとづく被爆者援護法の制定が実現するか否かの瀬戸際に立っているありさまです。世界の核軍拡競争に歯止めをかけ、被爆者援護法を制定させるためには、被爆国日本の原水禁運動を国民ひとりひとりが主体である真の国民運動として前進させることがどうしても必要です。

こうした情勢のなかで、一九八〇年世界大会の開催は非常に重要な意味をもつものです。

3　一〇・二一全国統一行動

南朝鮮、インドシナをはじめアジア情勢がますます緊迫するなかで、一〇・二一国際反戦デーの全国統一行動が一〇月二〇日、全国三九七カ所でおこなわれ、約八〇万人が参加した。

中央集会は社共両党、総評、中立労連、護憲連合、反安保など一四団体の一日共闘で開催され、東京・千駄ケ谷の明治公園には約二万人の労働者・市民が結集。日米共同作戦態勢強化・「有事立法」反対、安保条約廃棄、アジアの平和確立、朝鮮の自主的平和統一支持、国民生活防衛などのスローガンを採択し、この日を出発点にさらにたたかいを強化していくことを決議した。

国際反戦デーは、一九六六年アメリカの北ベトナム爆撃に抗議して総評が全世界の労働者に統一行動をよびかけて以来、今年で一四回目。その間、ベトナム解放後インドシナ諸国は新たな困難に直面し、米日「韓」一体化がすすめられる一方で、南朝鮮の民主化闘争はかつてない勢いで高揚した。また、総選挙の結果、大平内閣の

「安定多数」の望みは絶たれ、国内政局も混迷の度を深めた。こうした状況をふまえ、決意表明に立った槇枝総評議長は「政府のなりふりかまわぬ反動化、軍国主義化にたいし断固とした闘いを継続していくためには、主張や立場をこえてすべての平和勢力がかたくスクラムを組まねばならない」と強調、飛鳥田社会党委員長、不破共産党書記局長も、それぞれ反自民の大同団結の意義を訴えた。

集会は、日米「韓」軍事一体化、日本の核基地化、自由出撃基地化をすすめる米政府、大平内閣への抗議決議を採択、集会宣言を満場の拍手で確認した後、都内三コースにわかれてデモ行進をおこなった。

4　リムパック反対、基地撤去の運動

リムパック反対闘争

日米共同作戦指針のもと、日米共同作戦態勢強化をめざす「環太平洋合同演習（リムパック）」が、アメリカの指揮のもとカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本が参加し、八〇年一月におこなわれ、一月二五日、この作戦に参加する海上自衛隊艦が横須賀を出港した。リムパックは、アメリカの指揮下に環太平洋軍事同盟への道を開くもので、自衛隊の参加は日米共同作戦の範囲を、事実上太平洋全域に広げ、〝自衛隊の海外派兵〟という危険な側面をもつものであった。

これまで、北海道（自衛隊基地群）、三沢、横田、八戸、館山、厚木、横須賀、依佐美、三田、呉、新田原、佐世保などの米軍、自衛隊基地にたいする調査と宣伝・抗議行動をすすめ、七九年一一月に東富士演習場にたいする抗議行動をおこなっていた日本平和委員会は、一月二一日、安保破棄中央実行委員会、日本原水協、神奈川県組織の六団体と主催して「1・21横須賀海上抗議デモ」をおこなった。集会には全国二四都道府県・九七団体の代表四〇〇人が参加し、つぎのような「国民へのよびかけ」と「日本国民の安全と民主主義、アジアの平和を強く脅かすリムパックへの自衛隊の参加に厳重に抗議し、その参加計画を即時中止すること、また日米合同演習をとりやめること」を要求した大平首相、防衛庁長官宛の「抗議」を採択、抗議船による海上デモをおこなった。また、この集会の代表は二四日、防衛庁に「抗議文」を手渡し、リムパックへの海上自衛隊参加の中止を重ねて要求した。

【国民への訴え(要旨)】

環太平洋合同演習に参加する自衛隊は、日本から遠くはなれた中部太平洋で五カ国の海軍による戦争を想定した艦隊演習を行うのであり、これはまぎれもなく海外派兵への道です。同時に、核装備した米第三艦隊が参加する合同演習は、核戦争準備のための演習であり、これは日本国民の核兵器廃絶・核兵器使用禁止の願いに対する挑戦です。また、軍事同盟を結んでいないオーストラリア、ニュージーランド、カナダを含め演習は環太平洋軍事同盟への布石であり、その根底に集団自衛権構想があり、明白に憲法に違反するものです。

私たちは、環太平洋合同演習への自衛隊参加反対の声を大きくまきおこすよう心から訴えます。広範な国民が戦争勢力に対して反対の意思を表明することが、今日、きわめて重要です。安保条約を廃棄し、平和で中立・非同盟の日本をつくるために立ちあがりましょう。

一方、社会党、総評、反安保実行委員会は、一月二四日のリムパック反対緊急代表者会議につづいて二四日、「環太平洋合同演習反対、安保廃棄・自衛隊反対、基地撤去全国集会」を横須賀で開いた。集会には一万二〇〇〇人が参加し、リムパックへの自衛隊の参加即時中止を要求した集会決議と「チーム・スピリット'80」の中止を要求した特別決議を採択、海上デモと抗議デモをおこなった。

反安保・反自衛隊
反基地全国集会

社会党、総評、護憲連合、反安保実行委員会主催の「新田原日米共同演習場、リムパック反対、安保廃棄、自衛隊反対、基地撤去全国集会」が二月二、三の両日、宮崎・西都市で開かれた。集会には全国から一〇〇〇名が参加し、三沢、沖縄、長沼など全国一一地域代表の報告と交流をおこない、三日には一万人が参加した総決起大会を開き、「反戦平和運動を一層強化しよう」との決議を採択、新田原共同演習場へむけて日米共同演習反対のデモをおこなった。

5　スパイ防止法案、公選法改悪阻止の運動

スパイ防止法案反対運動

日米共同作戦態勢の強化、ＫＤＤ汚職事件や浜田賭博事件など自民党の金権腐敗にたいする糾弾の国民世論が高まるなかで、四月八日、自民党は防衛庁スパイ事件を口実に「防衛秘密に係るスパイ行為の防止に関する法律（スパイ防止法）案要綱」を決定、五月初旬に国会に提出する方針を明らかにし、同時に、防衛費の増額、国家安全保障会議の設置、有事即応体制整備のための自衛隊法の改定などを内容とする新安保・防衛政策を決定した。

「スパイ防止法」案の立法化方針が明らかになるや、言論界をはじめ民間諸団体は、「国民の言論の自由をはじめあらゆる基本的人権へのファッショ的攻撃」と糾弾した。四月二一日、社会党、総評、護憲連合主催の「スパイ防止法反対緊急各界代表者会議」が開かれた。集会は、①法案が国会に提出された場合には院内外呼応した強力な闘いを組織する、②パンフやチラシによる教宣活動を強化し、一大国民運動として反対運動を強化する、などの確認をおこない、つぎのような「決議」を採択するとともに、代表が決議文を大平首相に手渡した。

【決　議】

「スパイ防止法」案は日米共同作戦態勢の確立と自衛隊の強化をめざす新安保、防衛政策と密接な関連のもとに作成されたものであり、まさに有事立法そのものであります。憲法で一切の戦力と戦争を放棄した以上、わが国には「軍事機密」は存在しないはずであるにも拘らず自民党が「スパイ防止法」案要綱を決定したのは、防衛保護を口実に日米共同作戦態勢のもとに急速に実戦部隊化している自衛隊の実態を国民の目から覆いかくし、違憲の自衛隊を認知させ、有事立法の策定を強行しようとする危険な意図が秘められているからです。

「スパイ防止法」案は民主主義にとってかかすことのできない言論や報道など表現の自由を統制しようというねらいをもっています。この法案は国民の基本的人権を侵す憲法違反で、かつてのファッショ立法であった軍事機密保護法の復活に結びつく危険なものであります。つぎうの悪い情報を秘密にし、つぎうの悪い報道を規制しようとする自民党のファッショ的

姿勢は、財界の徴兵・武器輸出論と軌を一にするものです。日本を再び戦前のような暗国時代に逆もどりさせようとする政府・自民党と財界の陰謀を断じて許してはなりません。

私たちは戦時体制づくりの言論統制、国民弾圧をねらう憲法違反の「スパイ防止法」案に強く反対するとともに、自民党のファッショ的姿勢を徹底的に追及するものであります。

公選法改悪阻止闘争

四月二一日、政府・自民党連絡会議は、政党機関紙、宣伝カーの禁止などを中心に選挙期間中の政治活動、言論規制をねらった公選法、政治資金規正法の「改正」問題について協議、法案が第九一国会に提出される情勢になった。社会党、公明党、民社党が自民党案に合意したといわれるなかで、四月二八日、安保破棄中央実行委員会、憲法改悪阻止各界連絡会議は合同会議を開き、宣伝活動を中心に改悪反対行動を決定し、国民が抗議と反対運動に立ち上がることをよびかけた「アピール」を採択した。アピールは、自社公民四党の公選法改悪の「大筋合意」が「憲法と議会制民主主義にたいする許しがたい挑戦」だと抗議し、「われわれは、自民党と反共野党が一体となったこの民主主義破壊の暴挙にたいし広範な国民が抗議と反対の運動に立ち上がることを心からよびかける」と訴えた。

五月七日、前記二団体と統一労組懇の中央、東京の六団体は、公選法、政治資金規正法の改悪に反対する国会要請行動とともに新宿、渋谷、有楽町駅頭で街頭宣伝をおこなった。そして、八日には、六団体による「公選法改悪反対各界代表者集会」が開かれた。

集会は、各界五〇団体の代表八〇人が参加して開かれ、公選法改悪が憲法と議会制民主主義への重大な挑戦であるとして、「公選法改悪の策動にとどめをさすまで抗議行動、宣伝活動をもり上げよう」との申し合わせをおこない、「公選法改悪案の国会提出に強く反対し糾弾する」との決議を採択した。集会終了後、代表は自民、社会、公明、民社各党に抗議するとともに、法案の国会提出を断念するよう要請した。

6　第二六回日本母親大会

一九八〇年八月の第二六回日本母親大会（東京）を前にして、これまで統一してすすめられてきた日本母親運動は、困難な事態に直面した。母親大会は、一九五五年の第一回母親大会以来、「生命を生み出す母親は生命を育て、生命を守ることをのぞみます」というスローガンをかかげてつづけられ、この間、一九六六年の第一二回日本母親大会は役員人事問題に端を発して、総評、日教組などが不参加のもとで開かれたが、大会後、この事態を収拾するために、懇談会が設けられ、その合意文書として、連絡会と政党、連絡会と参加団体、日本母親大会の機構と運営についての「懇談会統一メモ」がつくられた。これにもとづいて、第一三回以降、大会は、七九年の第二五回大会まで全逓、全電通、全日通をのぞいて、総評、日教組も参加して開かれ、第二五回大会の総括文書では、「分科会、全体会を通じて、統一のための配慮と熱意がゆきわたっていたことは今年の大きな特徴でした」と総括していた。

第二六回日本母親大会の開催をめざして、三月一三日、日本母親大会実行委員会が発足し、準備活動に入ったが、五月二〇日、日教組代表は、「母親大会は、ことしの大会までに不参加単産に呼びかけて、統一を回復する結論を得るよう努力してほしい」と実行委員会に要請した。日教組による要請は、八〇年一月以来、日本母親大会連絡会になされていたが、大会実行委員会はこの日教組の要請を受け入れ、不参加単産に参加要請をおこなったが、満足な回答がえられないままになっていた。こうしたなかで、七月七日、日教組中央執行委員会は「努力がたりない、準備を先行させた」などを理由に母親大会への参加中止を決定、同日開かれた総評単産婦人部長会議も母親大会への不参加を決定した。また、自治労婦人部長会議も、不参加を確認した。

こうした不参加決定が相つぐなか、七月一二日、統一労組懇婦人連絡会運営委員四氏は「総評単産婦人部長会議が母親大会への不参加を決定したことは、全国の婦人労働者の期待を裏切り、反動勢力を喜ばせる重大な問題であるといわねばなりません」と抗議声明を発表、また、日本母親大会実行委員会は、同日、大会の日程や分科会テーマなどについて説明をおこない、「声明」を発表した。声明は第二六回母親大会の意義とこれまでの経過を明らかにしたうえで、「母親大会のスローガンに賛同される各団体の新たなご参加と、母親大会を支持される多くの国民のみなさんのご協力、ご支援を切に希望します」としてつぎのように述べている。

【声明(一部抜粋)】

この経過が示すように、今日の情勢では、とくに困難な不参加単産の再参加実現を、期限を切って「努力せよ」といい、参加が実現するまで大会準備を認めないなどということは、難題を押しつけて不参加の口実をつくったとしか考えられません。日教組中央執行委員会、総評単産婦人部長会議が、あいついで不参加としたのも、これがあらかじめ仕組まれたプログラムであったことを示しています。大組織が大衆団体にむかってこのような態度をとることは、〝懇談会統一メモ〟の「母親連絡会の参加団体はすべて平等である」という確認にも違反し、民主主義をかかげる労働組合として、あるまじきことではないでしょうか。

第二十六回日本母親大会は、母親運動にとって、きびしい試練の大会となりました。とりわけ、不参加組織の組合員のみなさんには、たいへんご苦労をかけることになります。しかし、たとえ組織が不参加でも、個々の単産、地域の働く母親の切実な願い、ねばりづよい運動は、決して阻害されるものではありません。私たちは、これまでも困難をのりこえるたびごとに、いっそうきたえられ、かしこくなり、運動を発展させてきました。昨年も、ことしも運動によって結ばれた団体の新しい参加が続いています。職場の婦人も、家庭の婦人も、思想信条のちがいをこえて、要求で団結し、統一する母親運動の真価がいまこそ示されるときです。

【参考資料】(1)総評「第六一回定期大会・各局報告書」、「拡大評議員会資料」、同教宣局『労働ニュース』、(2)日本社会党『社会新報』『月刊社会党』、(3)日本共産党『赤旗』、『前衛』、(4)日本原水協『原水協通信』、(5)原水禁『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』、『平和運動』、(7)日本母親大会連絡会『母親しんぶん』

XIV 政党

概要□国会──第八八臨時国会／第八九特別国会／第九〇臨時国会／第九一通常国会／選挙と「連合政権」構想──第三五回総選挙／二つの「連合政権」合意／第一二回参議院選挙／第三六回総選挙／日本社会党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／国際活動、その他／公明党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／日本共産党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針・理論問題／国際活動／民社党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／その他

概要

一、七九年一〇月、大平内閣のもとでの初の総選挙がおこなわれた。〝安定多数〟の回復をめざした大平首相は〝財政再建〟のため一般消費税の導入まで公言して選挙にのぞんだ。しかし、自民党は予想外の惨敗を喫し、〝与野党伯仲〟状態がつづいた。野党側は社会党の低落、公民両党の健闘、共産の倍増という結果であった。

一、選挙後、社会党は共産排除の「社公中軸路線」を選択し、公明党と「連合政権」構想で合意した。また公明・民社両党のあいだでも「中道連合政権」構想での合意が成立し、参院選にむけての選挙協力、国会での予算案にたいする共同修正要求など、国政レベルでの〝社公民共闘〟が進展した。

一、八〇年五月、自民党反主流派の欠席で内閣不信任案が可決され、史上初の衆参両院同時選挙が実施された。社公民三党と社民連は〝連合時代の幕あけ〟をうたい、広範な選挙協力を組んで〝与野党逆転〟をねらった。しかし、選挙の結果、衆参両院とも自民党が圧勝し、〝連合時代〟は遠のいた。野党側は前回惨敗した新自由クが勢力を回復したほかは、社会、民社が現状維持、公明、共産は大きく後退した。

一、七九年総選挙を単独でたたかって後退した社会党は、総評指

導部の圧力もあって、選挙後「全野党共闘路線」から「社公中軸路線」に転換した。公式には「従来の基本路線に変更はない」としながらも、共産党排除を明記した運動方針を決定し、「道」の再検討がすすむなど「反協会派」が党の主導権を握った。

一、野党第二党の地歩を固めた公明党は、総評との選挙協力をきっかけに、社会党との〝政権合意〟をまとめ、民社党とも「中道連合政権」構想で一致し、念願の「社公民路線」の確立に一歩近づいたかにみえた。しかし〝連合政権のかなめ党〟をキャッチフレーズにたたかった同時選挙では選挙協力が成功せず大きく議席を減らした。

一、七九年総選挙で〝党史上最高〟の成果をあげた共産党は、社会党・総評の「社公中軸路線」の選択を〝右転落〟ときびしく批判した。しかし、これによって他党すべてを敵にまわすかたちとなり、一五年ぶりに関係改善に成功したばかりのソ連がアフガニスタンに軍事介入するといった悪材料も加わって他党の集中攻撃を受け、同時選挙ではふたたび大きく後退した。

一、結党二〇周年を迎えた民社党は、同盟系労組を中心とする〝企業ぐるみ〟の支援、公明党との選挙協力によって、二回の総選挙では比較的安定した成果をあげた。一方、ここ数年来つづいてきた公明党との緊密な関係は、〝社公政権合意〟の成立、自民党の圧勝、選挙協力の失敗などによって冷却化がとりざたされている。

1　国　会

第八八臨時国会

第八八臨時国会は七九年八月三〇日に召集され、九月七日に解散された。この国会は政府・自民党がはじめから解散・総選挙を予定して召集したものであった。野党側は、①エネルギー危機など経済問題審議のため予算委の開催、②航空機疑惑究明のため航空機輸入調査特別委を開き岸元首相らの証人を喚問すること等を要求した。しかし自民党はこれを拒否し、首相の所信表明演説と各党の代表質問のほかは、与野党一致法案であるスモン患者救済のための「薬事二法」と支給額の引上げを内容とする「恩給法改正案」が成立しただけであった。大平首相の所信表明演説では財政再建のための増税の必要性が強調された。九月七日、社会・公明・民社の三党は、①石油危機・インフレ再燃に無策であり、②航空機疑惑解明を妨げ、③一般消費税導入で国民に負担増を押しつけようとしている——などの理由で「大平内閣不信任案」を共同提出。首相はこれを受けてただちに衆議院を解散し九月一七日総選挙公示、一〇月七日投票の日程を決めた。なお、共産党は不信任案提出は国会解散強行に手を貸す〝愚行〟として、共同提案に加わらなかった。

第八九特別国会

第八九特別国会は七九年一〇月三〇日から一一月一六日まで、一八日間の会期で開かれた。この国会は総選挙の結果をうけて、新首相の指名をおこなうためのものであった。しかし選挙敗北の責任問題をめぐって、自民党内の内部対立が激化し衆院本会議は流会をつづけた。一一月六日、国会召集八日目にようやく首相指名の衆参両院本会議が開かれたが、自民党は候補者を一本化できず、同党から大平正芳、福田赳夫の両氏が立候補するという異例の事態になった。投票の結果はつぎのとおりで、衆参両院とも第一回投票では過半数に達せず、決戦投票によって大平氏が首相に指名された。

第一回【衆議院】大平正芳　一三五票、福田赳夫　一二五票、飛鳥田一雄　一〇七票、竹入義勝　五八票、宮本顕治　四一票、佐々木良作　三六票、田英夫　二票、無効　七票

【参議院】大平正芳　七八票、飛鳥田一雄　五一票、福田祉夫　三八票、竹入義勝　二七票、宮本顕治　一六票、佐々木良作　一〇票、田英夫　三票、河野洋平　二票、白票　一〇票

第二回【衆議院】大平正芳　一三八票、福田赳夫　一二一票、白票　一票、無効　二五一票

【参議院】大平正芳　九七票、飛鳥田一雄　五二票、白票　八七票、無効　一票

なお、この投票で新自由クラブは第一回から大平支持にまわった。

一一月八日、第二次大平内閣はようやく組閣を終えたが、首相の所信表明演説はこの国会ではおこなわれなかった。戦後の特別国会で、首相の所信表明演説、各党代表質問、緊急を要する法案の処理がおこなわれないのは、これがはじめてであった。

第九〇臨時国会

第九〇臨時国会は七九年一一月二六日から一二月一一日まで一六日間の会期で開かれた。この国会は前の特別国会が首相指名をめぐる自民党内の抗争で実質審議がおこなわれなかったことから、首相の所信表明、各党の代表質問、さらには次年度の予算編成をめぐる論戦の場として設けられたものであった。二七日の所信表明演説で、大平首相は、公務員の綱紀粛正と政治倫理の確立、行政改革の推進などを強調した反面、八八国会でうちだした〝増税路線〟はかげをひそめた。代表質問で野党各党は、総選挙後の長期間の政治空白の政治責任、あるいは、内閣発足直後に倉石法相が、ロッキード事件被告が〝青天白日〟の身になることを期待すると発言した問題、国際電信電話会社の乱脈経理問題、エネルギー対策、財政再建と増税問題、安保・防衛問題などで政府を追及した。このなかで民社党の佐々木委員長は「連合問題」に重点をおく異例の代表質問をおこなった。この国会では七九

第108表　国会の勢力分野
（79年10月29日現在）

	衆院	参院
自民	258	124
社会	107	52
公明	58	28
共産	41	16
民社	36	10
新自ク連	4	4
社民連	2	3
二院クラブ	—	5
無所属	5	5
欠員	—	5
定数	511	252

〔備考〕　自民は「自民党・自由国民会議」，衆院の公明，共産，民社はそれぞれ「公明党・国民会議」「共産党・革新共同」「民社党・国民連合」の略。

年六月に閉幕した第八七通常国会以来成立が見送られてきた、公務員給与関係など一六の法案が成立した。一方、煙草値上げ法案、健康保険法改正案、それに多額の政治献金とのからみで問題となった税理士法改正案などが継続審議となった。

第九一通常国会　第九一通常国会は七九年一二月二一日召集された。会期は八〇年五月一八日までの一五〇日間であったが、参院選の投票日の関係で、五月一三日、九日間の延長を議決した。ところがその三日後の五月一六日、社会党提出の内閣不信任案が全野党の賛成、与党の非主流派議員多数の欠席によって可決され、同一九日政府は国会を解散するという異例の幕切れとなった。この国会は〝財政再建〟を最大のテーマとする昭和五五年度予算案の審議を重点とするものであったが、同時に安保・防衛問題、行政改革、公務員の綱紀粛正、エネルギー危機対策などが問題となった。参院選を前に、社公、公民の二つの「連合政権」構想合意を成立させていた社・公・民三党は国会内でも提携を強化した。すなわち、公民両党間では従来どおり合同国会対策会議を開く一方、社公両党間でも国対の定期協議を制度化し、公明党をあいだに社公民三党の結束が目立った。とくに予算審議では、二月六日に、公民両党が政審会長会談で「予算修正大綱」などで合意したのにつづき、同一四日には社、公両党間でも、政審会長会談を開いて「共同予算修正要求大綱」で合意した。これを受けて、同二〇日には社公民三党の政審会長会談が開かれ、昭和五五年度政府予算にたいし、総額一兆二五五三億円にのぼる三党の「共同修正大綱」で合意し、ただちに自民党に提示した。これにたいし自民党は「予算書の書きかえを伴う形式修正には応じられない」との態度をとったため予算審議は空転した。二月二八日、社公民三党は衆院予算委理事会に「共同組み替え動議」を提出。その後の与野党折衝で政府・自民党が物価対策、福祉などで修正総額一四一四億余円の回答を示し、三月三日社公民三党と自民党との国会対策委員長会談で正式に妥協が成立、審議が再開された。三月八日、政府予算案は衆院予算委員会で共産党をふくむ野党四党の反対で否決されたが、本会議では逆転可決となり参議院に送付された。四月四日参議院本会議でも可決、一般会計四二兆五八八八億円の昭和五五年度政府予算が成立した。

なお共産党は歳入二兆一〇〇〇億円、歳出一兆五〇〇〇億円、計三兆六〇〇〇億円の組み替え動議を提出したが、他党の反対で否決された。

このほかこの国会では冒頭で、一般消費税反対をもりこんだ「財政再建に関する決議」が採択されたほか、「アフガニスタンからのソ連軍撤退等要求決議」「北方領土問題の解決促進決議」の二つの対ソ非難決議が採択された。なお、共産党はこの二つの対ソ非難決議は「道理と説得力を欠くもの」として棄権するとともに声明を発表した（『赤旗』八〇年三月一四日）。また、税理士法改正案や安全保障特別委員会の設置なども共産党をのぞく与野党一致の賛成で成立した。しかし、予想外の不信任案可決による解散の影響もあって、健康保険法改正案、政治資金規正法改正案、国鉄再建法案、郵便法等案は軒並み審議未了で廃案となった。

2　選挙と「連合政権」構想

1　第三五回総選挙

自民惨敗、社会低落
共産倍増、公民前進

第三五回衆議院議員総選挙は七九年九月一七日に公示され、一〇月七日、投票がおこなわれた。七八年一二月、初の総裁公選にもとで、はじめておこなわれた総選挙であった。注目の的は前回の〝ロッキード選挙〟（七六年一二月）でもたらされた〝与野党伯仲〟状況がさらにすすむか、あるいは自民党がふたたび〝安定多数〟を回復するかであった。また、選挙の争点となったのは政府がうちだした「財政再建」＝増税による赤字国債の解消、それにロッキード汚職につづくダグラス・グラマン事件の発覚による「政治の浄化」であった。野党は一致して増税、とくに一般消費税の導入に反対し、各党とも不公平税制の是正や行政改革の推進などをもりこんだ独自の財政再建策を提示して選挙戦にのぞんだ。増税とくに一般消費税については〝これでは選挙を戦えない〟と自民党内からも反対が強く、政府も途中で「一般消費税の導入断念」に方針転換せざるを得なかった。またこの間、鉄道建設公団をはじめ多くの特殊法人さらには中央省庁におけるカラ出張、ヤミ手当などの乱脈経理が明るみに出され、選挙戦に大きな影響を及ぼした。

中道四党協力

七九年総選挙では、国政選挙ではこれまで例のない四党の選挙協力が実現した。公明、民社、新自由ク、社民連の〝中道四党〟はかねてから党首会談を開いて国会対策や都知事選など、その時々の政治課題について意見の交換をおこなってきたが、七九年総選挙が迫るにつれ、七月一七日、八月一四日と二回にわたって党首会談を開き、選挙協力で原則的に合意し、八月一四日には要旨つぎのような「四党アピール」を採択した。

今日、政党人の緊急の責務は、エネルギー、インフレ、財政、福祉など八〇年代に向けての進路を明確に策定し、政治不信の根源をなす航空機疑惑を解明することである。しかるに大平首相は、国会で安定勢力を得ようとの党利党略、政権延命の派利派略で名分なき解散を画策している。

現状を放置すれば、生活関連法案は犠牲にされ、疑惑解明はなおざりにされ、国民大衆は中間所得層増税か一般消費税導入かの二者択一に追い込まれ、行政改革、不公平税制是正もなしに財政再建は遠のくばかりだ。

この危機的状況打開のため、自民党の一党支配体制をくずし、現状を打破しなければならない。四党は、選挙協力によって「現状打破」「新しい政治の時代」構築のため闘う。

さらに九月六日には四党の書記長・幹事長会談、九月一六日には選対委員長会談を開いて、四党間の選挙協力を一〇選挙区でおこなうことに合意し、政策大綱をふくむ合意書に調印した。協力区は、民社党系の無所属候補を四党で推す「統一候補」が山形一区と愛知五区、他は各党二人の公認候補を他の三党が推す八選挙区であっ

た。協力区の詳細は、後掲第110表（次頁）参照。なお、山形一区の統一候補は当選後、自民党寄りの姿勢を強め、八〇年総選挙では自民党公認で立候補するにいたった。

公民協力　公明、民社両党の衆院選における選挙協力は、七二年の第三三回総選挙にはじめておこなわれ、今回が三回目であった。ただ従来とちがったのは、双方の委員長が「衆院選の選挙協力に関する合意書」に調印し（七九年九月一一日）、党中央が本格的に相互支援の体制を組んだことであった。これは七七年参院選ではじめられたことで、衆院選では最初であった。前回総選挙では選対委員長レベルで政策大綱の合意書がまとめられたにとどまっていた。また、協力区の数も、前々回が一四、前回が一一であったのに比べ、今回は二八選挙区と大幅に増えた。ただし、二八協力区のうちには中道四党の統一および協力と重複する分が六あり、公明・民社両党間だけの選挙協力は二二区である。協力区の詳細は後掲第110表参照。

総評・公明選挙協力　前回の七六年総選挙では、社会党と公明党とのあいだで、衆院選としてははじめての選挙協力がおこなわれた。しかし、今回は社会党側が、協力し合う選挙区がないとして公明党の申入れを断り、公式には社公選挙協力は一つも成立しなかった。しかし、実際には鳥取全県区の全逓出身の社会党候補を公明党が推し、山口二区の公明党候補を全逓が支援する〝バーター〟協定が成立した。なお、これに関連して七九年九月一五日、富塚総評事務局長は公明党の矢野書記長と会談し、①全逓や全電通と公明党とのあいだの選挙における支援関係については総評として追認する、②今後、総評と公明党とのあいだで窓口をつ

第109表　第35回総選挙結果

党派	今回当選者	前回当選者	解散時議席	議席率		今回(79年10月)		前回(76年12月)	
				今回	前回	得票数	得票率	得票数	得票率
				%	%		%		%
自由民主党	248	249	249	48.5	48.7	24,084,130	44.6	23,653,624	48.8
日本社会党	107	123	117	20.9	24.1	10,643,449	19.7	11,713,005	20.7
公明党	57	55	56	11.2	10.8	5,282,682	9.8	6,117,300	10.9
日本共産党	39	17	19	7.6	3.3	5,625,526	10.4	5,878,192	10.4
民社党	35	29	28	6.8	5.7	3,663,691	6.8	3,554,075	6.3
新自由クラブ	4	17	13	0.8	3.3	1,631,811	3.0	2,363.984	4.1
社会民主連合	2	—	3	0.4	—	368,660	0.7	—	—
無所属	19	21	7	3.7	4.1	2,641,064	4.9	3,227,462	5.7
保守系	14	17							
革新系	2	2							
中道	3	2							
諸派	0	0	0	0	0	69,101	0.1	45,113	0.1
計	511	511	492	100	100	54,010,119	100	52,425,078	100

第110表　第35回総選挙における選挙協力結果

中道政党関係					
中道四党統一（2選挙区）2勝0敗					
山　形1	渡部　正郎	無新	当		
愛　知5	近藤　　豊	無新	当		
中道四党協力（8選挙区）5勝3敗					
千　葉4	森田　景一	公新	当	落	
山　梨全	及川　順郎	公新	当	当	
長　野4	小沢　貞孝	民元	次	次	
大　分1	木下敬之助	民新	当	当	
青　森2	木村　守男	ク新	次	当	
福　島1	石原健太郎	ク新	当	当	
山　形2	阿部　昭吾	連前	次	当	
福　岡1	楢崎弥之助	連前	当	当	
公民協力（12選挙区）10勝2敗					
青　森1	古寺　　宏	公前	次	当	
茨　城3	二見　伸明	公前	当	当	
埼　玉2	宮地　正介	公前	当	当	
埼　玉4	山田　英介	公新	当	当	
千　葉3	吉浦　忠治	公前	当	次	
神奈川3	小浜　新次	公元	次	当	
岐　阜1	伏屋　修治	公前	当	当	
兵　庫4	新井　彬之	公前	当	当	
和歌山1	坂井　弘一	公前	当	当	
高　知全	平石磨作太郎	公前	当	当	
福　岡4	鍛治　　清	公前	当	当	
熊　本1	瀬野栄次郎	公前	当	当	
民公協力（10選挙区）4勝6敗					
福　島2	滝沢　幸助	民新	次	次	
茨　城1	塚田　延充	民新	落	落	
埼　玉5	和田　一仁	民新	当	当	
神奈川5	河村　　勝	民前	当	当	
福　井全	横手　文雄	民新	当	当	
岐　阜2	村井　勝喜	民新	次	次	
愛　知3	前山　　茂	民新	次	次	
島　根全	島田　暉山	民新	落	落	
広　島2	保野健治郎	民新	落	落	
宮　崎1	米沢　　隆	民前	当	当	
社公協力関係					
公明一全逓協力（2選挙区）2勝0敗					
鳥　取全	武部　　文	社前	当	当	
山　口2	吉井　光照	公新	当	当	

〔備考〕 1）『読売新聞』1979年10月9日付による。
2）中道四党の統一・協力のうち山形一区から大分一区までの六選挙区は公明・民社両党の協力区でもある。

くり、要望に応じてほしい、③公明党候補が立っておらず、公民協力でもない選挙区での社会党候補への支援を考慮してもらいたい、と申し入れた。こうした折衝の結果、秋田一区、宮崎二区、鹿児島一区の国労出身社会党候補、新潟一区、群馬一区、大分二区の全逓出身社会党候補が公明党の非公式の協力を受けた。また、これとは別に全電通は反社会主義協会の方針から東京五区の社会党候補を推薦せず、公明党候補に投票するよう組織を指導し、公明党はその見返りとして広島二区で全電通出身の社会党候補を支援した。また電機労連出身の社会党候補も茨城二区で公明党の支援を受けたという。これらの「社公協力区」のうち落選は大分二区と茨城二区だけであった（『世界』七九年一二月号一一四頁参照）。

選挙結果

選挙の結果は第109表のとおりで、事前の予想で優利とみられていた自民党は前回を一議席下回る二四八議席となり、公認だけでは過半数の二五六議席を獲得できず、公認もれの無所属を加えかろうじて過半数を維持した。社会党も前回の一二三議席、解散時の一一七議席にも達せず長期低落に歯止めをかけられなかった。公明党は苦戦が予想されていたが、前回より二議席増、共産党は大きく躍進した前々回の三八議席を上回り、民社党を抜いて野党第三党となった。民社党もまた結党時の四〇議席には及ばないものの、総選挙の結果としては党史上の最高を記録した。これにたいし、前回ブームを呼んだ新自由クは惨敗を喫し、初の総選挙の社民連はかろうじて二議席を守った。今回はじめて二五人の候補者を立て確認団体となった日本労働党は当選者はなく、一人として法定次点に達しなかった。

なお五一一議席にたいする候補者は八九一人で、競争率一・七四倍、戦後最低の少数激戦であった。また投票率は六八・〇一%で、戦後最低の四七年四月総選挙の六七・九五%につぐ低さであった。これは投票日に台風が日本列島中央部に接近したための悪天候にた

たられたもので、とくに東京、神奈川をはじめ大都市圏は軒並みに投票率が低下した。この投票率の低下は組織力において優る公明、共産両党に有利に作用したとみられる。

選挙協力の結果は第110表のとおりで、政党レベルで公式協力が成立した三二選挙区のうち、二一選挙区で当選者を出すという予想以上の好調であった。また公明・全逓協力の二選挙区はどちらも成功をおさめた。また地元での非公式協力では、公民協力が一一勝一敗、社公協力が二勝二敗と好成績であった。

各党の選挙総括

第三五回衆議院選挙に関する各党の選挙総括の要旨はつぎのとおりである。

【日本社会党】

一、選挙の結果、安定多数をもくろんで党利党略解散を強行した自民党の野望を砕いたが、野党勢力の中核であるわが党は、他野党の躍進、前進に比して前回比一六議席減、得票率一%減と長期低落傾向に歯止めをかけ得なかった。

二、今後の課題は次のとおりである。①わが党の主体性・革新性をより明確にし、党中央の指導性を強化すること。社会党にたいする国民の批判点として「現実打開の政策体系と政治刷新の気力の欠如」、「労組依存、総評にひきずられる社会党」などがある。また複数区の問題など党の姿勢と党中央の指導性には依然として欠陥、弱点が多い。②最も大きな敗因は党組織の貧弱さにある。百万党建設の努力もないまま安易に後援会に依拠する選挙をやって敗れた例が多い。基本組織の強化なくして党の主体性は確立しない。③日常闘争を強め、地域住民との結びつきを強化すること。今次の総選挙では従来のイメージ選挙の色彩が薄くなり、「ドブ板選挙」の様相を深めている。共産、公明との競合で負けた事例が多いのは、組織力の強弱もさることながら、住民及び各階層の大衆との結びつきが劣っているところに要因がある。また、党の支持基盤が都市型から農村型に移っていることに関連し、大都市を中心とする都市対策の樹立は緊急を要する。④政策宣伝活動の強化。政府・自民党批判の政策宣伝は効果的であったが社会党こそ国民の期待に応えうる党だという面で迫力を欠いていた。反自民の結集を訴えている野党第一党としての配慮は理解できるが、もっと他党を批判し、他党との比較のなかでの党の優位性を強調する必要があった（「総選挙闘争の教訓を参議院選挙の勝利に」「要旨」」全文は『社会新報』七九年一一月一六日付）。

【公明党】

選挙戦を総括して、公明党を大勝利に導いた要因をあげるならば次の五項目に集約できる。

①党員、支持者の地道な日常活動、地域活動の積み上げと、創価学会員の献身的な支援活動である。とりわけ、投票日までの一週間でみせた猛烈な追い上げは党組織に劣勢をはね返すに十分な底力のあることを示した。

②公明党が前回総選挙で五六議席を獲得して与野党伯仲国会が生まれてから、この三年間の数多くの実績が国民に浸透し、高い評価を得られたことである。公明党など中道勢力の伸長により、国会は不毛の対決から国民本位の話し合いの方向へ変わり、充実した審議が展開されるようになった。そして三年連続の予算修正で所得税減税二回や老齢福祉年金二万円への引き上げなどが実現している。これらはまさに現実を重視する「新しい革新」路線の勝利であり、これによって〝五五年体制〟の崩壊をいっそう促進した。

③公民協力、「中道四党」協力が非常な成功を収めた。

④一千万件を超える市民相談に取り組み、石油の実態調査を実施し、「福祉社会トータルプラン」など政策面でも財政的裏付けをもつ責任ある政策を国民の前に提示してきた公明党の努力、力量と真摯な姿勢に対する理解が国民の間に広まった。

⑤正々堂々、政策選挙を一直線に貫いたこと。とくに、大平首相の「増税」攻勢に対しては、「改定・福祉社会トータルプラン」を根拠に「財政再建策に関する公明党の基本的な考え方」を提示し、大衆増税によらない財政再建策を具体的に明らかにして国民に訴え、一般消費税などの大衆増税を回避させる機運を盛り上げた。さらに、当面する政治課題のすべてに

ついて選挙期間中に政策・提言の形で発表し、公明党の主張するところを明確にした。これらが、一転して自民党を守勢の側に追い込む力となった（「第一七回大会党務報告」より抜粋。全文は『公明新聞』七九年一二月二日付）。

【日本共産党】

前回の総選挙でわが党は、選挙法改悪もふくめた反共布陣、反共大合唱のなかで、議席を大幅に後退させた。このとき、この敗北の原因を党の路線にもとめようとする新たな攻撃や、袴田の転落にみられる裏切りもおこったが、全党は、党の正確な路線への確信を失わず、党中央を先頭にかたく団結し、いささかの動揺も士気凋落もおこさせず、党綱領の路線と民主集中制の組織原則を堅持して、この三年間、失地回復をめざしてたたかいぬいた。とくに、わが党は、①右寄り野党の新与党化に助けられた自民党政治の反動化と対決し、政治革新をすすめる革新統一戦線結集の立場を一貫して堅持し、②袴田転落問題をはじめ、新たにつよめられた反共攻撃にたいする本格的反撃を全面的、戦闘的に展開し、③「教育立党」の活動をふくめ、どんな嵐にもゆるがぬ強大な大衆的前衛党建設の旗を断固としてすすめ、④大都市部分での後退を克服しつつ、全国的に生活相談活動や大衆運動へのとりくみ、民主的大衆的組織の強化への援助をつよめるなどの活動に全党的努力をそそいできた。また第一四回党大会決定の選挙闘争方針を指針に、日常活動と陣地戦の強化、政策宣伝の重視、大衆的後援会活動、支持者台帳にもとづく支持拡大活動など、科学的で大衆的な選挙活動への習熟につとめた。いっせい地方選挙の勝利につづく今回の総選挙での勝利は、こうした全党的努力のつみあげのうえにかちとられたものであり、全国的な反共布陣をうちやぶり、その敗北と後退を、三年間でとりもどし、史上最高の衆院議席で八〇年代を迎えることの意義は、きわめて大きい（九中総決議「総選挙の結果と当面の任務」より抜粋。全文は『赤旗』七九年一〇月一八日付）。

【民社党】

総選挙では、民社党は二八議席から三六議席に躍進し、結党時の議席にあと一歩という前進を成し遂げた。勝利の原因は、自民低落という「五五年体制」の崩壊現象が進む中で党の理念や政策が広く国民の理解を得るに至ったこと、数次にわたる党勢拡大運動により党基盤が強化されたこと、加うるに公明党との選挙協力がいくつかの選挙区で実を結んだことなどによる。政権党たる自民党は、地方選の結果を「保守回帰」と受けとめた大平首相の思惑とは裏腹に、安定過半数の二七一議席どころか前回を下回る二四八議席に転落し、保守系無所属をかき集めてようやく過半数を保つという敗北を喫した。一方、「五五年体制」の片棒をかついできた社会党は得票数、得票率とも大幅に減少させ一〇七議席に落ちこんだ。かくして、国民は総選挙を通じて自社両党に大きな打撃を加え、先の地方選に続いて「五五年体制」の崩壊は誰の目にも疑いえないものとなった。

公明党は健闘しわが党との選挙協力もプラスして議席を伸ばすことができたが、他方、共産党も得票数をかなり減らしながら社会党の議席をもっぱら蚕食して伸びた。新自由クラブはブームも去り、党分裂など組織の動揺に禍いされて敗れ、社民連も重点候補は善戦したがふるわなかった。民社党と公明党の議席増加により中道グループ全体としては百の大台に乗ったが、新自由クラブと社民連は結党後日なお浅い組織の脆弱性もあって、苦難の道を余儀なくされたものといえよう（「一九八〇年度方針」より抜粋、全文は『革新』八〇年五月号）。

2　二つの「連合政権」合意

公明・民社「中道連合政権」で合意

七九年一二月六日公明党と民社党は、両党委員長をトップとする「中道政権協議会」の第二回会合を開き、自民党の単独政権崩壊後の受け皿となる「中道連合政権」構想で最終的に合意した。両党は、かねてから選挙協力や国会対策などで緊密な協力関係にあったが、

これを一歩すすめて政権構想でも合意に達すべく、七九年一一月一三日に党首会談を開き、「中道政権協議会」を発足させていた。その後、政策担当者レベルの会談を経て、この日の合意となったもので、政党間の連合政権構想での合意はこれがはじめてであった。この「中道政権構想」は「近い将来に樹立される政権」を想定し、八〇年代前半に予想しうる内外の諸情勢に対応する基本路線と政策の基本目標を示したものであった。この構想は、基本路線において「自由と民主主義の擁護について重大な疑義がある日本共産党は連合政権の対象としない」ことを明記するとともに、これまで、両党の政策面でくいちがっていた政治資金問題や原子力発電の推進でも一致し、また、日米安保条約の存続、自衛隊の保持をも決めていた。

この日の両党間の「党首確認事項」および「中道連合政権構想」の要旨はつぎのとおりである。なお全文は『公明新聞』七九年一二月七日付、または『週刊民社』同一二月二一日付にある。

【公・民党首確認事項】

一、中道連合政権は、自民党一党支配から政治の流れを変えることを目的とするのであるから、自民党との連合または連立は行わない。

二、中道連合政権樹立に至る種々の情勢の推移に対応するに当たって、随時協議の上、公明、民社両党は一致した行動をとる。

三、この中道政権構想は、両党機関の承認を得ることとする。

【中道連合政権構想】

この政権構想は、きわめて近い将来に樹立される政権を想定し、八〇年代前半に予想しうる内外情勢に対応する基本路線（政治原則）と政策の基本目標を示した。

〔基本路線（政治原則）〕

一、自民党単独政権を終わらせ、政治の流れを変えることを目的とする。この見地から自民党の誤った政策、腐敗した体質に反対し、この「基本路線」と「政策の基本目標」に賛成する勢力を糾合する。

二、憲法を将来ともに守り、自由と議会制民主主義を擁護し発展させる。従って自由と民主主義の擁護について重大な疑義のある共産党は連合政権の対象としない。（三、四略）

五、軍事優先でなく、平和五原則に基づく自主共存の平和外交や、多面的な国際協力、食糧、エネルギーの安定確保など、総合的安全保障体制を確立し、日本の平和と安全に責任を持つ。

〔政策の基本目標〕

一、清潔な政治、国民に開かれた政治　政治献金については個人献金への移行を推進する。（二―六略）

七、エネルギー危機の打開――需給の安定確保　原子力発電所の建設は、自主、民主、公開の原則を確立し、厳格な安全審査と環境アセスメントを行い、関係地域住民の合意のもとに進める。

八、世界の平和・共存と、わが国の総合的安全保障体制の確立　日米安保条約は、国連の集団安全保障機能の現状からみて、わが国を取りまく国際情勢の急激な変化を避けるため、当面は存続する。わが国の自衛隊については改編の可否について検討する余地を残して差し当たり領土・領海・領空の保全のための専守防衛に厳しく任務限定し、シビリアン・コントロールを強化してこれを保持する。安保問題に対する国民的合意を形成するため、国会に安全保障、防衛に関する委員会を設置する。

社公両党「連合政権」構想で合意

八〇年一月一〇日社会党と公明党は、八〇年代前半に樹立を想定した「連合政権」構想で合意し、同一六日、党首会談でこれを公式に確認した。両党の「連合政権」協議は、七九年一一月一四日に両党の副委員長、書記長、政審会長、選対委員長など双方八人の委員による第一回の政権協議委員会をかわきりに、一二月八日に第二回の

委員会、さらにその後は両党の政策担当者による四回の協議、また両党副委員長・書記長会談における話合いを経て、一月一〇日の第三回政権協議委員会での合意となったものであった。

この「連合政権」構想は、「現状においては」という限定つきではあったが、「共産党を政権協議の対象としない」ことを明記して注目された。両党間の政策でくいちがいの大きい原子力発電所問題では、継続協議とすることで折り合いをつけた。また、日米安保条約問題では「当面、安保体制の解消を可能とする国際環境づくりに努力する」とともに将来、安保条約を廃棄するに当たっては日米友好に留意し外交交渉によりおこなうこと、自衛隊については「当面シビリアン・コントロールを強化し、将来は世論や平和外交の進展をみつつ縮小、改組を検討する」ことで合意した。

【日本社会党と公明党の連合政権についての合意】

両党は、八〇年代前半に樹立が想定される連合政権について協議し、次の政治原則、政策の基本および政策の大綱を決定した。

一、政治原則

(1) この政権は別紙のとおり合意された政策の基本および政策の大綱を実現する政権である。

(2) この政権の構成、基盤勢力については、今後協議し、両党の合意によって決定するものとする。なお、現状においては、日本共産党は、この政権協議の対象にしないことで合意した。

(3) この合意は、両党機関の承認を得るものとする。

二、政策の基本および政策の大綱

この政策の基本と大綱は、八〇年代前半において樹立される連合政権を想定して、内外の諸情勢に対応するものとして示したものである。

【政策の基本】

(1) 現憲法の恒久平和主義、基本的人権の保障、主権在民主義、健康にして文化的な生活権の保障など、憲法の基本原理を将来ともに堅持する。

(2) 金権腐敗の政治を一掃して清潔な政治を実現するとともに、参加、分権、自治で国民に開かれた政治および国民生活に直結する行政を推進する。

(3) 大企業優先から国民生活優先の財政経済政策に改め、格差、不公平を解消する。生産の増大、完全雇用、福祉の向上、所得の公平な配分をめざし、市場の仕組みを生かしつつも公共的コントロールを行ない、福祉型経済成長を計画的に推進する。

(4) 人間復権のゆとりのある豊かな社会の実現をめざし、社会的不平等をなくし、教育の改革、文化・芸術・スポーツと人間本位の科学技術を振興する。また、うるおいのある住みよい個性的な地域コミュニティづくりをめざし、地方分権を推進し、住民の自発と連帯による住民参加の地方自治を確立する。

(5) 日本と世界の平和を創造するため、平和五原則に基づき中立をめざし、自主・平和外交を推進し、地球上の貧困の克服、核兵器全面撤廃、全面軍縮をめざすとともに、軍事力優先でない多面的な国際協力と平和保障体制をつくる。

【政策の大綱】

「政策の基本」に基づく政策大綱を次の八項目とする。

一、清潔で国民に開かれた民主政治を確立し推進する。

二、国民の側に立つ新しい民主的行政と地方自治を確立する。

三、インフレのない福祉型の経済成長を実現する。

四、社会的不平等をなくし、雇用の安定と福祉の充実で国民生活の向上をはかる。

五、地価を抑制し、住み良い生活環境と個性豊かな地域社会づくりを推進する。

六、人間性豊かな教育制度の確立と文化・芸術・スポーツ、科学技術を振興する。

七、エネルギー資源と食糧の安定確保をはかる。

八、平和憲法を守り、日本と世界の平和確立に積極的努力をする。

＊　＊

一、清潔で国民に開かれた民主政治を確立し推進する。

①政治倫理を確立するため、政治献金は個人献金への移行を推進し、政治家個人の政治資金の公開の徹底、汚職犯罪と不正経理を防止する法律の制定、贈収賄罪などの罰則を強化する。②選挙公営の拡大、選挙違反の罰則の強化、衆参両院議員選挙区定員のアンバランスを是正する。③国会の国政調査権の強化と情報公開法を制定し、国民に開かれた民主政治を確立する。（中略）

八、平和憲法を守り、日本と世界の平和確立に積極的努力をする

①日本と世界の平和を創造するため、平和五原則に基づき中立をめざし自主・平和外交を推進し、地球上の貧困の克服、核兵器全面撤廃、全面軍縮をめざすとともに、軍事優先でない多面的な国際協力と平和保障体制をつくる。②核兵器の全面撤廃をめざし、あらゆる国の核実験・製造・保有・使用に反対する。また非核三原則を堅持する。③日米安保体制の解消をめざし、当面それを可能とする国際環境づくりに努力する。将来、日米安保条約の廃棄にあたっては、日米友好関係をそこなわないよう留意し、日米両国の外交交渉に基づいて（一〇条手続きは留保）行なうこととする。④軍事力増強、軍国主義復活につながる有事体制は行なわず、当面、自衛隊はシビリアン・コントロールを強化することとし、将来、国民世論と自主・平和外交の進展などの諸条件を勘案しながら、その縮小・改組を検討する。

【両党確認事項】

社会党は、原子力発電の新増設については、当面これを凍結し、連合政権樹立の段階までに安全性の確認を行ない、その可否を決めることとし、その可否を決めた時点で改めて協議したいとの見解を表明した。

公明党は、その協議について確認をした。

一九八〇年一月一〇日

日本社会党
公　明　党

（合意書の全文は『社会新報』八〇年一月一五日付、または『公明新聞』八〇年一月一一日付にある）。

なお、この社公合意の成立にあたって、総評の果たした役割は大きい。社会党と総評とのあいだでは七九年六月以来、いわゆる五人委員会が設けられ、両者の協力関係について協議してきた。ところで、七九年総選挙後の一〇月一五日に開かれた第三回社会党・総評協議委員会では、総評の富塚事務局長が、「社会党・総評ブロックを軸とする選挙闘争はこれが限界である」と述べるとともに、選挙協力について「野党第一党の社会党と第二党の公明党との間で一致させて広範な協力関係の確立が望ましい」と強調した（『社会新報』七九年一〇月一九日付）。さらに一〇月二九日には総評・社会党の政策委員会が開かれ、この席でも総評側は「公明党との選挙協力について早急に検討し、結論を出す」ことを要請し、党側はこれを約束した。さらに一一月四日には、総評の槇枝議長、富塚事務局長らは社会党本部で総評五役会議を開き、首班指名を前に自民党が分裂状態にあるなかで「野党第一党の社会党が政権への意欲を明確に示すべきだ」として、会議後ただちに飛鳥田委員長、多賀谷書記長と会い、「社会党と公明党が協力連帯を確立し、両党が中核を形成して政権を展望した対処策を示すよう」要請したのである。なお、総評は同日公明党にたいしても同趣旨の申入れをおこなった。社会党は、この総評の申入れを受け、翌五日に緊急中執委を開き「社公両党間で政権協議の場をすみやかにもつ」ことを決定したのであった。

3　第一二回参議院選挙

初の衆参同時選挙

第一二回参院選は八〇年五月三〇日に公示され、六月二二日に衆議院選挙と同時に投票がおこなわれた。全国の有権者数は八一二六万六三三〇人で、三年前の前回参院選当時に比べ二六〇万人、約三・三%の増であった。なお男女別では女が四一八九万八一二六人、男が三九三六万八〇二四人であった。同時選挙であったこと、全国的に晴または薄曇りの〝投票日和〟であったことなどから投票率はきわめて高く、七四・五七%と参院選では史上最高だった前々回の七三・二〇%をさらに上回った。なお衆院選では五八年に七六・九九%と戦後最高を記録して以来二二年ぶりの高率で、戦後一五回の総選挙のうち四番目の記録であった。八〇年代最初の国政選挙であり、七九年総選挙で〝与野党伯仲〟がすすんだことから各党ともこの参院選に力を入れた。

自民・参院でも安定多数

選挙の結果は第111・112表のとおりで、自民党は参議院でも同党推薦で当選した安井謙氏（議長として党籍離脱）を加えて七〇議席を確保し、非改選の六六議席と合わせて一三六議席となり、久しぶりに安定過半数を占めた。一方、民社党をのぞき野党各党は後退した。すなわち、社会党は改選二七にたいし当選者は二二にとどまり、参議院ではじめて五〇議席を割り込み、四七議席となった。公明党は全国区は全員当選を果たしたが地方区で現職二人を落とし、推薦候補一の当選で差引き一議席減となった。民社党は改選四にたいし六人を当選させ、大阪地方区での推薦候補の当選も加えれば三議席増であった。ただし、全国区で当選した向井長年氏が開票中の二三日夜死去したため実質増は二議席であった。社会党とともに大きく後退したのは共産党で、改選一一にたいし、七議席、とくに全国区は立候補者の半数が落選した。また全国区に現職一人を立てただけの社民連は五一位にとどまり、向井氏の死亡にともなう繰り上げ当選によって、かろうじて議席を守った。

この選挙で目立ったのは全国区での革新系無所属および諸派（革自連）の高得票で、トップの市川房枝二七八万余票、第二位の青島幸男二二五万票、五位の中山千夏（革自連）一六一万票、第九位の美濃部亮吉一一五万票と、ベストテンに四人が加わっていた。トップの二人の得票数合計だけで五〇三万と民社、共産両党を上回り、四人の総計七八〇万票は社会党、公明党を上回る数であった。

野党の選挙協力

なかでも注目されたのは、社会党が従来の〝全野党共闘〟のワクをこえて、公明党とのあいだで共産党排除の「連合政権」構想で合意することによって、社公民の選挙協力が実現したことであった。四月から選対レベル、書記長レベルの協議を経て、八〇年五月一四日、社・公・民三党は党首会談を開いて参院選の選挙協力を中心に話し合った。その結果、「自民党の一党支配を打破し、新しい政治の時代を構築」するために、「一人区六選挙区において三党が協力し、責任をもって当選を期するとともに、全般的に世論をもりあげて与野党の逆転を達成することを確認する」などで合意し、これを三党共同の〝選挙アピール〟

第111表　第12回参議院選挙党派別得票

党派	全国区			地方区		
	得票数	得票率	前回得票率	得票数	得票率	前回得票率
		%	%		%	%
自由民主党	23,778,188	42.5	35.8	24,533,082	43.3	39.5
日本社会党	7,341,816	13.1	17.4	12,715,880	22.4	25.9
公明党	6,669,382	11.9	14.2	2,817,379	5.0	6.2
日本共産党	4,072,028	7.3	8.4	6,652,310	11.7	10.0
民社党	3,364,478	6.0	6.7	2,917,239	5.2	4.5
新自由クラブ	351,291	0.6	3.9	349,989	0.6	5.7
社会民主連合	627,272	1.1	2.8	—	—	1.2
諸派	1,675,496	3.0	3.4	628,054	1.1	2.4
無所属	8,077,781	14.4	7.4	6,086,620	10.7	4.8
計	55,957,732	100.0	100.0	56,700,553	100.0	100.0

第112表　第12回参議院選挙党派別当選者

党派	当選者数			改選者数		非改選者数		新議席
	全国区	地方区	計	全国区	地方区	全国区	地方区	
自由民主党	21	48	69	14	44	19	47	135
日本社会党	9	13	22	10	17	9	16	47
公明党	9	3	12	9	5	9	5	26
日本共産党	3	4	7	6	5	3	2	12
民社党	4	2	6	3	1	4	2	12
新自由クラブ	0	0	0	0	0	1	1	2
社会民主連合	0	0	0	1	0	2	0	2
諸派	1	1	2	0	1	0	0	2
無所属	3	5	8	3	2	3	2	13
計	50	76	126	50 欠員4	76 欠員1	50 欠員1	75 欠員1	251 欠員1

第113表　第12回参院選の選挙協力

地方区	候補名	所属	当落
社・公・民・社民連			
岩　手	高橋　盛吉	無新	落
山　形	佐藤昌一郎	無新	落
滋　賀	山田耕三郎	無新	当
徳　島	前田　定一	無新	落
高　知	伴　　正一	無新	落
公・民・社民連			
北海道	相沢　武彦	公現	落
福　岡	桑名　義治	公現	当
神奈川	広長敬太郎	民新	落
埼　玉	土岐　雄三	無新	落
公・民			
広　島	小西　博行	民新	当
社・社民連			
愛　知	森下　昭司	社現	落
福　島	八百板　正	社新	当
千　葉	赤桐　　操	社現	当
東　京	加藤　清政	社新	落
静　岡	青木　薪次	社現	当
福　井	辻　　一彦	社元	落
大　阪	牧内　正哉	社新	落
広　島	浜本　万三	社現	落
鹿児島	久保　　亘	社現	落
民・新自ク			
大　阪	中村　鋭一	無新	当
栃　木	佐藤　　信	民新	落
民・社民連			
兵　庫	抜山　映子	民新	落
岐　阜	上田　晋三	民新	落
新自ク・社民連			
東　京	宇都宮徳馬	無新	当
社・公・共			
沖　縄	喜屋武真栄	諸現	当

として発表した。しかし、地元の調整難から最終的には社公民の協力区は五カ所にとどまった。また、公民協力は両党の公認候補各二と埼玉地方区の無所属の共同推薦一の計五選挙区で成立した。なお、社公民協力の五選挙区全部、公民協力の五選挙区のうち広島をふくむ九地方区で社会党公認候補のほか、新自由クラブとのぞく四選挙区には社民連も加わった。このほか社民連は広島をもに無所属候補を推薦した。社民連が候補者をもたなかったことと、全国区なったのは、地方区に一人も候補者をもたなかったことと、全国区候補への見返りを期待してのことであった。また沖縄地方区では唯一の社共共闘が成立していたが、候補者が単独で公明党の支持をとりつけ、しかも「〝社公合意〟を評価し推進する」との態度を表明したため、一時は〝社共共闘〟の分裂も予想された。しかし、最終的には喜屋武氏が公明党への「支持要請書」を撤回し、共闘は維持された。また公明党は撤回後も喜屋武氏支持を表明、変則的な社公共共闘となった。

協力区の結果　協力区の選挙結果は第113表のとおりである。総計二五の選挙協力のうち、当選したのは九であった。野党協力の最大のねらいであった一人区では五選挙区のうち滋賀地方区で成果をあげたが、他はすべて落選とふるわなかった。当選した九人のうち現職が四人、残り五人のうち二人は衆議院で何回も当選歴のあるベテランであった。また落選者のなかに四人の現職がいることなどを考えると、野党協力の成果は予想を下回ったとみるべきであろう。

4　第三六回総選挙

二七年ぶりの内閣不信任・総選挙

第三六回衆議院選挙は、前回総選挙からわずか八カ月後の八〇年六月二二日に、しかも史上初の参議院選との同時選挙としておこなわれた。選挙の発端となったのは、五月一六日に社会党提案の大平内閣不信任案が全野党の賛成と自民党反主流派多数の欠席によって可決されたことであった。選挙戦での争点となったのは、自民党の一

党支配継続による政局の安定か、野党の参加する連合政権による政治の改革かであり、また不信任案可決の引き金となった浜田幸一元代議士のラスベガス賭博事件やKDD事件など政治腐敗の問題などであった。

自民党は選挙を前に党内抗争をたな上げし不信任決議の衆院本会議に欠席した反主流派も公認して〝挙党一致〟のかたちを整えた。しかも参院選公示直後に大平首相が倒れ、入院加療中に急死したことを機に、自民党候補の多くは〝弔い合戦〟に名をかり、有権者の同情に訴えた。

野党間選挙協力

一方、野党側は、共産党をのぞき〝連合時代の幕あけ〟〝一党支配の打破〟を合言葉に、かつてない広範な選挙協力を組んだ。公明党が民社党の公認（一人は推薦）候補を支援する選挙区が一四、民社党が公明党の公認候補者を推薦する選挙区が一八と前回より四多い三二選挙区に達した。五月二八日、両党の委員長は「選挙協力に関する合意書」に調印したが、そこでは「来る総選挙は、自民党一党支配体制に決定的打撃を与え〝中道連合政権〟の樹立を実現する絶好の機会であり、重大な政治決戦である」とし て、双方が「お互いにその自主性を尊重しつつ、信義・誠実をつくし、努力する」ことを約束していた。また、公明、民社、新自由ク、社民連の中道四党も五月三一日に選対委員長会談を開いて、一一選挙区で相互に公認候補を推薦するほか、一選挙区で無所属候補を四党共同推薦、三選挙区で公明党をのぞく三党が協力することで一致し、合意書に調印した。同じ五月三一日には、社会党と公明党の選対委員長会談が開かれ、社会党が和歌山一区で公明党公認候補を支援し、公明党は和歌山二区、滋賀全県区、鳥取全県区で社会党公認候補を支援することで同意し、合意書に調印した。和歌山一区はすでに民社党も推薦しており、事実上の社公民共闘となった。また滋賀全県区では、公明党は民社党の公認候補も推しており、並列推薦となった。このように、第三六回総選挙では、後掲の第115表のように七つの異なった組合わせによる四三の選挙協力が成立した。

「連合政権」構想の不一致表面化

しかし、選挙戦の進展にともない、「連合政権」構想に関する各党間、とくに社会・民社両党間の不一致が表面化した。すなわち、社会党の飛鳥田委員長は、六月四日の記者会見で、自民党の一党支配を打破して反自民の勢力を結集した「国民共同の緊急・民主主義政府」の樹立を提唱した。焦点の安保と自衛隊、原発問題についてこの政府の〝緊急政策〟の大綱では、①国防会議を解消し、「総合平和保障会議」を設け、自衛隊のシビリアン・コントロールを強化する、②日米安保条約の拡大適用をやめる、③原発の新増設を凍結し、稼働・建設の適否を関係住民の住民投票にゆだねる――など、〝社公合意〟より現状を是認する主張をうちだして注目された。これにたいし、翌五日、公明党の竹入委員長は、選挙後に同党が樹立をめざす「連合政権」の「政治原則と基本的政策の大綱試案」を発表するとともに、この問題に関する社公民三党の党首会談を選挙中にも開くことに前向きの姿勢を示した。それと同時に、前日の飛鳥田委員長の「緊急政府」構想について、「社会党が柔軟かつ現実的に対応しようとしている姿勢がうかがえるので、一歩前進と評価したい」と述べたが、その内容については、「たとえば新政府が安保を存続させるか否かなどあいまいな点もあり、なお明確にされるこ

とを望む」と要望した。さらに翌六日には民社党の佐々木委員長が社公両党の「連合政権」論議を受けたかたちで発言し、①竹入委員長の「基本政策の大綱試案」は、「わが党との合意に基づく中道連合政権構想と同じ考えに立ったもの」で合意可能であると述べ、党首会談にも「時間が許せば応じる」との態度を表明した。しかし、社会党の「緊急政府」の政策大綱については、「わが党の路線に近づこうとの努力が払われていることに敬意を表する」と述べながらも、「社会党の従来の考え方がちらついており、真意の理解に苦しむ」、「社会党政権への過程として暫定的、過渡的なものとの考え方が中心のようで、私の考える国民政権的なものとは距離がありそうだ」と述べ、社会党の提唱に応ずる意思がないことを明確にした。

佐々木委員長、保革の「大連合」を提唱

さらに六月一六日、民社党の佐々木委員長は、選挙後の政権問題で、これまでの主張をさらに一歩すすめて、「外交、内政の諸課題を克服する強力な政策遂行能力をもつ政権をつくるため、従来の保革の枠組みを越えた〝国民的大連合政権〟を模索すべき段階にきた」と述べ、事実上、現在の自社公民四党のなかから、①自由と民主主義の体制を堅持、②腐敗政治との決別、③国民的重要政策の遂行についての共通認識――の三点で一致する勢力の結集をよびかけた。また、「暫定的、過渡的政権」には参加する考えがないことを強調し、社会党が社会主義政権への過程と位置づける〝社公民政権〟に加わる意思がないことを明らかにした。これにたいし、社会党の飛鳥田委員長は、六月一八日の記者会見で「社会党のめざす連合政権は保革連合や保守補完の政権構想をきっぱり拒否したものだ」と述べ、民社党の佐々木委員長が提唱した「新しい革新、新し

第114表　第36回衆議院選挙結果

党派	今回当選者	前回当選者	解散時議席	議席率		今回(80年6月)		前回(79年10月)	
				今回	前回	得票数	得票率	得票数	得票率
				%	%				%
自由民主党	284	248	258	55.6	48.5	28,262,441	47.9	24,084,130	44.6
日本社会党	107	107	107	20.9	20.9	11,400,747	19.3	10,643,449	19.7
公明党	33	57	58	6.5	11.2	5,329,942	9.0	5,282,682	9.8
民社党	32	35	36	6.3	6.8	3,896,728	6.6	3,663,691	6.8
日本共産党	29	39	41	5.7	7.6	5,803,613	9.8	5,625,526	10.4
新自由クラブ	12	4	4	2.3	0.8	1,766,396	3.0	1,631,811	3.0
社会民主連合	3	2	2	0.6	0,4	402,832	0.7	368,660	0.7
無所属	11	19	4	2.2	3.7	2,056,967	3.5	2,641,064	4.9
保守系	9	14							
革新系	0	2							
中道	2	3							
諸派	0	0	0	0	0	109,168	0.2	69,101	0.1
計	511	511	510	100	100	59,028,836	100	54,010,119	100

い保守による国民的大連合構想」には同調しないことを明らかにした。

第115表　衆院選の選挙協力

選挙区	候補名	所属	今回当選	前回一一
社・公				
和歌山2	大島　弘	社元	当	当
滋賀全	野口幸一	社前	当	一
鳥取全	武部　文	社前	当	当
公・民・自ク・社民				
青森1	古寺　宏	公元	落	落
千葉4	森田景一	公前	落	当
山梨全	及川順郎	公新	落	落
岐阜1	伏屋修治	公前	落	落
福島全	遠藤和良	公新	落	落
山形1	山川幸信	民新	落	落
福島2	滝沢幸助	民新	落	落
長野4	小沢貞孝	民前	当	落
茨城1	塚田延充	民新	落	一
長崎2	国竹七郎	民新	落	当
大分1	木下敬之助	民前	当	落
青森2	木村守男	自ク新	当	落
福島1	石原健太郎	自ク新	当	落
山形2	阿部昭吾	社民前	当	当
愛知5	近藤　豊	無前	当	当
公・民				
北海道1	斎藤　実	公前	当	一
茨城3	二見伸明	公前	落	当
埼玉1	小川新一郎	公前	落	一
〃　2	宮地正介	公前	落	当
〃　4	山田英介	公前	落	当
千葉3	吉浦忠治	公元	当	落
神奈川3	小浜新次	公前	落	当
静岡1	藪仲義彦	公前	当	一
兵庫4	新井彬之	公前	落	当
広島1	中田　選	公新	落	当
福岡4	鍛治　清	公前	当	当
熊本1	瀬野栄次郎	公前	落	当
埼玉5	和田一仁	民前	当	当
神奈川5	河村　勝	民前	落	当
福井全	横手文雄	民前	当	当
岐阜2	村井勝喜	民新	落	落
静岡3	竹本孫一	民前	当	一
愛知3	前山　茂	民新	落	落
滋賀全	西田八郎	民前	当	一
宮崎1	米沢　隆	民前	当	当
民・自ク・社民				
栃木1	村田茂忠	自ク新	落	—
福岡1	楢崎弥之助	社民前	当	当
社・公・民				
和歌山1	坂井弘一	公前	当	—
公・民・自ク				
宮城1	武田一夫	公前	当	—
自ク・社民				
東京7	菅　直人	社民新	当	—

〔備考〕 1) 前回は79年10月の衆院選。当は当選，落は落選。
2) 滋賀全県区で公明党は社会，民社両党候補を同時推薦。

第116表　社会党労組組織内候補（単産別）

単産名		第35回 立候補	第35回 当選	第36回 立候補	第36回 当選
総評系					
公労協	国労	19	(12)	18	(14)
	全逓	12	(8)	12	(10)
	全電通	4	(3)	4	(3)
	全動	1	(0)	—	
	全専売	1	(0)	1	(1)
公務員	日教組	19	(16)	19	(13)
	自治労	5	(4)	5	(3)
	都市交	2	(1)	2	(1)
	全農林	1	(1)	1	(1)
民間	合化労	5	(3)	4	(4)
	炭労	4	(4)	4	(3)
	全駐労	2	(2)	2	(2)
	全金属	2	(2)	2	(2)
	国鉄総労	2	(1)	2	(1)
	全電通	2	(1)	2	(1)
	放送労連	1	(1)	1	(1)
	印刷総連	1	(1)	1	(1)
	日鉱労連	1	(1)	1	(1)
	全港湾	1	(0)	1	(1)
中立労連系					
電機労連		1	(0)	2	(0)
計		87	(62)	85	(64)

〔備考〕『月刊労働問題』79年12月号，同80年8月号による。

第117表　民社党労組組織内候補

単産名	第35回 立候補	第35回 当選	第36回 立候補	第36回 当選
同盟系				
ゼンセン同盟	4	(3)	4	(3)
電力労連	3	(2)	3	(2)
鉄労	3	(2)	3	(1)
自動車労連	2	(2)	2	(2)
造船重機労連	2	(2)	3	(2)
海員	1	(0)	1	(0)
総評系				
鉄鋼労連	1	(1)	1	(1)

〔備考〕 第116表に同じ。

自民圧勝

選挙の結果は第114表のとおりで、自民党が安定多数を大きく上回る二八四議席を獲得した。社会党はかろうじて現状を維持したが、多賀谷書記長を落選させ、飛鳥田委員

長も最後にようやくすべりこむ状態であった。公明、共産両党は大きく後退し、それぞれ二四議席、一二議席も減少させた。民社党は三議席を減らしたが共産党を抜きかえして野党第三党となった。前回一七議席から四議席に転落した新自由クラブは一二議席まで回復した。社会民主連合は一議席増であった。

選挙協力は四三カ所で成立したが、当選は二二人で各党が期待したほどの成果ではなかった。とくに公明党は一九の協力区で六議席しか得られず、しかも落選した一三人のうち九人は現職で、同党後退の大きな原因となった。これにたいし社会党は社公の公式協力の三選挙区で完勝、また非公式に公明党の協力を得た秋田、島根でも二議席を獲得した。また民社党も（同党系無所属をふくむ）一五人中八人が当選し、かなりの成果をあげた。

労働組合出身候補　第三五回および第三六回衆議院議員選における労働組合出身の立候補者数および当選者数は第116表および第117表のとおりである。

各党の選挙総括　衆参両院同時選挙に関する各党の選挙総括の要旨はつぎのとおりである。

【社会党（選挙総括・第一次案）**】**

選挙結果の示すものは

①衆参両院のダブル選挙は自民党圧勝の原動力となった。憲法は二院制をとっているが、衆参同日選挙中は立法府が存在しない事態になり、憲法上の疑義がある。自民党は三年後に再びこの方式をとる可能性がある。今後徹底的な追及を強めるとともに、三年後の事態に備える対応を早急に組織的に行う必要がある。②参院選一人区の社公民の選挙協力は、突然の解散、ダブル選挙という事態の中で、協力の歯車がかみ合わず、滋賀地方区でのみ成功した。しかし、社公間では連合政権構想にもとづいて公然、非公然に、衆参十数選挙区に及ぶ選挙協力に合意し、公明党の積極的かつ誠意ある協力を得て大きな成果をあげることができた。③衆院の五人区では北海道一区など六選挙区で二人が当選、四人区でも北海道二区など四選挙区で二人を当選させた。しかし五人区で一人しか候補を立て得ないところが二十六選挙区にも及び、しかも千葉三区など六選挙区では、一人にしぼったにもかかわらず当選できなかった事態を深刻に受けとめる必要がある。

自民党に圧勝を許したものは何か　①国民は、生活防衛の動機から政局の安定を求めて、不協和音の野党連合（民社の自民との大連合論や共産の独善主義等）より自民党を選んだといえる。②しかし、それを許したわが党の非力、主体の弱さ、さらに国民に不安感を与えないような政策形成能力の欠如などの自己総括を逃避してはならない。また、連合政権論が前面に出すぎて不信任案の中身を争点として国民に強く訴える努力も不十分だった（全文は『社会新報』八〇年八月一日付）。

【公明党（中央執行委員会見解）**】**

一、衆院選では二十四議席減、参院選では実質的に一議席減となり、完全な敗北である。このようななかで参院全国区で全員当選を得たことは党の地力を示したものといえる。

一、選挙結果については、今後、全党的に分析、討論し、総括するが、さしあたり①ダブル選挙のもたらす複雑性が公明党にとって負担が大きかった②大平前首相の急逝によって選挙争点がぼやけ、一面での自民党への同情、他面では八〇年代政治への国民の不安と関心が高まり、それによる投票率の大幅アップに党のエネルギーがついていけなかった。

一、連合時代を展望して、公明党がかなめとなって選挙協力を多面的に組んだが、これが勢力分散となり、また野党の連合論議でそれぞれ独自性が出たあまり、結果的に複雑性が増大してしまった。

一、こうした複雑性が最後まで尾を引き、公明党は連合の接着剤として調整にウエートをかけ、主体性の希薄化を招き、積極的な攻めの選挙ができなかった（『公明新聞』八〇年六月二八日付）。

【民社党（中央執行委員会決定）**】**

野党陣営の敗因　大平首相の急死というハプニングが起き、自民党の

政策施行能力の欠如や構造的金権腐敗体質まで覆い隠され、政策抜きの人情選挙の様相に変化していった。自民党は首相の死をいかんなく利用し、自民党に有利な風潮が生じていった。

この攻撃に対し野党各党は、自民党政治の諸悪を明らかにし、自民党政治をやめさせ、打倒したその後に連合政権づくりを行うことを主張し、これに対抗した。しかし、野党間で連合政権づくりの構想発表を行う中で、かえって政党の性格や主張点の違いが浮き彫りとなり、野党の足並みが乱れている印象を与えた。とくに社会党のエネルギー問題や国の安全保障、防衛問題についての主張は、政権担当の責任を担うに足りる現実的対応に欠け、国民大多数が、頼りなく一抹の不安感を持つに至った。この結果、自民党後の政権づくりの主張は迫力を欠くものになった。

民社党の主張と問題点　わが党は自民党に代わる、よりすぐれた政権を構築するため、政策を中心とした連合政権の誕生という一大目標の達成を強く訴えた。

選挙戦終盤に委員長談話で明らかにした「国民的大連合」構想の提起は、古き五五年政治体制の発想を根底から変えたものでなければ「連合」の意味がないことを力強く主張し、国民が安心して政治を任す政権づくりを意図したことがその真意である。このことで、野党間の亀裂を一層深めたとか、わが党が自民党と選挙後、共同行動をとるとか、中道連合政権構想をご破算にしたとか、いろいろな曲解が生じ、連合政権論がいまだ国民の中に定着するまでに至らない状況で、消化不良をきたしたこともあり、国民は不安定要素を多く内包している連合政権より自民党政権を選択したといえよう。

選挙結果と今後の課題　民・公選挙協力をはじめ中道四党間協力が成立し、互いに誠意を尽くした支援活動が組まれた。わが党はダブル選挙の厳しい情勢下で、衆院で三議席減、参院で二議席増の結果となったが、現状をおおむね維持できたことは「善戦敢闘」と評価する。しかし、わが党に対するマスコミ世論調査での支持率が上昇していたにもかかわらず、多くの支持者を確票にできなかった選挙組織の弱体や運動の欠陥は反省しなければならない。

【共産党（第四回中央委員会総会決議）】

選挙戦の結果、当面の情勢と任務　自民党が安定過半数を回復する勝利をおさめたのは、大平首相の死去を利用した〝同情票集め作戦〟など、その反国民的諸政策を国民に隠した選挙作戦の結果だ。一方、社公民の反共連合政権構想のざ折と破算が明確になった。社会党があえて革新と決別して選択した反共連合政権構想は、自民党の復調を助ける役割を果たしただけで、反共野党自体の地盤沈下をひき起こした。共産党は衆院、参院地方区とも前回より票をのばしたが、投票率が高まるなかで衆院十二、参院四の議席を失った。この議席の後退は、敗北必至という状況で起きたものではなく、勝利の可能性がありながら、党派間の総力戦に競り勝てなかったものだ。

選挙戦の総括と教訓　①衆院選で現職一四人を落選させた要因は、「大丈夫論」が根強くあり、党と後援会の活動が、規模、迫力とも昨年の総選挙の水準に及ばなかったことだ、②今回の反共攻撃は、アフガニスタン問題が主題にされたこと、社会党まで加わった反共六党軍団が形づくられたことに、新しい特徴があったが、これを軽くみて十分な反撃をしなかったところではそれが後退の一因となった、③参院全国区の三候補の落選は最大の失敗であり、衆院選、参院地方区を重点にし、全国区を事実上ナ上げした誤りがあった（『赤旗』八〇年七月三一日付）。

3 日本社会党

1 概況

〝社公中軸〟路線への転換

七九年総選挙後、社会党は〝歴史的な選択〟をおこなった。公明党との中軸路線〟を強力に推進した。党内では北山・下平両副委員長、曽我企画担当中執ら佐々木派を先頭に反社会主義協会派が社公合意の成立に積極的に動いた。協会派も社公合意それ自体は否定せず、これを当面の方針にとどめ、「全野党共闘」「安保廃棄」などの基本路線に変わりはないことを確認させることにつとめた。かくて八〇年二月の党大会では二〇年ぶりに「共産党除外」を明記した運動方針が全党一致で承認された。

〝緊急政府〟の樹立提唱

〝社公政権合意〟と同時に、社会党は参院選における公明党の選挙協力をとりつけ、さらに民社党の協力も得て、五つの一人区での社公民選挙協力が成立した。しかし五月一六日には、社会党が提出した大平内閣不信任案が可決されるという予想外の事態が起こり、衆議院は解散された。社会党は同時選挙にむけ「社・公両党を軸に広範な反自民勢力を結集し『飛鳥田革新連合政権』を樹立する決意と準備がある」ことを表明し、「国民共同の緊急・民主主義政府」の樹立を提唱した。また「連合政府」の政策面では、安保条約や自衛隊問題について、当面は現状を是認するとの態度を表明した。しかし、民社党は社会党主導の「飛鳥田連合政権」構想には乗ってこず、自民党もふくめた「保革大連合構想」を対置し、〝社公民連合〟の矛盾は表面化した。選挙の結果、社会党は衆議院では解散時と同じ一〇七議席と現状を維持したが、書記長を落選させた。参議院でも改選二七にたいし当選二二となり、非改選とあわせ四七議席で、はじめて五〇議席を割った。自民党の安定多数、パートナーの公明党の後退で八〇年代前半を想定した「連合政権」成立の可能性は消えた。し

かし、〝社公協議〟にふみきって以後、共産党との対立は激化する一方で、「社公中軸」路線見直しの動きはない。

党建設の現状　七七年暮、飛鳥田氏が委員長就任にあたって、党再生の〝決め手〟として提起したのは「百万党」の建設であった。この計画は七八年中は全くすすまなかったが、七九年にいたって若干の前進をみせ、一年間で二〇%強の増となり、十数年ぶりに五万人の大台をこえふたたび民社党を追い越した。しかし、七九年一月の第四三回大会が決定した〝倍増〟の目標にはほど遠く、党再建が軌道に乗ったとはいえない。機関紙『社会新報』は、六六年に週刊から週二回刊になって以来、「日刊化」をつぎの目標としてきた。しかし十数年経った現在でも、「日刊化」はなお「準備段階」にある。部数の面では、七三年から七五年にかけて急増したものの、その後は協会派、反協会派の党内対立の激化の影響もあって伸び悩み、七七年三月をピークに減紙から横ばい傾向にある。

2　組織・機関紙・財政

党員数

社会党の党員数は七九年八月末で五万人の大台をこえた（『社会新報』七九年九月四日付）。これは六九年におこなわれた党員再登録運動によって、それまで永いあいだ五万人と公称されてきた党員数が約三万人に減少して以来はじめてのことであった。ただ、七九年一月の第四三回大会が「百万党建設」の「当面の目標」としてかかげた「一九七九年に必ず、党員を倍増する」という計画は実現せず、七九年度中の党員増加は七六〇〇余人で、八〇年二月現在の党員数は五万二五〇〇人レベルである（『日本社会党第44回定期全国大会速記録』Ⅰ～54、Ⅲ～35）。党員倍増の目標を達成したのは大阪府本部だけで、しかも新入党者の大半は大阪交通労働組合の組合員で占められている。その他では群馬県本部が七八%増、福岡、石川、岡山の三県本部が五三%から五〇%増となっている。なお、社会党員のなかでは総評系、とくに官公労の労働組合員の占める割合が圧倒的に高く、自治労六五〇〇、全逓六〇〇〇、国労五〇〇〇、全電通四〇〇〇、日教組二〇〇〇（『朝日新聞』八〇年七月二三日付夕刊）と五単産内の党員だけで全党員の半数近くを占めている。

機関紙誌

社会党の中央機関紙『社会新報』は八ページ建、週二回（火・金曜）刊で一部五〇円、一カ月四〇〇円である。発行部数は発表されていないが、二十数万部とみられる。推定の根拠は、第四四回大会の「『社会新報』日刊化準備委員会報告」に「七七年三月をピークに機関紙読者は、微減から横這いの傾向にあるものの、『七〇年日刊』時の二倍強の読者数を維持し」と記されていることによる。すなわち七七年三月のピーク時の部数は約三〇万部であり（本年鑑七八年版四九七頁）、七〇年一月は一〇万部、同七月は一二万五〇〇〇部（本年鑑七一年版四九四頁）であった。

定期刊行物

その他、社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①「月刊社会党」　A5・三五〇円
②「現代社会主義研究」（月刊）　B5・二七〇円
③「地方政治」（月刊）　A5・四〇〇円

④「農業農民」（月刊）　B5・二五〇円
⑤「政策資料」（月刊）　B5・一〇〇円
⑥「国民政治年鑑」（年刊）　B5・一万三〇〇〇円
⑦「国民自治年鑑」（年刊）　B5・一万一〇〇〇円
⑧「プレスサービスニュース」（週2回刊）　一カ月　四〇〇〇円
　　一年　四万円
⑨「ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー」（英文・月刊）
　　一年　二万五二〇〇円

財　政　八〇年九月一〇日付の官報号外で自治省が公表した一九七九年分の政治資金収支報告書によれば、社会党の七九年中の収入は四三億九七二六万七四九九円で、前年より三億三〇七万円余の増であった。なお、前年からの繰越しが一七億円余あり収入総額は六一億四五三〇万円余に達した。七九年中の収入のうち最大のものは『社会新報』の発行によるもので一四億七三七〇万円余、また『月刊社会党』やその他の出版物、資料頒布による収入が三億五二二三万円余あり、機関紙誌関係だけで総収入の四一・四%に達している。社会党の収入構成の特徴の一つは党費、会費の比重が他党に比べて高いことで、一三億八〇九八万円余と総収入の三一・四%に達している。しかし前年比では党費・会費収入は五六四八万円余の減であった。

支出総額は四九億二六九五万円余で、前年を一四億三八一五万円と大幅に上回った。支出中の最大費目は寄附・交附金の二一億一八五二万円余で、これは党費をすべて中央に集中していることによる各都道都県本部にたいする交附金が主である。実際の本部支出としては機関紙誌の発行事業費九億八二七三万円弱、選挙関係費四億八二三六万円余、人件費四億一二九六万円弱が主な費目である。

3　大会・中央委員会

(1)　大会前の中央委員会

第五六回中央委　日本社会党第五六回中央委員会は七九年七月九日東京・三宅坂の党本部で開かれた。この中央委は七九年四月の統一地方選の総括と、解散・総選挙をひかえて全党の態勢固めをはかるためのものであった。冒頭あいさつに立った飛鳥田委員長は、秋の臨時国会にむけて「話し合い解散を拒否し、大平内閣の退陣要求の闘いを盛り上げる」との方針を明らかにした。また、「連合」問題では「七〇年代を通じて〝革新連合〟の実態を築くことができず、中道のなかからは公然と〝保革連合〟を唱える党派さえ出現して、革新政治路線はむしろ混迷の度を深めた」との認識を示し、当面は「革新連合の主軸となる社会党の強化に全力を注ぐ」ことを訴えた。このあと多賀谷書記長の「政治報告」、下平副委員長の「百万党建設の取組み」、宮之原選対委員長の「統一自治体選総括」「衆院選・参院選闘争方針」、武藤政審会長の「総選挙政策」、山本機関紙局長の「日刊化準備委員会報告」、村山財務委員長の「財政報告」などの諸議案の提案報告がおこなわれた。質疑討論は、書記長報告、百万党建設、選挙総括と選挙政策を中心におこなわれ、延べ一一人の中央委員が発言、執行部の答弁があり、諸議案はいずれも原案どおり承認された。討論の要旨などは『社会

新報』七九年七月一三日付、諸議案の全文は『月刊社会党』七九年九月号および『政策資料』七九年八月号にある。

第五七回中央委　日本社会党第五七回中央委員会は、七九年一一月二五、二六の両日、静岡県伊豆大川の国労教育センターで開かれた。この中央委は総選挙総括と参院選闘争方針の検討が中心議題であったが、それ以上に党執行部が総選挙後に急速にすすめつつあった〝社公中軸〟路線の是非が論議の的となった。飛鳥田委員長は開会のあいさつのなかで、①選挙の不振の根本要因は「国民大衆に魅力ある党主体の構築」の大きな立ち遅れにあった。革新連合政権への第一の、また決定的な関門は、党の主体的力量と機能を早急に高め整える点にかかっている。②第二の関門は勤労諸階層を基礎にした革新連合の課題である。社会党の全野党共闘路線、さらに排除の論理をとらないとの立場にたいし他党の同調が得られず、しかし世論が野党に政権の受け皿づくりを急げとするなかで、とりあえず野党第二党の公明党とのあいだで政権協議をすすめることにした。社公協議は双方が相互に自主性を尊重し、党の基本方針については不干渉の態度を認め合うことが重要だ、と述べた。

第一日はこのあと、「総選挙総括と当面の方針」についての多賀谷書記長報告、宮之原選対委員長の総選挙総括と参院選闘争方針の提案を受け、討論に入った。問題の〝社公中軸〟論をめぐっては賛否両論があったが、多賀谷書記長は「全野党共闘路線は正しい。その具体的展開として野党第二党の公明党とまず話し合わなければならない。保守・中道連合を阻んで、革新連合をつくらなければならない」と答える一方で、「社公協議で政治的決断を必要とする時がくる」と述べた。また北山副委員長も「社公協議で全野党共闘路線を転換したり、自民党に近づくことはない。しかし党は理論集団ではなく、行動する党であり、決断すべきだ。話合いは必ずまとめたい」と、社公協議にむけて積極的な姿勢を示した。

第二日は百万党建設運動の提案、委員長公選規定の改正案をそれぞれ本部提案どおり可決し、最後に「昭和五十五年度予算編成における福祉切捨て、大衆負担増大に反対する決議」を採択して閉会した。委員長あいさつや書記長報告等の諸決議の全文は『月刊社会党』八〇年二月号、討論の要旨は『社会新報』七九年一一月三〇日付参照。

(2)　第四四回全国大会

委員長あいさつ　日本社会党第四四回定期全国大会は八〇年二月八日から一〇日までの三日間、東京・一ツ橋の日本教育会館で開かれた。大会の焦点は公明党とのあいだで合意した共産党排除の「連合政権」問題であった。あいさつに立った飛鳥田委員長は、八〇年代初頭に開かれる本大会は〝歴史の大きな曲り角に際会している〟と前置きして、現在、「自民党の一党支配体制が腐朽し、崩壊の危機にひんしている」のに、「野党間の根深い対立がとけず、また党の主体的力量も不十分」で、このままでは「保守・中道連立」の自民党亜流政権の存続につながる。社公の連合政権合意は、これを阻止する可能性を求めての〝政治選択〟であると述べた。また「公党間の信義を堅く守って合意事項を誠実に順守する」との決意を明らかにするとともに、名指しは避けたが、つぎのように、民社、共産両党を批判した。「現に、野党のなかで、一方

には半ば公然と保守との連合を標榜するかのような言動が現われ、それどころか一部には軍国主義的・右翼的偏向に走る動きさえ生じております。また他方では、ねばり強い統一の努力を放棄して独善的な党利党略におぼれ、野党陣営の分断を助長してかえりみない勢力もみられます」。そして、何よりも党の主体的強化こそ「連合の成果を導く欠かせない前提条件である」と強調し、参院選の必勝をめざし全党の奮起をよびかけた。

槇枝総評議長〝社公合意〟を積極支持

「委員長のあいさつ」をはさんで、槇枝総評議長、竪山中立労連議長、小方新産別委員長、作家の小田実氏ら一三人が来賓としてあいさつした。槇枝総評議長はそのなかで、社公両党の政権構想での合意は「現在の情勢に照らして有意義であり、また参議院選対策としても重要なことである」と述べた。さらに「この合意が自民党をも含む社公民政権をもくろむものだとか、安保、自衛隊を容認するものだ、などといわれなき非難を、日本共産党が党利党略の立場からするのは別として、事もあろうに社会党の内部からそのような悪意に曲解しての批判は、党及び総評に大きなダメージを与えるものであり、厳に慎んでもらいたい」と注文した。

大会経過

来賓のあいさつにつづき、朝鮮労働党、中日友好協会、ソ連共産党、社会主義インター、PLOなどからのメッセージ、祝電披露、「狭山事件再審棄却決定に断固抗議し闘う決議」の採択がおこなわれた。このあと多賀谷書記長の一般党務報告、党務報告の追加報告として社会主義理論センターの活動につき勝間田同センター所長の報告、村山財務委員長の七九年度財務委員会報告、同中央本部一般会計および機関紙等特別会計の収支中間報告、美濃会計監査の同監査報告、島上統制委員長の中央統制委員会報告があり、ついで各報告にたいする質疑応答があった後、一般党務報告のうち「社公政権協議の経過」の部分は第二日の運動方針小委員会での討議ののち決定することとし、これをのぞく一般党務報告および他の諸報告は異議なく承認された。最後に、書記長から一九八〇年度運動方針の提案説明があり、第一日を終えた。

第二日は、小委員会審議で「運動方針」「政策」「組織・機関紙」「財政」の四つの小委員会にわかれて論議がかわされた。

三日目は、前日の小委員会審議の結果が各小委員長から報告された。これにたいし、「組織・機関紙」小委員会で「議員支部の設立を認めない」と決定したことに反対する動議が提出されたが、採決の結果否決され、各小委員会報告はいずれも承認された。つづいて参院選立候補者の紹介と決意表明のあと、九つの決議が採択された。このあと恒例の機関紙表彰、百万党建設運動の表彰があり、つづいて新執行部が無投票で選出され、大会宣言、大会スローガンの採択があって、三日間の大会を終えた。

〝社公合意〟をめぐる大会論議

党務報告にたいする質疑や運動方針小委での審議を通じて、論議は〝社公合意〟に集中した。党務報告にたいする質疑では、賛否は相半ばしたが、運動方針小委では、〝社公合意〟に反対、または疑問とする意見が圧倒的に多かった。賛成論は国会議員や全逓、全電通など支持団体に多く、地方活動家の多くは反対あるいは強い懸念を表明した。反対論の論拠は、①このような重大な問題を十分な党内論議をせず、中執だけで決めたのは党内民主主義に反する、②公民の中道

政権合意を考えると、社公合意は社公民路線、さらには〝保革連合〟にズルズルと移行する危険性がある、③党の基本政策である原子力発電所反対、反基地・反自衛隊闘争が制約されるおそれがある、④地方の大衆闘争、自治体政治などでは共産党との共闘が主で、公明党は呼びかけても加わってこない。共産党排除の明記は大衆闘争に混乱を持ちこむ、などであった。

これにたいし執行部は、①参院選での共闘ともからみ、公明党大会の一月一七日前に社会党の態度を決める必要に迫られ討議をつくす時間的余裕がなかった。今後全国的に討論集会を開くなどして理解を深めるよう努力する、②社公合意はあくまで公明党との間の合意で、民社党とは関係ない。党の基本路線は変わっておらず、保革連合はあり得ない。むしろ現在手をこまねいていれば保守・中道の自民亜流政権を許すことになる、③非武装中立、憲法の戦争放棄・軍備禁止を追求する社会党の立場は変わらず、社公合意が現在の社会党の運動を規制するものではない。しかし安保条約、自衛隊は現実にあるもので、その廃棄には順序と手続きがある、④大衆運動や地方自治体での共産党との共闘は従来どおりである、と答弁した。また〝社公合意〟と関連して、武藤政審会長が勝共連合の機関紙の座談会に出席し、社公民プラス保守の一部をふくむ連合政権の構想を述べたことが、多くの代議員から非難をあびた。

運動方針で修正

二日目の運動方針小委員会で、社会主義協会（向坂代表）系の代議員から「（社公合意）の選択は、国民の緊急要求を実現するための現時点での政治的判断であり、わが党はいわゆる保革連合に組みするものではなく、基本路線をいささかも変更するものではありません」「非武装中立の党是は堅持する」などを運動方針にもりこむことを「補強意見」として提出し、党執行部はこれに応じた。なお、社会主義協会は当初、これを「修正案」として提出し、採決を求めるかまえであった。しかし党内不一致の表面化をおそれた執行部が、舞台裏の折衝で、若干の語句修正を加えたものを「補強意見」として提出させ、これを執行部が「自主的」に受けいれることで決着をみたものであった。

新役員

八〇年二月の第四四回大会で選出された社会党の新役員はつぎのとおりである（任期二年）。ただし、飛鳥田委員長は一月の委員長公選で再選されていた。二年前の委員長選では全党員の信任投票がおこなわれたが、今回は、七九年一一月の中央委で立候補者が一人のときは投票をおこなわないことに、「委員長公選規定」が改められ、無投票で選出された。

ポストも対立候補はなく、無投票で選出された。

▽委員長　飛鳥田一雄、▽副委員長　下平正一、北山愛郎、阿具根登、田中寿美子(新)、▽書記長　多賀谷真稔、▽中央統制委員長　島上善五郎、▽中央執行委員　総務局長・笠原昭男(新)、組織局長・森永栄悦、労働局長・加藤万吉(新)、農漁民局長・山口太郎、中小企業局長・長谷川正三、地方政治局長・佐藤三吾(新)、青少年局長・深田肇、婦人局長・渡辺道子、国民運動局長・館林千里、教宣局長・上田哲、国際局長・河上民雄、機関紙局長・山本政弘、国民生活局長・横山泰治、企画担当・曽我祐次、同・大塚俊雄、政策審議会長・武藤山治、財務局長・村山喜一、選挙対策委員長・宮之原貞光、国会対策委員長・田辺誠、無任所・山花貞夫、同・船橋成幸

カッコ内の新は新任、他はすべて再任である。なお、田中参議院議員が日本の政党ではじめての女性の副委員長に選任され注目された。

(3) 大会後の中央委員会

第五八回中央委　日本社会党第五八回中央委員会は八〇年五月二二日、東京・霞ケ関の全日通会館で開かれた。

この中央委は衆・参両院の同時選挙を目前にしての総決起集会ともいうべきものであった。冒頭のあいさつで飛鳥田委員長は、衆参同時選挙で与野党逆転を達成できる見通しはきわめて強い、との判断を示し、そのなかで社会党が主導権をとりうるよう勝利し、社公合意を基本とし、共産党をのぞく広範な反自民勢力を基盤とした新しい連合政権をつくることが焦眉の急務だと述べた。また、非武装・非同盟・積極中立といった党是は堅持するが、こうした綱領的次元の主張を、当面の連合政権を形成するに当たって他党との連合の妨げにしてはならない、と主張した。つづいて総評の槇枝議長、中立労連の田口副議長、新産別の富田書記長、全日農の足鹿会長、社会文化法律センターの水島事務局長の来賓あいさつがあり、ついで多賀谷書記長の政治報告、宮之原選対委員長の選挙闘争方針の提案をうけ、討議がおこなわれた。『社会新報』八〇年五月二七日付参照。なお、委員長のあいさつ、書記長政治報告の全文は『月刊社会党』八〇年七月号にある。

3　政策・方針

八〇年度運動方針

日本社会党第四四回大会で決定された一九八〇年度運動方針は、単に一年間の運動方針というだけでなく一九八〇年代を展望した中期的な方針としての性格をもっていた。すなわち、第一部基本方針の一は、「八〇年代の展望と党の課題」であり、その中心は、公明党とのあいだで合意した「連合政権」構想であった。大会における補強意見で〝社公合意〟は「国民緊急要求を実現するための現時点での政治的判断であり」、党の「基本路線をいささかも変更するもので」はないことが附記された。しかし、共産党を「八〇年代前半に想定する連合政権協議の対象としていない」ことを明記したこの運動方針が、社会党のこれまでの「全野党共闘路線」からの転換であることは明らかであった。

これまで社会党の「連合政権」構想としては七三年の「国民統一綱領」にもりこまれた「国民連合政権」構想があった（本年鑑第45集四五五～四五六頁参照）。今回の運動方針では、〝社公合意〟にもとづく「連合政権」を「革新連合政権」と名づけ、これを「国民連合政権」の前段の政府として位置づけ、いわば二段階の政権構想となっている点に特色がある。

運動方針の中心である「革新連合政権をめざして」の主要部分はつぎのとおり。

【日本社会党一九八〇年度運動方針（抜粋）】

八〇年代前半に実際的に想定しうる政治連合は、いうまでもなく自民党を主体とする連合政権か、わが党を主体とする連合政権かの二つの道しかありません。われわれは、勇気をもって国民とともに後者の道を選び、長きにわたった保守の支配にとどめをさして、新しい日本の政治革新を指向する実現可能な道への一歩を進める具体的な準備に入る決意です。わが党が、革新中道の立場にたつ野党第二党の公明党と従来の協定に基づき、政権協議の場をもち、また党内に政権構想検討委員会を設置したのも、その

ためであります。この際、われわれが留意しなければならないことは、「主体の強化と連合の広がり」を同時的に果たすことです。

八〇年代前半にわれわれが目ざす革新連合政権を樹立するためには、党は当面二つのハードルを勝利のうちに飛び越さねばなりません。第一は、本年七月の参議院選挙であり、第二は、遅くない時期に予想される衆議院選挙です。そして、当面する七月の参議院選挙で、与野党逆転を果たせば、自民党内の対立と混乱は火を吹き、政局の激動が生まれることは十分予想されます。政権交代のチャンスは、わが党の主体的条件が整備されたときに、おとずれるとは限りません。政局の流動化と国民の要求は、わが党の主体強化のためにいたずらに時をかしてはくれません。党は、自民党の単独支配体制が崩れるとき、これに代わって政権を担当する準備をいまから具体的に進めるとともに、その中で自らの態勢を鍛え直すことが必要です。自民党に代わって国民のための革新連合政権をめざす野党第一党の責任的立場にあるわが党にとって、待機主義は許されません。

現在、共産党は、自ら「真の革新」を唱えて待機主義を強め「よりまし政府」論を撤回して、共産党主導による統一戦線を基盤とする「民主連合政府」の立場にたっています。この立場は反独占国民戦線が結成できない前でも、自民党に代わる当面の革新連合政権をめざすわが党の態度とは異なっています。従って、わが党は、共産党をこの政権協議の対象としていないのです。また待機主義の立場に立つ共産党は、わが党や総評に非難攻撃を浴びせ、いわゆる中道勢力をたたきのめして、これを保守との連合に追いやる姿勢をとっていることは、まことに遺憾です。

わが党は一貫して全野党共闘の追求に努力していますが、しかし政権構成のための基盤勢力の形成については、公明党と共産党との和解なき対立によって、その一致が不可能な現状では党のとるべき選択の幅は、まず狭き門から入らなければならないのです。しかし、この選択は、国民の緊急要求を実現するための現時点での政治的判断であり、わが党はいわゆる保革連合に組みするものではなく、基本路線をいささかも変更するものではありません。

なお、運動方針の全文は『月刊社会党』一九八〇年四月臨時増刊「第44回定期全国大会決定集」にある。

「道」の再検討問題

日本社会党の暮の第二四回大会で採択された「日本における社会主義への道」で、「綱領と〝道〟とで一致しない部分は綱領の方を廃棄する」とされ、「事実上の新しい綱領」(『日本社会党の三十年』(3)一六一頁)であった。しかし、これにたいしては反協会派を中心に再検討を要求する声が強く、七八年五月に従来の社会主義理論委員会を改組して中央執行委員会に直属する機関として設けられた「社会主義理論センター」は、「道」をその後の情勢変化に応じて発展させるための調査研究を中心任務の一つとしていた。ところで、七九年八月、社会党議員も加わっている党外の任意団体、労働者自主管理研究会議(代表委員、大内力東大名誉教授他)が「日本における社会主義への道」を全面的に批判する研究報告(『季刊労働者自主管理研究』第五号所収)をまとめ、これを「社会主義理論センター」に提出し、これが一般紙に報じられ大きな反響をよんだ。この研究報告にたいしては社会主義協会派が機関誌『社会主義』の特集「『道』をめぐる論争とわれわれの態度」を秋季増刊号として発行して批判を加えたほか、賛否両論が『労働者自主管理研究』『社会主義』『しんろ』『社会労働評論』『旬刊社会通信』など党外の雑誌に掲載された。また社会党の機関誌『月刊社会党』七九年一二月号には賛否両論を代表するかたちで大内力、福田豊両氏の論文が掲載された。なお、この問題について、「社会主義理論センター」は八〇年一月三一日に拡大運営委員会を開いて、『道』を再検討し、これを〝新「新中期路線」〟ともいうべき綱領的な文書にまで発展させることが望ましいとする点で意見の一致をみた。なお、その際

再検討の柱となる論点とされたのはつぎの四項目である。

一、社会主義内部の対立の激化、社会主義の多様化、南北問題のエスカレート、「南」のなかの分極化（南南問題）といった国際関係の多元化・多極化が社会主義の在り方にも決定的な影響を与えているという情勢の認識を踏まえて、八〇年代の国際情勢の認識を整理していく。

二、高度成長の終えんに伴う国民ニーズの変化を踏まえて、八〇年代の経済と国民生活については情勢の認識を深め、現代の社会主義運動がどこに立脚点をおいて運動を進めていくべきかを整理する。

三、自民党の一党支配の崩壊という政治情勢と国民のニーズが過渡的性格のワクにとどまらず、その前段のいわゆる「革新連合政権」の具体化を迫っており、自民党に抵抗する党から国民の要求を充足するための政権を担う党に発展する必要がある。国民のニーズを実現する政権の在り方が八〇年代の中心的な課題となる、という点から路線の検討を進めていく。

四、もはや既存の固定的な社会主義のモデルにとどまることはできず、モデルなき時代に入ったという認識から、社会主義像は日本の現実を踏まえた創造的な発展が必要であり、その場合も固定的なモデルで出口を決めないで、今日的な国民のニーズに基づく変革を通じて出口をつくり出していく。そしてその内容を豊富化するなかで平和革命論の発展をはかっていく。

共産党批判

社会党は「〝社公合意〟に対する共産党の非難・中傷に反撃するため」のプロジェクト・チームとして「社公政権合意宣伝チーム」を発足させ、八〇年三月五日にその第一回の会合を開いた。そして、三月二一日付の『社会新報』に「革新の大義を問う　共産党の中傷に答える」と題する〝特別企画〟の第一回を掲載し、同五月二〇日付まで、「第一部　国会・大衆運動」に関する共産党批判を一七回にわたって連載した。この企画は、さらに「革新連合政権論」「理論問題」についてもつづけられることが予告されている。また、同紙の四月一日付は、この〝プロジェクト・チーム〟の責任者である多賀谷書記長名で「革新連合政権の前進をめざして――日本共産党のいわれなき批判に答える――」と題する論文を発表した（『月刊社会党』八〇年六月号に再録）。同紙の二ページにおよぶこの論文は〝プロジェクト・チーム〟での論議をふまえてまとめられたもので、①八〇年代の情勢認識の相違、②共産党は政権協議の対象たりえない、③革新性を貫いた社公連合政権の政策、④革新勢力の分裂を許さず勝利をめざそう――の四章からなっていた。このほか、『社会新報』には、共産党の「民主連合政府の当面の中心政策」にたいする多賀谷書記長の批判「軍備増強助ける共産党」（六月三日付）をはじめ、統一労組懇問題などでの共産党批判が数多く掲載された。

その他の政策・声明

以上のほか、社会党が七九年七月以降の一年間に発表した主な政策、声明、論文はつぎのとおりである。

【七九年総選挙関係】

①総選挙にのぞむ日本社会党の政策・総論―八〇年代へむけ新たな民主政治をきりひらこう（『社会新報』七九年七月一七日付）、②日本社会党総選挙政策――八大目標（①もふくめ『月刊社会党』七九年一〇月号）、③八〇年代を前にした総選挙八つの争点（『社会新報』八月二八日付）、④衆議院解散にあたって（『社会新報』九月一一日付）、⑤総選挙にあたっての党声明（『社会新報』九月一八日付）、⑥〔総選挙結果で〕党声明（『社会新報』一〇月一二日）、⑦総選挙闘争の教訓を参議院選挙の勝利に（『社会新報』一一月一六日付）、以上のほか、この選挙期間中に社会党が発表した政策、声明、委員長、書記長談話などは『月刊社会党』七九年一一月号、一二月号および『政策資料』七九年一〇・一一月合併号に特集されている。

【衆参両院同時選挙関係】

①第12回参議院議員通常選挙闘争方針（『社会新報』一二月二七日付、『月刊社会党』八〇年二月号）、②参院選政策総論　自民党政治に終止符を打ち　革新連合政権を国民とともに樹立しよう（『社会新報』八〇年二月二二日付、『月刊社会党』八〇年六月号）、③大平内閣は即刻退陣せよ―不信任決議案の提案説明（『社会新報』五月二〇日付）、④〔同時選挙突入にあたり〕党声明（『社会新報』六月三日付）、⑤衆参同時選挙の一〇大争点（『社会新報』六月三日付）、⑥国民の要求に応える緊急政策の大綱（『社会新報』六月六日付）、⑦〔選挙結果についての〕党声明（『社会新報』六月二七日付）。以上のほか『月刊社会党』八〇年七月号～九月号に選挙期間中における党声明・重要政策、談話などが特集されている。また『政策資料』八〇年七月号は「衆・参両院選挙声明、政策特集号」である。

【一九八〇年代の展望と政策】

①80年代の展望と革新の課題（飛鳥田一雄『社会新報』七九年七月二七日付）、②80年代における革新の課題と社会党中期経済政策（武藤山治『社会新報』八月七日、八日付）、③転換期の世界経済とわれわれの八〇年代の国際経済政策（『政策資料』七九年九月）、④一九八〇年代の日本外交―より確かな平和と繁栄の枠組みをめざして（『政策資料』七九年一〇・一一月）

【国会闘争関係】

①一九八〇年度予算編成についての党の態度（『政策資料』八〇年一月）、②昭和五五年度予算修正要綱（(1)社会党案、(2)社会・共明両党公同修正要求大綱、(3)社・公・民三党共同修正要求大綱）（『政策資料』八〇年三月）。以上のほか『政策資料』八〇年五月号および六月号は社会党が国会に提出した法案（他党との共同提案もふくむ）を特集している。

5　国際活動、その他

飛鳥田委員長の訪米　日本社会党のこの一年間における国際活動でもっとも注目されたのは、七九年一一月に派遣したことであった。社会党代表団の訪米は、五七年の第一次訪米団（団長江田三郎副委員長）についで三度目であったが、現職の委員長を団長とする代表団をアメリカする訪米団の派遣は、これが最初であった。代表団には、このほか河上国際局長が副団長として、また上田教宣局長、曽我、大塚両企画担当中執、杉山国際部副部長、天辰機関紙局員が団員として加わった。代表団はワシントン、ニューヨークなどを訪れ、マンデール副大統領、バンス国務長官ら政府関係者、オニール下院議長、ケネディ上院議員ら議会関係者、ウィルソン研究所、ブルッキングス研究所、コロンビア大学、ハーバード大学などの研究機関、ワシントン・ポスト紙、タイム誌など報道関係者、さらに財界人などと会談した。またニューヨークの国連本部でワルトハイム事務総長と会見し、国際情勢について意見を交換した（『月刊社会党』八〇年一月号参照）。

社会主義諸国との交流　しかし、社会党の国際活動として目立つのは、やはり社会主義諸国の共産党との相互交流は頻繁で、七九年には交流である。とくにソ連共産党との

九つの代表団が訪ソし、ソビエトからは四つの代表団が来日した。内訳はつぎのとおりである。

【訪　ソ】

六月　理論センター訪ソ代表団（高沢寅男団長）、『青年活動家代表団（深田肇団長）、七月　日ソ問題特別委員会訪ソ団（山崎昇団長）、八月　京都府本部キエフ友好親善代表団、第一次訪ソ漁業代表団（川村清一団長）、九月　ソ連友好訪問団（松沢兼人団長）、一一月　千葉県本部カリーニン州友好訪問団、一二月　東京都本部モスクワ友好訪問団、第一一次訪ソ活動家代表団（長谷川正三団長）。

【来日】七月　ソ連理論活動家訪日団、ソ連共産党機関紙代表団、一一月　岩手県本部招待リヤザン州委員会代表団、一二月　ソ連共産党活動家代表団。

このほか、七九年六月、中国に友好訪中団（下平正一団長）を派遣したほか、朝鮮に朝鮮問題対策特別委員会訪朝団（六月）と青年活動家訪朝団（七月）を、またブルガリアに青年活動家代表団（六月）と親善訪問団（七月）をそれぞれ派遣した。また一〇月には青年活動家代表団がイラクを訪れ、一一月にはルーマニア共産党第一一回大会に下平副委員長が出席した。

国民シンポジウム

社会党は総評とともに「八〇年代の展望と革新の課題」をテーマとするシンポジウムを、七九年七月三一日の東京をかわきりに、名古屋（八月二一日）、札幌（八月二二日）、福岡（八月二三日）と全国四カ所で開催した。この会合は社会党・総評のいわゆる「五人委員会」で開催が決まったもので、各会場では飛鳥田委員長または多賀谷書記長が主報告をおこない、総評側から槇枝議長または富塚事務局長が副報告をおこなった。これをうけて、三人から五人の〝パネラー〟が意見を述べ、会場参加者も討論に加わった。各会場の討議内容については『社会新報』七九年八月三日付、同七日付、同二八日付参照。またこのシンポジウムの討論結果をまとめた「国民シンポジウム第一次報告書」と、シンポジウムの〝コーディネイター〟の一人であった高木郁朗山形大助教授のまとめの報告が『月刊社会党』七九年一一月号にある。

エネルギー問題で国際シンポジウム

社会党は八〇年四月一日、「新しいエネルギー戦略――ソフト・エネルギー・パスの展望」と題する国際シンポジウムを東京のホテル・ニューオータニで開いた。これは七八年秋の「教育シンポジウム」につづく二度目の国際シンポジウムで、環境保護団体「地球の友」イギリス代表のエイモリー・ロビンズ氏を招き、日本のエネルギー問題の専門家もまじえて討議がおこなわれた。ロビンズ氏は、エネルギー供給の中心を太陽熱、風力など再生加能なエネルギーにおき、供給増でなく省エネルギーによる需要減をめざす「ソフト・エネルギー・パス」の提唱者で、その実現可能性などをめぐって論議がかわされた。詳細は『月刊社会党』八〇年六月号、および『社会新報』七九年八月三日付、八日付参照。

4 公明党

1 概　況

「連合政権」のかなめ党

六九年一一月、公明党は結党一五周年を迎えた。七六年総選挙、七七年参院選、七九年総選挙と七〇年代後半の国政選挙で野党第二党の地位を確立した公明党は、民社党との提携を軸に中道勢力の結集につとめ、また労働組合との結びつきを強めた。さらに、七九年総選挙後には、新たに社会党が〝社公中軸路線〟にふみ切り、公明党との間で共産党を排除した「連合政権」構想で合意するにいたった。同時に、公明党は民社党とのあいだでも「中道連合政権」構想をまとめ、かねてからの目標である〝社公民路線〟の成立にむけ一歩前進した。つぎに当面の目標となったのは八〇年参院選での与野党逆転であった。公明党は「連合政権を推進するかなめの党」をキャッチフレーズに社会、民社、社民連との提携を強化し、かつてない選挙協力を組んで〝与野党逆転〟を達成し、「連合政権」の実現をめざした。しかし衆参両院同時選挙において公明党は敗北した。参議院では一議席の減とほぼ現状を維持したが、衆議院では二四議席減の三四議席（推薦一をふくむ）と大きく後退したのである。しかも自民党は衆参両院で圧勝し、〝連合時代〟は遠のいた。

役　員

公明党の役員の任期は二年である。現在の役員は七九年一月の第一六回大会で選出されたもの、また各局長は同大会直後の中央執行委員会で決定されたものである。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会議長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長　＊柏原ヤス、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　三木忠雄、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長　＊松本忠助、▽農林水産局長　＊瀬野栄次郎、▽国民生活局長　＊渡部通子、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長　＊山田太郎、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽国民運動本部長　石田幸四郎、▽公害対策本部長　＊小平芳平、▽中央執行委員　笠間肆、寺島秀幸、伏木和雄、藤井富雄、藤原行正、二見伸明（以上中央委員。＊印は非中執）

▽中央統制委員長　小泉隆、▽副委員長　龍年光、▽委員　白木義一郎、星野義雄、宮崎正義

▽会計監査委員　沖本泰幸、藤原房雄、松尾正吉

2　組織・機関紙・財政

党員数　公明党の党員数は八〇年一月現在で一六万七〇〇〇人である（『朝日新聞』八〇年八月二五日付）。七八年一月現在の党員数は一六万六千余人であったから、一年余で一〇〇〇人たらず増えただけである。しかし、実質的には公称七八九万世帯、活動家六〇一万人（『毎日新聞』八〇年六月二五日付）にのぼるといわれる創価学会によって直接支えられており、その組織力には定評がある。

地方議員数　第三四中委での党務報告（『公明新聞』八〇年四月一七日付）によれば八〇年三月三一日現在の各級地方議員の数はつぎのとおりで、七九年四月末現在と比べ三七人の減である。

都道府県会議員	一九五人
政令指定都市市会議員	一一五人
東京特別区会議員	一七八人
一般市市会議員	一六四三人
町村会議員	一二〇二人
合　計	三三三人

機関紙誌　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊八ページ建）一部四〇円、一カ月九〇〇円
②『公明新聞日曜版』（週刊八ページ建）　一部四〇円、一カ月一五〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部二二〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部八〇円
⑤『公明月報』（月刊）
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）

財　政　政治資金規正法により公明党が自治省に提出した一九七九年中の収支によれば、七九年中の収入総額九五億三〇六四万八七九一円のうち前年からの繰越しを差し引いた同年中の収入は七六億一〇六三万〇五八七円であった。これは前年比四億五三〇六万円余の増である。収入のうち最大のものは『公明新聞』の発行による四五億八四五二万円余で、同日曜版の発行による一〇億四五〇〇万円、その他公明グラフ、公明月報など機関紙誌や出版物の発行による収入だけで六三億七四四一万円余と総収入の八三・八%に達している。あとは党費・会費（納入人員一六万六九七八人）の一一億四四四五万円弱で総収入の一五・〇%である。

支出総額は七七億八四三三万五二二三円で、内訳では機関紙誌の発行事業費四四億一二四七万円余（五六・七%）、人件費一八億一八一九万円弱（二三・四%）、寄附・交附金九億二〇〇二万円余（一一・八%）などが主である。

3　大会・中央委員会

(1)　大会前の中央委員会

第三二回中央委　公明党第三二回中央委員会は七九年一一月一三日、東京・信濃町の公明会館で開かれた。この中央委員会は半年後に迫った参院選にむけて党の態勢を固めるためのものであった。それと同時に参院選での選挙協力問題と関連して社会党の中執委が公明党との提携に重点をおく方針をうちだし、中央委の前日に両党の書記長会談で「政権協議委員会」を開催することで合意したこと、また中央委の当日には、民社党とのあいだで「中道政権構想協議会」が発足したこともあって、「連合政権」問題、選挙協力問題が論議の中心になった。竹入委員長は冒頭のあいさつのなかで、参院選が政治転換の焦点であると述べ、自民党政権にかわる〝受け皿〟づくりのため、野党間で「共同政府綱領」をつくることを提唱した。また社会党が政権協議に前向きな姿勢を示したことを評価するとともに、「参院選での与野党逆転のためには社公路線だけでは不可能で、公明党がこれまで基本としてきた〝大枠としての社公民路線〟とならざるを得ない、と述べ、さらに共産党をふくんだ政権構想には合意できないことを強調し、「今後の両党間の接触の中で、この点に決着がつけられることを期待する」と表明した。このあと①中央委員の補欠人事の承認、②県本部活動方針の承認、③第三一中委後の党務報告の四議案の提案説明のあと質疑がおこなわれ、各議案とも賛成多数で承認された。最後に参院選の第一次公認候補一四人の紹介と決意表明があって閉会した。

なお委員長あいさつの全文と本中央委の概況は『公明新聞』七九年一一月一四日付、質議の要旨および党務報告の一部は同翌一五日付、党務報告の残りは同一六日付にある。

(2)　第一七回全国大会

委員長あいさつ　公明党第一七回全国大会は八〇年一月一七日から三日間、東京の九段会館で開かれた。今回の大会は、同党が民社、社会両党とのあいだで個別に「連合政権」構想で合意した直後のことで、八〇年代の政治動向にかかわる大会として注目された。

竹入委員長は冒頭のあいさつで、二つの「連合政権」構想での合意によって「公明党をかなめとしての社会・民社両党とのブリッジの政権構想ではあっても、現実のプランができ上がったことは画期的なことだ」とこれを高く評価した。そして、つぎの段階として社公民三党に新自由ク、社民連を加えた広範な政治勢力が「政権構想の統一を目指し、話し合いのテーブルにつくのは当然の成り行き」だと述べた。また八〇年夏の参院選での与野党の逆転をかちとることの重要性を強調し、共産党以外の他野党との選挙協力に積極的にとりくむ決意を表明した。

労働組合関係者の大会出席　ついで来賓祝辞に移り、鈴木東京都知事、佐々木民社党委員長、田川新

自由ク代表代行、田社民連代表、槇枝総評議長、前川同盟書記長、岡村中立労連事務局長、小方新産別委員長、橋本政策推進労組会議代表世話人、蠟山日中協東京グループ幹事の一〇氏があいさつした。また、以上の労働五団体をふくめ三一の単産などの代表四二人が来賓として出席し、紹介された。来賓を参加させた単産等はつぎのとおり。鉄鋼労連（二人）、合化労連、私鉄総連、全国金属、全鉱、国労、全逓、全電通、日教組、政労協、ゼンセン同盟（二人）、自動車労連（二人）、造船重機労連、電力労連、海員組合、鉄労、国税会議、全建総連、全施労（六人）、日高教、商業労連、東電労組、国税労組、全国大衆労働組合、小樽労働協議会、道南労働協議会。

大会経過

一日目の午後はつぎのような大会提出五議案の趣旨説明がおこなわれた。①党務報告、②活動方針、③八〇年基本政策、④昭和五四年度決算報告、⑤昭和五五年度予算。

二日目は分科会で、党務報告と活動方針を審議する第一分科会、残りの三議案を審議する第二分科会に分れて討議がおこなわれた。第一分科会では二つの「連合政権」構想での合意をふまえ、「中道革新ブロック」の形成問題、野党間の選挙協力問題、与野党逆転をかけた参院選へのとりくみなどが論議の的になった。また第二分科会でも日米安保条約や自衛隊、さらには原子力発電の問題など、二つの政権合意の間の政策面でのくいちがいがとりあげられた。「連合政権」構想や選挙協力の問題では、従来の選挙協力の経験や、社公合意直後に飛鳥田社会党委員長が「全野党路線は不変」といった発言をしていることなどを例にあげて、社会党にたいする不信感が強く表明された。しかし、最終的には五議案はいずれも原案どおり採択された。

大会最終日の一月一九日は、まず両分科会の主査から議案の審議経過と採択結果が報告され、大会はこれを承認した。つづいて任期満了にともない、各都道府県本部において選出された六三人の中央委員の氏名が紹介され、満場一致で承認された。このあと大会は九つの大会決議を一括して採択、党員表彰のあと参議院選挙の公認候補、推薦候補の紹介、決意表明とつづき、最後に、「連合政権樹立へ、まさにその一里塚である参議院選挙の勝利に向かい、われわれは戦いを開始する」との大会宣言を満場一致で採択し、閉会した。

(3) 大会後の中央委員会

第三三回中央委

第三三回中央委員会は第一七回党大会で承認された新中央委員による最初の中央委で、八〇年一月一九日、党大会終了直後に九段会館で開かれた。同中央委は議長に岡本富夫（衆院議員）、副議長に馬場富（参院議員）、宮寺新三（茨城県会議員）の各氏を選出した。

第三四回中央委

第三四回中央委員会は八〇年四月一五日、公明会館で開かれ、中央委員六三人中四三人が出席した。この中央委は二カ月余に迫った参院選にむけての総決起集会ともいうべきものであった。冒頭あいさつのなかで竹入委員長は、社公、公民の二つの「連合政権」構想は「政党間の協定文書的色彩が強く、国民に参加を訴えるスタイルになっていない」と指摘し、二つの協定をふまえた「共同政府綱領」の〝原案〟を近く発表すると述べた、そして、個人的見解とことわった上で、その具体的内容として、①政治の規律、政治家の倫理の確立を図る、②不公平をな

くす、③福祉日本をめざし福祉経済の土台をかためる、④自衛隊をいたずらに増強し、日本が軍事的大国といわれるようになる危険を防ぐ――の四点をあげた。また、自衛隊、日米安保について、国民の多数は解体や即時廃棄を八〇年代前半に求めていないとし、これらの問題は〝小異〟であるとの判断を示した。中央委はこのあと、①党務報告、②県本部役員の人事承認、③県本部活動方針、の三議案が提案され、質疑ののちいずれも原案どおり可決、承認された。質疑では、折からの交通ストについての見解を問われた矢野書記長は「公明党は労働者が自らの生活を守り、権利を守るための団交やスト権は労働運動の基本的権利として認めている。とくに官公労働者の〝スト権〟は条件付き付与という形で認めるべきであると主張している。しかし現実には官公労働者にスト権は付与されておらず、心情的には理解するが、一六日からのストには賛成できない」と答えた。

4　政策・方針

第一七回党大会活動方針

七九年一一月二八日に原案が発表され、八〇年一月の第一七回党大会で決定された活動方針は、基本的には第一六回大会の活動方針をひきついでいた。ただ、社公、公民の二つの「連合政権」協議の進展を、〝総合的政権協議〟の前段階の「多数の〝個別的政権協議〟の一部と位置づけ、第一段階としては、同様な政権協議の〝場〟を他の政党、さらには労働組合や市民団体とのあいだにも量的に拡大し、持続させることが「中道革新ブロック」の形成につながるとしていた。ここでは第三部「党活動の課題」のうち、労働運動に関する部分を紹介しておこう。

【公明党第一七回全国大会活動方針より　Ⅲ三2労働運動】

長期低落の傾向に加え、インフレの危機をはらんだわが国の経済情勢のなかで、働く人々とその家族の生活を守るために、わが党は雇用、物価、社会保障をはじめとした多くの重要課題に取り組み、これらの問題を改善しなければなりません。さらに、窮迫した中小未組織労働者の生活を守るために、とくに力を入れることが大切であります。

こうした労働者大衆の切実な要望を実現するためにも、労働者の力を結集することが不可欠であると同時に、政党間の協力、共闘も重要になってくることはいうまでもなく、とりわけ、八〇年代において、労働戦線統一の機運が醸成、推進され、さらにそのことが政党の再編にまで大きな影響を及ぼすであろうと思われます。そこで、政策の一致に基づく政策共闘を積み重ねながら現実には革新勢力を伸張させるために、選挙共闘にまで活動を発展する必要があります。

昨年行われた衆院選や統一地方選におけるわが党の選挙共闘をみても、その内容は労働組合との共闘が大多数を占めていたことからみても、革新政党の選挙共闘において労働組合との協力がいかに大きく評価されるべきであるか明白です。そして、わが党が提唱する社会的組合主義の考え方に共通する労働組合をはじめ、幅広い労働組合勢力との協力関係をいっそう推進していくことが極めて重要です。そのために、労働組合との日常の連帯強化、全国的に開催されている労働講座を通して党内教育を充実すること、さらに各種の労働相談にきめ細かく対応していくことなどが何より大切であり、これらの活動を一段と強化していかねばなりません。

八〇年基本政策

第一七回大会で決定された八〇年基本政策は基本的には前年の政策をひきついでいた。しか

し、日米安保条約については、これまで「危険な軍事同盟であり、日本を関係のない戦争に巻きこみ、アメリカのアジア戦略に組み込むものであるとともに、日本の対米従属的地位を固定化、日本の自主性を失う結果となっている」と位置づけていた部分を削除して注目された。また全体として党の目標、理想と現実的な対応策とを分離し、目標としては「日米安保条約の廃棄」「自衛隊否認」はかかげながらも、現実的な対応としては安保条約、自衛隊を相当長期間にわたって是認する方針をうちだしていた。

5　労働組合との関係

総評との関係改善

ここ数年来の公明党の動きで注目されることは労働組合との提携強化の努力である。とくに総評との関係は七八年六月の日教組大会で、総評議長でもある槇枝日教組委員長が、公明党の「中道路線」を〝右寄り〟と批判したことから一時悪化していた。しかし七九年総選挙で総評・公明党の選挙協力がおこなわれ、選挙後に総評が「社公中軸路線」の推進力となったことなどから両者の関係は急速に改善された。そして、社会党が公明党との政権協議にふみ切った直後の七九年一一月一六日、公明党と総評は一年二カ月ぶりに「定期協議」をおこなった。この「定期協議」には竹入委員長がはじめて出席し、槇枝議長、富塚事務局長とのあいだで、社公の政権協議、とくに共産党との関係などをはじめ、参院選での協力問題などについて意見をかわした。

その結果、「政策担当者会議」の設置など、つぎのような点で合意した。

【公明党・総評定期協議の合意事項】

一、公明党と総評は相互に協力・連帯の関係を強化する。また総評から提案があった地方の協力関係については公明党は検討する。中央においては双方は定期協議の充実と強化に努める。そのため、定期協議において合意された課題などの具体化のため、新たに「政策担当者会議」を設置し協議する。「政策担当者会議」は双方の実務担当者（公明党―政審、労働局を主体に、総評―企画、政治、経済局を主体に）をもって構成する。

一、双方で協議をすすめる当面の政策課題は、①インフレ・物価対策、②高齢化社会への対応、③エネルギー対策、④行財政の民主的改革、⑤労働基本権、⑥雇用保障、⑦労働時間短縮・週休二日制、⑨教育問題、⑨婦人問題――などである。

なお新年度予算編成に向けて、国民生活擁護の立場にたって、次の重点課題について共闘の強化をめざし今後協議する。①一般消費税導入反対、不公平税制の是正、②行政の民主的改革、③物価、エネルギー問題など国民生活安定の対策、④年金、医療、健保制度の改善、⑤雇用、失業保障、定年延長をはじめとする労働諸条件の改善、⑥公務員賃金の確定、⑦40名学級の実現、教科書無償の継続。

一、双方は政局動向について意見交換を行い、今後、長期の展望にたって新しい革新の政治の実現に向け、誠意をもって努力する。

一、12回参議院議員選挙については、与野党逆転をかちとるために、政党間の話し合いの推移をみながら両者で検討する。

その他の定期協議

そのほか公明党は政策推進労組会議、全逓とのあいだで定期協議をおこなっている。政策推進労組会議との定期協議は七八年一一月にはじまったものだが、この一年間にも七九年七月と、八〇年二月に開かれた。また、全逓との定期協議は七九年一一月一四日に第一回が、八〇年二月二九日

に第二回の会合が開かれ、社公政権合意や郵便料金値上げ問題などで意見を交換した。

労組大会への出席　七九年七月以降の一年間に公明党が代表を出席させた労働組合の大会や集会などはつぎのとおりである。

日教組52回大会（7・4）、炭労88回大会（7・4）、電機労連27回大会（7・4）、全逓32回大会（7・10）、全建総連中央総決起大会（7・17）、全機金30回大会（7・23）、全施労10回大会（7・25）、全国セメント34回大会（8・1）、政策推進労組会議中央総決起集会（8・31）、鉄鋼労連61回大会（9・13）、ゼンセン同盟35回大会（9・20）、中立労連6回大会（9・20）、政労協中央総決起集会（10・18）、新産別32回大会（10・22）、全日産労組19回大会（10・25）、政策推進労組会議4回総会（10・30）、全施労17回中央委（11・7）、全日海39回大会（11・12）、同盟結成15周年記念パーティー（11・27）、政策推進労組会議中央討論集会（12・12）、日教組中央総決起集会（12・18）、同盟16回大回（80・1・23）、総評60回臨時大会（2・6）、政策推進労組会議「年金65歳引上げ阻止総決起集会（2・9）、鉄鋼労連62回臨時大会（2・25）、鉄道労組34回中央委（2・28）、全施労18回中央委（2・28）、電力労連54年度第2回評議員会（2・28）、日教組54回臨時大会（3・3）、春闘共闘第2次中央決起集会（3・13）、物価メーデー（3・23）、京都地方同盟16回大会（3・24）、福岡地方同盟17回大会（3・28）、新日鉄室蘭労組99回臨時大会（3・31）、同盟交運協関東地協結成総会（4・7）、全自交中央総決起集会（4・11）、全建総連中央総決起集会（4・23）、第51回メーデー（5・1）

5　日本共産党

1　概　況

社会党・総評と対決姿勢　七六年総選挙、七七年参院選と二連敗した共産党は、「教育立党」をスローガンに党勢の量的質的強化をはかるとともに、重点区に運動を集中する新たな選挙戦術を採用し、七九年総選挙にのぞんだ。その結果は四一議席と党史上最高の成果をあげ、民社党を抜いて野党第三党となった。しかし、総選挙後、社会党が〝社公中軸路線〟を選択し、共産党との政権共闘を排除する立場を明確にしたことによって、共産党は他党をすべて敵にまわすかたちとなった。また、労働運動の分野でも総評指導部が〝社公中軸路線〟の積極的な推進者となり、共産党との対決姿勢を強めた。こうした事態にたいし、共産党は社会党・総評の方針転換は、公明党の反共路線に屈服した〝右転落〟であり、保守補強路線であるとして、これをきびしく非難すると同時に、「革新統一懇談会」を全国レベル、地方レベルで結成することによって、革新の統一を促進するとの方針をうちだした。

また労働組合運動に関しては、「総評をそのまま労働戦線統一の母体として評価できない」との態度をあらためて確認し、ナショナルセンターの階級的民主的強化の必要性を強調して、「統一戦線支持労組」が積極的役割を果たすことを期待した。

同時選挙で後退

衆・参同時選挙の結果は八カ月前の「躍進」とはうって変わって共産党にとってきびしいものであった。この選挙で共産党はすべての覇権主義、自民党政治と社公民路線に反対し、日本共産党とともに国政革新の道を選ぶ「三つのノーと一つの選択」を国民に訴えるとともに、社公、公民の「連合政権構想」に対置する「民主連合政府の中心政策」を発表し、また党首テレビ討論の提唱や各党への公開質問状など政策論争を中心とする選挙をよびかけた。しかし、アフガニスタンへのソ連の軍事介入問題やインドシナ難民問題などの悪材料に加え、社会党までも加えた六党からの集中攻撃をうけ、また衆・参同時選挙のための重点区への集中方針もとれなかったことなどから、衆議院で一四、参議院で四の議席を失い、大きく後退した。

2 組織・機関紙・財政

組織の実勢

共産党は八〇年二月の第一五回党大会において、党員数が党史上最高の約四四万人に達したことを発表した。七六年七月の第一三回大会当時の党員数は三八万余、七七年一〇月の第一四回大会では「四〇万に近い規模」であったから、長期的には党員数の増勢はつづいている。しかし、四四万人のうち七万人余は七九年六月、七月の「躍進月間」以後九カ月間の新入党者である（「第十五回党大会にたいする中央委員会の報告」）事実が示すように、離党者、除籍者もまた少なくない。

機関紙

機関紙『赤旗』の読者数は八〇年二月現在、日刊紙と日曜版の合計で三五三万であることが、第一五回大会で発表された。これは党員数と同じく「党史上最高」の数字であったが、七三年一一月の第一二回大会以来、毎回、次期大会までの目標としてかかげてきた四〇〇万部には、またも達しなかった。このため、第一五回党大会は、党員五〇万、機関紙四〇〇万部を一九八〇年末までに達成すべき目標と定め、次期党大会までの目標は五〇万党員、四〇〇万読者を実現した時点で、あらためて中央委員会で検討し、決定することとした。

定期刊行物

共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ建）　一部五〇円　一カ月一四〇〇円
②同『赤旗日曜版』（週刊、一二〇ページ）　一部一二〇円　一カ月四五〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八ページ）　一部三〇円　一カ月一〇〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5三二ページ）　一部五〇円　一カ月二〇〇円
⑤中央委員会理論政治誌『前衛』（月刊）　一部三六〇円
⑥『理論政策』（月刊）　定価不定
⑦『議会と自治体』（月刊）　一部三五〇円
⑧『月刊学習』（月刊）　一部二〇〇円

⑨『女性のひろば』（月刊）一部二〇〇円
⑩『世界政治資料』（月二回刊）一部二〇〇円
⑪『学生新聞』（週刊、六ページ）一部四〇円　一カ月一三〇円
⑫『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑬『赤旗縮刷版』（月刊）一部二九〇〇円
⑭『赤旗』写真ニュース（旬刊）一部二〇円　一カ月六〇円
⑮『ブレティン』（英文広報誌）

なお、『世界政治資料』は八〇年五月下旬号から『暮らしと政治』と改題された。

財　政

政治資金規正法により共産党が自治省に提出した収支報告によれば、日本共産党中央本部の七九年の収入総額一八七億五九二七万一七五七円のうち前年からの繰越しを差し引いた七九年中の収入は一六九億二七二六万三六四九円で五年間連続して他政党を抜いてトップであった。これは前年比では二億一四一六万円余の増であったが過去最高の七七年に比し四億二七五九万円余低かった。収入の内訳では『赤旗』など新聞関係が一三〇億三九五二万円余、書籍関係が一七億六五七三万円余、雑誌が六億一六四五万円余で、以上の機関紙誌、出版関係だけで全収入の九一・一%を占めている。個人の党費・会費（納入人員延べ三五三万〇六一七人、一カ月平均で二九万四二一八人）は九億〇二七三万円余（四・八%）と社会党や公明党に比し絶対額でも少ないのは、社会党が全額を中央に集中しているのにたいし、共産党は党費の一部だけを中央に上納していることによるものである。七五年に共産党が党本部財政を公開した際の説明によれば、党費の一五%が中央の収入であるとされていた。この比率に変化がないとすれば、党費総額は六〇億円を超えていることになる。その他個人の寄附が二億八二四万円余（一・七%）ある。

支出は総額一七三億八〇七三万〇〇九八円で、機関紙誌の発行事業費が一二七億七九七七万円余と総額の七三・五%を占めている。ついで人件費の一八億四三二七万円余（一〇・六%）、寄附・交付金の一二億四三六七万円余（七・二%）、事務所費の四億五〇〇六万円余（二・六%）、選挙関係費二億六六〇万円余（一・五%）などとなっている。

3　大会・中央委員会

(1)　大会前の中央委員会

第一四回大会八中総～一一中総

共産党の大会は他の政党のように毎年は開かれず、規約では「二年または三年のあいだに一回ひらかれる」と定められている。中央委員会は「党大会から党大会までの指導機関」で、一年に二回以上開くことに定められている。七九年七月から八〇年六月までの一年間に開かれた中央委員会総会は第一五回大会前に四回、大会以後に三回の計七回であった。一中総をのぞき、いずれも党本部で開かれ、中央委員、准中央委員が出席した。なお、回数は通し番号ではなく、大会ごとに改められている。

八中総 は七九年八月二四、二五の両日開かれた。この中央委員会は総選挙にむけて、最終的な態勢を固めるためのものであった。不破書記局長が党務報告と「第八回中央委員会総会決議案」の提案をおこない、緋田選対局長が「総選挙の勝利をめざす活動について」の報告をおこなった。報告、決議の詳細は『理論政策』第一四〇号（七九年九月）参照。

九中総 は七九年一〇月一五日から一七日までの三日間、開かれた。この総会は一九議席から四一議席に躍進した総選挙の総括をおこなうためのものであった。また、この総会で第一五回党大会を八〇年一月一五日に招集することが決定された。詳細は『理論政策』第一四二号（七九年一一月）参照。

一〇中総 は七九年一一月一九、二〇日の両日、開かれた。総会は第一五回大会決議案や党規約の改正案などを決定した。総会の冒頭宮本委員長は、公明党との接近をはかっている総評指導部をきびしく批判し注目された。詳細は『理論政策』第一四三号（七九年一二月）参照。

一一中総 は七九年一二月三日に開かれ、第一五回党大会の招集日を八〇年二月二六日に変更することを決定した。

(2) 第一五回大会

"右転換"の社会党と対決姿勢

日本共産党第一五回大会は一九八〇年二月二六日から三月一日までの五日間、静岡県熱海市にある同党の伊豆学習会館で開かれた。七七年一〇月の第一四回大会以来二年四カ月ぶりに開かれたこの大会は、社会党が政権協議から共産党を排除した"社公合意"を大会で承認した直後だけに、これにたいする共産党の対応が注目された。

大会第一日、野坂中央委員会議長の開会のあいさつを兼ねた冒頭発言」をおこなった。単なる「あいさつ」とちがい、この「冒頭発言」は最終日に大会決議などとともに承認を要するもので、議案の一部として拘束力をもつものであった。その主な内容は、前大会以来、二年四カ月のあいだの共産党の前進を高く評価するとともに、"右転換"した社会党にまともな期待をもつことは、革新勢力の前進にとって不毛の混迷をもたらすだけだと主張し社会党との対決姿勢を鮮明にうちだしていた。また、革新統一戦線結成のため、各界の民主的諸団体、民主的な人びとのあいだでの自由な連絡、共同の組織として「革新統一懇談会」をつくることを提唱した。このあと来賓のあいさつがおこなわれたが、前回の大会まで出席した総評代表の姿はなく、かわって統一労組懇と純中立労組懇の代表があいさつした。つづいて不破書記局長が中央委員会報告をおこない、さらに緋田選対局長が参議院選挙の闘争方針について報告した。三時間半にわたる中央委員会報告のなかで、不破書記局長はアフガニスタン問題でソ連を非難するとともにアメリカのカーター戦略の危険性を指摘して"安保空洞化論"を批判した。また社会党の右転換の中心的なポイントとして、①社会党が公民両党の反共主義に屈服して、共産党を政権協議の対象としないという政治原則を受け入れたこと、②政策面でも安保条約と自衛隊の現状を肯定する当面存続論に合意したこと、③社公合意が公民合意と合流して社公民の反共ブロックを予定し、さらに自民党勢力との連合による政権への道をめざしていることの三点をあげ、これを批判した。また「労働組合のナショナルセンターの階級的確立

の問題」が革新統一戦線の推進にとって重要な意義をもつ、として、総評大会が社公合意を支持する方針を決定したことを批判するとともに、ナショナルセンター問題は労働組合が自主的に決定する問題であるとしながらも、「ある中央組織が、労働運動の基本的な進路にかかわる問題で、階級的な原則に反する誤った方向にふみだしたようなときに、それに同意しえない労働組合が、その中央組織の内部で民主的改革に努力したあげく、その結論として、かりにその中央組織から離脱して、他の中央組織に加盟したり、新しい中央組織の結成に努力することがあっても、これを分裂活動と非難することはできない」と主張し、注目された。

大会経過　大会第二日と第三日の午前中は、宮本委員長の冒頭発言、「第一五回党大会決議案」、中央委員会報告と参議院選闘争方針についての討議がおこなわれ、四六人の代議員が発言した。第三日の午後は、決議案全体、選挙闘争、党勢拡大の三分科会にわかれて討議がおこなわれた。なお、同日夜には大会に参加した外国党代表団の歓迎集会が、東京、浦和、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の七都市でおこなわれた。この大会に出席した外国の共産党の代表団は初参加の一九カ国をふくむ三〇と、これまでになく多数であった。第四日は各分科会の報告をうけ、討議がおこなわれた。このあと戎谷常任幹部会委員が「党規約の一部改正について討議がおこない、これについて討議がおこなわれた。ついで、戎谷常任幹部会委員が次期中央委員会の「選出基準と構成について」を提案し、大会はこれを承認した。同日午後は全体会議は休会で役員選考委員会が開かれた。

大会最終日は、不破書記局長が「冒頭発言、決議案および報告の討議についての結語」を、ついで緋田選対局長が「参院選挙の闘争方針の討議についての結語」を述べた。このあと採決にはいり、まず「大会決議案」が全員一致で採択され、ついで「冒頭発言」「中央委員会報告」「討議についての結語」が一括して、これも全員一致で採択された。また「参院選闘争方針」「同結語」、「党規約一部改正」も全員一致で承認された。このあと役員選挙がおこなわれ、中央委員会から推薦された中央委員一六六人、准中央委員二七人の候補について投票がおこなわれ、全員が圧倒的多数で選任された。このあと新中央委員会と幹部会が別会場で開かれ、中央委員会議長をはじめとする別項のような役員を選出し、その結果が大会に報告され、宮本委員長の閉会のあいさつなどで閉会した。

新役員　第一五回大会で選出された中央委員は一六六人で前回より二五人ふえた。このうち新任は三二人であるる。准中央委員は二七人で前回の五四人から半減した。新任は五人である。

大会最終日に開かれた第一回中央委員会総会と幹部会で選出された役員はつぎのとおりで、一九七六年の第一三回大会以来、不破書記局長が兼務していた委員長代理のポストは今回はおかれなかった。

▽中央委員会議長　宮本顕治、▽幹部会委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢不破哲三、▽幹部会副委員長　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、村上弘、▽幹部会委員　榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘（以上、常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、井田誠、大村進次郎、小笠原貞子、春日正一、木島宏、木津力松、工藤晃、桑原信夫、下司順

吉、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、定免政雄、白石芳朗、立木洋、中島武敏、韮沢忠雄、古堅実吉、星野力、松本善明、安井真造、山下文男、山中郁子、若林暹

規約の改正点　この大会で改正された規約改正の主要点は、①党員候補制度を廃止したこと、②長期にわたって「党費をおさめず」「党生活にくわわらない」党員、いわゆる「十二条該当者」の要件を、これまでの六カ月から一年以上とし、これをただちに除籍するのでなく、党活動へ復帰するよう党組織が努力するよう義務づけること、③都道府県委員、同准委員に必要な党歴をこれまでの四年から六年に、地区委員、准地区委員のそれを二年から四年に引き上げること、などである。

(3) 大会後の中央委員会

一中総～三中総　第一五回大会一中総は大会会期中の八〇年三月一日に、新たに選出された中央委員、准中央委員によって、伊豆学習会館で開かれ、中央委員会議長、同副委員長、幹部会委員長、同副委員長、幹部会委員を選出した。

二中総は八〇年四月一一、一二の両日開かれた。この総会は「党大会決定の具体化」を中心的な議題とするもので、その一つとして参議院選挙にむけての政策が討議、決定された。またアフガニスタン問題など国際問題について西沢副委員長から報告があり、緒方靖夫『赤旗』特派員のアフガニスタン現地取材報告もおこなわれた。詳細は『理論政策』第一四八号（八〇年五月）参照。

三中総は八〇年五月二三日に開かれた。この中央委員会は衆参両院選挙にむけて全党の態勢固めをはかるものであった。宮本委員長は総会の冒頭発言で、社会党の飛鳥田委員長が前日の同党中央委で「非武装中立の党是を連合の妨げとしない」と述べたことについて、「すでに社公政権合意で放棄されていたものだ」と述べ、「党是は変わらないといいながら、右へ右へと向かっている」と社会党を批判した。総会は不破書記局長、緋田選対局長の報告、さらに上田政策委員長の「八〇年代をきりひらく民主連合政府の当面の中心政策」の提案説明をうけ、これを承認し、また同時選挙にあたって国民へのアピールを採択した。詳細は『理論政策』第一四九号（七八年六月）参照。

4 政策・方針・理論問題

第一五回大会決議

共産党の大会決議は社会党などの運動方針にあたるもので、七七年一〇月に開かれた第一四回大会以後の内外情勢の分析と党活動の総括をおこない、つぎの大会までの基本方針を示すものである。第一五回大会決議の主要点は、大会における宮本委員長の「冒頭発言」および不破書記局長の「中央委員会報告」について述べた部分と重複するので、省略する（「大会経過」の項参照）。ここでは、第一章の四のうち、労働戦線に関する部分を紹介しよう（全文は『前衛』第四五〇号、八〇年四月臨時増刊にある）。なお、決議案は七九年一一月に発表されたが、その後ソビエトによるアフガニスタンへの軍事介入という事態が起こったため、大会決議ではこれに関する一項が新たに加えられた。

【日本共産党第一五回大会決議、第一章四のうち
労働戦線統一、ナショナルセンター問題について】

労働戦線の動向は、革新統一戦線結成の事業にとっても特別に重要であるが、総選挙後、民社党・同盟および総評その他の労働組合内の右翼的潮流を中心に、政治戦線での新与党化に呼応する労働戦線の反共右寄り再編の策動が、さらにつよまっている。総評指導部が、参院選での社会党の議席確保の目的にすべてを従属させる立場からおしすすめてきた「社公中軸」、「社会党、総評、公明ブロック」路線も、事実上、右寄り再編に接近するものであり、「戦線統一」の名による労働戦線の右傾化、反共化の危険は、きわめて大きいものになっている。二月にひらかれた総評臨時大会が反共政権構想の支持を決定したことは、右翼的変質の新たな段階を画するものとなった。

労働戦線統一の事業は、単純に、労働組合の複数の全国組織を合流させて、より大きな組織をつくることを目的とした事業では、けっしてない。それは、国家独占資本主義の体制のもとで、独占資本とその政府という、組織された強大な敵にたちむかう労働組合運動が、労働者の経済的政治的諸要求の実現のために、その組織と行動を階級的に統一することであり、具体的には、正しい階級的民主的原則にもとづいて、労働組合の諸闘争を全国的、全産業別的に統一し、調整できる機能と役割をもったナショナルセンターを確立することである。

いま労働組合運動のなかには、企業ぐるみ選挙で、組合員に特定政党支持を強要しながら、労働者の生活と権利をまもる闘争は放棄し、減量経営下の首切り「合理化」に協力さえしている反共的右翼的潮流が、とくに、民間経営を中心に根深く存在している。「戦線統一」と称して、かりにいくつかの全国組織の合同がおこなわれたとしても、そこで労働組合としての基本原則をなげすてたこの種の右翼的潮流が支配的地位をしめ、反共主義や反革新の路線と結びついた「戦線統一」は、労働者の闘争を前進させその利益を擁護する力とは、なりえないであろう。

わが党は、一九六二年の第八回党大会四中総で、労働組合のどのような全国組織が労働戦線統一の母体となりうるかという問題について、つぎのように指摘したことがある。「労働戦線の統一という大きな目標と原則からみるならば、社会党支持という特定政党の支持を重大なわくとしてもっている現状のままでは、たんに相対的に大きな労働組合組織だということだけで総評をそのまま労働戦線統一の母体として評価することができないことも明らかである」。今日の情勢は、この指摘の重要性をいっそう確証している。既存の全国組織が、ナショナルセンターとしての正当な機能を果たさず、反対に、特定政党支持の誤りが、労働戦線右傾化の危険なテコになるといった事態のもとで、広範な労働者と労働組合のあいだに、新しいナショナルセンターをもとめる機運がつよまっているのは、当然の方向である。

未組織労働者の組織化の問題でも、階級的立場を堅持したナショナルセンターが存在しないことが、二千五百万にのぼる広範な労働者を、未組織のままに放置している一つの背景となっていることを、重視しなければならない。

真に労働者の利益を擁護する立場から労働戦線の統一をねがうすべての労働者と労働組合は、労働者の利益をそこなう労働戦線の右寄り再編に断固として反対し、労働組合の階級的民主的強化につとめるとともに、労働戦線統一の前提として、つぎの諸原則を確立するために、いっそう積極的にたたかわなければならない。これらの原則をそなえたナショナルセンターこそ、わが国で真に労働戦線統一の母体となる資格をもつことができるのである。

①「資本からの独立」の原則を、労働組合の組織と運営、活動全体につらぬくこと。②「政党からの独立」、すなわち、特定政党支持の立場をとらず、組合員の政党支持の自由を保障するとともに、要求や政策の一致点にもとづいて、革新諸政党との必要な協力・共同をすすめるという原則を確立すること。③労働者の要求の一致にもとづく行動の統一を、全国的にも、産業別的あるいは地域的にもすすめること。

このたたかいにおいて、統一戦線支持労組の果たす役割は重要である。統一戦線支持労組は、総評への加盟、非加盟を問わず、これまでもわが国

の労働組合運動の階級的民主的強化に、大きな貢献をおこなってきた。労働戦線の右寄り再編の危険が、いっそう重大な局面を迎えつつある今日、これらの労働組合は、必要な方法で共同の活動をさらに強化しつつ、広範な労働者と労働組合のあいだで、右寄り再編の有害性、労働戦線統一の原則、真のナショナルセンターのあり方などをめぐる大衆的討論を発展させる活動、労働者の経済的政治的要求を実現する全国的、地域的な統一行動を組織する活動、労働者階級の階級的任務として革新統一戦線結成の事業を推進する活動などで、いっそう積極的な役割を果たすことが期待される。また、ナショナルセンター問題について、ひろく労働組合の代表やこれまで労働運動になんらかのかたちで関係をもった有識者が、ひろく自由に協議して必要な見解を適宜表明できる、ゆるやかな討論的な懇談の場がつくられることも、きわめて有意義である。

「民主連合政府綱領」現代版

八〇年五月の三中総で採択された「八〇年代をきりひらく民主連合政府の当面の中心政策」は共産党が七三年に発表した「民主連合政府綱領提案」を、その後の事態の変化に応じて書き改めたものであった。発表に当たって宮本委員長は、その特徴・性格としてつぎの四点をあげた。①統一戦線結集の最大公約数である革新三目標を政府版として定式化し、㈠汚職のない清潔な政治を実現し、軍国主義の復活強化に反対する、㈡大資本中心の政治を打破し、国民のいのちとくらしを守る、㈢平和と民族自決権を擁護し、日米軍事同盟と手を切り、日本の中立をはかる――とした。②民主連合政府の基礎である革新統一戦線は、「排除の論理」はとらず、共同の目標に賛成し共同の意思のある全ての政治勢力、団体・個人を無条件で結集する。③この政府は社会主義の政府ではなく、軍国主義とファシズムへの重大な危険に歯止めをかけ、当面の緊急な国民的課題となっている自民党政治の根本的な転換をはかる政府であること。④他の野党が自民党政治の延長線上の連合政権構想を出しているのと対照的に、革新の原点に立った民主連合政府綱領の現代版となっていること。

ところで、この「中心政策」で一般に注目されたのは、安保条約廃棄後の日本の安全保障政策の一つとして「独立国として自衛措置のあり方について国民的な検討と討論を開始する」とし、その際「憲法改正論議も出てくる」と宮本委員長がコメントした点であった。これについて他党が「共産党が政権をとると憲法を改めることが明らかになった」と批判したのにたいし、不破書記局長は、「民主連合政府の下では憲法改正には手をつけない」と述べ、自衛措置についての国民的な討論の際に、憲法問題をタブーとしないのだと説明した。なお「民主連合政府の当面の中心政策」の全文は『赤旗』八〇年五月二五日付、または『理論政策』一四九号にある。

社会党・総評批判

共産党は七九年総選挙で総評が公明党とのあいだで選挙協力をすすめ、さらに選挙後、社会党が公明党とのあいだで共産党を排除した「連合政権」構想で合意したことにたいし、『赤旗』主張などで、きびしく批判した。主な論文は、同紙八〇年一月二〇日、二一日に連載された無署名論文「反革新路線に転換した社会党指導部――『社公合意』の意味するもの」および、『社会新報』四月一日付に掲載された多賀谷社会党書記長名の論文「革新連合政権の前進をめざして――日本共産党のいわれなき批判に答える」を反批判した不破書記局長の論文「右転落の弁明と告白――多賀谷論文における革新性の清算」(『赤旗』八〇年五月三日付)であるが、そのほかにも七九年九月以降の『赤旗』に数多くの社会党・総評批判の論文、主張が掲載されている。

政策・声明・論文

以上のほか、共産党がこの一年間に発表した主な政策、声明、論文は、つぎのとおりである。特記しないかぎり、『赤旗』に発表されたもので、カッコ内はその日付けである。なお、そのほとんどは『理論政策』の翌月号に再録されている。

【七九年総選挙関係】

①総選挙の争点と日本共産党の政策――八〇年代に国民本位の新しい日本をつくるために（七九年八月一〇日）、②自民党大平内閣の党略的国会解散にあたって（九月八日）、③希望に満ちた八〇年代の日本を切り開く真の革新の党　日本共産党と革新共同への支持を　総選挙の公示にあたって全有権者のみなさんに訴えます（九月一七日）、④日本共産党中央委員会の自民、公明、民社、新自ク四党にたいする公開質問状（九月一九日）。⑤日本共産党中央委員会の日本社会党への公開質問状（九月二九日）。

以上のほか選挙中に発表された諸政策、声明、談話などはすべて『前衛』七九年一二月臨時増刊号に収録されている。

【衆参両院同時選挙関係】

①参議院選挙の争点と日本共産党の立場――八〇年代を進歩と革新勝利の時代にするために（八〇年四月一四日）、②衆参両院同時選挙にあたって　反動化への「防波堤」、清潔な革新政治のにない手　日本共産党への支持を訴える――三中総決議（五月二四日）、③石油不安を解消する三つの提案（六月一六日）、④各党に対する公開質問状（六月一七日）、⑤衆議院選挙の結果について（六月二四日）、⑥参議院選挙の結果について（六月二五日）

以上のほか、選挙中に発表された諸政策、声明、公開質問状などは『前衛』第四五六号（八〇年八月臨時増刊）に収められている。

【労働運動関係】

①未組織労働者の組織化の前進のために（荒堀宏『赤旗　学習、党活動版』八〇年一月一三日）、②生活と権利をまもる労働組合運動の原点にたった春闘を（一月一四日）、③大会決議案と労働組合運動の問題（不破哲三、一月一五日、一六日）、④ナショナル センターの階級的民主的確立は急務（二月四日）、⑤転機に立つ労働組合運動　総評臨時大会をふりかえって（二月二三日、二四日）、⑥革新三目標で一致する　すべての勢力の大同団結を　第51回メーデーにあたって（五月一日）

【国際問題】

①アフガニスタンの事態について（八〇年一月一一日）、②サハロフ問題と日本共産党の立場（一月二七日）、③韓国での軍事ファッショ政権の「血の弾圧」を糾弾する（五月二七日）、④共同コミュニケはどうして破棄されたか――一九六六年の日中両党会談記（『世界政治』八〇年五月下旬号、六月上旬号）

【その他】

①どのようにして一九八〇年代を革新連合勝利への道にするか――すべての革新勢力に建設的対話と討論を呼びかける（宮本顕治　七九年八月二一日）②死文化された共・創協定と日本共産党の立場（一二月二九日）

田口・不破論争

共産党の機関誌『前衛』七九年九月号は田口富久治名古屋大学教授の「多元的社会主義と前衛党組織論――不破哲三氏の批判に答える」と題する論文を掲載して注目された。これは同誌一月号で不破書記局長が「科学的社会主義か『多元主義』か――田口理論の批判的研究」と題する論文で、田口氏を批判したのにたいする反論であった。論争のはじまりは、田口氏が『現代と思想』二九号（七七年九月、青木書店）に発表した「先進国革命と前衛党組織論」と題する論文にたいし、共産党中央が『赤旗・評論特集版』七七年一一月七日付に関原利一郎名で「前衛党の組織原則の生命――田口富久治氏の『民主集中制論』の問題点」と題する批判論文を掲載したことである。その後、田口氏が前

掲論文などを一冊にまとめて『先進国革命と多元的社会主義』（一九七八年三月、大月書店）として刊行したのにたいし、前掲の不破論文が発表されたのである。『前衛』の田口論文にたいしては、さらに同誌の八〇年三月号に「前衛党の組織問題と田口理論」と題する不破書記局長の再批判論文が発表された。論争の中心点は、共産党の組織原則である「民主集中制」のあり方をめぐる対立である。田口氏がユーロコミュニズムの諸党の理論家の見解を援用して「先進国革命路線に適合的な、国民大衆に可及的に公開的であり、党内民主主義が実質的に保障された党」をもとめて、①党大会における反対意見、修正意見の開陳の制度的保障、②多様な意見を反映する各級党機関の構成、③党指導部の交代のルールの明確化、④党大会で選出される統制委員会を設けるなど党機構内への「権力分立」原理の導入、⑤少数意見尊重の政治的・実質的保障――を提唱したのにたいし、不破氏は、このような主張は、「民主集中制」を弱体化させるものであり、田口氏の理論には階級闘争の見地が欠けているとして批判している。

5　国際活動

概　況

この一年間の日本共産党の国際活動でもっとも重要な出来事は、七九年一二月に宮本委員長が訪ソし、一五年間断絶状態にあった日ソ両共産党関係が公式に正常化したことであろう。ところで、その直後にソビエトのアフガニスタンにたいする軍事介入問題が起こり、これについて同党は一月一〇日に「アフガニスタンの事態について」と題する常任幹部会の声明を発表し、ソ連の行動を内政干渉、主権侵害として非難し、ソ連軍の早急な撤退を要求した。

一方、中国共産党とは依然として対立状態がつづいている。しかし、公然たる相互非難は少なくなり、日本共産党を支持する文化人が中国に招待されるなど変化のきざしはある。なお、日中両共産党の断絶のきっかけとなった一九六六年の両党会談に関する詳細な記録が『世界政治』五七三号、五七四号（八〇年五月、六月）に発表された。

また、発達した資本主義諸国の共産党との交流は年々さかんになり、この一年間でも、国際理論シンポジウムや第一五回党大会にかつてなく多数の代表が参加した。

日ソ両共産党関係、一五年ぶりに正常化

日本共産党とソ連共産党の関係は、一九六四年以来、断絶状態にあった。しかし両党関係正常化のための予備会談が七九年二月、四月おこなわれ、両党の合意が成立した。さらに八月と一一月の予備会談を経て七九年一二月一七日から二七日まで宮本委員長を団長とする日本共産党代表団がモスクワを訪問し、ブレジネフ書記長を団長とするソ連共産党代表団と正式会談をおこない、同二四日共同声明を発表した。この結果、両党の関係は一五年ぶりに正常化した。共同声明の全文は『赤旗』一二月二五日付に発表され、『理論政策』一四四号（八〇年一月）に再録されている。なお、四月の予備会談における合意文書の主要点については、本年鑑第五〇集四六五頁参照。

国際理論シンポジウム

共産党は党の創立五七周年を記念する国際理論シンポジウムを七九年七月一六日から一八日までの三日間、東京・千駄谷の党本部で開催した。シンポジウムのテーマは「発達した資本主義諸国の闘争の現状と展望」「新国際経済秩序について」「科学的社会主義の事業と平和」の三つで、イタリア、イギリス、西ドイツ、オーストラリア、フランス、アメリカ、メキシコ、スペイン、スウェーデン、それに日本の一〇カ国の共産党の代表一三人が参加した。一三人の内訳は、日本三イタリア二、他は各一である。日本共産党が主催する国際理論会議は、一九七二年に党創立五〇周年を記念して開かれており、これが二度目であった。シンポジウムでの報告や発言の全文は『前衛』第四四二号（七九年一〇月）に収録されている。

第一五回大会に出席した外国党

日本共産党大会への外国の共産党代表の出席は七七年の第一四回大会では九カ国であったが、八〇年二月の第一五回大会には、つぎの三〇の外国党の代表が出席した。①イタリア共産党　②イギリス共産党　③イスラエル共産党　④ハンガリー社会主義労働者党　⑤西ベルリン社会主義統一党　⑥ポーランド統一労働者党　⑦ベトナム共産党　⑧ペルー共産党　⑨ベルギー共産党　⑩ドイツ共産党　⑪ドイツ社会主義統一党　⑫チリ共産党　⑬チェコスロバキア共産党　⑭ルーマニア共産党　⑮レバノン共産党　⑯ソ連共産党　⑰ラオス人民革命党　⑱オーストラリア共産党　⑲オーストリア共産党　⑳ブルガリア共産党　㉑フランス共産党　㉒デンマーク共産党　㉓アメリカ共産党　㉔アンゴラ解放人民運動＝労働党　㉕キューバ共産党　㉖ユーゴスラビア共産主義者同盟　㉗メキシコ共産党　㉘スイス労働党　㉙スウェーデン左翼党　㉚スペイン共産党（イロハ順）。このほか代表団が出席した二五の党をふくむ四九の共産党、社会党、労働党から大会にメッセージが寄せられた。

日本共産党代表の外国訪問

別項の宮本委員長らのソビエト訪問のほか、七九年八年二二日～二六日のアメリカ共産党大会に星野力幹部会委員らが、また同一一月一九日～二四日のルーマニア共産党大会に村上副委員長らが出席した。また八〇年五月八日におこなわれたユーゴのチトー大統領の国葬にフランス共産党のユマニテ祭は瀬長副委員長が列席した。このほか（九月八日～九日）、スペイン共産党のムンド・オブレロ祭（九月二八日～三〇日）、メキシコ共産党のオポンシオン祭（八〇年五月一六日～一八日）にも、日本共産党の代表が参加した。

6 民社党

1 概況

結党二〇周年

八〇年一月、民社党は結党二〇周年を迎えた。安保闘争前夜の一九五九年一〇月、社会党を脱党し

た西尾末広氏を中心に、六〇年一月、民主社会党（六九年民社党と改称）は創立大会を開いたのであった。結党時は衆議院に四〇人、参議院に一七人と五七人の国会議員を擁し、野党第二党の地位を占め五年後の政権担当をめざしていた。しかし、躍進を期した結党直後の六〇年総選挙でつまずき、その後も伸び悩んだ。しかも公明党、共産党の進出によって、野党第二党の地位は失ったままである。しかし、七二年総選挙の一九議席を底に、七六年二九議席、七六年三五議席、八〇年三三議席と最近は比較的安定した成果をあげている。これは民社党の支持基盤である同盟の組織の伸びと同盟系労組のある大企業の全面的な支持を得ていること、また公明党との選挙協力によるところが小さくない。もっとも民社党自体の組織力の伸びも無視できず、党員数は七三年の二万人を底に上向き、とくに七八年以降は大幅な伸びを示している。

国民的大連合構想

しかし、単独では民社党の〝悲願〟である「政権」にはほど遠いことから〝政界再編〟に期待をかけ、また他党との提携による「連合政権」の追求が、常に党の方針で重要な比重を占めている。七〇年代の初頭には、公明党と社会党の江田派と結んだ二党一派による「民主的革新新党」結成を柱とする「西村構想」を提起した。これが社会党内における江田派の弱体化と「社共共闘」の進展によって挫折した後は社公民三党の共闘を追求する「社公民路線」が提唱された。ついで七〇年代の後半には「保革連合路線」から「保守・中道連合政権」の追求へと変化し、さらに八〇年六月の衆参同時選挙では、自民党から社会党までをふくむ「新しい革新、新しい保守による国民的大連合構想」の提唱となった。

役　員

民社党の役員の任期は二年である。現在の役員は七九年五月の第二四回大会および、同大会後の第一回中央執行委員会で選任されたものであるが、第二五回大会で同盟政治局長の交替にともない小川泰中執が辞任し、かわって一木香告樹氏が、中沢いと子中執の辞任にともない永江一仁氏が、それぞれ中執に選ばれた。なお、常任中央執行委員会のメンバーは、三役、局・委員長のほか、安里統制委員長、春日常任顧問、一木香告樹中執（同盟政治局長）の二一人である。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長（財政担当）小平忠、（組織担当）中村正雄、（選挙担当）向井長年、▽書記長　塚本三郎、▽副書記長　河村勝、▽総務局長　渡辺武三、▽組織局長　柳沢錬造、▽教宣局長　和田春生、▽機関紙局長　西田八郎（留任）、▽国際局長　渡辺朗、▽政策審議会長　大内啓伍、▽国会対策委員長　永末英一、▽選挙対策委員長　藤井恒男、▽市民団体対策委員長　田淵哲也、▽青年婦人対策委員長　木島則夫、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一、赤木省三、一木香告樹、小沢貞孝、柄谷道一、栗林卓司、三治重信、永江一仁、中村弘、西村章三、本田広市、宮田早苗、山本悌二郎、吉田之久、和田耕作、▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、高橋高望、戸部卯吉、中村利次、橋詰又一郎、村上源一、山田勝、米沢隆、和田一仁、▽会計監査　伊藤茂夫、岡田助雄、神田厚、小林利、中井洽

▽常任顧問　国会議員選挙対策委員長　春日一幸、▽顧問　西尾末広、稲富稜人、受田新吉、滝田実、中地熊造、村尾重雄、門司亮

▽組織局・青婦対委員会内の各対策委員長――地方議会対策委員長　吉田之久、労働対策委員長　宮田早苗、農林漁業対策委員長　稲富稜人、中小企業対策委員長　井上計、国民運動委員長　米沢隆、学生対策委員長　中野寛成、婦人対策委員長　木島則夫

2 組織・機関紙・財政

党員数

民社党第二五回大会の席上における柳沢組織局長の発言によれば、八〇年三月末現在の党員数は四万七六九六人でうち九〇%強が同盟組合員、残り一〇%弱が地域党員である。総支部の数は四八六で全国の市町村の一五%、党員五〇〇人未満の県連は一八県に達する（『同盟』八〇年六月号）。

なお『週刊民社』八〇年一月一八日付に、七六年一月以降の党員数の推移が発表されている。第118表がそれである。七九年一月、二月、三月の数字は同紙七九年四月一三日付で発表されたもの（本年鑑第50集四四九頁）と若干くいちがっている。

第118表　民社党党員数推移

76年1月	29,538人
77年1月	31,532
78年1月	32,887
4	34,037
7	35,872
10	39,148
79年1月	40,844
2	42,772
3	44,116
4	44,440
5	45,008
6	45,338
7	45,450
8	45,881
9	46,346
10	46,247
11	46,528

地方議員数

七九年一二月末現在の民社党所属の都道府県会議員は一一五人で、七八年末に比し一二人の増であった。なお、このほか民社党推薦の都道府県議が四二人あり、合計一五七人である。また市区町村議は八四二人で、前年比六九人増。ここでも四一〇人の推薦議員があり、小計一二五二人、地方議員の総合計は一四〇九人である。

機関紙誌

民社党の中央機関紙『週刊民社』はタブロイド版一二ページで一部七五円、月三〇〇円である。部数は八〇年二月現在で約一三万部である（『週刊民社』八〇年二月二九日付）。七九年五月の第二四回大会当時で約一二万余であったから、この一年間で一万部近くの伸びである。しかし、同大会で決定した拡大目標の二〇万部には遠くおよばず、八〇年四月の第二五回大会でも再び『週刊民社』二〇万の目標をかかげた。

中央理論誌『革新』は月刊で一部三五〇円、年四二〇〇円であったが、八〇年一月号から一部五〇〇円、年六〇〇〇円に引き上げられた。同誌の拡大目標は三万部である。

このほか民社党が発行している定期刊行物につぎのものがある。

①『政策と討論』月刊　一部二五〇円　年三〇〇〇円
②『自治レポート』月刊　一部一五〇円　年一八〇〇円
③青年隊機関紙『改革の炎』月刊　一部一〇〇円　年一二〇〇円

青年隊

民社党の青年組織である民社党青年隊は八〇年三月現在二一九隊、八六〇〇人である。なお、規定上は「三〇歳以下の青年党員は原則として入隊しなければならない」こ

財政

政治資金規正法により民社党が自治省に提出した七九年中の収支報告によれば、同党の収入総額は二二億〇四四〇万六六〇三円、このうち前年繰越し額をのぞいた七九年の収

入額は一七億三八八一万一〇一一円で、前年より三億三二二万円余の増であった。収入のうち寄附が九億五〇二三万円余で総収入の五四・六%を占めている。寄附のうち六億九九六九万円は同党の政治資金団体・政和協会からのもの、一億円が同盟からのものである。その他では『週刊民社』の発行による収入一億八〇〇四万円弱、『革新』発行による収入六〇三二万円、出版物収入が一二四八万円余で、以上機関紙誌等の発行による収入は二億五二八三万円余で総収入の一四・五%である。七八年の機関紙誌等の発行収入は約一億八三〇五万円（一三%）であったから、この分野でかなりの増額となっている。とくに『革新』は七八年では五五九万円余にすぎなかったことからみると一〇倍以上の伸びである。ただし、他党に比べれば依然として機関紙誌関係の収入は低い。党費・会費（納入人員四万六八三五人）は一億四五九九万円余、八・四%である。なお収入のうちで立法調査費が二億六九六〇万円、一五・五%と機関紙誌や党費を上回る比率であることが注目される。

支出面では総額一八億一八九〇万七四三八円で、前年比七億一三一八万円余の大幅増である。内訳では寄附・交附金八億一九七六万円余と全支出の四五・一%を占め、選挙関係費三億〇六八三万円余（一六・九%）がこれに次いでいる。七八年では寄附・交附金は二億四六二二万円（二二・三%）、選挙関係費五一一〇万円弱（四・六%）にすぎなかった。統一地方選と総選挙による両費目の大幅増が支出全体の増加に寄与したことが明らかである。このほかでは、人件費が二億九一四六万円余（一六・〇%）、機関紙誌の発行事業費一億八〇三八万円余（九・九%）などが主たる支出費目である。

3　大会・中央委員会

第一六回拡中委

民社党第一六回拡大中央委員会は七九年八月二一日、東京・平河町の都道府県会館別館に中央委員および全国の衆議院議員候補者の選対責任者二〇〇人を集めて開かれた。この拡大中央委は、秋に予想された総選挙にむけての態勢固めをはかるものであった。佐々木委員長は冒頭のあいさつで、総選挙の意義として、①腐敗政治からの訣別の闘いとする、②増税反対で対決する、③責任野党勢力の議席増で五五年体制を後退させる、の三点を強調した。ついで天池同盟会長の来賓あいさつ、塚本書記長の党務報告、春日常任顧問の衆議院議員候補者選考経過報告、藤井選対委員長の総選挙対策の提案、大内政審会長の総選挙政策の提案がおこなわれ、中央委はこれを承認した。中央委は最後に「民社党が伸びれば日本は良くなるとの信念のもとに、今次総選挙に党及びすべての支持団体のもてる力を総結集し、議席倍増の勝利へ向って驀進する」との宣言を採択し閉会した（『週刊民社』七九年八月三一日付参照）。

第二五回全国大会

民社党第二五回定期全国大会は、八〇年四月一五、一六の両日、東京・九段会館で開かれた。この大会は、結党二〇周年を迎えた民社党が、一九八〇年代は「連合の時代」であるとして「中道連合政権」の樹立を展望するとともに、「自民党一党支配の打破」をめざし、目前に迫った参院選

にむけての総決起集会としての性格ももっていた。

大会冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、参院選の最大の課題として「自民党一党支配の打破」を訴え、そのために社公民三党の選挙協力の重要性を強調した。ついで参院選における重点課題として、①政治の浄化と政治倫理の確立、②物価高騰、福祉後退からの国民生活の防衛、③平和と安全の問題の三つをあげ、これを国民に訴えることを表明した。また「連合政権」問題では「目下の段階で、軽々な予測はおこなうべきでない」と述べ、当面は①党勢の拡大、②連合政権の政策準備、③幅広い多数派結集への努力と模索、に力を入れることを表明した。最後に佐々木委員長は「一枚岩的党の団結」をもとめ「政党は公党であって私党ではない」ことを強調したが、これは民社党内に大きな影響力をもち、〝春日院政〟ととりざたされる春日常任顧問にむけられた言葉ととるむきが少なくなかった。

大会経過

委員長あいさつにつづき、来賓あいさつがあり、竹入公明党委員長、宇佐美同盟会長、関嘉彦民社研議長、岡村中立労連議長、森田弥一全国中小企業団体中央会組織委員長が祝辞を述べた。このあと塚本書記長の党務報告、永末国会対策委員長の国会活動報告、渡辺総務局長の決算報告、岡田会計監査の会計監査報告、安里統制委員長の統制委員会報告があり、質疑の後満場一致で承認された。また報告のあいだに、総評加盟の鉄鋼労連の中村委員長がかけつけ、鉄鋼労連と政策推進労組会議を代表して、参議院選での民社党支持を表明した。

議事の最初は役員補充に関する件で、中沢いと子、小川泰の両中執の辞任を認め、その補充につき役員選挙委員会に付託された。これで「違法ストを糾弾する決議」が緊急上程され、満場の拍手で採択された。この後一九八〇年度運動方針に関する件をはじめとする諸議案の提案説明があり、質疑の後、二つの分科会に付託された。

第二日の午前は分科会討議で運動方針・予算の第一分科会、政策の第二分科会にわかれて議案の審議がおこなわれた。午後はふたたび全体会議で、まず大本役員選挙委員長から一木香告樹、永江一仁の両氏を中執の補充として推薦したい、との提案があり、満場一致でこれを承認した。ついで、渡辺総務局長から名誉党員として曽禰益と中沢いと子の両氏を推挙したいとの提案があり、拍手でこれを承認した。つづいて二つの分科会の報告がおこなわれ、一九八〇年度運動方針、同政策、予算は本部提案どおり可決された。このあと党員表彰につづいて諸決議の採択、参院選候補者の紹介があり、最後に「八〇年代の主役は民社党である」との大会宣言を採択して閉会した。

第一七回拡中委

民社党第一七回拡大中央委員会は八〇年二月一二日、東京・永田町の都道府県会館に中央委員、本部役員など一九四人を集めて開かれた。この中央委員会は参議院議員選挙にむけて全党の態勢を固めるためのものであった。冒頭のあいさつで、佐々木委員長は公明党とのあいだで合意した「中道政権構想」についてふれ、これは「五五年体制の打破崩壊を出発点とし、現体制の構造的変革を求めるもの」であると位置づけ、今後、中道四党の結束強化をはかる方針を明らかにした。また社公連合政権構想について「第一ラウンドの結論としては、その成果を評価し、社会党の決断に敬意を表する」と述べた。また当面する重要政策課題として①平和と安全、②国民の生活防衛、③行政改革の徹

底の三点をあげた。このあと来賓あいさつに立った宇佐美同盟会長は「参院選では民社党候補勝利のため全力を尽くす。党は制度・政策実現に努力してほしい」と述べた。つづいて塚本書記長の党務報告、春日常任顧問の参院選対策の提案があり、質疑ののちこれを承認した。この後第一次公認候補九人の決意表明があり、「参院選勝利のため本日より行動を」との宣言を採択して閉会した。

4 政策・方針

八〇年度運動方針

民社党第二五回大会で決定された八〇年度運動方針は、公民両党間、社公両党間の二つの連合政権構想が成立したことを重視し、例年とちがって内外情勢の分析をあとにまわし、冒頭で「中道連合政権」の樹立をめざす政治路線をうちだしていた。以下にこの運動方針のうち「中道連合政権構想」と労働運動に関する部分をみておこう。なお、運動方針の全文は『革新』八〇年五月号にある。

【民社党一九八〇年度運動方針　1③中道連合政権への道】

（前略）このような経緯のもとに生み出された中道連合政権構想は、自民党政治積年の弊を打ち破り、国民大多数の期待にこたえうる新たな政権を樹立するため、その向うところを示したものである。同時にそれは、たとえ政権の交替が行なわれても、国民がいたずらに不安を覚えることなく、またわが国の国際関係にも無用の摩擦や緊張を招来しない政府の実現を公約したところに大きな意義がある。とくに安全保障政策について、自衛隊の存在を肯定し日米安保条約の存続を認め、外交・防衛に関する基本路線の継続性を保障した点で、野党の側から提起した連合政権のあり方としては、正に画期的なものといわなければならない。それは従来、民社党の政策方針とし一貫して主張し続けられてきたものだが、複数政党間の連合の基礎的条件としてかかげられたのは、これが初めてである。（中略）

中道連合政権構想によってわれわれが意図するところは、民社党と公明党のあいだで、あるいは社会党を加えた社・公・民三党という既存の観念による政党間の足し算によって、ポスト自民党政権の枠組みをつくろうとするものではない。また、保守との連立か、革新との連立か、という選択を問うものもいるが、それこそ旧き「五五年体制」そのものにとらわれ硬直した思考であって、われわれのとるところではない。

自民党が過半数を割り、いずれの党も絶対多数を制しえない事態を迎えれば、「五五年体制」の地殻変動は決定的となり、政党間の力関係は文字通り多様化する。その現象は、すでに地方自治体の首長と議会の関係である程度あらわれているが、中道勢力を核としていわゆる保革を超えた政界の再編が、国政の場においても現実の日程にのぼらざるをえない。

依然として自民党一党支配による保守体制の再生に執着する勢力や、共産党ならびに社会党協会派など反体制的革命闘争を基調とする左翼を別とし、来るべき政局転換に際して、その主導権をとり新たな政治改革への主体を構築することこそ、われわれの中道政権構想がめざすところである。

【新しい労働運動の流れとわが党の立場】

変革への挑戦と新たな選択に直面している八〇年代労働運動にとって、最大のテーマは労働戦線の統一である。七〇年代から八〇年代にかけ、主として総評の階級的な運動の流れに注目すべき変化があらわれてきた。その変化を促進した原因は、まず第一に同盟をはじめ民主的な労働組合主義による運動の不断の積み重ねが、その影響力を拡大し組合の指導方針の中に幅広く浸透したこと、それとともに産業社会の進展にともなう労働者の意識の変化や教条的なイデオロギーが色あせてきた社会的風潮によるものといえよう。

いまや賃金決定のパターンは、まぎれもなく団交重視の民間主導型が定

着してきた。権利闘争にしても、公労協を主体とした五年まえの無法なスト権ストが挫折したごとく、階級闘争的手法は破綻した。かわって勢いをえてきたのが、合法的な立法闘争と産業民主主義をめざす参加のたたかいである。政策推進労組会議が、労組ナショナル・センターの枠をこえ、傘下二十数単産、五百万人近い民間労働者を結集し、政策闘争に力量を発揮してきたのも、その証左である。「民間先行、労働組合主義、国際自由労連加盟」の三原則をかかげた同盟の戦線統一方針が、「無条件全的統一、選別主義反対」というかつての総評方式を凌駕し、今や統一論の主流となりつつある。総評の側でも「民間先行を一応認め、国際自由労連指向を前むきに検討する」ところまで変化をみせ、大多数の民間労組は、階級闘争路線とは質的に異なる新たな戦線統一方式を模索し、同盟もその流れに対応しつつある。

政党と労組は、それぞれ独立した組織であり、民主主義の原則のもと相互不介入は当然の建前である。同時に、勤労大衆を主たる基盤とする政党の消長が、勤労者組織の中核をなす労働組合の運動と密接なかかわりをもつことも事実である。したがって、民主的で建設的な労働組合主義に基礎を置く戦線統一の実現は、政治改革の主体勢力を形成するうえで、有力かつ安定した支持基盤の実現を意味する。その意味において、自由にして民主的な労働組合による戦線統一への動きは、われわれが指向する連合政権構想にとっても、その成否にかかわる重要なカギの一つである。

先の日本共産党大会が、社公政権協議を罵倒し、社公民へ顔を向けた社会党の路線転換とそれを支持した総評主流を口をきわめて非難したのも、このような情勢に深刻な孤立感を味わっているからにほかならない。社会党と総評との今後の動向にとって、共産党とのかかわりをどう整理していくのか、大きな試金石になるものと思われる。われわれは、自由にして民主的な労働組合との継続した協力関係を一層緊密にしながら、新しい労働戦線の動きに対し好ましい政治的環境の醸成に努力し、わが党の方針や政策に理解をもち同調可能とみられる労働組織とのあいだで、交流と提携の場をさらに拡大していく必要がある。そのためには党組織と各級議員の取り組みかたを一段と積極化し、従来の枠をこえる幅の広い対労組活動を展開していかなければならない。

八〇年度政策大綱

第二五回大会は事実上の参院選政策となる八〇年度政策大綱を決定したが、そのなかで「国民合意の防衛体制の推進」をうちだして注目された。この政策大綱は「自民党一党支配を打ち破り、日本型福祉国家を創造しよう」と題する前文と、つぎのような五大主張、一八大政策からなっていた。なお、この政策大綱の全文は『革新』八〇年五月号および六月号に連載されている。

【民社党の五大主張・一八大政策】

▽五大主張

一、物価を抑制し、国民生活を守る経済成長を達成しよう
①物価の抑制、②エネルギー危機の克服、③中小企業・農林漁業の安定、④財政再建への道
二、公費天国を打破し、行政改革を断行しよう
①公費天国・金権腐敗の根絶、②行政改革の断行、③公開・参加・責任の新しい体制づくり
三、福祉切り捨て路線と対決し、福祉の計画的向上を実現しよう
①公正な年金制度の実現、②医療保険制度の抜本改正、③住宅水準の向上と居住環境の改善、④教育費負担の軽減、⑤中高年齢者の雇用不安の解消
四、青年と婦人の活力でいきいきとした社会をつくろう
①学びたい人に学ぶ機会を保障、②青少年の個性を豊かに伸ばす教育、③婦人の地位向上、④青少年を世界に、⑤青年と婦人が進める社会づくり、⑥青年・婦人のボランティア活動の促進、⑦職場における青年・婦人の参加、⑧「余暇活用基本法（仮称）」の制定
五、安全保障を確保し、「平和戦略」を推進しよう
①日本を取りまく国際情勢の変化、②総合的な「平和戦略」の確立、③国民合意の防衛体制の推進、④相互依存時代の積極外交の推進

▽一八大政策
①便乗値上げの抑制で物価の安定、②景気を維持し、持続的な経済成長の確保、③一般消費税反対と財政税制改革、④行政改革の断行、⑤職場をふやし、労働者の雇用確保、⑥総合的社会保障制度の確立をめざして⑦快適な住環境を保障する住宅・宅地対策、⑧代替エネルギー開発の積極的推進、⑨魅力ある地域社会の建設と地方自治の確立、⑩中小企業の安定と経営基盤の確立、⑪将来展望をきりひらく農林漁業の再建、⑫教育・文化スポーツの振興でいきいきとした社会の創造、⑬婦人の地位向上と母性保護の確立、⑭公害のない快適な生活環境づくり、⑮安全な国民生活をめざす防災対策、⑯民主主義を守り、議会政治を前進、⑰相互依存時代の積極外交の推進、⑱国民合意の防衛体制の推進

その他の政策　以上のほか、民社党がこの一年間に発表した政策、声明、論文などの主なものはつぎのとおりである。

【七九年総選挙関係】
①総選挙政策アピール――(1)三つの危機を克服し、日本型福祉国家を創造しよう (2)八大主張、(3)一八大政策（『政策と討論』七九年八月号または『革新』七九年一〇月号）、②総選挙の意義に関する委員長談話（八・二九）、③衆議院の解散に対する党声明（九・七）、④公文書公開法案要綱（九・一三）、⑤国民生活の長期安定・向上をめざすエネルギー政策の提案（九・一八）、⑥総合的な「魅力ある地域社会」づくりの提唱（九・二一）、⑦行政改革に関する公開質問状（九・二二）、⑧男女雇用平等法（仮称）の制定について（九・二七）、⑨総選挙の結果に対する党声明（一〇・八）、以上②から⑨まではすべて『政策と討論』七九年九・一〇月合併号にある。なお⑤⑥⑦は『革新』七九年一一月号にも収録されている。

【衆参同時選挙関係】
①当面する重要課題に関する公開質問状　②プライバシー保護法案要綱　③「地場産業振興センター」設置の提唱　④婦人の地位向上と母性保障対策の確立　⑤「国民的大連合政権構想」に関する佐々木委員長談話。以上のほか選挙に関連した党声明、委員長談話はすべて『政策と討論』八〇年六・七月合併号にある。

【その他】
①八〇年代民社党の使命（佐々木良作『革新』八〇年一月号）、②行政改革ついての政府への第二次提言、③「ウサギ小屋」解消を目指す都市勤労者のための総合的住宅政策（以上『政策と討論』八〇年一月号）、④公文書公開法案（『政策と討論』八〇年五月号）

5　その他

国際活動　七九年七月以降の一年間に民社党が海外に派遣した代表団はつぎのとおりである。

(1) 七九年七月三日～一三日、塚本書記長を団長とし、若干の国会議員を中心とする民社党第三次訪中団一行九人は北京を訪問し、耿飈副首相、譚震林全人代副委員長、張香山・孫平化、両中日友好協会副会長、王文林国貿促副主任らと会談した。詳細は『革新』七九年九月号参照。

(2) 七月九日～一九日、青山丘衆院議員を団長とする民社党第四次東南アジア青年代表団一行二五人は（うち二〇人は同盟の労組役員）、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンの四カ国を訪問した。一行はタイをのぞく各国で労働組合幹部や社会主義インター加盟の友党の指導者と会い、交流した（『革新』七九年九月号参照）。

(3) 八〇年一月一三日～二〇日、塚本書記長を団長とする民社党エネルギー問題訪米調査団はワシントンでダンカン・エネルギー省

長官、アスキューSTR大使、クレーター国防省副長官、サリバン国務次官補代行らアメリカ政府関係者と会談し、エネルギー問題、イラン、アフガニスタン問題等について意見を交換した（『政策と討論』八〇年一月号および『革新』八〇年三月号参照）。

(4) 八〇年五月三日～一一日、佐々木委員長と渡辺国際局長は西ドイツとアラブ首長国連邦を訪問した。西ドイツには四日から七日まで滞在し、オタイバ石油相ら政府要人と会見し、アフガニスタン、イラン問題を中心に意見を交換した（『革新』八〇年七月号）。

街頭行動　民社党の国民運動は、主として街頭における宣伝活動、募金運動としておこなわれ、青年隊員がその主力となっている。この一年間でおこなわれた街頭行動の主なものは、北方領土返還要求運動、核禁運動、一般消費税反対運動、インドシナ難民救援運動などである。とくにインドシナ難民救援運動では、八〇年一月本部に塚本書記長を委員長とするインドシナ難民対策特別委員会を設けて街頭カンパ活動を展開し、一八都道府県連で一七五万円余を集めた。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)「日本社会党第44回定期全国大会速記録」、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』（月刊）、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』（月刊）、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』（月刊）、(8)社会通信社『旬刊社会通信』、(9)現代研究社『しんろ』（月刊）

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』（日刊）、(2)同『公明』（月刊）、(3)同『公明月報』（月刊）

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、(3)同『前衛』（月刊）、(4)同『議会と自治体』（月刊）

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『革新』（月刊）、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)全日本労働総同盟『同盟』（月刊）、(5)民主社会主義研究会議『改革者』（月刊）

以上のほか『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『世界』、『エコノミスト』を利用した。なお、月刊誌だけでなく一般週刊誌までカバーした政党関係の雑誌記事のリストとして、日本共産党『赤旗・評論特集版』（週刊）に毎号掲載される「雑誌記事」がある。